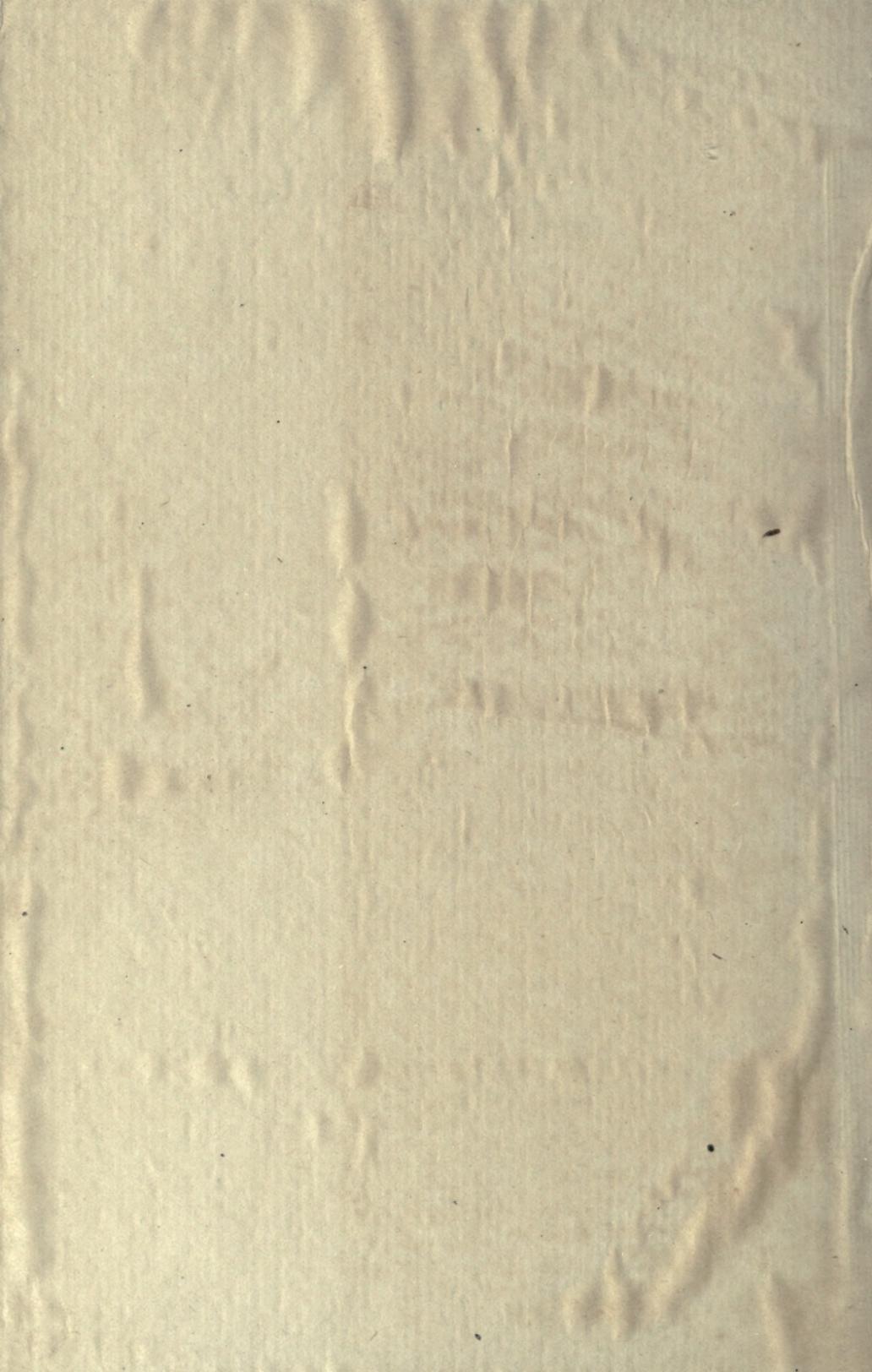


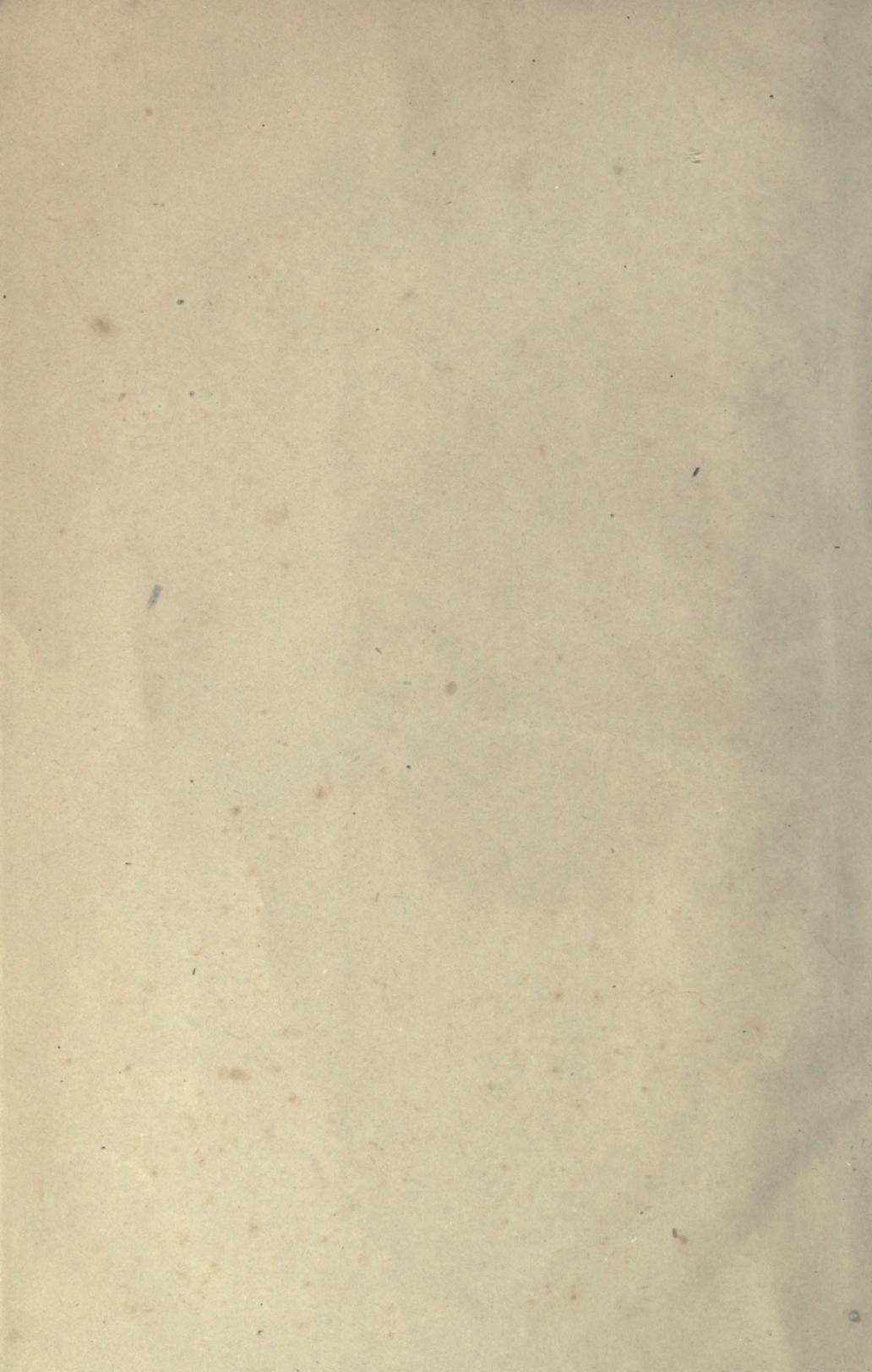
EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03008 0659







中華書局出版

北京

發行所

總發行所

上海

分發行所

天津

漢口

南京

大正八年六月二日印刷
大正八年六月五日發行

編輯兼
發行者

早稻田大學出版部

右代表者

種村宗八

東京府豐多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者

渡邊八太郎

東京市牛込區櫻町七番地

印刷所

日清印刷株式會社



發行所

東京市牛込區早稻田
振替東京一二三三番

早稻田大學出版部

史記國字解第一卷終

史記國字解第一卷終

史記國字解第一卷終

赤星五寬舒之祠官、以歲時致禮、凡六祠、皆太祝領之、至如八神、諸神、明年、凡山、他名祠、行過則祀、去則已、方士所興祠、各自主、其人終則已、祠官弗主、他祠皆如其故、今上封禪、其後十二歲而還、徧於五嶽四瀆矣、而方士之候祠神人、入海求蓬萊、終無有驗、而公孫卿之候神者、猶以大人跡爲解、無其效、天子益怠厭方士之怪迂語矣、然終羈縻弗絕、冀遇其眞、自此之後、方

士言祠神者彌衆、然其效可睹矣、

【校異】八、神諸神、下の神の字無し、方士言祠神者、祠神を神祠に作る、

太史公曰、余從巡祭天地諸神、名山川、而封禪焉、入壽宮侍祠、神語、究觀方士祠官之言、於是而論次自古以來用事於鬼神者、具見其表裏、後有君子、得以覽焉、至若俎豆珪幣之詳、獻酬之禮、則有司存焉、

【校異】祠官之言、言を意に作る、至若俎豆珪幣之詳、至若を若至に作る、

(本紀終)

其明年東巡海上，考神僊之屬，未_レ有_二驗者_一，方士有_レ言，黃帝時爲_二五城十二樓_一，以候_二神人於執期_一，命曰_二迎年_一，上許作_レ之，如_レ方，明年上親禮祠上帝，衣上黃焉。

【校異】 明年、此の上に命曰の二字あり、後節に八神諸神明年凡山他名祠云々とあれば此の明年は翌年の意にあらずして五城十二樓を造營して祀れる祠の名なり、故に命曰の二字あるを正しとなす、

公玉帶曰黃帝時雖封泰山然風后封鉅岐伯令黃帝封東泰山禪凡山合符然後不死焉天子既令設祠具至東泰山東泰山卑小不稱其聲乃令祠官禮

之而不封禪焉其後令帶奉祠候神物

【校異】 封鉅、封臣に作る、東泰山卑小、東の字無し、有るを正しとなす、

夏遂還泰山脩五年之禮如前而加禪祠石閭石閭者在泰山下隄南方方士多言此僊人之閭也故上親禪焉其後五年復至泰山脩封還過祭常山

【字解】 常山、常を恆に作る、

今天子所興祠泰一后土三年親郊祠建漢家封禪五年一脩封薄忌泰一及三一冥羊馬行

泉作^ニ諸侯^ヲ邸^ヲ勇^之乃^曰越^俗有^ニ
 火裁^復起^屋必^以大^用勝^服之^ニ
 於是^作建^章宮^度爲^ニ千^門萬^戶
 前^殿度^高未^央其^東則^鳳闕^高
 二十^餘丈^其西^則唐^中數^十里
 虎^圈其^北治^大池^漸臺^高二十
 餘^丈名^曰泰^液池^中有^蓬萊^方
 丈^瀛洲^壺梁^象海^中神^山龜^魚
 之^屬其^南有^玉堂^璧門^大鳥^之
 屬^乃立^神明^臺井^幹樓^度五十
 餘^丈輦^道相^屬焉^一
 夏^漢改^曆以^正月^爲歲^首而^色
 上^黃官^名更^印章^以五^字因^爲

太初元年

【校異】 因爲太初元年、因の字無し、

是^歲西^伐大^宛蝗^大起^丁夫^人
 雜^陽虞^初等^以方^祠詛^匈奴^大
 宛^焉一

其^明年^有司^言雍^五時^無牢^熟
 具^芬芳^不備^乃命^祠官^進時^犢
 牢^具五^色食^所勝^而以^木耦^馬
 代^駒焉^獨五^帝用^駒行^親郊^用
 駒^及諸^名山^川用^駒者^悉以^木
 耦^馬代^行過^乃用^駒他^禮如^故

【校異】 有司言、有司上言に作る、五色、五の字無し、
 木耦馬、耦を馬に作る、同義なり、五帝用駒、五月嘗
 駒に作る、義異なり、

於下房以二十太牢天子從崑崙道入始拜明堂如郊禮禮畢燎堂下而上又上泰山有祕祠其顛而泰山下祠五帝各如其方黃帝并赤帝而有司侍祠焉泰山上舉火下悉應之

【校異】崑崙道、崑侖道に作る、

其後二歲十一月甲子朔旦冬至推歷者以本統天子親至泰山以十一月甲子朔旦冬至日祠上帝明堂每脩封禪其贊饗曰天增授皇帝泰元神筴周而復始皇帝敬拜泰一

【校異】每脩封禪、每を母に作る、徐廣曰、常五年

一脩耳、今適二年、故但祠於明堂、此によれば母の字を正しとなす、神筴、筴を策に作る、同じ、

東至海上、考入海及方士求神者、莫驗、然益遣冀遇之、

十一月乙酉柏梁、十二月甲午朔、上親禪高里祠、后土臨渤海、將以望祠蓬萊之屬、冀至殊庭焉、

【校異】望祠、祠を祀に作る、

上還以柏梁、裁故朝、受計甘泉、公孫卿曰、黃帝就青靈臺、十二日燒黃帝乃治明庭、明庭甘泉也、方士多言古帝王有都甘泉者、其後天子又朝諸侯甘泉、甘

有復作

【校異】殿防内中、防を房に作る、同義なり、甘泉防、甘泉房中に作る、

其明年伐朝鮮、夏旱、公孫卿曰、黃帝時封則天旱乾封三年、上乃下詔曰、天旱意乾封乎、其令天下尊祠靈星、其明年上郊雍、通回中道、巡之、春至鳴澤、從河西歸、其明年冬、上巡南郡、至江陵、而東、登禮潛之天柱山、號曰南嶽、浮江自尋陽出、樅陽、過彭蠡、祀其名山川、北至琅邪、竝海上、四

月中、至奉高脩封焉、

【校異】潛之天柱山、潛を瀾に作る、潛は潛の誤なり、潛と瀾と同じ、祀其名山川、祀を禮に作る、

初、天子封泰山、泰山東北陞、古時、有明堂處、處險不敞、上欲治明堂、奉高旁、未曉其制度、濟南人公玉帶上黃帝時明堂圖、明堂圖中有一殿、四面無壁、以茅蓋、通水、圜宮垣、爲複道、上有樓、從西南入、命曰昆侖、天子從之、入以拜祠上帝焉、於是上令奉高作明堂汶上、如帶圖、及五年、脩祠、則祠泰一五帝於明堂上、坐、令高皇帝祠坐對之、祠后土

使^ム一^{ワン}卿^{ケイ}將^シ卒^{ソツ}塞^{サエ}決^{ケツ}河^カ、河^カ徙^{リテ}一^{ワン}渠^{ケイ}、復^ス禹^ウ之^シ故^コ跡^{セキ}焉^ニ、

【校異】若^レ云^レ見^ニ天^テ子^シ、見^ニ字^ノ上^ニに欲^スの字^{アリ}あり、見^ニ大^ト人^ノ跡^ノ、跡^ノ字^ノ下^ニに云^フの字^{アリ}あり、母^ノ名[、]無^ク名^ニに作^ル、河^ノ徙^ニ一^ニ渠[、]河^ノ字^無し、

是^レ時^ニ既^ニ滅^キ南^ノ越^ヲ、越^ノ人^ノ勇^ム之^ヲ乃^チ言^フ、越^ノ人^ノ俗^ハ信^ム鬼^ヲ而^{シテ}其^ノ祠^ニ皆^シ見^ル鬼^ヲ、數^ニ有^リ效[、]昔^レ東^ノ甌^ノ王^ノ敬^ム鬼^ヲ、壽^至三^百六^十歲[、]後^ニ世^ニ謾^ル怠^ル、故^ニ衰^{セリ}耗^ス、乃^チ令^ム越^ノ巫^ヲ立^テ越^ノ祝^ヲ、祠^ヲ安^{キテ}臺^ヲ無^シ壇[、]亦^{シテ}祠^ニ天^ノ神^ヲ上^ニ帝^ヲ百^ノ鬼^ヲ、而^{シテ}以^テ雞^ヲ卜^ス、上^ニ信^ム之^ヲ、越^ノ祠^ニ雞^ヲ卜^ス始^メ用^フ焉[、]

【校異】南^ノ越[、]兩^ノ越^ニに作^ル、越^ノ人^ノ俗^ハ信^ム鬼^ヲ、信^ノ字^無し、壽^至三^百六^十歲[、]至^ノ字^無し、謾[、]怠[、]怠[、]慢^ニに作^ル、始^メ用^フ焉[、]焉^ノ字^無し、

公^ノ孫^ノ卿^曰、僊^人可^シ見^ル、而^{シテ}上^ニ往^ク常^ニ遽^ニ、以^テ故^ヲ不^レ見^エ、今^ニ陛^下可^シ爲^ル觀[、]如^シ緱^氏城[、]置^キ脯^棗、神^人宜^シ可^シ致^ス、且^シ僊^人好^ム樓^居、於^テ是^ニ上^ニ令^ム長^安、則^シ作^リ蜚^廉桂^觀、甘^泉則^シ作^リ益^延、壽^觀、使^シ卿^持節[、]設^ケ具[、]而^{シテ}候^シ神^人、乃^チ作^リ通^天臺[、]置^キ祠^具、其^ノ下^ニ將^シ招^キ來[、]神^遷之^屬、於^テ是^ニ甘^泉更^ニ置^キ前^殿、始^メ廣^ク諸^宮室[、]

【校異】緱^氏城[、]氏^ノ字^無し、通^天臺[、]通^天臺^臺に作^ル、

夏^ニ有^リ芝^生殿^防、內^中天^子爲^シ塞[、]河^興、通^天臺[、]若^シ有^ル光^云、乃^チ下^シ詔[、]曰^ク、甘^泉防^生芝[、]九^莖赦^ス天^下、母^レ

至海上望冀遇蓬萊焉奉車子
侯暴病一日死上乃遂去竝海
上北至碣石巡自遼西歷北邊
至九原五月返至甘泉有司言
寶鼎出爲元鼎以今年爲元封
元年

【校異】封禪泰山禪の字無し、既無風雨畜、既の
字無し、畜を災に作る、諸神山、山の字無し、返至甘
泉、返を反に作る、

其秋有星弗于東井後十餘日
有星弗于三能望氣王朔言候
獨見其星出如瓠食頃復入焉
有司言同陛下建漢家封禪天
其報德星云其來年冬郊雍五

帝還拜祝祠泰一贊饗曰德星
昭衍厥維休祥壽星仍出淵耀
光明信星昭見皇帝敬拜泰祝
之饗

【校異】其星出如瓠、其を旗に瓠を瓜に作る、

其春公孫卿言見神人東萊山
若云見天子天子於是幸緱氏
城拜卿爲中大夫遂至東萊宿
留之數日母所見見大人跡復
遣方士求神怪采芝藥以千數
是歲早於是天子既出母名乃
禱萬里沙過祠泰山還至瓠子
自臨塞決河留二日沈祠而去

神藉五色土益雜封縱遠方奇
 獸蜚禽及白雉諸物頗以加祠
 兕旄牛犀象之屬弗用皆至泰
 山然後去封禪祠其夜若有光
 晝有白雲起封中天子從封禪
 還坐明堂羣臣更上壽於是制
 詔御史朕以眇眇之身承至尊
 兢兢焉懼弗任維德菲薄不明
 于禮樂脩祀泰一若有象景光
 屑如有望依依震於怪物欲止
 不敢遂登封泰山至於梁父而
 后禪肅然自新嘉與士大夫更
 始賜民百戶牛一酒十石加年

八十孤寡布帛二匹復博奉高
 蛇丘歷城毋出今年租稅其赦
 天下如乙卯赦令行所過毋有
 復作事在二年前皆勿聽治
 【校異】泰山下趾趾作趾同義なり頗以加
 祠祠を禮に作る然後去祭后土に作る從封禪封
 の字無し依依此の二字無し依々は思ひ煩ふさま
 なり
 又下詔曰古者天子五載一巡
 狩用事泰山諸侯有朝宿地其
 令諸侯各治邸泰山下天子既
 已封禪泰山既無風雨蠶而方
 士更言蓬萊諸神山若將可得
 於是上欣然庶幾遇之乃復東

令人上石立之泰山顛上遂東
巡海上行禮祠八神齊人之上
疏言神怪奇方者以萬數然無
驗者乃益發船令言海中神山
者數千人求蓬萊神人公孫卿
持節常先行候名山至東萊言
夜見一人長數丈就之則不見
見其跡甚大類禽獸云羣臣有
言見一老父牽狗言吾欲見巨
公已忽不見上既見大跡未信
及羣臣有言老父則大以爲僊
人也宿留海上與方士傳車及
間使求僊人以千數

【校異】一人、大人に作る、

四月還至奉高上念諸儒及方
士言封禪人人殊不經難施行
天子至梁父禮祠地主乙卯令
侍中儒者皮弁薦紳射牛行事
封泰山下東方如郊祠泰一之
禮封廣丈二尺高九尺其下則
有玉牒書書祕禮畢天子獨與
侍中奉車子侯上泰山亦有封
其事皆禁明日下陰道丙辰禪
泰山下趾東北肅然山如祭后
土禮天子皆親拜見衣上黃而
盡用樂焉江淮間一茅三脊爲

其儀禮、而羣儒采封禪、尙書周
官王制之望祀、射牛事、齊人丁
公年九十餘、曰、封者合不死之
名也、秦皇帝不得上封、陛下必
欲上、稍上、即無風雨、遂上封矣、
上於是乃令諸儒習射牛、草封
禪儀、數年至、且行、天子既聞公
孫卿及方士之言、黃帝以上、封
禪皆致怪物、與神通、欲放黃帝
以嘗接神、遷人蓬萊、土高世比
德於九皇、而頗采儒術、以文之、
羣儒既以不能辯明封禪事、又
牽拘於詩書古文、而不敢騁上

爲封祠器、示羣儒、羣儒或曰、不
與古同、徐偃又曰、太常諸生行
禮、不如魯善、周霸屬圖封事、於
是上緹偃、霸盡罷諸儒、弗用、

【校異】放黃帝、以嘗接神、遷人、以嘗を以上に依
る、不敢騁、敢を能に作る、封祠器、封の字の下に禪
の字あり、圖封事、封事を封禪事に作る、緹偃、霸、
の字の下に而の字あり、

三月、遂東幸緱氏、禮登中嶽、太
室、從官在山下、聞若有言萬歲
云、問上上不言、問下下不言、於
是以三百戶封太室奉祠、命曰
崇高邑、
【校異】中嶽、太室、嶽の下に縣の字あり、
東上泰山、山之草木葉未生、乃

除道繕治宮觀名山神祠所以望幸矣、

【校異】候三神河南、此下に言の字あり、以歲乃可致、致の下に也の字あり、以望幸矣、矣を也に作る、

其年既滅南越、上有嬖臣李延年、以好音見、上善之、下公卿議曰、民間祠尙有鼓舞之樂、今郊祠而無樂、豈稱乎、公卿曰、古者祀天地皆有樂、而神祇可得而禮、或曰、秦帝使素女鼓五十弦瑟、悲帝禁不止、故破其瑟爲二十五弦、於是塞南越禱祀秦一后土、始用樂舞、益召歌兒、作二十五弦及箜篌、瑟自此起、

【校異】其年、年を歲に作る、祀天地、祀を祠に作る、塞南越、塞を賽に作る、塞は賽に通ず、箜篌、空侯に作る、瑟自此起、瑟の上に琴の字あり、無きを正しとなす、

其來年冬、上議曰、古者先振兵、澤旅、然後封禪、乃遂北巡朔方、勒兵十餘萬、還祭黃帝冢、橋山、澤兵須如、上曰、吾聞黃帝不死、今有冢何也、或對曰、黃帝已僊上天、羣臣葬其衣冠、

【校異】振兵澤旅、澤兵須加、二の澤の字釋に作る、澤は誤なり、

既至甘泉、爲且用事泰山、先類祠秦一、自得寶鼎、上與公卿諸生議封禪、封禪用希曠絕、莫知

有光焉、公卿言、皇帝始郊見泰
 一雲陽、有司奉瑄玉嘉牲薦饗
 是夜有美光、及晝黃氣上屬天
 太史公祠官寬舒等曰、神靈之
 休、祐福兆祥、宜因此地、光域立
 泰時壇、以明應、令太祝領祀、及
 臘間祀、三歲天子一郊見、

【校異】空桐、崆峒に作る、壇放、薄忌泰、一壇、上の壇
 の字の上に祠の字あり、犛牛、狸牛に作る、如、雍禮、
 雍の下に郊の字あり、筴、策に作る、同じ、滿、壇旁、旁
 の字無し、及、臘間祀、及のの上に秋の字あり、

其秋爲伐南越、告禱泰一、以牡
 荆、畫幡、日月北斗登龍、以象天
 一、三星爲泰一、鋒、名曰靈旗、爲

兵禱則太史奉以指所伐國、
 而五利將軍使不敢入海、之泰
 山祠、上使人微隨、驗實無所見、
 五利妄言見其師、其方盡多不
 讎、上乃誅五利、

【校異】使、人微隨、驗、微の字無し、無所見、無を母
 に作る、

其冬公孫卿候神、河南見遷人
 迹、緱氏城上、有物若雉、往來城
 上、天子親幸緱氏城、視跡、問卿
 得毋效文成、五利乎、卿曰、僊者
 非有求人主、人主求之、其道非
 少寬假、神不來、言神事、事如迂
 誕、積以歲、乃可致、於是郡國各

拜卿爲郎東使候神於太室

【校異】宛侯、宛胸に作る、宛胸は地名にして宛侯は宛胸を領せる諸侯ならむ、區對同、區の上に鬼史の二字あり、神筭、筭を策に作る、同じ、得朔旦冬至、得を復に依る、申功、功を公に作る、當黃帝之時、時の字の下に曰の字あり、從上龍七千人、龍の字無し、千を十に作る、龍額拔、拔の字の下に二の墮の字あり、其弓與龍胡額號、龍の字無し、

上遂郊雍至隴西西登空桐幸
甘泉令祠官寬舒等具泰一祠
壇壇放薄忌泰一壇壇三垓五
帝壇環居其下各如其方黃帝
西南除八通鬼道泰一所用如
雍一時物而加醴棗脯之屬殺
一犛牛以爲俎豆牢具而五帝

獨有俎豆醴進其下四方地爲
餼食羣神從者及北斗云已祠
胙餘皆燎之其牛色白鹿居其
中斄在鹿中水而泊之祭日以
牛祭月以羊斄特泰一祝宰則
衣紫及繡五帝各如其色日赤
月白十一月辛巳朔旦冬至昧
爽天子始郊拜泰一朝朝日夕
夕月則揖而見泰一如雍禮其
贊饗曰天始以寶鼎神筭授皇
帝朔而又朔終而復始皇帝敬
拜見焉而衣上黃其祠列火滿
壇旁壇旁烹炊具有司云祠上

獨有_ニ此_ノ鼎書_ヲ曰_ク漢興_{リテ}復當_ニ黃帝_ヲ之時_ニ漢之聖者_ハ在高祖_ノ之孫_ニ且曾孫_ニ也_、寶鼎出_テ而與_レ神通_シ封禪_シ封禪_シ七十二王_、唯黃帝得_テ上_ニ泰山_ニ封_シ申功_ト曰_ク漢主亦當_ニ上_ニ封_シ上封_シ則能_ク僊登_リ天矣_、黃帝時萬諸侯_、而神靈之封_シ居_ニ七千_ニ天下_ノ名山_ハ八_、而三在_ニ蠻夷_ニ五在_ニ中國_ニ中國_ニ華山_ノ首山_ノ太室_ノ泰山_ノ東萊_ノ此五山_ハ黃帝之所常遊_シ與_レ神會_シ黃帝且戰_ヒ且學_ビ僊_ヲ患_ニ百姓_ノ非_ニ其道_ヲ乃斷_リ斬_リ非_レ鬼神_ヲ者_、百餘歲_、然後得_テ與_レ神通_シ黃帝郊雍_ニ上帝_ヲ宿_ニ宿_ニ三

月_、鬼史區號_ス大鴻_ト死_{シテ}葬雍_ニ故鴻冢_ハ是也_、其後黃帝接_{ヘル}萬靈_、明廷_者甘泉也_、所謂寒門_者谷口也_、黃帝采_{リテ}首山_ノ銅_ヲ鑄_ル鼎_ヲ於_ニ荆山下_ニ鼎既成_ニ有_レ龍垂_リ胡頰_ニ下_ニ迎_フ黃帝_、黃帝上_{リテ}騎_ル羣臣後宮從_ニ上_ニ龍_ニ七千餘人_、龍乃上去_リ餘小臣不得_レ上_ル乃悉持_ク龍頰_ヲ龍頰拔_リ墮_リ黃帝之弓_ヲ百姓仰望_ム黃帝既上天_ニ乃抱_{キテ}其弓_ト與_レ龍胡頰號_シ故後世因名_{ケテ}其處_ヲ曰_ク鼎湖_ト其弓_ヲ曰_ク烏號_ト於是天子曰_ク嗟乎_、吾誠得_レ如_ニ黃帝_ノ吾視_レ去_リ妻子_ヲ如_ク脫_レ躡_ル耳_、乃

心^ニ知^リ其^テ意^ヲ而^シ合^ス德^ヲ焉、鼎^ニ宜^シ見^ル於^テ祖^ノ禰^ニ藏^メ於^テ帝^ノ廷^ニ以^テ合^ス明^ヲ應^ジ制^ス曰^ク可^シ

【校異】 驗^ニ問^ニ巫^ニ錦^ニ錦^ノ字^無し、晏^ニ溫^ニ、曠^ニ盥^ニに作^ル、義^同じ、今^ノ年^ノ、年^ノを歲^ニに作^ル、未^レ有^ル報^ヲ、有^ルノ字^無し、遷^ニ于^テ夏^ノ商^ノ、遷^ノ上^ニに鼎^ノノ字^有り、不^レ虞^ヲ、虞^ヲを吳^ニに作^ル、義^同じ、かまびすし、大饗^ニ、饗^ヲを享^ニに作^ル、義^同じ、

入^リ海^ニ求^ム蓬^ヲ萊^ヲ者^ノ言^フ蓬^ヲ萊^ハ不^レ遠^カ而^シ不^レ能^ハ至^ル者^ハ殆^ド不^レ見^ル其^ノ氣^ヲ上^ニ乃^チ遣^ハ望^ム氣^ヲ佐^メ候^ヲ其^ノ氣^ヲ云^フ其^ノ秋^ハ上^ニ幸^シ雍^ニ且^シ郊^ニ或^ハ曰^ク五^ノ帝^ハ泰^ハ一^ニ之^ヲ佐^メ也^{ナリ}宜^シ立^テ泰^ヲ一^ニ而^シ上^ニ親^ラ郊^ニ之^ヲ上^ニ疑^ヒ未^レ定^メ齊^ノ人^ハ公^ノ孫^ノ卿^曰今^ノ年^ハ得^ル寶^ヲ鼎^ヲ其^ノ冬^ハ辛^巳朔^ノ旦^ハ冬^ニ至^リ與^テ黃^ノ帝^ト

時^ニ等^シ卿^ニ有^リ札^ヲ書^ク曰^ク黃^ノ帝^ハ得^ル寶^ヲ鼎^ヲ宛^ニ侯^ニ問^フ於^テ鬼^ノ史^ニ區^ニ區^ニ對^シ曰^ク黃^ノ帝^ハ得^ル寶^ヲ鼎^ヲ神^ノ筮^ヲ是^レ歲^ハ己^ノ酉^ノ朔^ノ旦^ハ冬^ニ至^リ得^ル天^ノ之^ヲ紀^ヲ終^ニ而^シ復^シ始^ス於^テ是^ニ黃^ノ帝^ハ迎^レ日^ヲ推^シ筮^ヲ後^ニ率^テ二^十歲^ヲ得^ル朔^ヲ旦^ハ冬^ニ至^リ凡^テ二^十推^シ三^百八^十年^ヲ黃^ノ帝^ハ僊^シ登^リ于^テ天^ニ卿^ハ因^テ所^ノ忠^ヲ欲^シ奏^ス之^ヲ所^ノ忠^ハ視^テ其^ノ書^ヲ不^レ經^ル疑^ヒ其^ノ妄^ヲ書^ク謝^シ曰^ク寶^ノ鼎^ノ事^ハ已^ニ決^セ矣^{ナリ}尚^ホ何^ヲ以^テ爲^ス卿^ハ因^テ嬖^人奏^ス之^ヲ上^ハ大^ニ說^シ召^シ問^フ卿^曰對^シ曰^ク受^テ此^ノ書^ヲ申^ス功^ヲ申^ス功^ハ已^ニ死^ニ矣^{ナリ}上^曰曰^ク申^ス功^ハ何^ノ人^ノ也^{ナリ}卿^曰曰^ク申^ス功^ハ齊^ノ人^ノ也^{ナリ}與^テ安^ノ期^ヲ生^シ通^シ受^テ黃^ノ帝^ハ言^フ無^レ書^ク

言有禁方能神僊矣、

【校異】 振、震に作る、

其夏、六月中、汾陰、巫錦、爲民祠、
魏唯后土營旁、見地如鉤狀、培
視得鼎、鼎大異於衆鼎、文鏤無
款識、怪之言吏、吏告河東太守
勝、勝以聞、天子使使驗問巫錦
得鼎、無姦詐、乃以禮祠迎鼎、至
甘泉、從行上薦之、至中山、晏溫
有黃雲蓋焉、有麋過、上自射之、
因以祭云、至長安、公卿大夫皆
議請尊寶鼎、天子曰、間者河溢、
歲數不登、故巡祭后土、祈爲百

姓、育穀、今年豐廡、未有報、鼎曷
爲出哉、有司皆曰、聞昔太帝興
神鼎一、一者一統、天地萬物所
繫終也、黃帝作寶鼎三、象天地
人也、禹收九牧之金、鑄九鼎、皆
嘗鬻烹、上帝鬼神、遭聖則興、遷
于夏商、周德衰、宋之社亡、鼎乃
淪伏而不見、頌云、自堂徂基、自
羊徂牛、鼎及鼐、不虞不鰲、胡
考之休、今鼎至甘泉、光潤龍變、
承休無疆、合茲中山、有黃白雲
降、蓋若獸爲符、路弓乘矢、集獲
壇下、報祠大饗、惟受命而帝者、

絲不_レ息、朕臨_二天下_一二十有八年、
 天若遺_レ朕士而大通焉、乾稱_二蜚
 龍、鴻漸_二于般、意庶幾與焉、其以
 二千戶、封_二地士將軍大、爲_二樂通
 侯、賜_二列侯甲第、僮千人、乘輿斥
 車馬帷帳器物、以充_二其家、又以
 衛長公主妻_レ之、齎_二金萬斤、更名_二
 其邑曰當利公主、天子親如_二五
 利之第、使者存問、所給_二連屬於
 道、自_二大主將相以下、皆置酒、其
 家獻遺_レ之、於是天子又刻_二玉印、
 曰_二天道將軍、使_二使衣_二羽衣、夜立
 白茅上、五利將軍亦衣_二羽衣、立_二

白茅上、受_レ印、以示_レ弗臣也、而佩
 天道者、且爲_二天子道天神也、於
 是五利常夜祠_二其家、欲_二以下神、
 神未_レ至而百鬼集矣、然頗能使
 之、其後治裝行、東入海、求_二其師
 云、

【校異】 康后、康王后に作る、中得、得の字無し、悔
 恨、恨の字無し、大悅、悅を説に作る、悅説相通ず、以
 爲_二臣賤、以_レ臣爲_レ賤に作る、予_レ方、予を與に作る、掩
 奄に作る、上使_二先驗_二小方、先の字無し、鬪_レ旗、旗自相
 觸擊、旗を基に作る、是なり、四金印、金の字無し、天
 道將軍印、天道將軍の四字無し、按ずるに天道將軍の
 玉印は此より後に刻せしこと下文に明なり、恐らく
 は五利將軍の誤ならむ、意庶幾與_二焉、意の上_二に朕の
 字あり、連屬、連を相に作る、

大見_二數月、佩_二六印、貴振_二天下、而
 海上燕齊之間、莫_レ不_レ揜_レ挽_レ而自

文成已死而欲自媚於上乃遣
 欒大因樂成侯求見言方天子
 既誅文成後悔其早死惜其
 方不盡及見欒大大悅大為人
 長美言多方略而敢為大言處
 之不疑大言曰臣嘗往來海中
 見安期羨門之屬顧以為臣賤
 不信臣又以為康王諸侯耳不
 足予方臣數言康王康王又不
 用臣臣之師曰黃金可得僊人可
 決可塞不死之藥可得僊人可
 致也臣恐效文成則方士皆掩
 口惡敢言方哉上曰文成食馬

肝死耳子誠能脩其方我何愛
 乎大曰臣師非有求人者求
 之陛下必欲致之則貴其使者
 令有親屬以客禮待之勿卑使
 各佩其信印乃可使通言於神
 人神人尚肯邪不邪致尊其使
 然後可致也於是上使先驗小
 方鬪旗旗自相觸擊是時上方
 憂河決而黃金不就乃拜大為
 五利將軍居月餘得四金印佩
 天士將軍地士將軍大通將軍
 天道將軍印制詔御史昔禹疏
 九江決四瀆間者河溢臯陸隄

命、不宜以一二數、一元曰建元、二元以長星曰元光、三元以郊得一角獸曰元狩云、

【校異】建元・元光・元狩、皆元の字無し、

其明年冬、天子郊雍、議曰、今上帝朕親郊、而后土毋祀、則禮不答也、有司與太史公祠官寬舒等議、天地牲角繭栗、今陛下親祀后土、后土宜於澤中、圜丘爲五壇、壇一黃犢、太牢具、已祠盡瘞、而從祠衣上黃、於是天子遂東、始立后土祠汾陰、雒上、如寬舒等議、上親望拜、如上帝禮、禮

畢、天子遂至滎陽而還、過雒陽、下詔曰、三代邈絕、遠矣難存、其以三十里地封周後、爲周子南君、以奉先王祀焉、是歲天子始巡郡縣、浸尋於泰山矣、

【校異】寬舒等、等の字無し、繭、墮に作る、墮は繭の俗字なり、祀后土、祀を祠に作る、圜丘、圜を圓に作る、雒上、上を丘に作る、

其春樂成、侯上書言、欒大、欒大、膠東宮人、故嘗與文成將軍同師、已而爲膠東王、尙方、而樂成侯、姊爲康王后、母子、康王死、他姬子立爲王、而康后有淫行、與王不相中、得相危、以法、康后聞

之人、之の字其に作る、

文成死、明年、天子病、鼎湖甚、巫醫無所不致、至不愈、游水發根、乃言曰、上郡有巫、病而鬼下之、上召置祠之、甘泉及病、使人問神君、神君言曰、天子毋憂、病少愈、強與我會、甘泉於是病愈、遂幸甘泉、病良已、大赦天下、置壽宮神君、神君最貴者、大夫、其佐曰、大禁、司命之屬、皆從之、非可得見、聞其音、與人言等、時去時來、來則風肅然也、居室帷中、時晝言、然常以夜、天子祓然後

入、因巫爲主人、關飲食、所欲者、言行下、又置壽宮北宮、張羽旗、設供具、以禮神君、神君所言、上使人受書、其言、命之曰書法、其所語世俗之所知也、毋絕殊者、而天子獨喜其事、祕世莫知也、
【校異】至不愈、至の字無し、乃言曰、乃曰の二字無し、鬼下之、鬼の下に神の字あり、置壽宮神君、置の下に酒の字あり、神君最貴者大夫、神君の上に壽宮の二字あり、大夫は太一に作る、聞其音、與人言等、其音を其言に作り、與人言を言與人音に作る、肅然、肅を蕭に作る、肅然は松風の吹く聲なり、所欲者言行下、所以言行下に作る、漢志には所欲言行下に作る、此にては神君の欲する所は言ひ行ひて之を巫に下し示すをいふ、
其後三年有司言、元宜以天瑞

先王祀、而以常山爲郡、然後五嶽皆在天子之郡、

【校異】天子受之、更以他縣償之、受之更の三字無し、有、擧、擧を罪に作る、擧は罪の古文なり、

其明年、齊人少翁、以鬼神方見上、上有所幸王夫人、夫人卒、少翁以方術、蓋夜致王夫人及竈鬼之貌、云、天子自帷中望見焉、於是乃拜少翁爲文成將軍、賞賜甚多、以客禮禮之、文成言曰、上即欲與神通、宮室被服、不象神、神物不至、乃作畫雲氣車、及各以勝日、駕車辟惡鬼、又作甘

泉宮、中爲臺室、畫天地、泰一諸神、而置祭具、以致天神、居歲餘、其方益衰、神不至、乃爲帛書、以飯牛、詳弗知也、言此牛腹中有奇、殺而視之、得書、書言甚怪、天子疑之、有識其手書、問之人、果僞書、於是誅文成將軍、而隱之、其後則又作柏梁、桐柱、承露、僊人掌之屬矣、

【校異】方術、術の字無し、詳、佯に作る、二字通用す、いつはるなり、弗、知也、也の字無し、言、此の下に曰の字あり、天子疑之、有、識、其手書、疑之、有の三字無し、封禪書にては天子自ら其の手書を識れる意なり、此にては天子之を疑ひ、其の手書を識れる者あらむとの意なり、故に下文に之を人に問ふとあり、問、

其後人有上書言古者天子三年一用太牢具祠神三一天一地一泰一天子許之令太祝領祠之忌泰一壇上如其方

【校異】太牢具具之字無し、領祠之忌泰一壇上忌の上に於の字あり、

後人復有上書言古者天子常以春秋解祠祠黃帝用一臬破鏡冥羊用羊祠馬行用一青牡馬泰一臯山山君地長用牛武夷君用乾魚陰陽使者以一牛令祠官領之如其方而祠於忌泰一壇旁

【校異】臯山、澤山に作る、山君、山の字無し、

其後天子苑有白鹿以其皮爲幣以發瑞應造白金焉其明年郊雍獲一角獸若麋然有司曰陛下肅祇郊祀上帝報享錫一角獸蓋麟云於是薦五時時加一牛以燎賜諸侯白金以風符應合于天地

【校異】若麋然、麋を麟に作る、麋は麋の屬にして一角なり、賜、錫に作る、

於是濟北王以爲天子且封禪乃上書獻泰山及其旁邑天子受之更以他縣償之常山王有臯遷天子封其弟於真定以續

致物而丹砂可化爲黃金、黃金成以爲飲食器、則益壽、益壽而海中逢萊、僊者可見、見之以封禪、則不死、黃帝是也、臣嘗游海上、見安期生、食巨棗、大如瓜、安期生僊者、通蓬萊中、合則見人、不合則隱、於是天子始親祠竈、而遣方士入海求蓬萊、安期生之屬、而事化丹砂諸藥、齊爲黃金矣、居久之、李少君病死、天子以爲化去不死也、而使黃鍾史寬舒受其方、求蓬萊、安期生莫能得、而海上燕齊怪迂之方士、

多相效更言神事矣、

【校異】是時有李少君、有の字無し、入以主方、入以を舍人に作る、及所生長、所を其に作る、産業、産を生に作る、以少君爲神數百歲人、也、以爲少君神數百歲人也に作る、少君言於上、於の字無し、見安期生、食巨棗、安期生の下復安期生の三字あり、始親祠竈而遣方士、而の字無し、不死也、也の字無し、方士多相效更言神事、矣、方士多更來言神事、矣に作る、

亳人薄誘忌奏祠、秦一方曰、天神貴者、秦一、秦一、佐曰、五帝、古者天子以春秋祭、秦一、東南郊、用太牢、具七日、爲壇、開八通之鬼道、於是天子令太祝立其祠、長安、東南郊、常奉祠如忌方、

【校異】薄誘忌、謬忌に至る、太牢具、具の字無し、

是時上求神君、舍之上林中、躡
氏觀神君者、長陵女子、以子死
悲哀、故見神於先後、宛若、宛若
祠之、其室、民多往祠、平原君往
祠、其後子孫、以尊顯、及武帝、卽
位、則厚禮置祠之內中、聞其言、
不見其人云、

【校異】 悲哀故、此の三字無し、武帝、今上に作る、

是時有李少君、亦以祠竈穀道
卻老方、見上、上尊之、少君者、故
深澤侯、入以主方、匿其年、及所
生長、常自謂七十、能使物、卻老、
其游以方、徧諸侯、無妻子、人聞

其能使物、及不死、更饋遺之、常
餘金錢帛衣食、人皆以爲不治
產業、而饒給、又不知其何所人、
愈信、爭事之、少君資好方、善爲
巧發奇中、嘗從武安侯飲、坐中
有年九十餘老人、少君乃言、與
其大父游射處、老人爲兒時、從
其大父行、識其處、一坐盡驚、少
君見上、上有故銅器、問少君、少
君曰、此器齊桓公十年、陳於柏
寢、已而案其刻、果齊桓公器、一
宮盡駭、以少君爲神、數百歲人
也、少君言於上曰、祠竈則致物、

東王、孝景七年、栗太子廢爲臨江王、以膠東王爲太子、孝景十六年崩、太子卽位、爲孝武皇帝、孝武皇帝初卽位、尤敬鬼神之神、

【講義】孝武皇帝は孝景皇帝の中子なり、母を王太后といふ、孝景四年に皇子を以て膠東王と爲す、孝景七年に栗太子廢せられて臨江王と爲るや、膠東王を太子と爲す、孝景は在位十六年にして崩じぬ、太子位に卽きて孝武皇帝と爲る、孝武皇帝初めて位に卽きて尤も鬼神の祀を敬む、

【字解】孝景中子、孝景に十三子あり、帝は其の第九子なり、故にいふ、

元年、漢興已六十餘歲矣、天下乂安、薦紳之屬皆望天子封禪、改正度也、而上鄉儒術、招賢良

趙綰王臧等、以文學爲公卿、欲議古立明堂城南、以朝諸侯、草巡狩封禪、改歷服色、事未就、會竇太后治黃老言、不好儒術、使人微伺得趙綰等姦利事、召案綰、臧自殺、諸所興爲者皆廢、

【校異】乂安、封禪書には艾安に作る、以下封禪書の三字を略す、薦紳、薦を摺に作る、緡、摺、薦共に通ず、諸所興爲者、者の字無し、

後六年、竇太后崩、其明年、上徵文學之士、公孫弘等、明年上初至雍、郊見五畤、後常三歲一郊、【校異】上、今上に作る、

太史公曰、漢興、孝文施大德、天下懷安、至孝景不復憂異姓、而晁錯刻削諸侯、遂使七國俱起、合從而西、鄉以諸侯太盛、而錯爲之、不以漸也、及主父偃言之、而諸侯以弱、卒以安、安危之機、豈不以謀哉、

【講義】 太史公曰く、漢興りて孝文帝に至り、大徳を施したれば天下之に懐き安んぜり、孝景帝に至るも尙其の餘徳を承けて復異姓の諸侯を憂へざりき、而るに一朝晁錯が諸侯の大を懼れて其の封地を刻み削りしより、遂に吳楚七國をして俱に起ちて合從して兵を西の方京師に向はしめたり、是れ畢竟諸侯の太だ盛んなるに際し、而かも錯は之を治むるに漸を以て弱むることを爲さざりしによるなり、彼の主父偃が上言するに及び、天子をして恩を下すの令を布き、

諸侯をして各、封邑を其の子弟に分たしめて、次第に之を弱らしたれば、卒に天下は安寧となれり、夫れ安危の分る、機は何と謀を以てせざらむやと、
【字解】 異姓、異姓の諸侯なり、七國、吳・楚・趙・膠西・濟南・菑川・膠東是れなり、合從、南北を從といふ、南北の國攻守同盟するをいふ、以安、天下の安寧となりしをいふ、

孝武本紀第十二

太史公の舊作は武帝の過を極言せり、故に帝の怒に遭ひて削らる、其の後褚少孫封禪書の武帝元年以下を採りて之を補ふ、此の紀即ち是れなり、今之を講ずるに第二節以下は殆ど封禪書と同一なれば之を省略す、惟文字の異同ある所を校合して之を記すのみとなしぬ、

孝武皇帝者、孝景中子也、母曰王太后、孝景四年、以皇子爲膠

守太微、月貫天庭中、正月甲寅、皇太子冠、甲子、**孝景**皇帝崩、遺詔賜諸侯王以下至民爲父、後爵一級、天下戶百錢、出宮人、歸其家、復無所與、太子卽位、是爲**孝武**皇帝、三月、封**皇太后**弟蚡爲**武安侯**、弟勝爲**周陽侯**、置**陽**陵。

【講義】後三年、十月、朔に日食あり望に月食あり、而して日食後日に光なく惟赤きこと五日に及ぶ、二月の晦に雷鳴り、日の光紫の如く、歲星(木)熒惑(火)大白星(金)辰星(水)鎮星(土)の五星は逆行して太微を守り、月は天庭の中を貫きぬ、正月甲寅の日に皇太子冠す、同月甲子に**孝景**皇帝崩じぬ、遺詔して諸侯王より以下民の父の後嗣たる者に至るまで各爵一級を賜ひ、天下の戸毎に百錢づつを下し、宮人を免

じて、其の家に歸へして復宮中の事に與るとなからしむ、太子位に卽く、是を**孝武**皇帝と爲す、三月、皇太后の弟の田蚡を封じて**武安侯**と爲し、其の弟の勝を**周陽侯**と爲す、是の月皇帝を**陽陵**に葬れり、

【字解】日月皆食、一日に日月共に食せしにあらす、日は朔に月は望に食せしなり、一説に漢紀に日月の食せしこと無し、故に食の字衍なりと、雷、雷の古文なり、五星、木火土金水の五星なり、木は東方の歲星、火は南方の熒惑、土は中央の鎮星、金は西方の大白星、水は北方の辰星なり、太微、翼軫の北に在り、天子の南宮と稱する星なり、天庭、三台三衡の稱なり、龍星の右角に在り、**孝景**皇帝、**孝景**の二字衍ならむ、遺詔賜諸侯王以下至民爲父、後爵一級、漢書**景帝紀**を案ずるに賜民爲父後者爵一級とは皇太子冠の句の下にあるべくして遺詔にはあらざるなり、而して遺詔には夫々等差ありて一様に非ず、即ち諸侯王列侯には馬二駟、吏二千石には黃金二斤、吏民には戸毎に百錢を賜はりしなり、置**陽陵**、置の字一本に葬に作れりと、是なり、而して此の三字は上文太子卽位の前にあるべきなり、恐らくは錯簡ならむ、

には右庶長の爵を賜ふ、「四月、民をして大に聚會飲酒せしむ、「五月の丙戌に地震あり、其の朝食の時に復動けり、上庸の地震は二十二日間連續して城の垣を壞てり、「七月、乙巳の日に日食ありたり、「此の月に丞相劉舍免官と爲る、八月の壬辰に御史大夫綰を丞相と爲し、封じて建陵侯と爲す、

【字解】 中大夫、衛尉、漢書百官表に據るに當に中大夫令に作るべきなり、宮門の衛兵を主る官なり、中二千石、月俸百八十石の秩を受くる官の稱、即ち太常より執金吾に至るまでの官をいふ、爵、右庶長、右庶長は第十一爵なり、官等高くして爵の卑き者あり、故に此等の者に爵を賜ふなり、酺、聚會飲酒すると、蚤食時、朝食の時なり、八月壬辰、後元年の八月は丙午の朔なれば壬辰の日無し、恐らくは誤あらむ、

後二年、正月、地一日三動、邽將

軍擊匈奴、酺五日、令内史郡不

得食、馬粟沒入縣官、令徒隸衣

七綵布、止馬春爲歲、不登禁三天

下食不造、歲省列侯遣之國、「三月、匈奴入鴈門、「十月、租長陵田、「大旱、衡山國、河東、雲中郡民疫、

【講義】 後二年、正月、一日に三たび地震せり、「邽將軍匈奴を撃つ、「民をして五日間聚會飲酒せしむ、「内史郡をして馬に粟を食ふことを得ざらしめ、之を縣官に沒收し、又徒隸をして七升の粗布を衣せしめ、又人力を勞して馬の爲に粟を春くことを止む、是れ皆先年の五穀豐熟せざりしが爲めなり、故に又天下に令して食膳に美食を作することを禁じ、歲毎に列侯を遣して各、其の本國に行かしまむることを省けり、「三月に匈奴又鴈門に入りて寇す、「十月、長陵の田に租税を課す、「大に旱魃す、「衡山國の河東、雲中の二郡の民は惡疫に困めり、

【字解】 七綵、綵は升に同じ八十綵なり、馬春、人が馬の爲に粟をうすつくと、不造、美食を作らざると、

後三年、十月、日月皆食、赤五日、十二月、晦、雷、日如紫、五星逆行、

す、是れ梁を分ちて五と爲し、梁王の外四侯を封せし
なり、「廷尉を更め命けて大理と爲し、將作少府を將
作大匠と爲し、主爵中尉を都尉と爲し、長信詹事を長
信少府と爲し、將行を大長秋と爲し、大行を行人と爲
し、奉常を太常と爲し、典客を大行と爲し、治粟内史
を大農と爲し、大内を二千石と爲し、左右の内官を置
きて大内に屬す、「七月の辛亥に日食ありたり、「八月
に匈奴上郡に入りて寇す、

【字解】 梁分爲五封四侯、按するに漢紀には分梁
爲五國、立孝王子五人、皆爲王とあり、是に據れば
孝王の子明・彭離・定・不識の外に乘氏侯買あり、買は
梁王を嗣げるを以て此に數へざるなり、而して此の
四人の内惟明のみ桓邑侯と爲りて他の三人は未だ嘗
て侯とならざりしなり、故に此の封四侯は當に封
五王の誤なるべし、廷尉、刑法を司る官なり、將作少
府、宮室を造營することを掌る官なり、主爵中尉、列
侯を掌る官なり、長信詹事、長信は宮の名なり、詹事
は皇后・太后・太子の家事を掌る官なり、此は長信宮
の詹事なるが故にしかいふ、若し長樂宮なれば又長
樂詹事といふなり、將行、皇后宮の卿なり、大行、賓客

の禮を掌る官なり、奉常、宗廟の禮儀を掌る官なり、
典客、四夷の賓客を掌る官なり、治粟内史、穀貨を掌
る官なり、大内、京師の府藏を掌る官なり、内官、天子
の私財を掌る官なり、

後元年、冬、夏命中大夫爲衛尉、
三月、丁酉、赦天下、賜爵一級、中
二千石、諸侯相、爵右庶長、四月、
大酺、五月、丙戌、地動、其蚤食時
復動、上庸地動二十二日、壞城
垣、七月、乙巳、日食、丞相劉舍免、
八月、壬辰、以御史大夫綰爲丞
相、封爲建陵侯、

【講義】 後元年、冬、中大夫を更め命けて衛尉と爲
す、「三月の丁酉の日に天下の罪人を赦し、民に爵一
級を賜ふ、中二千石の秩を受くるものと諸侯の相と

封_ス十侯、六月丁巳、赦_シ天下、賜_フ爵一級、天下大潦、更_シ命諸侯丞相、
曰、相、秋、地動、

【講義】 中五年、夏、皇子舜を立て、常山王と爲し、十侯を封ず、六月の丁巳に天下の罪人を赦し、民に爵一級を賜ふ、天下に大水出でたり、諸侯の丞相を更め命けて相といふ、秋、地震ありたり、

【字解】 十侯、五侯は判明すれども他は詳ならず、一説に十は五の誤なりと、即ち亞谷侯盧他之・龍盧侯陳留蟠・乘氏侯劉貫・桓邑侯劉明・蓋侯王信是なり、大潦、大水なり、更命諸侯丞相、曰相、漢書景帝紀には八月に在り、此には六月と爲す、稍異なり、

中六年、二月己卯、行幸雍、郊見五帝、三月、雨雹、四月、梁孝王・城陽、共王・汝南王皆薨、立梁孝王子明爲濟川王、子彭離爲濟東

王、子定爲山陽王、子不識爲濟陰王、梁分爲五封、四侯、更命廷尉爲大理、將作少府爲將作大匠、主爵中尉爲都尉、長信詹事爲長信少府、將行爲大長秋、大行爲行人、奉常爲太常、典客爲大行、治粟內史爲大農、以大內爲二千石、置左右內宮屬大內、七月辛亥、日食、八月、匈奴入上郡、

【講義】 中六年、二月の己卯の日に雍に行幸し、五帝の時を祀りて之に見ゆ、三月に雹降れり、四月に梁の孝王・城陽の共王・汝南王皆薨じぬ、孝王の子の梁の明を立て、濟川王と爲し、子の彭離を濟東王と爲し、子の定を山陽王と爲し、子の不識を濟陰王と爲

居・周・横・弁を四侯に封ず、「九月の甲戌に日食ありたり、

【字解】 臨江王、前の太子榮なり、四侯、前三年吳楚七國の反せむとするや、楚の相の張尙・太傅の趙夷吾・趙の相の建德・内史の王悍、各其の王を諫めて反すること無らしむ、王聽かずして皆之を殺せり、故に今年に至り朝廷其の子を列侯に封ぜしなり、即ち張尙の子當居・趙夷吾の子周・建德の子横・王悍の子弁是れなり、

中三年、冬、罷諸侯、御史中丞、春、匈奴王二人、率其徒來降、皆封爲列侯、立皇子方爲清河王、三月、彗星出西北、丞相周亞夫【死】、以御史大夫桃侯劉舍爲丞相、四月、地動、九月、戊戌、晦、日食、軍東都門外、

【講義】 中三年、冬、諸侯の御史中丞の官を罷む、「春、匈奴の王二人其の徒衆を率ゐて來り降る、是に於て皆封じて列侯と爲す」、「皇子乘を立て、清河王と爲す」、「三月、は、き星西北に出でたり」、「丞相周亞夫死にければ、御史大夫桃侯劉舍を丞相と爲す」、「四月、地震ありたり」、「九月、戊戌の晦に日食せり」、「警備の爲に東都門外に屯營せしむ、

【字解】 方乘、漢紀に方の字無し、恐らくは衍文ならむ、亞夫死、此の時亞夫相を免ぜられしのみ、死にしにはあらず、將相表に免とありて死とあらず、

中四年、三月、置德陽宮、大蝗、秋、徙徒作陽陵者、

【講義】 中四年、三月、景帝の廟の德陽宮を置く、「夏、大いに蝗發生せり」、「秋、徒隸の陽陵を作れる者を赦せり、

【字解】 德陽宮、景帝自らの廟なり、生前之を起す、故に之を諱みて廟と言はずして宮といふ、

中五年、夏、立皇子舜爲常山王、

を免す、「丞相陶青免官と爲る、」二月の乙巳に太尉條侯の周亞夫を以て丞相と爲す、「四月の乙巳に膠東王の太后を立て、皇后と爲し、丁巳に膠東王を立て、太子と爲す、太子名は徹といふ、」

【字解】冬廢栗太子、爲臨江王、冬の字恐らくは誤あらむ、如何となれば下文に四月に膠東王を太子と爲すとあれば、栗太子を廢せるは四月以前にあるべきを以てなり、栗太子は太子榮のことなり、青、陶青なり、名徹、是れ後人の注文の譌寫して大字となり本文に入りしものならむ、

中元年、封故御史大夫周苛、孫平爲繩侯、故御史大夫周昌子左車爲安陽侯、四月、乙巳、赦天下、賜爵一級、除禁錮、地動、衡山、原都、雨雹、大者尺八寸、

【講義】中元年、故の御史大夫周苛の孫の應を封じて繩侯となし、故の御史大夫周昌の子左車を安陽侯

と爲す、「四月、乙巳に天下に赦し、爵一級を賜ひ、禁錮の刑を除く、」地震あり、又衡山の原都に雹降りて大いなるは一尺八寸ありしといふ、

【字解】周苛孫平、平一本に應に作れり、是なり、應は周成の孫にして周苛の曾孫なり、平は應の子にして應に嗣ぎて繩侯と爲りしなり、周昌子左車、史漢の表に中二年封昌孫左車爲安陽侯とあり、即ち左車は昌の子にあらざるなり、

中二年、二月、匈奴入燕、遂不和親、三月、召臨江王來、即死中尉府中、夏、立皇子越爲廣川王、子寄爲膠東王、封四侯、九月、甲戌、日食、

【講義】中二年、二月、匈奴燕に入りて寇す、是れ遂に約に背きて和親せざるなり、「三月、臨江王を召して來らしむ、王即ち中尉の府中に自殺せり、夏、皇子越を立て、廣川王と爲し、皇子寄を膠東王と爲し、當

ふ、「江都に大暴風ありて西方より來りて城壁を壞つこと十二丈に及ぶ」、「丁卯の日に長公主の子の蟪を封じて隆慮侯と爲す」、「廣川王を徙して趙王と爲す、

【字解】募、民をつのるなり、徙、陽陵、民を陽陵に徙して邑を起すをいふ、丁卯、蟪を封ぜしは表によるに中五年五月丁丑に在り、此に前五年五月丁卯とあるは誤ならむ、

六年、春、封中尉趙綰爲建陵侯、江都丞相嘉爲建平侯、隴西太守渾邪爲平曲侯、趙丞相嘉爲江陵侯、故將軍布爲鄒侯、梁楚二王皆薨、後九月、伐馳道樹、殖蘭池、

【講義】六年、春、中尉趙綰を封じて建陵侯と爲し、江都の丞相程嘉を建平侯と爲し、隴西の太守渾邪を平曲侯と爲し、趙の丞相蘇嘉を江陵侯と爲し、故の將

軍布を鄒侯と爲す、「梁の孝王楚の文王皆薨じぬ、後九月に馳道の樹木を伐採して蘭池を填む、

【字解】梁楚二王、梁の孝王と楚の文王となり、按ずるに梁の孝王の薨せし年は史表漢表共に景帝中六年と爲す、此に前六年となすは誤ならむ、馳道、天子の行幸する道路なり、御成道のこと、殖、一本に槩に作れり、是なり、殖は種なり、已に伐りたる樹を種うる理なし、

七年、冬、廢栗太子爲臨江王、十二月晦、日有食之、春、免徒隸、作陽陵者、丞相青免、二月乙巳、以太尉條侯周亞夫爲丞相、四月乙巳、立膠東王太后爲皇后、丁巳、立膠東王爲太子、名徹、

【講義】七年、冬、栗太子榮を廢して臨江王と爲す、十二月の晦に日食あり、「春、徒隸の陽陵を作れる者

爲し、淮陽王餘を魯王と爲し、汝南王非を江都王と爲す、是歳齊王の將廬と燕王の嘉と共に薨じぬ、

【字解】 長星、一種の妖星なり、其の光芒一直線にして二三丈より十丈若しくは天を竟るものあり、此の星出づれば兵革ありといふ、雒陽、雒一に淮に作る、

是なり、漢書景帝紀に正月淮陽王宮正殿災とあり、證すべし、漢、高祖の兄仲の子なり、戊、高祖の弟楚王交

の孫なり、遂、高祖の孫幽王友の子なり、印、辟光、賢、雄渠、共に高祖の孫齊の悼惠王の子なり、將廬、齊王

襄の子なり、漢書に將閭に作れり、蓋し廬閭の二字古字通用せり、嘉、劉澤の子なり、表、傳世家竝に其の

薨せる年を五年となす、此に三年となすは誤なり、

四年、夏、立太子、立皇子徹爲膠

東王、六月、甲戌、赦天下、後九月、

夏、以弋陽爲陽陵、復置津關、用

傳出入、冬、以趙國爲邯鄲郡、

【講義】

四年、夏、皇子榮を立て、太子と爲し、皇子

徹を立て、膠東王と爲す、六月の甲戌に天下の罪人を赦す、後九月に弋陽の地を更めて陽陵と爲す、是歳復津關の備を置き、割符を用ひて出入せしむ、冬、趙國を邯鄲郡と爲す、

【字解】 太子、皇子榮なり、弋陽、侯國の名なり、汝南郡に屬す、陽陵、景帝の陵なり、津關、渡し場と關所

となり、傳、津關を通するに必要な割符なり、文帝十二年に關を除きて傳を用ふること無からしめしが、去年吳楚七國新に反せしを以て復此の制を定め

て非常に備へしなり、

五年、三月、作陽陵渭橋、五月、募

徙陽陵、予錢二十萬、江都大暴

風、從西方來、壞城十二丈、丁卯

封長公主子、嬌爲隆慮侯、徙廣

川王爲趙王、

【講義】

五年、三月に陽陵の渭橋を架す、五月に民を募りて陽陵に徙して邑を起し、民に錢二十萬を予

ちて左右とすあり、是れ恐らくは缺誤あらむ、

三年、正月、乙巳、赦天下、長星出西方、天火燔雒陽東宮大殿城室、吳王濞、楚王戊、趙王遂、膠西王卬、濟南王辟光、菑川王賢、膠東王雄渠反、發兵西鄉、天子爲誅晁錯、遣袁盎諭告、不止、遂西圍梁、上乃遣大將軍竇嬰、太尉周亞夫、將兵誅之、六月乙亥、赦亡軍、及楚元王子、薺等、與謀反者、封大將軍竇嬰爲魏其侯、立楚元王子平陸侯劉禮爲楚王、立皇子端爲膠西王、子勝爲中

山王、徙濟北王志爲菑川王、淮陽王餘爲魯王、汝南王非爲江都王、齊王將廬、燕王嘉皆薨、

【講義】三年、正月、乙巳の日に天下の罪人を赦す、長星ありて西方に現れたり、又天火ありて雒陽の東宮の大殿城室を燒きぬ、當時晁錯事を用ひて諸侯王の地を削る、是に於て吳王濞・楚王戊・趙王遂・膠西王卬・濟南王辟光・菑川王賢・膠東王雄渠等の吳楚七國の王相與に謀反して晁錯を誅するを以て名となし、兵を發して西の方京師に向ふ、天子爲に晁錯を誅し三族を夷げ、袁盎を吳楚に遣して諭し告ぐ、されど七國は其の進軍を止めず、遂に西して梁を圍む、上乃ち大將軍竇嬰・太尉周亞夫をして兵に將として吳楚七國の王を誅す、六月乙亥に逃亡の軍卒及び楚の元王の子の薺等の謀反に與せし者を赦す、大將軍竇嬰を封じて魏其侯と爲す、楚の元王の子の平陸侯劉禮を立て、楚王と爲す、皇子端を立て、膠西王と爲し、皇子勝を中山王と爲し、濟北王志を徙して菑川王と

二年、春、封故相國蕭何孫係爲武陵侯、男子二十而得傅、四月壬午、孝文太后崩、廣川長沙王皆之國、丞相申屠嘉卒、八月、以御史大夫開封侯陶青爲丞相、彗星出東北、秋、衡山雨雹、大者五寸、深者二尺、彗惑逆行、守北辰、月出北辰間、歲星逆行、天廷中置南陵及內史、祿祔爲縣、

【講義】

二年、春、故の相國蕭何の孫なる係を封じて

武陽侯と爲しぬ、天下に令して、男子二十歳になれば公家の徭役に就くことを得しむ、四月の壬午に孝文帝の太后の薄氏崩じぬ、此の月に廣川王の彭祖・長沙王の發は皆夫れく、其の封國に行きぬ、丞相申屠嘉卒しぬ、八月に御史大夫開封侯陶青を丞相と

爲す、此の月には、き星東北に出でたり、秋、衡山に雹ふれり、大いなるは五寸ありて積ること深さ二尺なりしといふ、彗惑星は逆に行りて北極星を守り、月は北極星の間に出で、歲星は天廷の中に逆行するなどの變事ありき、南陵及び內史祿祔を置きて縣と爲しぬ、

【字解】

孫係、係一に係に作る、又功臣表及び蕭何傳

には孫嘉に作れり、一人にて二名ありしなり、武陵侯、功臣表及び漢書表傳には武陽侯蕭嘉に作れり、此に武陵と作れるは恐らくは誤ならむ、二十而得傅、此れまでは二十三歳より傳せしを二十歳よりと改めしなり、傅は附なり著なり、名籍を著けて公家の徭役に給するをいふ、えだつ、孝文太后、太后薄氏なり、廣川長沙王、廣川王は彭祖、長沙王は發、皆景帝の子なり、彗星出東北、彗星はは、きぼし也、東北は漢紀及天文志に西南に作れり、衡山、五嶽の中の南嶽なり、彗惑、火星なり、北辰、北極星也、天廷、三能三衡をいふ、天官書の末尾に詳也、南陵內史、名臣表及び漢志によれば南陵縣は已に文帝七年に置き、內史は已に高帝九年に置き、又百官表によれば是歲內史を分

論語子路篇の語なり、論語にては必世の上に如有三王者の四字ありて下句の古語と轉倒せり、世は三十年也、勝レ殘去レ殺、殘暴の人を化して惡をなさしめず、民善に化して刑殺を用ひざらしむるをいふ、糜糜、慄慄に同じ、敬み懼るゝ貌なり、郷、向ふなり、

孝景本紀第十一

此は司馬遷の舊紀にあらずして褚少孫の補紀せしものなり、遷の舊紀は景帝の短所を不遠慮に記し、又武帝本紀に於て其の過失を極言せり、故に武帝の怒に觸れて共に削り去られしなり、

孝景皇帝者、孝文之中子也、母竇太后、孝文在代時、前后有三男、及竇太后得幸、前后死、及三子更死、故孝景得立、

【講義】 孝景皇帝は孝文皇帝の中の子なり、母は竇太后といふ、さて孝文皇帝の未だ代に在りて代王と稱せし時に、前の後に三人の男兒ありき、其の後竇太后の愛幸を得るに及び、前の後は死にぬ、及び其の三子も更るゝ死せり、故に孝景皇帝は中子たりしと雖位に立つことを得たり、

元年、四月乙卯、赦天下、乙巳、賜民爵一級、五月、除田半租、爲孝文立太宗廟、令羣臣無朝賀、匈奴入代、與約和親、

【講義】 元年四月の乙卯の日に天下の罪人を赦す、乙巳の日に民に爵一級を賜ひて公士と爲す、五月に田租の半を除く、孝文皇帝の爲に太宗の廟を立て、羣臣をして朝賀するとなからしむ、匈奴代の地に入りて中國と和親を約す、

【字解】 乙巳、乙巳は乙卯より前十日なり、此の紀事前後轉倒せるか、或は此の二字衍文ならむ、

べし、天子は世々祖宗の廟に供養を獻すべし、郡國の諸侯は宜しく各、費を出して孝文皇帝の爲に太宗の廟を建立すべし、又諸侯王及び列侯は歲時に使者を遣して京師に詣り、天子が歳ごとに祖宗の廟に獻する祭に侍べりて祭を助けしめ、請ふ之を記録に著して天下に宣布かむと、天子制して曰く、可なりと、

【字解】制詔、制は帝王制度の命なり、詔は告令なり、制詔は制度の命令なり、有功、始めて天下を取りし功ある者、有徳、始めて天下を治めし徳ある者、酎、三たび重ねて醸したる醇酒なり、味厚きが故に宗廟に薦む、武徳、高帝の作りし舞の名なり、文始、舜の舞の名なり、五行、周の舞の名なり、關梁、せきしよと橋となり、去、肉刑、下文にも亦除、肉刑、出、美人、の句ありて重複す、恐らくは是れ錯簡ならむ、梁玉繩は去、田租、の誤ならむと云へり、或は然らむ、不、帑、刑を妻子に及ぼさいること、侷、齊等なり、ヒトシと訓む、昭徳之舞、景帝が高祖の武徳の舞を采りて作りたる舞の名なり、休徳、大いなる徳なり、

太史公曰、孔子言、必世然後仁、

善人之治國百年、亦可以勝殘去殺、誠哉是言、漢興至孝文、四十有餘載、徳至盛也、廩廩鄉改正服、封禪矣、謙讓未成於今、嗚呼、豈不仁哉、

【講義】太史公曰く、孔子言へるあり、若し受命の王者あらば、必ず三十年にして仁政天下に布かれ、古語にも善人の國を治むること百年なれば殘暴の人を化して惡をなさしめず、民善に化して刑殺を用ひざらしむと、誠なるかな是の言や、善人已に然り、受命の王者の一世にして仁を布く難きにあらすと、さて漢興りて孝文に至るまで四十有餘載、帝徳至りて盛んなり、されど敬み懼れて正服を改め封禪するに向ふと雖、殊更に謙り讓りて今に至るまで未だ之を成さず、嗚呼何と仁にあらずや、孝文皇帝こそ眞の仁君と申すべけれ、

【字解】必世、然後仁、以下の古語及び誠哉是言まで

廟、孝文皇帝廟、宜爲帝者太宗
之廟、天子宜世世獻祖宗之廟、
郡國諸侯宜各爲孝文皇帝、立
太宗之廟、諸侯王列侯、使者侍
祠、天子歲獻祖宗之廟、請著之
竹帛、宣布天下、制曰、可、

【講義】孝景皇帝元年、十月に御史に制詔す、蓋し聞き及べり、古は始めて天下を取りたる有功者を祖と爲し、始めて天下を治めたる有德者を宗と爲す、而して此等の廟を祀るには其禮樂各、其の故由ありと、又聞けり、歌をうたふは廟主の德を顯す所以なり、舞をまふは廟主の功を明かにする所以なりと、今高祖の廟には酌を薦めて武德・文始・五行の舞を奏し、孝惠の廟には酌を薦めて文始・五行の舞を奏す、孝文皇帝天下に君臨し、關所と橋とを通じて遠近を同一にし、誹謗の罪を除き、肉刑を去り、長老を賞め賜ひ、孤獨を收め恤み、以て羣生を撫育し、自ら嗜欲を減じて獻

上物を受けず、其の利を私にせず、人を罪するに妻子までに及ぼさず、罪無き者を誅せず、肉刑を除き、宮中の美人を出して、人の世嗣の絶えむことを重んぜり、先帝の仁惠豈に此のみならむや、朕既に不才にして盡く記憶せず、此れ皆上古の帝王の及ぼざる所にして、而も孝文皇帝親ら之を行ひ給へり、其の德の厚きは天地と等しく、其の利澤は四海に施して之が福を獲ずといふことなし、其の明は實に日月に象れり、而るに其の廟樂は之に稱はず、朕甚だ之を懼る、故に孝文皇帝の廟の爲に、昭德の舞を作りて其の大なる德を明にすべし、然る後に祖宗の功と德とを記録に著はして萬世に施さば、永々の末まで窮りなけむ、されば朕も亦甚だ之を嘉せむ、其れ丞相・列侯・中二千石・禮官と具さに孝文皇帝の廟を祭る禮儀を制定せよと、是に於て丞相臣嘉等言さく、陛下永く孝道を思ひて昭德の舞を立て以て孝文皇帝の盛德を明かにし給ふ、臣嘉等の愚の及ぼざる所なり、臣謹み議して曰く、功は高皇帝より大いなるは莫し、德は孝文皇帝より盛なるは莫し、高皇の廟は宜しく帝者の太祖の廟と爲すべし、孝文皇帝の廟は帝者太宗の廟と爲す

已、此の下葬の字を脱す、漢書には之あり、

孝景皇帝元年十月、制詔御史、蓋聞古者祖有功而宗有德、制禮樂各有由、聞歌者所以發德也、舞者所以明功也、高廟耐奏武德、文始五行之舞、孝惠廟耐奏文始五行之舞、孝文皇帝臨天下、通關梁、不異遠方、除誹謗、去肉刑、賞賜長老、收恤孤獨、以育羣生、減嗜欲、不受獻、不私其利也、罪人不帑、不誅無罪、除肉刑、出美人、重絕人之世、朕既不敏、不能識、此皆上古之所不及、

而孝文皇帝親行之、德厚侔天地、利澤施四海、靡不獲福焉、明象乎日月、而禮樂不稱、朕甚懼焉、其為孝文皇帝廟、為昭德之舞、以明休德、然後祖宗之功德著於竹帛、施於萬世、永永無窮、朕甚嘉之、其與丞相列侯、中二千石、禮官、具為禮儀、奏丞相臣嘉等言、陛下永思孝道、立昭德之舞、以明孝文皇帝之盛德、皆臣嘉等愚所不及、臣謹議曰、功莫大於高皇帝、德莫盛於孝文皇帝、高皇帝廟、宜為帝者太祖之

べきことにあらずや、崩すとも其れ何ぞ悲哀するこ
とあらむ、其れ崩せば下の如く天下の官吏庶民に布
令せよ、令至らば、出でて哭すること三日にして、皆
喪服を脱ぎ、婦を娶り女を嫁せしめ神を祀り酒を飲
み肉を食ふ者を禁すること勿れ、又自ら當に喪に臨
みて哭すべき者は皆徒跣の禮を省くべし、又喪服の
麻の帶は三寸に過ぐると勿れ、又車及び兵器に布も
て被ふこと勿れ、又人の男女を徹して宮殿に臨哭せ
しむると勿れ、又宮殿中にて當に哭すべき者は、皆旦
夕にて各、十五たび聲を擧げよ、禮畢れば之を廢せ
よ、而して旦夕の臨哭の時にあらざれば、禁じて擅に
哭することを得しむる勿れ、已に棺郭をツカアテ擴に下せば、
大功(九ヶ月)を服する者は、十五日、小功(五ヶ月)を
服する者は、十四日、織細の布衣(三ヶ月)を服する者
は七日にて其の服を脱げよ、此の他令中に在らざる
者は皆此の令に準じて事に従へよ、よつて此の令を
天下に布き告げて明に朕が意を知らしめよ、霸陵の
山川は其の舊に因りて改むること勿れ、又崩後は夫
人より以下の女官少使に至る迄を各、其家に歸せよ、
又中尉亞夫を車騎將軍と爲し、屬國悍を將屯將軍と

爲し、郎中令の張武を復士將軍と爲さしめ、近縣の現
在の卒一萬六千人を發し、内史の卒一萬五千人を發
せしめ、郭を藏むる者山を穿ちて壙を掘る者藏郭後
壙を埋むる者は復士將軍武に屬せしめよと、乙巳に
葬る、群臣皆頓首して尊號を上りて孝文皇帝と曰ふ、
太子位に高廟に即く、丁未に號を襲ひて皇帝と曰ふ、
【字解】業、生業なり、服、喪服なり、臨、死の哭禮な
り、離、遭ふ也、眇眇、微小の貌、方内、四方の中、即ち
中國なり、兵革、兵は兵器なり、革は甲冑なり、轉じて
戰爭のこと、不終、天年を終へざるなり、與、發聲な
り、意味なし、嘉之、天年を卒へたることを嘉ぶをい
ふ、釋服、喪服を脱ぐなり、踐、徒跣なり、經帶、喪服
の麻帶なり、布、布もて被ふなり、大紅、小紅、大功小功
に同じ、大功の喪は七ヶ月、小功は五ヶ月なり、織、織
細の布衣なり、喪は輕き程細布を用ふ、即ち總麻の服
にして三ヶ月なり、比率、比べ準ふなり、夫人以下、至
少使、夫人より以下の女官に七等あり、即ち夫人・美
人・良人・八子・七子・長使・少使是なり、復士、穿ちた
る壙を埋むること、見卒、現在の兵卒なり、藏郭穿、藏
郭は棺郭を擴に入れをさむる者、穿は壙を穿つ者、乙

紅十四日、織七日、釋服、佗不在令中者、皆以此令、比率從事、布告天下、使明知朕意、霸陵山川、因其故、毋有所改、歸夫人以下、至少使、令中尉亞夫、爲車騎將軍、屬國悍、爲將屯將軍、郎中令武、爲復上將軍、發近縣、見卒萬六千人、發內史卒萬五千人、藏郭穿、復土、屬將軍武、乙巳、葬、羣臣皆頓首、上尊號、曰孝文皇帝、太子卽位于高廟、丁未、襲號、曰皇帝、

【講義】 後七年、六月の己亥に、帝未央宮に崩じぬ、

遺詔を發して曰く、朕聞けり、蓋し天下の萬物の萌し生ずるものは、死あらずと云ふこと無し、死は天地の理にして物の自然なるなり、故に死ぬればとて奚ぞ甚だ哀むべけや、近頃の世の人人は生を嘉みして死を惡み、死なば葬を厚くして生業を破り、喪服を重んじて衛生を傷る、吾れ甚だ之に同ぜず、且つ朕既に不德にして百姓の困難を佐け救ふこと無し、而るに今崩じて、又世の習の如く喪服を重んじ久しく哭して數月にわたりて寒暑に遭はしめ、人の父子を哀ましめ、長幼の志を傷ひ、其の飲食を損し、鬼神の祭祀を絶ち廢てしめて、吾が不德を重ぬれば、其れ天下に告ぐるに何といはん、朕宗廟を保つことを得て、微眇の身を以て天下の諸侯王の上に寄すること、二十有餘年なり、天地の靈と社稷の福とに頼りて、四方の中安寧にして戦争の患あることなし、朕既に不才なれば常に過失ありて先帝の遺されたる德を辱しむむことを畏れ、さて又年月の久しく長き間に吾が天年を終へざらむことを懼れたり、今乃ち幸に天年を以て復高廟に供養することを得たり、かくて朕の不朋なるにも拘らず、天年を卒ふることを得たるは已に嘉みす

後七年、六月己亥、帝崩於未央宮、遺詔曰、朕聞蓋天下萬物之萌生、靡不有死、死者天地之理、物之自然者、奚可甚哀、當今之時、世咸嘉生而惡死、厚葬以破業、重服以傷生、吾甚不取、且朕既不德、無以佐百姓、今崩、又使重服久臨、以離寒暑之數、哀人之父子、傷長幼之志、損其飲食、絕鬼神之祭祀、以重吾不德也、謂天下何、朕獲保宗廟、以眇眇之身、託于天下君王之上、二十有餘年矣、賴天地之靈、社稷之

福、方內安寧、靡有兵革、朕既不敏、常畏過行、以羞先帝之遺德、維年之久長、懼于不終、今乃幸以天年、得復供養于高廟、朕之不明、與嘉之、其奚哀悲之有、其令天下吏民、令到、出臨三日、皆釋服、毋禁取婦嫁女、祠祀飲酒、食肉者、自當給喪事、服臨者、皆無踐、經帶、無過一寸、毋布車及兵器、毋發人男女、哭臨宮殿、宮殿中當臨者、皆以旦夕、各十五舉聲、禮畢、罷、非旦夕臨時、禁毋得擅哭、已下、服大紅十五日、小

無く、禁制の民に便ならざる所あれば、輒ち之を弛めて民を利せり、或る時露臺を作らむと欲し、工匠を召して之を設計せしむるに、其直百金なりと、上曰く、黄金百金は中産の民十家の資財なり、吾先帝の宮室を承けて、尙常に徳の薄くして先帝をはづかしめむとを恐る、何ぞ新に臺を建てんやと、遂に之を立てざりき、上常につむぎの衣を著、幸愛する所の慎夫人にも其衣を短くして地に曳くことを得ず、幃帳トオリに文繡アエヒトリすることを得ざらしめ、以て手あつく質素なることを朝野

に示して天下の先と爲れり、又霸山の陵を治むるに瓦器を以てして、金銀銅錫を以て飾となすことを禁じ、其の山に因りて別に墳を治めず、勞力を省きて民を煩すとなからむことを欲せり、又南越王の尉佗自立して武帝と爲る、然れども上尉佗が兄弟を召し貴び、徳を以て之に報ず、是を以て佗遂に帝號を去りて臣と稱せり、又已に匈奴と和親せり、而るに匈奴約に背きて國境に入りて盜を爲す、されど帝は邊境に在る卒をして備へ守らしめ、別に大兵を發し深く其地に入らざりしは、是れ百姓を煩し苦しめむことを惡みてなり、又吳王の詐り病みて朝せざりし時、帝親ら其邸に

就き、わざと凡オシマツキと杖とを賜ひて之を諷したり、又群臣の中袁盎等の如き諫説すると尤も切なる者ありと雖、常に怒を含まず假借して之を用ひき、又群臣の中張武等の如き賄賂に遺オクられたる金錢を受けて發覺したる時、上乃ち御手元金を發ヒラきて之を賜ひ、以て其の心を愧ぢしめ、之を獄吏に下さざりき、此の如く専ら務めて徳を以て民を化しぬ、是を以て海内殷んに富みて禮義に興れり、

【字解】弛、禁制をゆるむる也、露臺、露の字一本に靈に作る、露臺は屋根なき臺なり、匠、工匠なり、大工をいふ、羞シウ之、羞ははづかしむるなり、徳の薄くして先帝をはづかしむるをいふ、紕衣、紕は厚緇なり、つむぎ、幃帳、とばりなり、文繡、あやぬひとりなり、敦朴、手あつくして質素なること、霸陵、霸山にあるみささき也、墳、土を高く封じたる墓なり、爲省、勞力をはぶくこと、帝、帝號なり、几杖、おしまづきとつくゑと、稱説、漢書に諫説に作る、賂遺、まひなひにおくること、御府、天子の御庫なり、御府の金錢は天子の御手元金なり、殷富、殷は盛んなり、

し、民に爵を賣ることを得しむ、

【字解】山澤、山澤の禁制なり、服御狗馬、衣服調度車馬の類なり、倉廩、米倉なり、邑に在るを倉といひ、野に在るを庾といふ、賣爵、富人は爵を欲し、貧人は錢を欲す、故に之が賣買を許して經濟上の融通を爲さしむ、

孝文帝從代來、卽位二十三年、宮室苑囿狗馬服御無所增益、有不便輒弛以利民、嘗欲作露臺、召匠計之、直百金、上曰、百金中民十家之產、吾奉先帝宮室、嘗恐羞之、何以臺爲、上常衣綈衣、所幸慎夫人、令衣不得曳地、幃帳不得文繡、以示敦朴、爲天下先、治霸陵、皆以瓦器、不得以

金銀銅錫爲飾、不治墳、欲爲省母煩民、南越王尉佗自立爲武帝、然上召貴尉佗兄弟、以德報之、佗遂去帝、稱臣、與匈奴和親、匈奴背約入盜、然令邊備守、不發兵深入、惡煩苦百姓、吳王詐病不朝、就賜几杖、群臣如袁盎等、稱說雖切、常假借用之、群臣如張武等、受賂遺金錢、覺、上乃發御府金錢賜之、以愧其心、弗下吏、專務以德化民、是以海內殷富、興於禮義、

【講義】孝文帝代より來り、位に即きてより二十三年、宮室苑囿狗馬服御など凡て先帝より增益すると

貌なり、一説に元元は善なりと、

後六年、冬、匈奴三萬人入上郡、
三萬人入雲中、以中大夫令勉
爲車騎將軍、軍飛狐、故楚相蘇
意爲將軍、軍句注、將軍張武屯
北地、河內守周亞夫爲將軍、居
細柳、宗正劉禮爲將軍、居霸上、
祝茲侯軍棘門、以備胡、數月胡
人去、亦罷、

【講義】後六年、冬、匈奴の衆三萬人は上郡に入り、
一方の三萬人は雲中に入りて寇す、是をもつて朝廷
中大夫の令勉を車騎將軍と爲して飛狐に屯營せし
め、故の楚國の相の蘇意を將軍と爲して句注に屯せ
しめ、將軍張武を北地に屯せしめ、河内郡の太守の周
亞夫を將軍と爲して細柳に居らしめ、宗正の劉禮を

將軍と爲して霸上に居らしめ、祝茲侯を棘門に軍せ
しめ、以て匈奴の進入に備ふ、數月の後胡人皆去り
ぬ、よつて亦此等の諸將軍の兵をも罷め退かしむ、
【字解】令勉、令は姓勉は名なり、令を官名と爲すは
非なり、飛狐、地名なり、代郡に在り、句注、山の名な
り、雁門の陰館に在り、細柳、地名なり、長安の西に在
り、祝茲侯、姓は徐名は悍なり、棘門、秦時の宮門な
り、渭北に在り、胡、匈奴なり、亦罷、諸將軍の屯營を
退くこと、

天下旱蝗、帝加惠令諸侯毋入
貢、弛山澤、減諸服御、狗馬損、郎
吏員發倉庾、以振貧民、民得賣
爵、

【講義】是歲旱し且つ蝗發生したれば年豊ならず、
帝乃ち恵を加へて諸侯をして入貢することなからし
め、山澤の禁制を弛め、諸の衣服調度車馬の類の數を
減じ、郎吏の人員を損し、米倉を發きて貧民に振は

外之國、將何以自寧、今朕夙興
夜寐、勤勞天下、憂苦萬民、爲之
怛惕不安、未嘗一日忘於心、故
遣使者、冠蓋相望、結軼於道、以
諭朕意於單于、今單于反古之
道、計社稷之安、便萬民之利、親
與朕俱、棄細過、偕之大道、結兄
弟之義、以全天下、元元之民、和
親已定、始於今年、

【講義】 後二年に、上曰く、朕既に不明にして徳を遠く布くと能はず、是を以て中國の方域外の國をして或は寧く息はざらしむ、夫れ戎狄荒服の外は其の生を安んぜず、封畿の内は勤勞するも其の安に處らず、此の二者の咎は皆朕が徳薄くして遠く達すること能はざるによれり、故に此の頃毎年の如く、匈奴しきり

に邊境を暴して多く吏民を殺せり、邊臣兵吏又吾が内志を諭すこと能はずして吾が不徳を重ねたり、夫れ久しく仇を結び兵を連ぬ、中外の國將に何を以て自ら安からむや、今朕夙に興き夜半に寝ねて天下の爲に勤め勞し、萬民の爲に憂ひ苦み、之が爲に驚き懼れて安からず、未だ嘗て一日も心に忘れざるなり、故に頻に使者を遣して之を慰撫せしむ、其の使者の繁きこと冠蓋相望み、使車の往還の軼を道に結ぶに至る、此の如くして朕が意を單于に諭しき、今や單于是古の道に反りて社稷の安を計り、萬民の利を便にし、親しく朕と俱に細過を棄て、偕に大道に行き、兄弟の義を結びて天下の憐み愛すべき民を全くす、かくて和親已に定れること今年より始まると、

【字解】 後二年、改元後二年なり、方外、中國の方域外なり、四荒、戎狄荒服なり、一説に北は觚竹、南は北戸、西は王母、東は日下なりと、不處、安居せざること、累年、毎年なり、結難、難は仇なり、怛惕、驚き懼るゝなり、冠蓋相望、往來頻繁なるの意なり、軼、轍と通ず、使車のわだちなり、親與朕、親は漢書に新に作れり、元元之民、元元は猶喁喁の如し、憐み愛すべき

す、有^レ年、豊年のと、五帝、四方と中央との天の神なり、即ち青帝・赤帝・白帝・黒帝・黄帝是なり、

趙人新垣平以^ニ望氣^ヲ見^ユ、因^テ說^テ上^ニ、設立^シ渭陽五廟、欲^ク出^サ周鼎^ヲ、當^ニ有^リ王英^一見^ル、十六年、上親^ラ郊見^シ渭陽五帝廟、亦以^テ夏答禮^ヲ、而尙^ゾ赤^ヲ、十七年、得^テ玉杯^ヲ、刻^ク曰^ク、人主延壽^ト、於是天子始^メ更^メ爲^ス元年^ト、令^ム天下大^ク酺^ス、其歲新垣平事覺^レ、夷^セ三族^ヲ、

【講義】 趙人の新垣平は氣を望むといふを以て文帝に見ゆ、因つて上に説きて渭陽に五帝の廟を設け立つ、周鼎を出さむと欲し、且つ當に玉英ありて見るべしと爲す、十六年に上親ら渭陽の五帝の廟に郊見し、亦夏を以て答禮す、而して色は黒を廢して赤を尙ぶ、十七年に玉杯を得たり、是れ新垣平が詐りて人をして獻せしめしものなり、其の刻銘に曰く人主延壽と、

是に於て天子始めて改元して元年と爲し、天下に令して大いに會聚して飲食せしむ、其の歲に新垣平が詐僞の行事覺れて三族を誅せらる、

【字解】 玉英、玉のはなぶさなり、瑞應圖に玉英は五常並び修まれば見ると、事覺、詐僞の行事の發覺せしをいふ、夷、三族、夷は誅し平ぐるなり、三族は父母・兄弟・妻子なり、

後二年、上曰、朕既不明、不能遠^ク德^ヲ、是以使^ム方外之國^ヲ、或不寧^ク息^セ夫^レ、四荒之外、不安^ク其生^ヲ、封畿之内、勤勞不處^ク、二者之咎、皆自^ラ於朕之德薄、而不能遠^ク達^ス也、間者累年、匈奴竝暴^ク邊境^ヲ、多殺^シ吏民^ヲ、邊臣兵吏、又不能諭^ス吾内志^ヲ、以重^ク吾不德^ヲ也、夫久結難連^ク兵^ヲ、中

公孫臣、以爲博士、申明土德事、於是上乃下詔曰、有異物之神、見于成紀、無害於民、歲以有年、朕親郊祀上帝諸神、禮官議、毋諱以勞朕、有司禮官皆曰、古者天子夏躬親禮祀上帝於郊、故曰郊、於是天子始幸雍、郊見五帝、以孟夏四月答禮焉、

【講義】是の時に、北平侯の張蒼は丞相と爲りて、方に律度歷數に明かなり、魯人公孫臣は五行の説に詳なり、上書して終始の傳及び五行の徳の事を陳べて言ふ、方今は土徳の時なり、故に土徳の應兆は黃龍見れむ、よつて當に正朔服色制度を改むべしと、天子其の事を下して丞相と相議す、丞相歷數を推し算へて思へらく、今は水徳始めて明かなり、故に十月を歲

首として水の色の黒事を上ぶ、公孫臣の言は是に非ず、之を採用せざらむことを請ふと、其の明年黃龍成紀縣に見る、天子公孫臣の言の效ありしを知り、乃ち復魯の公孫臣を召して博士と爲す、臣土徳の事を申べ明かす、是に於て上乃ち詔を下して曰く、異しき形の神ありて成紀縣に見はれて、民を害ふこと無く、歲は是を以て豊なり、よつて朕親ら上帝諸神を郊祀せむ、禮官等議して之を諱みて朕を以て勞すとなすなかれと、有司禮官皆曰く、古へは天子夏日に於て躬親ら上帝を南郊に禮祀せり、故に此の祭を郊といふと、是に於て天子始めて雍に幸して五帝を郊祀して之に見ゆ、孟夏の四月を以て五帝に答禮せり、

【字解】律歷、律度歷數なり、終始傳、五徳事、帝王の相承けて傳易するは五行の徳の終りて復始まるの理による所以を記載したるもの、正朔、正は正月なり、年の首なり、朔は月の首なり、歷數の義なり、正十月、正は歲首なり、十月は坤月にして陰なり、水は北方に配して陰なり、故に十月を歲首と爲す、黒事、水の色は玄なり、故に水徳の王は黒事を尙ぶ、成紀、縣の名なり、異物之神、あやしき形の神、即ち黃龍を指

至明之極也、今吾聞祠官祝釐、皆歸福朕躬、不爲百姓、朕甚愧之、夫以朕不德、而躬享獨美、其福百姓不與焉、是重吾不德、其令祠官致敬、毋有所祈、

【講義】十四年の春に上詔を下して曰く、朕犧牲珪幣を執りて上帝宗廟に事ふることを獲しこと今に十四年なり、其の日を歴たることはるかに長し、其の不敏不明を以てして久しく天下に臨みて之を撫す、朕自ら愧づ、よつて諸の祀の壇場の珪幣を廣め増せよ、昔の先王は遠く施して其の報を求めず、山川を望祀するも其の福を祈らず、賢者を尊び親戚を卑み、民を先にして己を後にせり、是れ至明の極なればなり、今吾聞くに祠官の福を祝ふは皆福を朕が躬に歸して百姓の爲めにせずと、朕甚だ之を愧づ、夫れ朕が不徳を以て躬ら福を受け、獨り其の福を美にして百姓之に與らざれば、是れ吾が不徳を重ぬるなり、其れ今より

後祠官をして神に敬を致さしむるとも、祈りて福を求むる所あらしむべからずと、

【字解】犧牲珪幣、鬼神に上るいけにへ、たま、ぬさ等なり、縣長、縣は遠なり、ハルカと訓む、壇場、神を祭るに地を除ひたる處、まつりには、右賢左戚、右は尊ぶなり、左は卑むなり、釐、福なり、享、受くるなり、福を受くること、

是時北平侯張蒼爲丞相、方明律歷、魯人公孫臣、上書陳終始傳、五德事、言方今土德時、土德應黃龍見、當改正朔服色制度、天子下其事、與丞相議、丞相推以爲今水德始明、正十月、上黑事、以爲其言非是、請罷之、十五年、黃龍見、成紀、天子乃復召魯

朝那塞、殺北地都尉印、上乃遣三將軍、軍隴西・北地・上郡・中尉周舍爲衛將軍、郎中令張武爲車騎將軍、軍渭北、車千乘、騎卒十萬、帝親自勞軍、勒兵申教令、賜軍吏卒、帝欲自將擊匈奴、羣臣諫、皆不聽、皇太后固要、帝乃止、於是、以東陽侯張相如爲大將軍、成侯赤爲內史、欒布爲將軍、擊匈奴、匈奴遁走、

【講義】十四年、冬、匈奴相謀りて邊境に入りて寇を爲し、朝那の要塞を攻めて北地の都尉印を殺す、上乃ち三將軍を遣して隴西・北地・上郡の三箇處に屯營せしめ、中尉周舍を衛將軍と爲し、郎中令張武を車騎將軍となして渭北にたむろせしむ、凡て車千乘・騎卒十

萬あり、帝親しく自ら諸軍を勞ひ兵を治めて教令を申べ、軍の吏卒に賜ふ、帝自ら將として匈奴を撃たむと欲す、群臣之を諫めて止めむとすれども皆聽かず、よつて太后は悲痛にして神に誓ふの言を以て固く之を劫し抑へければ、帝乃ち止まりぬ、是に於て東陽侯張相如を以て大將軍と爲し、成侯赤を內史と爲し、欒布を將軍と爲して匈奴を撃たしむ、匈奴遁れ走る、

【講義】塞、とりでなり、勞、ねぎらふなり、勒、治むるなり、申、のべしくなり、約束するをいふ、要、劫なり、おびやかしおさふなり、

春、上曰、朕獲執犧牲珪幣、以事上帝・宗廟、十四年、于今、歷日縣長、以不敏、不明、而久撫臨天下、朕甚自愧、其廣增諸祀、壇、珪幣、昔先王遠施、不求其報、望祀不祈其福、右賢左戚、先民後己、

り、されど姦惡を爲す者止まず、其の咎安んかある、是れ朕が徳薄くして教の明かならざるにあらずや、吾甚だ自ら之を愧づ、故に夫れ訓導善からざれば姦吏事を構へて愚民罪に陥るなり、詩に曰く、和ぎ樂める君子は民の父母なりと、しかるに今人の過失あるは、是れ教訓の未だ施さるによる、而して刑之に加へらる、民或は行を改めて善を爲さむと欲すれども、其の道は如何ともすべきなし、朕甚だ之を憐む、さて刑は支體を斷ち肌膚を刻みて終身復生せざるに至る、何ぞ其のいたくしくして不徳なる、何と之が民の父母たるの意あらむや、其れ今日以後は肉刑を除けよと、

【字解】 詔、詔を奉じて罪人を糾すこと、逮、及なり、辭の及ぶ所に從ひて之を追捕すること、トラフと訓む、一説に今の囚人を傳送することなりと、太倉公、姓は淳子名は意、齊の太倉の令と爲る、故に之を太倉公といふ、緩急、緩は帶説にして意輕し、危急のこと、屬、連なり、付なり、原形に復するをいふ、贖、買なり、アガナフと訓む、有虞氏之時、舜帝の時なり、章服、章は采なり、繆、辱なり、肉刑三、劓・劓・宮の三刑

なり、馴道、訓導なり、純、善なり、詩、詩經小雅青蠅篇なり、愷悌、樂易なり、和ぎ樂むこと、不、息、息は生なり、楚痛、楚は辛楚なり、いたましきこと、

上曰、農、天下之本、務莫大焉、今勤身從事、而有租稅之賦、是爲本末者、母以異其於勸農之道、未備、其餘田之租稅、

【講義】 六月、詔して曰く、農は天下の本なり、故に世の務め之より大いなるはなし、而るに今身を勤め農事に從ふ者にして租稅の賦あり、是れ農は本たり、賈は未たるに俱に租を出して異なること無きは、其の理然らざるに似たり、且つ其れ農を勸むるの道未だ備はらず、よつて田の租稅を除けよと、

【字解】 爲、本末者、母、以、異、本は農なり、末は買なり、二者俱に租を出して異なることなきをいふ、十四年、冬、匈奴謀入邊爲寇、攻

贖父刑罪、使得自新、書奏天子、
天子憐悲其意、乃下詔曰、蓋聞
有虞氏之時、畫衣冠、異章服、以
爲僂、而民不犯、何則、至治也、今
法有肉刑三、而姦不止、其咎安
在、非乃朕德薄、而教不明歟、吾
甚自愧、故夫馴道不純、而愚民
陷焉、詩曰、愷悌君子、民之父母、
今人有過、教未施、而刑加焉、或
欲改行爲善、而道母由也、朕甚
憐之、夫刑至斷支體、刻肌膚、終
身不息、何其楚痛而不德也、豈
稱爲民父母之意哉、其除肉刑、

【講義】五月に、齊の太倉の令淳于公罪ありて刑に當り、詔獄に捕はれて長安に徙し繫がる、太倉公男無くして女子五人あり、太倉公將に行きて追捕に會はんとして、其の女子を罵りて曰く、子を生めども男兒を生まざれば、かゝる緩急のことあれども何の益あるにあらずと、其の少女の緹縈といふ者自ら傷み泣きて、乃ち其の父に隨ひて長安に至り、上書して曰く、妾が父は吏と爲りて齊の國中皆其の廉直公平なるを稱せり、而るに今法に罪せられて當に刑せらるべし、妾傷み念ふに、夫れ死ぬれば復び生くべからず、刑せらるれば其の肉體復び連り付くべからず、故に復び過を改めて自ら新生涯に入らむと欲すと雖、其の道由なけむ、妾願くは身を没し入れて官婢と爲り、父の罪を贖ひて、父が自から新にせむことを得しめむと、此の上書を天子に奏す、天子其の意を憐み悲み、乃ち詔を下して曰く、蓋し聞けり、有虞氏の時には犯罪者の衣冠に畫き采服を異にして、一見彼は何の罪を犯したる者なるかを知らしめて、民に辱を爲す、是を以て民罪を犯さず、何となれば帝徳廣大にして其の治至極したればなり、今や法に肉刑三つあ

所、遷し居らしむる所、即ち配所のこと、子三人、其の名安・勃・賜なり、

十三年、夏、上曰、蓋聞天道、禍自怨起、而福繇德興、百官之非、宜由朕躬、今祕祝之官、移過于下、以彰吾之不德、朕甚不取其除之、

【講義】 十三年、夏、上曰く、蓋し聞き及べり、天道なりといふと雖、實は禍は人の怨むることによりて起り、福は人の徳によりて興るものなりと、是に由つて之を観れば禍福の起る所以知るべきなり、故に百官の非を爲すは、是れ皆宜しく朕が躬に由るなるべし、今祕祝の官は災禍を祓はむと禱りて其の效無ければ、其の過を下に移し、以て吾が不徳を彰すなり、朕甚だ之を取らず、故に今より後は此の官を除けよと、【字解】 繇、隨從なり、ヨルと訓む、祕祝之官、祝官の一なり、神に天下の災禍を祓はむことを禱り、若し其

の效無ければ其の過を下に移して自ら其の責任を免るゝもの、國家之を諱む、故に祕といふ、一説に祕は禁中のこと、禁内にて禱禳のことを爲す、故に祕祝といふのみと、

五月、齊太倉令淳于公有罪、當刑、詔獄徒繫長安、太倉公無男、有女五人、太倉公將行會逮、罵其女曰、生子不生男、有緩急、非有益也、其少女緹縈、自傷泣、乃隨其父、至長安、上書曰、妾父爲吏、齊中皆稱其廉平、今坐法當刑、妾傷夫死者不可復生、刑者不可復屬、雖復欲改過自新、其道無由也、妾願沒入爲官婢、

中に投ずるをいふ、去來、反者と相往來する者の歸り服する者を指す、

六年、有司言、淮南王長、廢先帝法、不聽天子詔、居處毋度、出入擬於天子、擅爲法令、與棘蒲侯太子奇謀反、遣人使閩越及匈奴、發其兵、欲以危宗廟社稷、羣臣議皆曰、長當弃市、帝不忍致法於王、赦其罪、廢勿王、群臣請處王蜀嚴道邛都、帝許之、長未到處所、行病死、上憐之、後十六年、追尊淮南王長、謚爲厲王、立其子三人、爲淮南王、衡山王、

廬江王、

【講義】六年、有司言す、淮南王の長は、先帝の法を廢て、天子の詔を聽かず、邸宅に節度無く、出入は天子の鹵簿に比し、自ら擅に法令を爲り、棘蒲侯の太子の奇と俱に謀反し、人を遣して閩越及び匈奴に使して、其の兵を徵發して以て宗廟社稷を危くせむと欲すと、羣臣議して皆曰く、長の罪は當に刑して屍を市に曝すべしと、されど帝は法を王に致すに忍びず、其の罪を赦して、唯庶人と爲して王たることなからしむ、帝の處斷餘に輕きを以て羣臣は王を蜀の嚴道邛都に處らしめむことを請ふ、帝之を許す、長未だ配所に到らざるに、行く途中に病みて死にぬ、上之を憐む、後十六年に淮南王長を追尊して謚して厲王と爲し、其の子三人を立て、淮南王・衡山王・廬江王と爲しぬ、

【字解】六年、四年五年を缺きて書せず、居處、ゑどころなり、邸宅のこと、擬、比すなり、發、徵發なり、弃市、刑したる屍を京中に曝すこと、邛都、都は郵字の譌なり、史記漢書の淮南王の傳には邛都に作れり、處

之八月破濟北軍虜其王赦濟北諸吏民與王反者

【講義】五月に、匈奴北地に入り、進みて河南に居て寇を爲す、帝初めて甘泉宮に幸す、六月に、帝曰く、漢は前に匈奴と約して兄弟の親をなし、邊境を害はしむることを禁ぜり、故に中國より物貨を匈奴に輸び遺すこと甚だ厚かりき、而るに今右賢王は其の國を離れて衆を將ゐて河南の降地に居るは、常の故にあらず、又手近き要塞に往來して吏卒を捕へ殺し、又要塞を成り保つ所の蠻夷を驅りて其の舊處に居ることを得ざらしめ、又邊境にある官吏を踐み躪り、入りて盜みをなす、此の如く甚だ敖りて無道なり、是れ前に結びし約にあらざるなり、其れ邊境に在る吏騎八萬五千を發して高奴に詣らしめよと、遂に丞相潁陰侯灌嬰をして匈奴を撃たしむ、匈奴去りぬ、中尉の材官を發して衛將軍に付して長安に屯營せしむ、辛卯の日に帝甘泉宮より高奴に行く、因つて太原に幸し、故の羣臣を見て皆之に賜し、功ある者を擧げて賞を行ひ、諸民の里毎に牛酒を賜ひ、晉陽中都の民に三歳の

租税を免す、帝太原に留まり遊ぶこと十餘日なりき、濟北王の興居は帝が代に行きてそれより進みて胡を撃たむと欲すると聞きて、乃ち謀反を起し、兵を發して滎陽を襲はむと欲す、是に於て詔して丞相の兵を罷めて、棘蒲侯の陳武をして大將軍と爲し、十萬の兵に將として往きて胡を撃たしむ、而して祁侯の賀を將軍と爲して滎陽に至りて濟北王の反兵と戰はしむ、七月辛亥の日に、帝太原より長安に還る、迺ち有司に詔して曰く、濟北王は德に背きて上に反し、吏民を誅らしめて大逆を爲しぬ、されど濟北の吏民にして官兵未だ至らざる前に先づ自ら定まり、及び軍の在る地邑を知らして降らむ者は皆之を赦して元の官爵に復らしめ、又王の興居に與して相往來して反するとも、降る者は亦之を赦さむと、八月に、濟北の賊軍を破りて其の王を虜にし、濟北の諸の吏民の王と俱に反せる者は皆赦せり、

【字解】陵轢、踐み踏むなり、ふみにじること、中尉、秦官なり、材官、騎士の材力あるもの、復、租税を免すること、三歲、漢書に歲の下に租の字あり、註誤、註はあやまりなり、註誤は民をあやまらしめて反亂の渦

淮南王の長と從者魏敬と俱に辟陽侯の審食其を殺せり、

五月、匈奴入北地、居河南爲寇、帝初幸甘泉、六月、帝曰、漢與匈奴約爲昆弟、毋使害邊境、所以輸遺匈奴甚厚、今右賢王離其國、將衆居河南降地、非常故、往來近塞、捕殺吏卒、驅保塞蠻夷、令不得居其故、陵轢邊吏、入盜甚敖無道、非約也、其發邊吏騎八萬五千、詣高奴、遣丞相潁陰侯灌嬰擊匈奴、匈奴去、發中尉材官屬衛將軍軍長安、辛卯、帝

自甘泉之高奴、因幸太原、見故群臣、皆賜之、舉功行賞、諸民里賜牛酒、復晉陽中都民三歲、留游太原十餘日、濟北王興居聞帝之代、欲往擊胡、乃反、發兵欲襲滎陽、於是詔罷丞相兵、遣棘蒲侯陳武爲大將軍、將十萬往擊之、祁侯賀爲將軍、軍滎陽、七月、辛亥、帝自太原至長安、迺詔有司曰、濟北王背德反上、誑誤吏民、爲大逆、濟北吏民兵未至、先自定、及以軍地邑降者、皆赦之、復官爵、與王興居去來、亦赦

誹、謗、之、木、政の過失を記す板なり、是も亦堯が始めて橋梁の四柱の頭に作りしなり、妖言、異言なり、祝、詛、神明に告げて殃咎を加へしむること、のろひ、別けて言へば、言を以て神に告ぐるを祝といひ、神に請ひて殃を加ふるを詛といふ、謾、欺くなり、抵、觸なり、罪にふるゝをいふ、

九月初、與郡國守相、爲銅虎符、竹使符、

【講義】 九月に、初めて郡國の太守宰相に與へむが爲に銅虎符と竹使符とを作る、

【字解】 銅虎符、銅製の虎の形の符なり、長さ六寸にして五等あり、之を二分し、右は京師に留め、左は守相に與へ置き、兵を發する時に當りて、使者をして郡國に至らしめ、此の符を合せて其の證となすなり、竹使符、此の符は竹箭五枚にて作る、長さ五寸にして篆書を鐫り刻み、第一より第五に至る、其の使用方は前の如し、

三年、十月丁酉晦、日有食之、

【講義】 三年、十月丁酉の晦に、日蝕あり、十一月、上曰、前日計遣列侯之國、或辭未行、丞相朕之所重、其爲朕率列侯之國、絳侯勃、免丞相、就國、以太尉穎陰侯嬰爲丞相、罷太尉官、屬丞相、四月、城陽王、章薨、淮南王長與從者魏敬、殺辟陽侯、審食其、

【講義】 十一月に、上曰く、前の日に計りて列侯をして其の封國に行かしむ、而るに或はことわりて未だ行かざる者あり、此くては其の意に反すれば悉く行かしめざるべからず、丞相は朕の重んずる所なり、されど朕が爲に丞相を罷めて列侯を率ゐて其の國に行けど、是に於て絳侯勃丞相を免じて其の國に就く、よつて太尉穎陰侯嬰を以て丞相と爲す、太尉の官を廢して其の務を丞相に付く、四月に城陽王の章薨じぬ、

立て、城陽王と爲し、東牟侯を立て、濟北王と爲し、皇子の武を代王と爲し、子の參を太原王を爲し、子の揖を梁王と爲す、

【字解】 幽死、推し込められて殺さるゝこと、即ち呂太后に幽閉せられ、其の邸にて餓死せしをいふ、

上曰、古之治天下、朝有進善之旌、誹謗之木、所以通治道而來諫者、今法有誹謗妖言之罪、是使衆臣不敢盡情、而上無由聞過失也、將何以來遠方之賢良、其除之、民或祝詛上、以相約結、而後相謾、吏以爲大逆、其有他言、而吏又以爲誹謗、此細民之愚、無知抵死、朕甚不取、自今以來、有犯此者、勿聽治、

【講義】 上曰く、古の天下を治むる者は、朝廷に進善

の旌と誹謗の木とあり、是は民に善を進め、政の過失を上知らすものなれば、世を治むる道に通じて諫むる者を來す所以の具なり、而るに今は法律に政の過失をそしり異しき言を爲したりとて之を罰するの罪あり、是れ衆臣をして遠慮なく其の情を上を盡さざらしむるものなれば、従つて上は其の過失を聞くに由無きなり、此の如くしては將何を以て遠方の賢良を來すことを得んや、其れ今よりは此の法律を廢すべし、又民或は初め相結び約して上を詛ふも、後に至りて巫は貨を前取りして其の詛を畢へず、中道にして止むることあり、而るに吏は之を聞き知りて大逆なりと爲す、又他の事を言ふことあるも而も吏は之を以て上をそしる者と爲す、此の如くなれば細民の愚なる、遂に法に觸れて死することを知る無きなり、朕甚之を取らざるなり、故に今より後はかゝる犯罪者あれば之を獄に聽き治むること無かれと、

【字解】 進善之旌、民に善事を勸むるの幡なり、是は堯が始めて五達の道に設けしなり、民に善を進めむと欲する者は其の幡の下に立ちて言ひ聞かすなり、

り、股肱、もゝと、ひちと、重臣をいふ、三光、日月星なり、令、此の詔書なり、白、明日なり、匡、正すなり、不、逮、思慮の及ばざるをいふ、飭、治なり、整なり、繇、費、繇は係なり、ぶやくなり、えだち、憫然、寢視の間も安んぜざる貌なり、有、非、非は姦非なり、見、馬、見は現在なり、財、足、財は纒なり、ワヅカと訓む、足はたるなり、置、傳、驛傳なり、

正月、上曰、農天下之本、其開籍

田、朕親率耕、以給宗廟、粢盛、

【講義】 正月に、上曰く、農は天下の本なり、其れ籍田を開けよ、朕親ら民を率ゐ耕して宗廟に奉る供米を給し、且つ以て天下に農を勸めむと、

【字解】 籍田、宗廟に奉る米を作る田なり、天子は千畝、諸侯は百畝なり、籍は借なり、民力を借りて之を耕し、其黍稷を宗廟に奉り、且つ是を以て民に農を勸むるなり、一説に籍は踏むなり、親ら田を踏み耕すの義なりと、粢盛、供米なり、黍稷を粢といひ、器中に在るを盛といふ、

三月、有司請立皇子、爲諸侯王、上曰、趙幽王幽死、朕甚憐之、已立其長子遂、爲趙王、遂弟辟彊及齊悼惠王子、朱虛侯章、東牟侯興居、有功、可王、乃立趙幽王少子、辟彊、爲河間王、以齊劇郡、立朱虛侯、爲城陽王、立東牟侯、爲濟北王、皇子武、爲代王、子參、爲太原王、子揖、爲梁王、

【講義】 三月に、有司請ひて皇子を立て、諸侯王と爲さむとす、上曰く、趙の幽王幽死せり、朕甚だ之を憐みて、已に其の長子の遂を立て、趙王と爲しぬ、遂の弟辟彊及び齊の悼惠王の子の朱虛侯章と東牟侯興居とは功あれば王と爲すべしと、乃ち趙の幽王の少子の辟彊を河間王と爲し、齊の劇郡を以て、朱虛侯を

及^ビ舉^グ賢^ニ良^ク方^ニ正^ニ能^ク直^ニ言^フ極^ニ諫^ス者^ヲ、
以^テ匡^セ朕^ノ之^ノ不^レ逮^ト、因^テ各^ニ飭^シ其^ノ任^ニ職^ヲ、
務^メ省^キ繇^ニ費^ヲ、以^テ便^シ民^ニ、朕^ニ既^ニ不^レ能^ハ遠^ク、
德^ヲ故^ニ憫^ム、然^レ念^フ外^ノ人^ノ之^ノ有^レ非^ト、是^ヲ以^テ、
設^テ備^ム未^ダ息^ト、今^ニ縱^ル不^レ能^ハ罷^ス邊^ニ屯^シ戍^ヲ、
而^モ又^モ飭^シ兵^ヲ、厚^ク衛^ヲ、其^ノ罷^シ衛^シ將^シ軍^シ、
太^シ僕^ノ見^シ馬^ヲ、遺^シ財^ヲ、足^ル餘^ヲ、皆^ヲ以^テ給^フ置^ト、
傳^ス、

【講義】十一月晦に、日蝕あり、十二月望に、又日蝕あり、是れ皆あるべからざる時にありしなり、是に由つて上曰く、朕聞けり、天の萬民を生ずや、之が爲に君を置きて養ひ治めしむ、人主不徳にして政を布くこと均しからざる時は、天之に菑を示して其治まらざるを誠むるなりと、而るに日蝕は歷數上朔にあるべきに十一月晦に有りて、其の責天に現れたり、其の菑何ものか之より大ならむ、朕位に即きて宗廟を保

つことを獲て、微眇の身を以て億兆の民及び諸侯王の上に寄す、天下の治まるも亂るゝも朕一人の任にあり、唯二三の執政大臣は吾が股肱の如し、朕は下は羣生を理め育つるに能はず、上は日月星の明を累す、其の不徳大なり、故に此の詔書天下に布き至らば、其れ悉く朕が過失を思ひ、知見思の及ばざる所に至りては明白に朕に告げよ、又賢良方正にして能く面のあたり臆せずして諫むる者を擧げて、朕が思慮の及ばざる所を正せ、朕已に此の如く思へり、因つて汝等羣臣も各、其の任職を飭へ、務めて徭役の費を省き、以て民に便にせよ、朕既に徳を遠く布くこと能はず、故に寢視にも安からずして外夷の姦非あらむことを念ふ、是を以て邊境の備を設くること未だ息めず、今縦ひ邊境の屯營戍卒を罷むること能はずと雖、而も又兵を整へ衛兵を厚くせむや、其れ衛將軍の軍を罷めて其の費を省き、又太僕の現在の馬は纔に足るばかりを遺し、其の餘は皆驛傳の馬に給せよと、

【字解】十二月望日又食、此の文漢書文帝紀及び五行志に無し、一本に日を月に作る、蒸民、蒸は衆なり、萬民をいふ、菑、災に同じ、適、責めなり、託、寄すな

多居長安邑遠吏卒給輸費苦而列侯亦無由教馴其民其令列侯之國爲吏及詔所止者遣太子

【講義】 上曰く、朕聞けり、古より諸侯の國を建つること千餘歳、各、其の封地を守り、時を以て朝廷に入りて其の貢物を上る、是を以て民勞り苦まず、上下驩欣して徳に違ふことあるなしと、今列侯多く長安に居り、其の封邑京師を去ること遠し、故に吏卒の京師と封邑との間を往來して給輸すること、費多くして苦勞なり、而して列侯も亦其の民を教へ導くに由なし、故に今より後列侯をして其の國に行かしめむ、但し卿大夫となりて朝廷に勤むる者及び特に恩愛を蒙りて京師に留めらるゝ者は其の太子を遣るべしと、【字解】 驩欣、よろこぶなり、遺徳、漢書文帝紀には違徳に作れり、給輸、足しはこぶなり、教馴、馴は古の訓の字なり、爲吏、列侯の卿大夫と爲りて朝廷に勤むる者、詔所止、列侯の特に天子の恩愛を蒙りて京

師に留めらるゝ者、太子、列侯の嗣子なり、

十一月晦、日有食之、十二月望、日又食、上曰、朕聞之、天生蒸民、爲之置君、以養治之、人主不徳、布政不均、則天示之以菑、以誠不治、乃十一月晦、日有食之、適見于天、菑孰大焉、朕獲保宗廟、以微妙之身、託于兆民君王之上、天下治亂、在朕一人、唯二三執政、猶吾股肱也、朕下不能理、育群生、上以累三光之明、其不徳大矣、令至其悉思朕之過失、及知見思之所不及、白以告朕、

【講義】 上曰く列侯の高帝に従ひて蜀漢中に入れる者六十八人には、皆封を益すこと各三百戸を、故の吏の二千石以上の者の高帝に従へる潁川郡の太守尊等十人には食邑六百戸を、淮南郡の太守申屠嘉等十人には食邑五百戸を、衛尉定等十人には食邑四百戸を賜ふ、

封淮南王、舅父趙兼爲周陽侯、齊王、舅父駟鈞爲清郭侯、秋、封故常山丞相蔡兼爲樊侯、

【講義】 淮南王の舅父趙兼を封じて周陽侯と爲し、齊王の舅父駟鈞を清郭侯と爲す、秋に至り、故の常山の丞相蔡兼を封じて樊侯と爲す、

【字解】 舅父、母の兄弟なり、をぢ、

人或說右丞相曰、君本誅諸呂、迎代王、今又矜其功、受上賞、處尊位、禍且及身、右丞相勃乃謝、

病免罷、左丞相平、專爲丞相、

【講義】 或人右丞相勃に説きて曰く、君は本諸呂を誅して代王を迎へたり、今又其の功に矜りて最上の賞を受け、尊位に處れり、禍且に身に及ばんと、右丞相勃乃ち病と稱してことわりて免官を請ふ、上乃ち聽して罷む、これより左丞相の陳平専ら丞相の事を爲す、

【字解】 矜、自ら賢とするなり、ほこる、謝病、やまひなりとてことわるること、

二年、十月、丞相平卒、復以絳侯勃爲丞相、

【講義】 二年、十月に、丞相陳平卒しぬ、是に於て復絳侯の周勃を丞相と爲す、

上曰、朕聞古者諸侯建國、千餘歲、各守其地、以時入貢、民不勞苦、上下驩欣、靡有遺德、今列侯

に、天下の鰥寡孤獨窮困者及び年八十以上の者孤兒の九歳已下なる者に布帛米肉を賜ひて、夫々定まれる數ありき、

【字解】 鰥寡、鰥は老いて妻無きもの、やもを、寡は夫無きもの、やもめ、孤獨、たよりなき者、ひとりもの、孤兒、父無きもの、

上リ從リ代リ來リ、初リ卽リ位ニ、施ニ德ニ惠ニ天下ニ、

填ニ撫ニ諸ニ侯ニ四ニ夷ニ、皆ニ洽ニ驩ニ、乃ニ循ニ從ニ、

代リ來リ功ニ臣ニ、上リ曰ク、方ニ大ニ臣ニ之ニ、誅ニ諸ニ、

呂ニ迎ニ朕ニ、朕ニ狐ニ疑ニ、皆ニ止ニ朕ニ、唯ニ中ニ尉ニ、

宋ニ昌ニ勸ニ朕ニ、朕ニ以テ得テ保テ奉テ宗ニ廟ニ、已ニ、

尊ニ昌ニ爲ニ衛ニ將ニ軍ニ、其ニ封ニ昌ニ爲ニ壯ニ武ニ、

侯ニ、諸ニ從ニ朕ニ六ニ人ニ、官ニ皆ニ至ニ九ニ卿ニ、

【講義】 上代より來りて初めて位に即き、德惠を天下に施し、諸侯四夷を填め安んじければ、上下皆洽く驩ぶ、よつて代より來れる功臣を修む、上曰く、大臣

の諸呂を誅して朕を迎ふるに方りて、朕之を疑ひ、群臣皆朕を止めぬ、唯中尉宋昌のみ朕を勸めて今日あるに至らしめ、以て宗廟を保ち奉ずることを得たり、是を以て朕其の功を表はさむと欲す、而るに昌は已に尊びて衛將軍となしぬ、故に今は昌を封じて壯武侯とせよ、又諸侯に從へる六人は其の官皆九卿に至るべしと、

【字解】 填撫、填は鎮に同じ、定むるなり、撫は安んずるなり、驩、歡ぶなり、循、漢書に修に作る、是なり、狐疑、うたがふなり、九卿、太常・光祿・衛尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・大司農・少府、是なり、

上リ曰ク、列ニ侯ニ從ニ高ニ帝ニ入ニ蜀ニ漢ニ中ニ者ニ、

六ニ十ニ八ニ人ニ、皆ニ益ニ封ニ各ニ三ニ百ニ戶ニ、故ニ、

吏ニ二ニ千ニ石ニ以上ニ、從ニ高ニ帝ニ、潁ニ川ニ守ニ、

尊ニ等ニ十ニ人ニ、食ニ邑ニ六ニ百ニ戶ニ、淮ニ陽ニ守ニ、

申ニ屠ニ嘉ニ等ニ十ニ人ニ、五ニ百ニ戶ニ、衛ニ尉ニ定ニ、

等ニ十ニ人ニ、四ニ百ニ戶ニ、

を有つや、太平に治まりしこと各、千餘歲なりき、古
來天下を有ちし者は殷周より長きは莫し、是れ子を
建て、太子と爲すの道を用ひたればなり、故に嗣を
立つるに必ず子を以てするとは従つて來ること久遠
なり、其れ古の例のみにあらず、近事を以てするも亦
然り、即ち高帝は親ら士大夫を率ゐて始めて天下を
平ぐるや、諸侯を建て、帝者の太祖となりぬ、諸侯王
及び列侯の始めて國を受けたる者も、亦皆其の國祖
となりぬ、而して子孫繼ぎ嗣ぎて世々絶えず、是れ天
下の大義なり、故に高帝此の制を設けて、海内を撫で
ぬ、今宜しく建つべき所の者を釋て、更に諸侯及び
宗室に選ばむは、高帝の志にあらざるなり、よつて更
に議せむこと宜しからず、陛下の子某最も長なり、純
厚にして慈仁なり、請ふ之を建て、太子とせむと、上
乃ち之を許す、而して其の子にのみ福を饗くること
の專なるを欲せず、因つて天下の民の當に父の後に
代るべき者に爵各、一級を賜ふ、

【字解】 蚤、早なり、歆享、歆は神の香を嗅ぐこと、享
は食を饗くること、嘽、漢書に慝に作る、快なり、謂
天下何、天下に告ぐるの言無きの意なり、其安之、安

は徐なり、徐々として且らく待ての意なり、春秋、年
齒なり、閱、歷なり、秉、把なり、トルと訓む、陪、輔な
り、莫、不長焉、漢書に不の字無し、此道、子を立つるの
道なり、子某、某は啓なり、即ち景帝のこと、

封將軍薄昭爲軹侯、

【講義】 將軍薄昭を封じて軹侯と爲す、

三月、有司請立皇后、薄太后曰、
諸侯皆同姓、立太子母爲皇后、
皇后姓竇氏、上爲立后、故賜天
下鰥寡孤獨窮困及年八十已
上、孤兒九歲已下布帛米肉、各
有數、

【講義】 三月に、有司皇后を立てむことを請ふ、薄太
后曰く、諸侯王は皆漢と同姓なり、故に其の女を以て
皇后と爲すべからず、よつて太子の母を立て、皇后
とせむと、皇后姓は竇氏なり、上后を立てしが爲の故

道也、立嗣必子所從來遠矣、高
 帝親率士大夫始平天下、建諸
 侯、爲帝者太祖、諸侯王及列侯
 始受國者、皆亦爲其國祖、子孫
 繼嗣、世世弗絕、天下之大義也、
 故高帝設之、以撫海內、今釋宜
 建、而更選於諸侯及宗室、非高
 帝之志也、更議不宜、子某、最長、
 純厚慈仁、請建以爲太子、上乃
 許之、因賜天下民、當代父後者、
 爵各一級、

【講義】正月に、有司上言して曰く、早く太子を建つ
 るは宗廟を尊ぶ所以なり、請ふ太子を立て給へと、上
 曰く、朕既に不徳なり、故に上は上帝神明未だ朕の上

所の香食を嗅ぎ饗け給はず、下は天下の人民未だ
 快きの志あらず、今縦博く天下の賢聖有徳の人を求
 めて天下を禪ること能はずと雖、而かも豫め太子を
 建てんといふは、是れ吾が不徳を重ぬるなり、實に天
 下に告ぐるの言葉無し、朕固執して子を立てずとい
 ふにあらず、徐々として且らく待てと、有司曰く、豫
 め太子を建つるは、宗廟社稷を重んじて天下を忘れ
 ざる所以なりと、上曰く、楚王は季父なり、年齒高く、
 天下の義理を歴たること多く、國家の大體に明かな
 り、吳王は朕に於ては兄なり、仁惠にして徳を好む、
 淮南王は弟なり、徳を把りて朕を輔けたり、朕が宗室
 には此の如き有徳の人あり、豈に朕にして豫め太子
 を建てずと爲んや、太子を建つべきを知ると雖、諸侯
 王・宗室の昆弟・有功の臣には、賢及び徳義ある者多
 し、若し有徳者を舉げて朕が終ふる能はざる事を
 陪けなば、是れ社稷の靈及び天下の福なり、今此有徳
 者を選び舉げずして必ず子を建てよと曰はば、人其
 れ朕を以て賢者及び有徳者を忘れて子に專にすとせ
 む、是れ實に天下を憂ふる所以にあらず、朕甚だ之を
 取らざるなりと、有司皆固く請ひて曰く、古殷周の國

るなり、卿等其れ熟之を計れと、有司皆曰く、陛下大惠を加へ德甚だ盛にして、臣等の及ぶ所にあらず、願くは詔書を奉じて收帑及び諸の相坐の律令を除かむと、

【字解】治之正、天下を治むるの正道をいふ、同産、家族なり、坐、罪なり、收帑、帑は杼に通ず、子なり、妻子を收めて獄に繋ぐをいふ、相坐、罪を犯せば其の父母妻子同産を同じ罪に處すること、慤、謹なり、

正月、有司言曰、蚤建太子、所以尊宗廟、請立太子、上曰、朕既不德、上帝神明、未敢享天下人民、未有嗛志、今縱不能博求天下賢聖、有德之人、而禪天下焉、而曰、豫建太子、是重吾不德也、謂天下何、其安之、有司曰、豫建太子、所以重宗廟社稷、不忘天

下也、上曰、楚王季父也、春秋高、閱天下之義理多矣、明於國家之大體、吳王於朕兄也、惠仁以好德、淮南王弟也、秉德以陪朕、豈爲不豫哉、諸侯王宗室昆弟有功臣、多賢及有德義者、若舉有德、以陪朕之不能終、是社稷之靈、天下之福也、今不選舉焉、而曰必子、人其以朕爲忘賢有德者、而專於子、非所以憂天下也、朕甚不取也、有司皆固請曰、古者殷周有國、治安皆千餘歲、古之有天下者、莫不長焉、用此

十二月、上曰、法者治之正也、所以禁暴而率善人也、今犯法已論、而使母罪之、父母妻子同產坐之、及爲收帑、朕甚不取其議之、有司皆曰、民不能自治、故爲法以禁之、相坐坐收、所以累其心、使重犯法、所從來遠矣、如故便、上曰、朕聞法正則民慤、罪當則民從、且夫牧民而導之善者、吏也、其既不能導、又以不正之法罪之、是反害於民、爲暴者也、何以禁之、朕未見其便、其熟計之、有司皆曰、陛下加大惠、德

甚盛、非臣等所及也、請奉詔書、除收帑諸相坐律令、

【講義】十二月、上詔して曰く、法は天下を治むるの正道なり、是れ暴亂を禁じて善人を率ゐる所以なり、今法を犯せる者は已に其の罪を論じて處分す、而るに罪無き所の其の父母妻子の如き家族をして同じく其の罪に連らしめ、又は其の妻子を獄に收むること爲す、朕は此の法を甚だ取らず、其れ卿等之を議せよと、有司皆曰く、民は自ら治むること能はず、故に上法を爲りて之を禁じ、且つ其の家族を同罪にす、此の家族を同罪にして獄に收むることは其の心を煩はして法を犯すことを重んぜしめて後を懲さんが爲めなり、故に此の法の従つて來ること遠ければ、舊の如くせむこと便なりといふ、上曰く、朕聞けり、法正しき時は民慤み、罪其の科に當る時は民從ふと、且つ夫れ民を養ひて之を善に導く者は吏なり、而るに吏既に之を導くこと能はず、又不正の法を以て之を罪すれば、是れ反つて民を害して暴を爲す者なり、何を以て民の犯罪を禁ぜむ、朕は未だ其の所謂便なるを見ざ

國、呂祿爲上將軍、擅矯遣灌將

軍嬰、將兵擊齊、欲代劉氏、嬰留

滎陽、弗擊、與諸侯合謀、以誅呂

氏、呂產欲爲不善、丞相陳平與

太尉周勃、謀奪呂產等軍、朱虛

侯劉章、首先捕呂產等、太尉身

率襄平侯通、持節承詔、入北軍、

典客劉揭、身奪趙王呂祿印、益

封太尉勃萬戶、賜金五千斤、丞

相陳平、灌將軍嬰、邑各三千戶、

金二千斤、朱虛侯劉章、襄平侯

通、東牟侯劉興居、邑各二千戶、

金千斤、封典客揭爲陽信侯、賜

金千斤、

【講義】 壬子の日に車騎將軍薄昭をして皇太后を代

に迎へしむ、皇帝詔を下して曰く、呂産は前に自ら官

を置きて相國と爲り、呂祿は上將軍と爲り、擅に命を

矯めて灌將軍嬰をして兵に將として齊を撃たしめ、

俱に謀りて劉氏に代らむと欲せり、されど嬰は滎陽

に留りて齊を撃たず、諸侯と謀を合せて呂氏を誅せ

り、此呂産の不善を爲さむと欲するや、丞相陳平と太

尉周勃とは共に謀りて呂産等の軍を奪へり、朱虛侯

劉章は第一先づ呂産等を捕へたり、此時周勃は身ら

襄平侯紀通を率ゐ、天子の節を持ち詔を承けて北軍

に入れり、典客劉掲は身ら趙王呂祿の印を奪へり、此

の如く各、呂氏を誅するに功ありき、よつて太尉物を

萬戶に益し封じて金五千斤を賜ふ、丞相陳平・灌將軍

嬰の二人には邑各、三千戶と金二千斤とを、朱虛侯劉

章・襄平侯紀通・東牟侯劉興居の三人には邑各、二千

戶と金千斤とを賜ひ、典客劉掲を封じて、陽信侯と爲

し金千斤を賜ふと、

【字解】

皇太后、文帝の母の薄氏なり、

帝即位の日の夕に未央宮に入る、乃ち夜宋昌を拜して衛將軍と爲して南北軍を鎮撫せしめ、張武を以て郎中令と爲して殿中を巡らしむ、張武殿中異狀無きを觀て還りて前殿に坐す、是に於て夜詔書を下して曰く、此の間諸呂政を用ひ權を擅にして大逆を爲さむと謀り、劉氏の宗廟を危くせむと欲せり、是を以て將相列侯宗室大臣の相共に謀りて之を誅せしに賴りて、皆其の辜に伏しぬ、朕今初めて位に即く、其れ天下に赦し、民には爵一級・女子には百戸に牛一頭酒十石を賜ひ、會聚して飲食すること五日せよと、

【字解】 清宮、天子の幸する所、必ず先づ靜宮令をして殿中を清靜せしめて、非常を慮るなり、法駕、第二の鹵簿なり、鹵簿に大駕・法駕・小駕の別あり、大駕は公卿之を奉引し、大將軍參乘し、屬車八十一乘なり、法駕は公卿在らず、鹵簿の中惟京兆尹と執金吾と長安令とのみありて奉引し、侍中參乘し、屬車三十六乘なり、爵一級、公士なり、牛酒、封禪書には牛一頭酒十石に作る、醕、王者徳を布き、民樂みて會聚飲食すること、漢律に三人以上故無くして群飲すれば罰金四兩に處す、今詔して之を解くこと五日に及ぶ、

孝文皇帝、元年、十月庚戌、徙立故琅邪王澤爲燕王、辛亥、皇帝即阼、謁高廟、右丞相平徙爲左丞相、太尉勃爲右丞相、大將軍灌嬰爲太尉、諸呂所奪齊楚故地、皆復與之、

【講義】 孝文皇帝、元年、十月庚戌の朔に、故の琅邪王澤を徙し立て、燕王と爲す、翌辛亥に、皇帝、主人の階に即きて高帝の廟に謁す、同日に右丞相陳平を徙して左丞相と爲し、太尉周勃を右丞相と爲し、大將軍灌嬰を太尉と爲す、諸呂の奪へる齊楚の故地を皆舊に復して之を與ふ、

【字解】 阼、主人の階なり、右丞相左丞相、此の時右を尙べり、

壬子、遣車騎將軍薄昭、迎皇太后于代、皇帝曰、呂産自置爲相

以^三節入^三北軍、周勃が紀通の矯める天子の符節を以て呂氏の權力内なる北軍に入りしこと、呂后本紀に詳なり、一呼、周勃が軍中に令して呂氏の爲にせむ者は右袒せよ劉氏の爲にせむ者は左袒せよと呼はりしこと、猶與、猶豫に同じ、卦兆、龜を荆にて灼きて現れたるきざしなり、大横、卦兆の正しく横に現れたる理をいふ、庚庚、庚は更なり、諸侯を去りて帝位に即くの意なり、夏啓以光、啓は夏の禹王の子なり、光は大なり、先君の業を大いに治めしをいふ、昔五帝は賢者に禪れり、夏啓に至りて父の爵を續ぐ、故に代王も亦父の業を嗣ぐべしとの意なり、絳侯、周勃のこと、參乘、參は驂と通ず、そへのりなり、傳、傳車なり、驛傳の車をいふ、渭橋、渭水に架したる橋なり、秦の昭王の時、咸陽宮は渭北に在り、興樂宮は渭南に在り、故に昭王兩宮の間を通せむとて之を作る、間、隙なり、人を屏くるをいふ、大將軍、陳武、漢書の注に柴武に作る、陰安侯、高帝の兄の伯が妻なり、不佞、不才なり、西郷、南郷、郷は向ふなり、此時大臣は西に在り群臣は南に在り、故にしかせしなり、

群臣以^レ禮次侍、乃使^テ太僕嬰與^ニ東牟侯興居清宮、奉^ニ天子法駕、迎^テ于代邸、皇帝即^ニ日夕入^ニ未央宮、乃夜拜^ニ宋昌爲^ニ衛將軍、鎮撫^ニ南北軍、以^ニ張武爲^ニ郎中令、行^ニ殿中、還坐^ニ前殿、於是夜下^ニ詔書曰、間者諸呂用^レ事擅權、謀爲^ニ大逆、欲^ニ以危^ニ劉氏宗廟、賴^ニ將相列侯宗室大臣誅^レ之、皆伏^ニ其辜、朕初即^ニ位、其赦^ニ天下、賜^ニ民爵一級、女子百戶牛酒、酺^ニ五日、

【講義】群臣禮を以て位の順によりて左右に侍る、乃ち太僕の嬰と東牟侯の興居とをして先づ未央宮を清めしめ、天子の法駕を奉じて皇帝を代邸に迎ふ、皇

に至りて休止す、而して宋昌をして先づ馳せて長安に行きて其の變を觀せしむ、昌渭橋に至れば、丞相より以下皆出迎へり、宋昌還りて報ず、代王よつて馳せて渭橋に至る、群臣拜謁して臣と稱す、代王車より下りて拜す、太尉勃進みて曰く、願くは人を屏けて上言せむと、宋昌曰く、言ふ所公ならば公に之を言へ、言ふ所私ならば王は私を受けじと、太尉乃ち跪きて天子の璽符を上る、代王謝して曰く、代の上屋敷にて之を議せむと、遂に代邸に入る、群臣從つて至る、丞相陳平・太尉周勃・大將軍陳武・御史大夫張蒼・宗正劉郢・朱虛侯劉章・東牟侯劉興居・典客劉揭等皆再拜して曰く、子弘等は皆孝惠帝の實子に非ず、是れ他人の子を養ひし者なれば、當に宗廟の祀を奉ぜしむべからず、故に臣謹みて請ひて陰安侯・列侯頃王の後及び琅邪王・宗室の大臣・列侯・吏の二千石等と議して曰く、大王は高帝の長子なり、故に宜しく高帝の後嗣たるべしと、由つて願くは大王天子の位に即けよと、代王曰く高帝の宗廟に奉事せむこと重き役なり、寡人已に不才なれば、宗廟に稱ふに足らず、願くは楚王に請ひて適當の者を計れ、寡人敢て其の任に當らじと、

されど群臣皆伏して固く請ふ、代王由つて西に郷ムカひて大臣等に讓ること三たびし、又南に郷ひて群臣に讓ること再びす、丞相陳平等皆曰く、臣伏して計るに大王が高帝の宗廟を奉祀せむこと、最も宜しく稱ふべし、又天下の諸侯萬民と雖宜しと思へり、故に臣等宗廟社稷の爲に計ること、敢て忽にせず、願くは大王幸に臣等の計る所を聽ユルせ、臣謹みて天子の璽符を奉じて上つると、代王曰く、宗室・將相・王・列侯、皆議して寡人より外に適當の者無しとすれば、寡人敢て辭せずと、遂に天子の位に即く、

【字解】屬意、屬は付なり、意を付くとは此にては意を配りて企つること、非止此、止は唯なり、此は此の度の事なり、言は常に異志あるをいふ、嗟、血京師、嗟は漢書に喋に作る、すゝるなり、京は大なり、師は衆なり、大衆の居る所、即ち天子の都なり、言は盟を約すること、犬牙相接、封地の境土相交り接すること、犬牙の相當らずして銜み入り互に控制するをいふ、所謂磐石之宗、磐石は固くして動かざるの譬、宗は首位なり、第一なり、此の語六韜に出づ、故に所謂といふ、苛政、苛は酷なり、三王、梁王産・趙王祿・趙王通なり、

反對して進みて曰く、群臣の議する所皆非なり、夫れ秦其の政の道を失ひければ、諸侯豪傑並び起り、此等の人々皆自ら天下を得んと思へる者萬を以て數ふ、然るに卒に天子の位を踐みしは我が劉氏一人なりき、故に天下の人々皆望を絶ちぬ、是れ漢の天下を有ちし所以の一なり、高帝子弟を封じて王と爲し、其の領土犬牙の如く銜み入りて互に諸侯を制せり、此れ所謂磐石の固にして天下其の彊きに服せり、是れ漢の天下を有ちし所以の二なり、漢興りて秦の酷しき政を除き、法令を簡約にして徳惠を施したれば、上下の人々自ら安んじて動搖すること難し、是れ漢の天下を有ちし所以の三なり、さて又呂太后の峻嚴を以て諸大臣の反對ありしにも拘らず、諸呂を立て、三王と爲し、權を擅にし制を專にするも、太尉周勃が紀通の矯むる所の天子の符節を以て北軍に入り、一たび軍中に令して呂氏の爲にせむ者は右袒せよ劉氏の爲にせむ者は左袒せよと呼はりければ、士皆左袒して劉氏の爲にせむことを誓ひ、諸呂に叛きて卒に之を滅したり、此の事たるや全く天の授にして人力に非らず、夫れ漢の天下を有つ所以は此の如く固くし

て天祐なり、今大臣假令變を爲さむと欲すと雖、天下の百姓此等の輩に使はれじ、其の黨寧ぞ能く權を專にするを得んや、方今内には朱虛侯の劉章・東牟侯の劉興居の親あり、外には吳・楚・淮南・琅邪・齊代の彊きを以て畏れしむ、方今高帝の子は獨り淮南王と大王とのみなり、而して大王は又淮南王より長にして、且つ賢聖にして仁孝なるを己に天下に聞えたり、故に大臣天下の民心に因りて迎へて大王を立てんと欲す、大王疑ふことなかれと、代王之を太后薄氏に報じて討る、太后猶豫して未だ定まらず、是に於て之を龜に卜す、其の卦兆に大横を得たり、其の占辭に曰く、大横康々たり、余れ天王たらむ、夏の啓以て大いなりと、代王曰く、寡人已に王たり、又何の王たらむと、卜人曰く、所謂天王とは天子のことなりと、是に於て代王乃ち太后の弟の薄昭をして往きて絳侯周勃に見えしむ、周勃等具に昭が爲に代王を迎へて位に即けむとする所以の意を言ふ、薄昭還りて報じて曰く、信なり、疑ふべきこと無しと、代王乃ち笑ひて宋昌に謂つて曰く、果して公の言の如しと、乃ち宋昌に命じて參乘せしめ、張武等六人傳車に乗りて長安に向ひ、高陵

朱虛侯劉章・東牟侯劉興居・典客劉揭、皆再拜言曰、子弘等皆非孝惠帝子、不當奉宗廟、臣謹請與陰安侯・列侯・頃王后、與琅邪王・宗室大臣・列侯・吏二千石議曰、大王高帝長子、宜爲高帝嗣、願大王卽天子位、代王曰、奉高帝宗廟、重事也、寡人不佞、不足以稱宗廟、願請楚王計宜者、寡人不敢當、群臣皆伏、固請、代王西鄉讓者三、南鄉讓者再、丞相平等皆曰、臣伏計之、大王奉高帝宗廟、最宜稱、雖天下諸侯

萬民、以爲宜、臣等爲宗廟社稷、計不敢忽、願大王幸聽臣等、臣謹奉天子璽符、再拜上、代王曰、宗室將相王列侯、以爲莫宜寡人、寡人不敢辭、遂卽天子位、

【講義】 丞相陳平・太尉周勃等、人をして代王を迎へしむ、代王之を左右の近侍及び郎中の令の張武等に問ふ、張武等議して曰く、漢の大臣は皆故の高帝の時の大將にして兵に習ひて詐謀多し、是を以て其の意を配りて企つること止に此度の事のみにあらず、常に異志を抱き機を見て發せむとす、されど今までは特り高帝・呂太后の威を畏れたるのみ、今已に高帝は崩御し給ひ諸呂も亦誅したれば、新に血を京師に嘍りて互に盟ひて相謀りて事を興さむとす、今や大王を迎ふるを以て名となすと雖、其の實は如何なるか信すべからず、願くは大王疾と稱して往くこと無く、先づ其の事の變化を觀察せよと、中尉の宋昌は之に

今內有^{ニハ}朱虛東牟之親、外畏^{ニハ}吳、
楚、淮南、琅邪、齊代之疆、方今高
帝子、獨淮南王與^ニ大王、大王又
長、賢聖仁孝、聞^ニ於天下、故大臣
因^ニ天下之心、而欲迎立^ニ大王、大
王勿疑也、代王報^ニ太后、計^レ之、猶
與未定、卜^ニ之龜卦、兆得^ニ大橫、占
曰、大橫庚庚、余爲^ニ天王、夏啓以
光、代王曰、寡人固已爲^レ王矣、又
何王、卜人曰、所謂天王者、乃天
子、於是代王乃遣^ニ太后弟薄昭、
往見^ニ絳侯、絳侯等具爲^レ昭言所
以迎立^ニ王意、薄昭還報曰、信矣、

母^ニ可疑者、代王乃笑謂^ニ宋昌曰、
果如^ニ公言、乃命^ニ宋昌參乘、張武
等六人、乘^レ傳詣^ニ長安、至高陵、休
止、而使宋昌先馳^ニ之長安、觀變、
昌至^ニ渭橋、丞相以下皆迎、宋昌
還報、代王馳^ニ至渭橋、群臣拜謁、
稱臣、代王下車拜、太尉勃進曰、
願請間言、宋昌曰、所言公、公言
之、所言私、王者不受^レ私、太尉乃
跪^ニ上天子璽符、代王謝曰、至^ニ代
邸而議^レ之、遂馳^ニ入^ニ代邸、羣臣從
至、丞相陳平、太尉周勃、大將軍
陳武、御史大夫張蒼、宗正劉郢、

當る、其の七月に高后崩じぬ、九月に諸呂呂産等亂を爲して劉氏を危くせむとす、由つて丞相陳平・太尉周勃等共に之を誅し、謀りて代王を代より召して天子の位に立つ、此の事の詳しきは呂后本紀の語中に在り、

【字解】 卽位、位は代王の位なり、

丞相陳平・太尉周勃等、使人迎代王、代王問左右郎中令張武等、張武等議曰、漢大臣皆故高帝時大將、習兵多謀詐、此其屬意、非止此也、特畏高帝、呂太后威耳、今已誅諸呂、新嘔血京師、此以迎大王爲名、實不可信、願大王稱疾毋往、以觀其變、中尉宋昌進曰、群臣之議皆非也、夫

秦失其政、諸侯豪桀竝起、人人自以爲得之者、以萬數、然卒踐天子之位者、劉氏也、天下絕望、一矣、高帝封王子弟、地犬牙相制、此所謂磐石之宗也、天下服其疆、二矣、漢興除秦苛政、約法令、施德惠、人人自安、難動搖、三矣、夫以呂太后之嚴、立諸呂爲三王、擅權專制、然而太尉以一節入北軍、一呼士皆左袒、爲劉氏、叛諸呂、卒以滅之、此乃天授、非人力也、今大臣雖欲爲變、百姓弗爲使、其黨寧能專一邪、方

女主稱制、政不出房戶、天下晏然、刑罰罕用、罪人是希、民務稼穡、衣食滋殖、

【講義】太史公曰く、孝惠皇帝、呂后の時庶民戰國の苦を離るゝことを得、君臣俱に無爲の治に休息せんと欲す、故に惠帝は垂拱して天下治まり、呂后は女子にして制を稱し、政宮中を出でずして天下晏然と治まり、刑罰を用ふること罕なれども、罪人希に、民は農業を務めて、衣食の料滋増殖せり、

【字解】黎民、黎は黒なり、民の首は黒し、故に黎民とは庶民のとなり、無爲、施設する所なくして治を致すをいふ、垂拱、衣を垂れ手を拱ぬきて無事に天下の治るをいふ、政不出房戶、呂后制を稱し、政を主るも身房戸を出でざるをいふ、晏然、晏は安なり、天下の太平なるをいふ、稼穡、五穀を種うるを稼といひ、五穀を斂むるを穡といふ、農業のことなり、

孝文本紀第十

孝文皇帝、高祖中子也、高祖十一年春、已破陳豨軍、定代地、立爲代王、都中都、太后薄氏子、

【講義】孝文皇帝は高祖の中の子なり、高祖十一年の春に、已に陳豨の軍を破りて代の地を定めぬ、よつて中子を立て、代王と爲し中都に都せしむ、而して帝は太后薄氏の産みし子なり、

【字解】中子、高祖に八子あり、文帝は其の第四子なり、故に中子といふ、

卽位十七年、高后八年、七月、高后崩、九月、諸呂呂産等欲爲亂、以危劉氏、大臣共誅之、謀召立代王、事在呂后語中、

【講義】代王の位に卽きて十七年は、高后の八年に

十人皆掙兵而去

【講義】 東牟侯興居曰く、呂氏を誅する吾れ功なし、請ふ宮中の掃除を爲さんと、乃ち太僕汝陰侯滕公と宮に入り、進んで少帝に謂つて曰く、足下劉氏に非ず、當に帝位に立つべからずと、乃ち左右の戟を執る者をして武器を仆して護衛を罷め去らしむ、其の内の數人罷め去ることを肯せず、宦者令張澤諭告して武器を取り去らしむ、滕公迺ち乘輿の車を召し、少帝を載せて宮を出づ、少帝曰く、我れを送りて安くにかんと欲するかと、滕公曰く、出でて舍に就くなり、少府に舍す、迺ち天子の法駕を奉じ、代王を邸より迎へ報じて曰く、宮中は謹んで掃除せりと、代王其の夕未央宮に入る、謁者十人あり、戟を持して端門を護り曰く、此の内には天子在り、足下は何する者ぞ、而して此の内に入るかと、代王迺ち太尉に謂ふ、太尉往きて謁者十人に諭し皆武器を仆して去らしむ、

【字解】 除、宮、天子行幸の時、至る所靜室をして殿中を掃除せしめ、以て非常に備ふ、掙兵、掙は仆也、兵は武器なり、乘輿車、天子の乗る車なり、少府、天子

より私に賜ふべき物品を入れ置く庫なり、法駕、乘輿に同じ、端門、未央宮前殿の正南門なり、

代王遂入而聽政、夜、有司分部、誅滅梁淮陽常山王及少帝於邸、

【講義】 代王遂に入りて政を聽く、夜に入り有司部を分つて梁の淮陽・常山王及び少帝を邸に誅し滅す、

代王立爲天子、二十三年崩、諡爲孝文皇帝、

【講義】 代王立ちて天子と爲り、在位廿三年にして崩す、諡して孝文皇帝と爲す、

太史公曰、孝惠皇帝、高后之時、黎民得離戰國之苦、君臣俱欲休息乎無爲、故惠帝垂拱、高后

の位に即くべきなりと、大臣皆曰く、外家たる呂氏の悪しきが故に、殆んど國家を危くし功臣を亂せり、今齊王の母家は駟鈞にして、駟鈞は惡人なり、即ち齊王を立つれば復呂氏の爲めに淮南王を立てんと欲す、思ふに齊王年少く母家又惡し、迺ち曰く代王は方今の世に在りて、現に高祖の子にして最も長じ、仁孝寛厚なり、太后の家は薄氏にして謹良なり、且つ長を立つるは固に順なり、仁孝を天下に聞ゆるは便なりと、迺ち相與に共に陰かに人をして代王を召さしむ、代王人をして辭退せしむ、使者再び往反して然る後六乗の傳車に乘じ、閏九月晦日己酉の日長安に至り、代邸に舍す、大臣皆往きて謁し、天子の御璽を奉じて代王に奉り、共に尊び立て、天子と爲せり、代王數、辭退せしも、群臣固く請ふて、然る後に之を聽許せり、

【字解】 彊呂氏、彊は強なり、呂氏の勢力を強固にするをいふ、適子、嫡子に同じ、正室の生みし子をいふ、駟鈞、駟は姓、鈞は名なり、乘六乗傳、六乗の傳車に乗するなり、傳車は驛傳の車なり、後九月、閏九月なり、當時律歷を廢して閏を知らず、之れを後九月といふなり、

東牟侯興居曰、誅呂氏、吾無功、請得除宮、乃與太僕汝陰侯滕公入宮、前謂少帝曰、足下非劉氏、不當立、乃顧麾左右執戟者、倍兵罷去、有數人、不肯去、兵官者令張澤諭告、亦去、兵、滕公迺召乘輿、車載少帝出、少帝曰、欲將我安之乎、滕公曰、出就舍、舍少府、迺奉天子法駕迎代王於邸、報曰、宮謹除、代王即夕入未央宮、有謁者十人、持戟衛端門、曰、天子在也、足下何爲者、而入、代王迺謂太尉、太尉往諭謁者

及諸王以彊呂氏、今皆已夷滅諸呂、而置所立、即長用事、吾屬無類矣、不如視諸王最賢者立之、或言齊悼惠王高帝長子、今其適子爲齊王、推本言之、高帝適長孫、可立也、大臣皆曰、呂氏以外家惡、而幾危宗廟、亂功臣、今齊王母家駟鈞、駟鈞惡人也、即立齊王、則復爲呂氏、欲立淮南王、以爲少母家、又惡、迺曰、代王方今高帝見子最長、仁孝寬厚、太后家薄氏謹良、且立長故、順以仁孝聞於天下、便迺相與

共陰使人召代王、代王使人辭謝、再反、然後乘六乘傳、後九月晦、日己酉、至長安、舍代邸、大臣皆往謁、奉天子璽、上代王、共尊立爲天子、代王數讓羣臣固請、然後聽、

【講義】 諸大臣相共に陰に謀つて曰く、少帝及び梁の淮陽・常山王等は、皆眞の孝惠帝の子にあらず、呂后計を以て詐りて他人の子を帝の子と名づけ、其の母を殺し、之を後宮に養ひ、孝惠帝の子たらしめ、立て、後嗣及び諸王と爲し、以て呂氏の權力を強固にせしものなれば、今皆已に諸々の呂氏を夷滅し、而して其の立てし所を其のまゝ置かば、即ち長じて事を用ひ、吾が屬遺類なからん、諸王の最も賢なる者を視て之れを立つるに如かずと、或は曰く、齊の悼惠王は高祖の長子にして、今其の嫡子は齊王たり、根本を推して之れを言は、高祖の嫡長孫にして、立ちて皇帝

逃走せしが、たま／＼天風大に起り、故を以て呂産に從へる者は、亂れて敢て鬪ふこと能はず、呂産を逐うて之れを郎中府吏の廁の中に殺せり、朱虛侯は已に呂産を殺せしかば、帝は謁者に命じ通行の割符を持つて朱虛侯を慰勞せり、朱虛侯は其の割符を奪はんと欲せしも、謁者肯ぜざりしかば、朱虛侯共に謁者の車に載せられ、謁者の持てる割符に因り馳走して長樂衛尉呂更始を斬り、還り馳せて北軍に入り、狀を太尉に報せしかば、太尉は起つて拜し朱虛侯を賀して曰く、患ふる所は獨呂産のみなりしが、今已に誅したれば、天下の大勢は定れりと、遂に人を遣し手分して悉く諸呂の男女を捕へ、少長と無く皆之れを斬れり、辛酉の日捕へて呂祿を斬り、呂頰を笞うちて殺し、人をして燕王呂通を誅し、魯王偃を廢せしむ、壬戌の日帝、太傅酈食其を以て復左丞相と爲せり、

【字解】 訟、公なり、公言せざるをいふ、日晡時、晡は申の刻にして、今の午後四時に當れり、天風、天より吹き來る風、即ち天の祐けある風なり、郎中府吏、郎中が宮殿門戸を掌る官なり、故に其の府宮中に在り、府は役所なり、節信、符節を以て信を取るなり、長

樂衛尉、長樂宮の門を護衛する官なり、

戊辰、徙濟川王、王梁、立趙幽王、

子遂爲趙王、

【講義】 戊辰の日、濟川王を徙して梁王とし、趙の幽王の子遂を立て、趙王と爲す、

遣朱虛侯章、以誅諸呂氏事、告

齊王、令罷兵、灌嬰兵亦罷滎陽

而歸、

【講義】 朱虛侯章、諸の呂氏を誅せし事を以て、齊王に告げて兵を罷めしめ、灌嬰の兵も亦滎陽の守備を罷めて歸れり、

諸大臣相與陰謀曰、少帝及梁

淮陽、常山王、皆非眞孝惠子也、

呂后以計詐名他人子、殺其母、

養後宮、令孝惠子之立、以爲後

未央宮欲爲亂殿門弗得入徘徊往來平陽侯恐弗勝馳語太尉太尉尚恐不勝諸呂未敢訟言誅之迺遣朱虛侯謂曰急入宮衛帝朱虛侯請卒太尉予卒千餘人入未央宮門遂見產廷中曰舖時遂擊產產走天風大起以故其從官亂莫敢鬪遂產殺之郎中府吏廁中朱虛侯已殺產帝命謁者持節勞朱虛侯朱虛侯欲奪節信謁者不肯朱虛侯則從與載因節信馳走斬長樂衛尉呂更始還馳入北軍

報太尉太尉起拜賀朱虛公曰所患獨呂產今已誅天下定矣遂遣人分部悉捕諸呂男女無少長皆斬之辛酉捕斬呂祿而笞殺呂頹使人誅燕王呂通而廢魯王偃壬戌以帝太傅食其復爲左丞相

【講義】呂產は呂祿の已に北軍を去りしことを知らず、迺ち未央宮に入り亂を爲さんと欲せしも、殿門深く鎖して入ることを得ず、徘徊往來せり、平陽侯は呂氏に勝たざることを恐れ、馳せて太尉に語げしも、太尉は尚諸呂に勝たざることを恐れ、未だ敢て公けに呂氏を誅すると言はず、迺ち朱虛侯を遣し謂つて曰く、急に宮中に入りて帝を衛れと、朱虛侯兵卒を請ひ、千餘人を得て未央宮の門に入り、呂産を廷中に見る、申の刻に至り、遂に呂産を撃ちしに、呂産はそこを

に告ぐ、乃ち呂産を趣がし急に宮に入る、平陽侯頗る其語を聞き、乃ち馳せて丞相太尉に告ぐ、太尉北軍に入らんと欲して入ることを得ず、襄平侯通符節を主る、乃ち節を持し矯めて太尉を北軍に入る、太尉亦酈寄をして典客劉揭と先づ呂祿に説かして曰く、帝太尉をして北軍を守らしむ、足下國に之かんと欲せば、急に主將の印綬を歸し、辭し去れ、然らずんば禍將に起らんとすと、呂祿以爲らく酈兄己れを欺かずと、遂に印綬を解いて典客劉掲に屬し、兵を以て太尉に授く、太尉之れに將として軍門に入り、行くく軍中に號令を下して曰く、呂氏の爲めにする者は右禮せよ、劉氏の爲めにする者は左禮せよと、是に於て軍中皆左禮して劉氏の爲めにせり、太尉行き至り、將軍呂祿も亦已に上將の印綬を解いて立ち去りしかば、太尉は遂に北軍に將たり、

【字解】 數、責なり、尙、主なり、つかさどるなり、符節、古は玉を以て作り、文字を刻し、中分して之れを合せ信と爲す、今の謂はゆる割符手形なり、典客、諸侯及び四方義に歸する蠻夷等を掌る官也、左禮、禮は袒に同じ、衣を脱して左の肩を露し贊成の意を表

するなり、

然尙有_レ南軍、平陽侯聞_レ之、以_レ呂産謀_レ告_レ丞相平、丞相平迺召_レ朱虛侯_レ佐_レ太尉、太尉令_レ朱虛侯監_レ軍門、令_レ平陽侯告_レ衛尉、母入_レ相國產殿門、

【講義】 然れども尙南軍は、呂産の掌中に在り、平陽侯之を聞き、呂産の謀を以て丞相平に告ぐ、丞相平迺ち朱虛侯を召し太尉を助く、太尉朱虛侯をして軍門を監督せしめ、平陽侯をして衛尉に告げしめて、相國呂産を殿門に入ること無からしむ、

【字解】 告、衛尉、母、入、相國產殿門、衛尉は宮門の護衛を掌る官なり、平陽侯時に御史大夫たり、蓋し丞相の命を以て衛尉に告げ、呂産を納るゝこと無からしむるなり、

呂産不知_レ呂祿已去_レ北軍、迺入_レ

となるべき、珠玉寶器を守るも益なきなりと、
【字解】 其姑呂類、呂類は呂後の妹、樊噲の妻なれば、呂祿の姑に當れり、

左丞相食其免^{ゼラル}

【講義】 左丞相酈食其、其の職を免ぜらる、

八月庚申旦、平陽侯窋行^ヒ御史大夫事、見^{エテ}相國產計^ル事、郎中令賈壽使^シ從^リ齊來、因^{ツテ}數^{メテ}產曰、王不蚤^ク之國、今雖^モ欲^ス行、尙^{カント}可得^キ邪、其以灌嬰與^ニ齊楚合^シ從、欲^ス誅^ス諸呂、告^グ產、乃^チ趣^テ產急^ニ入^ル宮、平陽侯頗聞^キ其語、乃^チ馳^{セテ}告^グ丞相、太尉、太尉欲^シ入^{ラント}北軍、不得^レ入、襄平侯通尙^モ符節、乃^チ令^ム持^シ節矯^{メテ}內^レ太尉北軍、

太尉復令^{メテ}酈寄^ヲ與^ニ典客劉揭^ヲ先說^ガ呂祿曰、帝使^ム太尉守^ラ北軍、欲^ス足^レ下^ラ之國、急^ニ歸^シ將^シ印、辭^シ去^レ、不然^ラ禍^ニ且^ニ起^{ラント}、呂祿以^テ爲^フ酈兄^ト不^ト欺^レ己^ヲ、遂^ニ解^キ印屬^シ典客、而以^テ兵授^ク太尉、太尉將^リ之、入^リ軍門、行^ク令^ム軍中曰、爲^ニ呂氏右^ニ禮、爲^ニ劉氏左^ニ禮、軍中皆^シ左^ニ禮、爲^ニ劉氏、太尉行^キ至^ル、將軍呂祿亦^モ已^ニ解^キ上^ニ將^シ印、去^ル、太尉遂^ニ將^リ北軍、

【講義】 八月庚申の旦、平陽侯窋御史大夫の事を行ひ、相國呂産に見えて事を計る、郎中令賈壽、使して齊より來り、因つて呂産を責めて曰く、王蚤く國に之かず、今行かんと欲するも尙得べきか、其灌嬰と齊楚と合從し、諸の呂氏を誅せんと欲するを以て、呂産

得ず、曲周侯酈商老いて病み、其の子の寄は呂祿と仲善かりしかば、絳侯は乃ち丞相陳平と謀り、人をして酈商を劫かさしめ、其の子寄をして往いて呂祿に給き説かして曰く、高帝と呂后と共に天下を定め、劉氏の立つる所は九王、呂氏は三王を立つ、是れ皆大臣の議にして事已に諸侯に布告し、諸侯皆以て宜しとせり、今太后崩じ帝少くして足下趙王の印綬を佩び、急ぎ國に之きて藩を守らず、乃ち上將と爲り、兵に將として此に留り、大臣諸侯の疑ふ所と爲れり、足下何ぞ上將の印綬を歸し、兵を以て太尉に屬せざる、梁王に請うて相國の印綬を歸し、大臣と盟つて國に之かば、齊兵必ず罷め、大臣も安きを得て足下も枕を高くし千里の外に王たらん、此れ萬世の利なりと、呂祿は其の計を信に然りとし、將印を歸し兵を以て太尉に屬せんとせり、

【字解】 莫、自堅、其命、劉氏の命に隨はんと、堅く決斷するものなきなり、太尉、四方兵事の功課を掌り、歳盡れば奏して賞罰を行ふ、其の他郊祀大喪等の事に與る、

使人報呂産、及諸呂老人、或以爲便、或曰不便、計猶豫未有所決、

【講義】 呂祿は、人をして呂産及び諸呂の人々へ將印を歸し、兵を以て太尉に屬せんとすることを報せしめしに、或は以て便と爲し、或は不便といひ、猶豫して計容易に決せざりき、

呂祿信酈寄、時與出游獵、過其姑呂頰、頰大怒曰、若爲將而棄軍、呂氏今無處矣、乃悉出珠玉寶器、散堂下、曰、毋爲他人守也、

【講義】 呂祿は深く酈寄を信じ、時々共に出でて遊獵し、其の序を以て姑なる呂頰の許を過ぎりしに、呂頰大に怒りて曰く、若し上將と爲りて軍を棄てなば、呂氏の一族は今より身を置く所なからんと、乃ち悉く珠玉寶器を出し、堂下に散じて曰く、他日他人の有

【字解】猶豫、二字共に獸の名なり、二者疑深き獸故、疑惑進退を決せざるを猶豫といふ、

當是時、濟川王太、淮陽王武、常山王朝、名爲少帝、弟及魯、元王、呂后、外孫、皆年少、未之國、居長安、趙王祿、梁王産、各將兵居北軍、皆呂氏之人、列侯羣臣、莫自堅其命、太尉絳侯勃、不得入軍中、主兵、曲周侯酈商、老病、其子寄、與呂祿、善、絳侯乃與丞相陳平謀、使人劫酈商、令其子寄往給說、呂祿曰、高帝與呂后共定天下、劉氏所立九王、呂氏立三王、皆大臣之議、事已布告諸

侯、諸侯皆以爲宜、今太后崩、帝少、而足下佩趙王印、不急之國、守藩、乃爲上將、將兵留此、爲大臣諸侯所疑、足下何不歸將印、以兵屬太尉、請梁王歸相國印、與大臣盟而之國、齊兵必罷、大臣得安、足下高枕而王千里、此萬世之利也、呂祿信然其計、欲歸將印、以兵屬太尉、

【講義】是の時に當り、濟川王太・淮陽王武・常山王朝、名は少帝の弟たり、及び魯の元王は呂后の外孫にして、皆年少國に之かずして、長安に居る、趙王祿・梁王産、各兵に將として、南北の軍に居り、皆呂氏の人なれば、列侯群臣自ら進んで、劉氏の命に堅く従はんとするものなし、太尉絳侯勃、軍中に入りて兵を主るを

西界待約

【講義】 齊王乃ち諸侯王に書を遣りて曰く、高祖天下を平定して諸子弟を王とし、悼惠王は齊に王たり、悼惠王薨じ、孝惠帝、留侯張良をして臣を立て、齊王たらしむ、孝惠帝崩じて後は呂后専ら事を用ひ、歳老いて後は諸呂の言を聽きて擅に帝を廢し、更に帝を立て、又頗に三趙王を殺し、梁趙燕を滅し以て諸呂を王とし、齊國を別ちて四と爲し、忠臣諫を進むるも上惑亂して聽かず、今呂后崩じて帝は歳若く、未だ天下を治むるに能はず、固大臣諸侯を恃み、而して諸呂又擅に自ら官を高くし、兵を聚め威を嚴にして列侯忠臣を却かし、天子の制を矯めて以て天下に號令し、暴戾至らざるなし、是れ宗廟の危き所以なり、寡人兵を率ゐ入りて王たるべからざる者を誅せんとすと、漢之れを聞きて、相國呂産等乃ち穎陰侯灌嬰を遣し、兵に將として之れを撃たしむ、灌嬰命を奉じ滎陽に至り、乃ち謀つて曰く、諸呂兵權を關中に擁し、劉氏を危うして自立せんとす、今我れ齊を破りて還り報するは、此れ呂氏の資力を益すなりと、乃ち滎陽に

留り屯して、使をして齊王及び諸侯に諭さしめ、共に連合和睦して以て呂氏の變動を待ちて共に之れを誅せんとす、齊王之れを聞き、乃ち兵を西界に還し、約束の時機の到るを待てり、

【字解】 春秋高、春秋は春夏秋中より二を取る、年の意に用ふ、歳老いしことなり、比、頗なり、三趙王、趙の隱王如意、趙の幽王友、趙王恢是れより、春秋富、春秋の意前に同じ、歳若きことなり、權、兵關中、兵權を關中に擁するなり、益、呂氏之資、資は貨なり、財源なり、用度なり、資力を益すをいふ、

呂祿・呂産、欲發亂關中、内憚絳侯・朱虛等、外畏齊楚兵、又恐灌嬰・卬之、欲待灌嬰兵與齊合而發、猶豫未決、

【講義】 呂祿呂産等亂を關中に發せんとせしも、内は絳侯朱虛等を憚り、外は齊楚の兵を畏れ、又灌嬰の之れに畔かんことを恐れ、灌嬰の兵の齊と合するを待ちて兵を發さんとし、猶豫して未だ決せず、

り、誅せられんことを恐れ、迺ち陰かに人をして其兄齊王に告げしめ、兵を發して西し、諸呂を誅して立たしめ、朱虛侯中より大臣と之れに應ぜんとす、是に於て齊王兵を發せんとせしに、其の輔相聽かざりしかば、八月丙午の日、齊王は人をして相を誅せしめんとせしに、相召平は乃ち反して兵を擧げ、齊王を圍まんと欲す、齊王因つて召平を殺し、遂に兵を發して東し、詐りて琅邪王の兵を奪ひ、之れに并せ將として西す、齊王の宣言せしことは、載せて次節の齊王の語中に在り、

齊王乃遺諸侯王書曰、高帝平定天下、王諸子弟、悼惠王王齊、悼惠王薨、孝惠帝使留侯良立臣爲齊王、孝惠崩、高后用事、春秋高、聽諸呂、擅廢帝更立、又比殺三趙王、滅梁趙燕、以王諸呂、

分齊爲四、忠臣進諫、上惑亂弗聽、今高后崩、而帝春秋富、未能治天下、固恃大臣諸侯、而諸呂又擅自尊官、聚兵嚴威、劫列侯忠臣、矯制以令天下、宗廟所以危、寡人率兵入誅不當爲王者、漢聞之、相國呂産等迺遣潁陰侯灌嬰將兵擊之、灌嬰至滎陽、迺謀曰、諸呂權兵關中、欲危劉氏而自立、今我破齊還報、此益呂氏之資也、迺留屯滎陽、使使諭齊王及諸侯、與連和、以待呂氏變、共誅之、齊王聞之、迺還兵

千金、將相列侯郎吏皆以秩賜金、大赦天下、

【講義】辛巳の日、高后崩す、遺詔して諸侯王に各千金を賜ひ、將相・列侯・郎吏に至るまで、皆秩祿に應じて金を賜ひ、天下に大赦せり、

以呂王産爲相國、以呂祿女爲帝后、高后已葬、以左丞相審食其爲帝太傅、

【講義】呂王産を以て、相國と爲し、呂祿の女を以て帝后と爲せり、高后已に葬り、左丞相審食其を以て帝の太傅と爲せり、

【字解】相國、丞相に同じ、

朱虛侯劉章有氣力、東牟侯興居、其弟也、皆齊哀王弟、居長安、當是時、諸呂用事、擅權、欲爲亂、

畏高帝、故大臣絳灌等未敢發、朱虛侯婦呂祿女、陰知其謀、恐見誅、迺陰令人告其兄齊王、欲令發兵西、誅諸呂而立朱虛侯、欲從中與大臣爲應、齊王欲發兵、其相弗聽、八月丙午、齊王欲使人誅相、相召平、迺反、舉兵、欲圍王、王因殺其相、遂發兵東、詐奪琅邪王兵、并將之、而西、語在齊王語中、

【講義】朱虛侯劉章氣力あり、東牟侯興居は其の弟なり、皆齊の哀王の弟にして、長安に居る、是の時に當り、諸呂事を用ひ、權を擅にし、亂を爲さんとせしも、高祖の故大臣絳灌等を畏れて未だ敢へて發せず、朱虛侯の婦は呂祿が女なるを以て、陰に其の謀を知

輔魯元王偃、及封中大謁者張釋爲建陵侯、呂榮爲祝茲侯、諸中宦者令丞、皆爲關內侯、食邑五百戶、

【講義】 呂后其の外孫たる、魯の元王偃、年少うして蚤く父母を喪ひ孤弱なるが爲に、適ち張敖が前姫の生みし所の兩子を封じ、侈を新都侯と爲し、壽を樂昌侯と爲し、以て魯の元王偃を輔け、及び中大謁者張釋を封じて建陵侯と爲し、呂榮を祝茲侯と爲し、諸の中宦者令丞は、皆關内侯と爲し、食邑五百戸を賜ふ、

【字解】 中大謁者、賓贊受事を掌る、宦官を以て之れに充つ、諸中宦者令丞、謁者の令及び丞なり、關内侯、食邑五百戸、列侯は關を出でて國に就き、關内侯は但其の身に爵するのみなれども、特別の場合には關内其の邑を與へて其の租税を食ましむるなり、
七月中、高后病甚、廼令趙王呂祿爲上將軍、軍北軍、呂王産、居

南軍、呂太后誠産、祿曰、高帝已定天下、與大臣約曰、非劉氏王者、天下共擊之、今呂氏王、大臣弗平、我即崩、帝年少、大臣恐爲變、必據兵衛宮、慎毋送喪、毋爲人所制、

【講義】 七月中頃に至りて、呂后の病甚し、適ち趙王呂祿をして上將軍となし、北軍に軍せしめ、呂王産を南軍に居らしむ、呂太后産祿を誡めて曰く、高帝已に天下を定めし時、大臣と約して曰く、劉氏にあらざして王たる者あらば、天下共に之を撃てと、今呂氏王たり、大臣平かならず、我れ即ち崩せば帝年少く大臣恐らくは變を爲さん、必ず兵に據りて宮を衛り、慎んで喪を送ること母れ、人の爲めに制せらるゝこと母れと、

辛巳、高后崩、遺詔賜諸侯王各

代王謝願守代邊、太傅產丞相
平等言、武信侯呂祿上侯位次
第一、請立爲趙王、太后許之、追
尊祿父康侯爲趙昭王、九月、燕
靈王建薨、有美人子、太后使人
殺之、無後、國除、八年十月、立呂
肅王子東平侯呂通爲燕王、封
通弟呂莊爲東平侯、

【講義】秋太后使を以て代王に告げしめ、徒して
趙に王たらしめんと欲す、代王謝して曰く、願くは代
邊を守らんと、太傅產、丞相平等曰く、武信侯呂祿、上
侯の位次第一たり、請ふ立て、趙王と爲さんと、太后
之れを許し、祿の父康侯を追尊して趙の昭王と爲す、
九月燕の靈王建薨す、美人の生める子あり、太后人を
して之れを殺さしめ、後を嗣ぐべき者なし、因りて國
除かる、八年十月呂肅王の子東平侯呂通を立て、燕

王と爲し、通の弟呂莊を封じて東平侯と爲す、
三月中、呂后祓還、過軹道、見物
如蒼犬、據高后掖、忽弗復見、卜
之、云、趙王如意爲祟、高后遂病
掖傷、

【講義】三月中旬、呂后は災厄を除かん爲めに祭事
を濟して還り、軹道を過ぎりしに、物の蒼犬の如きも
の呂后の掖に據ると見しが、忽ち復見えざりしかば、
之を卜せしに、曰く、趙王如意祟りを爲すと、是れに
因りて呂后は遂に掖傷を病めり、

【字解】祓、災厄を除く爲めの祭事にして、我が邦の
みそぎの類なり、軹道、地名なり、蒼犬、蒼色の犬な
り、掖、腋と通ず、わきの下なり、

高后爲外孫魯元王偃年少、蚤
失父母、孤弱、迺封張敖前姬兩
子、侈爲新都侯、壽爲樂昌侯、以

太后、女弟呂頰、有女爲營陵侯

劉澤妻、澤爲大將軍、太后王諸

呂、恐卽崩後、劉將軍爲害、乃以

劉澤爲琅邪王、以慰其心、

【講義】太后の女弟呂頰、女あり營陵侯劉澤の妻と爲る、澤は大將軍たり、太后諸呂を王として崩御の後劉將軍の害を爲さんことを恐れ、乃ち劉澤を以て琅邪王と爲し、以て其の心を慰む、

梁王恢之徙王趙、心懷不樂、太

后以呂產女爲趙王后、王后從

官、皆諸呂擅權、微伺趙王、趙王

不得自恣、王有所愛、姬、王后使

人酖殺之、王乃爲歌詩四章、令

樂人歌之、王悲、六月、卽自殺、太

后聞之、以爲王用婦人、弃宗廟禮、廢其嗣、

【講義】梁王恢の徙りて趙に王たりしも、心中樂まざりしかば、太后は呂產の女を以て趙王の后と爲ししが、王后をはじめ從官皆呂氏の一族にて權力を擅にし、微かに趙王の舉動を伺ひ、趙王は身王位にありながら、何事も自ら恣にすることを得ざりき、王愛する所の姫あり、王后人をして之を毒殺せしむ、王悲しみの餘り歌四章を爲り、樂人に命じて之れを歌はしめ、六月卽ち自殺せり、太后は之れを聞きて、趙王は一婦人の故を以て、自殺して宗廟の禮を棄つと爲し、其の後嗣を廢して其の家を絶てり、

宣平侯張敖卒、以子偃爲魯王、敖賜諡爲魯元王、

【講義】宣平侯張敖卒す、子偃を以て魯王と爲し、敖に諡を賜うて魯の元王と爲す、

秋、太后使使告代王、欲徙王趙、

しかば、其の群臣或は密かに食物を寄贈して其餓を救ひしが、其の事露顯すれば、輒ち捕へて其の罪を論定せられしかば、趙王終に餓えて歌うて曰く、諸の呂氏は事を用ひ權を專にして、漢の王家たる劉氏はいよく危く、王侯に迫り脅して強ひて我妃を授く、我が妃既に我れを妬みて、我れを誣ふるに惡事を以てす、讒女は國家を亂せども上曾て悟らず、我にかゝる惡弊を矯むる忠臣なし、何が故に國を棄てん、已むを得ざるなり、あゝ我中野に自殺す、蒼天忠直の士を擧げて此の弊を矯めよ、于嗟悔ゆるも及ぶべからず、寧ろ蚤く自裁せん、今我れ王と爲りて餓死す、誰れか之れを憐む者ぞ、呂氏は既に道理を絶ちて暴政を恣にし、如何ともすること能はず、唯公明なる天地神明に託して此の仇を報ぜんのみと、丁丑の日遂に幽囚の中に在りて怨を呑んで死せり、此に於て王者の禮を用ひず、民禮を以て長安の民の墓地に埋葬せり、

【字解】 痛、悟と通ず、さとするなり、蒼天、擧、直、天は忠直の士を擧げよとなり、自財、財、裁と通ず、自裁は自殺なり、

己丑、日食、晝晦、太后惡之、心不樂、乃謂左右曰、此爲我也、

【講義】 己丑の日、日食ありて晝晦し、太后之れを惡み、心中樂まず、乃ち左右の臣に謂つて曰く、此れ天我が爲めに戒むるなりと、

【字解】 日食、日蝕に同じ、當時の俗、日蝕其の他の天變地異を以て爲政者宜しきを得ざる爲め、天之れを戒むるものとせり、

二月、徙梁王恢爲趙王、

【講義】 二月、梁王恢を徙して趙王と爲す、

呂王産徙爲梁王、梁王不之國、

爲帝太傅、立皇子平昌侯太、爲

呂王、更名梁曰呂、呂曰濟川、

【講義】 呂王産徙りて梁王と爲る、梁王國に之かずして帝の太傅となる、皇子平昌侯太を立て、呂王と爲し、梁を改め名づけて呂と曰ひ、呂王を濟川王と

曰ふ、

【講義】六年十月、太后曰く呂王嘉居處驕り恣なりと、之れを廢し蕭王台の弟呂産を以て呂王ト爲す、夏、赦天下、封齊悼惠王子興居爲東牟侯、

【講義】夏天下に大赦を行ひ、齊の悼惠王の子興居を以て東牟侯と爲す、

七年正月、太后召趙王友、友以諸呂女爲后、弗愛、愛他姬、諸呂女妬、怒去、讒之於太后、誣以罪過、曰、呂氏安得王、太后百歲後、吾必擊之、太后怒、以故召趙王、趙王至、置邸不見、令衛圍守之、弗與食、其羣臣、或竊饋、輒捕論之、趙王餓、乃歌曰、諸呂用事兮、

劉氏危、迫魯王侯兮、彊授我妃、我妃既妬兮、誣我以惡、讒女亂國兮、上曾不寤、我無忠臣兮、何故棄國、自決中野兮、蒼天舉直、于嗟不可悔兮、寧蚤自財、爲王而餓死兮、誰者憐之、呂氏絕理兮、託天報仇、丁丑趙王幽死、以民禮葬之、長安民冢次、

【講義】七年正月、太后、王友を召す、友は呂氏の女を以て后と爲し、も、之を愛せずして他の姬を愛せしかば、呂氏の女は之を妬み怒りて王の許を去り、之を太后に讒し、且つ誣ふるに罪過を以てして曰く、呂氏の族安んぞ王たることを得ん、太后百歳の壽を全うせし後は、吾れ必ず之れを擊たんと、太后怒りて趙王を召す、趙王至れば之れを邸中に留置して見ず、護衛の番卒をして之れを圍み守らしめ、食物を與へざり

して其の皇后の子にあらざることを聞き、迺ち怨言を出して曰く、皇后安んぞ吾が母を殺して我れに名づけしぞ、我れ未だ壯年ならざれば黙して已まんも、若し壯年に至らば即ち變亂を爲さんと、呂太后之れを聞きて他日禍の生ぜんことを恐れ、迺ち帝を永巷の中に幽閉し、病甚だ篤しと稱して左右の者も帝に見ゆることを得ず、呂后曰く凡を天下の太平を有ら、萬民の命を爲すもの、其徳大にして之れを蓋ふこと天の如く、其量寛くして之れを容るゝこと地の如く、上に權心なりて以て百姓の心を安んじ、百姓欣然として以て其の上に事へ、上下懽欣交、通じて天下治る、今皇帝の病久しうして已まず、迺ち道理に惑ひ精神昏亂し、皇帝の繼嗣として宗廟の祭祀を奉ずること能はず、天下の大權を屬すること能はず、其れ之を代へよと、群臣皆頓首して言ふ、皇太后天下齊民の爲め、宗廟社稷を安んずる所以を計ること甚だ深し、群臣頓首詔を奉せんと、是に於て太后帝位を廢し、之れを幽殺し、五月丙辰の日を以て常山王義を立て、帝と爲し、名を更めて弘といふ、即位元年を稱せざるは太后天下の事を制するを以てなり、

【字解】 幽、之、永巷中、幽は幽囚なり、永巷は後改めて掖庭といふ、宮中の長巷なり、昏亂、昏は愚なり、惑なり、齊民、齊は等なり、一般國民には貴賤の區別なく相等しき意なり、

以軹侯朝爲常山王、

【講義】 軹侯朝を以て常山土と爲す、

置太尉官、絳侯勃爲太尉、

【講義】 太尉の官を置き、絳侯勃を太尉と爲す、

【字解】 太尉、天下の兵事を掌る官なり、

五年八月、淮陽王薨、以弟壺關侯武爲淮陽王、

【講義】 五年八月淮陽王薨す、弟壺關侯武を以て淮陽王と爲す、

六年十月、太后曰、呂王嘉居處驕恣、廢之以肅王台弟呂産爲

呂王、

爲し、呂忿を呂城侯と爲す、及び諸侯の丞相五人を侯と爲せり、

【字解】 及諸侯丞相五人、諸侯の丞相中より、五人を選びて侯とせしなり、

宣平侯女爲孝惠皇后時、無子、詳爲有身、取美人子名之、殺其母、立所名子爲太子、孝惠崩、太子立爲帝、帝壯、或聞其母死、非眞皇后子、迺出言曰、后安能殺吾母、而名我、我未壯、壯卽爲變、太后聞而患之、恐其爲亂、迺幽之永巷中、言帝病甚、左右莫得見、太后曰、凡有天下治爲萬民命者、蓋之如天、容之如地、上有

懽心、以安百姓、百姓欣然、以事其上、懽欣交通、而天下治、今皇帝病久不已、迺失惑、悞亂、不能繼嗣、奉宗廟祭祀、不可屬天下、其代之、羣臣皆頓首言、皇太后爲天下齊民、計所以安宗廟社稷、甚深、羣臣頓首奉詔、帝廢位、太后幽殺之、五月丙辰、立常山王義爲帝、更名曰弘、不稱元年者、以太后制天下事也、

【講義】 宣平侯の女、孝惠帝の皇后たりし時、子無かりしかば、伴りて身めるありと爲し、他の美人の子を取り之れに名づけ、其の母を殺し、名づくる所の子を立て、太子と爲す、孝惠帝崩じて此の太子立ちて帝と爲りしが、帝年壯なるに及んで、或る日其の母は死

王、子山爲襄城侯、子朝爲軹侯、
子武爲壺關侯、太后風、大臣、大
臣請立酈侯呂台爲呂王、太后
許之、

【講義】 呂后呂氏を王とせんと欲して、先づ孝惠帝
の後宮の子彊を立て、淮陽王と爲し、子不疑を常山
王と爲し、子山を襄城侯と爲し、子朝を軹侯と爲し、
子武を壺關侯と爲す、かくて呂后は大臣を諷して呂
氏を王と爲さんとせしに、大臣には酈侯呂台を立て
て呂王と爲さんと請ひしかば、太后は之れを許せり、
【字解】 後宮、奥向なり、風、諷と通す、譬喩して諫め
直言せざるをいふなり、

建成康侯釋之卒、嗣子有罪廢、
立其弟呂祿爲胡陵侯、續康侯
後、

【講義】 建成康侯釋之卒す、嗣子罪ありて廢せられ、

其弟呂祿を立て、胡陵侯と爲し、康侯の後を續ぐ、
二年、常山王薨、以其弟襄成侯
山爲常山王、更名義、

【講義】 二年常山王薨す、其の弟襄成侯山を以て常
山王と爲し、名を義と更む、

十一月、呂王台薨、諡爲肅王、太
子嘉代立爲王、

【講義】 十一月呂王台薨す、諡して肅王と爲す、太子
嘉代り立ちて王と爲る、

三年、無事、四年、封呂頰爲臨光
侯、呂他爲兪侯、呂更始爲贅其
侯、呂忿爲呂城侯、及諸侯丞相
五人、

【講義】 三年は紀すべき事無し、四年呂頰を封じて
臨光侯と爲し、呂代を兪侯と爲し、呂更始を贅其侯と

不治事、令監宮中、如郎中令、食其故得幸太后、常用事、公卿皆因而決事、乃追尊酈侯父爲悼武王、欲以王諸呂爲漸、四月、太后欲侯諸呂、迺先封高祖之功臣、郎中令無擇爲博城侯、魯元公主薨、賜諡爲魯元太后、子偃爲魯王、魯王父宣平侯張敖也、封齊悼惠王子章爲朱虛侯、以呂祿女妻之、齊丞相壽爲平定侯、少府延爲梧侯、乃封呂種爲沛侯、呂平爲扶柳侯、張買爲南宮侯、

【講義】 迺ち左丞相平を以て右丞相と爲し、辟陽侯審食其を以て左丞相と爲す、左丞相は政治の實務に當らず、宮中を監督せしむること郎中令の如し、食其は此の故を以て呂後の寵幸を得、常に權力を恣にし、公卿皆食其に因りて事を決するに至れり、乃ち酈侯の父を追尊して悼武王と爲し、以て諸呂を王とする漸を爲さんとせり、四月呂后諸呂を侯にせんと欲し、迺ち先づ高祖の功臣を封じ、郎中令無擇を博城侯と爲す、魯元公主薨す、諡を賜うて魯元太后と爲し、其子偃を魯王と爲せり、魯王の父は宣平侯張敖なり、齊の悼惠王の子章を朱虛侯と爲し、呂祿の女を以て之れに妻はす、齊の丞相壽を平定侯と爲し、少府延を梧侯と爲す、乃ち呂種を封じて沛侯と爲し、呂平を扶柳侯と爲し、張買を南宮侯と爲す、

【字解】 不治事、政治の實務に當らざるをいふ、郎中令、宮殿掖門を掌る官なり、漸、漸次なり、物變動あるに當り、徐にして急速ならざるをいふ、

太后欲王呂氏、先立孝惠後宮、子彊爲淮陽王、子不疑爲常山

欲^{スル}阿^ニ意^{カント}背^ニ約^ニ、何^レ面^{アツク}目^{エシヤ}見^ニ高^ニ帝^ニ地^ニ

下^ニ、陳^ニ平[・]絳[・]侯^{曰ク}、於^テ今^ニ面^ニ折^ニ廷^争、

臣^不如^レ君[、]夫^全社^稷、定^{ムル}劉^氏之^後、

君^亦不^レ如^レ臣[、]王^陵無^ニ以^テ應^ズ之[、]

【講義】 呂后の制を稱するや、議して諸の呂氏を立て、王と爲さんとし、右丞相王陵に問ひしに、王陵曰く、高祖白馬を斬り血を敵り、盟つて曰く、劉氏に非ずして王たる者あらば共に之を撃てと、今呂氏を王とするは其約束に非ざるなりと、太后悦ばず、左丞相陳平・絳侯周勃に問ふに、周勃等對へて曰く、高祖天下を定め子弟を王とす、今太后制を稱し、兄弟及び諸の呂氏を王とす、不可とする所なしと、太后喜び朝を罷む、王陵、陳平・絳侯を責めて曰く、始め高祖と血を噍りて盟ふ、其の時諸君も居りしにあらずや、今は高祖崩じ呂后は女主、呂氏を王とせんとす、諸君縱ひ女主の意に阿り高祖の約束に背かんと欲するも、何の面目ありて高祖に地下に見えんやと、陳平絳侯曰く、今日に於て面折廷争するは、臣君に如かず、社稷を全

うし劉氏の後を定むるは君亦臣に如かずと、王陵以て之れに應ふる無し、

【字解】 刑白馬、刑は刀を以て頸を割くなり、昆弟、昆は兄なり、昆弟とは猶兄弟といふが如し、面折廷争、面前にて人の過失を指すを面折といひ、朝廷に於て諫争するを廷争といふ、社稷、社は土地の神、稷は穀物の神なり、土地穀物は以て民人を養ふ、故に國家といふ義なり、

十一月、太后欲^ス廢^{セント}王^陵、乃^チ拜^シ爲^シ帝^太傅[、]奪^ニ之^レ相^權、王^陵遂^ニ病^シ免^ズ歸^ル、

【講義】 十一月太后王陵を廢せんとし、乃ち拜して帝の太傅と爲し、右丞相の權を奪ふ、王陵遂に病に罹り、職を免されて歸る、

【字解】 太傅、天子を輔導する官なり、

迺^チ以^テ左^丞相^平爲^シ右^丞相[、]以^テ辟^陽侯^審食^其爲^ス左^丞相[、]左^丞相[、]

壯子無し、太后君等を畏る、君今乞うて呂台、呂産・呂祿等を拜して大將とし、兵に將として南北軍に居き、及び諸々の呂氏皆宮中に居り事を用ふることに此の如くなれば、則ち太后心安く、君等は幸に禍を脱することを得んと、丞相迺ち辟彊の計の如くす、呂后悦び其の哭すること迺ち哀し、呂氏の權此れより起れり、

【講義】泣、目中の涙なり、侍中、天子の左右に侍して衆事を贊同し、顧問應對を掌る、丞相、天子を輔けて萬機を處理す、後左右丞相を置く、君知其解乎、解は理由なり、

迺大赦天下、九月辛丑葬太子
即位爲帝、謁高廟、元年、號令一出、太后、太后稱制、

【講義】迺ち天下に詔して大赦し、九月辛丑の日を以て葬る、皇太子位に即き帝と爲り高祖の廟に謁す、即位の元年より號令一に呂后より出で、呂后制を稱す、

【字解】大赦、即位を祝する爲め罪人を赦し、或は減

刑するを云ふ、稱制、天子の言一は制書といひ、二は詔書といふ、制書とは制度の命をいふなり、皇后の稱するを得る所にあらず、今呂后朝に臨みて天子の事を行ふ、故に稱制といふなり、

議欲立諸呂爲王、問右丞相王陵、王陵曰、高帝刑白馬盟曰、非劉氏而王、天下共擊之、今王呂氏、非約也、太后不說、問左丞相陳平、絳侯周勃、勃等對曰、高帝定天下、王子弟、今太后稱制、王昆弟諸呂、無所不可、太后喜、罷朝、王陵讓陳平、絳侯曰、始與高帝、啖血盟、諸君不在邪、今高帝崩、太后女主、欲王呂氏、諸君縱

を恠みて敢て飲まず、伴り酔うて去り、問うて其の毒酒なることを知り、恐れて自ら思へらく、無事に長安の都を脱することを得ずと、大に心配せり、時に齊の内史士王に説きて曰く、太后獨り孝惠帝と魯元公主との子あり、今王には七十餘城を有し、公主は迺ち數城を食むに過ぎざれば、王誠に一郡を以て呂后に奉り、公主の御化粧料と爲さば、呂后必ず喜び王も必ず憂無からんと、是に於て齊王迺ち城陽郡を上り、公主を王太后と爲し、かば、呂后は喜びて之れを許せり、迺ち酒を齊王の邸に置き、樂飲し罷めて齊王を歸らしむ、三年方に長安城を築き、四年半を就し、五年六年に城方に就れり、是に於て諸侯此に來會せり、

【字解】燕飲、酒宴なり、兩卮、二つの杯なり、爲壽、杯を擧げて健康を祝するなり、泛、覆なり、詳、伴と通ず、公主、天子の女を、諸侯に嫁する時、同姓の諸侯をして之れを主らしむ、故に公主といふ、湯沐邑、湯沐の費用に供する采地、即ち化粧料なり、

十月朝賀、七年秋八月戊寅、孝惠帝崩、發喪、太后哭、泣不下、留

侯、子張辟彊、爲侍中、年十五、謂丞相曰、太后獨有孝惠、今崩、哭不悲、君知其解乎、丞相曰、何解、辟彊曰、帝母壯子、太后畏君等、君今請拜呂台、呂産、呂祿爲將、將兵居南北軍、及諸呂皆入宮、居中用事、如此、則太后心安、君等幸得脫禍矣、丞相迺如辟彊計、太后説、其哭迺哀、呂氏權由此起、

【講義】十月朝賀す、七年秋八月戊寅の日孝惠帝崩じ喪を發す、呂后哭すれども涙下らず、留侯の子張辟彊年十五にして侍中となり、丞相に謂つて曰く、太后獨り孝惠帝あり、今崩じて哭すれども悲まず、君其の理由を知るか、丞相曰く何の事由ぞ、辟彊曰く孝惠帝

瘡、藥、聲を枯らして啞と爲す藥、廁中、便所の中なり、人、穢、穢は豕也、戚夫人の有様豕の如きよりいふ、終不能治天下、父帝の寵姫の終を全うせしむること能はず、何ぞ天下を治むることを得んとの意なり、

二年、楚元王、齊悼惠王皆來朝、十月、孝惠與齊王燕飲、太后前、孝惠以爲齊王兄、置上坐、如家人之禮、太后怒、迺令酌兩卮、酖置前、令齊王起爲壽、齊王起、孝惠亦起、取卮、欲俱爲壽、太后迺恐、自起、泛孝惠卮、齊王恠之、因不敢飲、詳醉去、問知其酖、齊王恐、自以爲不得脫、長安、憂、齊、內史士說王曰、太后獨有孝惠與

魯元公主、今王有七十餘城、而公主迺食數城、王誠以一郡上太后、爲公主湯沐邑、太后必喜、王必無憂、於是齊王迺上城陽之郡、尊公主、爲王太后、呂后喜、許之、迺置酒齊邸、樂飲、罷歸齊王、三年、方築長安城、四年、就半、五年、六年、城就、諸侯來會、

【字解】 二年楚の元王、齊の悼惠王、皆來朝す、十月孝惠帝には齊王と呂后の前に燕飲せしに、孝惠帝以爲へらく齊王は兄なればとて上坐に置くと家人の禮の如くせしに、呂后之を怒り、兩個の杯に毒酒を酌みて前に置かしめ、齊王をして起ちて健康を祝せしめしに、齊王起ち孝惠帝も亦起ち杯を取りて俱に健康を祝せんとせしかば、呂后其の害孝惠帝に及ばんとを恐れ、自ら起ちて帝の杯を覆へせしかば、齊王も之

相徴されて長安に至りしに、呂后には更に人をして趙王を召さしむ、趙王來りて未だ到着せざるうちに、孝惠帝には慈仁の心篤かりしかば、太后の怒を知りて自ら趙王を霸上に迎へ、與に宮中に入りて自ら趙王を挾けて起居飲食を共にせしかば、太后之れを殺さんと欲せしも、其の間を得ず、孝惠帝の三年十二月、帝晨に出でて弓を射しが、趙王年少にして早起するに能はざりしかば、太后には其の獨居を聞き、人をして鳩毒の藥を飲ましむ、既にして夜明けんとする頃、孝惠帝還れば趙王已に死せり、是に於て乃ち淮陽王友を徙して趙王と爲せり、夏詔して酈公の父に榮爵を賜ひ、追諡して令武侯と爲せり、

【字解】永巷、宮中の女官の罪あるものを入る、獄、自挾、挾は輔なり護なり、酖、鳩と通ず毒藥なり、鳩といふ鳥の羽を酒の中に入れてかきまはし、之れを飲ましむれば立ちどころに死す、黎明、夜の明けんとする頃なり、

太后遂斷戚夫人手足、去眼、燬耳、飲瘖藥、使居廁中、命曰人彘、

居數日、迺召孝惠帝觀人彘、孝惠見問、迺知其戚夫人、迺大哭、因病歲餘、不能起、使人請太后曰、此非人所爲、臣爲太后子、終不能治天下、孝惠以此日飲爲淫樂、不聽政、故有病也、

【講義】太后は遂に戚夫人の手足を斷ち、眼球を抜き去り、耳を燬べて聾とし、瘖藥を飲ませて啞とし、廁の中に居らしめ、命じて人彘と曰ふ、居ること數日、乃ち孝惠帝を召して之れを觀させしに、帝之れを見、侍臣に問うて一戚夫人たることを知り、迺ち大に哭す、因て愕きの餘に病むこと一年餘起つこと能はず、人をして太后に請はしめて曰く、此れ人の爲す所にあらず、臣太后の子として終に天下を治むること能はずと、これより日々飲宴して淫樂に耽り、政を聽かず、故に病を獲たり、

【字解】燬、ふすぶなり、ふすぶはいぶすことなり、

と爲り、諸姫の子子恢は梁王と爲り、子友は淮南王と爲り、子建は燕王と爲り、高祖の弟交は楚王と爲り、兄の子濞は吳王と爲れり、其の他劉氏の一族にあらざして功臣番君吳芮の子臣は長沙王と爲れり、

呂后最怨戚夫人及其子趙王、乃令永巷囚戚夫人、而召趙王、使者三反、趙相建平侯周昌、謂使者曰、高帝屬臣趙王、趙王年少、竊聞太后怨戚夫人、欲召趙王、并誅之、臣不敢遣王、王且亦病、不能奉詔、呂后大怒、迺使人召趙相、趙相徵至長安、迺使人復召趙王、王來、未到、孝惠帝慈仁、知太后怒、自迎趙王霸上、與

入宮、自挾、與趙王起居飲食、太后欲殺之、不得間、孝惠元年、十二月、帝晨出射、趙王少、不能蚤起、太后聞其獨居、使人持酖飲之、犁明、孝惠還、趙王已死、於是乃徙淮陽王友爲趙王、夏詔賜酈侯父追諡爲令武侯、

【講義】 呂后は最も戚夫人及び其の子趙王を怨み、乃ち永巷の吏をして戚夫人を囚へし上趙王を召さしめ、使者三たび往復せしも、趙王の輔相たる建平侯周昌といふ者使者に向つて謂へる様、高帝臣に屬して趙王を保護せしむ、王は年猶少し、竊に聞く太后には戚夫人を怨む、故に趙王を召し寄せ併せて之れを誅せんと欲するなるべし、臣敢て王を遣らず、且つ王には病氣保養中なれば詔を奉ずること能はずと、是に於て呂后大に怒り、迺ち人をして趙相を召さしむ、趙

りき、されど孝惠は諸大臣争うて太子を廢するとの不道理なることを争ひ、及び張良の策に頼りて廢立の厄を免るゝことを得たり、呂后の人と爲りは剛毅にして高祖を輔佐して、天下を一統し、謀反の疑ある大臣を誅するなど呂后の力に待つこと多かりき、

【講義】 仁弱、なさけ深くして意志薄弱なるをいふ、留侯策、張良の策を用ひて、東園公・綺里季・夏黃公・角里先生の四老を山中より迎へて太子に従ひ輔佐せしめしをいふ、留侯世家を見よ、母、無なり、

呂后、兄二人、皆爲將、長兄周呂侯死、事封其子呂台爲酈侯、子産爲交侯、次兄呂釋之爲建成侯、

【講義】 呂后の兄は二人あり、皆將と爲りて高祖に従ふ、長兄の周呂侯は國家の事に死せり、其の子呂台を封じて酈侯と爲し、呂台の弟子産を交侯と爲し、次兄呂釋之を建成侯と爲せり、

高祖十二年四月甲辰、崩長樂宮、太子襲號爲帝、是時高祖八子、長男肥、孝惠兄也、異母、肥爲齊王、餘皆孝惠弟、戚姬子、如意爲趙王、薄夫人子、恆爲代王、諸姬子、子恢爲梁王、子友爲淮陽王、子長爲淮南王、子建爲燕王、高祖弟交爲楚王、兄子濞爲吳王、非劉氏、功臣番君吳芮子臣、爲長沙王、

【講義】 高祖には即位の十二年四月甲辰の日を以て長樂宮に崩す、太子帝號を襲ぎて即位す、是れ孝惠帝なり、是の時高祖に八子あり、長男肥は惠帝の兄なれども母を異にして齊王と爲れり、餘は皆景帝の弟なり、戚姬の子如意は趙王と爲り、薄夫人の子恆は代王

く終始循環する天の統紀といふ義、朝以十月云々、此以下は前節の太子襲號爲皇帝孝惠帝也と令郡國諸侯云々との間に入るべきが誤りて此に入りたるなり、

呂后本紀第九

呂太后者、高祖微時妃也、生孝

惠帝、女魯元太后、

【講義】 呂太后は高祖微賤なりし時の妃なり、孝惠

帝及び皇女魯元太后を生めり、

【字解】 妃、古、妻の通稱なり、

及高祖爲漢王、得定陶戚姬、愛

幸、生趙隱王如意、孝惠爲人、仁

弱、高祖以爲不類我、常欲廢太

子、立戚姬子如意、如意類我、戚

姬幸、常從上之關東、日夜啼泣、

欲立其子、代太子、呂后年長、常
留守、希見上、益疏、如意立爲趙
王、後幾代太子者數矣、賴大臣
爭之、及留侯策、太子得母廢、呂
后爲人剛毅、佐高祖定天下、所
誅大臣、多呂后力、

【講義】 漢の高祖漢王と爲るに及び、定陶の戚姬を
得て寵愛し、趙の隱王如意を生む、孝惠帝人と爲り仁
弱なり、高祖おもへらく、我れに似すと、常に太子を
廢し戚姬の子如意を立てんと欲し、いふ如意は性行
我に似たりと、戚姬も寵愛せられて常に高祖の關東
に行くに従ひ、日夜啼泣して衷情を高祖に訴へ、其子
如意を立て、太子に代らしめんと欲しぬ、又呂后は
戚姬より年長じて姿色衰へしかば、常に留守居のみ
して、高祖に見ゆることは希にして、益、疏んぜらるゝ
に至れり、一方如意は戚姬と共に寵愛益、厚く、立ち
て趙王と爲り、幾んど太子に代らんとせしと屢、な

太史公曰、夏之政忠、忠之敝、小
人以野、故殷人承之以敬、敬之
敝、小人以鬼、故周人承之以文、
文之敝、小人以僂、故救僂莫若
以忠、三王之道、若循環、終而復
始、周秦之間、可謂文敝矣、秦政
不改、反酷刑法、豈不繆乎、故漢
興、承敝易變、使人不倦、得天統
矣、朝以十月、車服黃屋、左纛、葬
長陵、

【講義】 太史公曰く、夏の世の政は質朴のみ尙びたれば、その弊は下民に浸みわたりにて禮節少く、野卑なるに至れり、こゝに於て殷の世に至りこれを用くるに敬とて禮儀作法を以てし、其弊を救へり、然るに敬の弊は下民に浸みわたりにて、徒に禮儀作法にのみか

たまり、其有様恰も鬼神に事ふるが如く、少しもあやもやうなきに至れり、是に於て周の世に至り之をうくるに文とてあやもやうありて尊卑の差を正しくし、以て其弊を救へり、然るに文の弊はまた下民に浸みわたりにて、たゞ表面のみかざりて少しも誠なきに至れり、故に此の弊を救ふには、忠とて誠にて至つて質朴なる風を以てせざるべからず、而して此の夏殷周三王の道は、循れる輪の如く、終りてまた始まるもの、特に周と秦との間は文の弊の極りたる時なり、然るに秦の始皇は政を爲すに當りて、其弊を改めず、却つて刑法をきびしくせり、是れ豈に間違の甚だしきものにあらずや、故に漢興りて其世となるや文の弊をうけをれば之を救ふに忠を以てし、秦の苛法を變へ、人をして少しも倦まず、安んじて事に従はしめたり、これ天の終始循環する統紀を得たるものなり、

【字解】 忠、質朴なり、野、禮節なきと、敬、進退の禮正しく神を敬するが如きをいふ、鬼、威儀多くして鬼神に事ふるが如きをいふ、文、尊卑の差なり、僂、一本に薄に作れり、文法にのみ習ひて少しも誠無きをいふ、循環、まはる輪なり、天統、猶循天叙といふが如

れ、沛の宮殿を以て高祖の原廟と爲したり、又高祖が沛に歸り父老を會して宴を張りし時、自ら大風起分の詩を作り、之を教へたる百二十人の兒童をして音楽を吹奏せしめたり、而して爾後樂を吹奏する時は必ず百二十人を以て定員を爲し、若し一人にても缺くることあれば直ちに之を補ひたり、蓋しこれ高祖を追慕するの意なり、

【字解】 微細、極めて微賤なること、撥、ヲサムと訓む、亂れたるを治むること、反之正、之を正道にかへすこと、朝以十月車服、黃屋左纛葬長陵、此句十三字は諸本并びに次節の末文に錯入せるを以て今訂正す、車服黃屋左纛は天子の禮なり、天子の車は黃繒を以て裏と爲す故に黃屋といふ、天子の車の衡の左には纛を立つ故に左纛といふ、纛は旄牛の尾を以て作れる大旗なり、長陵は高祖の陵墓の名なり、悲樂沛、高祖故郷なる沛に歸りて悲み樂みたるをいふ、原廟、原は再なり、先に既に沛に廟を立つ、而して今又再び立つ、故に先に立てたる沛宮を原廟といふなり、吹樂、音楽を吹奏すること、

高帝八男、長庶、齊悼惠王肥、次孝惠、呂后子、次戚夫人子、趙隱王如意、次代王恆、已立爲孝文帝、薄太后子、次梁王恢、呂太后時、徙爲趙共王、次淮陽王友、呂太后時、徙爲趙幽王、次淮南厲王長、次燕王建、

【講義】 高帝は八人の男子ありき、而して長男は妾腹にて即ち齊の悼惠王名は肥なり、次は孝惠皇帝にして呂后の子なり、次は戚夫人の子にして趙の隱王名は如意なり、次は代王名は恆にして、後立つて孝文帝と爲りしが、これは薄太后の子なり、次は梁王名は恢にして、呂太后の時徙して趙の共王と爲し、次は淮陽王名は友にして、呂太后の時又徙して趙の幽王と爲し、次は淮南の厲王名は長にして、次は燕王名は建なり、

るも聽かれざることを知り、遂に亡げて匈奴に入れり、かくて丙寅の日即ち甲辰の日より二十三日目を以て高祖を殯葬せり、

【字解】塞下、長城の下なり、候伺、起居をうかがふこと、幸、ネガフと訓む、望み願ひたること、高祖崩、高祖は秦の昭襄王五十一年に生れ、今年崩ぜらる、年六十三なり、編戶民、編戶は戶籍を列ねたる義にて、言ふは同輩の人なりしとなり、怏々、不平不満の貌、族、一族を残らず殺すこと、翹足、翹はアゲテと訓む、足を翹げて待つとは必然の意、葬、殯葬なり、殯はもかりなり、

己巳立太子、至上皇廟、羣臣皆曰、高祖起微細、撥亂世、反之正、平定天下、爲漢太祖、功最高、上尊號爲高皇帝、太子襲號爲皇帝、孝惠帝也、朝以十月、車服黃屋左纁、葬長陵、令郡國諸侯

各立高祖廟、以歲時祠、及孝惠五年、思高祖之悲、樂沛、以沛宮爲高祖原廟、高祖所教歌兒百二十人、皆令爲吹樂、後有缺輒補之、

【講義】己巳の日即ち殯葬の日より中二日を隔て、皇太子を立てたり、而して太子は群臣と共に太上皇の廟に至りて報告せり、此の時群臣皆曰く、高祖は身を下賤より起して亂世を鎮定して之を正道にかへし、天下を平定して漢の太祖となり、功最も高し、よりに尊號を上りて高皇帝と爲さん、又太子は號を繼ぎて皇帝と爲さんと、太子は即ち孝惠帝なり、朝禮を行ふに十月を以てし車服黃屋左纁を備へて高祖を長陵に葬る、かくて郡國の諸侯に令し、各高祖の御靈屋を建て、歲時に之を祠らしめたり、孝惠帝は即位の後五年に及び、高帝が在世中嘗て沛に歸られし時父老と共に或は悲まれ或は樂まれたることを追思せら

或聞之、語酈將軍、酈將軍往見
 審食其曰、吾聞帝已崩四日、不
 發喪、欲誅諸將、誠如此、天下危
 矣、陳平灌嬰將十萬守滎陽、樊
 噲周勃將二十萬、定燕代、此聞
 帝崩、諸將皆誅、必連兵還鄉、以
 攻關中、大臣內叛、諸侯外反、亡
 可翹足而待也、審食其入言之、
 乃以丁未發喪、大赦天下、盧縮
 聞高祖崩、遂亡入匈奴、丙寅葬、

【講義】燕王盧縮は數千騎と共に長城の下に居りて

様子伺ひ、高祖の病平癒せば自ら入りて罪を謝せんと思へり、四月甲辰の日に至り、高祖は遂に長樂宮に崩せられたり、しかるに四日を経るも未だ之を發表せず、ひたすら祕密にしたり、時に呂后は審食其と

謀りて曰く、諸將はもと帝と同輩の民なるに、今北面して臣と爲ること故、常に之を不満足に思ひ居れり、されど在世中は帝の威力にて鎮めれば黙して従ひしも、今崩せられて少主に事ふるときは、彼等は必ず慢心を起して其命令に従はざるべし、されば盡く其一族を殺し盡すにあらざれば、天下は到底安からざるべしと、之を漏れ聞くものありて酈將軍に語りけるに、酈將軍は大に驚き、以ての外の大事なりとて、直ちに審食其を訪ひて曰く、吾れ高帝既に崩せられて四日を経るも未だ喪を發せず、諸將を誅せんと欲すと聞けり、誠にかくの如くなれば天下危からん、見られよ、陳平と灌嬰とは十萬の兵に將として滎陽を守り、樊噲と周勃とは二十萬の兵に將として燕滎の地を定め居れり、此等の人々にして帝崩じ諸將皆誅せらるると聞かば、必ず兵を連ね、還りて關中を攻むべし、かくて大臣内に叛き諸侯外に反する時は漢家の滅亡は足をあげて待つべしと、其無謀を諭しければ、審食其も尤と思ひ、直ちに入りて呂后に申し上げ、丁未の日を以て喪を發し、天下の罪人を大赦したり、さて盧縮は高祖の崩せられしことを聞き、最早入謝す

癒すべきことを對へたり、是に於て高祖忽ち醫者を
嬖罵して曰く、吾は下賤より起り、三尺の劔を提げ、
以て天下を取れり、これ天命の自然にて我が力にあ
らず、されば我が命も亦天命の自然に任かすの外無
し、我はかく我が命を天命の自然に任せてあるもの
なれば、假令扁鵲の如き名醫ありと雖も何等の益な
しとて治療せしめず、金五十斤を診察料として賜は
り、罷めて歸らしめたり、これ蓋し高祖は自ら其不治
の病たるを覺悟せし故なり、醫師還りて後間も無く
呂后は高祖に向ひ、陛下萬一の後、蕭相國若し死亡せ
ば、誰れを相國に任じて宜しきやと尋ねけるに、高祖
は曹參よかるべしといはれたり、呂后はまた、其次に
任すべきものを尋ねければ、高祖は王陵よかるべし、
されど少し正直過ぐれば陳平を以て之を助けしむべ
し、陳平は才智餘りあれども一人にては大事に任じ
難し、周勃は重厚にして文才に乏し、されど我が劉氏
を安んぜんものは必ず勃なれば、彼を太尉に任じ兵
馬の權を與ふべしと、呂后また重ねて其次を問ひけ
れば、高祖は此後の事は汝の知る所にあらずとて之
を斥けたり、蓋し高祖が周勃を太尉になしたるは、我

が死後呂后の一族亂を爲すべきことを豫知せられた
るものにして高祖の深謀あるを知るべし、

【字解】行道、ゆく道にて即ち途中の義なり、流矢、
いづことも知れず飛び來りし矢なり、嬖罵、あなどり
罵ること、布衣、ぬのにて作りたる衣服にて賤者の着
るべきものなり、これより轉じて下賤の者の稱とな
れり、以布衣とは即ち下賤の身を以てといふ義なり、
扁鵲、昔の名高き醫者、罷之、治療することをやめさ
せて還らしめしこと、百歲後、死んだ後といふ意、懸、
馬鹿正直のこと、重厚、態度壯重にして心のしまりた
ること、少文、文才少きこと、

盧綰與數千騎居塞下候伺、幸
上病愈自入謝、四月甲辰、高祖
崩、長樂宮、四日不發喪、呂后與
審食其謀曰、諸將與帝爲編戶
民、今北面爲臣、此常怏怏、今乃
事少主、非盡族是、天下不安、人

の中に、陳豨のそむける時、燕王盧綰は使を豨の所にやりて共に陰かに反謀を爲したりとて、盧綰の事を發きたるものありければ、高祖はその眞僞を確むる爲め、辟陽侯審食其をして燕王綰の許にやり、迎へて共に漢に朝せしめたり、然るに綰は悟られしと思ひしか、病氣なりと稱して出で來らざりければ、辟陽侯は歸りて具さに其反謀の端緒顯はれたることを述べたり、よりに高祖は樊噲・周勃の二人をして兵を率ゐて燕王綰を撃たしめ、燕の役人や百姓にして謀反にくみしたるものは、特別の惠を以て許したり、而して皇子建を立て、燕王と爲し、其地を治めしめたり、

【字解】 辟陽侯、審食其なり、有端、端緒を見出したること、

高祖撃布時、爲流矢所中行、道病、病甚、呂后迎良醫、醫入見、高祖問醫、醫曰、病可治、於是高祖媢罵之曰、吾以布衣提三尺劍、

取天下、此非天命乎、命乃在天、雖扁鵲、何益、遂不使治病、賜金五十斤、罷之、已而呂后問曰、陛下百歲後、蕭相國卽死、令誰代之、上曰、曹參可、問其次、上曰、王陵可、然陵少戇、陳平可以助之、陳平智有餘、然難以獨任、周勃重厚、少文、然安劉氏者、必勃也、可令爲太尉、呂后復問其次、上曰、此後亦非而所知也、

【講義】 高祖は黥布を征伐せし時、流矢に當り、途中より痛み始め、宮に還りて後も猶ます、甚だしくなりしかば、呂后は良醫を迎へて治療に盡せり、かくて醫者は入りて高祖に見えけるに、高祖は先づ我が病は治癒すべきやと尋ねられけるに、醫者は必ず治

後、予守冢各十家、秦皇帝二十家、魏公子無忌五家、赦代地吏民、爲陳豨趙利所劫掠者、皆赦之。

【講義】漢の將は別に黥布の軍を洮水といふ川の南と北とに於て攻撃し、共に皆大に之を破り、追擊して布を捕へ之を鄱陽に於て斬れり、樊噲は又別に兵を率ゐて代を平定し、陳豨を當城縣に於て斬れり、十一月に高祖は黥布を平定し、軍を率ゐて長安に凱旋せり、十二月、高祖曰く、秦の始皇帝を始め、楚の隱王と陳涉、魏の安釐王や齊の湣王、及び趙の悼襄王等は皆子孫絶えて後無く氣の毒なりと、因つて其墓の番人に各十家の邑を與へ、よく其墓を守護せしめたり、而して特に秦の始皇帝の墓守には二十家の邑を與へ、魏の公子無忌の墓守には五家を與へたり、又高祖は代の地の吏民にして曾て陳豨や趙利に屬し、劫掠を恣にせる者に對し、皆赦して其罪を問はずりけり、【字解】至長安、至は還の意、即ち長安に凱旋せしこ

と、隱王、楚の懷王の孫にして考烈王の子なり、世家に幽王に作る、安釐王、名は圜、昭王の子なり、孫王假に至つて始皇に滅さる、湣王、戰國時代有名の王なり、近國を征服して威名高かりしが後燕の樂毅に破られ、孫建に至り始皇に滅さる、悼襄王、孝成王の子なり、其子、幽繆王に至り始皇に滅さる、守冢、墓の番人なり、十家、十家ある邑なり、無忌、戰國時代有名なる信陵君なり、この人及び前の四王の事蹟は十八史戰國時代の條に詳なり、

陳豨降將言豨反時、燕王盧綰使人之豨所、與陰謀、上使辟陽侯迎綰、綰稱病、辟陽侯歸、具言綰反有端矣、二月、使樊噲、周勃將兵擊燕王、綰赦燕吏民與反者、立皇子建爲燕王、【講義】陳豨は既に樊噲の爲めに斬られたりしかば、其部下の大將ども各降參したり、其降參せる人

遂に天下を有つに至りたる次第なれば、沛は我と尤も因縁の深きものなり、されば我は沛を以て我が湯沐の邑と爲し、永く之を記念して忘れざることを示すべし、また沛中の民に限り徭役を除き、代々勞役に與かること無からしむべしと、沛の父兄諸母故人と日に樂みて喜びを極め、ありし昔の舊きことなどを話して興じ樂むこと十餘日なりき、かくて高祖は辭して歸らんとせしに、沛の父兄は別を惜み、固く之を止めたれども、高祖は吾が人數は至つて多ければ、父兄は永く朕等を給養すること能はざるべしと諧謹して去られたり、是に於て沛中の人民は一縣のこらす出で、邑の西に於て牛酒を獻じ之れをねぎらへり、高祖また留りてまくを張り、共に飲むこと三日に及び、沛の父兄皆頓首して曰く、沛は幸に徭役を除かれたれども、豊は未だ除かれず、唯陛下之を哀憐して除き下さるべしと願ひけるに、高祖は豊は我が生長せし所なれば極めて忘れず、然るに其除かざるは雍齒の爲めに我に反し、魏の爲めにせし故なりと、されど沛の父兄は固く之を願ひしかば、高祖は之を許し、沛に比して湯沐の邑とせり、かく二邑は湯沐の邑と爲

りしを以て沛侯劉濞の封を移し吳王と爲せり、
 【字解】縦酒、ほしいまゝに酒を飲むことなり、筑、樂器なり、大風起兮雲飛揚、秦末群雄蜂起し互に相競逐して天下大に亂れしことを謂ふ、威加海内、反賊既に平ぎて海内平穩になりたること、傷懷、故郷をいたみ懷ふこと、游子、故郷を去りて天下に遊ぶ者の義、湯沐邑、其邑の賦税を以て湯沐の料とすることにて、即ち天子直轄の地なり、復、其民、沛中の民だけに徭役を除くこと、復は除なり、驩、喜びなり、獻、牛酒を獻すること、張、幕を張ること、頓首、首垂れて地に至ることにて、敬禮することなり、
 漢將別擊布軍洮水南北皆大破之、追得斬布鄱陽樊噲別將兵定代、斬陳豨當城、十一月、高祖自布軍至長安、十二月、高祖曰、秦始皇帝、楚隱王、陳涉、魏安釐王、齊湣王、趙悼襄王、皆絕無

其以沛爲朕湯沐邑、復其民、世無有所與、沛父兄諸母故人、日樂飲極驩、道舊故爲笑樂、十餘日、高祖欲去、沛父兄固請留、高祖、高祖曰、吾人衆多、父兄不能給、乃去、沛中空縣、皆之邑西、獻、高祖復留止、張飲三日、沛父兄皆頓首曰、沛幸得復豐、未復、唯陛下哀憐之、高祖曰、豐吾所生長、極不忘耳、吾特爲其以雍齒故、反我爲魏、沛父兄固請、乃并復豐、比沛、於是拜沛侯、劉濞爲吳王、

【講義】十二年十月高祖已に黥布の軍を會甄に擊ちけるに、布敗走せり、依て別將をして之を追擊せしめたり、かくて高祖は軍を率ゐて歸り、故郷なる沛を過ぎり、沛宮に大酒宴を張り、悉く故人父老子弟を呼び集めてほしいまゝに酒を飲めり、時に沛中の兒を選り集めて百二十人を得、之に歌を教へたり、而して酒酣なる頃、高祖は自ら歌を作り、筑をたゞきて唱うて曰く、秦政を失ひて豪傑所在に蜂起し、天下亂れしこと恰かも大風の吹き起りて雲の満天に飛揚するが如くなりき、しかるに余は今や此の大亂を平げてなづかしき故郷に歸り、父老と樂むを得たり、快樂何ものか之に加ふべき、唯今後努むべきは、治に居て亂を忘れざるこそなれば、勇猛の壯士を得て四境を守らしめんのみと、滿腔の豪懷を披瀝し、豫ねて集めたる小兒をして之に和し習はしめたり、而して高祖は乃ち自ら起ちて舞ひ、慷慨胸に滿ち、傷懷禁する能はず、泣數行下れり、徐ろに沛の父兄に謂うて曰く、游子は故郷を悲み思ふものなり、されば吾關中に都すと雖も、萬歳の後には吾魂魄は猶沛を樂しく思うて慕ふべし、且つ朕沛公となりてより四方の暴逆者を誅し、

春、淮陰侯韓信、謀反關中、夷三族、夏、梁王彭越謀反、廢遷蜀、復欲反、遂夷三族、立子恢爲梁王、子友爲淮陽王、秋七月、淮南王黥布反、東并荊王劉賈地、北渡淮、楚王交走入薛、高祖自往擊之、立子長爲淮南王、

【講義】 春淮陰侯韓信關中にて反逆を企てたる故、身は殺され三族も亦誅せられたり、夏に至り、梁王彭越謀反せし故、漢王は之を捕へ、其罪を許し、廢して蜀に左遷したり、其後越復蜀にて謀反せんとしたる故、遂に其三族は残らず誅せられたり、是に於て漢王は子の恢を立て梁王と爲し、子の友を立て、淮陽王と爲す、秋七月に淮南王黥布反し、東の方荊王劉賈を攻めて其地を并呑し、遂に北の方淮水を渡りて楚を撃てり、楚王交敗走して薛に逃込む、是に於て高祖自

ら往いて布を撃ち、子の長を立て、淮南王と爲す、十二年十月、高祖已撃布、軍會甄、布走、令別將追之、高祖還歸、過沛、留置酒沛宮、悉召故人父老子弟、縱酒、發沛中兒得百二十人、教之歌、酒酣、高祖擊筑、自爲歌詩曰、大風起兮雲飛揚、威加海內兮歸故郷、安得猛士兮守四方、令兒皆和習之、高祖乃起舞、慷慨傷懷、泣數行下、謂沛父兄曰、游子悲故郷、吾雖都關中、萬歲後、吾魂魄猶樂思沛、且朕自沛公以誅暴逆、遂有天下、

籠絡する方法を知れりと、乃ち多く金を以て豨の諸將に與へしかば、諸將果して漢に降る者多かりき、

【字解】 陳豨反、事陳豨傳に見えたり、所急、一旦緩急ある際は尤も重要な地の意、與之、容易に相手とすることが出来るとの意にて輕蔑せるなり、

十一年、高祖在邯鄲、誅豨等未畢、豨將侯敞將萬餘人游行、王黃軍曲逆、張春渡河擊聊城、漢使將軍郭蒙與齊將擊大破之、太尉周勃道太原入定代地、至馬邑、馬邑不下、即攻殘之、豨將趙利守東垣、高祖攻之、不下、月餘、卒罵高祖、高祖怒、城降、令出罵者、斬之、不罵者、原之、於是乃分趙山北、立子恆、以爲代王、都

晉陽

【講義】 十一年に高祖邯鄲に在り、而して豨等を誅すること未だ畢らざりき、時に豨の大將侯敞は一萬餘人を率ゐて游行し、王黃は曲逆縣に軍し、張春は黃河を渡りて聊城縣を撃てり、漢は將軍郭蒙をして齊の將と共に之を撃たしめて大に之を破れり、又漢の太尉周勃は太原より入りて代の地を定め、進んで馬邑に至りしに、馬邑未だ下らざりしかば之を攻め落し、多くの人を殺戮せり、此時豨の大將の一人なる趙利は東垣を守りしが、高祖之を攻めしも下らざるこゝと月餘に及び、剩へ高祖を罵りければ、高祖は非常に怒れり、而して城降る時罵る者を出さしめて之を殺し、罵らざるものは之を許せり、かくて爭亂はすべて平ぎたるを以て、趙の山北の地を分ち、我が子の恆を立て、代王と爲し、以て晉陽に都せしめたり、

【字解】 游行、別に定りたる任務無く、恰かも游歩の如く行軍して味方を掩護するをいふ、攻殘、攻は攻撃なり、殘は殺戮すること多きことなり、原、ユルスと訓む、宥すこと、

朝長樂宮、春夏無事、七月、太上皇崩、櫟陽宮、楚王、梁王皆來送葬、赦櫟陽囚、更命酈邑曰新豐、

【講義】 十年十月に、淮南王黥布・梁王彭越・燕王盧綰・荆王劉賈・楚王劉交・齊王劉肥・長沙王吳芮等皆來りて長樂宮に朝し、漢王の機嫌を奉伺せり、此の歳春夏の間は、何の出來事も無く無事なりき、七月に至り太上皇櫟陽宮にて崩御の不幸に會せり、楚王梁王等皆來りて弔し送葬せり、此の歳櫟陽の囚徒を赦し、酈邑を更めて新豐と稱したり、

八月、趙相國陳豨反、代地、上曰、豨嘗爲吾使、甚有信、代地吾所急也、故封豨爲列侯、以相國守代、今乃與王黃等劫掠代地、代地吏民、非有罪也、其赦代吏民、

九月、上自東往擊之、至邯鄲、上喜曰、豨不南據邯鄲而阻漳水、吾知其無能爲也、聞豨將皆故賈人也、上曰、吾知所以與之、乃多以金啗豨將、豨將多降者、

【講義】 八月に至り、趙の相國陳豨、代の地にて反旗を翻したり、高祖之を聞いて曰く、豨は嘗て吾が使となりて甚だ信用あり、且つ代の地は我が最も緩急に備ふべき重要な所なれば、我は彼を封じて諸侯と爲し、且つ相國に任じて代の地を守らしめたるなり、然るに今彼は代の吏民王黃等と共に反して代の地を劫し掠むるも、由來代の吏民は何の罪も無き者なれば、之を赦すべしと、かくて九月に至り、上自ら東に行きて豨を伐ち、邯鄲に至りし時、豨の陣形を見て喜びて曰く、豨は南の方邯鄲に據り、漳水を隔て、陣せず、我れ彼がよく爲すと無きを知れりと、又豨の將は皆元商賣人なりしとを聞き、又喜んで曰く、吾此の輩を

貴族楚、昭、屈、景、懷、齊、田氏、關中、未央宮成、高祖大朝、諸侯羣臣、置酒、未央前殿、高祖奉玉卮、起爲太上皇、壽曰、始、大人常以、臣無賴、不能治產業、不如、仲力、今某之業所就、孰與、仲多、殿上、羣臣、皆呼萬歲、大笑爲樂、

【講義】趙の宰相貫高等高祖を暗殺するの陰謀發覺し三族悉く誅せられたり、同時に趙王張敖を廢して宣平侯に貶したり、是の歳貴族富豪なる楚の昭氏・屈氏・景氏・懷氏・齊の田氏の輩を漢中に徙せり、蓋し高祖は都を漢中に定めたれども、長き戦後のことなれば、いたく殘破して、戸口減少せる故、天下の富豪をこゝに移して其繁盛を圖りたるなり、さて蕭何が幾多の月日と數多の資金とを費して營作したる未央宮は既に落成せしかば、高祖は大に諸侯群臣を朝せし

め、未央宮の前殿に於て大酒宴を催したり、時に高祖は玉卮を捧げ、起つて太上皇の長壽を祝し、且つ曰く、始め大人は常に臣を放蕩にして依賴すべきものに非ず、抑も産業を治むる能はざるものと思ひ、臣の弟仲が働くに如かずとなされたり、然るに今臣は天下を平定して未曾有の大業をなしたり、先きに大人は仲の力を多とせられたれども、今臣の成したる事業を之に比ぶればいづれか大なるやと述べ、往時を追懷して今日の成功を喜びければ、殿上の群臣は皆萬歲を三呼し、大に笑ひ興じて歡樂を極めたり、

【字解】貴族、金持のこと、玉卮、玉にて造りたる杯、四升を容るといふ、常以、以は思と同じ、無賴、放蕩にて依賴すべき點無きをいふ、力、働くこと、孰與、仲多、大人は常に仲の働くを多として之を褒めたれども、今臣が爲したる業を仲の働に比ぶれば孰れか大なりやとの意なり、

十年十月、淮南王黥布、梁王彭越、燕王盧綰、荊王劉賈、楚王劉交、齊王劉肥、長沙王吳芮、皆來

よりに漸く天下を平定したれど、尙ほ其餘黨の四方に反するものありて、天下は匈々とし、人民は常に戰爭に苦み居れり、されば表面は治まりたりといふも、いつ如何なる事起りて、我は天下を失ふに至るや其成敗は未だ判明せざるなり、且つ戰亂の後財政も未だ豊ならず、重ねて注意を要すべき時なり、此の際に於て宮殿を造るだに如何と思ふに、しかも之を莊麗にせしは何故ぞや、常識を逸したるふるまひなりと詰りければ、蕭何對へて曰く、天下亂れて未だ定らず、さればいよく以て宮殿を造りて威光を天下に示すべきなり、且つ天子は四海を以て家となすものなれば、區々たるみすばらしき宮殿に住むべきものにあらず、必ずや雄大莊麗天下に冠たるものにあらざるべからず、然らざれば決して威光を示し以て天下の重きを爲すに足らざるなり、今臣の宮殿を莊麗に造りしは蓋し此の意に外ならず、嘗にこれのみならず、天下後世、宮室を造營するものをして、其規模莊麗逆も陛下の宮殿に及ぶものを造る能はざらしめんと欲せしなりとて、一は天下に威重を示す爲め、一は高祖の創業の偉大なることを後世に示さん爲めな

ることを述べければ、高祖も怒り解けて、却つていたく喜ばれたり、其後高祖は東垣に行きて栢人縣を過ぎり、此の時趙國の宰相貫高等は高祖を要して之を弑せんと謀り居りたりしが、高祖いよく栢人縣に至りしに、何となく胸さわぎして不安を感じければ、こゝに宿泊せずして通過せり、代王の劉仲は國を棄て、亡げ、自ら洛陽に歸りしかば、高祖は之を廢して合陽侯に貶したり、

【字解】闕、門なり、未央宮には東と北とのみに門ありて、西と南とに無きこと顔師古の註に見えたり、武庫、武器を藏めたる庫、太倉、粟米を貯ふる倉、壯、甚、甚だ壯大にして美麗なるをいふ、匈々、不安の貌、過度、天下草創の際とて反亂未だ定らず、財政また調はざるに、かゝる莊麗なる宮闕を造るは、度に過ぎて不都合なりといふ意、之、ユクと訓む、行くこと、貫高謀弑、事は張耳傳に見えたり、

九年、趙相貫高等事發覺、夷三族、廢趙王敖爲宣平侯、是歲、徙

陽より長安に至れり、此の時長安にては豫て建築せる長樂宮が落成せしかば、丞相以下の百官皆長安に遷りて政務を執れり、

【字解】 信謀反太原、信馬邑に都し、以て匈奴に備へけるが、其秋匈奴の王冒頓大兵を率ゐて圍みたり、よりて信は使をやりて和解を求めけるに、漢廷にて數多の兵を發して信を援けたり、かくて漢廷は信が屢、匈奴に使をやりしを二心あるものと思ひ、信を責め立てけり、よりて信は前に封を遷され怏々たる上に今又疑はれて責讓せられしかば、誅せられんことを恐れ、乃ち匈奴と約して共に漢の軍を攻め、反つて馬邑を以て匈奴に降り、太原に反するに至りしなり、長安、前に見えたる咸陽なり、高祖六年に改めて長安と名づくると漢儀註に見えたり、

八年、高祖東擊韓王信、餘反寇於東垣、蕭丞相營作未央宮、立東闕、北闕、前殿、武庫、太倉、高祖還、見宮闕壯甚、怒謂蕭何曰、天

下匈奴、苦戰數歲、成敗未可知、是何治宮室過度也、蕭何曰、天下方未定、故可因、遂就宮室、且夫天子以四海爲家、非壯麗無以重威、且無令後世有以加也、高祖乃說高祖之東垣、過栢人、趙相貫高等謀弑高祖、高祖心動、因不留、代王劉仲棄國亡、自歸雒陽、廢以爲合陽侯、

【講義】 八年に高祖は韓王信の餘黨にして漢に反寇せしものを東垣に討伐したり、是より先き丞相蕭何は長安に於て未央宮を造營し、東西に門を設け、前殿及び武器を收むる庫、粟米を貯ふる倉を建て、莊嚴華麗を極めたり、高祖東垣より還り、其宮闕の甚だ莊麗なるを見、怒つて蕭何に謂つて曰く、余は諸將の功に

ふ、百二、百分の二なり、建、領水、建はコボスと、領は水を入るゝ器、高屋の上に在りて、領水をこぼすが如しとは、其下に向ふの勢易きをいふなり、饒、豊饒なり、濁河之限、黄河の水は常に濁れり、故に濁河といふ、限とは、黄河にて國と國との間を限るをいふ、持戟、戟を持ちたる兵、十二、十分の二なり、東西秦、齊の地は秦と相抗す、故に秦を西秦とすれば、齊は東秦といふを得べし、故に東西秦といふ、七十餘城、齊の國には七十餘の城あり、故に七十餘城に封すとは、齊國に封すといふに同じ、齊言者云々、齊國の語を使ふものは、殘らず齊に屬せしむとの義なり、徙、左遷の意、

七年、匈奴攻韓王信馬邑、信因與同謀反太原、白土曼丘臣、王黃立故趙將趙利爲王、以反、高祖自往擊之、會天寒、士卒墮指者什二三、遂至平城、匈奴圍我平城、七日、而後罷去、令樊噲止

定代地、立兄劉仲爲代王、二月、高祖自平城過趙、雒陽、至長安、長樂宮成、丞相已下、徙治長安、

【講義】 七年に匈奴は韓王信を馬邑に攻めたり、信は先きに移封せられて怏々たる折柄、今漢皇に疑はれたれば、殺されんことを恐れ、兵を引いて匈奴に下り、同じく太原に反したりしが、漢の軍に破られたる爲め、走りて匈奴の地に入れり、而して其將白土縣の人曼丘臣と王黃と共に、故の趙の將にて、また趙王の子孫に當れる趙利といへるを立て、王と爲し、復び反旗を翻したり、よりに高祖は自ら往いて之を撃ちしが、寒氣に會ひて士卒多くシモヤケにかゝり、指を落すもの十分の二三に及べり、かくて漢皇は平城より白登に至りしに、匈奴の爲めに圍まれ、非常に困難を受けたり、然し七日の後、漸く匈奴の圍を解き去るに會ひしかば、無事に歸るを得たり、かくて高祖は樊噲をして止りて代の地を定めしめ、兄劉仲を立て、代王と爲せり、二月に高祖平城より趙を過ぎり、又洛

く、秦はその地勢自ら出でて他を攻むること易くして、他より攻め入れざる便利なる地なれば、従つて兵を出して諸侯を攻むるの易き事は、恰かも高屋の上に居りて甌中の水を覆すが如く、實に易々たるなり、次に齊國に就いて言はんに、齊は東には琅邪即墨の豊饒なる土地あり、南には泰山一帯の山脈ありて境を固め、西には黄河ありて他國との間を限り、北には渤海灣ありて鹽魚の利あり、國富み守り固し、且つ其土地の廣きこと四方二千里もあり、故に齊の地形を以てすれば、恰かも諸侯の國を隔つると、遠き千里の外に在るが如く、亦容易に攻め入れざるなり、之を譬へば、諸侯に持戟百萬人ありとするも、齊はその十分の二、即ち二十萬人を以て相當ることを得るなり、此の如く秦は諸侯の兵百萬に對して二萬人、齊は二十萬人を要すと雖も、その形勝の地を扼し、諸侯を制するに至つては一なり、これに由つて之を觀れば秦と齊とは殆んど相抗するの勢力あり、されば秦を西秦とすれば、齊は東秦と謂ふを得べし、夫れ齊の國たるや此の如く強し、故に陛下の親しき子弟にあらざれば、必ず之れに王たらしむる勿れ、他人を封じ、

若しこれによつて叛せらるれば、實に由々敷大事なりと述べければ、高祖は深く其説に感じ、賞として金五百斤を與へたり、其後十餘日を経て、高祖は韓信が、好し叛逆の心あるにせよ、天下を定むる際、第一に力を盡したる大功ある者なれば之を殺すことを惜み、貶して淮陰侯となし、其地を分ちて二國となしたり、而して更らに曰く、將軍劉賈は屢、軍功ありたりと、因て以て荆王と爲して、淮水の東に王とし、又自分の弟交を以て楚王と爲して、淮水の西に王とし、子の肥を立て、齊王と爲し、其七十餘城に王とし、且つ齊の近邑にても民のよく齊の語を使ふものは、皆齊の屬地とせり、蓋し父子たる故に其屬地を大にせしなり、高祖また諸侯の功を論じ、諸々の列侯にワリアを割き與へて封を行ひたり、而して特に陽翟に都せる韓王信の材勇を忌み、何のわけも無く、封を太原に徙したり、

【字解】陳平、計、陳丞相世家にあり、秦中、山東の人關中を稱して秦中といふ、形勝之國、形勢の勝れて便利なる地をいふ、帶、河山之險、河は黄河、山は華山なり、黄河と華山とが、帶の如く國の四境を擁するをい

便利其以下兵於諸侯、譬猶居高屋之上、建瓴水也、夫齊東有琅邪、卽墨之饒、南有泰山之固、西有濁河之限、北有渤海之利、地方二千里、持戟百萬、縣隔千里之外、齊得十二焉、故此東西秦也、非親子弟莫可使王齊矣、高祖曰、善、賜黃金五百斤、後十餘日、封韓信爲淮陰侯、分其地爲二國、高祖曰、將軍劉賈數有功、以爲荊王、王淮東、弟交爲楚王、王淮西、子肥爲齊王、王七十餘城、民能齊言者皆屬齊、乃論

功、與諸列侯剖符行封、徙韓王信太原、

【講義】六年十二月に、或る人變事を上り、楚王韓信叛せりと告げたるものありければ、高祖は左右の臣を召し、如何せんと問はれけり、左右の臣は皆争うて之を撃たんことを主張せしも、高祖は之に従はず、陳平の計を用ひ、僞りて雲夢に遊ぶと稱し、以て諸侯を陳に會合したり、楚王韓信はかゝる計ありとは露知らず、自ら出で、之を迎へしかば、高祖は直ちに之を捕へたり、且つ此の日令を發して天下の罪人を赦したり、茲に田肯なる者あり、高祖が計を以て韓信を捕へたるを賀し、因りて以て高祖に説いて曰く、陛下は今韓信を捕へまた關中に都して天下を治めらる、由來秦は形勝の國にて河山の險を帯びたり、而して其山河險固形勝の勢は、恰かも諸侯の國と千里の遠きを隔つるが如き次第にて、容易に攻め入られざるなり、之を譬へば假りに諸侯に持戟百萬ありとするも、秦は險要に據るの故を以て、其百分の二卽ち二萬人を以て之れに相當ることを得るなり、夫れかくの如

法、於是高祖乃尊太公爲太上

皇、心善家令言、賜金五百斤、

【講義】六年に至り、高祖は五日毎に必ず一たび父

の太公に伺候し、その安否を伺ふと恰かも普通の人子たるものが、其父に對する禮の如くなしたりき、時に太公の家令は之を見て、太公に申上ぐるやう、凡そ天には二の目無く、土地には二人の王あると無し、今高祖は太公の子なりと雖も人主にて、太公は父なりと雖も人臣なり、されば如何でか人主をして人臣を拜せしむべき、若し今までの如く人臣を拜せしむる時は、人主の重き威權行はれずして、爲めに禍も自然に其身に及ぶべければ、宜しく御考へあるべしと諫めければ、太公も尤と思はれ、其後高祖が朝せられたる時は、太公自ら簪を持ちて通を掃ひ、門に迎へてあとじさりに歩き、いと敬禮を盡されたれば、高祖は大に驚き、車より下りて太公を扶けたり、太公は高祖に向ひ、帝は人主にて我は人臣なり、よしや我は父なりとも人臣なれば、之を禮するは天下の法を亂すわけなれば、誠に忍びざる所なりと述べられければ、高祖

は直ちに太公を尊んで太上皇と爲し、ますます朝禮を盡されたり、又深く家令の言を嘉し、金五百斤を賜ひたり、

【字解】家令、太公の一家を取締るものなり、簪、ハ

ウキと訓む、簪なり、却行、あとじさりに歩くことにて尊貴の人に對する禮なり、太上皇、太上は無上の義、皇は帝より德行あるものをいふ、故に高祖は其父を尊んで太上皇といふなり、

十二月、人有上變事、告楚王信謀反、上問左右、左右爭欲擊之、用陳平計、乃僞遊雲夢、會諸侯於陳、楚王信迎、即因執之、是日大赦天下、田肯賀、因說高祖曰、甚善、陛下得韓信、又治秦中、秦形勝之國、帶山河之險、縣隔千里、持戟百萬、秦得百二焉、地勢

燕王臧荼、即立太尉盧綰爲燕王、使丞相噲將兵攻代、其秋利幾反、高祖自將兵擊之、利幾走、利幾者項氏之將、項氏敗、利幾爲陳公、不隨項羽、亡降高祖、高祖侯之、穎川、高祖至雒陽、舉通侯籍、召之、而利幾恐、故反、

【講義】六月天下に大赦を行へり、十月燕王臧荼反し、攻めて代の地を下し、故、高祖自ら兵に將として之を撃ち、遂に燕王臧荼を生擒せり、是に於て更めて太尉盧綰を立て、燕王と爲し、丞相噲をして兵を率ゐて代を攻めしめたり、其の年の秋、利幾といへる者亦叛せり、高祖又自ら兵を率ゐて之を撃つ、利幾は戰破れて奔れり、此利幾といへるは嘗て項羽の將たりしが、項羽敗るゝに及び、自ら陳公と爲りて之に隨はず、亡げて高祖に降れり、高祖之を穎川に封じて諸

侯とせり、かして後高祖は洛陽に至り、利幾を以て列侯の戶籍に入れて之を召しけるに、利幾は何故か恐怖心を抱き、遂に反せしなり、

【字解】太尉、軍兵を總括する官にて今の我が陸軍大臣に當れり、通侯籍、通侯は列侯と同じ、籍は戶籍なり、即ち利幾を以て列侯の籍に編入したるなり、重ねていへば諸侯の班に列せしめしなり、

六年、高祖五日一朝太公、如家人、父子禮、太公家令說太公曰、天無二日、土無二王、今高祖雖子人主也、太公雖父人臣也、奈何令人主拜人臣、如此則威重不行、後高祖朝太公、擁篲迎門、却行、高祖大驚、下扶太公、太公曰、帝人主也、奈何以我亂天下、

へて曰く、陛下は傲慢にして人を悔り、項羽は情け深くして人を愛す、然れども陛下は人をして城を攻め、地を略して之を降す時は、之を功として其儘をしげも無く其人に與へ、常に天下の公衆と共に其利を同うし給へり、項羽は然らず、賢者は之をねたみ、才能の士は之をにくみ、功ある者は之を害し、賢者は之を疑ひて各其才能を盡さしめず、且つ戰に勝つも其功を賞せず、地を攻めて之を取るも之を與へて利を得しめず、唯自らの利のみ是れ計れり、是れ其の天下を失ひたる所以なりと、高祖聽き終りて曰く、公等は

我が天下を取る理由の其一を知れども未だ其二を知らざるなり、夫れ見られよ、かの帷の中に坐して敵を制する謀をめぐらし、千里の外の戰爭に勝つことを見極むるとは我れ張子房に及ばず、よく國家を鎮め百姓を撫育し、絶えず糧食を送りて軍士を養ひ、其力を盡さしむるとは我れ蕭何に及ばず、百萬の兵を率ゐ、戰へば必ず勝ち、攻むれば必ず取ることば我れ韓信に及ばず、此の三人は皆人中の英傑なり、而して我れよく之を用ひたり、これ我が天下を取りたる所以なり、彼の項羽は一の范增あれども之を用ふる能はず、これ項羽の我が爲めにとりこにせられたる所以なりと、是に於て群臣皆其言に服せり、かくて高祖は永く洛陽に都せんと思ひしが、齊人劉敬其不可を説き、且つ留侯張良も亦關中に都するの便を言上し、共に之を勧めければ、高祖も之に従ひ、即日鴈を命じて關中に入り、こゝに都を定めたり、

【字解】置酒、酒宴を催すこと、狀、事狀なり、妬、ねたむこと、嫉、にくむこと、籌策、はかりごと、帷帳、とばりの前面に垂れたるを帷といひ、周圍にめぐらしたるを帳といふ、陣中にて軍の評定を爲す時は多く之を用ふ、餽饌、兵糧を送ること、人傑、英雄豪傑の意、擒、トリコと訓む、捕虜となることなり、項羽は自刎して死したるにて擒にせられたるにあらず、然るに今我に擒にせらるゝといふは、所謂物のいひやうなれば、字面に拘泥せざるを可とす、劉敬説、劉敬が高祖に説きしこと、劉敬傳に詳なり、

六月、大赦天下、十月、燕王臧荼反、攻下代地、高祖自將擊之、得

士へ歸りたるもの、食、祿なり、ふち米なり、

高祖置酒雒陽南宮、高祖曰、列

侯諸將、無敢隱朕、皆言其情、吾

所以有天下者何、項氏之所以

失天下者何、高起、王陵對曰、陛

下慢而侮人、項羽仁而愛人、然

陛下使人攻城略地、所降下者、

因以予之、與天下同利也、項羽

妬賢嫉能、有功者害之、賢者疑

之、戰勝而不予人功、得地而不

予人利、此所以失天下也、高祖

曰、公知其一、未知其二、夫運籌策帷帳之中、決勝於千里之外、

吾不如子房、鎮國家、撫百姓、給

餽饗、不絕糧道、吾不如蕭何、連

百萬之軍、戰必勝、攻必取、吾不

如韓信、此三者、皆人傑也、吾能

用之、此吾所以取天下也、項羽

有一范增、而不能用、此其所以

爲我擒也、高祖欲長都雒陽、齊

人劉敬說、及留侯勸上入都關

中、高祖是日、駕入都關中、

【講義】

高祖は洛陽の南宮に列侯諸將を招き、大宴

會を催したり、而して之に謂つて曰く、諸君少しも隠

す所無く、皆其思ふ所を述べよ、諸君、一體我が天下

を得たる所以は如何なるわけぞ、項氏が天下を失ひ

たるは如何なる理由ぞ、諸君宜しく腹藏なく意見を

述べられよと、時に高起・王陵の二人即坐に立ちて對

王信爲韓王、都陽翟、徙衡山王
吳芮爲長沙王、都臨湘、番君之
將梅鋗有功、從入武關、故德番
君、淮南王布、燕王臧荼、趙王敖
皆如故、天下大定、高祖都雒陽、
諸侯皆臣屬、故臨江王驩爲項
羽叛漢、令盧縮、劉賈圍之、不下、
數月而降、殺之、雒陽五月、兵皆
罷歸家、諸侯子在關中者、復之
十二歲、其歸者、復之六歲、食之
一歲、

【講義】高祖既に項羽を斃したりければ、茲に外來の諸將を封せり、此の時皇帝曰く、楚の義帝はその後裔無し、而して齊王韓信はよく楚の習俗に慣れ居れ

りと、是に於て韓信を徙して楚王と爲し、下邳に都せしめたり、又建成侯彭越を立て、梁王と爲し、定陶に都せしめ、故の韓王信を封じて韓王と爲し、陽翟に都せしめ、衡山王吳芮を徙して長沙王と爲し、臨湘に都せしめたり、此の吳芮は番君と稱し、其部下の將梅鋗嘗て漢王に從つて武關に入りたるの功あり、漢王是を以て深く其主番君の功と爲し、常に之を德とせし故今封じて長沙王と爲し、なり、又淮南王黥布、燕王臧荼、趙王張敖等には、皆以前の封土を其儘與へ、少しも變へざりき、かくして天下大に定りければ、高祖は洛陽に都し、諸侯は皆高祖に臣屬せり、獨り故の臨江王驩は、項羽の爲めに漢に叛きたる故、高祖は盧縮と劉賈とをして之を攻圍せしめたり、王驩は始めは頑強に抵抗して降らざりしが、數月の後遂に降りしかば、之を洛陽に殺せり、其年五月に至り諸兵皆戰を罷めてそれとて家國へ歸れり、而して諸侯の子にして關中に在る者には、徭役を除くこと十二年、其本土に還る者には、同じく六年、之に祿を與ふること一年なりき、

【字解】復、除なり、徭役を除くなり、歸者、已に其本

水之陽キタニ

【講義】漢王既に天下を平定す、其正月諸侯及び諸將諸宰相等、皆相共に漢王を尊び、皇帝とならんことを請へり、漢王曰く、我れ聞く帝は賢者の爲るべきものなりと、されば帝位は賢者の所有といふべし、徒らに空言虚語のみにて、其徳無きものは其守る所に非ず、況んや我の如き不徳の者に於てをや、いかでかこれに當り得んとて辭退しけり、群臣諸將皆曰く、大王は身を微賤より起して暴逆の者を誅し、以て四海を平定す、諸將にて功有る者は輒ち地を割き、封じて王侯となす、これ有徳の賢者にあらざれば、いかでかここに至らんや、且つ大王にして尊號を有せざる時は、皆疑うて信ぜざるべし、何となればかゝる功德ありて尊號を有せざる者は、古來末だ嘗てあらざるのみならず、また其理無きを以てなり、臣等死を以て必ず大王を守衛すべし、大王決して辭すること勿れと、されど漢王は三度譲りたる後、已むを得ずして許諾して曰く、これ諸君は予が皇帝たるを以て國家に必ず便利ありとなすが爲めならん、然るを敢て辭する

は禮にあらざるなりと、かくて甲午に皇帝の位に汜水の北に即きたり、

【字解】帝賢者有也云々、賢者に非ざれば帝位に登る能はず、故に帝位は賢者のみの所有といふべし、徒らに空言虚語のみにて、其徳無き者は此の位を維持する能はずとの意なり、便便國家、下の便の字は衍なり、皇帝、蔡邑曰く、上古の天子を皇と稱し、其次を帝と稱し、其次を王と稱す、秦三王の末をうけ、漢の爲めに驅除す、自ら以爲らく、徳三皇五帝を兼ねと、故に號して皇帝といふ、漢の高祖天命を受けて功德ともに之に宜し、因て改めすと、甲午、徐廣曰く二月なりと、陽、北なり、凡そ支那に於て、山に在りては陽を南と爲し、川に在りては陽を北と爲す、これ川は東流する故北側、山は南側のみ太陽の光を受くるを以てなり、

皇帝曰、義帝無後、齊王韓信習楚風俗、徒爲楚王、都下邳、立建城侯彭越爲梁王、都定陶、故韓

三十萬人に將として敵に當れり、而して部下の將孔將軍は其左に、費將軍は其右に陣し、皇帝即ち高祖は其後に在り、絳侯と柴將軍とは又その後陣取りたり、時に項羽の兵十萬人ばかりあり、韓信先づ之きて合戦せしに、戦利あらずして退却しければ、孔將軍と費將軍とは左右より兵を放ちて攻め立てしに、楚兵崩れ立ちければ、淮陰侯これに乗じて勢を盛り返し、軍を引きかへして戦ひ、大に楚軍を垓下に破りたり、項羽の卒は漢の軍が楚の歌を唱ふを聞き、漢悉く楚の地を得たるものと思ひ、それ〴〵敗走しければ、流石の項羽も如何ともなし難く、自ら圍を潰して走りたり、されば殘兵も益々亂れ、大敗北を招きたり、かくて漢王は騎將灌嬰をして項羽を追はしめ、之を城東に殺し、首を斬ること凡そ八萬、遂に楚の地を略定せり、時に魯は楚の爲めに固く守りて下らず、是に於て漢王は諸侯の兵を率ゐて北し、魯の父老に項羽の首級を示し、最早や戦ふも詮なきことを諭し、かば、父老も之を諒として漢に降れり、よりて漢王は項羽を待つに魯公の名號を以てし、之を穀城に葬りたり、かくて漢王はかへりて定陶に至り、齊王韓信の陣に馳

せ入り、其軍を奪ひ、自ら之を率ゐて指揮したり、
【字解】 孔將軍、孔熙なり、蓼侯に封ぜらる、費將軍、費侯陳賀なり、柴將軍、姓名詳ならず、縦、兵を放ちて之を撃つこと、以魯公號、項羽本紀に始楚懷王、初封項籍、爲魯公、及其死、魯最後降、故以魯公禮、葬項王穀城、とある、

正月、諸侯及將相、相與共、請尊漢王爲皇帝、漢王曰、吾聞、帝賢者有也、空言虛語、非所守也、吾不敢當帝位、羣臣皆曰、大王起微細、誅暴逆、平定四海、有功者、輒裂地、而封爲王侯、大王不尊號、皆疑不信、臣等以死守之、漢王三讓、不得已、曰、諸君必以爲便、便國家、甲午、乃即皇帝位、汜

領土を與ふるを以てしければ、兩人皆許諾し、兵を進めて楚の地に攻め往くことを約せり、かくて劉賈の軍は楚の地に攻め入りて壽春縣を圍むに及び、折悪しく漢王は固陵に於て敗戦せしかば、劉賈は乃ち使者をして大司馬周殷を召さしめたり、是に於て周殷楚に叛きて漢に歸し、九江の兵を擧げて劉賈を迎へたり、又武王鯨布は行くく、城父縣を屠りて楚に迫りたり、是に於て韓信・周殷・武王等の軍は、隨河・劉賈・齊梁の諸侯の兵と共に皆大に垓下に會したり、漢王は武王鯨布を立て、淮南王と爲したり、

【字解】而西、以西に同じ、留侯陳平計、詳に項羽本紀にあり、用張良計、これも項羽本紀にあり、迎之、之は劉賈を指す、周殷劉賈を迎へて之に従ふなり、武王、鯨布なり、布楚に叛き未だ漢に歸せざる以前自ら武王と號したり、漢王父母妻子、母子の二字衍なり、

五年、高祖與諸侯兵共擊楚軍、
與項羽決勝垓下、淮陰侯將三
十萬、自當之、孔將軍居左、費將

軍居右、皇帝在後、絳侯柴將軍在皇帝後、項羽之卒可十萬、淮陰先合、不利却、孔將軍費將軍縱、楚兵不利、淮陰侯復乘之、大敗垓下、項羽卒聞漢軍楚歌、以爲漢盡得楚地、項羽乃敗而走、是以兵大敗、使騎將灌嬰追殺項羽、東城斬首八萬、遂略定楚地、魯爲楚堅守不下、漢王引諸侯兵北、示魯父老項羽頭、魯乃降、遂以魯公號葬項羽穀城、還至定陶、馳入齊王壁、奪其軍、

【講義】漢の五年高祖は諸侯の兵と共に楚軍を撃ち、項羽と勝負を垓下にて決せり、淮陰侯韓信は自ら

妻(子)軍中皆呼萬歲、乃歸而別去、項羽解而東歸、漢王欲引而西歸、用留侯陳平計、乃進兵追項羽、至陽夏、南止軍、與齊王信、建成侯彭越期、會而擊楚軍、至固陵、不會、楚擊漢軍、大破之、漢王復入壁、深塹而守之、用張良計、於是韓信、彭越皆往、及劉賈入楚地、圍壽春、漢王敗固陵、乃使使者召大司馬周殷、舉九江兵而迎之、武王行屠城父、隨何、劉賈、齊梁諸侯皆大會垓下、立武王布爲淮南王、

【講義】此の時に當りて彭越は兵を將(ヒキ)めて梁の地に居り、漢と往來して楚の兵を苦しめ、楚軍の糧食を絶ちたり、而して田横も亦往きて彭越に従屬せり、是に於て項羽屢、彭越等を撃ちければ、齊王韓信も亦進んで楚を撃てり、項羽大に恐れ、乃ち漢王と約し、天下を中分して、鴻溝より以西の地を漢と爲し、以東を楚と爲さんことを以てす、漢王之を許し、かば、茲に漢楚の和成り、項王は更に漢王の父と妻とを歸へしたりしかば、漢軍皆歡喜して萬歲を三唱しき、かくて項王は漢王の父妻を歸して別れ去れり、漢楚の和既に成る、依て項羽は圍を解いて東に歸れり、而して漢王も亦兵を引いて西の方自國に歸らん、欲せしが、俄に留侯張良と陳平等の謀を用ひ、兵を進めて項羽を追撃し、夏陽縣の南に至りて軍を止めたり、それより齊王韓信・建成侯彭越等と相會して楚軍を撃たんとを約束し、兵を進めて固陵に至りしに、韓信・彭越等の兵は約束通りに來り會せず、その中に楚は漢を撃ちて大に之を破りしかば、漢王は復たび城壁の中に立ち籠り、塹を深くして堅く守りけり、而して張良の計を用ひ、使者を韓信・彭越等の軍に遣はし、

かに義帝を江南に弑せしむ、罪九なり、それ人臣と爲りて其主を殺し、已に降れる者を殺し、政を爲して不公平多く、約を掌りて少しも信實ならず、これ天下に容るゝ能はざるの大逆無道なる行なり、汝が罪十なり、吾これを以て義兵を率ゐ、諸侯を従へ、殘酷にして逆賊なる汝を誅す、汝既に穢らはしき逆賊なり、豈に常人を以て之に當らしめんや、宜しく刑餘の罪人をして汝を撃ち殺さしめん、何を苦みて汝と挑み戦ふの愚を爲さんやと、きめつけたり、項羽大に怒り、弩を伏せ、射て漢王に當てたり、漢王は射られて胸を傷けたりしが毫も屈せず、乃ち足をもぢりて曰く、虜奴項羽我が指を射たりと、これ蓋し味方の士卒の心を安ぜしめんが爲め極めて平氣を装ひしなり、かくて漢王は傷を病みて打ち臥しけるに、張良士卒の意氣弱らんことを憂ひ、強ひて漢王に請ひ、出でて軍をねぎらひ、以て士卒を安んじ、楚をして勝に乗じて事を爲さしむる勿れといひければ、漢王も之れに従ひ、病を勉めて出でて軍をめぐりたり、されど痛み益甚だしければ、馳せて成阜に入り、こゝに一時休みてありけるが、程なく創も癒えたるにより、西の方關中に

入り、櫟陽に至り、父老の安否を問ひ、酒宴を張りて之をもてなしたり、かくて故の塞王欣の頭を櫟陽の市に梟して公衆に縦觀せしめ、四日間逗留して後、復び軍に歸り、廣武に陣したり、是に於て關中の兵は益、出でて漢王に従ひし故、漢の軍亦大に振ふに至れり、

【字解】轉饜、轉は轉送なり、饜は兵糧を運ぶことなり、捫足、捫はモチルと訓む、踵を逆に轉すること、彊、シヒテと訓む、無理にの意、勞、慰問すること、梟、首を樹にかけて公衆に觀すること、如軍、如は行なり、

當此、時、彭越將兵居梁地、往來苦楚、兵絕其糧食、田橫往從之、項羽數擊彭越等、齊王信又進擊楚、項羽恐、乃與漢王約、中分天下、割鴻溝而西者爲漢、鴻溝而東者爲楚、項王歸漢王父〔母〕

誅殘賊、使刑餘罪人擊殺項羽、
何苦乃與公挑戰、項羽大怒、伏
弩射中漢王、漢王傷胷、乃捫足
曰、虜中吾指、漢王病創臥、張良
彊請漢王起行勞軍、以安士卒、
毋令楚乘勝於漢、漢王出行軍、
病甚、因馳入成臯、病愈、西入關、
至櫟陽、存問父老、置酒、臯故塞
王欣頭、櫟陽市、留四日、復如軍、
軍廣武、關中兵益出、

みけるに、漢王は痛くこれを弾ねつけ、却つて項羽を責めて曰く、我れ初め汝項羽と共に命を懷王に受けし時、先づ秦に入りて關中を定むる者は之れに王たらんと約せり、然るに汝約に負きて我を蜀漢に王とす、汝の罪一なり、汝王命と矯りて卿子冠軍宋義を殺し、自ら尊位に居る、罪二なり、汝既に命を受けて趙を救ふ、趙を救はば、まさに歸りて詳に報告すべき筈なるも之を爲さず、ほしいま、に諸侯を劫迫して關に入る、罪三なり、懷王征秦諸將に約するに秦に入りて暴逆を行ひ、貨財を掠むることなきを以てせり、然るに汝秦の宮室を燒き、始皇帝の墓をあばき、ひそかに其財物をぬすむ、罪四なり、それのみならず秦の降王子嬰を殺す、罪五なり、新安にて詐りて秦の子弟二十萬人を阬殺し、其子弟を率ゐたる將を王とす、殘忍といふべし、罪六なり、汝己れに屬する諸將を善地に王とし、故主田氏・趙歇・韓廣等を惡地に遷して之を放逐し、爲めに其臣下をして叛逆して民を苦ましむ、罪七なり、汝義帝を彭城より放逐して自ら代りて之に都し、韓王の地を奪ひ、梁楚の地を併せ、之に王と爲りて多く自ら地を取る、罪八なり、汝人をしてひそ

將龍且の軍破れたるを聞き、乃ち大に恐れ、肝台の人武渉をして往いて韓信に天下三分の策を説かしめしが、韓信は承知せざりき、

【字解】邊、近なり、近く境を接すること、使自爲守、自らの領地の爲めに自ら守らしむること、武渉、説韓信、これは韓信に漢に反し、楚と連和し天下を三分して王たるを勧めたることにて淮陰侯傳に詳なり、

楚漢久相持未決、丁壯苦軍旅、老弱罷轉饑、漢王項羽相與臨廣武之間而語、項王欲與漢王獨身挑戰、漢王數項羽曰、始與項羽俱受命懷王曰、先入定關中者王之、項羽負約、王我於蜀漢、罪一、項羽矯殺卿子冠軍、而自尊罪二、項羽已救趙、當還報、

而擅劫諸侯兵、入關、罪三、懷王約、入秦、無暴掠、項羽燒秦宮室、掘始皇帝冢、私收其財物、罪四、又彊殺秦降王子嬰、罪五、詐誑秦子弟、新安二十萬、王其將、罪六、項羽皆王諸將善地、而徙逐故主、令臣下爭叛逆、罪七、項羽出逐義帝彭城、自都之、奪韓王地、并王梁楚、多自予、罪八、項羽使人陰弑義帝、江南罪九、夫爲人臣而弑其主、殺已降、爲政不平、主約不信、天下所不容、大逆無道、罪十也、吾以義兵、從諸侯

立^レ之^ヲ、使^シ自^ラ爲^ス守^ル、乃^チ遣^{ハシ}張^良、操^印、
綬^ヲ、立^テ韓^信爲^ス齊^王、項^羽聞^キ龍^且、
軍^破、則^チ恐^レ、使^シ盱^台人^武涉^往、說^カ、
韓^信、韓^信不^レ聽^カ、

【講義】漢の四年項羽は乃ち春海侯大司馬曹咎に謂つて曰く、君は堅く成阜の城を守れ、假令漢より戦を挑むも深く用心して決して之れと戦ふ勿れ、只君の任務は漢の兵をして東方に攻め入ること能はざらしむればそれにて充分なり、我は十五日の間には必ず彭越を誅して梁の地を定め、復び將軍(春海侯)と一つになるべしと、乃ち東に行きて陳留の外黃睢黃等を撃ちて之を下せり、此の間漢果して戦を楚軍曹咎に挑みしも、曹咎は固く項羽の命を守りて應戦せず、一步も城より出でざりき、是に於て漢軍は一計を案じ、人をして五六日間楚軍に恥辱を與へ、楚軍をおびき出さんとしたり、果して大司馬曹咎は大に怒り、兵を率ゐて汜水を渡りて漢軍を攻めたり、さて漢軍は、楚軍の士卒半分程河を渡りし頃を見計ひ、急に楚軍

を撃ちて大に之を破り、悉く楚軍の蓄へたる金玉財物等を分捕りしたり、此戦に於て大司馬曹咎と長史欣とは敗戦の責に任じて皆汜水の畔に自ら首はねて死したり、かくて項羽は睢陽に至り、海春侯が己れの命に叛き戦うて敗れたることを聞き、乃ち事容易ならずとし、兵を引いて還りたり、時に漢軍は方に楚の將鍾離昧を滎陽の東に圍みけるが、項王が兵を引いて還りしと聞き、圍を解いて全軍悉く險阻の地に走り、こゝに其天險を擁して楚軍を防ぎたり、一方漢の將韓信は已に齊を破りたりければ、人をして漢王に謂はしめて曰く、齊は楚に近ければ、之を治むる者は少くも楚と對等の權威無かるべからず、而して今臣は權威輕し、故に假王と爲りて齊民に臨まざれば、恐らくは齊國を鎮安すると能はざらん、大王宜しく臣を以て齊の假王とせよと、漢王大に怒り、自ら韓信を攻めんと欲す、此時留侯張良漢王を諫めて曰く、今は韓信の請を容れ、立て、齊王と爲し、且つ韓信をして自らの領地の爲に自ら齊國を守らしむるに如かずと、漢王乃ち其諫を用ひ、張良を遣り、韓信に齊王の印綬を授け、立て、齊王と爲せり、此時項羽は、部下の勇

破り、且つ楚を撃たんと欲すと聞き、則ち龍且・周蘭をして往きて韓信を撃たしめたり、韓信乃ち之れと戦ひしが、其騎馬の將灌嬰は撃ちて大に楚軍を破り、龍且を殺したり、是に於て齊王田廣は彭越の軍に走れり、此時に當りて彭越は兵に將として梁の地に居り、往來して楚の兵を苦め其の糧食を絶ちたり、

【字解】 淮陰、淮陰侯韓信なり、酈生、說齊王、酈生漢王の命を奉じて齊王に説きしこと、酈生傳に見えたり、韓信用蒯通計、韓信蒯通の計を用ひて齊を破りしことは淮陰侯傳にあり、犇、ハシルと訓む、走るなり、往來苦楚兵、田儻傳に彭越是時居梁地、中立且爲漢、且爲楚とあるより見れば、往來とは彭越が中立して漢楚兩軍に通じ、所謂うちまた的態度を持したるにと取れるが然し項羽本紀に是時彭越復反、下梁地絶楚糧とあるより見れば、往來は漢にのみ往來したることなり、

四年、項羽乃謂海春侯大司馬曹咎曰、謹守成臯、若漢挑戰、慎

勿與戰、無令得東而已、我十五日必定梁地、復從將軍、乃行擊陳留、外黃、睢陽、下之、漢果數挑楚軍、楚軍不出、使人辱之五六日、大司馬怒、度兵汜水、士卒半渡、漢擊之、大破楚軍、盡得楚國金玉貨賂、大司馬咎、長史欣皆自剄、汜水上、項羽至、睢陽、聞海春侯破、乃引兵還、漢軍方圍鍾離、昧於滎陽、東、項羽至、盡走險阻、韓信既破齊、使人言曰、齊邊楚權輕、不爲假王、恐不能安齊、漢王欲攻之、留侯曰、不如因而

漢王自ら使者と偽稱し、早朝馳せて張耳・韓信の陣營に入り、其軍を奪うて之を従へたり、而して改めて張耳をして北し、益、趙の地の兵を召集し、別に韓信をして東の方齊を撃たしめたり、かくて漢王は韓信の軍を得て之を指揮するに至りし故、軍勢復た大に振ふに至れり、乃ち兵を引き河に臨んで南に向ひ、小修武城の南に陣し、復び楚と戦はんと欲せり、此時郎中の鄭忠、其不可を説き、漢王をして交戦を止めしめ、城壘を高くし、城濠を深くして自衛するの利なるを説きしかば、漢王は其説に従ひたり、而して別に盧縮と劉賈とをして、兵二萬人騎士數百人を率ゐ、白馬津を渡つて楚の地に攻め入らしめ、而して親ら彭越と共に復た楚の軍を燕郭縣の西に破り、遂に復た梁の地十餘城を降服せしめたり、

【字解】 跳、逃なり、走るをいふ、玉門、北の門を玉門といふ、

淮陰已受命東、未渡平原、漢王使酈生往說齊王田廣、廣叛楚

與漢和、共擊項羽、韓信用蒯通計、遂襲破齊、齊王烹酈生、東走高密、項羽聞韓信已舉河北兵、破齊、趙、且欲擊楚、則使龍且、周蘭往擊之、韓信與戰、騎將灌嬰擊大破楚軍、殺龍且、齊王廣奔彭越、當此時、彭越將兵居梁地、往來苦楚兵、絕其糧食、

【講義】 淮陰侯韓信已に漢王の命を受けて東の方齊を攻めしが、未だ平原の渡し場を渡らざるに、漢王は酈生をして往きて齊王田廣に説かしめしかば、田廣は楚に叛きて漢と和し、共に項羽を撃ちたり、此の時韓信は范陽の辯士蒯通が計を用ひ、遂に襲うて齊王を撃ち破りしかば、齊王田廣は酈生が己れを欺きたりと思ひ、之を烹殺して東の方高密縣に走り、楚に通じたり、一方項羽は韓信已に河北の兵を舉げ、齊趙を

故、自然其勢力分離するに至る、勢力分離すれば其戰闘力も弱くなるなり、然るに漢の軍は充分休養して勇氣を養ふことなれば、復び楚と戦ふも楚軍を破ること必然なりと、漢王其計に従ひ、軍を宛葉の間に出し、黥布と共に行く、諸郡の兵を收容せり、項羽漢王が宛に在ることを聞き、果して兵を引いて南征せり、然れども漢は城壁を固くして與に戦はざりき、是の時彭越は睢水を渡り、楚の項聲薛公の軍と下邳に戦ひ、大に楚の軍を破りたり、項羽之を聞き兵を引いて東の方彭越を撃ちたり、此の時漢王も亦兵を引いて北し、成阜に軍し以て楚軍を牽制せり、

項羽已破走彭越、聞漢王復軍、成阜、乃復引兵西、拔滎陽、誅周苛、樞公、而虜韓王信、遂圍成阜、漢王跳獨與滕公共車、出成阜、玉門、北渡河、馳宿修武、自稱使者、晨馳入張耳、韓信、壁而奪之、

軍、乃使張耳、北益收兵、趙地、使韓信、東擊齊、漢王得韓信軍、則復振、引兵臨河南、饗軍、小修武、南、欲復戰、郎中鄭忠、乃說止漢王、使高壘、深塹、勿與戰、漢王聽其計、使盧綰、劉賈、將卒二萬人、騎數百、渡白馬津、入楚地、與彭越復擊破楚軍、燕郭西、遂復下梁地十萬餘城、

【講義】項羽已に彭越を破りて之を走らせたり、而して漢王復た成阜に軍することを聞き、乃ち復た兵を引いて西攻し、滎陽を抜き周苛・樞公を誅し、韓王信を虜にし、遂に進んで成阜を圍めり、漢王支ふることはせず、逃走して獨り滕公と共に車に乗り、成阜の玉門を出で、北の方河を渡り、疾驅して修武に宿し、

【字解】反國之王、魏豹を指す、魏豹は嘗て楚にくみし、又漢にくみし、更に背きて楚に従ひ、韓信の爲めに虜にせられたる反覆極り無き人なり、故に反國之王と謂ふ、

漢王之出滎陽、入關、收兵、欲復東、袁生說漢王曰、漢與楚相距滎陽、數歲、漢常困、願君王出武關、項羽必引兵南走、王深壁、令滎陽成臯、間且得休、使韓信等輯河北趙地、連燕齊、君王乃復走滎陽、未晚也、如此、則楚所備者多、力分、漢得休、復與之戰、破楚必矣、漢王從其計、出軍宛葉間、與黥布行收兵、項羽聞漢王

在宛、果引兵南、漢堅壁、不與戰、是時彭越、越睢水、與項聲、薛公戰、下邳、彭越大破楚軍、項羽乃引兵東、擊彭越、漢王亦引兵北、軍成臯、

【講義】漢王の滎陽より脱出するや、直ちに關に入りて兵を收め、復た東せんと欲せり、此の時袁生漢王に説いて曰く、漢と楚と滎陽に相防ぐこと數歲なり、而して漢常に敗軍して困めり、今此の敗勢を復せんと欲せば、君王は願くは武關を出でられよ、君王若し武關を出でば、項羽は必ず兵を引いて南に赴いて君王を撃たん、此の場合君王は城壁を堅固にして共に戰はず、暫らく軍兵を滎陽成臯の間に休養するを得しめ、一面韓信等をして河北と趙の地の兵を集め、之れに燕齊二國の兵を連合して項羽に對せしむべし、かくして後君王復び滎陽に赴くも未だ晚からざるなり、果して此の如くせば則ち楚の備ふる所の兵多き

の計を用ひ、陳平に金四萬斤を與へて以て楚の君臣を中傷し、之を離間せしめたり、是に於て項羽は亞父を疑へり、是の時亞父は項羽に遂に滎陽を下すことを勧めたりしが、今や我が赤心を疑はるゝを知りて大に怒り、老年といふを辭柄とし骸骨を賜うて卒伍に歸せんことを願ひ、其許可を得て歸途に就きしが、未だ彭城に至らずして死せり、これ憤慨の結果疽背に生ぜし爲めなり、

【字解】 割滎陽云々、滎陽を割きて楚に與へ其以西を漢と爲すの意なり、間疏、間はへだつること、疏はうとんずること、

漢軍絶食、乃夜出女子東門、二千餘人、被甲、楚因四面擊之、將軍紀信、乃乘王駕、詐爲漢王、誑楚、楚皆呼萬歲、之城東觀、以故漢王得與數十騎出西門遁、令御史大夫周苛、魏豹、縱公守滎

陽、諸將卒不能從者、盡在城中、周苛、縱公相謂曰、反國之王難與守城、因殺魏豹、

【講義】 漢王の軍糧道を絶たれたり、そこで漢王は將軍紀信の計を用ひ、乃ち夜竊かに二千餘人の女子を東門より出し、此の女子には皆甲冑を着けさせたり、楚の軍は之を見て四方より攻撃を始めたければ、將軍紀信は乃ち漢王の駕に乗りて城の東門を出で、詐りて漢王と爲りて楚軍を誑かしければ、楚軍皆萬歳と呼びたり、これ蓋し楚人は漢王降ると思ひたればなり、かくて楚軍は城の東門に集りて紀信を觀しかば、漢王は其隙に乘じ、數十騎と共に城の西門より遁れ出づることを得たり、當時漢王は御史大夫周苛と縱公と魏豹とをして滎陽城を守らしめしが、漢王の諸將にして漢王に従つて脱出せざる者は皆滎陽城中に在りたり、然るに周苛、縱公等は相談して曰く、我等は反國の王たる魏豹とは共に城を守ること不安心なりとて遂に魏豹を殺したり、

耳與韓信、遂東下井陘、擊趙、斬陳餘、趙王歇、其明年立張耳爲趙王、

【講義】三年に魏王豹漢王に謁見し、暇を告げて國に歸り、親の病氣を見舞へり、かくて國に歸るや、即ち河津を絶ちて漢に叛し、楚の爲めに力を盡せり、是に於て漢王は酈食其をして豹に説かしめしが、豹遂に聽かざりき、依つて漢王將軍韓信を遣し、擊つて大に之を破り、遂に魏の地を定め、三郡を置けり、即ち河東・太原・上黨是れなり、漢王は又張耳と韓信とをして、遂に東の方井陘を下りて趙を擊たしめければ、二將は陳餘と趙王歇とを斬れり、其明年に漢王は張耳を立て、趙王と爲せり、

漢王軍滎陽南、築甬道、屬之河、以取敖倉、與項羽相距、歲餘、項羽數侵奪漢甬道、漢軍乏食、遂

圍漢王、漢王請和、割滎陽、以西者爲漢、項王不聽、漢王患之、乃用陳平之計、予陳平金四萬斤、以間疏楚君臣、於是項羽乃疑亞父、亞父是時勸項羽、遂下滎陽、及其見疑、乃怒、辭老、願賜骸骨、歸卒伍、未至彭城而死、

【講義】漢王滎陽の南に陣し、甬道を築いて之を黃河につゞかせ、以て敖倉に蓄へたる米を取りて糧食に供し、以て項羽と相對陣すると一年以上に及べり、此の間項羽は屢、漢の甬道を侵奪せし故、漢の軍は兵糧の缺乏を告ぐるに至りたり、かくて項羽は遂に漢王を包圍せり、是に於て漢王和を請ひ、滎陽を割き、其以西は漢の有と爲したしとの條件を提議せしも、項王は之を承諾せざりし故、漢王は甚だ困却し、食乏しき上圍まれ居るとなれば、痛く心配せり、乃ち陳平

【講義】此の時呂后の兄周呂侯、漢の爲めに兵を率ゐて下邑縣（今）に居りし故、漢王は呂侯の軍に身を寄せ、追々と散兵を收めて礪に軍せり、かくて漢王は西方梁の地を過ぎて虞に至り、謁者隨何をして九江王黥布の陣に使せしめ、隨何に謂うて曰く、君能く黥布をして兵を舉げて楚に叛かしめよ、かくせば項羽は必ず留りて黥布を撃つならん、かくて項羽の軍を控制し、之が進軍を防遏すると數月なるを得ば、我れ必ず天下を取ることを得んと、是に於て隨何命を奉じて往きて九江王黥布に説けり、黥布果して楚に叛けり、楚因つて龍且をして往いて布を撃たしめたり、是より先き漢王の彭城に破れて西するや、行く／＼我が家族を求めしめしが、家族も亦既に亡げて相求むるを得ず、敗後に獨り一子孝惠を得たるのみなりしかば、六月に至り立て、太子と爲し、而して特に大赦を行ひ、罪人を放還して恩徳を示したり、尋ぎて太子をして櫟陽を守らしめ、又諸侯の子にて關中に在る者をは、皆櫟陽に集めて太子の守衛と爲し、又水を引いて章邯の都廢丘に灌ぎければ、廢丘遂に降り、章邯自殺せり、因て廢丘の名を改めて槐里と稱せり、

廢丘遂に降りし故、是に於て司宮の官をして天神地祇及び四方の神と上帝と山川とを祀らしめたり、而して此等の祭事は爾後春夏秋冬の日時を以て之を行ひたり、又關内の士卒に命じて城塞を守らしめたり、此の時九江王黥布龍且と戰うて勝たず、隨何と共に間道より潛行して漢軍に歸せり、漢王稍、敗卒を收め、諸將及び關中の卒と共に益、軍を進めたり、是を以て漢の兵大に滎陽に振ひ、遂に楚軍を京縣索亭の間に破りたり、

【字解】隨何説九江王布、事黥布傳に詳なり、廢丘、雍王章邯の都する所、乘塞、乘は守なり、塞は保砦なり、

三年、魏王豹謁歸視親疾、至、卽絶河津、反爲楚、漢王使酈生説豹、豹不聽、漢王遣將軍韓信擊大破之、虜豹、遂定魏地、置三郡、曰河東、太原、上黨、漢王乃令張

魯より胡陵に出で、蕭縣に至り、漢王と大に彭城縣の靈璧城の東、睢水の上に於て合戦し、大に漢の軍を破り、多くその士卒を殺し、かば、爲めに睢水は死屍を以て満たされ、水之れが爲めに流れざる程なりき、此の戦項羽は遂に漢王の父と妻とを捕虜とせしかば、常に之を軍中に置き以て人質とせり、是の時に當りて五諸侯は楚軍強く漢軍敗るゝを見て、各兵を引いて封に還り、皆漢を去つて楚に歸し、楚の爲めに力を盡せり、塞王欣も亦亡げて楚の軍に入りたり、

呂后、兄周呂侯、爲漢將兵、居下邑、漢王從之、稍收士卒、軍碭、漢王乃西過梁地、至虞、使謁者隨何之九江王布、所曰、公能令布舉兵叛楚、項羽必留擊之、得留數月、吾取天下必矣、隨何往說九江王布、布果背楚、楚使龍且

往擊之、漢王之敗彭城而西、行使人求家室、家室亦亡、不相得、敗後乃獨得孝惠、六月、立爲太子、大赦罪人、令太子守櫟陽、諸侯子在關中者、皆集櫟陽爲衛、引水灌廢丘、廢丘降、章邯自殺、更名廢丘爲槐里、於是令祠官祀天地四方上帝山川、以時祀之、興關內卒、乘塞、是時九江王布與龍且戰、不勝、與隨何間行歸漢、漢王稍收士卒、與諸將及關中卒、益出、是以兵大振、滎陽破楚京索間、

て教化を掌れり、董公はその一人なり、遮、道に横はりて自ら言ふを遮といふ、袒、衣の袖を脱すること、これは哭する時の禮なり、發喪、其死を發表するをいふ、縞、素、縞は素なり、素服せよとの意なり、

是時項王北擊齊、田榮與戰、城陽、田榮敗走平原、平原民殺之、齊皆降楚、楚因焚燒其城郭、係虜其子女、齊人叛之、田榮弟橫立榮子廣爲齊王、齊王反楚、城陽、項羽雖聞漢東、既已連齊兵、欲遂破之而擊漢、漢王以故得劫五諸侯兵、遂入彭城、項羽聞之、乃引兵去齊、從魯出胡陵、至蕭、與漢大戰彭城、靈壁、東睢水、

上大破漢軍、多殺士卒、睢水爲之不流、乃取漢王父母妻、子於沛、置之軍中、以爲質、當是時、諸侯見楚彊、漢敗還、皆去漢、復爲楚、塞王欣亡入楚、

【講義】是の時に當り、項王は北の方齊を撃ちけるに、齊の田榮は與に城陽に戰うて大敗し、平原縣に走れり、平原縣の民田榮を捕へて之を殺したり、是に於て齊は皆楚に降れり、楚因て其の城郭を燒き、その子女美人を虜にせしかば、齊人怒つて楚に叛けり、田榮の弟に田橫といふ者あり、榮の子廣を立て、齊王と爲せり、是に於て齊王田廣楚に城陽に叛けり、時に項羽は漢王の東征を聞くと雖も、既に齊の兵と交戰中なるを以て、急に漢に向ふこと能はず、故に遂に齊を破つて後漢を撃たんと決心せり、漢王は此の間に乘じ、五諸侯の兵を脅威して遂に彭城に攻め入ることを得たり、項羽之を聞き、乃ち兵を引いて齊を去り、

獵とて獵することも許し、以て人望を博すること
計れり、「正月に雍王の弟章平を虜にせり、」漢王は大
赦を行ひ罪人を放免せり、又關中を出でて陝に至り
し時、關外の父老を慰撫して還れり、是れ又民心を收
攬する爲めなり、此の時張耳來りて謁見せしかば、漢
王は厚く之を待遇したり、二月に秦の社稷を除き、代
りに漢の社稷を立てしめたり、三月に漢王は臨晉よ
り渡りしが、此の時魏王豹、兵を將ゐて之に従ひ河内
を下し、殷王を虜にせり、漢王是に於て河内郡を置
き、更に南の方平陰津を渡つて雒陽に至りたり、

新城、三老董公、遮說漢王、以義
帝死故、漢王聞之、袒而大哭、遂
爲義帝發喪、臨三日、發使者、告
諸侯曰、天下共立義帝、北面事
之、今項羽放殺義帝於江南、大
逆無道、寡人親爲發喪、諸侯皆

縞素、悉發關内兵、收三河士、南
浮江漢、以下、願從諸侯王、擊楚
之殺義帝者、

【講義】漢王兵を率ゐて新城に至りけるに、其三老
の一人なる董公といへる者、漢王を遮り止め、説くに
義帝の殺されたることを以てしたり、漢王之を聞き、
袖を脱して大に哭し、遂に義帝の爲めに其喪を發表
し、喪に臨むこと三日の後、使者を發し、徧く諸侯に
告げて曰く、天下共に義帝を立て、北面して之に事へ
たり、然るに今項羽は之を江南に放ち、人をして之を
殺さしむ、これ大逆無道と謂ふべし、よりに寡人親か
ら帝の爲めに喪を發したり、諸侯皆素服せよ、(喪中
は素服する禮なり)、我悉く關内の兵を發し、河南・河
東・河内の三河の兵を收め、南の方江漢に浮びて下
り、願くは諸侯王に従ひて、楚の義帝を殺したる逆賊
項羽を誅せんと欲すと、かく漢王は大義名分を唱へ
堂々として項羽に向つて宣戦したり、

【字解】三老、秦の制、一郷には三老といふものあり

定せしめ、更に將軍薛歐・王吸をして武關を出で南陽に在る王陵の兵の援助を得て太公と呂后とを沛より迎へしめたり、楚の項羽之を聞き、兵を發して之を陽夏縣に防ぎしかば、漢の兵進むことを得ざりき、楚は又故の吳の令鄭昌を以て韓王と爲し以て漢の兵の東進を防がしめたり、

二年、漢王東略地、塞王欣・翟王翳・河南王申陽皆降、韓王昌不聽、使韓信擊破之、於是置隴西北地・上郡・渭南・河上・中地郡、關外置河南郡、更立韓太尉信爲韓王、諸將以萬人、若以一郡降者、封萬戶、繕治河上塞、諸故秦苑囿園池、皆令人得田之、正月、虜雍王弟章平、大赦罪人、漢王

之出關、至陝、撫關外、父老還、張耳來見、漢王厚遇之、二月、令除秦社稷、更立漢社稷、三月、漢王從臨晉渡、魏王豹將兵、從下河內、虜殷王、置河內郡、南渡平陰津、至雒陽、

【講義】 二年漢王東の方諸侯の地を攻略せしに、塞王欣・翟王翳・河南王申陽等皆降れり、獨り韓王昌のみ降服を肯ぜざりしかば、漢王は韓信をして撃つて之を破らしめたり、是に於て關中に隴西・北地・上郡・渭南・河上・中地の諸郡を置き、關外に河南郡を置けり、更に又韓の太尉信を立て、韓王とせり、又敵の諸將にして一萬人を率ゐ、若くは一郡を擧げて降服する者は、之を萬戶の邑に封じたり、此の時漢王は又河上の要塞を修繕せり、漢王は又人民に對し、諸の故の秦の苑囿とて、鳥獸を畜ひし所、及び珍草花木を植ゑある園地に、自由に出入することを許し、且つ田

して出立させたり、帝の群臣どもは帝の勢衰へたるを見、追々に帝に叛き去れり、項羽乃ち竊かに衡山王吳芮と臨江王共敖に申しつけ、帝を江南に殺さしめたり、又項羽は田榮を怨み、齊の將田都を立て、齊王と爲し以て田榮を斥けければ、田榮大に怒り、因つて自立して齊王となり、田都を殺して楚に反し、更らに又彭越に將軍の印を與へ、梁の地に據りて楚に反せしめたり、楚因つて蕭公角をして彭越を撃たしめければ、彭越は却つて大に角の軍を破りたり、又陳餘は項羽が己れを王とせざるを怨み、夏説をして田榮に説かしめ、其兵を請うて張耳を撃たんとせり、齊の田榮之を諾し、陳餘に兵を與へ、撃つて常山王張耳を破りしかば、張耳亡げて漢王に歸せり、よりに陳餘は嚮きに徙されたる故の趙王歇を代より迎へ、復び立てて趙王と爲せり、趙王は因つて陳餘の功を賞し、立てて代王と爲せり、而して項王は此の事を聞いて大に怒り、北の方齊を撃てり、これ齊王田榮が陳餘を助けたるを以てなり、

八月、漢王用韓信之計、從故道

還、襲雍王章邯、邯迎擊漢、陳倉、
雍兵敗、還走、止戰好時、又復敗、
走廢丘、漢王遂定雍地、東至咸
陽、引兵圍雍王廢丘、而遣諸將、
略定隴西北地上郡、令將軍薛
歐、王吸、出武關、因王陵兵南陽、
以迎太公、呂后於沛、楚聞之、發
兵距之、陽夏不得前、令故吳令
鄭昌爲韓王、距漢兵、

【講義】八月に至り、漢王は遂に韓信の謀を用ひ、故道縣より還つて雍王章邯を襲撃せしかば、章邯之を陳倉縣に迎撃し、敗戦して後退し、止つて好時縣に戦ひしが、復敗れて廢丘に走れり、漢王遂に雍の地を定め、東の方咸陽に至り、兵を引いて雍王を廢丘に圍めり、而して別に諸將を遣し、隴西北地上郡の三郡を略

鋒を用ひて山東に打つて出でなば、必ず大功を得らるべし、若し天下既に定つて人皆自ら土に安するに至らば、復兵を用ふること能はざるべければ、寧ろ此の機會に於て、策を決して彼等を用ひ、東に向うて出陣し、以て項羽と天下を争ふに如かずと勸めたり、
【字解】 棧道、閣道をいふ險絶の處は行き難きを以て、巖を鑿ち木を架し、柵を造りて渡るやうにしたるなり、韓信、韓王信にて、漢の三傑の一人たる淮陰侯韓信にあらず、遷也、罪ありて左遷されたるが如しとの意、跛、踵を擧ぐるごと、郷、嚮に同じ、

項羽出關、使人徙義帝、曰、古之帝者、地方千里、必居上游、乃使徙義帝長沙郴縣、趣義帝行、羣臣稍倍叛之、乃陰令衡山王臨江王擊之、殺義帝、江南、項羽怨田榮、立齊將田都爲齊王、田

榮怒、因自立爲齊王、殺田都而反楚、予彭越將軍印、令反梁地、楚令蕭公角擊彭越、彭越大破之、陳餘怨項羽之弗王己也、令夏說說田榮、請兵擊張耳、齊予陳餘兵、擊破常山王張耳、張耳亡歸漢、迎趙王歇於代、復立爲趙王、趙王因立陳餘爲代王、項羽大怒、北擊齊、

【講義】 此の時に當りて項羽の行動如何と見れば、項羽は親ら關を出でて國に就きしが、同時に義帝を彭城より他へ徙さんと欲し、人をして義帝に謂はしめて曰く、古の帝王は領分の地四方千里ありて、必ず川の上流に都を構へたり、よりて帝も之に従はざるべからずと、乃ち義帝を長沙郡の郴縣に徙し、帝を促

燕王と爲して薊に都せしめ、而して故の燕王の韓廣を徙して遼東に王と爲したり、然るに韓廣は之を承知せざりしかば、臧荼は廣を攻めて之を無終に殺したり、成安君陳餘を河間の三縣に封じて南皮城に居らしめ、梅鋗を十萬戸の邑に封ぜり、かくて四月に至り諸將は各封邑の令を受け終りたる故、戲水の下より引き取りて各、己れの封國に赴けり、(この段項羽本紀を參照すべし)

漢王之國、項王使卒三萬人從、楚與諸侯之慕從者數萬人、從杜南入、蝕中、去輒燒絕棧道、以備諸侯盜兵襲之、亦示項羽無東意、至南鄭、諸將及士卒、多道亡歸、士卒皆歌思東歸、韓信說漢王曰、項羽王諸將之有功者、而王獨居南鄭、是遷也、軍吏士

卒、皆山東之人也、日夜跋而望歸、及其鋒而用之、可以有大功、天下已定、人皆自寧、不可復用、不如決策東鄉、爭權天下、

【講義】漢王は己れの國に行きける、項王は卒三萬人をして漢王に従はしめたり、漢王は楚人と諸侯の兵卒にて己れを慕ひて從ふ者數萬人を率ひ、杜南より蝕中に入り、去つて棧道を燒き拂ひ、以て諸侯の盜兵の之に襲ふに備へ、亦項羽に對し東に伐つて出づる意無きを示せり、これ東するには此棧道によらざる可からざるを以てなり、かくて都と定めたる南鄭に至るころ、諸將及び士卒の多くは道より亡げ歸れり、又亡げずして從ひ居る士卒も、皆歌うて東に歸らんことを思へり、時に韓信は漢王に説いて曰く、項羽は諸將の功有る者を善地に王とし、而して大王のみ獨り南鄭の邊鄙に居るは、是れ罪人と等しく遷されたるなり、且つ軍吏士卒は皆山東の人にて、日夜踵をあげて東に歸るを望み居れば、この機會を逸せず、其

相張耳爲常山王、都襄國、當陽君黥布爲九江王、都六、懷王柱國共敖爲臨江王、都江陵、番君吳芮爲衡山王、都邾、燕將臧荼爲燕王、都薊、故燕王韓廣徙王遼東、廣不聽、臧荼攻殺之、無終封成安君陳餘、河間三縣、居南皮、封梅鋗十萬戶、四月、兵罷、戲下、諸侯各就國、

【講義】 項羽は人をして秦を滅したる巔末を懷王に報告させしに、懷王曰く、豫ての約束の如くし、沛公をして關中に王たらしめよと、項羽は懷王が初めより己れをして沛公と共に西の方關に入らしむることを承知せず、爲めに己れは北の方趙を救ひしにより、天下の約に後れて先づ關中に入ること能はざりしを

怨み、乃ち曰く、懷王なる者は我が家の項梁が立てし所に係り、敢て攻伐の功ある者にあらず、故に何を以て我が主となり天下の約を主ることを得んや、彼は斷じて我等を指揮命令する資格なき者なり、由來天下を定めたるものは諸將軍と籍となり、懷王の關知せし所にあらずと、乃ち懷王を伴り尊んで義帝と爲し、而して實は其命令を用ひざりけり、かくて正月に至り、項羽は自立して西楚の霸王と爲り、梁楚の地併せて九郡の王と爲り、彭城に都せり、且つ約に負き更めて沛公を立て、漢王と爲し、巴蜀漢中に王として南鄭に都せしめ、而して關中を三分し、秦の降將三人を封じたり、即ち章邯を雍王と爲して廢丘に都せしめ、司馬欣を塞王と爲して櫟陽に都せしめ、董翳を翟王と爲して高奴に都せしめたり、楚の將瑕丘公申陽を河南王と爲して洛陽に都せしめ、趙の將司馬卬を殷王と爲して朝歌に都せしむ、又趙歇を洸して代に王とし、趙の相張耳を常山王と爲して襄國に都せしめ、當陽君黥布を九江王と爲して六に都せしめ、懷王の柱國共敖を臨江王と爲して江陵に都せしめ、番君吳芮を衡山王と爲して邾に都せしめ、燕の將臧荼を

項伯のこの斡旋に會ひ、沛公を進撃することを中止したり、而して一方沛公は親ら百餘騎を従へて項羽に面會せんと欲し、走せて鴻門に行き、項羽に見えて其無禮を謝せり、項羽曰く、事此に至れるは、これ沛公の左司馬曹無傷が言によるなり、然らざれば籍不肖なりと雖何を以てかく怒るを爲さんやと、かくて沛公は樊噲と張良との庇護を以て漸く我が軍に歸還することを得たり、而して歸るや否や立ろに曹無傷を誅せり、かくて項羽は關中に入りて咸陽の宮殿を屠り焼き、通過する所にてあらゆる暴虐と亂暴を恣にせしかば、秦人は大に失望せり、然れども皆項羽の威力に恐れ、一人として敢て其の命に服せざるものなし、

【字解】以文論項羽、項羽本紀に、項伯曰く沛公先づ關中を破らざれば公、豈敢て入らんや、今人大功あり、之を撃つは不義なりとあるをいふ、以樊噲張良故得解歸、事詳に項羽本紀鴻門の會の條にあり、

項羽使人還報懷王、懷王曰、如約、項羽怨懷王不肯令與沛公

俱西入關、而北救趙、後天下約、乃曰、懷王者、吾家項梁所立耳、非有功伐、何以得主約、本定天下、諸將及籍也、乃尊懷王爲義帝、實不用其命、正月、項羽自立爲西楚霸王、王梁楚地九郡、都彭城、負約、更立沛公爲漢王、王巴蜀漢中、都南鄭、三分關中、立秦三將、章邯爲雍王、都廢丘、司馬欣爲塞王、都櫟陽、董翳爲翟王、都高奴、楚將瑕丘申陽爲河南王、都洛陽、趙將司馬卬爲殷王、都朝歌、趙王歇、徙王代、趙

傷言^{ヘリ}之^ヲ、不^レ然^ラ、籍^ヲ何^ヲ以^テ至^ラ此^ニ、沛公
 以^テ樊^ヲ噲^ヲ、張良^ヲ故^ニ得^テ解^キ歸^リ、立^テ誅^ス
 曹無傷^ヲ、項羽^ヲ遂^ニ西^シ、屠^リ燒^シ咸陽^ヲ、秦
 宮室^ヲ所^レ過^ル無^シ不^レ殘^ル、破^セ秦^人大^ニ失^フ
 望^ヲ、然^レ恐^レ不^レ敢^テ不^レ服^ス耳^ヲ、

【講義】 或る人沛公に説いて曰く、秦は其富天下に
 十倍し、且つ地形堅強なり、今聞く所によれば、秦の
 將章邯項羽に降るや、項羽は乃ち章邯を雍王と爲し、
 以て關中に王たらしむと、故に今章邯關中に來らば、
 沛公は恐らくは此の關中を保持することを得ざるべ
 し、されば急に兵を出して函谷關を扼守し、斷じて
 諸侯の兵を一步も内に入るゝと無らしむべし、かく
 して後徐ろに關中の兵を招集し、以て自ら其兵勢を
 益し、彼の來關を防ぐべしと、沛公其の計を然りとし
 て之を實行したり、かくて十一月中旬、項羽は果して
 諸侯の兵を率ゐて西進し函谷關に入らんとせしに、
 關門閉ぢ居たりしかば、心甚だ平かならず、且つ沛公

既に關中を平定せしことを聞きて大に怒り、直ちに
 黥布等をして攻めて函谷關を破らしめ、十二月中遂
 に進んで戲に至れり、是の時沛公の左司馬曹無傷、項
 王怒つて沛公を攻めんとすと聞き、人をして項羽に
 言はしめて曰く、沛公は關中の地に王と爲り、秦王の
 子嬰を宰相となし、あらゆる珍寶を悉く己れの所有
 と爲さんとする考へなりと告げしめたり、これ曹無
 傷は、項羽に頼りて封邑を求めんと欲し、かく沛公を
 讒せしなり、而して亞父范增も亦項王に沛公を撃つ
 べきとを勧めたり、されば項羽はいよく親ら兵を
 指揮して沛公を討たんと決心し、直に士卒を饗應し
 て其士氣を鼓舞し、明朝黎明を期して合戦せん。とせ
 り、此時項羽の兵は正味四十萬人なりしが、百萬人な
 りと號し、沛公の兵は十萬なりしが、亦二十萬人と號
 し、互に虚勢を張りて敵を威嚇せんとせり、然し沛公
 は兵數に於て項羽に劣り居りし故、一戦せば收頹す
 ると明なり、此の時項伯は沛公收戦せば其親友なる
 張良必ず戦死するを知り、之を活さんと欲し夜竊
 に往きて張良に見えて善後の策を講じ、且つ之に囚
 て文を以て項羽を諭して其怒をなだめたり、項羽は

汝等に此の如き費をかけしむることを望まずと、是に於て秦人又益、其恵み深きを喜び、只一日も早く沛公が秦王と爲らざるを恐れたり、

【字解】族、三族なり、三族は父の一族、母の一族、妻の一族をいふ、偶語、偶は對也差向ひにて語るをいふ、始皇本紀に經書を偶語する者は弃死すとあり、弃死、死罪なり、其死骸を市中に棄て、さらすを以て弃死といふ、案堵、安心の義、獻饗、獻は獻納、饗は饗應すること、

或説沛公曰、秦富十倍天下、地形疆、今聞章邯降項羽、項羽乃號爲雍王、王關中、今則來、沛公恐不得有此、可急使兵守函谷關、無內諸侯軍、稍徵關中兵、以自益、距之、沛公然其計、從之、十一月、中、項羽果率諸侯兵西、欲

入關、關門閉、聞沛公已定關中、大怒、使黥布等攻破函谷關、十二月、中、遂至戲、沛公左司馬曹無傷、聞項王怒、欲攻沛公、使人言項羽曰、沛公欲王關中、令子嬰爲相、珍寶盡有之、欲以求封、亞父勸項羽擊沛公、方饗士、旦日合戰、是時項羽兵四十萬、號百萬、沛公兵十萬、號二十萬、力不敵、會項伯欲活張良、夜往見良、因以文諭項羽、項羽乃止、沛公從百餘騎、驅之鴻門、見謝項羽、項羽曰、此沛公左司馬曹無

吾當王關中、與父老約、法三章耳、殺人者死、傷人及盜、抵罪、餘悉除去、秦法、諸吏人皆案堵、如故、凡吾所以來、爲父老除害、非有所侵暴、無恐、且吾所以還軍霸上、待諸侯至、而定約束耳、乃使人與秦吏行縣、鄉邑、告諭之、秦人大喜、爭持牛羊酒食、獻饗軍士、沛公又讓不受、曰、倉粟多、非乏、不欲費人、人又益喜、唯恐沛公不爲秦王、

【講義】かくて沛公は諸縣の父老と豪傑を召して曰く、父老等は秦の苛酷なる法律政治に苦しみしこと久しく、若し秦の政治の事を誹謗する時は、三族を誅

戮せられ、經書を相對して話す時は、弃死の刑に處せらるゝなど、虐政に泣きしと久しかりき、而して我れ今諸侯と先づ關中に入る者は之に王たらんと約束しをれば、我は當さに此の關中に王となるべし、依て今汝父老等と約束すべし、我が法律は僅かに三條のみなるぞ、即ち人を殺す者は死刑に處すべし、人を傷け、又は人の家財を盜む者は罪に當つべし、我は唯新にこの三條のみを制定し、其他總べての秦の法律を除去すべし、故に汝諸の役人等は、皆安心して故の如く業務に従事すべし、凡そ吾が來る所以は、汝等父老の爲めに害を除くものにて、父老の家財を亂暴にも侵し掠むるにあらざれば、決して恐るゝこと勿れ、且つ我還りて霸上に軍する所以は、諸侯の至るを待ちて約束を履行し、關中に王とならんが爲めなりと、沛公かくの如くして秦の父老を慰め、一面には人をして秦の役人と共に遍く諸縣の郷邑に至り、叙上の箇條を告諭せしめたり、是に於て秦の民大に喜び、皆先きを争うて牛羊及び酒食の類を持ちて沛公の軍をもてなしたり、されど沛公は謙讓して之を受けずして曰く、我が軍は食ふ粟米多く有りて乏しからざれば、

吏、遂西入咸陽、欲止宮、休舍、樊庫、還軍霸上、

【講義】漢の元年十月、沛公は兵を率ひ、諸侯に先ちて霸上に至れり、是に於て秦王子嬰は素車白馬に乗り、頸に組をかけて以て自殺せんと欲するの意を示し、皇帝の印璽と、わりふと使者の信を表する節とを封じて天子の位を去りしことを示し、以て軺道亭の傍に於て降り、されば諸將は直ちに之を誅戮せんとし、といふ者ありたれども、沛公は之れに耳を貸さずして曰く、初め懷王我を選んで遣さるゝや、能く寛大にして衆議を容るべきを以てせられたり、且つ人既に降れるに係らず之を殺すは不祥なりとて、乃ち秦王を以て吏に委し之を監視せしめて、親ら兵を引いて遂に西の方咸陽に入りたり、而して秦の宮殿中に止り、以て休息せんと欲せり、これ蓋し秦の財寶婦女千を以て數ふるものあるが爲めなり、是に於て樊、噲、張良共に沛公を諫めしかば、沛公乃ち其の諫を容れ、秦

の重寶財物の府庫を封じて一切手に觸れず、還りて霸上に軍せり、

【字解】王子嬰、二世の兄の子なり、素車、白馬、素車は何の飾も無き車なり、白馬は白毛の馬也、二者共に喪の時に用ふ、今子嬰は降參の折なれば、喪に擬して之を用ひしなり、組、禮記内則の注疏に、薄く廣きを組といふとあり、所謂ひらうちにて璽を帶ぶる紐なり、之を頸にかくるは自殺せんと欲するをいふなり、璽、天子の印なり、符、わりふなり、漢の制竹を以て之を作り、上下相重ぬるものなり、象を竹節に取る、故に以て名と爲し、使者之を持して以て信と爲すなり、屬吏、役人の方に廻送すること、休舍、休は息なり、宮殿中に止り居りて息はんと欲すとは此處に美婦あるが爲めなり、樊、噲、張良、この事留侯世家に見えたり、

召諸縣父老豪傑曰、父老苦秦苛法久矣、誹謗者族、偶語者弃市、吾與諸侯約、先入關者王之、

大破之、乘勝遂破之、

【講義】沛公は魏人寧昌といへる者を遣りて秦に使者せめたりしが、此使者未だ歸來せざるに先だち、秦將章邯は既に軍を以て項羽に趙に下れり、初め項羽宋義と北の方趙を救ひたりしが、項羽宋義を殺し自ら代はりて上將軍となるに及び、諸將軍黥布等皆項羽に屬したり、而して項羽更に秦の將王離を鉅鹿に殺し、又章邯を降すに及び、諸將皆悉く項羽に附従ひたり、然るに秦の相趙高既に二世を殺して權を擅にするに及び、人をして特に沛公の軍に來らしめ、約して關中を分ちて共に王たらんことを以てせり、されど沛公は之を以て詐と爲して應ぜず、乃ち張良の計を用ひ、酈食其及び陸賈をして往いて秦將に説かしめ、略はずに利を以てし、先づ其心を動かさしめ置き、因つて不意に武關を攻めて之を破り、又秦軍と藍田の南に交戦せり、此の戦、沛公は益々旗幟を林立し、敵をして我れに多くの兵ある如く疑はしめ、以て其逆襲を防ぎたり、沛公は又諸兵の過ぐる所は毫も人民の家財を掠奪せしめず、又人民を虜とすること勿

からしめしかば、秦人は痛く沛公の仁惠を喜びたり、かくて沛公は藍田にある秦兵の氣力解け怠りたるに乘じ、撃つて大に之を破り、又之と其の北方にて戦ひて大に之を破り、勝に乗じて追撃し、遂に之を擊破して大勝を博したり、

【字解】章邯以軍降、事項羽紀にあり、趙高殺二世、事李斯傳に詳なり、張良之計、事留侯世家に見えたり、張疑兵、兵の數實は僅少なるも、之を大勢ある様に見せかくると、掠齒、掠は家財をかすめ取ること、齒は虜と同じくとりこにすることなり、秦軍解、解は士氣衰へて氣力無きこと、

漢元年十月、沛公兵遂先諸侯至霸上、秦王子嬰、素車白馬、係頸以組、封皇帝璽符節、降軹道旁、諸將或言誅秦王、沛公曰、始懷王遣我、固以能寬容、且人已服降、又殺之不祥、乃以秦王屬

は今や進退谷まれりと謂ふべし、故に我れ足下の爲めに計るに、太守と妥協して其降參を約し、同時に太守を諸侯に封じ、留りて宛城を守らしむべし、而して足下は其兵を引いて西の方秦に向ふべし、さすれば諸侯の未だ降らざる者は、足下の德聲を聞き、争うて門を開いて足下の來るを待ち居ること疑ひなければ、足下は何處を通行しても一兵を損する累も無き次第なりと説きけり、沛公其言を善とし、早速承諾の旨を答へ、宛の太守を封じて殷侯となし、陳恢を千戸の邑に封じたり、而して沛公親ら兵を引いて西伐せり、是に於て果して諸城は風を聞きて降らざる者なく、かくて丹水縣に至りし比、高武侯名は鯁、襄侯名は王陵皆西陵に於て降りし、是に於て沛公還りて胡陽縣を攻め、途にて番君の別將梅錡に遇ひしが、此の番君も亦王陵等の如く共に沛公に析縣と酈縣に於て降伏せり、

【字解】更、改むること、黎明、黎は頃なり、天明に至る頃をいふ、舍人、元は寵を得て常に左右に待る者の通稱なりしが、後に司屬の官名となれり、陳恢、厩内を主る小吏なり、乘、登るなり、城に上りて守るをい

ふ、千戸、千の戸數のある邑、

遣魏人甯昌使秦、使者未來、是時章邯已以軍降項羽於趙矣、初項羽與宋義北救趙、及項羽殺宋義、代爲上將軍、諸將黥布皆屬破秦將王離軍、降章邯、諸侯皆附、及趙高已殺二世、使人來、欲約分王關中、沛公以爲詐、乃用張良計、使酈生、陸賈往說秦將、啗以利、因襲攻武關、破之、又與秦軍戰於藍田、南、益張疑兵旗幟、諸所過毋得掠、秦人意、秦軍解、因大破之、又戰其北、

封^ジ其^ヲ守^リ、因^リ使^シ止^リ守^ラ、引^キ其^ノ甲^ヲ卒^ヲ、與^レ之^ニ西^{スルニ}、諸^ノ城^ヲ未^ダ下^ラ者^ヲ、聞^キ聲^ヲ、爭^ヒ開^ク門^ヲ而^シ待^{タシ}、足^ト下^ニ通^シ行^ス無^ク所^ト累^フ、沛^ノ公^曰、善^シ乃^チ以^テ宛^ヲ守^ラ、爲^シ殷^ノ侯^ト、封^ジ陳^ノ恢^ヲ千^ニ戶^ヲ、引^キ兵^ヲ西^ス、無^ク下^ラ者^ヲ、至^リ丹^ノ水^ニ、高^ク武^ノ侯^ノ鯁^ヲ、襄^ノ侯^ノ王^ノ陵^ヲ降^ル、西^ノ陵^ヲ還^リ攻^ム、胡^ノ陽^ヲ遇^フ、番^ノ君^ヲ別^シ將^シ梅^ノ鋞^ヲ、與^ニ皆^ニ降^ル析^ノ酈^ヲ、

【講義】 沛公は宛を攻めず、兵を引いて西せり、張良諫めて曰く、我が君沛公は急に關中に入らんと欲せらるれど、秦の兵は未だ甚だ多く險阻によりて防ぎ居れり、且つ今や南陽の守將は宛を守れり、若し之を下さざる時は、秦兵は前より、宛の軍は後より、共に我が軍を挾撃ちにせん、これ誠に危き道に居る者なり、されば夙く宛を攻めて之を下すべしと勸めければ、沛公は即夜兵を引いて他の道より還り、旗さし

ものを更め、天明に至るころ、宛城を三重に取り圍めり、こゝに於て南陽の太守は迎も守るゝ能はざるを知り、自ら剽ねて死せんとしけるを、舍人の陳恢といへる者急之を止めて曰く、死するは早し、暫く待たれよとて、乃ち城壁を踰え、沛公の營所に行きて曰く、臣は足下が懷王と先づ秦都咸陽に攻め入る者は其地に王たらんとを約束すと聞けり、今足下留りて宛を守れり、(實は攻むるなれども)辭令上かくいへる也、宛は大郡の都にて、是より郡中に連り、大城數十あり、其の上人民は衆く、積み貯へたる粟米は多し、而して役人や人民は自ら降るときは必ず殺されんと思ひ、由りて城に上りて必死に守り居れり、然るに足下毎日々々ある限りの日を盡して踏み止りて之を攻めば、足下の兵士死傷する者必ず多からん、さればとて宛の全く下らざる時兵を引き去れば宛の軍は必ず足下の後に隨ふべし(後より追撃する意、惟ふに足下前には既に多くの日數を費して宛を攻めたるにも係はらず第一に咸陽に入る能はざる次第なれば、足下は遂に懷王との約束は反古になるべく、又歸らんとすれば後には強き宛の軍控へ居るとなれば、足下

に韓の險阻なる要地輜轡を攻め取れり、是の時に當り、趙の別將司馬卬は將に河を渡りて關に入らんとせしかば、沛公は北して之を平陰縣に攻め、更に河の渡場を絶ち切りて南し、これと洛陽の東に戦ひしに、沛公の軍利あらざりき、依りて還りて陽城に至り、軍中、騎兵を收めて、南陽郡の太守齮と犇縣の東に戦うて之を破り、南陽郡を攻め取れり、こゝに於て南陽郡の太守齮は走りて城を保ち、且つ宛の大城をも固守せり、

【字解】 監門、門番なり、踞床、寢臺の如きもの、上に坐し兩足を差し延ばすをいふ、長揖、兩手を組み合せて胸より高く差し上げて敬禮することなり、攝衣、衣服の前を引きしめかいつくろふをいふ、延、鄭重なる態度で案内すると、積粟、積み蓄へたる粟なり、輜轡、險阻なる道の名、說沛公、酈食其が沛公に説きたるは詳に本傳に見えたり、絶河津、絶は遮斷なり、津は渡し場なり、

沛公引兵過而西、張良諫曰、沛公雖欲急入關、秦兵尙衆、距險、

今不下宛、宛從後擊、彊秦在前、此危道也、於是沛公乃夜引兵、從他道還、更旗幟、黎明圍宛城、三匝、南陽守欲自剄、其舍人陳恢曰、死未晚也、乃踰城見沛公、曰、臣聞足下約先入咸陽者、王之、今足下留守宛、宛大郡之都也、連城數十、人民衆、積蓄多、吏人自以爲降、必死、故皆堅守、乘城、今足下盡日止攻、士死傷者必多、引兵去宛、宛必隨足下、後足下前則失咸陽之約、後又有彊宛之患、爲足下計、莫若約降、

秦積粟、乃以酈食其爲廣野君、酈商爲將、將陳留兵、與偕攻、開封、未拔、西與秦將楊熊戰、白馬、又戰、曲遇、東、大破之、楊熊走之、滎陽、二世使使者斬以徇、南攻潁陽、屠之、因張良、遂略韓地、轅轅當是時、趙別將司馬卬、方欲渡河入關、沛公乃北收平陰、絕河津、南戰雒陽、東軍不利、還至陽城、收軍中馬騎、與南陽守齧戰、犍東、破之、略南陽郡、南陽守齧走、保城守宛、

【講義】沛公は西して高陽を過ぎける時酈食其といへる者あり、門番に謂つていへるやう、諸將此の地を

過ぐる者多けれども、皆凡庸の人のみなり、吾今沛公を視るに大人長者なりと、乃ち沛公に見えて説かんとを求めしに許されたり、此時沛公は牀上に腰うちかけて兩足を延ばし、二人の侍女をして足を洗はせながら食其に面會したり、食其は禮拜せず、只兩手をこまぬきて揖禮をなし、まゝにていへるやう、足下必ず無道の秦を誅せんと欲せば、傲慢無禮なる可からず、されば兩足を延べながら長者を見るが如きとあるべからずと戒めければ、沛公は急に立ちて衣服をつくるひ、偏にさきの無禮を謝して食其を上坐に案内せり、よりに食其は沛公に説く所ありければ、沛公は其説を容れ、陳留を襲ひ、秦にて積み貯へたる粟を得たり、そこで沛公は酈食其を以て廣野君となし、其弟酈商を將軍と爲し、陳留の兵を率ゐて共にともに開封縣を攻めたりしが、開封未だ抜けざるに、秦將楊熊攻め來りければ、更らに西して之と白馬城に戦ひ、又曲遇里の東に戦ひて大に之を破れり、楊熊は走りて滎陽にゆけり、よりに二世は敗軍の罪を責め、使者を遣り、斬りて以て軍中に徇へしめたり、沛公は又南の方潁陽を攻めて之を屠り、張良の言を用ひて遂

大將と爲し、征討するも毫も人民を侵し暴虐を施すこと無ければ、容易に之を降服せしむるを得べし、今項羽は僥倖にして且つ殘酷なれば、決して遣る可からず、獨り沛公は心寛く量大にして、特に惠み深き人なれば、之を大將として遣はすべしと論じければ、ここに評議一決し、卒に項羽の願を許さずして沛公を遣り、西して秦の地を攻略せしめたり、沛公既に西地に派遣せらる、是に於て故の陳王及び項梁の部下の兵にして四散せる者を收容し、先づ碭郡より成陽杠里の二縣に攻め入れり、秦の軍壁を挟んで之を防ぎ、沛公の部下なる魏の二軍を破れり、因て沛公は兵を引いて西に轉じけるに、圖らず將軍彭越に昌邑縣にて出會ひたり、因て彭越と共に秦軍を攻めしも、戰亦利あらず、還つて栗縣に至りしに、茲にて亦剛武侯が軍に遭遇せしかば、その兵四千人許りを奪ひて麾下の兵と爲し、且つ魏の將皇欣、魏の司徒武蒲が軍とを合せ、共に昌邑を攻めたりしが、未だ之を抜くこと能はざりき、

【字解】奮、憤激するなり、僥倖、滑賊、僥は疾なり、悍は勇なり、雷霆の如くすばやくして荒きをいふ、滑は

亂なり、賊なり、殘忍なるをいふ、無遺類、一族殘す所無く殺す意、楚、陳涉項梁を指す、此の兩人ともに楚と稱せり、扶義、仁義を保有する事、今不可遣今の字は衍文なり、寛大、心ひろく量の大なること、散卒、陳王敗れ項梁死し兵凡て四方に散じたるを以て沛公之を寄せ集めたるなり、楚軍出兵擊王離大破之、此の十字は梁王繩の説に従ひ衍文とせり、剛武侯、其姓名詳ならず、沛公の配下なるべし、申徒、司徒の誤なり、司徒は官の名、兵を掌る、

西過高陽、酈食其謂監門曰、諸將過此者多、吾視沛公、大人長者、乃求見說沛公、沛公方踞牀、使兩女子洗足、酈生不拜、長揖曰、足下必欲誅無道秦、不宜踞見長者、於是沛公起、攝衣謝之、延上坐、食其說、沛公襲陳留得

攻昌邑、昌邑未拔、

前陳王項梁皆敗、不如更遣長者扶義而西、告諭秦父兄、秦父兄苦其主久矣、今誠得長者往、毋侵暴、宜可下、今項羽慄悍、今不可遣、獨沛公素寬大長者、可遣、卒不許項羽、而遣沛公西略地、收陳王項梁散卒、乃道碭至成陽、與杠里秦軍夾壁、破魏二軍、楚軍出兵擊王離、大破之、沛公引兵西、遇彭越、昌邑、因與俱攻秦軍、戰不利、還至栗、遇剛武侯、奪其軍可四千餘人、并之、與魏將皇欣、魏申、徒武蒲之軍、并

【講義】懷王は項羽等をして北の方趙を救はしめ、沛公をして西の方地を攻略して函谷關に入りしめたり、初め懷王諸將と約し、先づ關中に入りて秦を平定する者は長く其地に王たらしむべしといへり、是の時に當りて秦の兵殊の外強く、常に勝に乘じ、諸侯の兵の逃ぐるを追撃し、其の勢ひ猛烈なりければ、諸將は率先して關に攻め入る事を望む者無かりき、獨り項羽のみは秦が項梁の軍を破りたるを遺恨と爲し、憤然として沛公と共に西の方關に攻め入らんことを願へり、此の時懷王の諸老將皆曰く、項羽の人と爲りは雷霆の如く、慄悍にして且つ殘忍なり、嘗て襄城を攻めし時、すべての人民を一族残らず阬殺せり、其他諸の過ぐる所は、皆殘滅せざるなく、毫も仁義の心なし、且つ楚は屢進んで地を攻め取るを事とし、前に陳王項梁皆爲に敗死せり、再び前轍を蹈むべからず、故に此度は惠深き人を遣り、仁義を扶持して西し、秦の父兄に懇諭するに如かず、秦の父兄其主君の暴虐に苦しむこと久しければ、今惠み深き人を得て

又秦の將章邯は、已に項梁の軍を定陶に破りてより、最早楚の地の兵は憂ふるに足らずと爲し、乃ち黄河を渡りて北の方趙の國を撃ちて大に之を破りたり、是の時に當りて、趙は趙歇立ちて王と爲り居たりしかば、秦の將王離は之を鉅鹿城に圍めり、これ世に謂ふ所の河北の軍なり、

秦二世三年、楚懷王見項梁軍破、恐、徙盱台、都彭城、并呂臣項羽軍、自將之、以沛公爲碭郡長、封爲武安侯、將碭郡兵、封項羽爲長安侯、號爲魯公、呂臣爲司徒、其父呂青爲令尹、趙數請救、懷王乃以宋義爲上將軍、項羽爲次將、范增爲末將、北救趙、

【講義】 秦の二世三年に、楚の懷王は項梁の軍大敗

せしを見て大に恐れ、盱台より徙りて彭城に都し、呂臣と項羽との軍を併て一團となし、自ら之に將となり、而して沛公を以て碭郡の長と爲し、武安侯に封じ、碭郡の兵に將たらしめたり、又項羽を長安侯に封じ、號して魯公と爲し、呂臣を司徒と爲し、其父呂青を令尹と爲せり、此の時趙王屢、救を請ひしかば、懷王即ち宋義を以て上將軍と爲し、項羽を次將と爲し、范增を末將と爲し、以て北の方趙を救はしめたり、令沛公西略地入關、與諸將約、先入定關中者、王之當是時、秦兵彊、常乘勝逐北、諸將莫利先入關、獨項羽怨秦破項梁軍、奮願與沛公西入關、懷王諸老將皆曰、項羽爲人、慄悍猾賊、項羽嘗攻襄城、襄城無遺類、皆阬之、諸所過、無不殘滅、且楚數進取、

と聞き、因て楚の懷王の孫名は心といへる者を立てて楚王と爲し、盱台に治して此處を都と爲し、項梁自ら武信君と號せり、さて項梁は盱台に居ること數ヶ月の後、兵を引いて北の方亢父を攻め、且つ齊王田榮を東阿縣に救ひ、大に秦軍を破れり、此の時齊王は軍を率ゐて齊に歸りしが、楚の軍のみ獨り敗走せる秦軍を追撃せり、項梁は又沛公と項羽とをして別に城陽を攻めしめければ、二人は攻めて之を屠り、進で濮陽縣の東に陣し、再び秦軍と戦うて之を破りたり、其後秦軍は敗卒を收めて復び軍を整へ、濮陽を守りたるが、此の時秦軍は黃河の水を引いて溝を鑿ち、之を城に環繞して敵の進入を防ぎ以て守を固うせり、是に於て楚の軍去つて定陶縣を攻めたりしが、定陶も亦守り固くして未だ俄に下すこと能はざりき、依て沛公は項羽と共に西の地方地を攻略して雍丘縣下に至り、秦軍と戦うて大に之を破り、秦將李由を斬り、還りて外黃縣を攻めしに、こゝは容易に下らざりき、

項梁再破秦軍、有驕色、宋義諫、不聽、秦益章邯兵、夜銜枚擊項

梁、大破之、定陶、項梁死、沛公與項羽方攻陳留、聞項梁死、引兵與呂將軍俱東、呂臣軍彭城、東、項羽軍彭城西、沛公軍碭、章邯已破項梁軍、則以爲楚地兵不足憂、乃渡河、北擊趙、大破之、當是之時、趙歇爲王、秦將王離圍之鉅鹿城、此所謂河北之軍也、
【講義】 項梁再び秦の軍を破つて驕慢の色ありける故、宋義之を諫めしも聽氣色なかりき、かくて秦は章邯の兵を増し、夜枚を銜んで不意に項梁を襲撃し、大に之を定陶に破りたり、此の役武信君項梁は戦死せり、時に沛公は項羽と共に、外黃を去りて陳留を攻め居たりしが、項梁の死せしことを聞き、兵を引いて呂將軍と共に東に退き、呂臣は彭城の東に軍し、項羽は彭城の西に陣し、而して沛公は碭に軍せり、さて

敗れたりければ、還りて兵を收めて留に聚り、更らに兵を引いて碭を攻め、三日にして碭を取れり、因つて碭の兵を收めて五六千人を得、進んで下邑を攻めて之を拔き、更らに軍を豊に還して雍齒と對陣せり、

【字解】 審君秦嘉、顔師古の説に、審君と秦嘉と二人とあり従ふべし、審君は傳詳ならず、秦嘉は項羽本紀にあり、從陳、陳より追討するをいふ、

聞^キ項^リ梁^ニ在^リ薛^ニ、從^ニ騎^ヲ百餘^ヲ、往^キ見^ル之^ヲ、
項^ス梁^益沛^公卒^ニ五千人^ヲ、五大夫^ヲ
將^テ十人^ヲ、沛^公還^リ、引^キ兵^ヲ攻^ム豊^ヲ、從^ニ項^ヲ
梁^ニ月餘^ヲ、項^羽已^ニ拔^キ襄^城、還^ル、項^梁
盡^ク召^シ別^將居^薛、聞^キ陳^王定^死、因^テ
立^テ楚^後懷^王孫^心爲^シ楚^王、治^シ盱^眙
台^ヲ、項^梁號^ス武^信君^ト、居^ル數^月、北^方攻^ム
亢^父、救^ヒ東^阿、破^ル秦^軍、齊^軍歸^ル、楚

獨^リ追^フ北^方、使^シ沛^公項^羽別^ニ攻^ム城^陽、
屠^リ之^ヲ、軍^ニ濮^陽之^東、與^テ秦^軍戰^フ、破^ル
之^ヲ、秦^軍復^テ振^テ守^ル濮^陽、環^ス水^ヲ、楚^軍
去^リ、而^{シテ}攻^ム定^陶、定^陶未^ダ下^ラ、沛^公與^テ
項^羽西^方略^ス地^ヲ、至^リ雍^丘之^下、與^テ秦^軍
戰^フ、大^ニ破^ル之^ヲ、斬^リ李^由、還^リ攻^ム外^黃、
外^黃未^ダ下^ラ、

【講義】 沛公は項梁が薛に在りと聞き、百餘騎を從へて往いて項梁に見えたり、是に於て項梁は、沛公に卒五千人と、五大夫の爵を有する者十人を將として之に與へ、其軍勢を増益せり、因て沛公は此等の兵を率ゐ、還りて再び豊を攻めたり、沛公はかくして項梁に從ふこと月餘に及べり、而して項羽は既に襄城を拔き、還りて之を項梁に報じたり、此の時項梁は盡く別將を召して薛城に居れり、時恰も陳王陳涉は其御者莊賈の爲めに殺され、其死は紛ふ方なく確定せり

り、時に陳王は魏人周市をして地を略せしめたり、周市は人をして雍齒に謂はしめて曰く、豊は故と梁の移りたる地なり、されば豊は梁の徒といふを得べし、然るに今魏の地既に定まる者數十城に及べるに、獨り豊のみ下らず、されば汝齒に於ては、今早く魏に下らば、魏は汝を以て諸侯となし、豊を守らしむべく、下らざれば直様豊を屠り取るべしと脅したり、雍齒は固より沛公に屬するを欲せざりしかば、今魏の招くに遇ひ、是れ幸なりとて、即ち反して魏に降りて豊を守れり、沛公は之を聞きて大に怒り、兵を引きて豊を攻めけるも、之を略取すること能はず、其中病に罹りたれば、即ち引き還して沛に赴けり、

【字解】周市來攻方與、この六字は衍文なり、梁徒、戰國の時梁（魏は大梁に都す、故に梁といふ）の惠王の孫假、秦の爲めに破られ、東に轉じて豊に移れり、故に豊は梁の徒なりといふ、

沛公怨雍齒、與豊子弟叛之、聞東陽、審君、秦嘉、立景駒、爲假王、

在留、乃往從之、欲請兵以攻豊、是時秦將章邯、從陳別將司馬尼、將兵北定楚地、屠相至碭、東陽、審君、沛公、引兵西、與戰蕭西、不利、還收兵聚留、引兵攻碭、三日、乃取碭、因收碭兵、得五六千人、攻下邑、拔之、還軍豊、

【講義】沛公は雍齒と豊の子弟とが己れに叛きて魏に應じたることを怨み、東陽の審君及び秦嘉の二人、景駒を立て、假王と爲し、留縣に在りと聞き、乃ち往きて之に従ひ、兵を請うて以て豊を攻めんと欲せり、是の時秦の將章邯は陳王を破り勢に乗じて追討し、又別將司馬尼をして兵を引きて北し、楚の地を定めしめたり、よりて司馬尼は相を屠りて碭に至り、將に沛公の軍を攻めんとせり、是に於て東陽の審君と沛公とは、兵を引きて西し、司馬尼と蕭の西に戦ひて

秦二世二年、陳涉之將周章、軍西至戲而還、燕趙齊魏皆自立爲王、項氏起吳、

【講義】 秦の二世皇帝の二年、陳涉が麾下の將周章の軍は、西の方戲といふ川迄攻め入りしが、秦の將章邯に破られて歸還せり、此の歲陳涉の將武臣といふ者自立して趙王と爲り、韓廣自立して燕王と爲り、田儻自立して齊王と爲り、魏咎自立して魏王となり、而して項氏項梁は吳に崛起せり、

秦泗川監平、將兵圍豐二日、出與戰、破之、命雍齒守豐、引兵之薛、泗川守壯、敗於薛、走至戚、沛公、左司馬得泗川守壯殺之、

【講義】 秦の泗川郡を監せる名は平といへる者、沛公が豊に據れりと聞き、兵を率ゐて豊を圍むこと二日に及びたり、沛公は出でて共に戰つて之を破り、部

將名は雍齒といふ者に命じて豊を守らしめ、自らは兵を引いて薛に行きたり、泗川の守將名は壯といふ者、沛公に薛に破られ走りて戚に至れり、沛公の左司馬某之を追撃し、遂に壯を捕へて之を殺したり、

【字解】 監、守の配下にて郡を監するを掌る者なり、沛公還軍亢父、至方與、周市來攻方與、未戰、陳王使魏人周市略地、周市使人謂雍齒曰、豐、故梁徙也、今魏地已定者數十城、齒今下魏、魏以齒爲侯、守豐、不下、且屠豐、雍齒雅不欲屬沛公、及魏招之、卽反、爲魏守豐、沛公引兵攻豐、不能取、沛公病、還之沛、

【講義】 沛公は薛より還りて亢父に軍し方與に至れ

るべしと、然るに蕭何・曹參等は皆文官にして自ら我が身の安全をのみ圖る方なれば、若し令と爲りて己の企圖せし事成就せざる時は、秦爲めに一類一族悉く誅滅されんことを恐れ、ことごとく劉季に讓れり、

諸の父兄も亦皆劉季に請うて曰く、吾等平生聞く所によれば、劉季は種々不可思議の然かも珍らしき瑞兆ありと、故に將來必ず尊貴の人と爲るべし、且つ吾等令の適任者を卜筮に問ひしに最も吉祥なる者は劉季にして、何人も之に及ぶもの無し、劉季敢て辭すること勿れと、ともく、に請ひけり、然かも劉季屢、讓りて承諾せず、而して衆も亦敢て令と爲らんと欲する者なし、是に於て衆強ひて劉季を立て、沛の令と爲し、廟を立て、黃帝を祠り、蚩尤を庭に祭りて福祥を祈り、牲を殺して其血を取り、之を鼓に塗りて神に捧げたり、これ黃帝は阪泉に戰ひて天下を定めたる偉人、蚩尤は五兵を好み始めて武器を作りたる者なれば、之を祠りて福祥を求めしなり、又旗幟は皆赤とせり、これ曾て殺したる大蛇は白帝の子にして、殺す者は赤帝の子なるの故事によりて、赤を貴びたるなり、さて既に主領たる令も定りたることなれば、是に

於て少年にて才能優れたる役人蕭何・曹參・樊噲の如きは、皆沛公の爲めに計り、縣内の子弟を招集して二千人を得、之を收めて一隊と爲し、胡陵方輿の二縣を攻めて之を取り、還りて豐縣を守れり、

【字解】 諸亡在外者、秦の虐政、賦役の煩多なるに苦んで逃亡せるものをいふ、保劉季、保は安なり、劉季に就きて自ら安するなり、塗地、一朝戰に敗れて肝腦をして地に塗れしむるをいふ、能薄、能は才能なり、薄は薄劣なり、種族、種は類なり、一種一類、残らずの意なり、黃帝、黃帝は數多の漢人種を率ゐて支那に移住したる第一の酋長なり、彼は幾多の部落を征服して同種族の安全を保ち、領地を擴張したり、其他文字も家屋も舟車も武器も各創造し、遂に阪泉に戰ひて天下を統一し、漢人種にありては第一の祖たるべき人なるを以て、之を祠りて福を求めたるなり、蚩尤、黃帝の時の人、五兵を好み、始めて武器を造りたり、故に之を祭りて福を祈るなり、夔鼓、夔は祭なり、牛羊豕を殺し、其血を以て鼓に塗るを夔といふ、旗幟、幟は旗じるしなり、上赤、上は貴なり尊なり、赤色を尊ぶことなり、

に沛縣の獄を司れる曹參と主吏の蕭何とは、共に令に告げて曰く、君は秦の役人でありながら、今之に叛き、沛の子弟を率ゐて陳涉に應ぜんと欲するも、沛の子弟は君が秦の爲にするならんと恐れ、敢て君の命をきかざるべし、由來我が沛には秦の虐政に苦み、逃亡せるもの甚だ多し、願くは君先づ此の輩を呼び集めよ、必ず四五百人は得らるべし、而して君既に四五百人を得ば、君の勢力強大となる、かくて君此の四五百人を擁し、その強大を以て沛中の子弟を脅威せば、衆敢て君の命に服従せざる者無く、併せて君の生命も亦安全なるべしと説きけるに、沛の令も尤もと思ひ、乃ち樊噲を遣りて先づ劉季を召ばしめたり、此時劉季は既に數百人の部下ありたり、かくて樊噲は劉季に従ひて沛に來りたるに、縣令は蕭曹の言に従ひたるを後悔し、劉季がかく多數の部下を率ゐて來る以上、或は變事の内より起り反つて殺されんことを恐れ、俄に城門を閉ぢ固く守りて劉季を入れず、剩へ蕭何・曹參等を誅せんと欲せしかば、蕭曹は恐れて城の垣を越えて逃れ出で、身を劉季に寄せて自安の策を執れり、是に於て劉季は帛に文を書いて之を矢に

付け、城に向けて射、沛の父老に告げて曰く、今や天下秦の虐政に苦しむこと久し、されば今父老等は沛の令の爲めに城を守らるゝと雖も、諸侯並び起りて必ず沛を屠るべし、よりて今共に令を誅し、子弟の中にて令と爲るべき者を選んで之を令と爲し、以て諸侯に應ぜば、則ち家室完かるべし、若し然らずして固守するときは、父子ともく屠り殺され、何も爲すこと無しに終るべしと諭しければ、父老は其言に従ひ、子弟を率ゐて共に沛の令を殺し、城門を開きて劉季を迎へたり、而して劉季を推して沛の令と爲せんとせり、劉季辭して曰く、今や天下方に亂れ、諸侯並び起る時なれば、一縣たりとも大將を置くには之をばまざるべからず、今大將を置くも不幸にして其任に堪へざる人ならば、一朝變事の起りし際、期機宜しきを失して大敗を招き、父老子弟をして肝腦地に塗るの慘事に遭遇せしむるに至るべし、我れ敢て自ら身を愛して辭するにあらず、自ら才能薄劣にして、父兄子弟を完全に保護すること能はざるを知ればなり、且つ此の事たるや頗る大事にして、輕々に爲すべきものにあらず、願くは更に相推薦して適任者を選ば

保劉季、劉季乃書帛射城上、謂沛父老曰、天下苦秦久矣、今父老雖爲沛令、守諸侯竝起、今屠沛、沛今共誅令、擇子弟可立者立之、以應諸侯、則家室完不然、父子俱屠無爲也、父老乃率子弟共殺沛令、開城門迎劉季、欲以爲沛令、劉季曰、天下方擾、諸侯竝起、今置將不善、壹敗塗地、吾非敢自愛、恐能薄不能完父兄子弟、此大事、願更相推擇可者、蕭曹等皆文吏、自愛、恐事不就、後秦種族其家、盡讓劉季、諸

父老皆曰、平生所聞、劉季諸珍、性當貴、且卜筮之、莫如劉季、最吉、於是劉季數讓衆、莫敢爲、乃立季爲沛公、祠黃帝、祭蚩尤於沛庭、而釁鼓、旗幟皆赤、由所殺蛇白帝子、殺者赤帝子、故上赤、於是少年豪吏、如蕭、曹、樊、噲等、皆爲收沛子弟二三千人、攻胡陵、方與、還守豐、

【講義】 秦の虐政は天下の人心を失ひ、陳勝は吳廣と共に兵を斬に起し、陳に至りて自ら王と爲り、國を張楚と號したり、時に秦の二世皇帝の元年秋七月なりき、是に於て諸の郡縣の民は、皆多く其長吏を殺して陳涉に應ぜり、されば沛縣の令も民に殺さるゝを憂ひ、自ら沛中の民を率ゐて陳涉に應ぜんとせり、時

雲氣、故從往常得季、高祖心喜、沛中子弟、或聞之、多欲附者矣、

【講義】 秦の始皇帝常に曰く、東南の角に當りて天子の瑞氣あり、これ我家の不祥なりと、因て東に游幸し威を以て之を鎮壓せんとせり、當時高祖は種々の瑞兆を得て自負し居る折柄なれば、此の始皇の出馬を聞きて心安んぜず、自ら災禍の身に及ばんことを疑ひ、逃亡して芒碭二縣の界なる山澤に在る巖石の間に隠れたり、而して呂后は此の場合人とともに高祖を搜索し、常に之をさがし當てたり、高祖之を怪み、如何にして我が居處を知り得たるやと尋ねけるに、呂后答へていへるやう、季の居る上には常に五色の雲棚引き合へり、故に其の雲を便りとして尋ぬれば、常に遇ふことを得るなりと、高祖之を聞きて獨り心に喜び、前途を祝福したり、沛中の子弟等も此の雲氣の話を傳聞して高祖の偉人なることを知り、高祖に従はんと欲する者頗る多かりき、

【字解】 厭、壓なり、鎮なり、威を以て壓し鎮むるなり、雲氣、顔師古の説に四方常に大雲あり、五色具は

て雨ふらず、其下に賢人の隠るゝあり、故に呂后雲氣を望んで之を得たりとあり、

秦二世元年秋、陳勝等起、斬至陳而王、號爲張楚、諸郡縣皆多殺其長吏、以應陳涉、沛令恐、欲以沛應涉、掾主吏蕭何、曹參、乃曰、君爲秦吏、今欲背之、率沛子弟、恐不聽、願君召諸亡在外者、可得數百人、因劫衆、衆不敢不聽、乃令樊噲召劉季、劉季之衆已數十百人矣、於是樊噲從、劉季來、沛令後悔、恐其有變、乃閉城、城守、欲誅蕭曹、蕭曹恐、踰城

へるやう、大蛇ありて徑に横り居れば、引き返すこそ宜しけれと述べければ、高祖は酔うて居ることとて之を聽かず、壯士たるものが行くに何の畏るゝ事かあらんとて、親ら進み行きて劍を抜き、撃ちて大蛇を斬り殺せり、かくて徑開けたれば高祖は又行くこと數里にして酔ひ來つて倒れ臥したり、少し遅れて後より來りし人、彼の大蛇の殺されたる所に至りたるに、一人の老嫗ありて夜中も憚らず聲を擧げて悲みて居たり、其人老嫗に向ひ何故に悲むかと問ひたるに、老嫗は或人我が子を殺したるによりて悲むなりと答へたり、よりにて又何故に殺されたるやと尋ねたるに、我が子は白帝の子にて、化して大蛇となり道に横りて居りしが、今赤帝の子が通り之を斬り殺せり、故に悲しむなりと答へたり、其人馬鹿なことをいふ老嫗なりと爲し、之を笞たんとしたるに、嫗は忽ち見えずなりぬ、後れたる人、暫くして高祖の處に至りしに、高祖も丁度眠を覺したる處なりければ、途中にて遇ひし事柄を詳しく告げたり、高祖は之を聞きて獨り喜びて自負したり、是より諸々の從ふ者は日にますます高祖を畏れ敬ひたり、

【字解】竹皮爲冠、應邵の説に竹の始生の皮を以て作りしなりとあり、竹の始生の皮とは筍の皮なり、求盜、趙甌北の説に、求盜は亭長の副なり、薛に作冠師即ち冠の製造人あり、故に其副をして薛に至り冠師をして之を造らしむるなりとあり、送徒鄴山、秦の始皇帝生存中に墳墓を鄴山に築く、高祖は則其人夫を率ゐて赴きしなり、解縱、解き放つと、逝、去ると同意なり、被酒、猶ほ酒を帶ぶといふが如し、徑澤中、徑は、小徑なり、澤中の小道に沿ひて行くといふ義、何爲、ナンズレゾと訓む、何故の意、爲不誠、虚をいふと思ひたること、自負、負は恃なり、自負は自ら高ぶることなり、

秦始皇帝常曰、東南有天子氣、於是因東游、以厭之、高祖即自疑、亡匿隱於芒碭山澤巖石之間、呂后與人俱求、常得之、高祖恠問之、呂后曰、季所居上、常有

中、止飲、夜乃解縱、所送徒、曰、公等皆去、吾亦從此逝矣、徒中壯士、願從者十餘人、高祖被酒、夜徑澤中、令一人行前、行前者還報曰、前有_二大蛇_一、當徑、願還、高祖醉曰、壯士行、何畏、乃前拔劍擊斬蛇、蛇遂分爲兩、徑開、行數里、醉因臥、後人來、至蛇所、有一老嫗、夜哭、人問、何哭、嫗曰、人殺_二吾子_一、故哭之、人曰、嫗子何爲見殺、嫗曰、吾子白帝子也、化爲蛇、當道、今爲赤帝子、斬之、故哭、人乃以嫗爲不誠、欲笞之、嫗因忽不

見、後人至、高祖覺、後人告高祖、高祖乃心獨喜、自負、諸從者、日益畏之、

【講義】高祖亭の長たる時、笥の皮を以て冠を作る爲め、常に求盜をして薛に行き、冠工に命じて之を作らしめたり、而して時々之を冠するのみか、貴き身分に及びても常に之を冠れり、世に謂ふ所の劉氏冠は乃ち是なり、當時秦の始皇帝は墳墓を酈山に築く爲め、數多の人夫を募りしかば、高祖は縣令の爲めに多くの人夫を引き連れて酈山に赴きけり、然るに人夫ども多くは途中にて逃げ去りしかば、高祖以爲らく、酈山に到る頃には必ず皆逃げ去るべしと、依つて豊縣の西に當る澤中に止りて酒を飲み、斷然人夫を解放して曰く、貴公等は皆去るべし、吾も亦これより去るべしと、然るに人夫中の壯士にて高祖に従はんことを願ふ者十餘人ありけり、かくて高祖は酒氣を帯びながら、夜澤中の小徑を通りけると、一人の者をして前に進ませしに、その者馳せ還りて報じてい

不可言、高祖乃謝曰、誠如父言、不敢忘德、及高祖貴、遂不知老父處、

【講義】

高祖亭長たりし時は常に休暇を請ひて郷里

に歸りけり、此時呂后も共に歸りけるが、或る日呂后

は二人の子と田中にて耨りけるに、一人の老翁あり

て其傍を過ぎ、飲み物を請ひたりければ、呂后は之を

許し與へたり、時に老翁は呂后の人相を觀ていへる

やう、夫人は天下の貴人なりと、呂后は因りて二子を

觀せけるに、老翁は孝惠を相し、夫人の貴き所以は此

の男子あるが故なりといひ、魯元を相して亦貴しと

いへり、問も無くして老翁は去り、其のあとへ高祖は

旁舍の方より來れり、因て呂后は詳に老翁の事を述

べ、我が母子を觀て皆大に貴しといへりと告げけれ

ば、高祖は老翁は何時頃去りしかと尋ねたり、呂后は

今去りし計りにて未だ遠くは行くまじと答へけれ

ば、高祖は馳行きて之に追ひ付き、それと無く物尋ね

けるに、老翁のいへるやう、曩に我が觀たる夫人と嬰

兒は、君の故を以て貴を得るなり、君が相の貴きこと實に言ふべからずと、高祖乃ち謝して曰く、誠に翁の言の如く貴くなれば、敢て其恩徳を忘れざるべしとて別れけるが、翁の言は遂に虚ならず、高祖は後に天下に王たるの貴に至りしかば、茲に老翁の舊事を追懷し、其徳に報いんと欲して其居所を尋ねたり、然れども遂に之を知ること能はざりき、

【字解】告歸、休暇を請ひて歸ること、兩子、孝惠と魯元の二子なり、舗、養ふの訓あり、顏師古の説に與

へて之を食はしむるをいふとあり、郷者、郷は嚮と通

ず、似君、似是漢書に以に作れり、從ふべし、言ふ心は

夫人及び兒子は、君の故を以て貴を得るといふ義、

高祖爲亭長、乃以竹皮爲冠、令

求盜之、薛治之、時時冠之、及貴

常冠、所謂劉氏冠、乃是也、高祖

以亭長爲縣丞、徒酈山、徒多道

亡、自度比至、皆亡之、到豐西澤

亡、自度比至、皆亡之、到豐西澤

亡、自度比至、皆亡之、到豐西澤

亡、自度比至、皆亡之、到豐西澤

るを好み、既に相したる人幾多なるを知らざれども、未だ足下の人相に及ぶものなし、願くは足下自愛して輕擧すること無く、大事に志されよ、臣には息女ありて早や年頃なれば、願くは足下の召使となさんと述べけり、酒宴全く罷みし頃妻たる呂媪は呂公の處置を怒り、之を詰りて曰く、公は始めより此女は尋常人に異れば、貴人に嫁がせんといはれ居り、別懇にして地位高き縣令の懇望をも謝絶したるに係はらず、安りに憍慢なる劉季の如き輩にかしづかしむるは如何なる思召ぞと、呂公は我の考は婦人子供の知る所に非ずとて之に取り合はず、卒に劉季に與へたり、この呂公の女は即ち名高き呂后にて、高祖に嫁して後孝惠皇帝と魯元公主とを生めり、

【字解】呂公、名詳ならず、豪傑吏、傑出したる役人の義、重客、貴重の客にて俗にいふ珍客に同じ、主吏、今の書記官の如き者なり、主進、進は會費、主は司るなり、大夫、客の尊き者の總稱なり、易、アナドルと訓む、謁、名刺也、爲謁とは名刺を通じて面會を求むること、相人、人相を観ると、闌、將さに終らんとするをいふ、竟酒後、酒宴終りて後諸客出づるも獨り後れて

坐に在ること、息女、息は生なり、生む所の女をいふ、爲箕帚妾、箕は塵とり、帚は掃也、ふき掃除する召使と爲せよといふにして、妻にしてくれとの謙辭なり、奇、異なり、常人に異なるをいふ、公主、天子の娘の稱、

高祖爲亭長時、常告歸之田、呂后與兩子居田中、糲有一老父、過請飲、呂后因舖之、老父相呂后曰、夫人天下貴人、令相兩子、見孝惠曰、夫人所以貴者、乃此男也、相魯元、亦皆貴、老父已去、高祖適從旁舍來、呂后具言、客有過相我子母、皆大貴、高祖問曰、未遠、乃追及問、老父、老父曰、鄉者夫人嬰兒、皆似君、君相貴

目固留高祖、高祖竟酒後、呂公曰、臣少好人、相人多矣、無如季相、願季自愛、臣有息女、願爲季箕帚、妾酒罷、呂媼怒、呂公曰、公始常欲奇此女、與貴人、沛令善、公求之不與、何自妄許與劉季、呂公曰、此非兒女子所知也、卒與劉季、呂公女乃呂后也、生孝惠、魯元公主、

【講義】 この頃單父縣に呂公といへる人あり、沛縣の令と別懇の間柄なりしが、嘗て人を殺したる爲、其仇人を避けて令の客と爲り沛に往みけり、沛中の秀れたる役人共は縣令の許に珍客ありと聞き、皆往きて祝賀の宴を開きけり、當時蕭何は縣の主吏と爲り居たるが、此時會費を集むることを掌りけるが、諸大夫

に令して曰へるやう、今般縣令の許に珍客ありて祝宴を開くに就いては、諸君に於て會費金千錢に足らざるものは、之を堂下に坐せしむべしと、時に高祖は亭の長と爲り、素より諸役人を輕蔑して居た折柄なれば、此の祝宴に列せんと思ひ、名刺を通じて曰へるやう、余は會費金萬錢を持ち來れりと、而して實は一錢も所持せざりしなり、かくて受付は名刺を呂公に通じ其旨を報告しければ、呂公は此の巨額の會費を出せしに驚き、自ら起ちて之を門に迎へたり、此の呂公は好んで人相を観る人なりけるが、今面のあたり高祖の狀貌を観て其常人にあらざるを知り、尊重して丁重に取り扱ひ、引き入れて堂に坐せしめたり、蕭何は之を見て片腹痛く思ひ、劉季はもと法螺吹きで、何も成し遂げたること無しと罵りけり、然し高祖はもとより諸客を侮りをる事とて毫も之を意に介せず、遂に自ら上座に坐して屈すること無かりき、間も無く宴は開かれ既に闌と覺しき頃、呂公は目クバセして固く高祖を留めたり、高祖も其意を悟り、酒宴終り客散するも後れて出でずありしかば、呂公は高祖に向ひて曰ひけるやう、臣は少壯の頃より人相を観

息曰、嗟乎大丈夫當如此也、

【講義】高祖は斯く酒を好みしかば、常に王媪・武負の兩店にて酒を貸りて飲みたり、而して酔ひて打臥すこと屢なりしが、其たび毎に武負と王媪とは、高祖の上に龍あるを見て大に之を怪みたり、而して高祖は王媪・武負兩家にて酒を買うて飲む毎に、必ず四五日間も留り、大に散財するを以て、兩家にては必ず數倍の價を賣りて利益を博したり、然し醉臥の節常に龍あるを見るに及び、其尋常の人に非らざることを知り、歳暮には兩家とも高祖に與へた通帳を引き裂き、酒債を打棄て、少しも催促せざりき、これ恩を沾りて他日の重報を得んが爲めなり、かくて高祖は政府の命にて咸陽に役せしが、秦の始皇帝の行列を縦に拜觀し、喟然として嘆息して曰く、嗟乎大丈夫たる者當に必ず此の如くならざるべからずと、

【字解】貰、賒なり、賒は貸なり、其上常有龍、神話にて信すべからず、酤、買ふなり、籩、售なり、歲竟、歲の暮、折券、券は今の通帳の如きものなり、折は破りて棄つること、弃責、責は債と通じ酒の借金をいふ、繇、

役なり、縦觀、當時車駕の出づるときは人民の拜觀を許さざりしが、此の時は之を許し拜觀を縦にせしめし故、之を縦觀といふなり、喟然、嘆息の聲、

單父人呂公善沛令、避仇、從之、客、因家沛焉、沛中豪桀吏、聞令有重客、皆往賀、蕭何爲主吏、主進、令諸大夫曰、進不滿千錢、坐之堂下、高祖爲亭長、素易諸吏、乃給爲謁、謁曰、賀錢萬、實不持一錢、謁入、呂公大驚起、迎之門、呂公者、好相人、見高祖狀貌、因重敬之、引入坐、蕭何曰、劉季固多、大言、少成事、高祖因狎侮諸客、遂坐上坐、無所詘、酒闌、呂公因、

龍、廣雅に鱗あるを蛟龍といふとあり、

高祖爲人、隆準而龍顏、美鬚髯、左股有七十二黑子、仁而愛人、喜施、意豁如也、常有大幅度、不事家人、生產作業、及壯、試爲吏、爲酒亭長、廷中吏無所不狎侮、好酒及色、

【講義】 高祖の人と爲りは鼻高く、容貌は龍に似ていかめしく、口ひげいと美はしく、左の股には七十二のホクロあり、性質至つてなまけ深くして物を恵むことを好み、心ばえもサツパリとして小事に拘泥せず、常に大度量を有し、家事などには少しも頓着せざりき、壯年に及び試用せられて吏に補せられ、酒亭亭長の長と爲れり、然るに役所中の吏皆狎侮せざる所なく、擧つて輕蔑せり、これ大人の心は、常人には知悉し能はざる爲めなり、痛く酒を好み美人を愛せり、

【字解】 隆、準、隆は高さこと、準は鼻なり、龍、顔、其顔の貌龍に似て頸長く鼻高きなり、鬚、髯、頤に在るを鬚といひ、頰に在るを髯といふ、即ち口ひげのこと、黒子、ホクロなり、仁、慈愛心の深きこと、施、物を恵むこと、豁如、心サツパリとして物に拘泥せぬこと、大幅度、度量の大なること、生産作業、生産は生活に關すること、作業は業務に關すること、四字にて家事の義なり、試爲吏、試に用ひられて吏に補せらるること、亭、秦の法に十里毎に一亭あり、十亭毎に一郷あり、亭長は即ち一亭間の行政及び司法の事務を掌る者なり、酒水、水は上の誤なり、廷中、猶役所といふが如し、

常從王媪、武負貫酒、醉臥、武負王媪見其上、常有龍恠之、高祖每酤留飲酒、讐數倍、及見恠、歲竟、此兩家常折券、棄債、高祖常繇咸陽、縱觀觀秦皇帝、喟然太

侯の己れに叛くを怨めるもそは難いかな、彼、自ら勳功に誇り、其私智のみを奮ひて古昔聖王の道を師とせず、以て霸王の業なりと謂ひ、且つ飽くまで威力征伐を以て天下を經營せんと欲せり、故に五年卒に其國を亡し、身は東城に死しぬ、死に臨みて尚ほ覺悟せずして毫も自ら過惡を責めず、却つて天の我を亡すにして兵を用ふるの罪にあらざるの語を引く、豈に謬らず哉、

【字解】周生、漢時の儒者姓周なる者、重瞳子、一眼に兩眸子ある者、苗裔、子孫、後胤、隴畝、田舎を言ふ、五諸侯、韓・趙・魏・燕・齊、功伐、伐も亦功也、勳也、(イサヲ)、

高祖本紀第八

高祖、沛、豐邑中陽里人、姓劉氏、字季、父曰太公、母曰劉媪、其先劉媪嘗息大澤之陂、夢與神遇、

是時雷電晦冥、太公往視、則見蛟龍於其上、已而有身、遂產高祖、

【講義】漢の高祖は沛縣豐邑の中陽里の人にして、姓を劉といひ字を季といへり、父を太公と云ひ、母を劉媪と云ふ、是より先き劉媪嘗て大なる澤の堤に休息してうたゝねしけるが、圖らず神と出遇ひたる夢を見たり、是の時雷鳴り電閃き、雲霧四方に塞りてあやめも分かぬ暗黒となれり、夫なる太公は痛く之を氣遣ひ、馳せ行きて視ければ、蛟龍その上に蟠れるを見たり、其後間も無く媪は身重になれるが、やがて高祖を産みたり、

【字解】高祖、漢王の諡なり、功最も高きを以て高祖と稱す、媪、老女の稱なり、顔師古の説に、史家高祖の母の姓氏を詳にせず、之を記するに由なきを以て、當時相呼稱する者を取つて言ひたるなりとあり、息、休息して眠ること、大澤、大なる澤をいふ、陂、堤なり、遇、期せずして會するをいふ、晦冥、共に暗きこと、蛟

蓋重瞳子、又聞項羽亦重瞳子、羽豈其苗裔邪、何興之暴也、夫秦失其政、陳涉首難、豪傑蜂起、相與竝爭、不可勝數、然羽非有尺寸、乘勢起隴畝之中、三年遂將五諸侯、滅秦、分裂天下、而封王侯、政由羽出、號爲霸王、位雖不終、近古以來、未嘗有也、及羽背關懷楚、放逐義帝、而自立、怨王侯、叛己、難矣、自矜功伐、奮其私智、而不師古、謂霸王之業、欲以力征、經營天下、五年、卒亡其國、身死東城、尙不覺寤、而不自

責過矣、乃引天亡我、非用兵之罪也、豈不謬哉、

【講義】太史公曰く、吾嘗て之を周生より聞けることあり、虞舜の目は蓋し兩眸子なりきと、又聞く項羽も亦兩眸子なりきと、然らば子羽は豈に虞舜の後胤にてもあるならん耶、何ぞ彼が興起の驟なりしこと、(兩眸子云々は傳中の無き所を補足しつゝ、項羽が興起の驟なるを驚嘆するの端緒に利用したるまでなり、拘泥する勿れ、)夫れ暴秦政道を失ひ、陳涉亂を起してより、豪傑蜂起し、相ひ與に并び争ふ者、幾百幾千、殆んど數ふるに勝ふべからず、然るに項羽は一流寓者の身を以て尺寸の封土あるにもあらず、唯、時勢に乗じて田圃の中より起り、僅々三年にして五諸侯の兵を督して強秦を滅し、天下の土を分割して王侯を封じ、政令皆己れより出で、號して霸王と爲る、其位に居ること終を全うせずと雖も、興起の驟にして且つ盛なるは近古以來未だ嘗てあらざるなり、然るに彼が關に背きて居らず、楚を懷ひて東に歸り、義帝を放逐して自立するの無道を爲すに及びて、諸

あらずやと、一言呼掛けたるに、馬童愧ぢて面を背けぬ、馬童後より續く王翳に項王を指し示して曰く、此れ項王なりと、項王乃ち曰く、吾、聞く漢我頭を千金并に邑萬戸に購ふと、吾、若舊友の爲めに恩を施さんと、乃ち自ら刎て死す、漢の將士之を見て我こそ功名せんと競ひかゝる、王翳先づ其頭を取りしが、餘騎相蹂踐して項王を争ひ、同志打にて相ひ殺す者數十人、其結局、郎中騎の楊喜、騎司馬の呂馬童、郎中の呂勝、及び楊武は各、其手或は足等の一體を得たり、五人共に其體を會接するに皆僞なし、故に項王の領土内の地を分て五と爲し、呂馬童を中水侯に、王翳を杜衍侯に、楊喜を赤泉侯に、楊武を吳防侯に、呂勝を涅陽侯に封す、項王秦始皇の十五年己巳を以て生れ、漢の五年十二月に死す、死する時年三十一なりき、項王己に死し楚の地皆漢に降りしも、唯魯のみ下らず、漢乃ち天下の兵を引き之を屠らんと欲せしが、其國禮義を守り主君の爲に死するの習俗なるが故に、漢軍徒に之を攻むるの不利なるを知り、乃ち項王の頭を持し、城兵に示して其己に死せることの疑ふべからずと城を守るの復た益なきを諭し、かば、魯の父兄

始めて降りぬ、初め楚の懷王始めて項籍を封じて魯公と爲し、其死するに及びて魯最も後に下る、故に漢王、魯公の格式を以て項王を曲阜西北の穀城に葬る、漢王爲めに哀悼を表し之に泣きて去る、諸の項氏の支屬も漢王皆誅せずして之を存す、乃ち項伯を封じて射陽侯と爲す、其他桃侯・平阜侯・玄武侯といふも皆項氏なり、漢より姓劉氏を賜はる、

【字解】 櫂、舟待、船を整へ岸に向ふを櫂と謂ふ、音ギ（フナヨソホヒ）、嘗、一日行千里、千里馬といふ語ある故斯く云へるのみ、非常の駿足なるを言ふ、短兵、短き兵器、面之、面を背けて正視せざるなり、古文往々此解あり、千金、漢、一斤の金を千金と爲す、一萬錢に當る、吾爲、若德、德は恩德の德、汝に千金と邑萬戸の褒賞を得しめんの意、視魯、視は示、魯父兄、乃降、子弟軍に従ひ未だ歸らず、城を守る者は唯だ其父兄なればなり、穀城、魯の曲阜の西北の小穀城を謂ふ、留侯張良が黄石を得たる穀城は東郡東阿の東にありて此と異なり、

太史公曰、吾聞之、周生曰、舜目

封^{ジテ}呂勝^ヲ爲^ス涅陽侯^ト、項王已^ニ死^シ、楚地皆降^ル、漢獨魯不^レ下^ラ、漢乃引^キ天下兵^ヲ、欲屠^ス之^ヲ、爲^ス其守禮義^ヲ、爲^ス主死^ス節^ヲ、乃持^{シテ}項王頭^ヲ視^{シメ}魯^ニ、魯父兄乃降^ル、始楚懷王初封^テ項籍^ヲ爲^ス魯公^ト、及^ニ其死^ニ、魯最後下^ル、故以^テ魯公禮葬^ル項王穀城^ニ、漢王爲^ス發哀^ヲ、泣之^ニ而去^ル、諸項氏枝屬[、]漢王皆不誅^セ、乃封^{ジテ}項伯^ヲ爲^ス射陽侯^ト、桃侯平皐侯[、]立武侯[、]皆項氏[、]賜^ニ姓劉氏^ヲ、

【講義】是に於て項王南走して長江の北岸に出づ、乃ち烏江を東に渡らんと欲す、此を渡れば即ち江東の地也、烏江亭の長船を襍裝して待ち、項王に謂つて曰く、江東は天下に於ては小なれども、地方千里、民衆數十萬人、亦王たるに足れり、願くは大王急に渡

れ、今臣のみ船あり、漢の軍追至るとも渡るべきやうなしと、然るに項王笑ひつゝ、辭謝して曰く、今天我を亡す、我れ何ぞ渡ることをせん、且つ八年前、籍江東の子弟八千人と此江を渡つて西せり、而して今一人の我と俱に還るなし、縱令江東の父兄、憐んで我を王とすとも、我れ何の面目にて之を見ん、縱令彼れ口には之を言はざるも、籍に於ては獨り心に愧ぢざらんやと、蓋し項王、漢軍の烈しき追撃に苦戰奮闘の極、其足自ら緣故深き江東に引かれて此まで來れるもの、いよく江を渡るとなりては、心中忽ち慙愧を覺えて一變したるなり、乃ち亭長に謂つて曰く、吾は君の長者なるを知れり、吾れ此馬に騎れると已に五年、當る所敵なく、嘗て一日に千里を行けり、今吾最後に當り、情に於て之を殺すに忍びず、因つて之を長者なる君に賜與すと、遂に雌を亭長に贈れり、乃ち從騎にも皆馬を下らしめ、主從徒歩となりて引返し、短兵を持して漢の追兵と接戦す、最後の奮闘いよく、猛烈にして、項王一人の擊殺する所、猶數百人に上れり、王も亦身に十餘劍を被り、今は是れまでなりと、追來れる漢の騎司馬呂馬童を顧みて曰く、若は吾舊友に

於是項王乃欲東渡烏江，烏江亭長檣船待，謂項王曰：「江東雖小，地方千里，衆數十萬人，亦足王也。願大王急渡。今獨臣有船，漢軍至，無以渡。」項王笑曰：「天之亡我，我何渡爲？且籍與江東子弟八千人渡江而西，今無一人還。縱江東父兄憐而王我，何面目見之？縱彼不言，籍獨不愧於心乎？」乃謂亭長曰：「吾知公長者，吾騎此馬五歲，所當無敵，嘗一日行千里，不忍殺之，以賜公，乃令騎皆下馬步行，持短兵接

戰，獨籍所殺漢軍數百人。項王身亦被十餘創，顧見漢騎司馬呂馬童曰：「若非吾故人乎？」馬童面之，指王翳曰：「此項王也。」項王乃曰：「吾聞漢購我頭千金，邑萬戶，吾爲若德。」乃自刎而死。王翳取其頭，餘騎相蹂踐爭項王，相殺者數十人。最其後，郎中騎楊喜、騎司馬呂馬童、郎中呂勝、楊武，各得其一體，五人共會其體，皆是。分其地爲五，封呂馬童爲中水侯，封王翳爲杜衍侯，封楊喜爲赤泉侯，封楊武爲吳防侯。

よと、左すれば大澤中に陥り、彷徨時を費しければ、漢の追騎に及ばる、乃ち兵を引いて東に轉じ、具に艱苦を嘗めつ、臨淮の東城縣に至る、今や從兵愈減じて二十八騎を餘すのみ、而して漢の騎の追ふ者は數千人、項王自ら脱し難きを度り、其騎に謂つて曰く、吾、兵を起し、より今に至るまで八歳、身戰場を經たる七十餘度、當る所の者は破れ、撃つ所の者は服し、未だ嘗て敗北せず、遂に霸として天下を有つ、然るに今最後に於て此に困むことは、此れ天の我を亡すにて、我戰の罪にはあらず、今日固より死を決せり、願くは諸君の爲めに決戦し、必ず三たび之に勝たん、而して諸君の爲めに敵圍を突き破り、敵將を斬り落し、敵旗を薙ぎ仆し、諸君をして天の我を亡すにて、決して我戰の罪に非ざる實證を知らしめんと、乃ち其騎を分ちて四隊となし、四面に嚮はしむ、一隊各、七騎のみ、而して漢の軍雲霞の如く、之を圍むこと數重、項王丘上より遙に指して其騎に謂つて曰く、吾、公の爲めに彼の一將を打取らんと、四面の騎をして馳下り漢の軍を突かしむ、且つ豫め之を突破せば此山東にて分れて三處となるを期す、是に於て項王其騎と

大呼して馳下る、勢疾風の俄に至るがごとく四面の漢軍皆披靡す、王遂に漢の一將を斬る、是の時赤泉侯（追書）楊喜、漢の騎將たり、項王を追ふ、項王目を瞋らして之を叱すれば、赤泉侯が人馬辟易すること數里、項王已に圍を破り、其騎と會して三處となる、漢の軍惑ひて項王の在る所を知らず、乃ち軍を分ちて三と爲し、再び之を圍む、項王乃ち馳せて復た漢の一都尉を斬り、士卒八九十人を殺し、再び其騎を聚めて點檢するに兩騎を失へるのみ、乃ち其騎に謂つて曰く、何如と、騎皆伏して曰く、誠に大王の言の如しと、

【字解】楚歌、楚國の音度にて歌ふ、名虞、虞は姓なれど之を呼ぶに名の如くす、故に斯く云ふならん、虞兮虞兮にても知るべし、常幸從、幸は寵幸、名騅、是れ亦其馬の毛色にて名とす、騅は蒼白の馬（アシゲ）、悲歌、愴慨、悲歌は悲嘆のごとし、愴慨は慷慨と同じ、カナシミナゲク、歌數、閔の音ケツ、訖（ヤム）也、終（ヲハル）也、平明、夜の全く明放れたる頃、田父給曰、田父は農夫、給は欺（アザムク）、披靡、ひらきなびく、何如、疑問中に比較の意を含む辭、吾言信か、信ならざるかの意、

公取^ラ彼^ト一將^ヲ令^ム四面^ヲ騎^ヲ馳^セ下^ラ期^ス
山東^ニ爲^ル三處^ト於是^ニ項王大呼^{シテ}馳^セ
下^ル漢軍皆披靡^ス遂斬^ル漢一將^ヲ是
時赤泉侯爲^リ騎將^ト追^フ項王^ヲ項王
瞋目叱^ス之^ヲ赤泉侯人馬俱驚^キ辟
易^ス數里^ト與^ル其騎會^フ爲^ル三處^ト漢軍
不知^ラ項王所在^ル乃分^テ軍爲^ル三^ト復
圍^ム之^ヲ項王乃馳^セ復斬^ル漢一都尉^ヲ
殺^ス數百人^ト復聚^ム其騎^ヲ亡^シ其兩
騎^ヲ耳^ヲ乃謂^フ其騎^ニ曰^ク何如^シ騎皆伏
曰^ク如^シ大王言^ハ

【講義】項王固陵の役後、東南に退却し、垓下に壁し
て之に據る、垓下は沛の鉸縣の邑名なり、兵少く食
盡く、漢の軍及び諸侯の兵之を圍むと數重、夜間漢の

軍四面皆楚歌す、其聲遠近相ひ聞ゆ、項王乃ち大に驚
きて曰く、漢皆已に我楚を略取せるか、何ぞ楚人の多
きことよと、心中最早事の復た爲すべからざるを知
り、即ち起ちて夜間帳中に入りて訣飲す、美姬あり姓
は虞氏、常に寵を得て隨從す、駿馬あり名は騅^{スチ}、王常
に愛して之に騎る、是に於て項王悲嘆慷慨して自ら
詩を作る、本文載する所の如し、其意は動かざる者は
山、我力之を抜く、至大なる者は世、我氣之を蓋ふ、然
るに時運我に利ならずして連戰皆敗れ、駿足の騅も
疲れて復た走る能はず、騅の走る能はざる、噫、之を
奈何にすべき、虞や虞や又若^{ナシ}を奈何にすべきと謂ふ
なり、反覆して之を歌ふこと數回、虞氏も之に和して
歌あり、項王落涙數行、左右の臣も亦皆泣き、一人の
能く面を上げ得る者なかりき、是に於て項王馬に上
りて騎す、麾下の壯士騎從する者八百餘人、直に夜暗
に紛れて重圍を突破し、南に出でて馳走す、平明に漢
軍始めて之を覺り、騎將灌嬰に五千騎を以て追はし
めたり、項王淮水を渡るとき騎の能く屬從する者百
餘人のみ、九江の陰陵縣に至りて迷ひて道を失ひ、一
農夫に遭ひて之を問ひたるに、農夫欺いて曰く、左せ

項王則夜起飲帳中，有美人名虞，常幸從。駿馬名騅，常騎之。於是項王乃悲歌忼慨，自爲詩曰：力拔山兮氣蓋世，時不利兮騅不逝，騅不逝兮可奈何，虞兮虞兮奈若何。歌數闋，美人和之。項王泣數行下，左右皆泣，莫能仰視。於是項王乃上馬騎，麾下壯士騎從者八百餘人，直夜潰圍南出，馳走。平明，漢軍乃覺之，令騎將灌嬰以五千騎追之。項王渡淮，騎能屬者百餘人耳。項王至陰陵，迷失道，問一田父，田父

給曰：左，左乃陷大澤中，以故漢追及之。項王乃復引兵而東，至東城，乃有二十八騎。漢騎追者數千人。項王自度不得脫，謂其騎曰：吾起兵至今，八歲矣，身七十餘戰，所當者破，所擊者服，未嘗敗北。遂霸有天下。然今卒困於此，此天之亡我，非戰之罪也。今日固決死，願爲諸君決戰，必三勝之。爲諸君潰圍斬將刈旗，令諸君知天亡我，非戰之罪也。乃分其騎以爲四隊，四嚮。漢軍圍之數重。項王謂其騎曰：吾爲

會せず、而して楚軍反擊して大に漢軍を破る、漢王再び壁中に入り塹壕を深くして自ら守禦す、張子房(良の字)に謂つて曰く、諸侯我約に従はずして此敗戦を致せり、爾後の事深く憂ふべし、之を爲すと奈何にせんと、子房對へて曰く、信越漢の爲めに其力を盡せる、日も亦久し、而して今や楚の兵將に殆んど破滅せんとするに至れるも、二人未だ確たる分地あらず、心必ず悦ばずして且つ疑ふ所あらん、其至らざるは固より宜なり、然らば君王能く彼等と與に共に天下を分つの一決心を以て之を待たば、今立タチドコロに其兵を致すべきなり、故に君王にして能く陳州以東海に著くまで齊の舊地を并せて盡く韓信に與へ、睢陽以北穀城に至るまで黄河に際して彭越に與へ、各自ら奮勵して戦はしめば楚は敗り易きなりと、漢王善と稱す、蓋し漢楚興亡の略は此一策に定まれり、是に於て使者を發し、韓信・彭越に告げて曰く、力を并せて楚を撃て、楚破るれば、陳より以東海岸に至る迄は齊王(韓信)に與へ、睢陽より以北穀城に至るまでは彭相國に與へんと、使者至れば韓信・彭越皆果して悦び報じて曰く、請ふ今、兵を進發せんと、韓信は齊より往

き、劉賈の軍は九江壽春より同時に淮を渡り西北城父縣を屠り、東に轉じて垓下ガイカに至る、又大司馬周殷も楚に叛き、先づ舒の衆を以て六縣(縣名)を屠破し、九江方面の大兵を擧げて劉賈・彭越に隨ひ皆垓下に會合す、來つて項王を攻むるなり、

【字解】大半、凡そ數、三分の二を大半とし、其一を少半とす、楚兵且破、且は將(マサニ)なり、分地、地を分ち經界を立て、之を封ず、傳海、傳は附著、屠城、屠とは刑殺する所多きを言ふ、詣項王、項王の此にあるに攻寄せたるなりの意にて、上の皆會垓下この句を補ひ且つ釋す、蓋し固陵の役後復た項王の所在を言はず、而して突如此に垓下に會すとのみにては其何故なるを知るべからざればなり、

項王軍壁垓下、兵少、食盡、漢軍及諸侯兵圍之、數重、夜聞漢軍四面皆楚歌、項王乃大驚、曰、漢皆已得楚乎、是何楚人之多也、

越之兵不_レ會_二楚_一擊_テ漢軍_ヲ大破_ル之_ヲ漢王復_タ入_リ壁_ニ深塹_ニ而自守_ル謂_テ張子房_曰諸侯不_レ從_ハ約_ニ爲_ス之_ヲ奈何_ト對_テ曰_ク楚兵且_マ破_レ信越_ニ未_ダ有_ラ分_テ地_一其不_レ至_ラ固宜_{ナリ}君王能_ク與_ニ共_ニ分_テ天下_一今可_ニ立_ス致_ス也_一卽_チ不_レ能_ハ事_ヲ未_ダ可_レ知_ル也_一君王能_ク自_リ陳_ヲ以_テ東_ヲ傅_テ海_ニ盡_ス與_ニ韓_ニ信_ニ睢陽_ヲ以_テ北_ヲ至_テ穀城_ニ以_テ與_ニ彭越_ニ使_テ各_々自_ラ爲_サ戰_ヲ則_チ楚_ハ易_キ敗_リ也_一漢王曰_ク善_シ於_テ是_ニ乃_チ發_シ使_テ者_ヲ告_テ韓信_曰并_シ力_ヲ擊_テ楚_ヲ破_ル自_リ陳_ヲ以_テ東_ヲ傅_テ海_ニ與_ニ齊_ニ王_ニ睢陽_ヲ以_テ北_ヲ至_テ穀城_ニ與_ニ彭相國_ニ使_テ者_ヲ至_ル韓信_彭

越皆報_シ曰_ク請_フ今_ニ進_シ兵_ヲ韓信_乃從_テ齊_往劉賈_軍從_テ壽春_並行_屠城_父至_垓下_大司馬_周殷_叛楚_以舒屠_六舉_{九江}兵_隨劉賈_彭越_皆會_垓下_詣項王_一

【講義】 項王已に漢と分割を約し、兵を引き交戦を解きて東歸の途に就きたれば、漢も亦西歸せんと欲す、然るに張良・陳平の二人説いて曰く、漢、天下の大半を有して諸侯皆之に附從す、而して楚は兵力疲れ食糧盡く、此れ天楚を亡すの時なること知るべし、然らば此機を逸せずして遂に之を取らんには如かず、今小信を守り其東歸を釋して擊たずば、此れ所謂虎を養ひて自ら患を遺すものなりと、漢王之を聽す、蓋し漢楚興亡の決は此一言に定まれり、漢の五年、漢王乃ち項王を追ひ淮陽陽夏縣の南に至つて姑く軍を止め、韓信・彭越と日を期し、共に會して楚軍を撃つことせり、漢軍復た發して固陵に至りしも信越の兵來

して兵力東西の奔命に疲れ、糧食亦乏絶せり漢王之好機とし陸賈を遣りて項王に説き太公を還さんことを請はしめしも、項王容易に許諾せず、漢王後に侯公を遣りて談判せしむ、乃ち漢と約すらく、天下を中分して鴻溝以西の地を漢と爲し、以東を楚と爲さんと、項王之を許し、即ち漢王の父と妻とを歸し、媾和全く成りければ、軍皆萬歳を唱へたり、漢王大に侯公の功を賞し封地を賜りて平國君と爲す、然るに侯公身を匿して爾後復た肯て進見せざりきと云ふ、亦奇士と謂ふべし、漢王の號を平國と賜へるは、其の言に曰く、此れ尋常の辯士にあらずして實に天下の辯士なり、居處する所其の辯國を傾くるの力あり、是れ能く此の和平を致す所以なり、故に號して平國君と爲すと、

【字解】淮陰侯與戰騎將灌嬰擊之、漢書には戰騎將の三字なし、戰字全く衍ならんと、從ふべきに似たり、故且降待大王、且は姑(シバラク)也、貨賂、金錢の贈り物、大司馬咎、長史翳、塞王欣、翳塞王の三字全く衍也、下文に照らして明なり、且つ前にも長史欣あれども長史翳なきに非ずや、故に講義之を削る、鍾離

味、味の音末、鴻溝、汴水の一支渠浚義の東、陳留の西に於て東南流する者、(今の河南開封府内)、即歸漢王、父母妻子、太公呂后を歸すをいふ、故に母子二字衍の如しと雖、古文往々此類多し、尤むるに足らず、所居傾國、所居は如何なる場合に處してもの意、傾國は其辯舌の雄を形容す、平國の字義を解釋するに非ず、

項王已約、乃引兵解而東歸、漢欲西歸、張良、陳平說曰、漢有天下大半、而諸侯皆附之、楚兵罷食盡、此天亡楚之時也、不如因其機而遂取之、今釋弗擊、此所謂養虎自遺患也、漢王聽之、漢五年、漢王乃追項王、至陽夏、南止軍、與淮陰侯韓信、建成侯彭越、期會而擊楚軍、至固陵、而信

楚軍を破り、龍且を殺す、韓信因りて自立して齊王と爲る、項王龍且が軍破ると聞きて、心に恐れ、盱台の
人武渉に往きて韓信に説かしめ和を求めたれど、韓
信聽かざりき、是の時彭越復た反して梁の地を下し、
楚の糧食を絶つ、項王、海春侯大司馬曹咎に謂つて曰
く、將軍謹んで成阜を守れ、漢軍挑戰せんと欲すと
も、慎んで與に戦ふこと勿れ、漢軍を此に牽制して東
進するを得しめざれば足れり、我れ十五日にして必
ず彭越を誅して梁の地を平定し、還つて復た將軍に
就かんと深く注意し、乃ち東行して先づ陳留縣及び
其東北なる外黃縣城を攻む、外黃數日を經れども下
らざりしが、已に降れば、項王其降伏の遲きを怒り、
悉く城内の男子十五歳以上の者をして城東に至らし
めて之を阬殺せんと欲す、時に外黃の令の舍人の兒
に本年甫めて十三歳なる者あり、自ら往きて項王に
説て曰く、彭越強ひて我外黃を劫し、外黃其暴に恐れ
たるを以て、姑く降つて大王の救を待てるなり、然る
に大王至りて又皆之を阬殺せば、百姓豈に心を大王
に歸する者あらんや、是れ唯我外黃に於て然るのみ
ならず、此より以東、梁の地十餘城あれども、必ず皆

大王を恐れて降伏を承諾する者なかるべしと、項王
其言を然りとし、外黃の阬殺せらるべき者を赦せり、
項王東して阬陽に至れば、梁の諸城此事を傳聞きた
るより皆争ひて項王に下りぬ、然るに成阜の方面に
ありては、漢兵果して幾回となく楚軍に向つて戦を
挑む、楚軍初めは項王の命を嚴守して出でざりしが、
漢軍能く罵る者を遣り五六日を連ねて楚を辱しめた
るに、大司馬曹咎激怒の極、遂に耐忍する能はず、兵
を出して城東の汜水を渡し、漢軍の壁を衝かんと競
進んで川の半に至るころ、漢兵急に之を撃ちて大に
楚軍を破り、盡く楚國の其地方人民より得たる錢
貨を鹵獲せり、大司馬曹咎及び長史欣は汜水の岸上
にて皆自ら頸を割きて斃れぬ、大司馬曹咎は故の斬縣
の獄掾、長史欣も亦故の櫟陽の獄吏にて、兩人皆て項
梁に恩ありしを以て項王は之を信任したるなりき、
是の時に當りて項王睢陽にあり、成阜にて海春侯が
軍の大敗せるを聞き、急に兵を引きて西に還る、時し
も漢軍楚の鐘離昧を滎陽の東に圍みしが、項王の至
るを聞き、畏怖して盡く險阻に走れり、然れども當時
漢軍は一般に兵勢盛にして糧食多く、楚軍は之に反

之、百姓豈有歸心、從此以東、梁地十餘城、皆恐莫肯下矣、項王然其言、乃赦外黃、當阮者、東至睢陽、聞之、皆爭下項王、漢果數挑楚軍戰、楚軍不出、使人辱之五六日、大司馬怒、渡兵汜水、士卒半渡、漢擊之、大破楚軍、盡得楚國貨賂、大司馬咎、長史翳塞王、欣皆自剄汜水上、大司馬咎者、故蘄獄掾、長史欣亦故櫟陽獄吏、兩人嘗有德於項梁、是以項王信任之、當是時、項王在睢陽、聞海春侯軍敗、則引兵還、漢

軍方圍鍾離、昧於滎陽、東、項王至、漢軍畏楚、盡走險阻、是時漢兵盛、食多、項王兵罷、食絕、漢遣陸賈說項王、請太公、項王弗聽、漢王復使侯公往說項王、項王乃與漢約、中分天下、割鴻溝以西者爲漢、鴻溝而東者爲楚、項王許之、卽歸漢王、父母妻子、軍皆呼萬歲、漢王乃封侯公爲平國君、匿弗肯復見、曰、此天下辯士、所居傾國、故號爲平國君、

【講義】項王漢將韓信の已に悉く河北を取り齊趙を破り、且つ楚を撃たんと欲すと聞き、乃ち龍且に往いて之を撃たしむ、韓信之と戦ふ、騎將灌嬰撃つて大に

項王弩を隱伏して射て漢王に中つ、漢王胷に傷き、走つて成阜に入る、

【字解】積聚、積み儲ふる軍糧芻藁の類、積の音シ、爲三高俎一置三太公其上、俎(俎豆の俎)は牲肉を薦むる物、今太公を俎上に置くは牲肉に比するなり、以て將に之を烹んとすることを示す、若翁而翁、若而并にナンヂと訓じ、我俗語のオマへ或はキサマのごとし、汝(アナタ)とは口氣同じからず、翁は俗語のオヤヂに當る、一栝羹、栝は杯と同じ、祗益禍耳、祗は適也、まさにかへつての意、罷轉漕、罷は疲、轉漕は各地に轉じて漕運するなり、匈匈、人心安んせざる貌、挑戰、士卒を用ひず獨身相ひ戦ふ、樓煩、本來、雁門の縣名、蓋し漢人縣名を以て其胡人を呼ぶなり、

項王聞淮陰侯已舉河北破齊趙且欲擊楚乃使龍且往擊之淮陰侯與戰騎將灌嬰擊之大破楚軍殺龍且韓信因自立爲

齊王項王聞龍且軍破則恐使盱台人武涉往說淮陰侯淮陰侯弗聽是時彭越復反下梁地絕楚糧項王乃謂海春侯大司馬曹咎等曰謹守成臯則漢欲挑戰慎勿與戰毋令得東而已我十五日必誅彭越定梁地復從將軍乃東行擊陳留外黃外黃不下數日已降項王怒悉令男子年十五已上詣城東欲阬之外黃令舍人兒年十三往說項王曰彭越彊劫外黃外黃恐故且降待大王大王至又皆阬

き、河を渡りて復た成臯を取り、滎陽の隣地廣武に陣して敖倉の糧食に就く、是の時項王已に東海を定めて還り廣武に至る、廣武に兩山あり、澗水其間を横絶し相ひ距ると百步、漢は西山に城キツき、楚は東山に城キツき、共に澗に臨んで對持し相守ること數月、(數月二字恐くは衍ならんといふ)是の時に當り彭越數、梁の地に反き、撃てば走り、還れば起り、以て楚の糧食を絶つ、項王殆ど困却し、高俎を軍中に造り拘留せる太公を其上に置きて漢王に示し、告げて曰く、今急に降らざれば吾れ太公を烹んと、然るに意外にも漢王の答に曰く、吾れ項羽と俱に北面して懷王の臣となり、其命を受けて曰く、約して兄弟たらんと、然らば吾翁は即ち若の翁、必ず而の翁を烹んと欲するならば、幸に我れにも一杯の羹を分てと、項王怒つて之を殺さんとするを、季父項伯諫止して曰く、天下の事は如何に定まるべきか未だ知るべからず、且つ天下を料理せんとする者は一家の利害を顧みるものにあらざれば、之を殺し漢王を苦しめんとするも益なきのみならず、却つて彼を激して我禍を益すのみと、項王之に従ふ、漢楚の争起りしより、一勝一負、久しく相

ひ持して未だ決せず、丁壯は兵役に服して戰鬪に苦しみ、老弱は漕運の使役に疲る、是に於て項王、漢王に決鬪を申込みて曰く、天下何々然として其業に安んぜざる所以の者は、徒に我兩人の争を以てするのみ、願くは衆人を用ひず漢王と一騎打キツして勝負を決せん、徒に國民の父子を苦しむるを爲すなきなりと、漢王笑つて之を謝絶して曰く、吾は寧ろ智にて勝負せん、力を鬪はすと能はずと、項王之を羞ぢ壯士をして壁を出で、一騎打を試みしむ、漢軍中に胡人の騎射を巧にする樓煩と呼做す者あり、楚の壯士三度迄駢合せたれども、樓煩いつも之を射殺す、項王大に怒り乃ち自ら甲を被り戟を持ちて立合ひたるに、樓煩又も之を射んと弓を挽けるを、項王目を瞋らし大喝して叱すれば、樓煩目眩して敢て視ず、手戰いて敢て發せず、遂に走還りて壁に入り、敢て再び陣外に出でざりき、漢王人をして嚮の一騎の何者なるかを探問はしむれば、餘人にあらで項王なり、漢王大に驚く、是に於て項王漢王に會見を求め、相ひ與に東西廣武間の水上に臨んで語る、漢王、項王の十罪を數へて之を責む、項王怒りて一戰せんと欲す、漢王聽かず、

與漢王挑戰、決雌雄、母徒苦天下之民、父子爲也、漢王笑謝曰、吾寧鬪智、不能鬪力、項王令壯士出挑戰、漢有善騎射者樓煩、楚挑戰三合、樓煩輒射殺之、項王大怒、乃自被甲持戟挑戰、樓煩欲射之、項王瞋目叱之、樓煩目不敢視、手不敢發、遂走還入壁、不敢復出、漢王使人問之、乃項王也、漢王大驚、於是項王乃卽漢王相與臨廣武間而語、漢王數之、項王怒欲一戰、漢王不聽、項王伏弩射中漢王、漢王

傷、走入成阜、

【講義】漢王の滎陽を出づる、南、宛と葉との地方に

走り、隨何の力によりて九江王布を味方とし、行く行く兵を收めて、再び河南に入りて成阜を保守す、成阜は滎陽の西、雒陽の東、汜水と河との間にあり、漢の四年項王東より兵を進めて成阜を圍む、漢王逃れて獨り滕公と城北の玉門より出で、黄河を渡つて河内の修武に屯せる張耳韓信が軍に依る、諸將之を聞き、稍々成阜を出でて王に従ふことを得たり、楚遂に成阜を抜き、勢に乗じて西せんと欲したるも、漢、兵を出し之を鞏縣に拒ぎて進むを得ざらしむ、時に彭越睢水(本文の河誤る)を渡りて楚の下邳(本文の東阿誤る)を撃ち、楚の將軍薛公を殺し、かば項王自ら東して彭越を撃つ、漢王已に韓信の兵を得たるを以て、項王の虚に乗じ河南に渡りて復戦はんとしたるに、郎中鄭忠漢王に説くに猶早きを以てす、乃ち河内に壘壁を築きて止り、別に劉賈に二萬の兵を將ひ白馬津を渡つて彭越を佐け、楚の糧秣を焼かしめたり、項王東して之を撃破し、彭越を走らす、漢王則ち兵を引

之四年、項王進兵圍成皐、漢王
逃、獨與滕公出成皐北門、渡河、
走脩武、從張耳、韓信軍、諸將稍
稍得出成皐、從漢王、楚遂拔成
皐、欲西、漢使兵距之、鞏令其不
得西、是時彭越渡河、擊楚、東阿、
殺楚將軍薛公、項王乃自東擊
彭越、漢王得淮陰侯、兵欲渡河、
南、鄭忠說漢王、乃止、壁河內、使
劉賈將兵佐彭越、燒楚積聚、項
王東擊破之、走彭越、漢王則引
兵渡河、復取成皐、軍廣武、就敖
倉食、項王已定東海來、西與漢

俱臨廣武而軍、相守數月、當此
時、彭越數反、梁地絕、楚糧食、項
王患之、爲高俎、置太公其上、告
漢王曰、今不急下、吾烹太公、漢
王曰、吾與項羽俱北面受命懷
王、曰、約爲兄弟、吾翁卽若翁、必
欲烹而翁、則幸分我一楮羹、項
王怒、欲殺之、項伯曰、天下事未
可知、且爲天下者不顧家、雖殺
之、無益、祇益禍耳、項王從之、楚
漢久相持未決、丁壯苦軍旅、老
弱罷轉漕、項王謂漢王曰、天下
匈匈數歲者、徒以吾兩人耳、願

背に發して死にき、是れ全く陳平が計に陥りたるにて、項王の行動是れより拙し、而して滎陽の攻圍は愈々急なり、漢の將紀信、漢王に説いて曰く、事已に急なり、臣請ふ大王の爲めに楚を誑して王と爲りて降らん、大王其間隙に乗じて脱出すべしと、是に於て漢王夜にまぎれて女子を滎陽の東門より出す、甲冑を被る者二千、楚兵以て漢兵と爲し、四面より之を撃つ、紀信、王の黄屋の車に乗り、左纛を建て、出でて曰く、城中食糧盡き、漢王降ると、楚軍之を信じ、大に喜んで皆萬歳を呼ぶ、然るに此れと同時に漢王も亦數十騎の小勢にて城の西門より出でて成阜に走る、楚軍毫も覺らざりき、項王黄屋車より出づる者を見るに漢王にあらず、怪みて漢王安に在るかと問へば、紀信曰く、漢王は已に脱出せりと、項王大に怒つて信を燒殺す、漢王の出づるとき、王御史大夫周苛及び樞公・魏豹に滎陽を留守せしむ、魏豹は是より先き漢に叛きて虜にせられたる者なり、周苛・樞公因りて謀つて曰く、反國の王は與に城を守り難しと、乃ち共に魏豹を殺す、既にして楚、滎陽城を下し、周苛を生擒にす、項王之に謂つて曰く、公我將と爲らば、我れ公を

上將軍とし三萬戸に封せんと、周苛罵つて曰く、若(オマヘ)こそ速に漢に降らずば、漢今若を虜にせん、若は畢竟漢の敵として對抗し得る者にあらずと、項王怒つて周苛を烹、并に樞公を殺しぬ、(周苛等魏豹を殺せる以下は後日の事に係れども、其滎陽を守らしめらるゝに連敘して紀信の壯烈と列記したるのみ、)

【字解】甬道、章邯等鉅鹿を圍むの條に解す、故倉粟、粟は穀類、太牢具、牛羊豕を合せ具ふる美饌、願賜骸骨、歸卒伍、臣は已に一身を奉じて君に事ふ、故に致仕を請ふに骸骨を賜へと曰ふ、卒伍に歸せんとは、封爵位官を辭して卒伍の身分に歸せんと謂ふなり、疽、骨に附する癰、癰は淺く疽は深し、黄屋車、黄纁を蓋裏と爲す車、帝王の車なり、傳左、纛、傳は附也、纛音タウ又トク、オニガシラと訓す、乘輿の毛羽幢にて車衛の左に建つ、不趣降漢、趣は速、

漢王之出滎陽、南走宛、葉、得九江王布、行收兵、復入保成阜、漢

王已出矣、項王燒殺紀信、漢王使御史大夫周苛、樞公、魏豹守滎陽、周苛、樞公謀曰、反國之王難與守城、乃共殺魏豹、楚下滎陽城、生得周苛、項王謂周苛曰、爲我將、我以公爲上將軍、封三萬戶、周苛罵曰、若不趣降漢、漢今虜若、若非漢敵也、項王怒烹周苛、并殺樞公、

【講義】漢王の彭城に敗るゝ、諸侯皆再び楚に與して漢に背けり、漢は滎陽に踏止り持久の計を爲す、滎陽の西北、河の一支流(汴)に臨んで敖山あり、秦以來倉を此に設けて敖倉といふ、是れ實に滎陽に據る者の生命なれば漢王尤も意を用ひ、甬道を築きて滎陽より河に接屬し、以て敖倉の米穀を取る、然るに漢の

三年に及んで、項王幾回となく甬道を侵奪したるを以て漢王食糧缺乏し、恐れて遂に和を項王に請ひ、滎陽以西の地を割きて漢と爲さんと求む、項王之を聽さんと欲したるに、歷陽侯范增曰く、彭城以來の戰鬪に觀よ、漢の勢力技倆は與し易きのみ、畏るゝに足らず、今釋して取らざれば後日必ず之を悔いんと、項王乃ち范增と嚴しく滎陽を攻圍す、漢王之を患ひ、陳平の謀計を用ひて項王と范增とを離間す、其計頗る妙なり、一日、媾和の議を以て項王の使者來る、陳平豫め太牢の美膳を備へ、吏に命じ之を擧げて其使者に進めんと欲するの狀を爲さしめ、而して自ら出でて使者を見、佯り驚いて曰く、吾は亞父の使者と以爲へるに、さはなくて項王の使者なるかと、俄に其膳を持ち去り、更めて粗惡の料理を出して項王の使者に食せたり、使者怒り歸つて之を項王に告ぐ、項王乃ち范增の漢と私あるを疑ひ、稍く其權を奪ふに至れり、范增大に怒つて曰く、天下の事は大に定めり、安ぞ吾輩を用ひん、君王自ら之を爲せ、願くは骸骨を賜はりて卒伍の身に歸せんと、項王引止めもせで直に其願を聽届く、范增憤恨の極、行いて未だ彭城に達せざるに疽

には二十二歳以下及び五十六歳以上の男子にして未だ嘗て傳せずと雖も戰鬪に堪ふる者を謂ふ、

漢王之敗彭城、諸侯皆復與楚而背漢、漢軍滎陽、築甬道屬之河、以取敖倉、粟、漢之三年、項王數侵奪漢甬道、漢王食乏、恐、請和、割滎陽以西爲漢、項王欲聽之、歷陽侯范增曰、漢易與耳、今釋弗取、後必悔之、項王乃與范增急圍滎陽、漢王患之、乃用陳平計、間項王、項王使者來、爲太牢具、舉欲進之、見使者、詳驚愕、曰、吾以爲亞父使者、乃反、項王使者更持去、以惡食、項王使

者、使者歸報項王、項王乃疑范增與漢有私、稍奪之權、范增大怒曰、天下事大定矣、君王自爲之、願賜骸骨歸卒伍、項王許之、行未至彭城、疽發背而死、漢將紀信說漢王曰、事已急矣、請爲王誑楚爲王、王可以間出、於是漢王夜出女子、滎陽東門、被甲二千人、楚兵四面擊之、紀信乘黃屋車、傅左纛、曰、城中食盡、漢王降、楚軍皆呼萬歲、漢王亦與數十騎從城西門出走、成皐、項王見紀信、問漢王安在、信曰、漢

て西走せんと、沛を指して馳せて行く、然るに此時楚も亦之に心付き、人をして漢王を追ひつゝ、沛に往きりしも家族は早くも逃走せて相ひ見るを得ざりしが、兎角する間に男(後に孝惠帝)女(後に魯元公主)二人の子に路上にて行逢ひたれば、乃ち喜んで車に載り行く、然るに楚の騎兵追來つて漢王急迫すれば、厄介物として、兩兒を車下に突落す、其度毎に車を御する滕公夏侯嬰は躍下り、之を拾取りて車に載す、是の如きと三回に及べり、嬰曰く、危急の極、車の驅るべからざるに至るとも、父母たる者奈何んぞ之を棄つべきやと、是に於て父子遂に難を脱るゝを得、更に太公と呂后とを求めたれども相遇はず、太公呂后の方にも審食其を供とし、微行して漢王を求め居たるに、反つて楚軍に遇ふ、楚軍は之を伴ひ歸つて項王に報ぜしかば、項王之を質として常に軍中に置けり、是の時、呂后の兄、周呂侯名は澤といふ者、漢の爲め兵を將ゐて梁の下邑にあり、漢王微行して之に就き、稍々其士卒の散亡せる者を收めて西して河南の滎陽に至る、諸敗軍之を聞き皆來り會す、時に漢の相、蕭何も

亦關中の未だ傳せざる者を發し悉く滎陽の軍に到らしめしかば、漢の軍復た大に振ふ、是の役楚軍は彭城より起り、每戰勝に乗じて漢兵の敗走を逐來りしが、滎陽の南、京縣索亭の間に戰ふに及びて漢又楚を破れり、故に楚軍の進路は一時此地方に停止し、滎陽を過ぎて西する能はざりき、項王之齊を去りて彭城を救ひ、漢王を追ひて滎陽に至る、勝利は則ち勝利なり、然れども田横も亦是れに因りて齊を楚より回收するを得て、兄田榮の子廣を立て、齊王とせり、

【字解】五諸侯、注家異說多く、紛々定らず、但、韓魏趙齊衡山と爲す者、當を得たるに似たり、爲楚、川、擠、擠は排擠(オシオトス)也、逢、迎楚軍、西北の風、東南より來る楚軍を逢迎す、即ち楚兵の面に吹付くるを言ふ、家室、家族、魯元、漢王の女、呂后の生む所、魯は其食邑、元は諡、太公呂后、漢王の父及び后、審食其、食の音異、周呂侯、周呂は封名、名は澤、但、當時未だ侯に封せられず、所謂追書なり、下邑、梁の縣名、老弱未傳、當時男兒二十三歳より五十五に至るまで兵役に服する義務あり、之を傳と謂ふ、但、長け六尺二寸に満たざるを罷癡(病身者)として取らず、故に此

兄周呂侯爲漢將兵居下邑漢王間往從之稍稍收其士卒至滎陽諸敗軍皆會蕭何亦發關中老弱未傅悉詣滎陽復大振楚起於彭城常乘勝逐北與漢戰滎陽南京索間漢敗楚楚以故不能過滎陽而西項王之救彭城追漢王至滎陽田橫亦得收齊立田榮子廣爲齊王

【講義】春漢王、五諸侯の兵凡そ五十六萬人を部署し、東して楚を撃つ、楚已に張良に誑され、國內空虚なれば、餘人にありては驚愕措く所を知らざる場合なれども、項王に於ては少しも動ぜず、之を聞くや即時に諸將をして留りて齊を撃たしめ、其身は精兵三萬人を率ゐて南の方曲阜より胡陵に出で本國を望ん

で馳還る、四月漢の大軍皆已に彭城に入り、憚る所もなく悉く城中の寶貨美人を收め、日に置酒高會して歌ひつ舞ひつ、項王の已に近きにあるを覺らざりき、項王乃ち西、蕭縣より泗水に沿ひ、晨に漢軍を襲撃して疾風の如く東を指して彭城に殺到し、日中に大に漢軍を破る、漢軍皆潰走し、相ひ随つて城下を流る、穀泗二水に入りたれば、項王漢卒を殺すこと十餘萬人に上れり、其殘卒は皆南走して山中に逃込まんものと落行く、楚軍又疾く追撃して靈壁縣の東、睢水の北岸に至る、漢の兵壓迫にたへず次第に後下りする程に、遂に楚軍に水中に擠されぬ、項王此處にて再び多く漢卒を殺す、其數實に又十餘萬人、皆睢水中に入りたれば、睢水爲めに堰かれて一時流れずなりぬ、楚兵遂に漢王を圍むと三重、漢王今は逃出つべき術もなし、然るに是の時、不思議や大風西北よりして起り、屋宇を吹きまくり、沙石を吹き揚げ、天地冥々として白晝晦闇と爲り、且つ其風向楚軍に吹き付くるとなれば、楚軍大に亂れ、隊伍壞散せり、漢王乃ち九死を出で、數十騎と遁去るを得たり、王は此足にて郷里の沛を過ぎ、先年以來殘置きたる家族を收め

春漢王部五諸侯兵凡五十六萬人東伐楚項王聞之卽令諸將擊齊而自以精兵三萬人南從魯出胡陵四月漢皆已入彭城收其貨寶美人日置酒高會項王乃西從蕭晨擊漢軍而東至彭城日中大破漢軍漢軍皆走相隨入穀泗水殺漢卒十餘萬人漢卒皆南走山楚又追擊至靈壁東睢水上漢軍却爲楚所擠多殺漢卒十餘萬人皆入睢水睢水爲之不流圍漢王三匝於是大風從西北而起折木

發屋揚沙石窳冥晝晦逢迎楚軍楚軍大亂壞散而漢王乃得與數十騎遁去欲過沛收家室而西楚亦使人追之沛取漢王家皆亡不與漢王相見漢王道逢得孝惠魯元乃載行楚騎追漢王漢王急推墮孝惠魯元車下滕公常下收載之如是者三日雖急不可以驅奈何棄之於是遂得脫求太公呂后不相遇審食其從太公呂后間行求漢王反遇楚軍楚軍遂與歸報項王項王常置軍中是時呂后

めしが、張良乃ち項王に書を遣りて曰く、漢王の職を大王に失ひたるは、關中の地を得て前約の如くせんと欲するのみ、前約の如くせば、即時停止して、敢て關を出でて其兵を東せしめずと、良又私に好意を以て齊梁の反書を項王に遣りて曰く、齊、趙、梁の誤ならん）と共に楚を滅せんと欲すと、此言大半實事なれば項王と雖も全く信せざるを得ず、此故に西面を以て緩とし、北方を以て急とし、敢て其兵を西して漢と決戦するの意なく、専ら北進して齊を撃ちき、齊を撃つに當り兵を九江王王布に徴したるに、味方の隨一と頼める布は疾と稱して往かず、一部將に僅に數千人の兵を引いて至らしめしかば、項王此によりて布を怨みぬ、漢の二年の春、項王遂に進んで北の方城陽に至れるに、田榮も臨淄を發し兵を將ゐて會戦せり、田榮勝利を失ひ走つて平原に至りしが、平原の民に殺されたり、項王勝に乗じて進み、遂に齊の城郭室屋を燒壞し、田榮の降卒をば皆之を阬殺し、老弱婦女をば繫縛して捕虜とし、齊を徇へて北、渤海に至るまで殘滅する所多かりき、されば畏服すると思ひの外、齊民之に憤激し、相ひ聚りて楚に叛けり、是に於て田榮

の弟田横、齊の亡卒を收め數萬人を得て城陽に反せしかば、項王還るを得ず、留りて横と連戦したるも、頗る倔強にして未だ容易に下すこと能はざりき、
【字解】 戲下、戲は戲水、項羽戲西に至れること前に見ゆ、鴻門の如き亦其地なり、下は許を許下、洛を洛下と云ふ類、或は云ふ、戲は塵の假借、故に戲下とは上將軍の旌麾の下を云ふと、亦通ず、上游、水の上流の地、趣、義帝一行、趣は促也、江中、高紀には江南に作る、而して其義同じからず、江中と云へば船にて行く途中にて擊殺したるなり、江南と云へば榔に到着したるを擊殺したるなり、三齊、右は卽墨、中は臨淄、左は平陸、醜地、醜惡の地、卽ち偏陬磽确の地、其故、主、趙王、其字削るべし、資、餘兵、餘に兵を資せよ、物を人に給して之を助くるを資といふ、扞蔽、猶ほ藩屏の如し、扞は扞禦（フセグ）也、三秦、雍、塞、翟、蕭公角、蕭は縣名、當時の令、皆公と稱す、角は其人の名、漢王失職、職を失ふとは敢て兵を動すを云ふ、謙辭なり、漢二年冬、冬は春の誤、會戰、彼我進來りて合戦す、燒夷、夷は平ぐる也、係虜、係は繫也、縛するをいふ、虜は俘虜にする、亡卒、逃亡の兵卒、

利なるを見て稍々に背叛する有様となりたれば、項王今は畏るゝに足らずとなし、乃ち陰に衡山王芮、臨江王敖に令して、追ひて之を江中に擊殺せしむ、或は云ふ之を殺す者は九江王布なりと、(黔布傳)韓王成も軍功無しとて、項王其國に往かしめず、之を伴ひて彭城に至りしが、廢して侯となし、程なく又之を殺せり、「燕王臧荼國に就き、因りて舊主韓廣を逐ひて新封遼東に行かしめんとしたるに、廣聽かざるを以て、荼之を無終に擊殺し、其地を并せて之に王たり、「齊の田榮、項羽の齊王市を膠東に徙して齊の將田都を齊王と爲すと聞き、大に怒りて齊王の膠東に徙ることに不承諾を唱へ、因りて齊を以て楚に反し、國に就ける田都を迎撃つ、田都爲めに入る能はずして楚に走る、然るに齊王市は項王の命に負くを畏れ、逃亡して膠東に往き國に就きたれば、田榮怒りて追撃し、之を卽墨に殺しぬ、榮因りて自立して齊王と爲り、而して西の方濟北王田安をも擊殺して遂に三齊に并せ王たり、榮又彭越に將軍の印を與へて梁に於て楚に反せしむ、「陳餘陰に張同夏説二人をして齊王田榮に説かしめて曰く、項羽天下の主宰として其爲す所不公

平も亦甚だし、今、盡く齊趙韓魏燕の故王を徙して醜地に王とし、而して其羣臣諸將を善地に王とせり、吾故主趙王の如きをば之を逐ひて北の方、代に居く、餘以て不可なりと爲す、聞く大王新に兵を起して且つ項羽が不義に竄從せずと、願くは大王餘に資助するに兵を以てせよ、請ふ率ゐて以て常山を撃ち、趙王を復せん、請ふ其國を以て齊の藩屏たらんと、齊王之を許し、兵を趙に遣る、陳餘も悉く其封三縣の兵を發し、齊と協力して常山を撃ち、大に之を破る、常山王張耳走つて漢に歸す、陳餘乃ち故の趙王歇を代より迎へて趙に返す、趙王因りて陳餘の功を賞し、之を立て、代王と爲す、「是の時漢、兵を東に還し、三秦を定む、(高祖紀と合せず、蓋し史公約略之を言ふなり)項王、漢王の皆已に關中を并せ、又東方齊趙の己れに叛くと聞きて大に怒り、乃ち故の吳縣の令鄭昌を韓王と爲して漢兵の東侵を拒ぎ、蕭縣の令角等を彭越を撃たしめしが、彭越反つて角等を敗れり、項王の東歸以來復た幾日ぞ、席未だ暖ならざるに、四方騷動、諸侯背叛すること斯の如し、而して其最も畏るべき者は漢なり、然るに是の時漢張良に韓の故地を徇へし

趙王歇於代、反之。趙王因立陳餘爲代王。是時漢還定三秦。項羽聞漢王皆已并關中、且東齊、趙、叛之、大怒、乃以故吳令鄧昌爲韓王、以距漢、令蕭公角等擊彭越、彭越敗蕭公角等。漢使張良徇韓、乃遣項王書曰：漢王失職、欲得關中、如約、卽止、不敢東。又以齊梁反書遺項王曰：齊欲與趙并滅楚、楚以此故無西意、而北擊齊、徵兵九江王布、布稱疾不往、使將將數千人、行項王由此怨布也。漢之二年冬、項

羽遂北至城陽、田榮亦將兵會戰、田榮不勝、走至平原。平原民殺之、遂北燒夷齊城郭室屋、皆阬田榮降卒、係虜其老弱婦女、徇齊至北海、多所殘滅。齊人相聚而叛之。於是田榮弟田橫收齊亡卒、得數萬人、反城陽。項王因留連戰、未能下。

【講義】漢の元年四月、諸侯戲下の屯戍を罷め、各去つて其封國に就き、項王も出でて西楚に往くこととなりたるも、西楚には儼として義帝の在るあり、乃ち先づ人を以て義帝に白さしめて曰く、古の帝者は地方千里にして必ず水の upstream に居れり、然らば盱台の如きは帝者の居にあらざと、遂に護送使をして之を江水の上流長沙の郴縣に徙さしむ、今の湖南の郴州是れなり、使者急に帝を促して行く、其群臣勢の不

古之帝者地方千里必居上游乃使使徙義帝長沙郴縣趣義帝行其羣臣稍稍背叛之乃陰令衡山臨江王擊殺之江中韓王成無軍功項王不使之國與俱至彭城廢以爲侯已又殺之臧荼之國因逐韓廣之遼東廣弗聽荼擊殺廣無終并王其地田榮聞項羽徙齊王市膠東而立齊將田都爲齊王乃大怒不肯遣齊王之膠東因以齊反迎擊田都田都走楚齊王市畏項王乃亡之膠東就國田榮怒追

擊殺之卽墨榮因自立爲齊王而西擊殺濟北王田安并王三齊榮與彭越將軍印令反梁地陳餘陰使張同夏說說齊王田榮曰項羽爲天下宰不平今盡王故王於醜地而王其羣臣諸將善地逐其故主趙王乃北居代餘以爲不可聞大王起兵且不聽不義願大王資餘兵請以擊常山以復趙王請以國爲扞蔽齊王許之因遣兵之趙陳餘悉發三縣兵與齊并力擊常山大破之張耳走歸漢陳餘迎故

茶を立て、燕王と爲す、薊に都す、齋王田市を徙して膠東王と爲す、卽墨に都す、今の萊州府の内に入り、齋の將田都は楚に從つて趙を救ひ、其儘又從つて關に入る、故に都を立て、齊王となす、其故都臨菑に都す、故秦の滅せる齊王建の孫、田安は、項羽の方に河を渡つて趙を救ふとき濟北の數城を下し、其兵を引いて楚に降る、故に安を立て、濟北王と爲す、博陽に都す、今の濟南府長清縣の西南にあり、田榮は已に前に見えたるが如く、數、項梁に負きたるのみならず、項羽の時に至りても、兵を率ゐ楚に從つて秦を撃たざりしかば封せられざりき、楚の成安君陳餘は張耳との不和より將印を棄て、去れるを以て項羽に從つて關に入らざりしも、項羽素常其賢にして趙に功あること、張耳に劣らざるを聞き居りしかば、此頃其南皮に在るを聞き、因りて南皮を繞ぐる三縣の地を以て之を封ぜり、今の天津府内にあり、又番君芮の部將梅鏞も功多きを以て之を十萬戶侯に封ぜり、項王は斯く當初の諸王を徙して、新に其將相の從軍者を王侯に封じ、然る後、自ら立ちて西楚の霸王と號し、梁楚に跨りて泗水・薛・郷・楊・東郡・鄆・會稽・東陽・吳の

九郡に王とし、彭城に都す、今の徐州府是れなり、以上は皆項王が關中在陣中の事に係る、

【字解】 四塞、東に函谷、南に武關、西に散關、北に蕭關あり、說者、蔡生、或は云ふ韓生、沐猴、獼猴（サル）、天下初發難時、難は亂をいふ、暴露、サラシアラハス、身の屋室内にあらざるを言ふ、暴の音バク、義帝雖無功、此言暗に義帝の假立なるを言ふ、放弑已に此に兆す、講解、和解、講又媾に作る、竝に和也、瑕丘、申陽、瑕丘公、姓は申名は陽、瑕丘は本縣名、先下河南郡、時に未だ河南郡あらず、郡の字は衍なり、鄆君、吳芮、鄆の音ハ、卽鄆陽、吳芮初め鄆縣の令たり、故に號して鄆君といふ、番君將梅鏞、番は鄆と同じ、西楚霸王、周末の楚國、版圖廣大、故に江陵地方を南楚と爲し、吳を東楚と爲し、彭城地方を西楚と爲す、項羽帝と稱せんか上に義帝あり、王と稱せんか諸王侯と混す、故に特に霸王と曰ふ、

漢元年四月、諸侯罷戲下、各就國、項王出之國、使人徙義帝曰、

ざれば違約の曲我にあり、是れ亦甚だ心に惡む所、
加之、これが爲め諸侯我を信せず遂に背反するや
も測り難し、是れ亦甚だ心に恐る、所、項王范增乃ち
陰に謀つて曰く、巴蜀の地、道路險惡にして交通至
難、故に秦の遷謫者皆蜀に居る、彼を此に葬り去るに
如くはなしと、乃ち牽強の語を爲して曰く、巴蜀も
亦關中の地なりと、故に沛公を立て、漢王と爲し、
巴、蜀及び漢中の三郡に王たらしめ、南鄭に都す、而
して關中の地をば三分して秦の降將を王とし恩を彼
等に賣りて以て漢王東出の路を距塞せんとせり、其
區分は、章邯を立て、雍王と爲し咸陽以西に王とす、
廢丘に都す、今の西安府興平縣是れなり、邯の長史司
馬欣は故櫟陽の獄掾として嘗て項梁に恩ありし者、
都尉の董翳は本部に勸めて楚に降伏せしめたる者
なれば、欣を立て、塞王と爲し咸陽以東黃河以西に
王とす、櫟陽に都す、今の西安府臨潼縣是れなり、翳
を立て、翟王と爲し、上郡に王とす、高奴に都す、今
の延安府是れより、魏王豹を徙して西魏王と爲し、河
東郡に王とす、平陽に都す、瑕丘の申陽は趙相張耳の
嬖臣なりしが、先きに河南の地を下し楚軍の鉅鹿を

救ふ者を河上に迎へたる功あり、故に申陽を立て、
河南王と爲し、三川郡に王とす、雒陽に都す、韓王成
は從來の都城に因り潁川郡に王として陽翟に都す、
今の開封府禹州是れより、趙の將司馬卬河内を定め、
數回の功あり、故に立て、殷王と爲し、河内に王と
す、朝歌に都す、今の衛輝府淇縣の東北にあり、趙王
歇を徙して代王と爲す、代に都す、趙の相、張耳は素
より賢名あり、又項王に従つて關に入る、故に耳を立
て、常山王と爲し、趙の地に王とす、襄國に都す、今
の順德府是れより、常陽君黥布は項梁以來楚の將と
して其功常に軍中に冠たり、故に布を立て、九江王
と爲す、六に都す、今の廬州府六安州是れより、鄱君
吳芮は蠻夷百越の衆を率ゐて諸侯の軍を輔け、又項
王に従つて關中に入る、故に芮を立て、衡山王と爲
し長沙郡の地に王とす、郴に都す、今の黃州府是れな
り、義帝の柱國共敖は兵を率ゐる南郡を撃つて功多し、
因りて其地を與へ敖を立て、臨江王と爲す、江陵に
都す、今の荊州府是れなり、燕王韓廣を徙して遼東王
と爲す、無終に都す、今の薊州王田縣是れなり、燕の
將臧荼は楚に従ひ趙を救ひ其儘從て關に入る、故に

くして其寶貨と婦女とを收めて東歸せんとす、其殘忍貪婪なる大に沛公と異なり、天下を得ざるも亦宜なり、人或は項王に説きて曰く、關中は山河を阻隔して四面塞絶、形勢堅固なるに、地味も亦肥饒なれば、こゝに都し天下に霸として諸侯に號令すべしと、しかるに項王にありては、目には秦の宮室皆燒亡殘破して焦土の荒涼たるを見、心には郷土を懷思して休まざれば、東歸を欲するの外また餘念なし、項王曰く、富貴にして故郷に歸らざれば錦繡を衣て夜行するが如し、誰か其榮を知る者ぞと、嚮の說者、陰に之を譏つて曰く、世人言ふ、楚人は沐猴にて衣冠するのみと、衣冠は美なれども、衣冠する者の下卑なるを謂ふなり、今吾れ果して其然るを知ると、項王之を聞き怒つて其人を烹殺す、項王纔に成功したるばかりにて、富貴を郷人に誇らんとす、是れ已に帝王の器にあらず、其天下を得ざるも亦宜なり、項王咸陽より使者を彭城に遣り關中平定の事を懷王に報命せしむ、王曰く、封侯の事は約の如くせよと、即ち先づ咸陽に入り秦を破る者は其地に王とせんとの約を謂ふなり、此言尤も項王の意を害せり、項王乃ち天下平定の形

式として、先づ懷王に尊號を奉りて義帝といふ、是れ空名を與へたるに過ぎず、而して項王自ら王たらんと欲し、其策として先づ諸侯の將相を王とせり、項王彼等に謂つて曰く、天下初めて大亂を發する時、便宜上、假りに周末諸侯の子孫を立て、以て秦を伐てり、然るに實際身に甲を被り劍を執り、其事に首として野外に暴露すること三年の苦辛を嘗め、秦を滅して天下を定めたる者は、皆將相諸君と某との力なり、義帝の如き何の功勞なしと雖も、名義の故と盟主たる以上は、當然吾輩の實功ある者に其地を分ちて之を王とすべきにあらずやと、諸將其己れに利なるを以て何の異議あるべき、一同辭をそろへて、善しと贊成したれば、乃ち天下を分つて諸將を立て、侯王と爲すこととなれり、然るに爰に最も其處置に苦むは沛公なり、項王及び范增は沛公の他日天下を有せんことを疑ひて之を忌めども、業に已に鴻門の會見に和解したることなれば、今更故なくして之を除くことも爲し難し、然らば之を王とせんか、先づ秦を破る者は其地に王とせんとの約あれば關中形勝の地を與へざるべからず、與ふれば危險此上なし、然れども與へ

殷王、王河内、都朝歌、徙趙王歇、
 爲代王、趙相張耳、素賢、又從入
 關、故立耳爲常山王、王趙地、都
 襄國、當陽君黥布爲楚將、常冠
 軍、故立布爲九江王、都六、鄱君
 吳芮率百越佐諸侯、又從入關、
 故立芮爲衡山王、都邾、義帝柱
 國共敖將兵擊南郡、功多、因立
 敖爲臨江王、都江陵、徙燕王韓
 廣爲遼東王、燕將臧荼從楚救
 趙、因從入關、故立荼爲燕王、都
 薊、徙齊王田市爲膠東王、齊將
 田都從共救趙、因從入關、故立

都爲齊王、都臨菑、故秦所滅齊
 王建、孫田安、項羽方渡河救趙、
 田安下濟北數城、引其兵降項
 羽、故立安爲濟北王、都博陽、田
 榮者、數負項梁、又不肯將兵從
 楚擊秦、以故不封、成安君陳餘
 棄將印去、不從入關、然素聞其
 賢、有功於趙、聞其在南皮、故因
 環封三縣、番君將梅鋗功多、故
 封十萬戶侯、項王自立爲西楚
 霸王、王九郡、都彭城、

【講義】項王鴻門に留ること數日の後、兵を引きて
 西進し咸陽を屠り、既に沛公に降れる秦の子嬰を殺
 し、秦の宮室を燒く、其火三月の間消滅せざりき、斯

如^ク約^ケ、乃^チ尊^シ懷^ク王^ヲ、爲^ス義^シ帝^ト、項^ト王^ヲ欲^シ自^ラ王^ラ、先^ニ王^ト諸^ノ將^ヲ相^テ謂^ク曰^ク、天^ノ下^ヲ初^メ發^ス難^ク時^ヲ、假^リ立^テ諸^ノ侯^ヲ、後^ニ以^テ伐^ツ秦^ヲ、然^レ身^ヲ被^リ堅^ク執^リ銳^ク、首^ヲ事^テ暴^ニ露^ス於^テ野^ニ、三^ニ年^ヲ滅^シ秦^ヲ、定^メ天^ノ下^ヲ者^ヲ、皆^ノ將^ヲ相^ヲ諸^ノ君^ヲ與^テ籍^ノ之^ノ力^ヲ也^ト、義^シ帝^ト雖^モ無^シ功^ト、故^モ當^ニ分^チ其^ノ地^ヲ、而^シ王^ト之^ノ諸^ノ將^ヲ皆^ノ曰^ク、善^シ乃^チ分^チ天^ノ下^ヲ、立^テ諸^ノ將^ヲ爲^ス侯^ト、王^ト、項^ト王^ト范^ト增^シ疑^フ、沛^ノ公^ヲ之^ノ有^テ天^ノ下^ヲ、業^デ已^ニ講^{セリ}解^レ、又^モ惡^シ負^フ約^ト、恐^ル諸^ノ侯^ノ叛^ク之^ヲ、乃^チ陰^ニ謀^テ曰^ク、巴^ノ蜀^ハ道^ノ險^シ、秦^ノ之^ノ遷^ル人^ヲ皆^ル居^ル蜀^ニ、乃^チ曰^ク、巴^ノ蜀^モ亦^モ關^ノ中^ノ地^也、故^ニ立^テ沛^ノ公^ヲ爲^ス漢^ノ王^ト、王^ト巴^ノ蜀^ヲ、漢^ノ中^ニ都^ス南^ノ鄭^ト、

而^シ三^ニ分^シ關^ノ中^ヲ、王^ト秦^ノ降^ル將^ヲ以^テ距^ス塞^ス、漢^ノ王^ト項^ト王^ト乃^チ立^テ章^ノ邯^ヲ爲^ス雍^ノ王^ト、王^ト咸^ノ陽^ヲ以^テ西^ニ、都^ス廢^ノ丘^ヲ、長^ノ史^ハ欣^ク者^ト、故^ニ爲^ス櫟^ノ陽^ヲ、獄^ヲ掾^ハ嘗^テ有^リ德^ヲ於^テ項^ト梁^ト、都^ト尉^ハ董^ハ翳^ハ者^ト、本^ニ勸^メ章^ノ邯^ヲ降^ラ楚^ニ、故^ニ立^テ司^ノ馬^ヲ欣^ヲ爲^ス塞^ノ王^ト、王^ト咸^ノ陽^ヲ以^テ東^ニ、至^レ河^ノ、都^ス櫟^ノ陽^ヲ、立^テ董^ヲ翳^ヲ爲^ス翟^ノ王^ト、王^ト上^ノ郡^ニ、都^ス高^ノ奴^ヲ、徙^シ魏^ノ王^ヲ豹^ヲ爲^ス西^ノ魏^ノ王^ト、王^ト河^ノ東^ニ、都^ス平^ノ陽^ヲ、瑕^ノ丘^ハ申^ノ陽^ノ者^ト、張^ト耳^ハ嬖^ノ臣^也、先^ニ下^シ河^ノ南^ノ郡^ヲ、迎^フ楚^ノ河^ノ上^ニ、故^ニ立^テ申^ヲ陽^ヲ爲^ス河^ノ南^ノ王^ト、都^ス雒^ノ陽^ヲ、韓^ノ王^ハ成^ハ因^リ故^ノ都^ニ、都^ス陽^ノ翟^ノ趙^ノ將^ヲ司^ノ馬^ヲ卬^ヲ、定^テ河^ノ內^ニ、數^ハ有^リ功^ト、故^ニ立^テ卬^ヲ爲^ス、

に獻じ、玉斗一對は再拜して大將軍の足下に奉せしむと、項王曰く、沛公は何處に在るか、と、良曰く、實を申せば、大王過失を吟味せらるゝ意ありと聞き、畏れて安する能はず、身を脱して獨り去れり、意ふに最早其軍に到れるならんと、項王は其壁を受けて之を坐上に置けるに、亞父は玉斗を下に置きたるのみならず、劍を抜き之を微塵に撞破り、項莊を罵る語氣にて、あゝ、豎子は相談相手にならぬ男なり、項王の天下を奪ふ者は必ず沛公ならん、見よ、今に我々は其俘虜と爲らんと叫べり、憤恨想ふべきなり、時に沛公已に霸上に歸り、立タテマシに曹無傷を誅殺せり、

【字解】 大行不レ顧ニ細謹、大禮不レ辭ニ小讓、行は固より謹慎を要とし、禮は相ひ讓るを本とす、然れども行の大なるものは、微細の謹を顧るを用ひず、禮の大なるものは、微小の讓を辭するに及ばず、之を略して可なり、何んとなれば枝葉に拘して大本を誤るを恐るれば也、蓋し古語ならん、白璧、璧は圓形匾平にして中心に孔ある玉、玉斗、玉にて作れる酒器、脱身、衆中より自己一身を脱出す、間行、間道より行く、度、我至三軍中、度の音タク、測度（ハカル）也、間至三軍中、間

は少間（シバラク）也、不勝、柶杓、酒を飲むに勝へず、柶杓は曲物にて酒を酌む器、杯の類、督過、督は督責（タバシセム）、過は過失、唉、音キ、恨嘆の聲（アア）、

居數日、項羽引兵西、屠咸陽、殺秦降王子嬰、燒秦宮室、火三月不滅、收其貨寶婦女而東、人或說項王曰、關中阻山河、四塞、地肥饒、可都以霸、項王見秦宮室皆以燒殘破、又心懷思欲東歸、曰、富貴不歸故郷、如衣繡、夜行誰知之者、說者曰、人言楚人沐猴而冠耳、果然、項王聞之、烹說者、項王使人致命懷王、懷王曰、

蹠して曰く、今、席を立出づるとき、辭イトゴヒせずして出でたるは禮に於て不都合なるべし、之を爲すこと奈何と、樊噲曰く、大行は細謹を顧みず、大禮は小讓を辭せずとかや、今は如何なる場合ぞ、人は方に庖刀俎板と爲り、我は魚類肉類と爲れる場合にあらずや、何ぞ常禮に拘泥して辭し去ることを爲さんと、是に於て沛公遂に辭せずして逃去る、然れども徒に逃去らば後日の責恐るべし、故に乃ち張良を留めて項王に謝せしむること、せり、張良沛公に問ふ、大王來る時、禮物として何物を持參せられたるかと、沛公曰く、我れ白璧一對、玉斗一對を持參せり、白璧は項王に獻じ、玉斗は亞父に與へんと欲したるなるが、其怒に會ひて之を差出す機會を失ひ敢て獻ぜざりき、公、我爲めに代り獻ぜよと、良謹諾と對ふ、是の時に當つて項王の軍は鴻門にあり、沛公の軍は霸上にあり、其距離四十里、甚だ遠きにあらず、沛公の去るや百餘の從騎は其儘殘し置き、己れのみ身を脱して馬に騎り、僅に樊噲・夏侯嬰・靳彊・紀信等の四人と走る、此四人は皆徒歩にて劍盾を持して從走る、元來本道は鴻門より西して南に折れ以て霸上に至る也、然るに沛公は今

鴻門の南なる酈山の下より芷陽に道して斜に間道を取つて行くこととせり、沛公張良に別る、時、之に謂て曰く、此間道より吾軍に至るは二十里に過ぎざれば、暫時にして達すべし、君、我等が軍中に到る頃合を度りて乃ち入れと、言畢りて馳去り、少時にして軍中に達せり、我國人（日本人）の耳にて二十里の距離と聞きては容易の路程にあらず、而して沛公の歸陣此の如く迅速なるは驚くべきも、昨夜項伯が往復せる路なるを思は、必ずしも怪しむに足らざるべし、況や捷路を取りたるに於てをや、又沛公樊噲は勿論、張良に至る迄出でて宴席を虚ムナシくしたる時刻より言へば、餘り久しきに過ぐるに、項羽范增の疑はざるも怪しむべきなれど、古人は已に漢人の宴會、中坐に多く更衣或は廁に行き竟ツヒに去りて主人知らざる者あり、意オモふに當時の飲、今と少しく異なりと辯ぜり、況や沛公の未だ去らざるに項羽、陳平をして已に之を召はしむ、不問に置けるにはあらざるなり、さて張良は時刻を度りて宴席に入り、謝して曰く、沛公酩酊の餘り、柝トク杓ヤクに堪へかね、親しく大王に辭する能はず、謹んで臣良をして白璧一對を奉じ再拜して大王の足下

俎、我爲魚肉、何辭爲、於是遂去、
乃令張良留謝、良問曰、大王來
何操、曰、我持白璧一雙、欲獻項
王、玉斗一雙、欲與亞父、會其怒、
不敢獻、公爲我獻之、張良曰、謹
諾、當是時、項王軍在鴻門下、沛
公軍在霸上、相去四十里、沛公
則置車騎、脫身獨騎、與樊噲、夏
侯嬰、靳彊、紀信等四人、持劍盾
步走、從酈山下、道芷陽間行、沛
公謂張良曰、從此道至吾軍、不
過二十里、耳、度我至軍中、公乃
入、沛公已去、間至軍中、張良入、

謝曰、沛公不勝枵杓、不能辭、謹
使臣良奉白璧一雙、再拜獻大
王足下、玉斗一雙、再拜奉大將
軍足下、項王曰、沛公安在、良曰、
聞大王有意督過之、脫身獨去、
已至軍矣、項王則受璧、置之坐
上、亞父受玉斗、置之地、拔劍撞
而破之、曰、唉、豎子不足與謀、奪
項王天下者、必沛公也、吾屬今
爲之虜矣、沛公至軍、立誅殺曹
無傷、

【講義】沛公已に出づ、因りて其軍に走還らんしす、
然るに項王都尉の陳平をして之を召ばしむ、斯かる
事情にて其儘逃去るも體裁頗る悪しければ、沛公踰

下に覆せ、俎板として豚肩を載せ、劍を抜いて庖刀とし、肉を切りつゝ、頬ふくらして之を食ふ、項王其勇壯の狀を見、呼んで曰く、壯士、尙ほ能く飲むかと、樊噲曰く、臣今死ですら避け申さぬ、卮酒の二杯三杯、

安んぞ辭するに足らんや、然れども卮酒は兎も角、臣一言、大王の省察を請はざるべからざるものあり、夫れ秦王虎狼の如き心を以て、人を殺戮するとは其數を擧ぐる能はざるが如く多く、人を刑罰することは其煩に勝へざるを恐るゝが如く勤む、故に天下皆之に叛けるなり、(秦を借りて項羽に諷する)懷王諸將と約して曰く、先づ秦を破り咸陽に入る者は之を王とせんと、今沛公先づ秦を破り咸陽に入り、一貨一物も敢て其身に近づくる所あらず、秦の宮室を封閉して退いて霸上に宿陣し、以て大王の來着を待てり、故に將を遣り關を守れることは、他盜の出入と非常の變とに備ふるに過ぎず、豈に他意あらんや、沛公の勞苦して功の高きこと此の如し、然るに未だ封侯の褒賞もあらず、却つて小人の説を信聽し、有功の人を誅せんとせらるゝは道を得たりと謂ふべきか、畢竟亡秦の繼續者のみ、失禮ながら大王の爲めに取らざる

なりと、短刀直入の一言、是れ亦項王の肺腑を刺しけん、項王何等の返答をもせず、只云ふ、坐せよと、噲、張良に従ひ西向に坐したり、少時にして沛公起ちて、廁に往く、因りて噲を招きて座を出でぬ、

【字解】同、命、死生を俱にす、命は生命也、帶劍、長時間の休息に劍を釋き居れる故、今之を帶ぶ、交戟、衛士軍門の兩側に立つ、故に其戟左右より相ひ交る、不、内、内は納と同じ、披、帷、帷トバリと訓す、入口に垂るゝ者、目眦、音モクセイ(マナヅリ)、按、劍、而、蹠、劍を操りて膝上に按じ、膝を屈して劍を承くるを謂ふ、蹠の音キ、啗、之、啗の音カン(クラフ)、細説、細人の説、細人は小人、竊爲、大王、不、取、也、竊は謙辭、不、取は不利益なればなり、

沛公已出、項王使都尉陳平召沛公、沛公曰、今者出、未辭也、爲之奈何、樊噲曰、大行不顧細謹、大禮不辭小讓、如今人方爲刀

殺^ス人如^ク不能^ル舉^グ刑^ス人如^シ恐^ル不^レ勝^タ、
天下^ニ皆^ク叛^ク之^ニ、懷^ク王與^ニ諸將^ヲ約^{シテ}曰^ク、
先^ヅ破^リ秦^ヲ入^ル咸陽^ニ者^ハ王^ト之^ニ、今^ニ沛公^ニ、
先^ヅ破^リ秦^ヲ入^リ咸陽^ニ、毫毛^モ不^レ敢^テ有^ル所^レ、
近^ツ封^ル閉^シ宮室^ヲ、還^シ軍^ヲ霸^上、以^テ待^ツ大^ニ、
王^ノ來^ル、故^ニ遣^リ將^ヲ守^ル關^ヲ者^ハ、備^フ他^ノ盜^ヲ出^ス、
入^ト、與^ニ非^ト常^ト也[、]勞^シ苦^シ而^{シテ}功^高如^シ此[、]
未^ダ有^ラ封^ラ侯^之賞[、]而^{シテ}聽^キ細^ノ說^ヲ、欲^ス誅^{セント}、
有^ル功^ノ之^人、此^レ亡^ク秦^ノ之^續耳[、]竊^ニ爲^ス、
大^ニ王^ノ不^レ取^ラ也[、]項^王未^ダ有^ニ以^テ應^ジ、曰^ク、
坐^キ樊^噲從^テ良^ニ坐^ス、坐^ス須^臾、沛公起^リ、
如^ク廁^ニ、因^テ招^{キテ}樊^噲出^ス、

【講義】 されども沛公の身は今や風前の燈火なり、

是に於て張良起ちて從騎の待ち居たる軍門に至り樊噲を見る、噲、張良を見るや直に問ふ、今日の事善惡何如と、良曰く、甚だ急なり、今や項莊劍を抜いて舞ふ、舞ふと雖も眞意は沛公の身上にあるらし、噲曰く、此れ迫れり、一息の猶豫を許さず、臣請ふ入りて公と死生を同じうせんと、即時に劍を帶び、盾を擁して軍門に入る、軍門の左右に立てる交戟の衛士、之を止めて納れざらん欲しも、噲物ともせず、擁する盾を側て、矢庭に衛士等を撞仆して遂に入り、帷を搔上げ西向に突立ち、大の眼を瞋らして項王を視る、頭髮逆立ちし、毗ことく裂けたり、項莊輩肝膽の破れしは言を俟たず、萬夫不當の項王すら劍に手を掛け片膝立直して身構へながら呼んで曰く、客は是れ何爲る者ぞと、張良曰く、沛公の倍乗者樊噲と申す者なりと、項王曰く、壯士、之に卮酒を賜へと、言下に其臣一斗入れの卮酒を與ふ、噲は難有く存ずると一禮して再び起上り、立ちながら之を飲む、項王又呼ぶ、肴無かるべからず、之に豚肩を賜へと、臣下又之を與へたるも、故意にせるにや、生なる豚肩を與ふ、然るに樊噲毫も困却したる氣色もなく、持來たれる盾を

拙ツナけれども劍舞せんと、項王諾と許せしかば、項莊然らばと劍を抜き起つて舞出しぬ、項伯之を見、只事ならずと心付きければ亦劍を抜いて項莊と相ひ列んで舞ふ、莊、沛公の座前に至れば直ツツ二と思へども、項伯いつも巧に其間に立入りて身を以て沛公を翼蔽する故、莊撃つことを得ざるに苦めり、

【字解】 令ニ將軍與レ臣有レ卻、卻は隙也、亞父、亞は次也、之を尊敬すること父に次ぐ意、猶ほ齊桓公の管仲を稱して仲父とせし類、玉玦、玦は形、環に似て一端を缺き、端尖れり、古人佩びて飾となし且つ結べる紐などを解くときの用に供す、爲レ人不忍、不忍は俗の所謂人好ニて人に對して思切つたることの出來ぬを謂ふ、若入前爲レ壽、若は爾汝ナンヂ、俗にオマへ、翼蔽、鳥の翼にて雛を蔽ふが如き態を爲す、

於是張良至軍門、見樊噲、樊噲曰、今日之事何如、良曰、甚急、今者項莊拔劍舞、其意常在沛公也、噲曰、此迫矣、臣請入、與之同

命、噲即帶劍擁盾、入軍門、交戟之衛士、欲止不內、樊噲側其盾以撞衛士、仆地、噲遂入、披帷西嚮立、瞋目視項王、頭髮上指、目眦盡張、裂項王按劍而跽曰、客何爲者、張良曰、沛公之參乘樊噲者也、項王曰、壯士、賜之卮酒、則與斗卮酒、噲拜謝起、立而飲之、項王曰、賜之斝、則與一生斝、肩、樊噲覆其盾於地、加斝肩上、拔劍切而啗之、項王曰、壯士、能復飲乎、樊噲曰、臣死且不避、卮酒安足辭、夫秦王有虎狼之心、

之、不者若屬皆且爲所虜、莊則入爲壽、壽畢、曰、君王與沛公飲、軍中無以爲樂、請以劍舞、項王曰、諾、項莊拔劍起舞、項伯亦拔劍起舞、常以身翼蔽沛公、莊不得擊、

【講義】 明くれば、沛公故に其從者を寡少にし、僅に百餘騎を従へ、項王に謁見せんが爲め鴻門に至る、項王に謝して曰く、臣劉邦、將軍と力を協せて暴秦を攻め、將軍は黃河の北に戰はれ、臣は河南に戰へる次第なるが、微力の某、能くも先づ關に入り秦を破り、此地に於て再び將軍に拜謁するの榮を得んとは實に自ら豫期せざりし所、欣幸何ぞ堪へん、然るに今小人の言ありて、將軍と臣との間に隙を生ぜしめんと圖れる由なれども、臣何ぞ將軍の德に背かん、幸に諒察せられよと、項王曰く、籍とて輕しく流言を信じて君を疑へるには非ず、實は君が左司馬の曹無傷云々の報

告をなせり、然らざれば籍の君を疑ふ何を以て此の如きに至るべきと、項羽より却て辯解に出でたるのみならず、久々の會見誠に以て喜悅の至りなりとて、即日沛公を留めて酒宴を聞くこと、なりぬ、其席たる、項王と項伯は東向して坐し、亞父は南向して坐す、亞父とは餘人にあらず、即ち范增の敬稱なり、沛公は之に對して北向して坐し、張良は其側に西向して侍坐せり、范增沛公を除くに好機逸すべからずと、宴中畏ろしき眼光にて項王にめくばせし、腰間に佩びたる玉玦を擧げて合圖すると數回、是れは玦は決と同音なる故、速に決斷せよとの謎なりし也、されども項王は默然として毫も之に應ずる氣色もなし、范增堪へかね、座を起出でて、項羽の從弟項莊を召び、謂つて曰く、君王(項羽を指す)の人柄、情に脆くして決斷に乏し、汝宴席に入り前んで盃を獻じて祝辭を述べ畢らば、請ひて劍舞に事寄せ、沛公を其座に擊殺せ、然らずして彼を生還せしめなば、久しからずして汝等は彼の俘虜とならんと、項莊實にもと領き、宴席に入りて壽し畢つて曰く、君王久振りにて沛公と飲まるゝに、軍陣中是れといふべき慰もなければ、

なるべけれど、沛公の分疏も順にして明白、項伯の言も亦理あれば、項王遂に沛公を撃たざる事を許諾せり、然れども項王の疑念全く霽れ、中情悦んで之を許せるにはあらず、況んや謀主范増、此際是非共沛公を除かんと思詰めたることなれば、明日の會見、沛公の安危は未だ遽に判じ易からざるなり、

【字解】 項伯、名は纏、伯は其字、大王、張良は未だ王たらざるの沛公を呼んで大王と爲す筈なし、唯太史公が文章上の語と知るべし、鯁生、鯁の音ソウ、姓なり、距、關母内、諸侯、距は塞也、母は無也、内は納也、吾得、兄事、得とは、心に斯くしたしと願ふ辭、兄事は兄に對する禮を以て之に事ふるなり、要、項伯、要とは是非共斯くせよと求むる也、卮酒、卮は大杯、爲、壽杯を尊者に進めて無疆の壽を獻す、秋毫、極少、不、敢有、所、近、近とは、我身に近づくる也、即ち取つて自己の物と爲す意、籍吏民、籍は簿籍、不、敢、倍、德、倍は背(ソムク)、德は恩、

沛公旦日從百餘騎、來見項王、至鴻門謝曰、臣與將軍戮力而

攻秦、將軍戰河北、臣戰河南、然不自意、能先入關破秦得復見將軍於此、今者有小人之言、令將軍與臣有卻、項王曰、此沛公左司馬曹無傷言之、不然、籍何以至此、項王即日、因留沛公與飲、項王項伯東嚮坐、亞父南嚮坐、亞父者范增也、沛公北嚮坐、張良西嚮侍、范增數目項王、舉所佩玉玦、以示之者三、項王默然不應、范增起出、召項莊謂曰、君王爲人不忍、若入前爲壽、壽畢請以劍舞、因擊沛公於坐、殺

説きて云ふ、關門を塞ぎ後至の諸侯を納るゝ勿れ、然せば秦の地を擧げて盡く王たるべきなりと、吾も一時尤もと思ひたる故、其説に従へるなりと、良曰く、試に大王の士卒を料るに、其數其銳、以て項王之士卒に當るに足る乎と、沛公默然として一言なかりしが、少時にして曰く、信に彼れに如かざるなりき、そは兎もあれ、この場合如何にすべきかと、良曰く、臣請ふ出でて項伯に謂つて沛公の敢て項王に背反せざるの事情を説明せん、項伯之を項王に轉語して幸に其怒を釋くを得ば、或は事無きを得んか、危急の場合他に復た良策なしと、沛公曰く、君何によつて項伯と斯かる親しき縁故あるかと、良曰く、秦の時に彼れ臣と交遊せるが、彼嘗て殺人罪を犯したるに、臣之を匿して生命を救へることあり、今、事良が身に急なるを以て幸にも來告ぐるなりと、沛公曰く、其年齢の少長は君といづれ、良曰く、臣より長ぜり、沛公曰く、然らば吾に對しても亦年長者なり、君我が爲めに呼入れよ、吾れ願くは之に兄事せんと、張良再び表に出で、沛公の意を告げ、項伯に強ひて請ふ、張良の請に項伯も已むを得ず、直に入りて沛公に見ゆ、沛公恭しく先づ^{オホサカタキ}扈

に盈てたる酒を項伯に進めて其壽を祝し、次に將來婚姻を通じて親戚の好みを結ばんとまで懇誠を表したる後、之に説いて曰く、某關中に入りて金銀財物聊かも私する所あらず、吏員民口は明に簿冊に記し、府庫は一切之を封じて手を觸れしめず、以て將軍(項羽を指す)を待受けたり、將を遣り函谷を守らしめたる所以は、戰亂の今日、他の盜賊の出入と非常の變に備ふる事情已むを得ざるに出でたるのみ、斯くして日夜に將軍の到るを待てり、豈に敢て反せんや、願くは伯、某の爲めに將軍に向つて某の敢て從來の恩誼に背かざることを言はれよと、項伯之を許諾し、沛公に謂つて曰く、此事勿論某よりも申すべきも、君に於ても明日早朝鴻門へ參陣せられて一言謝せられざれば不可なりと、沛公曰く、承知せりと、是に於て項伯再び夜中に辭し去つて其軍中に至り、沛公の言を落ちなく項王に告げ、更に自己の意を以て之に言ひて曰く、沛公先づ關中を破り秦の巢窟を覆したるにあらざれば、公豈に容易に入るを得んや、沛公は大功ありと謂はざるべからず、今、人大功あるに反つて之を撃つは不義ならん、大功あるに因りて之を好遇せんこそ道

沛公曰、孰與君少長、良曰、長於臣、沛公曰、君爲我呼入、吾得兄事之、張良出要項伯、項伯卽入見沛公、沛公奉卮酒爲壽、約爲婚姻、曰、吾入關、秋豪不敢有所近、籍吏民、封府庫、而待將軍、所以遣將守關者、備他盜之出入、與非常也、日夜望將軍至、豈敢反乎、願伯具言臣之不敢倍德也、項伯許諾、謂沛公曰、且日不可不蚤自來謝項王、沛公曰、諾、於是項伯復夜去、至軍中、具以沛公言報項王、因言曰、沛公不

先破關中、公豈敢入乎、今人有大功、而擊之不義也、不如因善遇之、項王許諾、

【講義】

楚の左尹の官に居れる項伯なる者は項羽の

季父なるが、素と韓の張良に親善なりき、是の頃張良沛公に従つて其軍中にありしかば、項伯良が身の危きを慮り、夜中に馳せて沛公の軍陣に往き、私を以て張良に會見し委曲に項羽が沛公に對する事件を告げて、良を呼出し伴去らんと欲して曰く、君は韓の臣なれば、沛公に従つて俱に死するは無益なりと、然るに張良肯はずして曰く、僕は韓王の命にて沛公が西征を送れる者なり、今沛公危急の事あるに、之を棄て、獨り逃去るは不義なり、如何ありても之を沛公に告げざるべからずと、乃ち幕中に入りて委細を沛公に告ぐ、意外の事とて、沛公大に驚きて曰く、斯かる場合如何に處すべきとて、殆ど爲す所を知らず、張良直に之に對へず、却て問ふ、大王の爲めに此關門守備等の策を畫せる者は誰なりしぞと、沛公曰く、軼生我に

ながら、寸毫も取る所なく、一人も近幸する所なきは、本是れ人望を得ん野心にて其目的たる小にあらす、吾れ術士を遣り、彼が陣營に立昇る氣を望ましむるに、其狀龍虎を爲し、其色五彩を成すと、是れ即ち天子の氣なり、此度の罪過のあるこそ好機なれ、將軍それ急に撃つて之を失ふ勿れと懲憑せり、

【字解】 函、谷關、漢書に至函谷關に作る、關は、舊新二あり、舊は弘農の衡山嶺にあり、新は河南の穀城にあり、項羽が入れるは即ち舊關、戲西、戲は水名、北流して渭水に入る、鴻門は即ち其西岸にある阪口の名、霸上、地名、霸水の西、霸水も亦北流して渭に合す、其志不在小、天下を取らん大望あるを言ふ、五采、青赤黃白黒、采は彩に同じ、

楚左尹項伯者項羽季父也、素善留侯張良、張良是時從沛公、項伯乃夜馳之沛公軍、私見張良、具告以事、欲呼張良與俱去、

曰、母從俱死也、張良曰、臣爲韓王送沛公、沛公今事有急、亡去不義、不可不語、良乃入、具告沛公、沛公大驚曰、爲之奈何、張良曰、誰爲大王爲此計者、曰、鯁生說我曰、距關毋內諸侯、秦地可盡王也、故聽之、良曰、料大王士卒足以當項王乎、沛公默然曰、固不如也、且爲之奈何、張良曰、請往謂項伯、言沛公不敢背項王也、沛公曰、君安與項伯有故、張良曰、秦時與臣游、項伯殺人、臣活之、今事有急、故幸來告良、

曹無傷使人言於項羽曰沛公欲王關中使子嬰爲相珍寶盡有之項羽大怒曰旦日饗士卒爲擊破沛公軍當是時項羽兵四十萬在新豐鴻門沛公兵十萬在霸上范增說項羽曰沛公居山東時貪於財貨好美姬今入關財物無所取婦女無所幸此其志不在小吾令人望其氣皆爲龍虎成五采此天子氣也急擊勿失

【講義】項羽は是れより行く／＼秦の地を略取平定しつゝ函谷關に向つて進發す已に到れば一隊の兵ありて關を守衛し直に入るを得ず又沛公劉邦已に

我先ちて武關より入り咸陽を破れりと聞きたれば怒ること甚しく、黥布等の猛將に命じ關門を擊破せしめて、遂に關中に入りて戲西に到れり、時に沛公は霸上に陣したりしが、未だ項羽と會見するを得ざる間に、沛公が左司馬の官、曹無傷といふ者、人を以て項羽に密告せしめて曰く、沛公は關中豊富の地に王たらん野心ありて、降王子嬰を其相たらしめて秦の民望を收め、又咸陽府庫中の珍寶は悉く己が所有に歸せしめたりと、項羽之を聞き、重ねて大に怒を發して曰く、さて／＼憎むべきは沛公が所爲なるかな、よし、吾れ明朝士卒を饗し慰勞を舉りなば、直に爲めに擊つて沛公が軍を破摧せんと、是の時に當つて、項羽が兵は四十萬にて新豐の鴻門に陣せり、沛公が兵は十萬人、少しく隔りて鴻門の西南なる霸上に陣せり、其兵數項羽が軍の四分の一なるに、勇猛天下に敵なく而も烈火の如く怒れる彼に擊たるは、一夜の後に切迫せり、豈に危險の至りならずや、特に項羽が謀主なる居巢の范增、羽に説いて曰く、沛公山東に居れる時は、財貨を貪り美人を好んで、不埒至極の男なりしに、今財物山を成し、婦女林の如き關中に入り

十餘萬人新安城南

【講義】大軍已に新安に到着したるが、爰に一大慘劇を惹起せり、其故を尋ぬるに、現在山東諸侯の吏卒たる者、數年前まで秦の爲めに或は繇使或は屯戍に徵發せられて秦中を經過したるに、當時秦中の吏卒は之を輕侮し其待遇無法の事多かりき、然るに時勢一變、今や秦軍諸侯に降伏する運命となり、諸侯の吏卒は戰勝の勢を頼み、多年の鬱憤を霽すは此時と、多くは彼等を奴隸同様に使役して輕しく之を折辱す、されば秦の吏卒等多くは窃に相ひ語りて曰く、章將軍等は己に吾等を欺きて諸侯に降れり、諸侯の軍今能く關内に進入して秦を破らば、我等にも極めて好都合なれども、若しも破ると能はざるときは、諸侯は吾等を俘虜として東歸せん、然らば吾等の虐待せらるゝは一層甚だしきのみならず、秦は必ず盡く吾父母妻子を誅殺せん、當に之を如何すべきと、其議頗る不穩の狀あり、山東の諸將徵に其謀計を聞き項羽に告げられたば、項羽乃ち當陽君黥布及び蒲將軍を召し、窃に計りて曰く、秦の吏卒我に降れりと雖も其數尙

衆多にして心内亦服せざること此の如し、遠く彼等の郷里なる關中に至りて後ち、我命令に聽從せざることあらんか、事實に危険なり、然らば未だ關に入らざるに先ち悉く之を擊殺して唯、章邯及び其長史の欣、都尉の翳のみを生存せしめて之と秦に入るを得策とすと、是に於て楚軍夜に乘じ、秦卒を襲ひて其二十餘萬人を新安縣城の南方に阬殺せり、是れを漢の元年十一月の事なりとす、

【字解】異時、猶ほ他日と言はんがごとし、過去將來并に稱す、多無狀、多とは其大部分の意、以下二字皆同じ、無狀は俗の無禮或は無法の謂、即不能、即は若(モシ)なり、

行略定秦地、至函谷關、有兵守關、不得入、又聞沛公已破咸陽、項羽大怒、使當陽君等擊關、項羽遂入、至于戲西、沛公軍霸上、未得與項羽相見、沛公左司馬

るに乘じ、蒲將軍に命じ晝夜を通じ迅速に兵を引いて三戸津より渡過して漳南の一處に軍せしめ、秦軍と戦ひ兩度まで之を破りたれば、項羽其機を逸せず、總軍を引率して秦軍を鄴西の汙水上に撃ち大に之を破れり、是に於て章邯愈、恐れ、再び使者を以て項羽に見えしめて降伏を約せんとす、項羽軍吏を召して謀議して曰く、彼已に大敗し約を請ふもの、再度に及びべり、而して我に於ても糧食少ければ、吾は其請を聽許せんと欲す、可否何如と、軍吏齊しく賛成して曰く、善しと、項羽乃ち邯の使者に許諾の意を傳へて、邯と與に洹水の南方、殷都の墟に於て會見すべきを期す、章邯約の如く其地に至りて已に盟ひ畢れば、項羽に見えて流涕し、親しく爲に趙高の姦邪專恣の事を説きて慨然たりき、項羽之を憐み乃ち之を立て、雍王と爲して楚の軍中に留置し、其長史の欣を上將軍とし、章邯が軍を率ゐて討秦同盟軍の先導たらしめ、遂に西進して新安縣に到着せり、

【字解】 狐疑、狐性疑多し、故に疑惑を狐疑といふ、候始成、候は軍候にて官名、始成は其人の名、殷墟、殷の盤庚が都城の墟、北冢と名く、

諸侯、吏卒、異時故繇使屯戍過秦中、秦中吏卒遇之多無狀、及秦軍降諸侯、諸侯吏卒乘勝多奴虜使之、輕折辱秦吏卒、秦吏卒多竊言曰、章將軍等詐吾屬、降諸侯、今能入關破秦、大善、卽不能、諸侯虜吾屬、而東秦必盡誅吾父母妻子、諸將微聞其計、以告項羽、項羽乃召黥布、蒲將軍、計曰、秦吏卒尙衆、其心不服、至關中不聽、事必危、不如擊殺之、而獨與章邯、長史欣、都尉翳入秦、於是楚軍夜擊阬秦卒二

面して孤と稱せざる、此事、身鉄質に伏して重刑に遇ひ、妻子を併せて大戮となるに比視せば、孰れか是れ榮、孰れか是れ辱、請ふ之を熟思せよと、

【字解】讓章邯、讓は責也、司馬門、宮垣兵衛の在る所、皆司馬の官ありて之を司る、故に其外門を司馬門と呼ぶ、故道、故はモトと訓ず、前來の道路、咸陽の西に故道縣あり、高祖紀に見ゆ之と混する勿れ、疾妒、疾は嫉と通ず、北阮馬服、趙將の趙奢、馬服君と號す、其子の括も其號を承く、白起括を射殺し、降卒四十萬を阮にす、榆中地、秦の上郡に在り、蒙恬榆樹を植ゑて寨をつくる、故に此名あり、榆は胡駒の突衝を防ぐに便なればなり、内郤、郤は隙也、政府の我と隙ある者、南面稱孤、君主の座位は北にありて南面す、王公は自稱して孤といふ、身伏鉄質、其身要斬の刑に遭ふ、鉄は斧、質は人を斬る槌、妻子爲僇、僇は戮と同じ、

章邯狐疑、陰使候始成使項羽、
欲約、約未成、項羽使蒲將軍日
夜引兵度三戶、軍漳南、與秦戰

再破之、項羽悉引兵擊秦軍、汗水上、大破之、章邯使人見項羽、欲約、項羽召軍吏謀曰、糧少、欲聽其約、軍吏皆曰、善、項羽乃與期、洹水南殷墟上、已盟、章邯見項羽而流涕、爲言趙高、項羽乃立章邯爲雍王、置楚軍中、使長史欣爲上將軍、將秦軍爲前行、到新安、

【講義】斯く内外二人より忠告を受けたれば、章邯始て狐疑を懷き、陰に其軍候名は始成といふ者をして項羽が軍中に使者たらしめて、降を約せんと求めたるも、章邯は本、秦の名將なれば項羽遽に信ぜず、先づ之を擊破し其膽を奪ひ其心事を確めたる上にて之を許すに如かずと思惟しけん、約の未だ成立せざ

こと明なれば、欣危懼して章邯が軍に走還せり、欣又趙高の追はんことを慮り、敢て來時の道路に出でずして別路より走れり、趙高果して人をして之を追はしめたりしも路已に異なるを以て及ばざりき、欣、章邯が軍に到り、邯に報告して曰く、趙高丞相を以て獨り事を國內に擅にし、彼が下にある者何事も爲すべきやう無し、今我軍、戰能く勝つとも、趙高必ず吾功を嫉妬すべし、戰勝つ能はざれば、死罪を免れざるは勿論なり、然らば勝にも敗にも、吾輩は終に彼が禍害を脱し難し、願くは將軍之を熟計せよと、時に趙將陳餘も亦章邯に書を遺りて曰く、昔、白起、秦の將と爲り、南の方、楚を征して鄢郢の二都を取り、北の方、趙を討ちて馬服君が軍四十萬を阬殺し、其他敵城を攻陥し、敵地を略取したること殆んど算し難かりき、而も其末路は死を賜りしにあらずや、蒙恬、秦の將と爲り、北の方戎狄を逐除け、以て榆中の地を開拓せること數千里なりき、而も其結局は陽周縣にて斬られたるにあらずや、秦の薄恩此に至れる所以は何ぞ、諸將の功多き、秦限ある地を以て盡く之を封すること能はざるが故に、其過失あるに及んで法律を假りて之、

を誅除する方法を取ればなり、今、將軍も秦の將と爲れること已に三歲、其間戰敗に因りて喪失せる所の兵は十萬を以て數ふるに至れり、而して山東の諸侯竝に起る者、愈、多きを加ふ、彼の丞相高は素常諂諛を以て主君の明を蔽ひ、其寵遇を保ち來れること久しけれども、今日の形勢となり、百事急迫して、最早隱蔽し難ければ、二世の己を誅罰せんことを恐る、故に彼は國法を假り將軍を誅して敗戰の責を塞ぎ、他人をして更に將軍に代らしめて以て自己が蒙るべき誅戮の禍を脱れんと欲するなり、夫れ將軍出征して外に居ること久しくして、丞相を始め内隙の多きこと此の如し、しからば功あるも誅せられ、功なきも誅せられん、豈に危からずや、且つ此次の大亂、天の暴秦を亡すものなることは、智者愚者を問はず天下皆之を知れり、然るに今將軍の境遇たる、内、主君に對しては、姦邪に妨げられて直諫する能はず、外、大敵に對しては亡國の將となり、内外援なく、四面皆敵、孤特獨立して永久存在せんことを求むる、豈に哀しからずや、將軍何ぞ兵鋒を轉じて諸侯と合従し、相約して共に秦を攻め、其地を分ちて一方に王となり、南

中、下無可爲者、今戰能勝高必
疾妒吾功、戰不能勝、不免於死、
願將軍孰計之、陳餘亦遺章邯
書曰、白起爲秦將、南征鄢郢、北
阬馬服、攻城略地、不可勝計、而
竟賜死、蒙恬爲秦將、北逐戎人、
開榆中地數千里、竟斬陽周、何
者功多秦不能盡封、因以法誅
之、今將軍爲秦將三歲矣、所亡
失以十萬數、而諸侯竝起、滋益
多、彼趙高素諛日久、今事急、亦
恐二世誅之、故欲以法誅將軍、
以塞責、使人更代將軍、以脫其

禍、夫將軍居外久、多內郤、有功
亦誅、無功亦誅、且天之亡秦、無
愚智皆知之、今將軍內不能直
諫、外爲亡國將、孤特獨立、而欲
常存、豈不哀哉、將軍何不還兵
與諸侯、爲從、約共攻秦、分王其
地、南面稱孤、此孰與身伏鈇質、
妻子爲僇乎、

【講義】時に秦の章邯猶ほ鉅鹿の南方棘原の地に陣
せり、項羽漳水の南岸に陣して之と對峙して未だ交
戦せざるに、秦軍兵氣沮喪し、退却數回に及びしか
ば、二世皇帝、使者を以て之を責讓せしむ、邯罪を獲
んことを恐れ、其長史司馬欣をして事情を分疏し指
揮を請はしめんが爲め上京せしむ、欣咸陽に到り、司
馬門に留りて召を待つこと三日に及べるも、丞相趙
高召見せず、是れにて彼が章邯を信ぜざるの心ある

燒拂ひ、唯、三日分の糧食を携帶するのみ、斯して最早此處を出發するからは必死の覺悟を以て秦軍に突入するのみと決して一點歸還の心無きことを其士卒に示せり、是に於て全軍疾風の勢を以て途中の秦軍を碎破して北進し、鉅鹿城下に到達すれば直に王離を圍んで其軍と遭遇し、相戦ふこと九回にして、彼れが生命と頼める甬道を絶ち、大に之を破りて其將蘇角を殺し、王離を捕虜にす、涉間は楚に降らず自ら火中に投じて死したり、是の時に當つて楚兵の銳勇なること實に諸侯の軍に冠絶せり、元來燕齊代等諸侯の軍も趙の厄急を聞きて、鉅鹿城下に赴援したる者、十餘所に壘壁を連ねたるも、僅に其壁を保守するのみにして、敢て兵士を其外に縦ちて秦軍と鋒を接するものなかりき、項羽の秦軍を撃つに及びて、他の諸將皆壘壁上より秦楚兩軍の戰狀を望觀するに、楚の戰士の勇猛なる、一以て十に當らざる者なく、大呼奮撃の聲九天に震動す、其壯絶悽麗なる、望觀の人々惴々然として恐怖せざるはなし、是に於て項羽已に秦軍を破り、諸侯の將を召見したるに、陣門に入れば恐懼の餘盡く膝行して前み、一人の敢て仰首して彼を正

視し得る者なかりき、楚の上將軍なる項羽は是に由りて始めて諸侯の上將軍となり、諸侯の軍皆其指揮に屬せり、

【字解】 釜、餽、餽はコシキ、俗に井籠と謂ふ、廡、舎、庶民の住む家屋、甬道、前節に解す、縦兵、陣を離れて其兵を出す、惴恐、惴音ズキ、亦恐なり、轅門、軍行車を列べて陣と爲し、車轅相向ふ、故に陣門を轅門といふ、轅はナガエと訓す、俗に梶棒と謂ふ、膝行而前、膝頭にて歩みて前方に出づ、

章邯軍棘原、項羽軍漳南、相持未戰、秦軍數却、二世使人讓章邯、章邯恐、使長史欣請事、至咸陽、留司馬門三日、趙高不見、有不信之心、長史欣恐、還走其軍、不敢出故道、趙高果使人追之、不及、欣至軍、報曰、趙高用事於

邪柱爲楯と、家屋の小柱と邪柱とは他の材を支持するに用ふるにより借りて抵抗の意となす、報命、君上に報告す、

項羽已殺卿子冠軍、威震楚國、名聞諸侯、乃遣當陽君、蒲將軍、將卒二萬、渡河、救鉅鹿、戰少利、陳餘復請兵、項羽乃悉引兵渡河、皆沈船、破釜、燒廬舍、持三日糧、以示士卒必死、無一還心、於是至、則圍王離、與秦軍遇、九戰、絕其甬道、大破之、殺蘇角、虜王離、涉間不降、楚自燒殺、當是時、楚兵冠諸侯、諸侯軍救鉅鹿、下者十餘壁、莫敢縱兵、及楚擊

秦、諸將皆從壁上觀、楚戰士無不一以當十、楚兵呼聲動天、諸侯軍無不人人惶恐、於是已破秦軍、項羽召見諸侯將、入轅門、無不膝行而前、莫敢仰視、項羽由是始爲諸侯上將軍、諸侯皆屬焉、

【講義】 項羽已に卿子冠軍宋義を誅殺し勢威は楚國の内に震ひ、名聲は諸侯の國に聞ゆ、乃ち先づ部將の當陽君及び蒲將軍を遣して二萬の士卒を將ゐて黃河を渡りて鉅鹿の圍を救援せしめしも、敵軍盛強にして楚軍勝利少く、趙の將、陳餘よりも重ねて援兵を項羽に請求し來りたれば、項羽遂に意を決し、乃ち楚の全軍を擧げて自ら之を引率し、黃河を渡れば各隊に通じて其渡船を河水に沈め、又陣中用ひたる釜甌等の炊爨具は之を破壊し、宿陣に充てたる民家は之を

となれば、其趙を取るは必然の勢なり、趙取られて秦の力は益々強を加ふるばかり、何んの疲敵を待つて乘ずるか、且つ國兵新に破敗し、吾が王坐するも席に安んじ給はず、國內の人数を出拂にして専ら之を將軍に委屬せられたるなり、されば國家の安危は懸つて此一舉にありとも謂ふべき場合、然るに毫も士卒の飢寒を恤む心もなく、徒に其子の出世、其子の送別などに奔走して一己の私事を營むばかり、彼は實に社稷の臣にあらずと言ひ出しぬ、斯かる内に宋義は無鹽より還り來れば、次將項羽は早天を冒して上將軍に參謁と披露し、彼が帳の中に於て一刀に宋義の頭を斬落せり、而して令を軍中に出して將士に告げたる口上には、此度宋義齊と密謀を通じて楚國に反けるに依り、我王内旨を以て項羽に仰せて誅戮せしめらると、是の時に當つて諸大將いづれも項羽の威力に怖ち居たれば、此事に就いて誰一人として彼は云ひて反抗する者もなく、一同口を揃へて、諸人に先立ち我楚國を建立したるは將軍の家なれば、今將軍も國家の爲めに反亂者を誅戮したるにて、當然の事なりと贊辭を呈し、共同して項羽を立て、假上將軍と

せり、假と言ふは、未だ公然懷王の許可を得ざるが爲め遠慮したるなり、さて已に宋義を殺し、其子を生し置きては後日の爲めならずと、至急人を走らせ宋襄に齊の國境内に追及びて之を殺さしめたり、斯て桓楚を使者とし彭城に至りて、宋義誅戮の顛末を懷王に報告せしむ、懷王何の異議もなく諸將の定めたるまゝ、項羽をして上將軍たらしむ、是れ秦の二世の三年十一月の事に係る、是に於て一時卿子冠軍に屬せる當陽君・蒲將軍等も皆項羽に従屬せり、

【字解】無鹽、縣名、今の山東泰安府にあり、高會、大會、芋菽、菽は豆、芋と豆とを雜へて糧食の代りにする、漢書には半菽に作る、其註に半は量器の名、半升を容ると、然らば半菽とは五合の豆なり、見糧、現在の糧食、因趙食、趙の糧食にたよる、新造之趙、今立つたばかりの趙國、其勢、其なりゆき、埽境内、國境内を奇麗に掃除したる如くに兵士を一人も残さず出せる意、恤士卒、恤は哀恤にてウレフ又アハレムと訓ず、徇其私、徇は營也、私事にばかり力を入るゝ意、即其帳中、上將軍の居る帳の中に就きて、莫敢枝梧、敢て一人として抵抗する者なし、註に曰く、小柱爲枝、

亂、乃相與共立羽爲假上將軍、使人追宋義子及之齊殺之、使桓楚報命於懷王、懷王因使項羽爲上將軍、當陽君、蒲將軍皆屬項羽、

【講義】斯かる場合に宋義は其子の宋襄を齊に遣すこととせり、是れ其國の宰相とする約あるに因る、(元來項梁在世の時にも宋義を齊に遣り齊よりも高陵君の來たれる如く、表面交通を絶てるにあらざらんも、齊の田榮は東阿に於て九死一生の場合項梁に救はれながら、己が放逐したる田假を楚の殺さざる爲め、梁が章邯を撃つに齊の出兵を促して助力を求むる數度に及びたるにも拘らず、之に應ぜず、是れ唯項梁の恩に背けるのみならず、梁が撃たむとする章邯は、己の兄を殺し、又己を苦しめたる敵にあらずや、田榮は實に道理の分からぬ強情者なり、今楚は前に秦といふ大敵を控へたればこそ、齊と別に事を構

へざるなれ、豈に心に釋然たらむ、項羽の意も深く憎み居れるなるべし、然るに其の齊は宋義の子を相とするまでに宋義と懇親なりしなり、他日項羽の宋義が齊と謀つて楚に反けりと云へるは、造事の様なれど、宋義の行爲も實際情理を得ず、是れ亦禍を取る所以なり)さて宋義は襄を送るとて、遠く軍を離れて、齊の西境なる無鹽迄往きて、其處に送別の盛大なる宴會を開けり、時に天寒く大雨降續き、宿陣の士卒は衣食の供給不充なるより、皆飢と凍に苦める折りなりければ、項羽は積日の不平と憎怨を遂に其口より漏すに至れり、曰く我々上下内外力を合せ秦を攻めんと一日の猶豫を許さざる時、空しく逗留に日を送つて一步も前進せずとは何事ぞ、且つ今や歳饑ゑて庶民貧困に陥り、我兵卒は憐れにも芋と豆にてやう／＼空腹を凌ぎ、軍中現糧無しと云ふ場合なるに、何ぞや、獨り酒宴の盛會に日を暮して、更に兵を引いて河を渡り、趙の食糧にたよりつゝ趙と力を協せて秦を攻むることをせず、延氣にも我は斯くして其の疲敝を待受くるなりと言ふ、夫れ秦の強盛なる勢を以てして、基礎未だ堅固ならざる趙を攻むるこ

に達したるなり、然らば宋州の安陽と解するを正しとす、搏牛之蝨、不可以破蟻蝨、搏はウツにて手にて打殺すこと、破も殺し除く意、蝨はアブ、蟻蝨はシラミ、此句の解しにくきは蝨は大、蟻蝨は小といふに拘はる故なり、實は大小を極、輕く視て、蝨は外面、蟻蝨は内面と、内外を重く視れば容易に解し得らる、也、兵罷、罷は疲、兵力の弱る意、我承其敵、我軍は其疲敵を待受けてつけこむ意、鼓行、勢好く進軍する、必舉秦矣、舉は綺麗に取つてしまふ、ソツクリ取つてしまふ意、被堅執銳、甲冑を被り兵器を執るといふを面白く言廻したるなり、很如羊、很は音痕の上聲、説文に不聽從一也とあり、モトル又タガフと訓ず、羊は溫柔の獸のやうなれども、なかく、ネデケ者にて牧者の指圖に従はぬことあり、

乃遣其子宋襄相齊、身送之、至無鹽、飲酒高會、天寒大雨、士卒凍餓、項羽曰、將戮力而攻秦、久留不行、今歲饑、民貧、士卒食芋

菽、軍無見糧、乃飲酒高會、不引兵渡河、因趙食、與趙并力攻秦、乃曰、承其敵、夫以秦之彊、攻新造之趙、其勢必舉、趙舉而秦彊、何敵之承、且國兵新破、王坐不安、席、埽、境內、而專屬於將軍、國家安危、在此一舉、今不恤士卒、而徇其私、非社稷之臣、項羽晨朝上將軍宋義、卽其帳中、斬宋義頭、出令軍中曰、宋義與齊謀反、楚、楚王陰令羽誅之、當是時、諸將皆慴服、莫敢枝梧、皆曰、首立楚者將軍家也、今將軍誅

趙の秦軍を破りても關中の秦を覆さねば天下の亂を平げたるものにあらず、然らば趙の秦軍を撃つは牛の蝨を搏つが如く、之を破るは左程困難にあらざらんも、徒にこゝに力を費すは得策にあらず、今秦、趙

を攻めて、戰勝たば我々與國の不幸なるに似たるも、彼も勝つに至るまでには餘程の手傷を受くべき筈なれば、兵力は今日と違ひ必ず疲労せん、味方は其弱味を待受け之に乗ぜば何の苦もなく勝利を得らるべし、若し又秦の趙に勝たざる時は、固より願慮するに及ばず、我は直に軍兵を引きて關中へ勇進せば、苦もなく秦の根本を拔取らん、されば吾先づ秦と趙とに勝負さするが得策なりとの考より、ワザと進發を見合せ居るなり、敵を畏れて徒に躊躇するにあらず、元來甲冑に身を堅め槍太刀を手に執つて戰場に働くことは、吾固より君に及ばざれど、坐ながら勢を察し敵を測りて謀策を運らすに至つては、失敬ながら君は吾には及ばずと、自分は老功者の積りにて高く止り、項羽を青二才の癩に何を知つて居るかと卑下したる語氣にて論じたり、且つ宋義は、羽を上將に反抗する者と憎く思ひ、因つて軍中に令して曰く、猛暴なる虎

の如く、不柔順なる羊の如く、貪慾なる狼の如く、強情にて使ひがたき者は一切斬首して容赦せずと、いと嚴格に申達せり、是れ暗に項羽に當擦アテコスルして彼を嚇したるなり、

【字解】安陽、相州の安陽(今の河南彰德府安陽)とする説と、宋州楚丘(今の山東曹州府曹縣の東南)西北の安陽とする説とあり、相州の安陽は河の北にて、楚軍の未だ河を渡らざると撞着し、又下文の宋義が其子の齊に行くを送つて無鹽に至るにも路順にあらずと云ふ、宋州の安陽は河の南、且つ子を送るの路順なれど、鉅鹿との距離は餘り遠くして、下文の項羽が三分の兵糧を齎して出立したる事情と合はずと云ふ、然し三分の兵糧云々は渡河の際のことにて、何も安陽出發の時と見るに及ばず、或はそれにして三日にては鉅鹿に達し能はずと云ふ者もあらむが、項羽の見込は鉅鹿の南に居て我を遮りつゝ、糧食を守護する章邯を先づ破るまでの間の事にて、邯を破れば糧も出來、通路も開く、下文に至則圍三王離とある爲め三分の糧食にて城下へ着きたるやう思誤るも、張耳傳の内には、一ト先づ章邯を破つて後鉅鹿

るにはあらず、又後日義帝(懷王)を弑する一因にも
なれるなり)

【字解】、司徒、夏周以來の官名にて戸部の長官、漢に
至り大司農といへる職に同じ、令尹、周の諸侯の卿は
楚にては令尹と稱す、碭郡長、郡長とは郡守の意、敗
微、敗軍すべきシルシ、説之、説は悦と同じ、卿子冠
軍、卿子とは其頃世間にて人を呼ぶ敬稱、猶ほ公子と
言はむがごとし、冠軍とは軍に冠たりの義にて上將
軍の意、

行至安陽、留四十六日、不進、項
羽曰、吾聞秦軍圍趙王、鉅鹿、疾
引兵渡河、楚擊其外、趙應其内、
破秦軍必矣、宋義曰、不然、夫搏
牛之蝨、不可以破蟣蝨、今秦攻
趙、戰勝則兵罷、我承其敝、不勝
則我引兵鼓行而西、必舉秦矣、

故不如先鬪秦趙、夫被堅執銳、
義不如公、坐而運策、公不如義、
因下令軍中曰、猛如虎、很如羊、
貪如狼、彊不可使者皆斬之、

【講義】さて、卿子冠軍の大軍はいよく彭城を出
發して安陽まで進軍したれども、如何なる考なるか
其地に逗留して、一箇月半を過すも出立の氣色な
し、次將の項羽は待遠き思に堪へかね、宋義に申すや
う、承る所によれば、今や秦軍趙王を鉅鹿城に圍む
と、趙の難儀は察するに餘りあり、然らば一日も早く
兵を引きて黄河を打渡り、味方は敵の外を撃ち、趙は
内より之に應じて合戦に及ばゞ、秦軍如何に強きも
之を破らんこと必定なりと、然るに宋義は、いと鷹揚
に之に對へて、否、否、牛の蝨を打殺しても牛の蟣蝨
は其手にて打殺されず、何んとなれば蝨は皮毛の外
面に止り、蟣蝨は皮毛の内面に喰込み居る故なり、今
趙に在る秦軍は蝨にて、關中に居る秦は蟣蝨、蝨を取
りても蟣蝨を除かねば牛の患は去れりと謂はれず、

に來り、項羽と呂臣が兩軍を合并して自身は其總將となり、呂臣には別に司徒の官稱を授け、其父の呂青をば令尹とせり、是等は皆楚國舊來の職名を用ひたるなり、又沛公劉邦をば其陣所に因つて碭郡の長とし、(沛公の陣地は碭縣なれど當時碭は又郡名なりき)之に武安侯なる封號を授けて碭郡の兵に將たらしむ、以上は一時其地に於ての役割なるが、實際軍務の役割は如何といふに、初め宋義が齊に使用する途中遇ひたる齊の使者高陵、君顯は其後楚軍中に在りしが、懷王に謁見せる折に、過日宋義の臣と出遇ひし時の話に、彼は武信君梁が軍の必敗を論ぜりとの事なりしが、數日を出でずして武信君の軍果して敗る、未だ合戦に及ばざる先に、既に其敗北の徵を見抜きしこと、實に兵法に明通せる者と謂ふべしと云ふ、懷王成程と感じ、宋義を召して試に事を謀りたるに、餘程の才物なりしかば、大に之を悦ぶ、且つ彼の經歷は、前楚滅亡の頃、令尹の顯職に在りし程の者なりしかば、王は新に彼を取立て、上將軍の職に置き、項羽には魯公の封爵を(羽が死後漢より魯公の禮を以て葬られたる事と參照)授けて次將とし、范增をば末將と

せり、斯く役割も定りて、これより河北の趙の籠城を救援する事となれり、而して他の楚に味方せる諸將もいづれも宋義の支配に屬したれば、宋義の威光は全く旭日の昇るが如く、軍中には彼を卿子冠軍と尊稱す、然し宋義が間もなく項羽の一刀に斃れたる禍は已に此一節に胚胎するなり、元來此度楚の興れるは項梁の功なること論なし、高祖本紀中に見ゆる如く、懷王は我家の立つる所と云ひたる項羽の意中より言へば、項梁戰死の上はそれに代る者は、其姪なる其副將なる且つ功勞ある我より他にあるまじと思ひ居たるに疑なし、然るに何の功勞もなき宋義が一躍して上將となり、己は次將とされたるは、全く意想外の事又大不平の事なり、而して其宋義が斯くされたるは何の爲めかといへば、我が季父の必敗を論じて適中したる一事に由れるにて、彼の名譽は季父の不名譽なり、而して彼今我上に立ちて昨日まで季父の部下たりし諸將より卿子冠軍と崇め呼ばれて得意なるを見ては其怨の深きも勿論なり、是れ遂に下文に見ゆる宋義が進軍の遲延に對する爭論に破裂して宋義の頭を斬落したるなり、爭論が原因にて殺した

軍によつて、いづれも鉅鹿の城に逃込めり、章邯は王離、涉間の兩將に之を圍ませ、己は離れて其南に陣す、是れ其兵糧の舟にて西南より來るものを攻城の味方に取次がざるべからず、又東南の齊楚より救援のあるにも備へざるべからざるが爲めなり、章邯の陣所より王離等の陣所まで特に甬道を築いて米穀を輸送し居るなど注意實に周到せり、さて又趙に於ては陳餘は大將なりしが、これは城中に入らずして、別に數萬の士卒を以て鉅鹿の北方に陣取れり、其頃世に河北の軍と呼びしは、是等鉅鹿城内の兵と陳餘が兵の趙軍を指したるものなり、

【字解】 渡河、河は黃河、陳餘爲將、後の行に陳餘爲將の語ある爲めに此處にも紛れて入れるなり、何故といふに是時陳餘は鉅鹿の北に居て未だ城内に入らざればなり、鉅鹿、郡名、今の直隸にあり、甬道、輜重を送るに敵の分捕を恐れ兩側に墻壁を築きて通行する道路、甬の音勇、粟、穀類、

楚兵已破於定陶、懷王恐、從盱台之彭城、并項羽、呂臣軍、自將

之、以呂臣爲司徒、以其父呂青爲令尹、以沛公爲碭郡長、封爲武安侯、將碭郡兵、初宋義所遇、齊使者高陵君顯、在楚軍、見楚王曰、宋義論武信君之軍必敗、居數日、軍果敗、兵未戰而先見敗徵、此可謂知兵矣、王召宋義與計事、而大說之、因置以爲上將軍、項羽爲魯公、爲次將、范增爲末將、救趙、諸別將皆屬宋義、號爲卿子冠軍、

【講義】 さて、楚軍は定陶にて大敗を取り、項梁も討死せる位なりしかば、懷王は盱台の都に獨り留守して居るも心許なく思ひけん、遂に盱台より西の彭城

會せられんと注意せり、果して其言に違はず、秦は關中の兵を悉く繰出して章邯が軍に増員し、楚軍を撃つて大に之を定陶に破り、流石の項梁も免れかねて戰歿せり、時に別軍の沛公項羽も外黃を去りて陳留を攻めしが、籠城堅固にて容易に下すこと能はず、兩將は相謀るやう、今や武信君の大敗戦により士卒心に恐怖を懷けば、此城攻は無効なり、暫く退却して時機を待つこと然るべしと、乃ち楚の一將呂臣が軍隊と諸共に東方に引上げ來りて、呂臣は彭城の東に、項羽は西に、沛公は又其西の遙離れたる碭縣に陣せり、【字解】城陽、縣名、又成陽に作る、漢の濟陰郡に屬す、今の山東曹州にあり、今の山東莒州も亦漢代の城陽國なるが爲め、或は濟陰の城陽を成陽の誤となせど、郟(即ち成)は周代の國名、後城の陽に遷る、故に城陽といふ、必ずしも誤とすべからず、濮陽、縣名、今の直隸に屬す、定陶、今の山東曹州にあり、離丘、縣名、即ち雍丘、古の杞國、今の河南開封府杞縣治、外黃、縣名、今の杞縣の東、陳留、漢の郡名、今の河南の陳留、項梁軍破、項羽は季父を呼び、沛公が羽の前にて其季父を呼ぶに直に其名を以てする筈なければ、

項梁の字は誤にて武信君と呼ぶべきなり、高紀中の項羽曰、懷王者吾家項梁所立、も此と同じく誤なりと、碭、音唐、縣名、今の江蘇徐州にあり、

章邯已破項梁軍、則以爲楚地、兵不足憂、乃渡河擊趙、大破之、當此時、趙歇爲王、陳餘爲將、張耳爲相、皆走入鉅鹿城、章邯令王離、涉間圍鉅鹿、章邯軍其南、築甬道而輸之粟、陳餘爲將、將卒數萬人、而軍鉅鹿之北、此所謂河北之軍也、

【講義】秦の章邯最早項梁が軍を破り梁をも殺したれば、楚の叛兵を以て憂ふるに足らずと爲し、乃ち兵鋒を轉じて黃河を渡り趙を撃つて又大に之を破る、此頃趙歇は趙王となり、張耳は其相となりしが、此敗

君乎、曰然、曰臣論武信君軍必敗、公徐行即免死、疾行則及禍、秦果悉起兵益章邯、擊楚軍、大破之、定陶、項梁死、沛公、項羽去外黃、攻陳留、陳留堅守、不能下、沛公、項羽相與謀曰、今項梁軍破、士卒恐、乃與呂臣軍俱引兵而東、呂臣軍彭城、東、項羽軍彭城、西、沛公軍碭、

【講義】 項梁は沛公項羽の二人に別に成陽城を攻めしめたるが、間もなく二人は之を屠つて西進し、濮陽の東にて秦軍を撃破す、秦軍は却きて濮陽城に入る、二人乃ち東南へ引返し、定陶を攻めたれども陥落せざるより再び西に轉じ、遠く地を略して雍丘に至り、大に秦軍を破つて其將李由を討取る、是れは李斯の

子なりきと云ふ、それより二人は引返して程近き外黃を攻む、外黃未だ下らざるに、武信君項梁東阿を出發して西南(本文の西北は誤)定陶に來り項羽等が雍丘の勝利に重ねて秦軍を破る、且つ項羽等の李由を斬れる報告にも接し、益、秦軍を輕んじ、心の驕は自然面に見ゆ、宋義といふ者乃ち之を諫めて、戰勝ちて將軍慢心し、士卒惰氣を生ずる軍勢の敗北するは必定なり、今味方の士卒は少しく惰氣を生じたる様見受けらる、(將驕ると言はず、又少しく惰るといへるは遠慮したるなり)それに引替へ秦の軍兵日々に其數を増加し來る、今後の成行き如何あらんか、吾實に御身の爲めに寒心すと云ひたるも、項梁は聽入れず、且つ宋義を五月蠅く思ひけん、齊に用事のあるを幸ひに彼を使者として遣せり、宋義途中にて齊の使者高陵君名は顯に出遇ひぬ、義は之に向ひ、公は我が武信君にも遇はるゝ積りなるかと問へば、然りと答ふ、義乃ち曰く、拙者先日武信君の軍につきて論ずる所あり、彼の軍は敗北すること疑なし、其敗北も目前に迫れることなれば公は徐々と行かれよ、さすれば生命に別條はなからん、若し急ぎ行かれなば禍難に出

相田角は趙に遁込む、角の弟の田間は齊の將にて兄の走る前趙に救を求めゐる爲めに往きたるが、これも其まゝ趙に留る、田榮乃ち兄の子の市を立て、王とし、己は其相となる、項梁は最早秦軍を東阿に破り之を追ふ途中より數度使者を齊に走らせて其出兵を催促し、俱に西進せんとせり、然るに田榮が言ふには、楚は假を殺し、趙は田角兄弟を殺すならば、兵を出さんとはいふ、項梁は、田假は我同志の國王にて君に逐はれ窮困して我に依る者なれば、情として之を殺すに忍びずと申送れり、田儵傳にては此事を懷王の言とす、蓋し、名義は懷王、意は項梁より出でたるものなればなり、此時趙にても田角田間を殺して齊に賣付け利益を取らんとせざりしを以て、田榮怒りて遂に出兵を承諾せざりき、此後、齊は常に楚の背後の患をなす事の屢見ゆるは、其濫觴實に此にあるなり、

【字解】居數月、斯くして數箇月の後、亢父、縣名、今の山東にあり、與齊田榮司馬龍且軍救東阿、與は爲なり、司馬は武官、東阿、縣名、今の山東にあり、與國、同じ仲間の國、與は黨與、市於齊、市はあきなひする、賣付けて儲を取る意、即ち齊の要求通り田角兄弟を殺

して其援兵を得るにたとふ、

項梁使沛公及項羽別攻城陽、屠之、西破秦軍濮陽、東秦兵收入濮陽、沛公項羽乃攻定陶、定陶未下、去西略地、至雒丘、大破秦軍、斬李由、還攻外黃、外黃未下、項梁起東阿、西北至定陶、再破秦軍、項羽等又斬李由、益輕秦、有驕色、宋義乃諫項梁曰、戰勝而將驕、卒惰者敗、今卒少惰矣、秦兵日益、臣爲君畏之、項梁弗聽、乃使宋義使於齊、道遇齊使者高陵君顯、曰、公將見武信

遂に滅亡せりとて、地名の解尤も有力なれども、此三戸は語氣よりも文理よりも民戸の數と解するは正し、若し三戸津とすれば雖字何の要かある、縦令三戸津の如き寒村でもと解したりとて、其地は楚の地にあらず、唯、項羽が其處を渡過し、章邯を破りたるまでにて秦を亡すに切ならず、楚後、楚王の後胤、其勢不長、勢は理論上のなりゆき、蠶起、蠶は蜂と同じ、蜂の巢より飛起ちて縦横入違に雜沓するが如し、盱台、縣名、音煦怡、今の安徽泗州にあり、

居數月、引兵攻亢父、與齊田榮、司馬龍且軍救東阿、大破秦軍於東阿、田榮即引兵歸、逐其王假、假亡走楚、假相田角亡走趙、角弟田間故齊將、居趙不敢歸、田榮立田儋子市爲齊王、項梁已破東阿下軍、遂追秦軍、數使

使趣齊兵、欲與俱西、田榮曰、楚殺田假、趙殺田角、田間、乃發兵、項梁曰、田假爲與國之王、窮來從我、不忍殺之、趙亦不殺田角、田間以市於齊、齊遂不肯發兵助楚、

【講義】 斯くして數箇月を経、項梁軍兵を引いて西に進みて亢父縣を攻む、然るに是れより先齊王田儋は魏王咎が秦の將章邯に圍まれたるを救ひたるが、反つて章邯の逆襲に因つて敗死す、其弟の田榮餘兵を引纏めて東阿に逃げたるに、又章邯に圍まれて危急に陥る、當時亢父に在りし項梁は之を聞きて先づ其司馬龍且の軍を北進せしめて之を救ひ、大に秦軍を破つて章邯を走らす、田儋の敗死したる時、齊にては故齊王田健の弟假を立て、王とせしが、田榮之に不平なりしかば、東阿の圍の解くるに及び榮は直に兵を引いて歸り假を放逐せり、假は楚に通込み、假の

き、此度南方よりはるく、項梁を尋ね往きて、彼が爲めに説けるやう、陳勝の失敗はもとより當然の事なり、何となれば秦の六國を滅したるは無殘とはいへ、六國にても多少彼に對して討たるべき名義のなきにしもあらざれど、楚に於ては毫もこれといふべき罪なし、懷王が彼の爲めに欺かれて其國に入り、拘留せられて遂に老死して返らざるが如きは何んたる哀れぞ、楚人今日に至りても皆氣の毒に思ひ居るなり、されば楚の南公が豫言にも、楚國の秦に對する恨は骨髓に入れり、たとひ一國滅亡して三家村になればとて後日秦を亡す者は楚國に疑ひなしと云へり、然るに今陳勝は首として旗を楚國に揚げながら、楚王の後胤を主君に立てず、匹夫の分際を以て自ら王となり濟せしこと如何に考ふるも久しく續くべき道理なし、今君江東よゝ起りたるに、舊楚國領内群蜂の紛然巢より飛立ちたるが如き反將の先を争ひて君に附従するは何故なるか、實に項氏は代々楚國の將軍たりし家筋なれば、君に於ては必ず能く舊主の子孫を立てらるべき事と思ふに由るのみ、請ふ、こゝに熟考せられて大計を誤る勿れと云ふ、是に於て項梁至極其

言を尤とし、楚王の血統を求めたるに、懷王の孫に當れる名は心といふ者其頃人に備はれ羊を飼ひ居ることを聞出したれば、之を立て、主君と崇め、其祖王の諡を取つて直に心を楚の懷王と呼べり、頗る奇なる稱呼なれども、是れ楚人の今に深く故懷王を哀慕し居れるを以て、つまり其の望に従ふ便宜に出でたるなり、既に王あり、宰相なかるべからず、乃ち東陽の將、長者の陳嬰を楚の上柱國と爲して、之を五縣の地に封じ、懷王の都をば臨淮の盱台と定め陳嬰を附けて此に居らしむ、而して項梁自身は武信君と號して専ら討伐の事に任ず、懷王の立てるは、秦の二世の二年六月の事なりき、

【字解】居鄴、縣名、今の安徽にあり、鄴音は巢にて、古の巢國、卽夏桀の奔れる地、漢紀には増は阜陵人とあり未だ孰れか是なるを知らず、阜陵は九江に屬す、不反、故國に歸還せず死す、南公、道士、或は陰陽家といふ、六國時代の楚人、漢書藝文志に南公十三篇の書目見ゆ、楚雖三戶、三戶を地名としたると、民戸の數と解したると、楚の三大姓、昭屈景三氏としたるとの三説あり、其後項羽三戶津を渡つて章邯を破り秦

聞きしかば、項羽の歸還を幸ひ、諸手の別將を薛の本營に召集して、善後の計策に就いて會議せり、時に沛公（追書）劉邦も近地の沛縣に兵を起し、亦薛へ往きて梁に隨從す、

【字解】 黥、布蒲將軍、黥布本姓は英、初罪あつて黥せらる、因て自ら改姓す、蒲は姓其名詳ならず、下邳、縣名、今の江蘇徐州府邳州の東、按ずるに邳に對して下邳といふ、亦下相の類、彭城、今の江蘇徐州銅山縣治、距、拒ぐ、倍陳王、倍は背く、逆無道、漢書には逆上に大字あり、本文は誤脱ならん、胡陵、今の山東濟寧州魚臺縣の東南、梁地、今の河南歸德府商邱縣の南、即睢陽は漢代梁國の首府、栗、縣名、今の河南歸德府夏邑縣治、薛、今の山東兗州府滕縣の東南、即古齊の孟嘗君が封地、襄城、即今の河南許州の襄城、定死、定は俗語、必字の意、沛、縣名、今の江蘇徐州府沛縣の東、

居鄴人范增年七十素居家好

奇計往説項梁曰陳勝敗固當

夫秦滅六國楚最無罪自懷王

入秦不反楚人憐之至今故楚南公曰楚雖三戸亡秦必楚也今陳勝首事不立楚後而自立其勢不長今君起江東楚蠡起之將皆爭附君者以君世世楚將爲能復立楚之後也於是項梁然其言乃求楚懷王孫心民間爲人牧羊立以爲楚懷王從民所望也陳嬰爲楚上柱國封五縣與懷王都盱台項梁自號爲武信君

【講義】 當時居鄴縣人に范增といふ者あり、最早七十歳の老年に及びたれども家居して仕官せず、戰國時代の所謂縱橫家の餘流にて奇計を好める傑物なり

邯軍至粟、項梁使別將朱雞石、餘樊君與戰、餘樊君死、朱雞石軍敗、亡走胡陵、項梁乃引兵入薛、誅雞石、項梁前使項羽別攻襄城、襄城堅守不下、已拔、皆阬之、還報項梁、項梁聞陳王定死、召諸別將會薛計事、此時沛公亦起沛往焉、

【講義】項梁已に陳嬰を味方とし、淮水を渡つて北進す、黥布及び蒲將軍の二人も各、手勢を引き來つて隨從したれば、項梁の軍今は都合六七萬の大兵となり、沂水の東岸、泗水の北岸なる下邳に陣す、此頃秦嘉といふ者、故の楚王の一族景氏にて名は駒なる人を立て、楚王とし下邳の西なる彭城の東に於て項梁が軍と遙に對陣して之を拒がん形勢を示せり、梁は部下の軍吏に對して曰く、陳王天下に先んじて大事

を起し、不幸一戰に利を失ひ行跡不明なるは實に氣の毒の至りなるに、今、秦嘉は之に背きて無遠慮にも景駒を立てたるは大逆無道、見逃し難しと、乃ち其兵を進めて秦嘉を撃てるに、嘉敗れて北走す、梁之を追ひて泗水の upstream 胡陵迄至りたる時、嘉は引返して一日間戰ひたれども遂に戰死して其軍兵は降伏し、景駒も梁の地方に脱走したるも亦死せり、項梁已に秦嘉が降兵を并せて胡陵に陣し、間もなく之を引いて將に西進せんとする折しも、秦の名將章邯が軍の粟縣まで到來せりととの報告に接したれば、別手の將、朱雞石・餘樊君二人に命じ進んで邯と合戦せしむ、然るに餘樊君は戰死し、朱雞石も敗軍して胡陵に遁歸りたれば項梁兵を引いて薛邑まで退却し、こゝにて雞石が敗軍の罪を鳴らして誅殺す、是れより先き項梁は項羽を別軍として河南の襄城を攻めしむ、襄城は堅固に籠城して容易に降伏せざるが爲め、項羽怒に堪へず、已に之を攻抜くや悉く其城兵を阬殺せり、羽が初陣に此殘忍の行爲を演じたるは彼の大業の成否は最早疑はるゝ、羽本軍に還り來て此旨を項梁に報告せり、此頃に至り梁は陳王の確實に戰死したるを

汝が家の婦となりてより歳久しきとなれど、遂に一度も汝陳氏の先代に高貴の位に昇れる人のありしを聞かず、然るに時節とはいへ、何の縁故もなく卒然王などといふ勿體もなき名稱を得るは家の不吉にて後日の禍難恐るべし、されば獨立するなどは見合はせて、他の有力者に隨從するに如くはなし、斯くせば事成就の日には少くも封侯の榮を得べく、失敗に終るも逃落ちて生命はたすかり易し、是れ平生世間よりことごとく指名されざるが爲めなりと、陳嬰は此説諭にいたく感じ入り、王の稱號を見合せつゝ、その軍吏に諭すやう、此度江東より起れる項氏は代々將軍の家筋、楚國中誰知らぬ者もなし、今我々は大事を擧げんとするに、第一將たる者は相當の人物を得ざれば不可なり、然らば我々は項氏の如き名族に倚賴して事を爲せば秦を亡すことは必せりといへば、軍吏は勿論、衆人皆尤もと承引せり、是に於て項梁と和親せしのみならず、二萬の軍を擧げて梁の配下となれり、

【字解】東陽、縣名、今の安徽泗州内にあり、令史、令の吏を令史と曰ひ、丞の吏を丞史と曰ふ、長者、有徳

者の稱、適用、其用に適當する、異軍、蒼頭特起、異軍とは其軍を殊異にする意、蒼頭とは青帽を着くること、戰國策に、魏に蒼頭二十萬ありと見ゆ、即ち已に魏の軍兵の號なり、特起とは猶新に起るといはんがごとし、汝家婦、汝陳家の婦、易以亡、亡は亡匿、にぐる、

項梁渡淮、黥布蒲將軍、亦以兵屬焉、凡六七萬人、軍下邳、當是時、秦嘉已立景駒爲楚王、軍彭城、東欲距項梁、項梁謂軍吏曰、陳王先首事、戰不利、未聞所在、今秦嘉倍陳王而立景駒、逆無道、乃進兵擊秦嘉、秦嘉軍敗走、追之、至胡陵、嘉還戰一日、嘉死、軍降、景駒走死、梁地、項梁已并秦嘉軍、軍胡陵、將引軍而西、章

人、少年欲立嬰、便爲王、異軍蒼頭特起、陳嬰、母謂嬰曰、自我爲汝家婦、未嘗聞汝先古之有貴者、今暴得大名、不祥、不如有所屬、事成、猶得封侯、事敗、易以亡、非世所指名也、嬰乃不敢爲王、謂其軍吏曰、項氏、世世將家、有名於楚、今欲舉大事、將非其人、不可、我倚名族、亡秦必矣、於是衆從其言、以兵屬項梁、

【講義】項梁大江を渡つて聞けば、陳嬰といふ者已に東陽を下し、淮水以南には秦に味方するものなし、項梁使者を以て與に連合和親を約し打つて西上することとせり、こゝまでは綱領にて以下は陳嬰が興起と嬰が項梁に屬する所以を説くものなれど、嬰が

母の賢夫人にて識見の非凡、當時の事情に切なるが爲め、暫くこゝに百八十九言を費したるなり、然るに忽ち兵屬項梁の一句にて再び本題に歸著す、史公の筆の敏なるを見るべし、さて、此陳嬰といふ者は元來淮南東陽縣の令史、或は獄史ともいふ、平素信實謹慎にて縣内長者と呼べり、然るに陳勝舉兵の事起るや東陽縣の少年等縣令を殺して聚合する者が數千人に及び、其長を立てんとせしが、是れといふべき適當の人を得る能はず、乃ち長者と呼ばれたる陳嬰より他にあるべからずと、此旨を嬰に願出づ、嬰は一も二もなく斯かる重任には當り難しと謝絶せしも、少年等は聽入れず、遂に強ひて立て、其長とせり、縣内之を聞き我もくと味方して隨從する者二萬人に及び、此意外の盛況より少年等は頭や長位の名稱にては満足せず、嬰が名號を王として其格式に崇敬し、以て團體の規模を大ならしめんと、各地蜂起の軍隊と全く異様に青帽揃として目新しく起れり、精兵とはいへ、項梁項籍の自から勧誘し八千人にて起れると、陳嬰が德望、二萬人の推戴にて起れるとは頗る懸隔あり、然るに陳嬰の母は嬰に諭して曰ふやう、我は

汰のなきより、自己より申出でたるに、梁は、前に某家の喪儀に君を何々の掛とせり、しかるに君は其事を辦じかねたり、此れ此度君を任用せぬ所以なり、決して忘れたるにも取落したるにもあらずと云ふ、當人は勿論、其他の者も此一言にて皆屈伏せり、項梁は自ら會稽の守となり、籍は其副將となり、管下の諸縣を徇ふ、其頃（於是）廣陵の人召平といふもの陳勝の爲めに其郷土を味方させんが爲め歸郷したるが未だ歸服せしむる能はざる内に陳勝秦軍の爲めに敗走して行跡不明となり、秦軍又廣陵へも攻寄せむといふ

取沙汰に驚きしも、彼もしれ者、少しも周章アワてず、京口江を渡つて吳中に来り、我こそは陳王の仰を蒙り態々參つた使者なりと詐り、項梁を拜して陳王の上柱國の官を授く、實は陳勝が敗死して召平身の倚依を失ひ、又廣陵に居ては秦兵來攻の恐あるより、項梁が軍中に逃込みしのみ、然るに彼は上柱國の官を授け、更に梁に向つて、江東は最早平定に及びたれば、一時も早く軍兵を引き西進して秦を撃て、是れ亦陳王の嚴命なりと云ふ、是れ自分を目指し來る秦兵を支へさせむ工夫なり、さすがの項梁も之を眞に受け、

すなはち至急八千人の精兵を引き、大江を渡つて上方指して進發せり、項羽が末路において江東子弟云々の嘆は正に此に呼應して、無量の感慨を生ずるなり、

【字解】豪吏、頭アタマ株マダラの役人、下縣、下は首府に對して言ふ、會稽郡管下の諸縣、豪傑、重立てる人、校尉、候司馬、共に軍馬を掌る官職、皆伏、伏は服のごとし、裨將、裨は補助、タスク、徇、撫徇の徇、味方さするやうにする、陳王、陳勝を姓にて呼ぶ、下旬の楚王と同じ、楚は地にて呼ぶ、又且至、且は將、まさに、上柱國、即ち相國、江東、前節江西の下に註す、

聞陳嬰已下東陽、使使欲與連和、俱西、陳嬰者、故東陽令史、居縣中、素信謹、稱爲長者、東陽少年殺其令、相聚數千人、欲置長、無適用、乃請陳嬰、嬰謝不能、遂彊立嬰爲長、縣中從者得二萬

中に大力無雙の項籍は劍を揮つて飛込み、矢庭に小百人を撃殺せる故、府廳を擧げて其勢に怖伏し、一人の敢て起つて抗敵する者もなし、

【字解】 會稽守通謂梁曰、通は郡守の名、姓は殷である、又通謂梁曰とあるが、漢書の籍傳には、項梁の語にて、事實甚だ異れり、未だ孰れか是なるを知らず、江西、江水東流して九江に至りて折れて東北流し、金陵より再び東流して海に向ふ故、今の江蘇の南部と浙江の北部地方を江東と呼べり、之に對して江を隔て、北西の地方を指して江西と呼ぶ、胸籍、胸の音舜、動レ目而使レ之也と、めくばせず、數十百人、百以下或は八十九に至る、故に數十百と云ふ、習伏、習は氣を失ふこと、

梁乃召故所知豪吏、諭以所爲起大事、遂舉吳中兵、使人收下縣、得精兵八千人、梁部署吳中豪傑、爲校尉、候司馬、有一人、不

得用、自言於梁、梁曰、前時某喪、使公主某事、不能辦、以此不任用、公衆乃皆伏、於是梁爲會稽守、籍爲裨將、徇下縣、廣陵人召平、於是爲陳王、徇廣陵、未能下、聞陳王敗走、秦兵又且至、乃渡江、矯陳王命、拜梁爲楚王、上柱國、曰、江東已定、急引兵西、擊秦、項梁乃以八千人渡江而西、

【講義】 項梁乃ち從前知合ひの吳中の重立てる官吏を召出し、此度斯くして暴秦討伐の大事を起す所以を諭説し、遂に吳中の軍兵を擧げて八千人の精兵を得たり、乃ち之を組織して又吳中の重立てる人物をその大中小の將校として、それく手配に及べり、時に一人の折角其選に與らむと思ひ居たるに會て音沙

莫^シ知^ル其^ニ處^ヲ、獨^リ籍^ヲ知^ル之^ヲ耳、梁^乃出^テ、
 誠^ニ籍^ヲ持^シ劍^ヲ居^テ外^ニ待^ツ、梁^復入^リ、與^シ守^ル
 坐^ス、曰^ク、請^フ召^フ籍^ヲ、使^シ受^ケ命^ヲ、召^シ桓^楚、守^ル
 曰^ク、諾^ト、梁^召籍^ヲ入^ル、須^臾、梁^胸籍^曰、
 可^シ行^フ矣^ト、於^レ是^ニ籍^遂拔^テ劍^ヲ斬^シ守^ル頭^ヲ、
 項^梁持^シ守^ル頭^ヲ、佩^シ其^ノ印^綬、門^下大^ニ
 驚^キ擾^ス亂^ス、籍^所擊^ス殺^ス數^十百^人、一^府
 中^皆惴^伏、莫^敢起^フ、

【講義】 秦の二世の即位元年七月、陳涉吳廣と軫縣
 の大澤郷に一揆を起したるが始にて、遂に天下の大
 騷亂となる、其九月會稽郡守の殷通は項梁を召して
 相談するやう、今や江西地方は皆反旗を翻せり、此形
 勢より察するも最早天、秦を亡すの時運となれる也、
 我聞く機に先んじて事を爲せば能く人を制御し、後
 るれば制御を人に受くと、一步二歩の先後にて勢の
 相違は懸隔す、今は一刻の猶豫を許さぬ時機なれば

吾も此地方の軍兵を發して旗揚げせん、就ては君と
 桓楚の二人に其指揮を委任せんと、蓋し郡守は二人
 を手先に使ひて功名を自己に收めん野心なれど、對
 手は更に無類の大野心家なるを知らずして此機密の
 相談に及びたるは其命數の盡きたる處、此頃桓楚が
 事を以て逃亡し、澤中に身を匿して行跡不明の折な
 れば、項梁此事を利用して郡守に向ひ、仰の趣き拙者
 だけは委細承知は致せしものゝ、目下桓楚は逃亡の
 身にて諸人其居處を知る者なきには閉口せり、しか
 し彼は拙者の姪籍と懇意の者なれば籍のみはその所
 在を知れるかと存すと云ひて室を立出で、何事か項
 籍に注意し劍を持つて室外に扣へて沙汰を待たせ置
 き、再び室内に入來て郡守と對坐し、只今表を尋ねた
 るに、幸、姪は居合せたり、彼を召されて桓楚を伴ひ
 來るやう仰付けられて如何と云へば、郡守は承知と
 答ふ、梁は因て籍を呼入れ、一言二言の應答の後、梁
 は籍に目くばせして、ヤレと一喝すれば、籍は其聲
 諸共に劍を引抜き郡守の頭を斬落せり、梁其頭を提
 げ、又その會稽郡守の印綬を取つて我身に帶び、表の
 方に現出づ、郡守の屬僚大に驚き騷擾譬へん方なき

吳縣、大繇役、官の大工事に人民が夫役に出る、主辦、其事に主として力を盡す、指圖役、陰、裏面に、其能、賓客子弟の材能、

秦始皇帝游會稽、渡浙江、梁與籍俱觀、籍曰、彼可取而代也、梁掩其口曰、毋妄言、族矣、梁以此奇籍、籍長八尺餘、力能扛鼎、才氣過人、雖吳中子弟皆已憚籍矣、

【講義】 秦の始皇帝は其三十七年の冬、有名なる會稽山に遊び石を立て、秦の功德を頌し、それより北に向ひて浙江を渡り吳中に立寄れる途中、梁と羽と伴合ひて其行列を観る、儀仗の美々しく供廻の盛なるに籍は思はず語を漏して、彼奴奪取つて代りくれんと言へば、項梁愕き羽が口を掩ひて、馬鹿な事を言ふな、一族生命がなきぞと叱れり、しかしこれにて梁

は心中に籍をば尋常の者にあらず、末頼母しと悦びぬ、是れ舉兵の一年前の事にて項籍方に二十三歳、身の長八尺有餘の大男、鼎を擧ぐる怪力ある上に、才氣の敏銳人にすぐれたれば、吳中の名門貴族の子弟も之に對しては皆一目置きて憚れり、

【字解】 會稽、山名、今の浙江紹興府の南、浙江、卽錢塘江、今一省の名となる、族矣、一族誅滅せられん、長八尺餘、長は身の長、扛鼎、扛音江、擧と訓ず、説文に横關對擧也とありて物を横木で擔ぎ擧ぐることを、鼎は非常なる重量ある銅器故、扛鼎といへば大力無雙の形容、

秦二世元年七月、陳涉等起大澤中、其九月、會稽守通謂梁曰、江西皆反、此亦天亡秦之時也、吾聞先卽制人、後則爲人所制、吾欲發兵、使公及桓楚將、是時桓楚亡在澤中、梁曰、桓楚亡、人

にも斯くいふ、學書、書は書法、去學劍、去とは罷むる意、竟學、竟は終までやり遂ぐ、

項梁嘗有櫟陽逮、乃請斬獄掾曹咎書、抵櫟陽獄掾司馬欣、以故事得已、項梁殺人、與籍避仇於吳中、吳中賢士大夫、皆出項梁下、每吳中有大繇役及喪、項梁常爲主辦、陰以兵法部勒賓客及子弟、以是知其能、

【講義】 或る歳、櫟陽縣内に獄事起りて、罪跡項梁に連及し捕縛さるべき運命に遭遇せり、梁乃ち或る縁故より斬縣の獄掾曹咎が辯解の手書を請ひ、之を櫟陽の獄掾なる司馬欣宛にて届けたる爲め、幸に無事なるを得たり、(此事はたゞ梁が經歷のみにて書きたるに非ず、後に至りて二獄掾の事見えて此に照應するなり) 其後項梁は又殺人罪を犯し、復讐の虞あるよ

り其地に安んじかね、遂に籍と遠く吳中に避難せり、吳中は即ち古の吳都にて、秦代には會稽郡の首府なりし故、其繁華は勿論、東南に於ける賢士大夫の淵藪なりき、然るにその人々はいづれも梁が下手に出でたるものにて、梁が羽振は實に素晴し、故に吳中より大夫役の出づる時、又は大喪儀のある時の如き、梁はいつも他の依頼を以て其指圖役となれり、是等は事複雑にて人數も衆きことなれば、尋常人の手腕にては迎も覺束なきが爲めなり、然るに梁には兵法といふ隱藝を持ちてあれば、裏面に於て巧に之を運用して出入の人々、及び其地の若者共を其向きくゝに手配して使ふ處より、混雜もなく手落ちもなし、これ吳中人士の愈、彼に服せる所以なれど、梁に於てもこれにて其地方人の材能の大小高下を能く胸中に知り得て他日の擧兵に便利を得たるなり、

【字解】 有櫟陽逮、正義に櫟音樂、櫟陽は縣名、漢代は左馮翊郡、今の陝西西安府にあり、逮音代、及と訓ず、罪の連及(かゝりあひ)するをいふ、斬獄掾、斬は縣名、音機、今の安徽鳳陽府にあり、獄掾は獄事を司る長官、抵、至也、先方へ届ける、吳中、今の江蘇蘇州

足^ル以^テ記^ス名^ニ姓^ニ而^シ已^ハ、劔^ハ一^ノ人^ノ敵^ト、不^レ足^ラ學^ブ、學^ニ萬^ノ人^ノ敵^ト、於^テ是^ニ項^ニ梁^ヲ乃^チ教^フ籍^ニ兵^ヲ法^ヲ、籍^ニ大^ニ喜^ブ、略^シ知^ル其^ノ意^ヲ、又^モ不^レ肯^テ竟^ヘ學^ブ、

【講義】 項籍は下相縣人にて字は羽といひ、初て江東より起れる時は二十四歳なりき、其父の名は詳ならざるも、羽が幼少の時已に世を去り、羽は全く其季父なる項梁に養育せられたるものなるらし、而して又その興起も全く項梁に依れり、故に梁は歴史上よりするも羽が傳記よりするも大切なる人物故、史公は其季父は項梁と特筆提起して、以下羽と梁とを交互錯綜して叙述し去るなり、此項梁の父は戰國末の楚の將軍項燕にて、始皇本紀中にも見ゆる如く、秦の將王翦に戮されたる者なり、尤も始皇本紀には燕自殺すとあれども、王翦に撃破せられての事なれば斯く書きたるなり、この項氏は代々楚の將軍にて汝南の項縣に知行所ありたるを以て項を姓氏としたるなりき、斯く項氏の先代は楚國にての門閥なりしに、

秦は其楚を滅し、剩へ梁には父の仇、羽には祖父の仇なれば、彼等の他日楚國を表榜し秦に對して旗揚したるも偶然ならず、さて項籍の少年時代には、彼は最初書法を學びたるも成就せず、中途に罷めて擊劔を修めしも是れ亦成功せざるを以て、季父の項梁、胙甲斐なき奴と怒りたるに、籍は、文字などといふものは、上手も下手も言ふに足らず、己が姓名を記くを得ば充分なり、又劔術などいふものも、一人の對手となるだけにてつまらぬものなり、吾願くは萬人を前に廻してあしらふべき術を學びたしと云ふ、梁乃ち父祖傳來の兵法を教へたるに、籍は此上もなく喜びて學びたるも、是れ亦槩略用兵の意を知るまでにて、精細に奧義を極めて學び遂げんとするにもあらざりき、

【字解】 下相、縣名、相水の上流に相縣のあるに對して下流に下相縣あり、漢代臨淮郡に屬す、今の江蘇徐州府宿遷縣の西、字羽、字子羽と書くが正しといふ説あり、本書の中にも他に子羽と書ける所屢見ゆ、しかし顔子淵を顔淵と呼ぶ例もあれば差支はなからむ、季父、伯仲叔季は兄弟の順序なる故、從父の順序

をいふ、鄒、邑の名なり、不_レ名、賢にして先見の明あり、故に名をいはず、

【備考】此の篇は東漢の明帝が班固に始皇紀の贊語中には寧ろ非とする所あらざるかとの問に對し、表を上りて秦の過失と賈誼の論中に是ならざる所あるを指摘して答へたるものなり、是れ前篇と俱に後人の附入に係る、故に格を下して紀文に別つ、

項羽本紀第七

項羽は帝位に即きたる者にあらず、然るに之を本紀に列したるは不穩當なり、宜しく降して世家中に置くべき者なりと索隱に見えて、頗る尤なる説の如きも唐虞三代及び秦と連續して本紀に歲月の間隙なく書き來り、秦より漢に移らんとする際に及びて忽ち四五年間の空隙を生ず、然るに其間先づ諸侯の盟主たるは楚にて、其義帝は項羽の家にて立つる所、而して諸侯の上將

軍も項羽なり、秦を滅し王侯を封じたるものも項羽なり、縱令名目は霸王なるも、時日は短きも、一時天下の實權は全く彼の掌中にありしとは確にて、漢の高帝さへ初は彼の指揮を奉じ、彼の封爵を受けたるなり、故に太史公が秦漢の際に項羽本紀を挿入したるは、當時の實情より論ずるも、編輯の順序より言ふも蓋し不當にはあらざらん、結尾の論贊中にも其意を漏せり、さりとて又彼を歷代帝王の一人とまで認めて本紀を立てたるにあらざる意も項羽本紀と彼の姓字を呼びて題目を設けたるにて明に知らるゝなり、

項籍者、下相人也、字羽、初起時年二十四、其季父項梁、梁父即楚將項燕、爲秦將王翦所戮者也、項氏世世爲楚將、封於項、故姓項氏、項籍少時、學書不成、去學劍、又不成、項梁怒之、籍曰、書

誼の論紀季の明にも及ばざるなり、吾れ秦紀を讀む毎に子嬰が趙高を車裂せし所に至りて、未だ嘗て其の決行を健氣なりとし其の志を憐ますんばあらざるなり、子嬰は其の死生の義備はれりと謂ふべし、

【字解】孝明皇帝、東漢の明帝なり、周、歷、已、移、周皇の亡びたるをいふ、仁、不、代、母、秦、直、其、位、仁は仁徳の君にして帝王の次序の意なり、母は五行の相生にて生ずるを母といひ、出づるを子と爲す、即ち水(母)は木(子)を生じ、木(母)は火(子)を生じ、火(母)は土(子)を生じ、土(母)は金(子)を生じ、金(母)は水(子)を生ずるが如し、直は値なり、アタルと訓む、位は帝王の位なり、さて五行の運行にて子が母に代はるを順となす、而るに秦の水徳が周の木徳に代はりしは是れ母が子に代りしものにして五運に反せり、故に秦は母に代はらずといふ、而して周を火徳と爲すは始皇の推論なり、前に見ゆ、呂政、始皇のこと、始皇は呂不韋の幸姫の子なり、而して幸姫の莊襄王の妃となる時已に孕めり、故に呂といふ、政

は其の名なり、施、於、後、王、秦の制度官職の後代に傳はれる者多きをいふ、狼狐參伐、共に星の名なり、狼狐は弓矢を主り、參伐は斬艾の事を主る、佐攻驅除、天下を驅滅するをいふ、距之、二字にて至るの意なり、人頭畜鳴、胡亥の愚闇を形容せる語なり、頭首面目は人にして能く言語すれども、此の好惡を辨せず、恰も六畜の鳴くが如し、不、威、不、伐、胡亥に帝王の威なくんば伐たれざりしとの意なり、期、滅亡の期なり、華、紱、花やかなる印綬なり、黃、屋、黄色の裏の車蓋なり、小人、趙高を指す、偷、安、ぬすみやすんず、日、日齋して廟に詣らざりしをいふ、權、謀なり、眞、人、眞の天子なり、沛、公を指す、素、車、喪車なり、嬰、組、組を頸に繋げて自殺の意を示すと、茅、旌、鸞、刀、共に宗廟の器なり、茅旌は茅にて爲りたる旌、鸞刀は鸞は鈴なり、刀環に鈴ありて其の聲節に中るの刀なり、嚴、王、楚の莊王のこと、班、固、明帝の諱を避けてしかいふ、雍、ふさぐなり、爛、たゝるなり、司、馬、遷、此の三字衍文ならむ、一、日、之、孤、子嬰を指す、僅の間天子と爲り、孤獨にして佐け無き

ならずや、彼の言へるとは、頭は人にして能く言語すれども好悪を辨ぜざること畜類の鳴けるが如し、寧ろ天子の威あらざれば伐たれず、惡も篤からざれば虚く亡びざりしならむを、天子の威と暴惡とは遂に留むることを得ざるに至り、殘虐は以て其の滅亡の期を促せり、故に形勢便益の國に居ると雖、猶存在することを得ざりしなり、子嬰は次を度りて嗣ぐことを得、玉冠を冠り、華絺を佩び、黃屋を車にし、百司を従へ、將に七廟に謁せむとす、されど趙高の陰謀あらむことを恐れて未だ至らず、さて趙高の如き小人が非位に乗れば、忽ちにして其の守を失はずといふこと莫し、乃ち子嬰は齋に五日間を費して日日を儉み安んじ、獨り能く長く念ひ、又却き慮りて其の二子と權謀を作り、近く齋宮の戸牖の間に事を決し、竟に猾臣趙高を誅して二世の爲に賊を討ちぬ、高の死後は賓客婚姻未だ盡く相いたはることを得ず、食事も未だ咽に下るに及ばず、酒も未だ脣を濡すに及ばざるに、楚兵已に關中を屠り、眞の天子既に霸水の上に翔る、是に於て子

嬰は其の敵すべからざるを知り、喪車にて組を頸に嬰けて自殺の意を示し、天子の印章を奉じ、以て帝者に歸服す、昔時鄭伯楚の莊王に破られ肉袒して左に茅旌を執り右に鸞刀を執りて莊王を迎ふ、莊王舎を退くこと七里なりと、河の決するは復壅ぐべからず、魚の爛れたるは復全くすべからず、勢の敵すべからざるは如何ともすべからざるなり、而るに賈誼曰く、向に子嬰をして庸主の才ありて僅に忠誠の輔佐を得しめば、山東亂るゝと雖、秦の地は全くして有つべく、宗廟の祀は未だ當に絶つべからざるなりと、されど秦の衰微は久しき以前より積りて、天下は土の如く崩れ瓦の如くに解けたり、假令周旦の材ありと雖、復其の巧を陳ぶる所無けむ、而るに子嬰を責むるは誤れるかな、世俗に秦の始皇罪惡を起し、胡亥嗣ぎて之を極むと、實に其の理を得たり、而るに賈誼は復子嬰を責めて秦の地全うすべしと、是れ所謂時變に通ぜざるの言なり、昔紀季は鄴邑を以て齊に入りしかば後に其族を存したり、故に春秋之を賢として名いはざりき、今賈

〔司馬遷〕曰、向使嬰有庸主之才、僅得中佐、山東雖亂、秦之地可全、而有宗廟之祀、未當絕也、秦之積衰、天下土崩瓦解、雖有周旦之材、無所復陳其巧、而以責一日之孤、誤哉、俗傳秦始皇起罪惡、胡亥極得其理矣、復責小子云、秦地可全、所謂不通時變者也、紀季以鄙、春秋不名、吾讀秦紀、至於子嬰車裂趙高、未嘗不健其決、憐其志、嬰死生之義備矣、

【講義】 孝明皇帝十七年、十月十五日乙丑に曰く、周歷已に移りて周室滅亡せり、さて帝王の次序は五行の運行に従ふものとす、即ち出づる子は生ずるに母に代るを定めとす、而るに秦の水徳の母が反つて周の木徳の子に代りて其の次序を亂せり、且つ始皇は殘忍暴虐の君たりしなり、然れども、其の身諸侯を以て十三歳に天子と爲り、天下を并兼し、私情を極め欲望を縦にして宗族親戚を養育し、三十七年の在位間に天下に兵刃の加はざる所無く、政令を制作して之を後王に施せり、蓋し聖人の威靈を得たる者か、故に河神は圖録を授け、狼狐星・參伐星の氣に據り蹈みて天下を驅滅し、遂に始皇帝と稱するに至る、始皇既に歿し、胡亥嗣ぐ、胡亥は極めて愚鈍なり、酈山の工事未だ畢らざるに復阿房官を作り、以て始皇の策を成し遂げむとす、其の言にいふ、凡そ天下を有つを貴しと爲す所は意を恣にし欲を極むるに在るなりと、大臣の中に先君の爲しかかりし所を罷めむと欲するに至れば、斯と去疾とを誅し、佞臣趙高を任用す、寔に痛ましきの至

母秦直其位、呂政殘虐、然以諸侯十三并兼天下、極情縱欲、養育宗親、三十七年、兵無所不加、制作政令、施於後王、蓋得聖人之威、河神授圖、據狼狐、蹈參伐、佐攻驅除、距之稱始皇、始皇既歿、胡亥極愚、酈山未畢、復作阿房、以遂前策云、凡所為貴有天下者、肆意極欲、大臣至欲罷先君所為、誅斯去疾、任用趙高、痛哉言乎、人頭畜鳴、不威不伐、惡不篤不虛亡、距之不得留、殘

虐以促期、雖居形便之國、猶不得存、子嬰度次得嗣、冠王冠、佩華紱、車黃屋、從百司、謁七廟、小人乘非位、莫不怙忽、失守、偷安、日日、獨能長念、却慮父子作權、近取於戶牖之間、竟誅猾臣、為君討賊、高死之後、賓婚未得盡相勞、餐未及下咽、酒未及濡脣、楚兵已屠關中、真人翔上、素車嬰組、奉其符璽、以歸帝者、鄭伯茅旌鸞刀、嚴王退舍、河決不可復壅、魚爛不可復全、賈誼

武王生れて十九年にして立つ、立ちて三年にして渭水の水三日間赤かりき、昭襄王生れて十九年にして立つ、立ちて四年に初めて田間に阡陌を開く、孝文王生れて五十三年にして立つ、莊襄王生れて三十二年にして立つ、立ちて二年にして太原の地を取る、元年に國中に大赦す、又先王の功臣を調査して夫々恩賞を賜ひ、徳を施すに骨肉を厚くし、惠を民に布く、此の時東周と諸侯と相謀りて秦を弱めむとす、秦乃ち相國呂不韋をして東周を誅せしめ、盡く其の國土を秦に入る、されど秦は其の祭祀を絶たず、陽人の地を周君に賜ひ、以て周の祭祀を奉承せしむ、始皇國を饗くること三十七年、酈邑に葬る、二世皇帝を生む、始皇生れて十三年にして立つ、二世皇帝國を享くること三年、宜春に葬る、此の時趙高は丞相・安武侯と爲る、二世生れて十二年にして立つ、

右秦の襄公より二世に至るまで六百一十歳なり、

【字解】西時、時は神靈を祭る處なり、まつりの

には、秦は其の地西方に在り、故に西時といふ、庶長、庶兄に同じ、妾腹の子にして嫡子より年長者をいふ、聚、猶村落の如し、伏、伏日なり、蠱、熱毒惡氣なり、志、誌と通ず、致、霸、はたがしらの稱號を賜ふこと、著人、著は寧なり、寧は門屏の間の稱、寧人は即ち宦者のことなり、畢公、秦紀には哀公に作れり、是なり、康景、衍文なり、僖公、秦に僖公無し、索隱は上の景公の注に一作僖公といへり、是れ或は景公の誤ならむ、其七年、百姓初帶劔、秦紀と表とは簡公六年にあり、伍、五家を一組と爲すこと、嬰兒、赤子なり、阡陌、阡は南北の路なり、陌は東西の路なり、骨肉、親族なり、陽人、地名なり、

【備考】此の編は秦の舊記なり、後人次の班固の語と本紀の末に并記して參證に備ふ、今古本に據り低書して正文に別つ、

孝明皇帝十七年、十月十五日乙丑日、周歷已移、仁不代、

に霸の稱號を賜ふ、雍に葬る、繆公は著人に學べり、康公を生む、康公國を享くると十二年、雍の高寢に居る、均社に葬る、共公を生む、共公國を享くると五年、雍の高寢に居る、康公の陵の南に葬る、桓公を生む、桓公國を享くると二十七年、雍の太寢に居る、義里丘の北に葬る、景公を生む、景公國を享くると四十年、雍の高寢に居る、丘里の南に葬る、畢公を生む、畢公國を饗くると三十六年、車里の北に葬る、夷公を生む、夷公國を享けずして死にぬ、左宮に葬る、惠公を生む、惠公國を享くると十年、車里に葬る、悼公を生む、悼公國を享くると十五年、僖公の西城雍に葬る、刺龔公を生む、刺龔公國を享くると三十四年、入里に葬る、蹠公懷公を生む、其の十年に彗星見る、蹠公國を享くると十四年、受寢に居る、悼公の陵の南に葬る、其の元年に彗星見る、懷公晉より來り、國を享くると四年、櫟圍氏に葬る、靈公を生む、諸臣反して懷公を圍む、懷公自殺す、肅靈公は昭子の子なり、涇陽に居る、國を享くると十年、悼公の陵の西に葬

る、簡公を生む、簡公晉より來り、國を享くると十五年、僖公の陵の西に葬る、惠公を生む、其の七年に百姓初めて劍を帶ぶ、惠公國を享くると十三年、陵圍に葬る、出公を生む、出公國を享くると二年、出公自殺す、雍に葬る、獻公國を享くると二十三年、囂圍に葬る、孝公を生む、孝公國を享くると二十四年、弟圍に葬る、惠文王を生む、其の十三年に始めて咸陽に都す、惠文王國を饗くると二十七年、公陵に葬る、悼武王を生む、悼武王國を享くると四年、永陵に葬る、昭襄王國を享くると五十六年、芷陽に葬る、孝文王を生む、孝文王國を享くると一年、壽陵に葬る、莊襄王を生む、莊襄王國を享くると三年、芷陽に葬る、始皇帝を生む、此の時呂不韋丞相と爲る、さて獻公立ちて七年に初めて市を爲すことを行ひ、十年に戶籍を爲りて五家を一組と爲す、孝公立ちて十六年の冬に桃李華さく、惠文王生れて十九年にして立つ、立ちて二年にして初めて銅錢を發行す、此の時新に生れたる嬰兒ありて曰く、秦は且に王たらむとすと、悼

年、取_レ太原_ノ地、莊襄王元年大
赦、脩_レ先王_ノ功臣_ノ施_レ德_ヲ厚_{クシ}、骨_ノ肉_ヲ
布_リ、惠_ヲ於_レ民、東周與_レ諸侯_ノ謀_ル秦、
秦使_レ相國_ヲ不韋_ヲ誅_セ之、盡_ク入_ル其_ノ
國、秦不_レ絶_テ其_ノ祀、以_テ陽人_ノ地_ヲ賜_ヒ
周君_ニ、奉_ニ其_ノ祭祀_ヲ、始皇饗_ル國_ヲ三
十七年、葬_ル鄜_ノ邑_ニ、生_ニ二世皇帝_ヲ、
始皇生_ニ十三年_ニ而立_ツ、二世皇
帝享_ル國_ヲ三年、葬_ル宜春_ニ、趙高爲_ル
丞相安武侯、二世生_ニ十二年_ニ
而立_ツ、

右秦襄公至_ニ二世_ニ、六百一
十歲_{ナリ}、

【講義】 襄公立ちて國を享くること十二年にし
て死にぬ、襄公の時初めて西時を作りて白帝を
祠る、襄公を西垂に葬る、文公を生む、文公立ち
て西垂の宮に居り、五十年にして死に、西垂に葬
る、靜公を生む、靜公國を饗けずして死にぬ、憲
公を生む、憲公國を饗けると十二年、西の新邑に
居る、死にて衙に葬る、武公・徳公・出子の三人を
生む、出子國を饗けると六年、西陵に居る、庶兄
の弗忌・威累・參父の三人賊を率めて出子を郃衙
に賊ふ、衙に葬る、武公立つ、武公國を饗くるこ
と二十年、平陽の封宮に居る、宜陽聚の東南に葬
る、三人の庶兄出子を殺したる罪に伏す、徳公立
つ、徳公國を享くること二年、雍の大鄭宮に居
る、宣公・成公・繆公を生む、陽に葬る、徳公の時
初めて伏日を置き、伏神社を作りて狗を邑の四
門に磔にして熱毒惡氣を禦ぐ、宣公國を享くる
と十二年、陽宮に居る、陽に葬る、宣公の時初め
て閏月を誌す、成公國を享くること四年、雍の宮
に居る、陽に葬る、此の時齋は山戎と孤竹國とを
伐てり、繆公國を享くること三十九年、天子穆公

子子也、居涇陽、享國十年、葬
 悼公西、生簡公、簡公從晉來、
 享國十五年、葬僖公西、生惠
 公、其七年、百姓初帶劍、惠公
 享國十三年、葬陵圉、生出公、
 出公享國二年、出公自殺、葬
 雍、獻公享國二十三年、葬囂
 圉、生孝公、孝公享國二十四
 年、葬弟圉、生惠文王、其十三
 年、始都咸陽、惠文王饗國二
 十七年、葬公陵、生悼武王、悼
 武王享國四年、葬永陵、昭襄
 王享國五十六年、葬蒗陽、生

孝文王、孝文王享國一年、葬
 壽陵、生莊襄王、莊襄王享國
 三年、葬蒗陽、生始皇帝、呂不
 韋相、獻公立七年、初行為市、
 十年、為戶籍、相伍、孝公立十
 六年、時桃李冬華、惠文王生、
 十九年而立、立二年、初行錢、
 有新生嬰兒、曰秦且王、悼武
 王生十九年而立、立三年、涓
 水赤三日、昭襄王生十九年
 而立、立四年、初為田、開阡陌、
 孝文王生五十二年而立、立三
 襄王生三十二年而立、立二

德公立、德公享國二年、居雍、大鄭宮、生宣公、成公、繆公、葬陽、初、伏以御蠱、宣公享國十二年、居陽宮、葬陽、初、志閏月、成公享國四年、居雍之宮、葬陽、齊伐山戎、孤竹、繆公享國三十九年、天子致霸、葬雍、繆公學著人、生康公、康公享國十二年、居雍、高寢、葬均社、生共公、共公享國五年、居雍、高寢、葬康公、南、生桓公、桓公享國二十七年、居雍、大寢、葬義里丘、北、生景公、景公享國四

十年、居雍、高寢、葬丘里、南、生〔畢〕公、〔畢〕公饗國三十六年、葬車里、北、生夷公、夷公不享國、死、葬左宮、生惠公、惠公享國十年、葬車里、〔康〕景、生悼公、悼公享國十五年、葬〔僖〕公、西城、雍、生刺龔公、刺龔公享國三十四年、葬入里、生躁公、懷公、其十年、彗星見、躁公享國十四年、居受寢、葬悼公、南、其元年、彗星見、懷公從晉來、享國四年、葬櫟圍氏、生靈公、諸臣圍懷公、懷公自殺、肅靈公昭

み、民心已に安ければ、天下に逆行の臣ありと雖、必ず響應の助無からむ、故に古語に曰く、安んぜる民には與に義を行ふべく、危ぶめる民には與に非を爲し易しと、實に此の時のことをいへるなり、二世は貴きこと天子と爲り、富は天下を有ちながら、其の身戮殺を免れざりしは、是れ始皇の時より傾ける政道を正すこと非なりしを以てなり、是れ二世の過なり、已上第二篇なり、

【字解】 領、頸なり、くび、寒、凍なり、コソエと訓む、裋褐、短は短なり、褐は毛毳にて織りたるものにして馬衣の如きもの、賤者の著る衣なり、糟糠、糟は酒のかす也、糠はぬかなり、替々、衆口のやかましきなり、縞素、縞は白色の絹なり、素は白なり、縞冠、素紕として喪服のことなり、囹圄、獄舎なり、收帑、汗穢、收帑は收賄なり、汗穢は藏匿の罪なり、倉庫、米穀を貯ふる藏なり、輕賦、少事、賦は賦税なり、事は役なり、威德、威は新書に盛に作れり、謹然、喜悅の貌なり、狡猾、わるがしこきこと、不軌、國家の法に順はざること、壞宗廟、與民、一本に此の五字無し、二世宗廟を壞し、ことなければ此の五字無きを是と爲す、更始作、復作

るの意なり、別に更めて作る意にあらず、紀、經理を立つることなり、

襄公立、享國十二年、初爲西時、葬西垂、生文公、文公立、居西垂宮、五十年死、葬西垂、生靜公、靜公不饗國而死、生憲公、憲公享國十二年、居西新邑、死、葬衙、生武公、德公出子、出子饗國六年、居西陵、庶長弗忌、威累、參父三人、率賊賊出子、鄙衍、葬衙、武公立、武公饗國二十年、居平陽、封宮、葬宣陽、聚東南、三庶長伏其罪、

【講義】 始皇の政を失へること其れ此の如し、今秦の二世立つ、天下皆領を引きて其の政如何を觀むとせざる者無し、さて凍えたる者は馬衣の如き褌褐をも便利とし、饑ゑたる者はかすぬかをも甘しとす、天下の替々として治者を渴望する時は新主の財貨なりとは、此れ罷勞したる民には仁を爲し易きを言へる也、前に二世をして凡庸の主君の行ありて忠賢の臣に任さしめ、臣主心を一にして海内の患を憂へ、綽冠素紕の喪中の時より已に先帝の過を正し、地を裂き民を分ちて功臣の子孫を封じ、國を建て君を立て、天下を禮し、獄舎を虚くして刑戮を免じ、收賄賊罪の囚人を除去し、各其の郷里に反らしめ、倉廩を發き、財幣を散じ、以て孤獨窮困の士を救ひ、賦税を軽くし、役を少くし、以て百姓の急を佐け、法律を約め刑罰を省き、以て其後を保持し、天下の人をして皆自ら新にし節操を更め行狀を修め各其の身を慎むことを得しめ、萬民の望をして自然に塞がらしめ、盛徳を以て天下に與せば、天下の民必ず集らむ、此の如くなれば四海の内皆喜悅して各、自ら其の處に安んじ樂み、唯天下に變あることを恐るゝなり、此の時狡猾の

民ありと雖、多くは上を離るゝの心無ければ、不軌の臣は其の智略を飾るに由無くして、暴亂の汗穢自ら止まむ、而るに二世は此の知り易き術を行はず、反つて始皇の無道に重ぬるに又無道を以てし、復阿房宮を完成せむとし、刑を繁くし誅を嚴しくし、官吏の治め方は容赦なくむごつけくし、賞も罰も其の實に當らず、賦斂は程度無く取り立て、天下に役事多くして官吏も經理を立つること能はず、百姓困窮すれども、君主は之を收め恤むことをせず、然る後に奸佞僞詐の徒並び起りて、上下の意思相通れて疏通すること無く、罪を蒙る者衆くして、刑戮せらるゝ者道に相望む、而して天下皆之を苦み、君卿より以下衆庶人に至るまで、人々自ら不安の心を懷き、親しく窮苦の實に處りて、咸其の位地に安んぜざるなり、上下の状態此の如くなるが故に人心寔に動き易きなり、是を以て陳涉は殷の湯王周の武王の賢才を用ひず、公侯の尊爵を藉らず、唯臂を大澤に奮ひて天下響の如くに應じたるは、是れ其民心危殆に陥れる時なるを以てなり、故に先王は始終の變を見存亡の機を知れり、是を以て民を養ふの道は務めて之を安んずるに在るの

以持_テ其_レ後_ヲ使_メ天_下之_レ人_ヲ皆得_ル自_ラ新_ニ更_メ節_ヲ修_レ行_ヲ各慎_ム其_レ身_ヲ塞_ム萬_民之_レ望_ヲ而_テ以_テ威_ヲ與_ニ天_下天_下集_{ラン}矣_一卽_チ四_海之_レ內_ヲ皆謹_ム然_ト各_レ自_ラ安_ニ樂_シ其_レ處_ニ唯_ル恐_ル有_レ變_ヲ雖_レ有_ニ狡_猾之_レ民_ニ無_ニ離_ル主_之心_一則_チ不_レ軌_ニ之_レ臣_ニ無_ニ以_テ飾_ル其_レ智_ヲ而_レ暴_ル亂_ニ之_レ奸_ヲ止_ム矣_一二_世不_レ行_ニ此_レ術_ヲ而_レ重_ス之_ニ以_テ無_ニ道_ヲ壞_ニ宗_廟與_レ民_ニ更_ニ始_メ作_リ阿_房宮_ヲ繁_ク刑_ヲ嚴_ク誅_ヲ吏_ヲ治_ヲ刻_ク深_ク賞_ヲ罰_ヲ不_レ當_ラ賦_ヲ歛_ヲ無_レ度_ニ天_下多_ク事_ヲ吏_レ弗_レ能_ハ紀_ル百_姓困_窮而_レ主_レ弗_レ收_メ恤_ム然_レ後_ニ奸_レ僞_レ竝_ビ起_リ而_レ上_下相_レ遁_ル蒙_ル罪_者衆_ク刑_ヲ戮

相_ニ望_ム於_レ道_ニ而_レ天_下苦_レ之_ヲ自_ラ君_卿以下_ニ至_ル於_レ衆_庶人_レ懷_ニ自_ラ危_ム之_レ心_一親_シ處_ニ窮_苦之_レ實_ヲ咸_レ不_レ安_ニ其_レ位_ニ故_ニ易_シ動_キ也_一是_レ以_テ陳_涉不_レ用_ニ湯_武之_レ賢_ヲ不_レ藉_ニ公_侯之_レ尊_ヲ奮_ニ臂_ヲ於_レ大_澤而_レ天_下響_ニ應_ル者_一其_レ民_レ危_也故_ニ先_ニ王_レ見_ニ始_メ終_メ之_レ變_ヲ知_ル存_ニ亡_ニ之_レ機_ヲ是_レ以_テ牧_民之_レ道_ヲ務_メ在_ニ安_レ之_レ而_レ已_ニ天_下雖_レ有_ニ逆_レ行_ニ之_レ臣_ニ必_ズ無_レ響_ニ應_ル之_レ助_ヲ矣_一故_ニ曰_ク安_民可_ニ與_ニ行_ニ義_ヲ而_レ危_民易_ニ與_ニ爲_ニ非_ヲ此_レ之_レ謂_也貴_ニ爲_ニ天_子富_ニ有_ニ天_下身_レ不_レ免_ニ於_レ戮_殺者_一正_レ傾_非也_一是_レ二_世之_レ過_也

の政道を改め易へず、依然として暴虐を以て國是とせり、是れ其天下を取ると天下を守るとの術を違へるなり、先王の道に據らず、孤獨にして之を有てり、故に其亡ぶること立ちて待つべきなり、若し始皇をして上世の遺事を計り、殷周の治迹に並び、以て其政を制御せしめば、假令後に淫逸驕慢の主ありと雖、而も未だ遽に傾き危くなるの患あらざりしなり、故に三王の天下を建つるや、名分稱號顯かに美にして功勳事業長久なり、

【字解】并、海内、新書には此の上に滅、周祀の句あり、刪るべからざるに似たり、以、養、四海、新書には以、四海、養に作れり、斐然、別本靡然に作る、なびく貌なり、郷、向ふなり、五霸、齊の桓公、晉の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王是なり、力政、武力政事なり、兵革、兵は兵器なり、革は甲冑なり、轉じて戰爭のこと、罷敵、つかること、元元之民、元元は原原に同じ、本源なり、民は國の本源なり、故に民を元元の民といふ、虛心、心を空しくす、即ち始皇の天子と爲りし道程は如何なりしかを詮索せぬとなり、貪鄙、鄙は吝なり、貪鄙はむさぼりやぶさかなること、禁、文書、

百家の書を燒きしをいふ、天下始、天下の魁の意なり、

今秦二世立、天下莫不引領而觀其政、夫寒者利短褐、而饑者甘糟糠、天下之替替、新主之資也、此言勞民之易爲仁也、郷使二世有庸主之行、而任忠賢、臣主一心、而憂海內之患、縞素而正先帝之過、裂地分民、以封功臣之後、建國立君、以禮天下、虛囹圄而免刑戮、除去收帑汗穢之罪、使各反其郷里、發倉廩散財幣、以振孤獨窮困之士、輕賦少事、以佐百姓之急、約法省刑、

信^セ功^ニ臣^ヲ、不^マ親^ニ士^ニ民^ニ、廢^テ王^ニ道^ヲ、立^テ私^ニ權^ヲ、禁^{ジテ}文^ヲ書^ヲ、而^{シテ}酷^ニ刑^ヲ法^ヲ、先^ニ詐^ニ力^ヲ、而^{シテ}後^ニ仁^ニ義^ヲ、以^テ暴^ヲ虐^ヲ爲^ス天^ノ下^ヲ、始^ト夫^レ并^セ兼^{スル}者^ハ高^シ詐^シ力^ヲ、安^{スル}定^{スル}者^ハ貴^ク順^ク權^ヲ、此^レ言^フ取^リ與^ル守^ル不^ル同^ク術^ヲ也、秦^レ離^レ戰^レ國^ヲ、而^{シテ}王^リ天^ノ下^ヲ、其^ノ道^ハ不^レ易^ク、其^ノ政^ハ不^レ改^ム、是^レ其^ノ所^レ以^テ取^リ之^ヲ守^ル之^ヲ者^ハ異^ナ也、孤^ク獨^ク而^{シテ}有^ル之^ヲ、故^ニ其^ノ亡^ル可^ク立^テ而^{シテ}待^ツ、借^シ使^シ秦^ノ王^ノ計^リ上^ノ世^ノ之^ヲ事^ヲ、竝^シ殷^ノ周^ノ之^ヲ迹^ヲ、以^テ制^シ御^ス其^ノ政^ヲ、後^ニ雖^シ有^ル淫^ニ驕^ニ之^ヲ主^ト、而^{シテ}未^ダ有^ラ傾^ク危^ク之^ヲ患^ヲ也、故^ニ三^ノ王^ノ之^ヲ建^ツ天^ノ下^ヲ、名^ヲ號^ヲ顯^ニ美^ニ、功^ヲ業^ヲ長^ク久^ク、

【講義】

秦は周祀を滅し、海内を并せ、諸侯を兼ね、

南面して帝と稱し、以て四海を養ふ、是の時に當り、天下の士は斐然として草の風に偃すが如く靡けるは何ぞや、曰く、近古に王者無きと久し、周室は卑微にして振はず、あれどもなきが如し、五霸も亦既に歿して、令を天下に布く者無し、是を以て諸侯は武力を以て政事を行ひ、彊きは弱きを侵し、衆きは寡きを暴して、戰爭休まず、士民罷敝せり、かゝる時に秦は南面して天下に王たり、是にて上に天子といふ者あり、よつて元元の民は其性命を安んずるを得んことを冀ひ、心を虚くして上を仰がざるなし、故に此の時に當りて天子の威を守り功臣の功を定むべきなり、是れ安危の本は一に係りて此に在り、而るに秦王は貪り吝なる心を懷き、自ら奮ひ起すの智を行ひて、功臣を信ぜず、士民に親まず、王道を廢て、私權を立て、文書を禁じて刑法を酷しくし、詐力を先にして仁義を後にし、暴く虐ぐることを以て天下を治むる魁と爲せり、夫れ并せ兼ねる者は詐力を高しとし、安んじ定むる者は順なる權力を貴ぶものなり、此れ天下を取るに守るとは其の術を同じくせざるを言へるなり、さて秦は戰國の時期を離れて天下に王たり、然るに其

然秦以區區之地、千乘之權、招八州而朝同列、百有餘年矣、然後以六合爲家、殺函爲宮、一夫作難而七廟墮、身死人手、爲天下笑者、何也、仁義不施、而攻守之勢異也。

【講義】 陳涉と六國との比較は已に前述の如し、されど秦は又六國の比にあらず、即ち其の昔は區々たる雍州の小地と千乗の兵權とを以て、他の八州の諸侯を招きて、同列の諸侯を朝せしめたること、凡そ百有餘年なり、其の後始皇に至り六合を家となし、殺函を宮と爲して、其の勢力當るべからざりしなり、而るに彼れ陳涉が如き一夫が難を起したりとて、七廟は墮ち身は人の手に死にて天下に笑れたるは何ぞや、是れ仁義を天下に施さずして、攻むると守るとの時勢が昔日と異なればなり、已上第一篇なり、

【字解】 區區、小なる貌なり、千乘之權、兵車千乘を

出し得る諸侯の兵權なり、八州、九州の中雍州を除きたるもの、諸侯なり、一夫、陳涉を指す、七廟、天子の廟なり、大祖の廟と三昭三穆となり、

秦并海内、兼諸侯、南面稱帝、以養四海、天下之士、斐然鄉風、若是者何也、曰、近古之無王者久矣、周室卑微、五霸既歿、令不行於天下、是以諸侯力政、疆侵弱、衆暴寡、兵革不休、士民罷敝、今秦南面而王天下、是上有天子也、既元元之民、冀得安其性命、莫不虛心而仰上、當此之時、守威定功、安危之本在於此矣、秦王懷貪鄙之心、行自奮之智、不

而語矣、

【講義】 始皇既に没したれども、其の餘威は尙蠻夷に振へり、此の時陳涉起れり、陳涉は破れ甕を以て牖となし繩を樞に係けたる程の貧家に生れ、下衆下郎にして新開地に遷されたる徒なり、其の才能は中人に及ばず、仲尼・墨翟の賢、陶朱・猗頓の富あるに非ず、足を軍列の間に躡みて、畎畝の中より勃起し、罷れて散り、くになりたる卒を率ひ、五六百の衆を將ゐて、漁陽より轉じて秦を攻む、木を斬りて兵器と爲し、竿を掲げて旗と爲す、其れ陳涉は此の如く微弱にして言ふに足らざるの輩なり、而るに天下の豪傑響の如くに應じ、糧を擔ひて景の如くに従ふ、是より山東の豪俊遂に並び起ちて秦の一族を亡しぬ、且つ夫れ天下は小弱にあらず、雍州の地殺函の固は依然たり、陳涉の位は齊・楚・燕・趙・韓・魏・宋・中山の君より尊きに非ず、鋤鍬又は棘の柄の戟は曲戟長劔より利きには非ず、漁陽を戍りし衆は九國の師に當るべきに非ず、深く謀り遠く慮りて軍を行り兵を用ふるの道は前時の諸士に及ぶに非ざる然り也、而して其成

敗は異に變り、功勳事業は相反せり、試に山東の國をして陳涉と長所を度り強大を較べ權威を比べ武力を量らしめば、年を同じくして語るべからざるなり、

【字解】 殊俗、蠻夷なり、甕、牖、繩、樞、甕はかめなり、牖はまどなり、樞は戸のくるゝなり、破れ瓶を窻となし戸の樞に繩を係けたるとして貧家のことなり、眡、隸、眡は古文の氓なり、即ち民なり、民隸は使役せらるゝ者、即ち下衆下郎なり、仲尼、孔子なり、墨翟、墨子なり、陶朱、范蠡のこと、猗頓、魯人なり、共に富者なり、躡、ふむなり、行伍、軍列なり、行は二十五人、伍は五人なり、偏起、猶勃起の如し、什伯、陳涉世家には阡陌に作れり、阡陌は猶畎畝の如し、什伯、陳涉世家には阡陌なり、贏糧、贏は擔ふなり、景從、影の如く従ふをいふ、自若、依然なり、棘矜、棘は刺ある木の名なり、矜は戟の柄なり、棘を伐りて作りたる戟の柄なり、鏃、利きなり、句戟、刃の曲りたるほこなり、長鞬、鞬は劔なり、適戍、適は謫と通ず、適戍は流刑にせられ其の地を守ること、抗、當るなり、郷時、前きの時なり、累、較ぶなり、

作れり、鞭笞、むちうつこと、百越、越には種屬多し、故にいふ、俛首係頸、頭を垂れ頸を繋ぐ、降參の貌なり、下吏、獄官の下吏なり、藩籬、まがきなり、國境の意、百家之言、經子の書をいふ、兵、兵器なり、銷鋒、鑄鐵、陳涉世家には銷鋒鋌、鑄以爲金人十二に作れり、賈誼の書と合ふ、此は恐らくは誤れり、銷は鎔解するなり、鋒は刀端なり、ほさき、鋌は鑄に同じ、やじりなり、黔首之民、黔首は新書に天下に作れり、此は誤なり、華、山の名なり、爲津、津は池に作るべし、新書も陳涉世家も然り、誰何、何は呵と通ず、誰ぞと其の姓名を詰問すること、以、已と通ず、スデニと訓む、金城、其の守備の堅きをいふ、

秦王既沒、餘威振於殊俗、陳涉
甕牖繩樞之子、眈隸之人、而遷
徙之徒、才能不及中人、非有仲
尼墨翟之賢、陶朱猗頓之富、躡
足行伍之間、而倔起什伯之中、

率罷散之卒、將數百之衆、而轉
攻秦、斬木爲兵、揭竿爲旗、天下
雲集響應、贏糧而景從、山東豪
俊遂竝起、而亡秦族矣、且夫天
下非小弱也、雍州之地、殽函之
固、自若也、陳涉之位、非尊於齊
楚、燕趙韓魏宋衛中山之君、鉏
耰棘矜、非鏦於句戟長鎩也、適
戍之衆、非抗於九國之師、深謀
遠慮、行軍用兵之道、非及鄉時
之士也、然而成敗異變、功業相
反也、試使山東之國與陳涉、度
長絜大、比權量力、則不可同年

以弱黔首之民、然後斬華爲城、因河爲津、據億丈之城、臨不測之谿、以爲固、良將勁弩、守要害之處、信臣精卒、陳利兵而誰何、天下以定、秦王之心、自以爲關中之固、金城千里、子孫帝王萬世之業也、

【講義】始皇に至るに及び、六世の遺したる功烈を續ぎ、長き策を振りて天下を治め、東西二周を呑みて諸侯を亡し、天子の位に即きて六合を制御し、杖を執りて天下を鞭ちて秦の法に順はしむ、其の武威四海に振ふ、即ち南の方百越の地を取りて桂林象郡と爲す、百越の君は首を俛れ頸を繋ぎて降り、命を獄官の下吏に委ぬ、南方已に平定したれば、次に蒙恬をして北の方長城を築きて國境を守らしむ、是に因りて匈奴を却くると七百餘里、胡人は是れより敢て南方に

下りて馬を牧はず、士は敢て弓を引きて怨に報いざるなり、是に於て四海靜謐となりたれば、先王の道を廢し、百家の言を焚きて人民を愚にし、名ある城を壞ち豪傑俊秀を殺し、天下の兵器を收め、之を咸陽に集め、其の鋒及び鑄を鎔解して金人十二を造り、以て天下の民を弱めむとす、其の後華山を斬り開きて城と爲し、黃河に傍ひて池を造り、億丈の城に據り、底知れぬ谿に臨みて固めと爲す、且つ良將と勁き弩とを以て要害の處を守り、忠信ある臣と精銳の卒とは利き兵器を陳ねて關門の出入を誰何す、此の如くにして天下已に定まれば、始皇の心には自ら關中の固めは金城千里にして子孫帝王と爲りて萬世に傳ふることを得べき大業なりと思へり、

【字解】秦王、始皇なり、六世、孝公・惠文王・武王・昭襄王・孝文王・莊襄王是なり、振長策、而御宇内、乘馬を以て天下を制するに喩ふ、吞二周、秦の昭王の五十一年に西周を滅し、其の後七年莊襄王の時に東周を滅せり、故に二周を呑みしは始皇の時にあらず、履至尊、天子の位に即くこと、極拊、極は杖なり、拊は拍つなり、二字にて杖のことなり、新書には稿朴に

腴、肥えてあふらぶきたること、收、要害、新書には收の上に北の字あり、要害は形勢險しくして我に在りては要と爲り、彼に在りては害と爲るべき地をいふ、合従、従は縦なり、六國は南北に縦に長し、故に六國同盟して秦に對するを合従といふ、締、結ぶなり、孟嘗・平原・春申・信陵、四君皆傳あり、寧越、趙人なり、徐尙、詳ならず、蘇秦、傳あり、杜赫、周人なり、齊明、東周の臣、後に秦楚韓に仕ふ、周最、最是軍に作るを可とす、周の公子にして秦に仕ふ、陳軫、夏人にして秦に仕ふ、昭滑、昭は陳涉世家に邵に作り、戰國策・新書・漢書・文選等には召に作れり、楚人なり、樓緩、魏の文公の弟なり、樓子のこと、翟景、詳ならず、或は楚策にある魏の相の翟強ならむと、蘇厲・樂毅・吳起・孫臏、皆傳あり、帶佗、兒良、王廖、皆詳ならず、或は帶佗、兒良は易林に出づ、蓋し趙魏の將ならむと、田忌、齊の將なり、廉頗、趙奢、共に傳あり、叩關、叩はたたくなり、陳涉世家には仰に作れり、遁逃、此の二字恐らくは衍文ならむ、鏃、やじりなり、敵、弊なり、漂、鹵、漂はたゞよはすなり、鹵は楯なり、流血楯を漂はすとは殺傷の多きを形容せるなり、宰割、屠宰の肉を割くが

如く易きをいふ、日淺、孝文は王在位一年、莊襄王は三年、故にいふ、

及至秦王、續六世之餘烈、振長策而御宇內、吞二周而亡諸侯、履至尊而制六合、執殽拊以鞭笞天下、威振四海、南取百越之地、以爲桂林象郡、百越之君、俛首係頸、委命下吏、乃使蒙恬北築長城而守藩籬、却匈奴七百余里、胡人不敢南下而牧馬、士不敢彎弓而報怨、於是廢先王之道、焚百家之言、以愚黔首、墮名城、殺豪傑、收天下之兵、聚之咸陽、銷鋒鑄鏑、以爲金人十二、

も貴き寶付も肥沃の土地も惜まずして、天下の名士を召し招き、合従して交を結び、相與に一團と爲れり、是の時に當り、齊に孟嘗君あり、趙に平原君あり、楚に春申君あり、魏に信陵君あり、此四君は皆明知にして忠信あり、心寬に厚くして人を愛し、賢を尊びて士を重んじ、合従を約して連衡を離ち、以て韓・魏・燕・楚・齊・趙・宋・衛・中山の九國の衆を并したり、是に於て韓・魏・趙・燕・齊の六國の士に寧越・徐尚・蘇秦・杜赫の屬ありて合従の謀を爲し、又齊明・周最・陳軫・昭滑・樓緩・翟景・蘇厲・樂毅の徒ありて其の意を通じ、又吳起・孫臏・帶佗・兒良・王廖・田忌・廉頗・趙奢の朋ありて其の兵を指揮す、常に秦より十倍の地と百萬の衆とを以て函谷關を叩きて秦を攻む、秦人其の高險を待みて關を開きて敵を引き入る、されど九國の師は其の險阨アイに恐れて逡巡として敢て進まざるなり、故に秦は矢を亡アイひ鏃ヤリを棄つるの費無きに、而かも天下の諸侯は已に困憊ハイせり、是に於て諸侯の合従は其の効力を失ひ盟約自ら解け、各、争ひて地を割きて秦に獻せり、秦は尙餘力ありて其弊を正し、敵軍の逃亡する者を追ひかけ、背走する者を逐ひつめ、斬り伏

せたる屍は百萬に達し、其の流るゝ血は楯タテを漂タビはす許なり、秦已に諸侯の軍を粉砕したれば、自らの利益に因り便宜を計りて天下を割くこと屠宰の肉を割くが如くし、河山を四分五裂す、よつて強國は降伏を請ひ、弱國は臣となりて入朝す、其の後孝文王莊襄王に及びては國を享ウケくること日淺くして國家何事も無かりき、

【字解】殺、函、殺は山の名なり、函は函谷關なり、擁、抱く也、雍州、孝公の都の在る地なり、席卷、むしろにまくなり、收め取るの容易なるをいふ、囊括、ふくろに入れてくゝるなり、其の意上に同じ、八荒、荒は邊境なり、八荒は八方のはてなり、商君、商鞅なり、連衡、衡は横なり、六國と秦とは東西に在りて其の地形横に長し、故に六國皆秦に服従するを連衡といふ、拱手、拱は兩手の大指を相拄へ他の四指を組み合して敬すること、こまぬく、拱手とは事を爲さざるをいふ、惠王、武王、陳涉世家には武王の下に昭王の二字あり、下文の九國の師の秦に迫まりしは昭王の時の事なり、故に昭王の二字あるを是となす、故業、霸業なり、遺冊、連衡の策なり、舉、拔くなり、破るなり、膏

而愛人、尊賢、重士、約從、離衡、并
韓、魏、燕、楚、齊、趙、宋、衛、中山之
於、是六國之士、有寧越、徐尚、蘇
秦、杜赫之屬、爲之謀、齊明、周最、
陳軫、昭滑、樓緩、翟景、蘇厲、樂毅
之徒、通其意、吳起、孫臏、帶佗、兒
良、王廖、田忌、廉頗、趙奢之朋、制
其兵、常以十倍之地、百萬之衆、
叩關而攻秦、秦人開關延敵、九
國之師、逡巡遁逃、而不敢進、秦
無亡矢遺鏃之費、而天下諸侯
已困矣、於是從散約解、爭割地
而奉秦、秦有餘力、而制其敝、追

亡、逐北、伏尸百萬、流血漂鹵、因
利乘便、宰割天下、分裂河山、疆
國請服、弱國入朝、延及孝文王、
莊襄王、享國日淺、國家無事、

【講義】秦の孝公は、鞏山の阨函谷の固に據り、雍州の地を抱へて都を其の中に置き、君臣固く守りて周室の微を窺ひ、天下を席にて卷き、宇内を包み舉げ、四海をふくろに入れて括り、八荒を并せ吞まむとするの下心あり、是の時に當りて商鞅之を輔佐し、内には法度を立て上下を正し、農耕紡織を務めて民を富まし、守戦の具を修めて萬一に備ふ、外には東西の七國を連ねて諸侯を鬪はしむ、是に於て秦人は手を拱きて西河の外を取れり、孝公既に没して惠王武王は故き霸業を承け續き、遺されたる連衡の策に因りて、南の方は漢中を兼ね、西の方は巴蜀を破り、東の方は土膏肥腴の地を割き、北の方は要害の郡を收む、諸侯は秦の益、彊大となるに恐れおちけて、會合盟約して秦を弱めむことを謀り、之が爲めには珍らしき器物

野諺曰、前事之不忘、後事之師也、是以君子爲國、觀之上古、驗之當世、參以人事、察盛衰之理、審權勢之宜、去就有序、變化有時、故曠日長久、而社稷安矣、

【講義】 卑近の諺に曰く前事を忘れざるは、之が頓て後の事の手本なりと、是を以て君子の國を治むるや、先づ上古の法を觀て之を當世に試み驗し、之に人事を參へ、盛衰する所以を察し、權勢の宜しきを明にし、取捨するに順序を立て、變化するに時勢に適應す、故に久しく日を重ねて長引くも其の國家安寧なり、已上第三篇なり、

【字解】 野諺、卑近のことわざなり、有、時、有の字當に應の字に作るべし、曠日、久しき日なり、

秦孝公據殽函之固、擁雍州之地、君臣固守、而窺周室、有席卷

天下、包舉宇內、囊括四海之意、并吞八荒之心、當是時、商君佐之、內立法度、務耕織、修守戰之備、外連衡而鬪諸侯、於是秦人拱手而取西河之外、孝公既沒、惠王、武王、昭王、蒙故業、因遺册、南兼漢中、西舉巴蜀、東割膏腴之地、收要害之郡、諸侯恐懼、會盟而謀弱秦、不愛珍器重寶、肥美之地、以致天下之士、合從締交、相與爲一、當是時、齊有孟嘗、趙有平原、楚有春申、魏有信陵、此四君者、皆明知而忠信、寬厚

口を拊みて言はざらしむ、是を以て三主は天下を治むるの道を失ふも、忠臣は敢て諫めず、智士は敢て謀らざるなり、天下已に亂るれども、奸惡上に聞えざりしかば、尙太平なりと思へり、豈に哀しからずや、

【字解】知化、時勢の變化を知ること、拂、匡すなり、傾、耳而聽、正聽せざるなり、仄聞なり、謹慎の貌、重足而立、左右の足を重ねて立つ、是れ亦謹慎の貌なり、

先王知雍蔽之傷國也、故置公卿大夫士、以飾法設刑、而天下治、其彊也、禁暴誅亂、而天下服、其弱也、五伯征、而諸侯從、其削也、內守外附、而社稷存、故秦之盛也、繁法嚴刑、而天下振、及其衰也、百姓怨望、而海內畔矣、故周[五]序得其道、而千餘歲不絕、

秦本末並失、故不長久、由此觀之、安危之統、相去遠矣、

【講義】先生は上の明を塞ぎおほふことの、國を傷ふことを知れり、故に公卿大夫士を置き、以て法を飾へ刑を設けて雍蔽の弊を防ぐ、故に天下治まるなり、其の勢の彊き時は暴虐を禁じ反亂を誅して天下服す、其の弱きに至りては、五伯代りて征伐し諸侯之に従ふ、其の地を削らるゝも内堅く守り外強者に付き従ふを以て其の國家は長く存在することを得るなり、而るに秦の盛なるや、法を繁くし刑を嚴しくするを以て天下振ひ懼れ、其の衰ふるに及ぶや、百姓怨みて海内之に畔けり、故に周王の相續する次序は其の道を得たりしが故に千餘歳の後までも絶えざるなり、されど秦は本末並に道を失へば、長久ならずして滅亡せしなり、此に由つて之を觀れば安寧と危殆との本源は相去ること已に遠きなり、

【字解】雍蔽、ふさぎおほふなり、飾、法、飾は整ふなり、五序、五は新書に王に作れり、是なり、王序とは周王の相續する次序なり、統、本源なり、

險阻の要塞の犯し難きを見るや、必ず其の軍を退け、兵士を勞ネキテひ民庶を息ヤスめ、以て秦の疲敝せむことを待ち、弱きを收め疲れたるを扶けて、大國の君に命令を發する迄に至れば、意を海内に得ずとも之を思ふる者にあらずとなす、而るに子嬰は貴きこと天子となり、富は天下を有ちながら、其の身擒と爲りしは、是れ其の敗亡を救ふの術善からざればなり、秦の滅亡の原因は遠く始皇の時より兆せり、即ち始皇は己を足れりとして羣臣に問はず、放縱にして其の過を遂げて變へざりしなり、此れ其の原因の主なるものなり、而して二世又之を受け次ぎ、始皇の行爲に因りて改めず、暴く虐げて益、過を重ねたり、子嬰の立ちしは趙高其の非を蔽はむ爲の傀儡クグツたりしかば、孤立にして親むべき臣無く、危く弱にして輔佐の任無し、此の如く三主私欲に惑ひて身を終るまで悟らざりしかば、其の亡びたること尤もならずや、

【字解】軍、屯營すること、壘、軍壁なり、とりで、阨、狭道なり、安土、新書に案士に作れり、兵士を勞ふこと、扶罷、扶は助くるなり、罷は疲れなり、禽、擒と通す、とりこ、救、敗非、敗亡を救ふの術善からざるをい

ふ、
當此時也、世非無深慮知化之士也、然所以不敢盡忠拂過者、秦俗多忌諱之禁、忠言未卒於口、而身爲戮沒矣、故使天下之士傾耳而聽、重足而立、掛口而不言、是以三主失道、忠臣不敢諫、智士不敢謀、天下已亂、奸不上聞、豈不哀哉、

【講義】三主の時に當りて、世に深き慮ありて時勢の變化を知れる士無きに非ず、然れども此等の人々の敢て忠義を盡し上の過を匡正せざりし所以は、秦の俗に上の事を畏れ憚りて言ふべからざるの禁令あり、若し秦室を憂ひて諫むる者あれば、其の忠言未だ終らざるに、其身は已に誅戮せらるゝなり、故に天下の士をして耳を傾けて聽き、左右の足を重ねて立ち、

せて秦を攻めしことありき、其の當時は諸侯の賢君並び列り、良將は其の軍を指麾し、賢相は其の謀を運し通じたり、然るに秦の險阻なる固めに困んで一步も進むこと能はざるなり、秦乃ち諸侯の軍を引き入れ戦はむとし、之が爲に關を開けば、百萬の徒逃れ北げて遂に總壞れとなりぬ、此の如きは豈に勇力智慧の秦よりも足らざるならむや、諸侯の智勇秦より勝るとも、其の地形低くして秦を攻むるに利便ならざるを以てなり、

【字解】秦王、始皇に作るべきなり、勢居、形勢居處なり、此之世、世の字一本に時に作れり、

秦小邑并大城、守險塞而軍、高壘毋戰、閉關據陜、荷戟而守之、諸侯起於匹夫、以利合、非有素王之行也、其交未親、其下未附、名爲亡秦、其實利之也、彼見秦阻之難犯也、必退師、安土息民、

以待其敝、收弱扶罷、以令大國之君、不忠不得意於海內、貴爲天子、富有天下、而身爲禽者、其救敗非也、秦王足己不問、遂過而不變、二世受之、因而不改、暴虐以重禍、子嬰孤立無親、危弱無輔、三主惑而終身不悟、亡不亦宜乎、

【講義】秦は元來小邑なれども大城を并合し、險しき要塞を守りて屯營し、壘を高くして戰ふこと無く、關所を閉ぢ狹道に據り、戟を荷ひて之を守る、之に對する諸侯は素々匹夫より起れるを以て、利を先にして合へり、素より王となるべき資格あるにあらざれば、其の交も未だ親まず、其の下民も未だ附隨せず、其の軍の名は秦を亡すと宣言すれども、其の實は秦を畏れて地を獻じ、之を利するなり、故に彼等は秦の

大概此によりて見ることを得べし、子嬰代り立つも遂に之を寤らざりき、若し子嬰をして凡庸の君主だけの材ありて僅の忠誠の輔佐を得しめば、假令山東に反亂ありたればとて、秦の地のみは全くして有つべく、宗廟の祭祀とても未だ遽に絶つべからざりしなり、

【字解】津、關、津は船著場なり、關は關所なり、險塞はしきとりでなり、甲兵、甲冑兵器なり、鉏耰、鉏は鋤なり、耰は鉏の柄なり、白挺、挺は杖なり、望屋、而食、糧食を用意せず、民家を望み見れば之に就きて奪ひ食ふこと、横行、縦横に意の向ふに任して行くこと、闔、閉づるなり、長戟、長柄のほこなり、彊弩、強き大弓なり、鴻門、縣の名なり、清の陝西省榆林府神木縣の西南に當る、藩籬之艱、藩籬は柴竹を以て作りたるかきなり、まがき、ませがき、藩籬の艱とは僅の障礙物の義なり、要市、要も市も共に求むなり、外に居て封土を要求するをいふ、籍、借なり、モシと訓む、庸主、凡主に同じ、中佐、中は忠なり、忠誠の輔佐なり、

秦地被山帶河、以爲固、四塞之

國也、自繆公以來、至於秦王、二十餘君、常爲諸侯雄、豈世世賢哉、其勢居然也、且天下嘗同心并力、而攻秦矣、當此之世、賢智並列、良將行其師、賢相通其謀、然困於阻險、而不能進、秦乃延入戰、而爲之開關、百萬之徒、逃北而遂壞、豈勇力智慧不足哉、形不利、勢不便也、

【講義】秦の地は山を繞らし河を帯びて固めと爲せば、四方塞がりて自然の城壁を爲せる國なり、繆公より以來始皇に至るまで二十餘君の間、常に諸侯の强者たり、此の間豈に世世の君皆賢者ならむや、中には闇愚の君もありしかど其の形勢居處自ら然らしめしなり、且つ天下の諸侯或る時は心を同じくし力を并

繕津關據險塞修甲兵而守之、然陳涉以戍卒散亂之衆數百奮臂大呼不用弓戟之兵鉏耰白梃望屋而食橫行天下秦人阻險不守關梁不闔長戟不刺彊弩不射楚師深入戰於鴻門曾無藩籬之艱於是山東大擾諸侯竝起豪俊相立秦使章邯將而東征章邯因以三軍之衆要市於外以謀其上羣臣之不信可見於此矣子嬰立遂不寤籍使子嬰有庸主之材僅得中佐山東雖亂秦之地可全而有

宗廟之祀未當絕也、

【講義】 賈生の過秦論に曰く、秦は諸侯を并せ兼ねて天下を一統し、山東をも合して三十餘郡を有ち、且つ船著場關所を繕ひ、險しき要塞に立て籠り、甲冑兵器を修めて之れを守れり、然れど陳涉が漁陽の戍卒の散亂せる衆僅に數百を率ゐ、臂を奮ひ大いに呼ばはりて勢を示し、弓戟の如き立派なる兵器を用ひず、唯有り合せの鋤鉞白杖の類を持ち、糧食を攜へざれば到る所の民家を望みて食を奪ひ、天下に憚る所無くしてほしいまゝに行くに當り、秦人は險阻の地をも守らず、關所も橋梁も闔さず、長き戟もて刺さず、彊き弩もて射す、楚の師の深く秦の地に入るも撃退し得ず、遂に鴻門に戰ふに曾つて藩籬ともなるべき障礙物無く、全く無人の境を行くに任すの觀ありき、是に於て山東大いに亂れ、諸侯竝び起ち、豪傑俊又相立ちて、共に秦に嚮はむとす、秦よつて章邯をして兵に將として東征せしむ、章邯乃ち三軍の衆を率ゐ、外に在りて封土を要求し、以て其の上の意を謀り、事によりて或は反せむとす、其の羣臣の信あらざること

雍王・塞王・翟王、號曰三秦、項羽爲西楚霸王、主命分天下王諸侯、秦竟滅矣、後五年、天下定於漢、

【講義】 項羽秦の後を滅して、各、其の地を分ちて三と爲し、名づけて雍王・塞王・翟王といふ、之を號して三秦といふ、項羽乃ち西楚の霸王と爲り、天下に令するの命を主り、天下を分ちて諸侯を夫れく、王と爲す、是に於て秦竟に滅びぬ、後五年にして天下漢に定れり、

太史公曰、秦之先伯翳、嘗有勳於唐虞之際、受土賜姓、及殷夏之間、微散、至周之衰、秦興、邑于西垂、自繆公以來、稍蠶食諸侯、竟成始皇、自以爲功過五帝、地

廣三王、而羞與之侔、善哉乎賈生推言之也、

【講義】 太史公曰く、秦の祖先の伯翳は昔唐虞の世に功勳ありて土を受け姓を賜はれり、其の後殷夏の間に及びては子孫微く衰へて諸方に散亡せり、周の末に至り、秦復興りて、西垂に據りて邑を有ち、繆公より以來は稍諸侯の地を奪ひ取りて、竟に始皇が一統を成すに至れり、故に始皇は自ら其の功は五帝に過ぎ、其の地は三王よりも廣し、而るに五帝三王と同號なるを羞と思へり、故に自ら始皇帝と稱して萬世に傳へむとす、而るに二世一王にして滅びぬ、是れ其の原因無くんばあらず、幸に賈生已に之を推論せり、今之を左に記して贊に代ふ、

【字解】 蠶食、蠶の桑葉を食ふが如く、段々と他國の地を奪ひ取ること、侔、齊なり、等なり、五帝三王と同號なるをいふ、賈生、賈誼なり、傳あり、推言、推論なり、即ち過秦論のことなり、

曰、秦并兼諸侯、山東三十餘郡、

坐、幃、幄は帛を上下四方に繞らして屋の形にしたるもの、とばり、たれぎぬ、幄坐はとばりを引き廻したる坐にして即ち天子の御坐なり、幃は單帳なり、公、猶汝といふが如し、數、責むるなり、足下、帝に對して足下と呼ぶ、此時已に二世を無視す、便、宜なり、猶適當の如し、玉璽、天子の印章なり、數輩、數次なり、三族、父母兄弟妻子の三族を誅すること、

子嬰爲秦王、四十六日、楚將沛公破秦軍、入武關、遂至霸上、使人約降子嬰、子嬰即係頸以組、白馬素車、奉天子璽符、降軹道旁、沛公遂入咸陽、封宮室、府庫、還軍霸上、居月餘、諸侯兵至、項籍爲從長、殺子嬰及秦、諸公子宗族、遂屠咸陽、燒其宮室、虜其

子女、收其珍寶貨財、諸侯共分之、

【講義】 子嬰秦王と爲ること四十六日にして滅ぶ、即ち楚の將沛公秦の軍を破りて武關に入り、遂に霸水の上に至り、人を秦に遣し約を結びて子嬰を降さしむ、子嬰敵すべからざるを知り、頸に組を係け、白馬素車に乗り、天子の印章を奉じて軹道の旁に降る、沛公遂に咸陽に入り、秦の宮室府庫を嚴封し、還つて復霸上に屯營す、居ること一ヶ月餘にして諸侯の兵集り至る、是に於て楚の項籍は關東の從長となり、子嬰及び秦の諸公子宗族を殺し、遂に咸陽城を屠りて其の宮室を燒き、其の子女を虜にし、其の府庫の珍寶貨財を沒收して、諸侯と共に之を分配せり、

【字解】 霸上、霸水のほとりなり、係頸以組、自殺せむとするの意なり、白馬素車、皆喪人の服なり、古は軍敗るれば皆喪服と同じくす、軹、地名なり、從長、關東の諸侯を合従したる長なり、

滅秦之後、各分其地爲三、名曰

に足下に畔けるなり、今の期に及びては足下も其れ
自決の計を爲よと、二世曰く、丞相に言ふべきことあ
れば、見るを得べきや否やと、樂曰く不可なりと、二
世曰く、吾願くは一部を得て其王とならむと、樂之を
許さず、二世又曰く、願くは萬戸侯たらむと、樂又許
さず、二世又曰く、願くは妻子と俱に人民と爲りて諸
公子の如くならむと、閻樂曰く、臣命を丞相に受け、
天下の爲に足下を誅せむとす、足下如何に多言する
と雖、臣敢て之を丞相に取次すまじと、其の手兵を麾
きて進む、二世遂に自殺す、閻樂咸陽に歸りて二世を
誅せる由を報す、趙高乃ち悉く諸大臣公子を召し、二
世を誅せし狀景を告げ、且つ曰く、さて秦は元來王國
たりき、而るに始皇天下に君となりてより帝と稱せ
り、今や六國復自立し、秦の地益小となれり、因つて
空名を以て依然として帝と稱するは不可なり、宜し
く王と爲り故の如く下なりてこそ適當なれと、乃ち二
世の兄の子の公子嬰を立て、秦王と爲す、而して二
世の屍は人民を用ひて杜南の宜春苑中に葬る、趙高
子嬰をして齋し當に廟見して玉璽を受くべからし
む、子嬰齋すること五日、其子二人と謀りて曰く、丞

相高は二世を望夷宮に殺したるを以て、群臣が又高
を誅せむとを恐れ、乃ち心にも無きに、表面義を以て
我を立てたる也、我仄に聞くに趙高既に楚と約し、秦
の宗室を滅して關中に王たらむとすと、今我に齋さ
せ廟に見えむとするは、此れ廟中にて我を殺さむと
欲するの企ならむ、我彼が裏を搔きて之を殺さむ、乃
ち病と稱して行かざれば丞相必ず我が齋宮に來ら
む、來らば之を殺さむと、果して高は人をして子嬰に
廟見せむことを請ふこと數次に及ぶ、子嬰態と行か
ず、高遂に自ら齋宮に行きて曰く、宗廟の事は重大な
り、王何ぞ行かざると、子嬰遂に高を齋宮に刺し殺
し、高が家の父母兄弟妻子に至るまで皆之を誅して
咸陽に徇へたり、

【字解】 齧、かむなり、驂、車に駕するをへうまなり、
占夢、夢を占ふ博士なり、二世、乃齋於望夷宮、李斯傳
には二世行人を上林に射殺したるによりて望夷宮に
遷さるとあり、此の紀と異なり、責讓、讓も責むなり、
宗、宗族なり、載、戴くなり、劫、樂母、樂に一心あらむ
ことを恐る、故に其の母を人質にす、周廬、宮の外周
に設けたる衛士の居る舍なり、格、た、かふなり、帷

の其の身に及ばむことを恐れ、乃ち病に託して暇を請ひ敢て朝見せざるなり、時に二世白虎ありて其駕せる左の驂馬を齧み殺すと夢む、心中大いに樂まず怪みて占夢博士に問ふ、博士卜ひて曰く、涇水の祟なりと、二世よつて涇水に臨める望夷宮に齋し、涇水を祀り四匹の白馬を沈めむと欲す、二世は此く望夷宮に在りて悪夢の祟を祓はむとするも是れ畢竟群盜の事を怖れてなり、故に使をして高を謹責せしむるに盜賊のことを以てす、高は曩に無責任の言を爲したるのみならず、項羽とも内約しあれば、早晚其の罪の露見せむことを懼れ、乃ち陰に其の女婿の咸陽令の閻樂及び其の舍弟趙成と謀りて曰く、上吾が諫を聽かず、反つて我を疑ひて詰責已に急なれば、禍必ず吾が宗族に及ばむとす、よつて吾上の位を易へ置きて、更に公子嬰を迎へ立てむと欲す、公子嬰は人の知る如く、仁惠節儉にして百姓皆其の言を奉戴せり、故に後嗣と爲すに適せり、而して上の位を奪はむには郎中令をして望夷宮に於て内應をなさしめ、詐つて宮中に大賊ありと爲し、樂をして吏を召し卒を發して之を追はむしるに在り、されど樂が或は二心あらむ

ことを恐る、故に其の母を劫して高が舎に置く、よつて樂をして吏卒千餘人を將ゐて望夷宮の殿門に至らしむ、樂乃ち殿門の衛令僕射を縛して曰く、賊ありて此に入れり、何ぞ之を止めざりしかと、衛令曰く、宮殿の外周には廬舎を設け卒を配して、甚だ謹みて守衛せり、安ぞ賊の敢て宮殿に入ることを得むと、樂遂に衛令を斬り、直に吏を率ゐて宮に入り、行くく宮庭の人々を射る、郎官等大いに驚き、或は逃げ走り或は格闘す、格闘する者は死す、死する者數十人に達す、内應せる郎中令は樂と俱に宮中に入り、上の御坐のとばりを射る、二世怒りて左右の近侍を召す、左右皆惶れ擾れて闘はず、上の旁に宦者一人ありて去らず、二世幃の内に入りて謂つて曰く、汝何ぞ早く我に告げざるか、早く我に告げざるが故に此の始末に至らしめしなりと、宦者曰く、臣敢て急を陛下に言はざりしを以て全きを得たりしなり、若し臣をして早く陛下に告げば、自然陛下の居處分明となりて皆已に誅せられたりけむ、安ぞ今の全きに至るを得むやと、閻樂前みて二世に即きて責めて曰く、足下は驕り恣にして群臣黔首を誅殺すること無道なり、故に天下共

共畔足下、足下其自爲計、二世曰、丞相可得見否、樂曰、不可、二世曰、吾願得一郡爲王、弗許、又曰、願爲萬戶侯、弗許、曰、願與妻子爲黔首、比諸公子、閻樂曰、臣受命於丞相、爲天下誅足下、足下雖多言、臣不敢報、麾其兵進、二世自殺、閻樂歸報趙高、趙高乃悉召諸大臣公子、告以誅二世之狀、曰、秦故王國、始皇君天下、故稱帝、今六國復自立、秦地益小、乃以空名爲帝、不可、宜爲王、如故、便立二世之兄、子公子

嬰爲秦王、以黔首葬二世、杜南宜春苑中、令子嬰齋、當廟見、受玉璽、齋五日、子嬰與其子二人謀曰、丞相高殺二世、望夷宮、恐羣臣誅之、乃佯以義立我、我聞趙高乃與楚約滅秦宗室、而王關中、今使我齋見廟、此欲因廟中殺我、我稱病不行、丞相必自來、來則殺之、高使人請子嬰、數輩、子嬰不行、高果自往、曰、宗廟重事、王奈何不行、子嬰遂刺殺高於齋宮、三族高家、以徇咸陽、

【講義】 趙高既に楚と約したれば、二世怒りて誅戮

【字解】不聽、從はぬこと、言鹿者、者の字恐くは
衍ならむ、

高恐二世怒誅及其身、乃謝病、
不朝見、二世夢白虎齧其左驂、
馬殺之、心不樂、恠問占夢、卜曰、
涇水爲祟、二世乃齋於望夷宮、
欲祠涇、沈四白馬、使使責讓高、
以盜賊事、高懼、乃陰與其壻、咸
陽令閻樂、其弟趙成謀曰、上不
聽諫、今事急、欲歸禍於吾宗、吾
欲易置上、更立公子嬰、子嬰仁
儉、百姓皆載其言、使郎中令爲
內應、詐爲有大賊、令樂召吏發
卒、追劫樂母、置高舍、遣樂將吏

卒千餘人、至望夷宮殿門、縛衛
令僕射曰、賊入此、何不止、衛令
曰、周廬設卒甚謹、安得賊、敢入
宮、樂遂斬衛令、直將吏入、行射
郎宦者大驚、或走、或格格者輒
死、死者數十人、郎中令與樂俱
入、射上幄坐、幃、二世怒、召左右、
左右皆惶擾、不鬪、旁有宦者一
人侍、不敢去、二世入、內謂曰、公
何不蚤告我、乃至於此、宦者曰、
臣不敢言、故得全、使臣蚤言、皆
已誅、安得至今、閻樂前、卽二世
數曰、足下驕恣、誅殺無道、天下

八月己亥、趙高欲爲亂、恐羣臣不聽、乃先設驗、持鹿獻於二世。曰、馬也。二世笑曰、丞相誤邪、謂鹿爲馬、問左右、左右或默、或言馬、以阿順趙高、或言鹿者、高因陰中諸言鹿者、以法、後羣臣皆畏高。高前數言關東盜毋能爲也、及項羽虜秦將王離等鉅鹿下、而前章邯等軍數却、上書請益助。燕趙齊楚韓魏皆立爲王、自關以東、大氐盡畔秦吏、應諸侯、諸侯咸率其衆西鄉。沛公將二萬人、已屠武關、使人私於高、

【講義】 八月己亥の日に趙高亂をなさむと欲すれども、羣臣の己の意に従はざらむことを恐れ、乃ち先づ其の意中を試験せむと思ひ、鹿を持ちて二世に獻じて曰く、此は馬なりと、二世笑ひて曰く、丞相誤てるか鹿を謂つて馬と爲すと、之を左右に問ふ、左右或は高が心中を計り兼ねて默する者あり、或は高が勢威に恐れて馬なりと言つて之に阿順ひ、或は高が權力に怖れずして鹿なりといふ者あり、高因つて陰に諸の鹿といひし者に刑法を中て嵌めて處斷す、故に後に至り羣臣皆高を畏るゝやうになれり、さて高は前に關東の羣盜は鼠賊にして能く大事を爲すこと無けむと言へり、而るに其の後楚の項羽は秦將の王離を鉅鹿の下に捕虜となして前進するに及び、章邯等の軍は數、却けらるゝを以て、上書して援兵を益さむことを請ふに至れり、其の間燕・趙・齊・楚・韓・魏等の諸國は皆獨立して王と爲る、故に函谷關より以東は大氐盡く秦の官吏に畔きて諸侯に内應す、諸侯よつて咸く其の衆を率ゐて西の方秦に嚮ふ、殊に沛公は二萬人を將ゐて已に武關をほふりて其の勢當るべからざるなり、故に人をして私に高に氣脈を通ぜしむ、

は瓦器カハラなり、監門之養、門番の供養なり、穀、薄なり、又盡なり、龍門、山の名なり、大夏、地名なり、河、九河なり、亭水、停水なり、築函、築は牆隄を固むる杵なり、番は鋏なり、脛母レ毛、脛ははぎなり、寧日なく旅行するを以て脛に毛の生ぜざるをいふ、肆、ほしいままなり、處、居るなり、徇、遍く示すなり、君、猶卿と云ふが如し、緒、物事の起始なり、案責、調べせむなり、五刑、秦の五刑は、黥イシムと劓ヘキリと左右の趾を斬ると首を晒すと骨を頰ツケモノにするとなり、

三年、章邯等將其卒、圍鉅鹿、楚

上將軍項羽將楚卒、往救鉅鹿、

【講義】三年、章邯等其の配下の卒を率ゐて鉅鹿を圍む、楚の上將軍項羽楚の卒を率ゐて往き鉅鹿を救へり、

冬、趙高爲丞相、竟案李斯殺之、

【講義】冬、趙高遂に丞相と爲り、李斯の罪を取り調べて之を殺したり、

夏、章邯等戰數却、二世使人讓

邯、邯恐使長史欣請事、趙高弗見、又弗信、欣恐亡去、高使人捕追、不及、欣見邯曰、趙高用事於中、將軍有功亦誅、無功亦誅、項羽急擊秦軍、虜王離、邯等遂以兵降諸侯、

【講義】夏、章邯等諸侯と戦ひて數、擊退せらる、二世人をして邯の收退を諷めしむ、邯之を恐れて自ら奏すること能はず、長史欣をして事を請はしむ、趙高欣に見えず、又其の言ふ所を信ぜず、欣よつて恐れて亡げ去る、高人をして追ひ捕へしめしかど及ばず、欣逃げ果して邯に見えて曰く、趙高宮中に在りて萬事を統べり、假令將軍功あるとも亦誅せられむ、功無くとも亦誅せられむと、此の時項羽急に秦軍を撃ちて王離を捕虜とせり、是に於て邯等も亦遂に手兵を率ゐて諸侯に降りぬ、

【字解】讓、諷なり、せむ、

もそも盜の多きは、皆是れ戍衛漕轉の作事の困苦
 なると、賦稅大にして其の誅求の酷なるとに因るな
 り、故に願くは暫く阿房宮の造作を中止し、四邊の
 戍衛漕轉を減じ省かれむことをと、二世曰く、吾之
 を韓子に聞けり、曰く、堯舜は椽を爲るに山より采り
 來りたるまゝにて削り刻まず、茅茨の屋根を剪り整
 へず、飯を土製の飯匣に食ひ、水を瓦器にて啜りたり
 き、其質素の風、門番の供養と雖、此より薄からざる
 なり、さて又禹は龍門山を鑿ち大夏を通じて、九河の
 停水を切り開き、之を海に放ち、又自ら牆杵及び鋸を
 持ち、脛に毛を生ぜざるまでに勞働せり、其の勞苦は
 人臣捕虜の勞力と雖此より酷キレからざるなり、凡そ
 天下を有つに貴しと爲す所は我が意を肆ネイイにし欲を
 極め、上は明法を重んじ、下は敢て非違を爲さずして
 海内を制御することを得るに在りと、さて彼の虞夏
 の主は貴きこと天子たり、而るに親ら窮苦の實地に
 居りて之を經驗し以て遍く百姓に示せり、此の如く
 んば何ぞ法律を待つ必要あらむや、今朕は萬乘の君
 なり、而るに其實無し、故に吾是より千乘の駕と萬乘
 の徒とを造りて吾が萬乘の君たる號名を充たさむと

欲す、且つ先帝は諸侯より起りて天下を兼ね給ひ、天
 下已に定まりぬれば、外に出でて四夷を攘ひ、以て邊
 境を安んじ、其餘力を以て宮室を作りて其の意を得
 たるを章はせり、而して君は先帝の功業の端緒あり
 しを觀つらむ、今朕位に即きて二年の間、羣盜並び起
 る、而るに君は之を禁ずること能はず、又先帝の爲さ
 むとする所を罷めむと欲す、是れ上は先帝の恩に報
 ゆること無く、次は朕の爲に忠誠努力を盡さるも
 のなり、此の如くむば何を以て其の位に在らむやと、
 去疾斯劫を獄吏に下して、他罪を以て調べ責む、去疾
 と劫とは曰く、將軍丞相の身分にして何ぞ獄吏輩に
 辱められむやと、自殺す、斯は卒に囚はれて五刑に就
 きぬ、

【字解】 戍、漕轉、戍は邊境を守ること、漕は舟運な
 り、轉は車輪なり、韓子、韓の公子非なり、采、椽、不刮、
 采は取るなり、椽はたるきなり、刮は削るなり、椽を
 爲るに山より伐り取りたるまゝにして削り刻まざる
 をいふ、茅、茨、不翦、茅はかやなり、茨は茅を次第して
 屋根を蓋ふなり、ふくこと、翦は切り整ふるなり、土
 壘、土製の飯匣なり、啜、土形、啜はすゝるなり、土形

苦賦稅大也、請且止阿房宮、作者減省四邊戍、轉二世曰、吾聞之韓子曰、堯舜采椽不刮、茅茨不翦、飯土墻、啜土形、雖監門之養、不穀於此、禹鑿龍門、通大夏、決河亭水、放之海、身自持築、脣脛母毛、臣虜之勞、不烈於此矣、凡所爲貴有天下者、得肆意極欲、主重明法、下不敢爲非、以制御海內矣、夫虞夏之主、貴爲天子、親處窮苦之實、以徇百姓、尙何於法、朕尊萬乘、母其實、吾欲造千乘之駕、萬乘之屬、充吾號

名、且先帝起諸侯、兼天下、天下已定、外攘四夷、以安邊境、作宮室、以章得意、而君觀先帝功業、有緒、今朕卽位二年之間、羣盜竝起、君不能禁、又欲罷先帝之所爲、是上母以報先帝、次不爲朕盡忠力、何以在位、下去疾、斯劫吏、案責他罪、去疾劫曰、將相不辱、自殺、斯卒囚、就五刑、

【講義】 已に楚地の盜を平げしと雖、東方の盜賊益多くして、關中の兵卒の發して東の方に出で盜を撃つこと止む時無し、よつて右丞相去疾・左丞相斯・將軍馮劫共に進み諫めて曰く、關東の羣盜竝び起りて秦を伐たむとす、秦是に於て兵を發して誅撃して殺亡する所甚だ衆し、然れども其の勢猶未だ止まず、そ

臨濟に滅せり、此にて楚地の盜の名將已に盡く死にぬ、よつて章邯は北の方河を渡りて趙王歇等を鉅鹿に攻撃せり、

【字解】 戲、邑の名なり、少府、秦官なり、山海池澤の税を掌るもの、酈山徒、酈山の囚徒及び家産奴なり、殺、章、曹陽、陳涉世家によれば周章は涇池に走りて自劉せり、殺されしにあらず、長史、秦官なり、邊境に當る郡丞の別稱なり、

趙高説二世曰、先帝臨制天下久、故羣臣不敢爲非進邪説、今陛下富於春秋、初卽位、奈何與公卿廷決事、事卽有誤、示羣臣短也、天子稱朕固不聞聲、於是二世常居禁中、與高決諸事、其後公卿希得朝見、

【講義】 趙高二世に説きて曰く、先帝の天下に臨み

て制御し給ひしと久し、故に群臣敢て非違を爲し邪説を進めざりき、今陛下は少壯にして初めて位に即き給へり、年少なれば權威従つて輕し、何ぞ公卿と朝廷にて事を決し給ふぞ、其の事にして若し誤あらば、是れ羣臣に陛下の短所を示すなり、そも天子の朕と稱する所以は、常に禁中に在りて纔に其の兆朕を示して、臣下には固より聲だも聞かじめずと、是に於て二世常に禁中に居り、高と諸事を決せり、故に其の後

は公卿と雖朝見することを得ること稀なり、

【字解】 富、於春秋、春秋は年なり、餘年の多きを財の多きに譬ふ、故に春秋に富むとは年少のことなり、不、聞、聲、一本に不の字無し、

盜賊益多、而關中卒發、東擊盜者、毋已、右丞相去疾、左丞相斯、將軍馮劫、進諫曰、關東羣盜竝起、秦發兵誅擊、所殺亡甚衆、然猶不止、盜多、皆以戍漕、轉作事

の意なり、謁者、謁は請ふなり、白すなり、謁者は宮中にありて賓を導き贊を進め事を受くることを掌る官なり、

武臣自立爲趙王、魏咎爲魏王、田儻爲齊王、沛公起沛、項梁舉兵會稽郡、

【字解】是歲武臣は自立して趙王と爲り、魏咎は魏王と爲り、田儻は齊王と爲り、沛公は沛に起り、項梁は兵を會稽郡に擧げて、天下漸く多事ならむとす、

二年、冬、陳涉所遣周章等將西至戲、兵數十萬、二世大驚、與羣臣謀曰、奈何、少府章邯曰、盜已至、衆彊、今發近縣不及矣、酈山徒多、請赦之、授兵以擊之、二世乃大赦天下、使章邯將擊破周

章軍而走、遂殺章曹陽、二世益遣長史司馬欣、董翳佐章邯擊盜、殺陳勝、城父、破項梁、定陶、滅魏咎、臨濟、楚地、盜名將已死、章邯乃北渡河、擊趙王歇等於鉅鹿、

【講義】二年、冬に至り陳涉が遣し、周章等は兵に將として西の方戲に至りて秦に迫る、其兵五六十萬に達す、二世大いに驚きて羣臣と謀りて奈何せむといふ、少府の章邯曰く、群盜已に至りて其の兵力衆くして彊し、今近縣の兵を發するも力及ばし、酈山の囚徒及び家産奴夥多なり、請ふ之を赦し兵器を授けて群盜を撃たしめむと、二世乃ち天下に大赦して囚徒を放ち、章邯をして之に將として周章の軍を撃ち破りて之を走らしめ、遂に周章を曹陽に殺せり、二世益、長史の司馬欣、董翳をして章邯を佐けて盜を撃たしむ、陳勝を城父に殺し、項梁を定陶に破り、魏咎を

足らざるを度り、令を下して郡縣を調査し、菽粟芻藁を京師に轉輸せしむ、而して材士は皆自ら糧食を持ち來らしむ、よつて咸陽三百里の内の百姓は其の種ゑし所の穀を食ふことを得ざるなり、凡て法を用ふること益、酷しくして骨身に切り刻むが如し、

【字解】復、士、土を穿ちて冢を爲し、既に成りて其の土を還すこと、材士、騎士の名手と脚力強くして弩を蹶み張る勇士となり、食、飼ふなり、芻藁、まぐさなり、

七月、戊卒陳勝等反、故荆地爲張楚、勝自立爲楚王、居陳、遣諸將徇地、山東郡縣少年苦秦吏、皆殺其守尉、令丞反、以應陳涉、相立爲侯王、合從西鄉、名爲伐秦、不可勝數也、謁者使東方來、以反者聞二世、二世怒、下吏、後

使者至、上問、對曰、羣盜郡守尉方逐捕、今盡得不足憂、上悅、

【講義】七月、漁陽を成る卒の陳勝等故の荆の地に反し張楚と稱す、而して勝自ら立て楚王と爲る、勝陳に居り諸將を遣して諸の地を徇へしむ、時に山東郡縣の少年にして秦の酷吏に苦しむ者、皆其郡縣の守尉・令・丞を殺し、秦に反して陳涉に呼應し、夫々自ら相立ちて侯王と爲り、共に合從して西の方秦に嚮ひ、其軍の名を秦を伐つと爲すもの勝げて數ふべからざるなり、時に謁者が東方に使用して歸り、東方に反亂する者ありと奏聞す、二世自ら太平なりと思へる時なれば、之を聞きて大いに怒り、謁者を獄吏に下して其の罪を糾さしむ、後に使者の來るあり、上東方の事情を問ふ、對へて曰く、仰の如く少々は擾しけれども、是れ取るに足らぬ群盜にして反亂者と見るべからず、よつて今頃は郡の守尉が方に逐ひ捕へて盡く得つらむ、故に憂ふること勿れと、上大いに悦ぶ、

【字解】戊卒、戊は守るなり、此の時陳勝閭左の適を發して漁陽を守りしなり、張楚、楚國を張大にせむと

ひ恐れぬ、

【字解】 遵用、遵一本に尊に作る、是なり、申、のべし
くなり、ソブと訓む、争、天位を争ふなり、小賤、卑賤
なり、中事、宮中の事なり、鞅々、怏々と通ず、即、若なり、
モシと訓む、連逮、逮は及ぶなり、少近、少年の近
侍なり、三郎、中郎、外郎、議郎、是なり、杜、地名なり、
昆弟、昆は兄なり、闕廷、朝廷なり、賓贊、賓は擯と通
ず、賓客を導くこと、贊は進むなり、贊を執りて進む
こと、賓贊は賓を輔け贊を進むるの禮なり、廊廟、廟
堂なり、取容、意見の容れられんことに腐心すること、

四月、二世還至咸陽、曰、先帝爲
咸陽朝廷小故、營阿房宮爲室
堂、未就會上崩、罷其作者、復土
鄠山、鄠山事大畢、今釋阿房宮
弗就、則是章先帝舉事過也、復
作阿房宮、外撫四夷、如始皇計、

盡徵其材士五萬人、爲屯衛咸
陽、令教射、狗馬禽獸、當食者多、
度不足、下調郡縣、轉輸菽粟芻
藁、皆令自齎糧食、咸陽三百里
內、不得食其穀、用法益刻深、

【講義】 四月、二世還りて咸陽に至る、曰く、先帝は
咸陽の朝廷が餘り手狭なるが爲に、阿房宮を營みし
なり、而して其室堂を作るに未だ成就せざるに上の
崩御に會ひぬ、故に其の作ることを罷めて、曩に穿ち
たる土を鄠山に復して鄠山の工事は大いに果取りて
畢りぬ、今にして阿房宮を彼のまゝ釋て、落成せざ
れば、是れ先帝の事を擧げて過ちたりしことを明か
にするなりと、復阿房宮を作る、二世は外四夷を撫恤
すること始皇の計の如くし、先帝の騎士の名手又は
脚力強くして弩を蹶み張る勇士五萬人を盡く徴して
咸陽に屯衛することを爲して射術を教へしむ、是に
於て狗馬禽獸の飼養すべき者多し、故に其の食物の

吏尙強くして順ならず、かゝる有様にては諸公子も亦必ず我と天位を争はむ、若し此の變あらば之を奈何にせむと、高曰く、臣固より此の事を陛下に奏せむとして未だ其の機會を得ざりしなり、さて先帝の大 臣は皆天下に於て代々名譽ありし貴顯の人々にして、功勞を積みて世々子孫に相傳ふること久遠なり、今高の如きは素より卑賤なり、而るに陛下幸に臣を稱へ舉げ、上位に据ゑて宮中の事を管らしむ、故に大臣多く快々として樂ます、特に外貌を以て臣に従ふと雖、其の心中は實は服せざるなり、今上出游す、此の時に因つて郡縣の守尉の罪ある者は之を取り調ふる手数を省き、直に之を誅すれば、上は勢威を天下に振ふべく、下は上の平生不可とする所の者を除き去ることを得べし、今の時は文事を師とせず、専ら武力に決すべし、願くは陛下遂に時勢に従ひて臣の言を疑ふことなかれ、若し羣臣にして與に謀るに及ばざれば、明主は羣臣以外の餘民を收め舉げて、賤しきは之を貴くし、貧しきは之を富まし、遠く疏き者は之を近き親まば、上下集りて國安からむと、二世曰く、善しと、乃ち誅戮を大臣及び諸公子に行ひ、罪過ありと

いふを以て少年近侍の官と中郎外郎議郎とにまで連り及ぼして、朝廷に立つことを得る者無し、而して六公子は杜に誅戮せらる、公子將閭の兄弟三人は内宮に囚はれ、其の罪を議せらるゝに因りて此れのみ後れたり、二世乃ち使者をして將閭に言ひ渡して曰く、公子は不忠の臣なり、故に其の罪死刑に相當すべければ、吏を遣して法を執行せしむと、將閭曰く、朝廷の禮に吾未だ嘗て賓を輔け贊を進むるの禮に従はずんばならず、又廟堂の位に吾未だ嘗て敢て周旋の節を失はず、又上の命を受けて賓客と應對するに、未だ嘗て辭令を失はざりき、それに何ぞや我を不臣なりと謂ふとは、願くは吾が犯せる罪を聞きて而る後に死なむと、使者曰く、臣は朝廷の謀に與らざれば、罪の有無の如きは知らず、惟書を奉けて命の儘に事に従はむとするのみと、將閭乃ち天に仰ぎ三たび大いに天に呼ばはりて、ア、天命なる哉吾れ罪なしと、兄弟三人皆涕を流し、劍を抜きて自殺す、是に於て宗室は之が爲に振ひ恐れ、群臣の諫むる者は上を諱る者とせられ、大官は唯祿秩に離れまじとて意見の容れられむことに腐心し、人民は其の法の嚴酷なるに震

下幸稱舉令在上位管中事大臣鞅鞅特以貌從臣其心實不服今上出不因此時案郡縣守尉有罪者誅之上以振威天下下以除去上生平所不可者今時不師文而決於武力願陛下遂從時毋疑卽羣臣不及謀明主收舉餘民賤者貴之貧者富之遠者近之則上下集而國安矣二世曰善乃行誅大臣及諸公子以罪過連逮少近官三郎無得立者而六公子戮死於杜公子將閭昆弟三人囚於內宮

議其罪獨後二世使使令將閭曰公子不臣罪當死吏致法焉將閭曰闕廷之禮吾未嘗敢不從賓贊也廊廟之位吾未嘗敢失節也受命應對吾未嘗敢失辭也何謂不臣願聞罪而死使者曰臣不得與謀奉書從事將閭乃仰天大呼天者三曰天乎吾無罪昆弟三人皆流涕拔劍自殺宗室振恐羣臣諫者以爲誹謗大吏持祿取容黔首振恐

【講義】會稽より遂に遼東に至りて還る、是に於て二世趙高を尊び用ひて法令を申べ布く、こゝに又趙高と謀りて曰く、朕が世となりて大臣朕に服せず、官

夫臣德昧死言臣請具刻詔書
刻石ミニ因明白ニセン矣臣昧死請制フ日ク
可ナリト

【講義】二世趙高と謀りて曰く、朕は年少ワカくして初
めて位に即き、人民未だ集り附かざるなり、先帝は郡
縣を巡行して疆シマきことを示し、武威を以て海内を屈
伏せしめたりき、今朕晏然として天下を巡行せざれ
ば、即ち弱きことを見して、天下の民を臣として養ふ
となげむと、春の頃二世東の方郡縣を行る、李斯之に
従ふ、碣石に到り、之より海に傍ひて南の方會稽に至
り、盡く始皇が立てし刻石に二世の詔を刻み、其旁に
大臣從者の名を著して、先帝が成功の盛んなる徳を
明かにせり、其詔に曰く、金石の刻文は盡く始皇帝の
爲りし所なり、今朕號を嗣ぎて二世皇帝と稱す、而る
に金石の刻辭に始皇帝の時には單に皇帝と稱して可
なるも、今や世移れり、故に始皇帝と稱せざれば、久
遠の後の人は後嗣の皇帝が之を爲りしものと思は
む、此くては始皇帝の成功の盛徳を稱ふる所以にあ

らずと、丞相臣斯同じく臣去病御史大夫臣德昧死し
て申す、臣等願くは只今の詔書を具に刻石に刻みて、
此の由を明白にせむ、臣等昧死して請ふと、制して曰
く、可なりと、故に始皇の立てし刻石に二世の詔を刻
みたるなり、

【字解】威服、武威を以て屈伏せしむるなり、おどし
つくること、晏然、安然に同じ、見、示すなり、臣畜、臣
として養ふこと、襲號、帝號を嗣ぐなり、即ち二世皇
帝と稱するをいふ、

遂ニ至リテ遼東ニ而還ル於テ是ニ二世乃リ遵ル
用趙高申法令乃陰與趙高謀
曰大臣不服官吏尙疆及諸公
子必與我爭爲之奈何高曰臣
固願言而未敢也先帝之大臣
皆天下累世名貴人也積功勞
世以相傳久矣今高素小賤陛

む、又羣臣をして議して始皇の廟を尊ばしむ、羣臣皆頓首して言つて曰く、古は天子は七廟、諸侯は五廟、大夫は三廟なりき、今始皇の廟を極尊と爲して、萬世に至ると雖、代々の昭穆を迭に毀つが如き例に入らしめず、郡縣より皆貢物を獻せしめ、いけにへを増し、禮を悉く備へて、此より以上なるものなからしめむ、又先王の廟は或は西雍に在り、或は咸陽に在りて祭祀に不便なれば、天子の儀式は當に獨り酌を奉じて始皇の廟のみを祠るべし、而して襄公より已下代迭に毀ちて殘し置く所のは凡て七廟と爲し、此には羣臣禮を以て進み祠りて、全然始皇の廟を別として之を尊び、以て帝者の祖廟と爲さむと、是歲皇帝復自ら朕と稱して真人の號を廢したり、

【字解】 郎中令、宮殿の門戸を掌る官也、寢廟、寢は廟の後の神靈を安んずる所なり、たまや、七廟、祖廟と三の昭穆と也、昭は祖廟の左穆は右也、五、五廟なり、祖廟と二の昭穆となり、三、三廟なり、祖廟と一の昭穆となり、雖、萬世、不、軼毀、軼は迭と通ず、たがひなり、迭毀とは昭と穆とをたがひに廢すること、而して此二句は極廟の下に在るべきを誤りて上に倒置

せり、極廟、至極尊き廟なり、貢職、職も貢なり、西雍、雍は咸陽の西に在り、故にいふ、

二世與趙高謀曰、朕年少、初卽位、黔首未集附、先帝巡行郡縣、以示疆、威服海內、今晏然不巡行、卽見弱、母以臣畜天下、春、二世東行郡縣、李斯從、到碣石、並海、南至會稽、而盡刻始皇所立刻石、石旁著大臣從者名、以章先帝成功盛德焉、皇帝曰、金石刻、盡始皇帝所爲也、今襲號而金石刻辭、不稱始皇帝、其於久遠也、如後嗣爲之者、不稱成功盛德、丞相臣斯、臣去疾、御史大

さむか、或は發掘の患ありて大事去りなむ、故に之を嚴重に防がざるべからず、已にして先帝の棺は埋藏せられぬ、而して之を他に泄さむことを恐れ、冢中の神道を閉ぢ、又外部の神道門の門扇を下して盡く工匠の埋藏に與りし者を閉ぢ込めて復出づる者無からしめ、冢上には草木を植ゑて山のやうに象れりと、

【字解】 襲、嗣ぐなり、穿治、坑を掘ると、徒、徒刑なり、三泉、三重の泉なり、所謂九泉に象れるなり、下、銅、銅板を下にすること、致、棹、棺棹を据うるやう設計すること、宮觀、宮殿門觀なり、百官、百官の位次なり、臧、御府なり、御府の珍什の意なり、人魚、魚の名なり、其の形人に似て皮は鮫より堅く、項上に穴ありて之より氣を呼吸す、其の肉は食ふべからずといふ、既已下、下すとは棺棹を下し葬を終へしをいふ、藏、棺棹を埋藏すること、大事畢、大事去るの意なり、羨、神道なり、

二世皇帝元年、年二十一、趙高爲郎中令、任用事、二世下詔、増

始皇、寢廟犧牲及山川百祀之禮、令羣臣議尊始皇廟、羣臣皆頓首言曰、古者天子七廟、諸侯五、大夫三、雖萬世、世不軼毀、今始皇爲極廟、四海之內、皆獻貢職、増犧牲、禮咸備、母以加先王廟、或在西雍、或在咸陽、天子儀當獨奉酌祠始皇廟、自襄公已下軼毀、所置凡七廟、羣臣以禮進祠、以尊始皇廟、爲帝者祖廟、皇帝復自稱朕、

【講義】 二世皇帝元年、二世の年二十一なり、趙高郎中令と爲り、任せられて國事を用ふ、二世詔を下して始皇のたまのいけにへ及び山川百祀の禮を増さし

七十餘萬人、穿三泉、下銅而致
椁、宮觀百官、奇器珍恠、徙臧滿
之、令匠作機弩矢、有所穿近者、
輒射之、以水銀爲百川、江河大
海、機相灌輸、上具天文、下具地
理、以人魚膏爲燭、度不滅者久
之、二世曰、先帝後宮、非有子者
出焉、不宜、皆令從死、死者甚衆、
葬既已下、或言工匠爲機藏、皆
知之、藏重、卽泄、大事畢、已藏、閉
中羨、下外羨門、盡閉工匠藏者、
無復出者、樹草木以象山、

【講義】太子胡亥位を嗣ぎて二世皇帝と爲る、九月に始皇を酈山に葬る、此の酈山には豫め葬るべく其

の準備を成したるなり、即ち始皇の初めて位に即くや、酈山に深き坑を掘りたり、其後天下を并合するに及び、天下の徒刑の送られて此に詣れる者七十餘萬人あり、之を使役して三重の泉を穿つ、其底は深くして水の出づる所まで掘り下げて所謂九泉に象り、銅板を下にし、其の上に椁を安置すべく設計し、又其の冢中に宮殿門觀及び百官の位次を作り、珍奇なる器物を御府より徙して之に滿し、工匠をして機械にて發する弩矢を作らしめ、穿ちて窰窰に近づく者あらば直に之を射殺さしむることとなし、又水銀を流して百川江河大海を作り、機械を以て水銀を是等に灌ぎ輸らしめ、上には天文を具へ、下には地理を布き、人魚の膏を以て坑内を照す燈燭と爲す、是れ久しく消滅せざることを度れるなり、二世皇帝曰く、先帝の後宮にして子無き者を出すは宜しからざれば、皆死に從はしめむと、是に於て殉死する者甚だ衆かりき、さて先帝の葬送は既に已に棺椁を三泉の下に下して終了せり、或人の説に言ふ、初め工匠の機を作るや、皆棺を埋藏する所を知れり、此埋藏の場處は尤も重大にして一般に知らしめざるなり、若し之を他に泄

傍ひ西に向ひて平原津に至りて病む、始皇死を言ふことを嫌ふ、羣臣も亦敢て死の事を言ふ者莫し、されど上の病益、甚しければ、上も亦死の近づきけむとを知りたるにや親書を爲りて公子の扶蘇に賜ひて曰く、發喪と同時に咸陽に歸り會して吾を葬れと、此の親書は已に嚴封して中車府の令の趙高が天子の符璽を行ふ所に在りて、未だ扶蘇に遺す使者の手に授けざりしなり、而るに七月の丙寅の日に始皇は遂に沙丘の平臺にて崩じぬ、丞相李斯上崩じて外に在るが爲に、諸公子及び天下に變事あらむことを恐れ、乃ち崩御を祕密にして喪を發せず、棺を輜涼車中に載せ、故の愛幸せられたる宦者をして之に參乗せしむ、通御する所の地方の官民食を上り、又百官事を奏すること生ける時の如くすれば、同乗の宦者輜涼車中より其の奏事を裁可す、而して上の死を知れる者は獨子の胡亥趙高及び幸愛せられし所の宦者五六人のみなり、さて趙高は嘗て胡亥に書及び獄律令法の事を教へたりし故の師傅たりしなり、故に胡亥は私に趙高を寵せり、高因つて公子胡亥丞相李斯と陰に謀りて始皇の封じたる親書の公子扶蘇に賜へる者を破り

去り、而して更に詐りて丞相李斯が始皇の遺詔を沙丘にて受けたりと爲し、公子胡亥を立て、太子と爲し、更に又別書を譌作して公子扶蘇及び蒙恬に賜ひて、責むるに罪狀を以てし、且つ其に死を賜ふ、此事の詳細は李斯の傳中に在り、さて始皇の屍を載せたる輜涼車は行きて遂に井陘より九原に至る、此時暑氣酷しくして輜涼車爲に臭し、よつて從官に詔して扈從の車毎に一石の腐魚を載せしめて其の屍の臭みを亂さしむ、行きて直道に従つて咸陽に歸り、始めて帝の喪を發す、

【字解】 蛟龍、蛟は龍の一種なり、みづち、入海者、海人なり、璽書、天子の御璽を捺したる書なり、御親翰なり、輜涼車、車に窓牖ありて之を閉づれば温く之を開けば涼し、故に此の名なり、數、責むるなり、鮑魚、腐魚なり、

太子胡亥襲位、爲二世皇帝、九月、葬始皇、鄜山、始皇初卽位、穿治鄜山、及并天下、天下徒送詣

崩^{ジヌ}於^ニ沙丘^ノ平臺^ニ、丞相^ス斯爲^ニ上崩^ル
在^ル外^ニ、恐^レ諸公子^ヲ及^ビ天下^ニ有^{ラン}變^テ、乃^チ
秘^シ之^ヲ不^レ發^セ喪^ヲ、棺載^セ輜涼車^中、故^ニ
幸宦者^ヲ參乘^{セシメ}、所^ニ至上^リ食^ヲ、百官^ヲ奏^{スル}
事^ヲ如^ク故^ノ、宦者^ヲ輒^チ從^リ輜涼車^中可^ス
其奏事^ヲ、獨子^ヲ胡亥[、]趙高[、]及^テ所^レ幸
宦者^五六^人知^レ上^ノ死[、]趙高[、]故嘗^テ
教^ヘ胡亥^書及^テ獄律[、]令^テ法事[、]胡亥
私幸^ニ之^ヲ、高^乃與^ニ公子[、]胡亥[、]丞相
斯^陰謀^リ破^リ去^テ始皇^所封^{セシ}書[、]賜^フ公
子^扶蘇^者而^テ更^ニ詐^リ爲^ニ丞相[、]斯受^ク
始皇^遺詔[、]沙丘^立子[、]胡亥^爲太
子[、]更^爲書[、]賜^ニ公子[、]扶蘇^蒙恬^數

以^テ罪^ヲ其^ニ賜^フ死[、]語^具在^ニ李斯^傳中[、]
行^{キテ}遂^ニ從^リ井陘[、]抵^ニ九原[、]會^ニ暑[、]上輜
車^臭乃^チ詔^シ從^ニ宦[、]令^ニ車載^一石[、]鮑
魚^以亂^ニ其^臭、行^{キテ}從^ニ直道[、]至^ニ咸陽[、]
發^ス喪^ヲ、

【講義】始皇夢に海神と戦ひ、其の状貌人の如しと
見る、之を占夢博士に問ふ、博士曰く、そも水神は人
目を以て見るべからず、之を得んと欲せば大魚蛟龍
の出づるを以て其の兆候と爲すべし、今陛下祈禱祭
祀すること謹み備はれり、而るに此の悪神の出づる
あり、當に之を除き去れば善神來るべし、而して此の
悪神を除かむと欲せば海に出でて大魚蛟龍を得べし
と、是に於て海に入る者をして巨魚を捕ふるの具を
持ち來らしめ、自ら連弩を以て大魚の出づるを候ひ
て之を射殺さむとし、琅邪の海岸より北の方榮成山
に至るも、大魚を見ず、尙進みて之罘に至る頃巨魚を
見る、よつて射て一魚を殺したり、此れより遂に海に

る者を請ひ受けて與に俱に出發せむ、しかれば大鯨魚を見次第連發の弩弓を以て之を射殺して目的を達せむと、

【字解】 斯、李斯なり、去疾、馮去疾なり、望祀、望は祭の名なり、山川にて望み祭るの意なり、海渚、海は江の誤也、大江中の舒州の周安縣の東に在る渚也、休烈、大いなる功烈なり、修長、修も長きなり、齋莊、つしみおごをかなること、追首、刻石文には首を道に作れり、秦聖、秦は秦の誤ならむ、職任、官職と責任となり、六王、六國の王なり、間使、密使なり、辟方、ひがみたる仕方なり、殄熄、殄は盡すなり、熄は滅すなり、殄熄は盡く殺すこと、六合、天地四方なり、飾省、省は過なり、有子而嫁、子ある妻が夫の死後他に嫁入するをいふ、絜誠、絜は潔と通ず、寄緘、緘は牡猪なり、牡猪が牝猪に寄るとて、妻ある夫が他室の女に淫することの喩なり、逃嫁、夫を振り棄て、逃れて他人に嫁入すること、休經、大いなる法なり、輿舟不傾、舟車の覆らざること、即ち太平の喩なり、光垂、てらし示すこと、江乘、縣の名なり、譴、責めなり、鮫魚、さめなり、

始皇夢與海神戰、如人狀、問占夢博士曰、水神不可見、以大魚蛟龍爲候、今上禱祠備謹而有此惡神、當除去、而善神可致、乃令入海者齋捕巨魚具、而自以連弩候大魚出射之、自琅邪北至榮成山、弗見、至之罘、見巨魚射殺一魚、遂竝海西至平原津而病、始皇惡言死、羣臣莫敢言死事、上病益甚、乃爲璽書、賜公子扶蘇曰、與喪會咸陽而葬、書已封在中車府、令趙高行符璽事、所未授使者、七月丙寅、始皇

ら秦に反き、貪り戻りおごりたけくして、數多の民衆を率ゐて自ら強となし、あらくしへたげて恣に行ひ、多力を負みて驕り、數、軍隊を動し、又陰に密使を通じて合從を事とし、其の行ふ所常にひがみたる事を爲し、内には詐り謀れることを無きが如く飾り、外には我國に來りて邊境を侵して、遂に天下に禍を起せり、是に於て正義の武威を以て六王を誅し、暴く悖りたる者を殺し盡したれば、世を亂す賊徒は遂に滅亡したり、此の如く帝の聖德は廣大にして細密なれば、六合の中、其の恩澤を被ると數限り無し、さて皇帝の宇内を并合するや、萬の政事を兼ね聽きしかば、遠きも近きも畢く清く治まりぬ、萬の物を運らし理め事實を考へ驗べて、各、其の名を記載し、貴きも賤きも互に意思を疏通し、善きも惡きも面前に陳べ列べて、其情を隠すと無きなり、從來夫婦の道廢れて夫は他室の女に淫しながら其の過を飾りて義理堅き者なりと吹聴し、婦は子あるに夫死にたりとて直に他家に嫁入して、死者に倍きて貞正ならざる者往々ありき、是に於て内外の道を防ぎ隔て、淫泆の風を禁止したれば男女共に潔白にして誠實となれり、即ち夫が

他室の女に淫したるときは妻は之を殺すも罪無しとされたれば男は之を畏れて夫たるべき義程を執り、妻の夫を棄て、逃げて他家に嫁入したる時は子は之を母とするを得ずとしたれば女は皆廉潔清淨に化したるなり、此の如く大聖の治方は惡しき風俗を洗ひ濯ぎたれば、天下其風を承けて、大いなる法を蒙り被り、上下皆法度軌範に遵ひ、和ぎ安んじ、厚く勉めて令に順はずと云ふと莫く、人民正しく清くして、人皆則を同じくするを樂み、嘉ヨシびて太平に安んず、後世敬みて大聖の法を奉くれれば、世を治むる常の法は完全にして極無かるべく、舟車傾かずして太平打ち續くべけむ、是に於て從臣等大聖の功烈を唱へ、請ひて此石に刻みて、大いなる銘を後世に照し示すと、會稽より還りて吳を過ぎ、江乘縣より大江を渡り、海上に傍ひて北の方琅邪に至る、此にて方士徐市等に遇ふ、徐市等は海上に出でて神藥を求むれども五六歳の間遂に之を得ず、其の費巨萬を用ひたれば、始皇に責められむとを恐れ、乃ち詐りて曰く、蓬萊山の藥は得らるれども、海上常に大鮫魚に苦めらるれば彼の島に至ることを得ざりしなり、願くは射術を善くす

洗男女絜誠、夫爲寄猥、殺之無
 罪、男秉義程、妻爲逃嫁、子不得
 母、咸化廉清、大治濯俗、天下承
 風、蒙被休經、皆遵度軌、和安敦
 勉、莫不順令、黔首脩潔、人樂同
 則、嘉保太平、後敬奉法、常治無
 極、輿舟不傾、從臣誦烈、請刻此
 石、光垂休銘、還過吳、從江乘渡、
 竝海上、北至琅邪、方士徐市等
 入海、求神藥、數歲不得、費多、恐
 譴、乃詐曰、蓬萊藥可得、然常爲
 大鯨魚所苦、故不得至、願請善
 射、與俱、見則以連弩射之、

【講義】三十七年、十月癸丑の日に始皇南方に出游す、左丞相の李斯之に従ひ、右丞相の馮去病之を守り、少子の胡亥帝に愛せらるゝを以て慕ひて従はんことを請ふ、上之を許して同伴す、翌十一月に行きて雲夢に至り、虞舜の靈を九疑山に祀り、大江に浮び流れ下りて籍柯を觀、江渚を渡り、丹陽を過ぎ、錢唐に至る、浙江に臨まむとして水波荒れたれば西に溯ること百二十里にして狹中より渡り、遂に會稽山上に登りて大禹を祭る、會稽山より南海を望む處に石を立て碑文を刻みて秦德を稱へ述ぶ、其文に曰く、皇帝の大いなる功烈は宇内を平げて統一せり、而して其の德惠は萬世に傳ふべく長久なり、惟れ卅七年親ら天下を巡りて周く遠方の治蹟を覽る、遂に此の會稽山に登りて、此の地方の習俗を宣べ省るに、人民皆謹みておごそかなり、是に於て羣臣皇帝の功を唱へ其の治迹を根本より原ね、其の德の高く明かなりしことを追ひ敍ぶ、さて大聖始皇帝の國に臨むや、治めて刑律を制定し、明かに舊典を布陳し、初めて法式を平易にし、審に官職と責任とを別ち、以て不易の法を立て給へり、さて其の未だ一統せざる前は六國の君王專

なり、故に公士といふ、

三十七年、十月、癸丑、始皇出游、
左丞相斯從、右丞相去疾守、少
子胡亥愛慕、請從、上許之、十一
月、行至雲夢、望祀虞舜於九疑
山、浮江下、觀籍柯、渡海、渚、過丹
陽、至錢唐、臨浙江、水波惡、乃西
百二十里、從狹中渡、上會稽、祭
大禹、望于南海、而立石刻、頌秦
德、其文曰、皇帝休烈、平一宇內、
德惠脩長、三十有七年、親巡天
下、周覽遠方、遂登會稽、宣省習
俗、黔首齋莊、羣臣誦功、本原事

迹、追首高明、秦聖臨國、始定刑
名、顯陳舊章、初平法式、審別職
任、以立恆常、六王專倍、貪戾傲
猛、率衆自彊、暴虐恣行、負力而
驕、數動甲兵、陰通間使、以事合
從、行爲辟方、內飾詐謀、外來侵
邊、遂起禍殃、義威誅之、殄熄暴
悖、亂賊滅亡、聖德廣密、六合之
中、被澤無疆、皇帝并宇、兼聽萬
事、遠近畢清、運理羣物、考驗事
實、各載其名、貴賤竝通、善否陳
前、靡有隱情、飾省宣義、有子而
嫁、倍死不貞、防隔內外、禁止淫

使者奉璧具以聞，始皇默然良久曰：山鬼固不過知一歲事也。退言曰：祖龍者，人之先也。使御府視璧，乃二十八年行渡江所沈璧也。於是始皇卜之，卦得游徙吉，遷北河榆中三萬家，拜爵一級。

【講義】 秋に至り、使者の關東より來りて夜半に華陰縣の平舒城下の道を過ぐるあり、遙か彼方の山より怪しき人下り來りて璧を持ちて使者の行く前を遮りて曰く、吾が爲に此の璧を瀉池君に遺れよと、而して又言つて曰く、今年中に祖龍死なむと、使者其故を問ふ、璧を持ち來りたる人忽ち見えすなり、其璧を置きて去りぬ、使者璧を捧げ、途中にありし次第を具に申上ぐ、始皇不機嫌の態にて一言をも發せずして沈思し、良久しくして曰く、山鬼は固より一歳の事を

知るに過ぎず、今年は已に秋なれば残り少し、今年驗あらざれば安心なり、那ぞ來歲の事まで知らむやと、此く言ひ紛したれども兎角不安心なれば、退きて獨語して曰く、さて祖龍とは人の先にして君王の象なり、さすれば事吾が身に係れば樂觀すべからずと、御府をして件の璧を視しめしに、去ぬる二十八年に、江を渡りて湘山の祠に至らむとして大風に逢ひし時に、沈めたりし璧なりけり、是に於て始皇益之を畏れて卜はしめしに、卦に巡遊すれば吉なりといふを得たり、是歲北河の榆中に三萬家を移住せしめ、各家長に爵一級を賜ふ、

【字解】 使者、鄭客なり、漢書五行志に詳なり、有、人、素車白馬に乗れる奇怪の人なり、所謂山鬼なり、瀉池君、瀉池は池の名にして長安の西南に在り、瀉池の君とは祖龍を指す、即ち始皇のことなり、因、二の因字を疊用す、上の因は而の意、下の因は乃の意、今年、搜神記には明年に作れり、是なり、祖龍、祖は人の先なり、龍は君の象なり、即ち始皇を指す、山鬼、華山の神なり、御府、寶物を主る官なり、游徙、巡遊のこと、爵一級、秦爵二十級中の最下等の公士なり、常の士卒と異

と、始皇之を聽き入れざるのみならず、怒りて扶蘇をして北の方蒙恬の軍を上郡に監察せしめたり、

【字解】 方術、仙術なり、方士、仙術を行ふ人、練、煉と通ず、藥物を烹煉すること、韓衆、方士の名なり、廉問、廉は察なり、誣言、誣は妖に同じ、奇怪の言なり、相告引、罪を轉嫁せむとして、甲より乙、乙より丙と云ひ逃るゝこと、阬、穴埋なり、誦、罪人なり、邊、邊境なり、誦法、しなへのつとるなり、繩、糾すなり、

三十六年、熒惑守心、有墜星下東郡、至地爲石、黔首或刻其石、曰、始皇帝死而地分、始皇聞之、遣御史逐問、莫服、盡取石旁居人誅之、因燔銷其石、始皇不樂、使博士爲仙真人詩、及行所游天下、傳令樂人誦弦之、

【講義】 三十六年、熒惑星心宿に留まりて移らず、墜

星の東郡に下るありて地に至りて石と爲る、人民の或る者が其の隕石に刻みて曰く、始皇死なば地分れむと、始皇之を聞き、御史をして人毎に糾問せしむ、皆刻したりと云ふ者無し、依つて其の隕石の旁に居る人を盡く捕へて之を誅し、又其石をも燔き銷したり、此の事ありてより始皇快々として樂まず、是に於て博士をして仙人真人の詩及び始皇が天下に游歴したる名所の詩を作らしめて、之を樂人に傳へて誦ひ且つ奏せしめて、其の憂鬱を慰めむとす、

【字解】 熒惑、星の名なり、守、留まりて移らざること、心、二十八宿の一なり、逐問、人毎に糾問すること、燔銷、やきとらかすなり、仙真人、仙人と真人となり、行所、游天下、天下を游歴したる名所の詩の意なり、

秋、使者從關東、夜過華陰、平舒道、有人持璧遮使者、曰、爲吾遺涑池君、因言曰、今年祖龍死、使者問其故、因忽不見、置其璧去、

黔首未集、諸生皆誦法孔子、今上皆重法繩之、臣恐天下不安、唯上察之、始皇怒使扶蘇北監豪恬於上郡、

【講義】始皇は侯生盧生の亡びたるを聞き、大いに怒りて曰く、吾れ前に天下の書の用に中らざる經書及び諸子百家の書を收めて、盡く之を燒き去て、悉く文學方術の士を召すこと甚だ衆く、吾れ之を以て太平を興さむと欲したりき、而るに方士は藥品を烹煉して不死の藥を製せむと稱すれど、未だ嘗て之を上らず、且つ今聞く所によれば、方士の韓衆は已に去りて何の報告も爲さずと、又徐市等の海上に出でて奇藥を求めんとせし者も、唯巨萬の錢を費したるのみにて、是も亦不死の藥を求め來らず、故に世上にては彼等は皆姦惡の徒にして徒に利を貪ることを事となす者なりとの評判あるにや、此惡評を吾に相告ぐると日々聞ゆるなり、別けて盧生等は吾之を特に尊びて恩賞を賜ふこと甚だ厚かりき、而るに今我を誹

りて吾が不徳を重ねて天下に吹聴せり、吾れかほどに仁惠を施したる者すら猶其れ此の如くなれば、諸生の咸陽に在る者にして吾を誹らざる者は殆どなからむと、由つて人を市中に派して密に之を探り問はしめしに、果して或る者は奇怪の言を爲して人民を惑し亂す者あるを知れり、是に於て更に御史をして嚴しく諸生を悉く取調べしむ、諸生は之を傳へ聞きて甲は乙が云ひしといひ、乙は丙が云ひしと白して、段々罪を他に轉嫁して自ら其の罪を言ひ逃れむとす、よつて法禁を犯せる者四百六十餘人を捕へ、皆之を生ながら咸陽に穴埋になし、天下をして遍く之を知らしめて、後の罪を犯す者を懲す、始皇又益、罪人を出して邊境に徙す、是に於て始皇の長子扶蘇父を諫めて曰く、天下初めて定まれりと雖、遠方の人民は尙未だ集り來らざれば、今遽に安心すべき時に非ず、且つ彼の諸生等は皆孔子の聖教を唱へ法れる者なり、而るに今上は何事によらず法律を重んじて之を糾さむとなし給ふ、此の如くんば臣は天下の民心未だ安んぜずして或は秦を覆す者出で來らむとを氣遣ふなり、願くは上之を察して法の峻嚴を弛へ給へよ

の忠良の士なり、然るに此れ亦忌み嫌はるゝとを畏れ、面諛して敢て正しく上の過を言はざるなり、此の如くして天下の事は小となく大となく皆上一人に決せらる、故に政務を親裁するに奏請の書類を秤衡にて量りて百二十斤を以て日夜の程度と爲し、其の程度を終了せざれば夜半を過ぐるも休息することを得ざるに至る、其の權勢を貪ること此の如きに至りては、未だ以て仙人の不死の藥を求め、又真人たらむと欲するなど、さても一覺束無きことにあらずやと、是に於て俱に咸陽を亡げ去りぬ、

【字解】聽レ事、事は政事なり、剛戻、強情にしてねぢけたる心なり、倚辦、より具はる也、懾伏、おそれふすなり、謾欺、いつはりあざむくなり、取レ容、體裁を取り繕ふこと、兼レ方、方は方技なり、醫術のこと、兼方は民の醫術を心得たるものが醫を兼業となすをいふ、不レ驗、效驗無きこと、死、殺すなり、端、正なり、タダシクと訓む、衡石、衡は秤なり、石は百二十斤なり、呈、程と通ず、程度なり、

始皇聞亡、乃大怒曰、吾前收天

下書、不中用者、盡去之、悉召文學方術士、甚衆、欲以興太平、方士欲練以求奇藥、今聞韓衆去、不報、徐市等費以巨萬計、終不得藥、徒姦利相告、日聞盧生等、吾尊賜之甚厚、今乃誹謗我、以重吾不德也、諸生在咸陽者、吾使人廉問、或爲託言以亂黔首、於是使御史悉案問諸生、諸生傳相告引、乃自除犯禁者四百六十餘人、皆阬之咸陽、使天下知之、以懲後、益發謫徙邊、始皇長子扶蘇諫曰、天下初定、遠方

皆受成事、倚辦於上、上樂以刑
 殺爲威、天下畏罪、持祿莫敢盡
 忠、上不聞過、而日驕、下懾伏、謾
 欺以取容、秦法不得兼方、不驗
 輒死、然候星氣者、至三百人、皆
 良士、畏忌諱諛、不敢端言其過、
 天下之事、無小大、皆決於上、上
 至以衡石量書、日夜有呈、不中
 呈、不得休息、貪於權勢、至如此、
 未可爲求仙藥、於是乃亡去。

【講義】 始皇は行幸の所在を知らしめずと雖、天下の政事を聽き、羣臣が決事を受くることは皆咸陽宮に於てして、未だ以て仙術を專にせむとするの風見えざるなり、是に於て侯生と盧生とは相與に謀りて曰く、始皇の人と爲りは天性強情なる上にねぢけも

とりて萬の事を親ら用ひむとするの風あり、其の身諸侯より起りて天下を并合し、思ふ所は得ざること莫く、欲する所は從はざること莫ければ、此の如き權勢の大いなるは古より己に及ぶ者無しと思へり、專ら獄吏に任すれば、獄吏は皇帝の親幸を得て益、法を嚴にす、よつて博士七十人ありと雖、たゞ其員數に備はるのみにして、其の説は用ひられざるなり、獨り博士のみにあらず丞相及び諸々の大臣も皆己に決定したる事を受けて、徒に上位に倚り具はるのみなり、而して始皇は刑法によりて死罪に處し以て其の權威を爲さむと樂めり、是に於て天下皆罪を畏れて上の過を諫むる者無く、さればとて秩祿に離るゝことを爲さず、徒に素餐して敢て忠を盡すことを爲さざるなり、之に因つて上は己れの過を聞かざれば、日々驕り高ぶりて放縱となり、下は上の威を懼れて屈伏し、謾り欺きて表面の體裁を取り繕ふに至る、又秦法嚴酷にして民に醫術の心得ありとも之を兼業となすこと能はざるなり、如何となれば、醫藥に效驗無ければ直に死罪に處せらるればなり、又星氣を候ひて吉凶を前知する者は三百人の多きに至りて、此等は皆國家

罪死、始皇帝幸梁山宮、從山上見丞相車騎衆、弗善也、中人或告丞相、丞相後損車騎、始皇怒曰、此中人泄吾語、案問莫服、當是時、詔捕諸時在旁者、皆殺之、自是後、莫知行之所在、

【講義】是に於て始皇曰く、吾れ其の真人たらむと欲して之を慕へば、今より後は真人と謂つて朕と稱せざらむと、乃ち咸陽の近旁二百里内の宮殿樓觀二百七十に復道甬道を作りて相連らしめ、帷帳鐘鼓美人を各宮觀に充て、各境界を立て記號を附して移り徙らしめず、皇帝の行きて幸する所は其の處を知らしめず、若し之を言ふ者あらば死罪に處せむと、始皇帝或る時梁山宮に行幸し、山上より丞相の供廻りの車騎の衆きを見て之を喜ばずして其の僭越を憤る、宮中の人の或る者之を丞相に告げければ、丞相後に車騎を減少せり、始皇之を知り怒りて曰く、此れ宮

中の者の吾が語を泄らしたる爲めなりと、之を取り調ぶるに一人として服罪する者なし、是に於て詔して諸人の彼の時帝の旁に在りし者を悉く捕へて之を殺したり、是より後は行幸の所を知ること莫し、

【字解】宮觀、宮殿樓觀なり、甬道、天子の御成道の兩側に牆を築きて、外人をして天子を見せしめざるやうにしたる道なり、帷帳、幕なり、とばり、案、署、案は境なり、署は記なり、境界を分ちて記號を附すこと、罪死、死刑なり、中人、宮中の人なり、損、減少なり、案問、取り調べなり、

聽事羣臣受決事、悉於咸陽宮、侯生盧生相與謀曰、始皇爲人天性剛戾自用、起諸侯、并天下、意得欲從、以爲自古莫及己、專任獄吏、獄吏得親幸、博士雖七十人、特備員、弗用、丞相諸大臣、

知之則害於神、真人者、入水不濡、入火不爇、陵雲氣、與天地久長、今上治天下、未能恬淡、願上所居宮、母令人知、然後不死之藥、殆可得也、

【講義】 盧生始皇に説きて曰く、臣等命を承けて神草奇薬を求むれど未だ嘗て仙者に出遇はざるなり、是れ或は物の之を害する者有るに似たり、熟考ふるに臣等のみ之を求むるとも、陛下に於ても仙人の氣分にならざれば好結果を得まじ、故に方術の中にも人主は時々微行を爲して鬱結せる悪しき氣分を退くべしといへり、悪しき氣分無ければ心中恬然として真人の域に至るべし、且つ又人主の居る所にして人臣之を知る時は、人主は常に君臣の關係を思ひて俗情に絆されて其の心に害あらむ、真人といふは天地の氣と同化せるを以て水に入るも濡はず、火に入るも爇けず、雲氣を陵ぎて天地と俱に長久なるもの也、

而るに今陛下は天下を治めて、未だ無欲の域に達すること能はず、臣等をして仙人を求めしむる旁、世の名利に汲々として止まる所を知らず、此くては終に仙術を學ぶこと能はざるべし、故に願くは陛下の居る所の宮は、人をして知らしむること勿からしめて、然る後に不死の薬は殆ど得べからむと、

【字解】 芝、神草なり、之を食へば神仙となるといふ、奇薬、不死の薬なり、類、似るなり、方中、方は方術なり、微行、人に知れぬやう隠れて行くこと、辟、悪鬼、辟は退くなり、悪鬼は悪しき氣分なり、真人、道家の語、道の極致に達して天地の氣と同化せるもの、稱、害、於神、神は心なり、恬淡、無欲なること、

於是始皇曰、吾慕真人、自謂真人、不稱朕、乃令咸陽之旁、二百里内、宮觀、二百七十、復道甬道、相連、帷帳、鐘鼓、美人、充之、各案署、不移徙、行所幸、有言其處者

下を造りて阿房より渭水を渡りて之を咸陽の宮殿に連結せしめて、天の紫宮後の十七星が天の川を渡りて營室星に至れるに象りしなり、さて阿房宮はかゝる大規模の設計なりしかど未だ頓に落成せざりしなり、落成せば更に善き名を擇びて之に名けむと思ひしなり、唯宮を阿房に作れるを以て、天下の人皆之を阿房宮と謂へり、さて宮刑・徒刑七十餘萬人を分ちて一は此の阿房宮を作る役夫と爲し、一は麗山を作る役夫と爲す、而して麗山を築くには北山の石を發掘し、此阿房宮を造るには蜀荆の地の木材を輸送して、皆此に至らしめしなり、さて宮殿の多くなりしを關中にては三百を以て數ふべく、關外にては四百餘を以て計ふべし、是に於て石を東海上の胸界の中に立て、秦の東門と爲す、因つて又役夫の勞を思ひ三萬家を麗邑に五萬家を雲陽に徙して、皆賦税を免じて繇役に從事せしめざることを十歳ならしむ、

【字解】朝宮、羣臣の參朝する宮なり、即ち正寢なり、おもてごてんのこと、阿房、地名なり、五百歩、歩は六尺なり、五百歩は三千尺なり、周馳、廊下を周く造りて相連結せしめられたれば、其の狀馳騁するが如し、

故にいふ、閣道、樓と樓との間の通じ難き處に木を架し梁を作りて渡らしむる道なり、即ち廊下のこと、闕、門觀なり、中央闕きて道を成す、故にいふ、復道、上下二重の廊下なり、屬、連絡するなり、天極、閣道、天極は天の紫宮後の十七星なり、此の十七星が天の川を渡り越えて營室星に至るを閣道といふ、絶、漢、絶は渡るなり、漢は天の川なり、營室、星の名なり、隱宮、宮刑に同じ、男勢を去られたる罪人、北山、石棹、義門の讀書記に「棹字疑衍」とあり、今此の説に従ふ、寫、輸送すること、胸、東海中に在る島の名なり、三萬家、五萬家、是れ皆隱宮徒刑の役夫と爲りて功ありし者の家族なり、復、賦税を免すること、不、事、繇役に從事せしめざることを、

盧生說始皇曰、臣等求芝奇藥、
 僊者常弗遇、類物有害之者、方
 中人主時爲微行、以辟惡鬼、惡
 鬼辟真人至、人主所居、而人臣

王都鎬、豐鎬之間、帝王之都也、乃營作朝宮、渭南上林苑中、先作前殿、阿房、東西五百步、南北五十丈、上可以坐萬人、下可以建五丈旗、周馳爲閣道、自殿下直抵南山、表南山之顛、以爲闕、爲復道、自阿房渡渭、屬之咸陽、以象天極閣道絕漢、抵營室也、阿房宮未成、成欲更擇令名、名之、作宮阿房、故天下謂之阿房宮、隱宮、徒刑者七十餘萬人、乃分作阿房宮、或作麗山、發北山石、椁乃寫蜀荆地材、皆至關中

計宮三百、關外四百餘、於是立石東海上、胸界中、以爲秦東門、因徙三萬家麗邑、五萬家雲陽、皆復不事十歲、

【講義】 九原より雲陽に至るまでの道路開通せるを以て始皇は宮殿を増築せむと欲して思へらく、咸陽には人口夥多なるに宮廷は先王の造營せられたるまに於て其の規模狭小なり、吾聞けり、周の文王は豊に都し、武王は鎬に都したり、是を以て豊を鎬との間は連絡して帝王の都となれりと、朕已に天下を一統せり、宮廷を壯にせざるべけむやと、乃ち群臣の參朝する宮殿を渭南の上林苑中に營み作る、而して之を造る前に先づ之が前殿を阿房に作る、其設計の大いなる、東西五百步南北五十丈、殿上には萬人を坐せしむべく、殿下には五丈の旗を建つべく、殿外にはあまねく柵木を架して他の宮殿に通ずる廊下を造り、殿下より廊下傳ひに直に南山に至ることを得、又南山の巔に門を造りて此の宮殿を表し、又上下二重の廊

がら之を檢舉せざる者あらば、同罪にせむ、又此禁令を發布して三十日間に書物を焼かざる者あらば、入墨の刑に處し且つ城旦の刑を加へむ、然れども書籍の中に去らざる所のものは醫藥の書と卜筮及び種樹の書なり、是等は皆四民の必須の書なるを以てなり、又若し士にして法令を學ばむと欲せば今の官吏を師として實際の學を習ふべしといふ、始皇此の言を是となし制して斯の言は可なれば之を發布すべしと、

【字解】置酒、酒宴なり、博士、秦官なり、學識古今に通する者之に任ず、秩六百石なり、僕射、秦官なり、左右の大臣なり、古は武を重んず、故に射を善くする者を以て事を掌らしむ、僕は主るなり、他時、昔時なり、枝輔、枝葉となりて本幹を佐くること、即ち輔佐に同じ、田常、齊の田成子なり、簡公を弑す、六卿、晉の六卿なり、輔拂、拂は弼に同じ、五帝、黃帝・帝顓頊・帝嚳・帝堯・虞舜是也、三代、夏殷周是なり、異時、往時なり、游學、故郷を去りて遠く學問する士なり、辟禁、辟は避くなり、禁令を犯さぬこと、昧死、昧は冒と通す、死罪を犯して上言すること、道古、道は言ふなり、古道を唱へ言ふこと、非、誹るなり、夸、ほこるなり、

り、異取、取は李斯傳に趣に作る、是なり、羣下、多くの門下生なり、造、造は成す、謗はそしりなり、職、つかさどるなり、百家語、儒家及び諸子の書なり、守尉、郡守郡尉の役所なり、雜、經書・儒家類、諸子類をまぜ合すこと、弃市、刑の名なり、殺して其の屍を市に棄つること、族、一族を殺す刑なり、黥、入墨の刑なり、城旦、徒刑なり、每旦出でて築城の役に従ふ、よつて此の名あり、四歳の刑なり、種樹之書、農書なり、

三十五年、除道、道九原、抵雲陽、

塹山、堙谷、直通之、

【講義】三十五年、道路を開き治めて九原より雲陽に至る、其の間山を掘り谷に堙めて直に之を通せしめたり、

【字解】除、道、除は開き治むるなり、道は道路なり、道、從なり、ヨリと訓む、抵、至るなり、塹、掘るなり、堙、うづむなり、

於是、始皇以爲咸陽人多、先王之宮廷小、吾聞周文王都豐、武

の變化に循ひて其の方針を異にせしなり、今陛下は大業を創めて萬世に傳ふべき大功を建て給ふ、固より愚儒の知る所に非ず、且つ越の言へることは夏殷周の事なり、何ぞ今の世の法となすに足らむや、昔時群雄割據して諸侯相攻伐する際には、皆互に相争ひて厚く游學の名士を招きて各、其の國の強からむことを欲せり、而るに今や天下已に定まりて、法律命令皆一途より出づることとなりぬ、是を以て上下各、其の所に安んずべきなり、故に百姓は家に在るときは農工業を力め、士は現今の法律政令を學び習ひて禁制を避けざるべからず、然るに、今の諸生は現代の事を手本とせず遠き古の道を學び、以て當世の政事を誹り、人民の心を惑はし亂すを以て能事となす、丞相臣斯尚更めて昧死して言す、古昔天下の散りく、に亂れたる時、誰ありて之を能く統一するもの莫かりき、是を以て諸侯並び作りて各、自ら都合よきことを主張して、其の語は皆古事を例證して當時の事を惡口し、虚言を飾りて其の實を亂し、人々皆其の私に學べる所を善として上の建立したる所を誹れり、今や皇帝天下を并せ有ちて黑白を區別して紛ること無く、

四海全く一に定まれり、而るに私に學べる古道を尊びて相與に法教を出せる人を誹る者あり、その一例を舉げむに、今政令の朝より下ると聞きては、則ち彼等は各、其の學べる所を以て之を論議し、朝廷に入りは流石に口に出さず心の中に非とし、出ては遠慮なく巷に論議し、君主に誇るを以て名譽と爲し、趣を異にするを以て高しと爲し、且つ幾多の門下生を率ゐて朝廷を誹謗することを事とす、かゝる輩のあるにも拘らず之を嚴禁せざれば、君主の勢力は上に降り、徒黨の結合は下に成らむ、是を以て其の未だ甚しからざる時に於て之を禁止すること至極便利なれ、臣依つて之が嚴禁法を申し上げむ、凡そ歴史官の藏する所の書籍は秦の記録以外は皆之を焼き棄てむ、又博士の官の職する所は兔に角として其の他の者にして敢て詩經書經より諸子百家に至るまでの書を藏する者あらば、悉く郡の守・尉の役所に持參させて經書も子類も雜へて之を焼き棄てむ、又遠慮なく相對して詩書を談論する者あらば棄市の刑に處せむ、又古の制度を以て今の政令を誹る者あらば一族を殺さむ、又官吏にして以上の禁令を犯せる者を見知りな

以造謗、如此弗禁、則主勢降乎上、黨與成乎下、禁之便、臣請史官非秦紀、皆燒之、非博士官所職、天下敢有藏詩書百家語者、悉詣守尉雜燒之、有敢偶語詩書、弃市、以古非今者、族、吏見知不舉者、與同罪、令下三十日、不燒、黥爲城旦、所不去者、醫藥卜筮種樹之書、若欲有學法令、以吏爲師、制曰、可。

【講義】 始皇帝咸陽宮に酒宴を開く、博士七十人前みて帝の長久を祝す、僕射の周青臣進み出でて皇帝の徳を稱へ述べて曰く、昔時は秦の地域千里に過ぎざりき、而るに陛下の御心明聖なるにより、海内を平定し、四方のえびすを逐ひ遣りければ、日月の照す所

の者皆陛下に賓服せずと云ふこと莫く、又諸侯の舊領を以て群縣と爲したれば、人人自ら安樂と爲り、戰爭の患無くして之を萬世に傳ふことを得べし、上古よりの帝王多しと雖、陛下の武威仁徳には及ばざるなりと、始皇之を悦ぶ、時に博士の齊人淳于越進み出でて曰く、臣聞けることあり、殷周の二代の天下に王たるや、其の間一千餘歳、子弟功臣を封じて、自王室の枝葉輔佐と爲せり、今陛下は海内を有つに、子弟を封ぜずして猶匹夫と爲す、若し卒に齊の田常晉の六卿の如き不忠の臣ありて皇室を覆さむとするも、已に輔弼する者無くむば、何を以て相救はむや、凡て事々に古を師とせずして能く長久なる者は、聞ける所にあらず、而るに今青臣は又陛下の面前にて氣に入るやうに褒めそやして、陛下の過失を重ねむとせしは忠臣に非ずと、かゝる反對説出でしかば皇帝も取捨に困りて其の議を群臣に下して可否を決せしむ、丞相李期曰く、古を稽ふるに五帝は各、其の前朝の政を復びせず、三代も亦必ず先代の制度に因襲せず、各、其の觀る所を以て其の世を治め來りぬ、是れ代々其の執る所のもの全く相反するには非ず、時勢

萬世自上古不及陛下威德始
皇悅博士齊人淳于越進曰臣
聞殷周之王千餘歲封子弟功
臣自爲枝輔今陛下有海內而
子弟爲匹夫卒有田常六卿之
臣無輔拂何以相救哉事不師
古而能長久者非所聞也今青
臣又面諛以重陛下之過非忠
臣始皇下其議丞相李斯曰五
帝不相復三代不相襲各以治
非其相反時變異也今陛下創
大業建萬世之功固非愚儒所
知且越言乃三代之事何足法

也異時諸侯竝爭厚招游學今
天下已定法令出一百姓當家
則力農工士則學習法令辟禁
今諸生不師今而學古以非當
世惑亂黔首丞相臣斯昧死言
古者天下散亂莫之能一是以
諸侯竝作語皆道古以害今飾
虛言以亂實人善其所私學以
非上之所建立今皇帝并有天
下別黑白而定一尊私學而相
與非法教人聞令下則各以其
學議之入則心非出則巷議夸
主以爲名異取以爲高率羣下

【講義】三十三年、諸の昔時逃げ亡せたりし人の贅堵及び賈人を徵發して嶺南の地を攻め取らしめ、桂林・象郡・南海と爲して、罪過によりて流さるゝ者をして遣り守らしむ、又西北に兵を用ひて匈奴を斥け逐ひ、榆中より以東の黄河に傍ひたる地を陰山に屬して初めて三十四縣と爲し、河上に城を築きて要塞と爲す、又蒙恬をして河を渡りて高闕山・陶山・及び北假の地を取らしめ、其の中に關所を築きて戎狄の人を逐ひ、罪人を徙して之を新設の三十四縣に充たしめたり、

【字解】逋亡、逃げ亡すること、贅堵、妻子あるもの困窮して、其の妻の生家に厄介となる者なり、陸梁、嶺南の地方をいふ、此處の住民は蠻風にして多くは山陸に棲み、其の性强し、故にいふ、一説に地名なりと、適、諱と通ず、罪過によりて流さるゝ者なり、塞、とりでなり、高闕、山の名なり、陶山、陽山の誤なり、亭障、行人を誰何する所、關所なり、初縣、初めて設けたる三十四縣を指す、

禁不得祠

【講義】令を布き民に神を祠ることを禁止す、

明星出西方

【講義】彗星西方に出づ、

【字解】明星、彗星なり、

三十四年、適治獄吏不直者、築長城及南越地、

【講義】三十四年、獄を典る官吏の不正を働く者を誦刑に處して長城及び南越の地を築かしむ、

始皇置酒咸陽宮、博士七十人前爲壽、僕射周青臣進頌曰、他時秦地不過千里、賴陛下神靈明聖、平定海內、放逐蠻夷、日月所照、莫不賓服、以諸侯爲郡縣、人人自安樂、無戰爭之患、傳之

なり、農事を務むるをいふ、其業、紡織の業なり、田、田作ることなり、儀矩、後世ののりなり、

因使韓終侯公石生求仙人不死之藥

【講義】 碣石の碑を建て終りたるに因り、韓終侯の公石生をして碣石上に至り仙人不死の藥を求めしむ、

始皇巡北邊從上郡入燕人盧生使入海還以鬼神事因奏錄圖書曰亡秦者胡也始皇乃使將軍蒙恬發兵三十萬人北擊胡略取河南海

【講義】 始皇帝碣石より北方の邊境を巡り、上郡より咸陽に入る、燕人の盧生使して海島に入りてより還り、使命が鬼神の事に係るを以て、因つて録圖書を

上る、其書に曰く、秦を亡さむ者は胡ならむと、是れ二世の胡亥を指したるに、始皇之を悟らず、専ら北胡の事なりと速断し、乃ち將軍蒙恬をして兵三十萬人を發して北の方胡を撃たしめたり、是歲又河南の地を略取す、

【字解】 録圖書、録は録と通ず、符籙なり、未來記なり、録圖書は今の豫言書なり、略取、せめとるなり、

三十三年發諸嘗逋亡人贅壻賈人略取陸梁地爲桂林象郡南海以適遣戍西北斥逐匈奴自榆中竝河以東屬之陰山以爲三十四縣城河上爲塞又使蒙恬渡河取高關陶山北假中築亭障以逐戎人徙謫實之初縣

旅^ヲ誅^シ戮^シ無^ク道^ヲ爲^ス逆^ノ滅^ス息^ス武^ヲ殄^シ暴^ヲ
逆^ヲ文^ヲ復^ス無^ク罪^ヲ庶^ニ心^ヲ咸^ニ服^ス惠^ヲ論^シ功^ヲ
勞^ヲ賞^ス及^ビ牛^ニ馬^ニ恩^ヲ肥^ニ土^ニ域^ヲ皇^帝奮^ニ
威^ヲ德^ヲ并^セ諸^侯初^メ一^ニ泰^ニ平^ヲ墮^ニ壞^チ城^ヲ
郭^ヲ決^リ通^ジ川^ヲ防^ヲ夷^ヲ去^ル險^ヲ阻^ヲ地^勢既^ニ
定^リ黎^庶無^ク絲^ヲ天^下咸^ニ撫^ス男^ヲ樂^ニ其^ヲ
疇^ヲ女^ヲ修^メ其^ヲ業^ヲ事^各有^リ序^ヲ惠^ヲ被^リ諸^ヲ
産^ニ久^ク竝^ヒ來^リ田^ヲ莫^ク不^ル安^ニ所^ニ羣^ニ臣^ヲ誦^フ
烈^ヲ請^ヒ刻^シ此^ノ石^ヲ垂^レ著^ス儀^ヲ矩^ヲ

【講義】三十二年、始皇帝遼西の碣石に行き、燕人の盧生をして碣石山上の仙人羨門高を求めしむ、乃ち碑を碣石門に刻む、其の辭に曰く、遂に軍勢を出して無道の徒を誅し、反逆を爲す者は息み亡ぶ、其の武徳は暴逆を絶ち盡し、其の文徳は古の罪無きに復りて、庶民の心皆秦に歸服す、仁惠を施すに功勞を論じ、賞

賜は牛馬にまで及び、恩澤は霑ひて土地をも肥すに至る、皇帝武威を奮ひて、其の徳は諸侯を并合し、初めて天下を一統して泰平と爲す、是に於て關東の諸侯の舊城郭を毀ち壞し、河川のふさがりを切り通し、險阻の地を平げ去る、かくて地勢既に定まりぬれば、人民勞役の困無く、天下皆安んず、男は農事を務むることを樂み、女は紡織の業を修め、事各、順序ありて亂れず、恩惠は諸の産物にまで被りければ、蠻夷の者も久しく竝び來りて田作り、其の所に安んぜざることを莫し、故に群臣皇帝の功烈を唱へ、請ひて此の石に刻み、後世ののりを垂れあらはすなりと、

【字解】碣石、特立したる石山なり、遼西の海濱に在り、羨門高、仙人の名なり、封禪書には羨門子高といひ、漢書郊祀志には羨門高と爲す、而して集解正義には下文の誓の字を連續して羨門高誓を二人と爲す、非なり、誓、衍文なり、壞、城郭決通隄防、此の七字恐らくは衍文ならむ、遂興、師旅、此の上恐らく缺文あらむ、殄、殺し盡すなり、庶心、庶民の心なり、泰平、一説に泰宇なりと、是なるが如し、黎庶、人民なり、絲、役なり、エダチと訓む、撫、安んずるなり、其疇、疇は田

き返して遂に琅邪に行き、上黨より都に入れり、
【字解】東觀、猶東游の如し、逮、及ぶなり、朝陽、山東なり、暢、伸なり、ノブと訓む、禽滅、禽は擒と通ず、六王、韓魏趙齊楚燕の王なり、闡并、闡は開くなり、蓄害、蓄は災なり、偃_ニ戎兵、偃は伏すなり、戎兵は武器なり、武器を伏するは兵を用ひざること也、不怠、怠の音は銅碁反にしてチなり、旗疑の韻に協ふ、備器、常用の器具なり、章旗、しるしなり、臨_レ古、古昔に視ぶると、絶_レ尤、殊にすぐれたるをいふ、旋、引き返すとなり、カヘツテと訓む、道、猶從の如し、ヨリと訓む、

三十年、無事、

【講義】三十年、記すべき事無し、

三十一年、十二月、更名臘曰嘉

平、

【講義】三十一年、十二月に臘を改め名けて嘉平といふ、

【字解】臘、周の祭の名にも一に大蜡ともいふ、冬至後第三の戌の日に百神を祭ることなり、嘉平、殷の舊

稱なり、

賜_ニ黔首_ニ里六石_ニ米二羊_ニ始皇爲_レ微行_ニ咸陽_ニ與_ニ武士四人_ニ俱夜出_レ逢_ニ盜蘭池_ニ見_レ窘_ニ武士擊_ニ殺_ニ盜_ニ關中大索_ニ二十日_ニ米石千六百、

【講義】民に里毎に六石の米と二匹の羊とを賜ふ、始皇帝咸陽の市中に微行を爲さむとて武士四人と俱に夜に乗じて宮門を出づ、行きて蘭池に至る頃盜に出逢ひて思ひ掛けなくたしなめらる、附添ひの武士盜を撃ち殺したれど、尙餘黨ある見込にて關中にて大搜索をなすこと二十日に及ぶ、是歳米の價一石に付一千六百錢なりしといふ、

三十二年、始皇之碣石、使燕人盧生求羨門高、誓刻碣石門、壞城郭、決通隄防、其辭曰、遂興師

其東觀曰、維二十九年、皇帝春

游、覽省遠方、逮于海隅、遂登之

罍、昭臨朝陽、觀望廣麗、從臣咸

念、原道至明、聖法初興、清理疆

內、外誅暴彊、武威旁暢、振動四

極、禽滅六王、闡并天下、菑害絕

息、永偃戎兵、皇帝明德、經理宇

內、視聽不怠、作立大義、昭設備

器、咸有章旗、職臣遵分、各知所

行、事無嫌疑、黔首改化、遠邇同

度、臨古絕尤、常職既定、後嗣循

業、長承聖治、羣臣嘉德、祇誦聖

烈、請刻之罍、旋遂之琅邪、道上

黨入

【講義】 其の東游の銘に曰く、維れ二十九年、皇帝中春に東游して、遠方を覽省み、東海の一隅に及び、遂に之罍山に登りて、山東より臨み觀る、其の眺望廣大壯麗にして、從臣皆帝德を思ひて、治道を原ぬること至りて明かなり、聖帝の法初めて興りて、宇内を清め理め、外は暴亂強大の徒を誅し、武威遍く伸べて、四方のはてを振ひ動し、六國の王を擒にして滅し、天下を開き并せて、災害絶え息みて永く兵器を伏せて復用ひざるを示せり、皇帝德を明かにし、宇内を治め正し、大義を立て作し、明かに常用の器具を設け、上下皆章旗あり、官職に在る者は皆其の分に遵ひて、各、其の行ふべき所を盡し、事々に嫌ひ疑ふとあるなし、民は化を善に改められ、遠近法度を同じくす、之を古に視ぶるに超然として勝れたる所あり、常の役目既に定まりぬれば、後に嗣ぐべき者は其業にしたがひて、長く皇帝の徳を成し遺されたる治蹟を承けむ、是を以て群臣皇帝の徳を嘉び、謹みて大聖の功烈を唱へ、請ひて此の之罍に刻銘せし所以なりと、此より引

侯、光施文惠、明以義理、六國回
 辟、貪戾無厭、虐殺不已、皇帝哀
 衆、遂發討師、奮揚武德、義誅信
 行、威燁旁達、莫不賓服、烹滅彊
 暴、振救黔首、周定四極、普施明
 法、經緯天下、永爲儀則、大矣哉、
 宇縣之中、承順聖意、羣臣誦功、
 請刻于石、表垂于常式、

【講義】之罘山に登りて石に刻む、其の辭に曰く、維
 れ二十九年、時中春にありて、陽春の和氣方に起る、
 此の時に當りて、皇帝東土に遊び、巡りて之罘山に登
 りて渤海に臨み給ふ、從臣嘉び觀て、皇帝の大いなる
 功を原ね念ひ、其の本始を追ひ唱ふ、さて皇帝は大聖
 なれば能く世を治め給ひ、法度を建て定めて、大小の
 國政を著しく顯し、外諸侯を教へて、大いに文采仁惠
 を施し、明かにするに義理を以てす、而るに六國は邪

にして僻み、貪り戻りて厭くことを知らず、人民を虐
 げ殺して已まざるなり、是に於て皇帝衆庶を哀みて、
 遂に六國を征討するの師を發し、我が武德を奮ひ揚
 げ、義に依りて亂賊を誅し、信に據りて德政を行ひけ
 れば、其の威光遍く四方に達して、諸侯皆賓服せずと
 云ふこと莫し、此くして彊大にして暴亂なる者を烹
 煎絶滅し、庶民を救ひ助け、周く四方のはてまでを定
 め、普く明かなる法を施し、天下を正し整へ、以て永
 久の儀則と爲す、大いなる哉、皇帝の德、宇内中國の民
 一人として聖憶に承け順はざる者莫し、故に群臣其
 の功を唱へ、皇帝に請ひて刻み、表して後世に垂れて
 常の法たらしむと、

【字解】臨、照は上に居て下に臨む敬語なり、海、
 渤海なり、原念、たづねおもふなり、休烈、大いなる功
 なり、光、大なり、オホイニと訓む、文惠、文采仁惠な
 り、回辟、回は邪なり、辟は僻なり、威燁、威光なり、
 烹滅、烹は煎なり、滅絶することを極言せるなり、振
 救、振も救ふなり、經緯、たていとよこいとなり、轉じ
 て正しく整ふること、宇縣、宇は宇内なり、縣は赤縣
 にして中國のこと、聖意、意は憶に叶ふ、

浮江至湘山祠、逢大風、幾不得渡、上問博士曰、湘君何神、博士對曰、聞之、堯女舜之妻、而葬此、於是始皇大怒、使刑徒三千人、皆伐湘山樹、赭其山、上自南郡、由武關歸、

【講義】 始皇帝東土より還るに彭城を過ぐ、齋戒祈禱して周鼎の泗水に入りしものを出さむと欲し、千人をして水に没して之を求めしむれども得ざりき、よつて西南より淮水を渡りて衡山に行き、南郡より長江に浮びて湘山の祠に至らむとす、此の時大風に逢ひて幾ど江を渡ることを得ず、上乃ち博士に問ひて曰く、そも湘山の神は何の神ぞと、博士對へて曰く、聞きし所によれば、此は堯の女にして舜の妻となり、娥皇女英の二人が此にて死にしを葬りて湘君とせしなりと、始皇之を聞き大いに怒りて刑徒三千人をして悉く湘山の樹を伐らしめて其の山を赭くせ

り、よつて又南郡より武關を経て咸陽に歸れり、

【字解】 赭、赤色なり、はだか山にせしをいふ、
二十九年、始皇東游、至陽武、博浪沙中、爲盜所驚、求弗得、乃令天下大索十日、

【講義】 二十九年、始皇東游して陽武縣の博浪沙中に至り、盜に驚さる、之を求むれども得ざれば、天下に布令して大いに之を索むること十日間に及べり、
【字解】 陽武、縣の名なり、盜、張良を指す、本傳に詳なり、

登之、刻石、其辭曰、維二十九年、時在中春、陽和方起、皇帝東游、巡登之、罘、臨照于海、從臣嘉觀、原念休烈、追誦本始、大聖作治、建定法度、顯著綱紀、外教諸

亂し暴し、殘害殺伐すること止めざりき、而るに猶金石に刻銘して自ら其の徳を頌して紀識となせり、古の五帝三王は王畿以外を定むるには、教令の同じからず法度の明かならざるを知らば、鬼神の威を假りて、遠方の民を欺き服せしめたり、其の表面は四海を平定せしが如くなれども、其の實はしからざるなり、故に其の統治久しく長からず、其の身未だ歿せざるに諸侯倍き叛きて、法令天下に行はれざりしなり、今我が皇帝は海内を并合して郡縣の制を布き、天下和ぎ平かなり、宗廟を昭明にして之を尊び、道義に依り仁徳を行ひて民を恵み、尊號は大いに成りて皇帝と稱し給ふ、是に於て群臣相與に皇帝の功德を唱へ之を金石に刻みて表經と爲すと、

【字解】 列侯、諸侯なり、倫侯、倫は類なり、諸侯の類なり、其の爵列侯より卑くして封邑無きものなり、隗林、一本に林を狀に作る、是なり、千里、王畿なり、表經、表して後世ののりとなるべきもの、

既已、齊人徐市等上書言海中
有三神山、名曰蓬萊、方丈、瀛洲、

僊人居之、請得齋戒與童男女
求之、於是遣徐市、發童男女數
千人、入海求僊人、

【講義】 琅邪臺の碑已に成りぬ、齊人の徐市等上書していふ、海中に三の神山あり、其の名を蓬萊・方丈・瀛洲と曰ふ、仙人此の山に居れりと聞く、請ふ齋戒して童の男女と共に至りて之を求めむことを得しめよと、是に於て徐市をして童の男女數千人を出發させ海に入りて仙人を求めしむ、

【字解】 徐市、徐福のことなり、市は即ち芾の字なり、朝市の市に非ず、葑と福と音相通ず、齋戒、齋は齊なり、心をととのふるなり、戒はものいみなり、飲食物動作を慎むこと、

始皇還、過彭城、齋戒禱祠、欲出
周鼎泗水、使千人沒水求之、弗
得、乃西南渡淮水、之衡山、南郡

と、敦忠、手あつくまめくしきこと、四極、四方のは
ての國々なり、兵革、刃物と甲冑となり、轉じて軍旅
のこと、六親、父母兄弟妻子なり、驩欣、よろこびな
り、六合、天地四方なり、其宇、其の居なり、

維秦王兼有天下、立名爲皇帝、
乃撫東土、至于琅邪、列侯武城
侯王離、列侯通武侯王賁、倫侯
建成侯趙亥、倫侯昌武侯成、倫
侯武信侯馮母擇、丞相隗林、丞
相王綰、卿李斯、卿王戊、五大夫
趙嬰、五大夫楊樛、從、與議於海
上、曰、古之帝者、地不過千里、諸
侯各守其封域、或朝或否、相侵
暴亂、殘伐不止、猶刻金石、以自

爲紀、古之五帝三皇、知教不同、
法度不明、假威鬼神、以欺遠方、
實不稱名、故不久長、其身未歿、
諸侯倍叛、法令不行、今皇帝并
一海內、以爲郡縣、天下和平、昭
明宗廟、體道行德、尊號大成、羣
臣相與誦皇帝功德、刻于金石、
以爲表經、

【講義】 さて秦王は既に天下を兼ね有ちて、名を立て、
て、皇帝と爲り給ひぬ、是に於て東土を撫恤し、今や
此の琅邪に來れり、列侯の武城侯王離・通武侯王賁・
倫侯の建成侯趙亥・昌武侯成・武信侯馮母擇・丞相の
隗林・王綰・卿の李斯・王戊・五大夫の趙嬰・楊樛等扈
從して與に海上に議して曰く、古の帝王は其の領域
は千里に過ぎず、諸侯は各、其の封せられたる所の地
を守りて、或は朝し或はしかせず、互に相侵して世を

字を一定にしたれば、日月の照す所、舟車の載せて通ふ所、皆其の教命を終へて違ふ者無く、悉く其の主旨を得ざることを莫し、此の如く時宜に應じて事を處理するは是れ即ち皇帝なり、又遠く蠻夷の風俗を正し整へ、河川を渡り山野を經めぐり、以て百姓を憂へ恤みて朝夕怠たらず、罪を定むるに疑はしきは之を除きて追窮せず、明白なるもののみを以て法を定むれば、民皆其の避くる所を知りて罪を犯さざるなり、又方伯は其の職を分掌して諸の處理すべきこと常に平易なり、又政理整ひて分明なること繪畫の邪惡なきが如し、さて又曰若に皇帝の聰明を稽ふるに、常に四方を巡視して民の疾苦を臨察し、朝野の事情に明かなれば、尊卑貴賤其の次弟行列を亂し踰えず、姦邪の者は容れられず、皆貞正忠良ならむことを務め、細大となく力を盡して敢て怠り荒むこと莫く、近きは勿論僻遠幽陰の戎狄の者まで、専ら肅み莊ならむことを務め、正直敦忠にして事業常あるなり、さて又曰若に皇帝の仁徳を稽ふるに、四方僻遠の國々を有ち定め、亂者を誅し害毒を除き、國利を興し民福を致し、事を調ふるに時を以てしたれば、諸の産物は繁く殖

え、民安寧にして軍旅を用ひず、六親相保ちて、終に寇賊の患無く、歡び欣びて教命を承け、盡く國の法式を知りて之に戻らざらむとす、さて又曰若に皇帝の領土を稽ふるに、六合の内西の方は流沙を涉り、南の方は北戸を盡し、東の方は東海を有ち、北の方は大夏を過ぎけり、此の如く人迹の至る所皆臣たらざる者無し、蓋し其の功勳は五帝を蔽ひ、恩澤は牛馬にまで及び、物として其の徳を受けずといふこと莫く、各々其の居に安んぜりと、

【字解】琅邪、山の名なり、琅邪臺、上の琅邪臺は琅邪山のことにして下の琅邪臺は臺の名なり、琅邪山は海畔に在りて其の形臺の如し、故に琅邪山のことを琅邪臺といふ、復、賦税を免することなり、端平、正し平ぐなり、紀、理まるなり、卒士、士卒といふに同じ、本事、農事なり、末、商賣なり、搏心、搏は古文の專なり、揖志、揖は收むなり、器械、舟車權衡度量なり、一量、制を鈞一にするなり、匡飭、正し整ふなり、陵、水、陵一に凌に作る、猶歴るが如し、河川を渡ることなり、經、常なり、次行、次第行列なり、遠邇、遠近なり、辟隱、僻遠に在る幽陰の地をいふ、即ち戎狄のこ

朝夕不懈、除疑定法、咸知所辟、
方伯分職、諸治經易、舉錯必當、
莫不如畫、皇帝之明、臨察四方、
尊卑貴賤、不踰次行、姦邪不容、
皆務貞良、細大盡力、莫敢怠荒、
遠邇辟隱、專務肅莊、端直敦忠、
事業有常、皇帝之德、存定四極、
誅亂除害、興利致福、節事以時、
諸產繁殖、黔首安寧、不用兵革、
六親相保、終無寇賊、驩欣奉教、
盡知法式、六合之內、皇帝之土、
西涉流沙、南盡北戶、東有東海、
北過大夏、人迹所至、無不臣者、

功蓋五帝、澤及牛馬、莫不受德、
各安其宇、

【講義】 始皇帝之罽を去りて南の方琅邪山に登り、
大いに其の風景を樂みて留まること三月に及ぶ、乃
ち其の民三萬戸を琅邪山の下に徙し、十二箇年の間
之が賦役を免じて其の生活を復舊せしむ、此に琅邪
臺を作り、石を立て、銘を刻み、秦德を稱述して其功
德の大意を明かにせり、其の辭に曰く、維れ帝の二十
六年、帝は最初の皇帝と爲りて凡ての事物の始を作
し、法度を正し平かにしたれば、萬物之によつて理ま
りぬ、かくして人事を明かにし、父子の間柄を合同和
親せしむ、又帝は聖智を備へ仁義を施し給へば、道理
を顯著明白ならしむ、是に於て東の方東郡の地を巡
撫して其の士卒を省察し、其の事已に大いに畢りけ
れば、今や此の琅邪の海表に臨めり、さて曰若に皇
帝の功勳を稽ふるに、主として農業を勤め勞り、農業
を上げて商賣を賤み除き、民を富ますことを以て主
眼となす、故に滿天下の民皆心を專にし志を收めて
放縱ならしめず、舟車權衡度量の制を一にし、書の文

り、禪は壇なり、小山に登りて地を除ひ山川を祭ることなり、望祭、望は祭の名なり、即ち山川を望みて祭ること、樹下、松樹の下なり、此にては何の樹なるか不明なれども、藝文類聚に漢官儀を引きて松樹と爲す、五大夫、秦爵の第九位なり、梁父、山の名なり、修飾、飾は整ふなり、黎民、二十六年に更名、民曰、黔首とあれば、當に黔首とすべきなり、迹、帝業の迹なり、休明、大明なり、長利、長久の國利なり、訓經、教訓禮儀なり、隔、一本に融に作る、是なり、

於是乃竝勃海以東、過黃・腫、窮成山、登之罘、立石、頌秦德焉而去、

【講義】泰山梁父に封禪してより勃海に傍ひて東に進み、黃・腫二縣に過ぎり、成山の絶頂を登り極め、尙進みて之罘山に登る、此にて又石を立て、秦德をたたへ然る後に去れり、

【字解】黃・腫、二縣の名なり、窮、絶頂にまで登り極むること、之罘、山の名なり、

南登琅邪、大樂之、留三月、乃徙黔首三萬戶琅邪臺下、復十二歲、作琅邪臺、立石刻頌秦德、明德意、曰、維二十六年、皇帝作始、端平法度、萬物之紀、以明人事、合同父子、聖智仁義、顯白道理、東撫東土、以省卒士、事已大畢、乃臨于海、皇帝之功、勤勞本事、上農除末、黔首是富、普天之下、搏心捐志、器械一量、同書文字、日月所照、舟輿所載、皆終其命、莫不得意、應時動事、是維皇帝、匡飭異俗、陵水經地、憂恤黔首、

專隆^ラ教誨^ヲ訓經宣達^シ遠近畢理^リ、
咸承^ル聖志^ヲ貴賤分明^ニ男女禮順^ニ、
慎^ミ遵^フ職事^ニ昭^{カニ}隔^ニ丙外^ヲ靡^シ不^ト清淨^ニ、
施^サ于^ニ後嗣^ニ化及^ビ無窮^ニ遵奉^シ遺詔^ヲ、
永承^ル重戒^ム、

【講義】二十八年、始皇帝東の方郡縣を巡行して鄒の嶧山に上り、魯の諸の儒生と議し、銘を石に刻みて秦の徳を稱ふ、又封禪し山川を望祭するの事を議す、よつて遂に泰山に上り、石を立て天を祭りて下る、下る時暴に風雨に遇ひければ松樹の下に休息して雨宿を爲す、因つて其の松の樹を封じて五大夫となす、次に梁父山に禪して山川を祀りぬ、さて泰山に立てたる石に銘を刻めり、其の辭に曰く、皇帝の天位に臨み給ふや、制度を作り法典を明にし、臣下之を修め整ふ、爾來二十有六年にして初めて天下を并合して諸侯皆賓服せずといふと無し、是に於て皇帝親しく遠方の民を巡視し、今茲の泰山に登りて周く東方の極

までをも覽給ふ、由つて從臣等はその帝迹を思ひ其の大業を本づけ原ねて謹みて其の功德を唱ふ、世を治むるの道天地の氣の運行に適ひ、諸物の産出其宜しきを得て、皆法式とすべき有り、大義大いに明にして後世に垂れ、後世をして順ひ承けて革むること勿らしむ、皇帝の御躬聖なれば、既に天下を平げ給ひて、治世に居ても懈ること無く、朝は夙に起き夜は遅く寐ね、長久の國利を建て設け、専ら教育訓誨を隆にす、教訓禮儀を宣べ達したれば、遠近の民畢く理まりて、皆聖天子の志を承け體す、貴賤の別分明にして、男女の禮亂れず、夫々其の職事に慎み遵ふ、昭に朝廷の内外を融和し、清淨にして後嗣に施さずと云ふこと無し、故に其の聖徳の化は無窮に及び、後世の者皇帝の遺詔を遵奉して永久に之を承けて重く戒むべしといふ、

【字解】立石、與魯諸儒生議刻石頌秦徳、議下封禪望祭山川之事、一説に「立石」と議刻石の「議」との三字は衍文なり、又與魯諸儒生の五字は頌秦徳の下に接すべしと、今は本文のまゝにす、封は大山に登りて土を積みて壇を作り天を祭ることな

己更命信宮爲極廟象天極自
極廟道通鄜山作甘泉前殿築
甬道自咸陽屬之是歲賜爵一
級治馳道

【講義】二十七年、始皇帝西の方隴西の北地を巡り、又西南に行きて雞頭山を出で、又東して回中の地を經過して還れり、是歳信宮を渭南に作り、已にして信宮を改命して極廟といふ、是れ其の宮殿の天極に象りしを以てなり、而して此の極廟より鄜山に通ずる道を開く、又甘泉宮の前殿を作り、甬道を築きて咸陽の都より之を連絡せしむ、是歳役夫に爵一級を賜ひて馳道を治めしめたり、

【字解】甬道、馳道の外に牆を築きて街巷の如くしたる道なり、是は天子の通御に外人の見えざるやうにせるなり、馳道、天子の通御する道なり、御成道のこと、

二十八年、始皇東行郡縣上鄒

嶧山立石與魯諸儒生議刻石
頌秦德議封禪望祭山川之事
乃遂上泰山立石封祠下風
雨暴至休於樹下因封其樹爲
五大夫禪梁父刻所立石其辭
曰皇帝臨位作制明法臣下脩
飭二十有六年初并天下罔不
賓服親巡遠方黎民登茲泰山
周覽東極從臣思迹本原事業
祇誦功德治道運行諸產得宜
皆有法式大義休明垂于後世
順承勿革皇帝躬聖既平天下
不懈於治夙興夜寐建設長利

び、西の方は臨洮羌中に至り、南の方は北戸に至り、北の方は黄河に従ひて長城を築き、陰山に傍ひて遼東に至りて北狄の來寇に備ふ、又咸陽の都を盛大殷賑にせむとて天下の富豪十二萬戸を之に遷し、諸廟及び章臺上林苑の如きは皆渭水の南に在り、又諸侯を破る毎に其の國の宮室を輸送し來りて之を咸陽の北阪の上に再建し、而して其の宮室は皆南の方渭水に臨めり、此の如くして咸陽の建築は壯大美麗を盡して雍門より以東涇水渭水に至るまで數百千の殿屋複道周閣相連り、之に諸侯より得たる所の美人鐘鼓を充し入れて日夜歡樂を極めたり、

【字解】填、鎮に同じ、定むるなり、後、後世の一族なり、異意、謀反心なり、立、國是樹兵、立は建なり、樹は立つなり、諸侯の國を建つるは是れ頓て戰鬪の準備を爲すなりとの意なり、三十六郡、三川、河東、南陽、南、九江、鄣、會稽、潁川、碭、泗水、薛、東、琅邪、齊、上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東、代、鉅鹿、邯鄲、上黨、太原、雲中、九原、雁門、上、隴西、北地、漢中、巴、蜀、黔中、長沙、內史、是なり、黔首、黔は黎なり、黑色なり、頭髮の黒きことを以て民の稱となす、酺、布なり、王

德天下に布き衆人集りて飲酒すること、天下兵、天下の兵器なり、銷、鎔解するなり、とらかすなり、鍾、鐘は鐘と通ず、つりがねなり、鑿は虞と通ず、つりがねを懸くるもの、金人、銅を鑄て造りたる像なり、漢書五行志には史記を引きて「有大人、長五丈、足履六尺、皆夷狄服、凡十二人、見于臨洮」とあり、而るに今の史記には此文無し、千石、石は衡の名なり、百二十斤を石と爲す、千石は十二萬斤なり、廷宮、宮庭なり、衡石、重量なり、軌、車轍なり、わだちなり、同、文字、李斯小篆を作りて古篆を廢せしをいふ、暨、及ぶなり、北嚮戸、嚮の字衍文なり、北戸は地名なり、爾雅に見ゆ、又吳都賦に「開北戸以向日」とあり、劉逵曰く「日南之北戸、猶日北之南戸也」とあるにて知るべし、塞、とりでなり、此にては有名なる萬里の長城のことなり、寫放、寫は輸ぶなり、放は致すなり、複道、上と下との二重に造りたる廊下なり、周閣、周廻し得るやうに作りたる宮殿なり、

二十七年、始皇巡隴西北地、出雞頭山、過回中焉、作信宮、渭南、

每破諸侯、寫放其宮室、作之咸陽、北阪上、南臨渭、自雍門以東、至涇渭、殿屋、複道、周閣、相屬、所得諸侯、美人、鍾鼓、以充入之。

【講義】丞相王綰等又奏聞して言ふ、諸侯悉く破れて天下初めて一統しぬ、而して燕齊荆の地は咸陽を去ること頗る遠し、故に之が爲に王を置かざれば之を鎮むること難かるべし、因つて請ふ諸子を立て、王と爲し、これ等の地方を治めしめむ、唯上幸に此の議を聽許せらるべしと、始皇乃ち其の議を羣臣に下して諮詢す、羣臣は皆之を以て便なりと爲す、獨廷尉の李斯は之に反對して議して曰く、昔周の文王武王の封せる所の子弟同姓は甚だ衆かりき、然るに後に至り其の一族次第に王室に疏く遠ざかりて互に相攻撃すると仇讎の如くし、諸侯も亦更るく相誅伐するに至れり、されど周の天子は此等を制し止むるに能はざりき、今や海内陛下の御魂によりて一統せられ、諸侯の國は皆郡縣の制を布かれて秩序已に定

まりぬ、諸子及び功臣には別に賞として公の賦税を以て重く之に賜はれば、皆甚だ満足して制御し易く、天下に於て謀反を起さむとするの意を持つ者無からむ、これこそ尤も安寧の術なれ、因つて諸侯を置かむこと甚だ以て便ならずと、始皇之を親裁して曰く、天下共に已に戰鬪に苦みて上下皆休寧ならざる所以のものは是れ侯王有りしを以てなり、今や我が宗廟の神靈の冥助に頼りて、天下初めて定めり、然るに今にして又復國を立て王を置かば、是れ新に戰鬪の具を樹立するに異ならず、此くして尙天下の安寧休息を求めむとすること、何と難きことにあらずや、廷尉の反對意見さもあるべしと、是に於て天下を分ちて三十六郡と爲し、郡毎に守・尉・監の重なる官を置く、民を更め名けて黔首と稱し、天下に令して大いに歡樂群飲せしむ、又天下の兵器を收めて之を咸陽に聚め、鎔解して鐘虞及び金人十二を鑄造す、其の重さ各千石あり、之を宮庭の中に安置し、以て天下に兵を用ひざることを示せり、又法度衡石丈尺を均一にし、車は軌を同一にし、書は小篆を作りて文字を一定にせり、其の領域は、東の方は海に至りて遠く朝鮮にまで及

爲紀、六は大陰の數なり、紀は極なり、水徳は陰なり、故に六を以て數の極となす、辰深、勁く酷しきこと、合、適ふなり、

丞相綰等言、諸侯初破燕、齊、荆、地遠、不爲置王、母以填之、請立諸子、唯上幸許、始皇下其議於羣臣、羣臣皆以爲便、廷尉李斯議曰、周文武所封子弟同姓甚衆、然後屬疏遠、相攻擊、如仇讐、諸侯更相誅伐、周天子弗能禁止、今海內賴陛下神靈、一統皆爲郡縣、諸子功臣、以公賦稅重賞賜之、甚足易制、天下無異意、則安寧之術也、置諸侯不便、始

皇曰、天下共苦戰鬪不休、以有侯王、賴宗廟、天下初定、又復立國、是樹兵也、而求其寧息、豈不難哉、廷尉議是、分天下以爲三十六郡、郡置守、尉、監、更名民曰黔首、大酺、收天下兵、聚之咸陽、銷以爲鍾、鑄金人十二、重各千石、置廷宮中、一法度、衡石、丈尺、車、同軌、書、同文字、地、東至海、暨朝鮮、西至臨洮、羌中、南至北嚮、戶、北據河、爲塞、竝陰山、至遼東、徙天下豪富於咸陽、十二萬戶、諸廟及章臺、上林、皆在渭南、秦

火德に従ひて水徳たらずむばあるべからず、故に方今は水徳の始なりと、又年の始めを改めて朝賀するに皆十月の朔を用ふ、已に水徳を以て天下に王たれば衣服・旄旌・節旗の類は皆黒色を尊び用ふ、又數は六を以て極と爲し、符又は法冠に至るまで皆六寸と爲し、輿の制も亦六尺となす、又六尺を一步と爲し、天子は六馬に乗る、又黄河を改め名づけて徳水といふ、是れ皆水徳の始なるを以て此の如く制定せしなり、而して國事を執るにつよく手酷しくして悉く法文に依りて決し、切り刻むが如くにして少しも恩惠にして人情を含める溫和なる執り計ひ無し、是れ畢竟其の徳が水にして陰に屬すれば、従つて五行の徳性の常數に適合する所なり、故に法を執行するに速急にして假借する所無く、久しきに互りて罪を犯す者は絶對に赦さざるに至れり、

【字解】縮、王縮ツツなり、劫、馮劫なり、斯、李斯なり、五帝、黃帝・帝顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜、是なり、侯服、五服の一、甸服の外にあり、侯は候なり、斥候して王事に服する地方なり、夷服、五服の要服荒服を總べたる稱なり、陛下、秦より以來の天子の敬稱なり、陛は階な

り、天子には必ず近臣の陛側に立ちて警戒せるあり、群臣の天子に奏する者敢て直に天子を指さず、陛下に在る者呼びて之と言ふ、是れ卑賤に因りて尊貴に達するの意なり、殘賊、殘は傷ふなり、賊は害ふなり、人民を傷害する者をいふ、博士、秦官の名なり、古今の事に通曉せる者なり、昧死、昧は猶冒の如し、死罪を犯すの意なり、上書又は奏聞に用ふる語なり、朕、我なり、上古は君臣俱に朕と稱せり、秦に至り始めて天子の專用語と爲る、後世之に因つて改めず、太上皇、天子の父の尊號にして之を以て初となす、諡、おくりな也、傳、次第也、所不勝、火徳を指す、火は水に克たざるなり、故に秦の徳を水と爲す、自、用ふるなり、旄旌、節旗、旄は幢なり、指麾に用ふるはたなり、其の制、竿頭に龍頭を附け其の口より鬣ハゲ牛の尾を注けたるもの、旌は旄首に折羽を注けたるもの、是れ亦士卒を進ましむるに用ふるはたなり、節は王命を以て往來する證符なり、毛を編みて竹節に象りて竿頭に注けたるものなり、旗は熊虎の象を畫けるはたにして、軍將の建つるものなり、上黒、水徳は北方に屬す、北方の色は黒なり、故に黒を尙ふなり、以六

自^{モチフ}十月朔、衣服旄旌節旗、皆上^レ黑、數以六爲紀、符、法冠、皆六寸、而輿六尺、六尺爲步、乘六馬、更名河曰德水、以爲水德之始、剛毅戾深、事皆決於法、刻削毋仁恩和義、然後合五德之數、於是急法、久者不赦、

【講義】丞相王綰、御史大夫馮劫、廷尉李斯等皆曰く、昔時の五帝は各其の地方は千里にして其の外は侯服及び夷服あり、これ等の諸侯は或は來朝し或はしかせざる者あり、されど天子は之を制御すること能はざりき、今陛下は大義に法りて兵を興し、人民を傷害する者を誅戮し、天下を平げ定め、海内を郡縣の制に改め、天下に布く所の法令は一統の手より出づ、此の如きは上古より以來未だ嘗て有らざる所にして五帝と雖陛下の治には及ばざるなり、故に臣等は謹みて

博士と議して左の如くせむと案を立てたり、さて古に天皇氏あり、次に地皇氏あり、次に秦皇氏あり、就中秦皇氏最も貴かりき、是に由つて臣等は恐れながら死罪を犯して陛下に尊號を上りて秦皇とせむ、又王命を制と爲し、王令を詔と爲し、天子は自ら朕と稱せらるべしと、王曰く、秦皇にては古の帝號其のまなれば不可なり、故に其の泰を去りて皇を著け上古の帝位の號を采り皇と帝とを合して皇帝といへ、其の他は汝等の決議の如くにせよ、由つて制して可なりといふ、是に於て父の莊襄王を追尊して太上皇と爲す、皇帝制して曰く、朕聞けり、太古には號あれども諡無し、中古には號ありて死ぬれば其の者の行狀によりて諡を作れり、此の如きは子が父の行爲を議し、臣が君の行跡を評することにて甚以て理無ければ、朕は此の制を取らざるなり、故に今より以後は諡法を除き、朕をば始皇帝と爲よ、而して後の世續は計り數へて二世三世と稱して萬世に至るまで之を無窮に傳へむと、始皇又五行の徳の終始する次第を推察して思へらく、周は火徳を以て王たりき、而して秦は今周に代りて王たれば、其の徳は克たざる所の周の

に定りぬ、今にして名號を更改すること無くむば、此の成功に稱へて後世に傳ふること無けむ、故に汝等審議して帝號を定むべしと、

【字解】 異日、他日なり、此にては前日なり、即ち昔時といふに同じ、效璽、效は致なり、呈なり、イタスと訓む、璽は印信なり、藩臣、藩はまがきなり、藩臣とは守護となるべき臣なり、眇々、少々に同じ、六王、韓魏趙齊楚燕の六國の王なり、辜、罪なり、

丞相綰、御史大夫劫、廷尉斯等皆曰、昔者五帝地方千里、其外侯服夷服、諸侯或朝、或否、天子不能制、今陛下興義兵、誅殘賊、平定天下、海內爲郡縣、法令由一統、自上古以來未嘗有、五帝所不及、臣等謹與博士議曰、古有天皇、有地皇、有泰皇、泰皇最

貴、臣等昧死、上尊號、王爲泰皇、命爲制、令爲詔、天子自稱曰朕、王曰去、泰著皇、采上古帝位號、曰皇帝、他如議、制曰可、追尊莊襄王爲太上皇、制曰朕聞太古有號、毋諡、中古有號、死而以行爲諡、如此則子議父、臣議君也、甚無謂、朕弗取焉、自今已來、除諡法、朕爲始皇帝、後世以計數二世三世、至千萬世、傳之無窮、始皇推終始五德之傳、以爲周得火德、秦代周、德從所不勝、方今水德之始、改年始、朝賀皆

乃陰令_二荊軻爲_レ賊_一、兵吏誅_二滅_一其國、齊王用_二后勝計_一、絕_二秦使_一、欲爲_レ亂、兵吏誅_二虜_一其王、平_二齊地_一、寡人以_二眇眇之身_一、興_レ兵誅_二暴亂_一、賴_二宗廟之靈_一、六王咸_レ伏_二其辜_一、天下大定、今名號不_レ更、無_レ以稱_二成功_一、傳後世、其議_二帝號_一、

【講義】 秦始めて天下を并合したれば、丞相及び御史等に令して曰く、昔時韓王地を納れ印信を致して守護の臣たらむと請ひたりき、然るに間も無く約にそむきて趙魏と合從して秦に反せり、故に我れ兵を興して之を誅し、其の王を虜にせり、寡人は此の處置を以て善なりと思へり、而して爾來兵革の事は息めむとこひねがへり、しかるにさはなくて益、之を用ひざるを得ざるに至れり、即ち趙王は其の相李牧をして來りて秦に對して弓を引かざるべしと約盟せし

む、故に其の質子を歸へしぬ、然るに間も無く盟にそむきて我に太原に反せり、故に我れ兵を興して之を誅し、其の王を生得せり、趙の公子嘉乃ち自立して代王と爲り燕と兵を并せて秦軍に抗しぬ、故に我れ兵を擧げ撃ちて之を滅せり、又魏王は始めて約して秦に歸服せり、然るに間も無く韓趙と我を襲はむことを謀れり、故に我が兵吏之を誅して遂に之を破りぬ、又楚王は青陽以西の地を獻じて我に畔かざることを約せり、然るに間も無く其の約にそむきて我が南郡を撃ちぬ、故に我れ兵を發して誅して其の王を捕虜と爲し、遂に其の地を平定せり、又燕王は昏愚にして國政を亂せり、其の太子丹我が軍の其の國に入らむことを恐れ、乃ち陰に荊軻をして賊をなさしめて我を撃たむとす、是の故に我が兵吏其の國を誅滅せり、又齊王は其の相の後勝が計を用ひて秦の使を拒絶して亂を爲さむと欲せり、故に我が兵吏其の王を虜にして其の地を平定せり、此の如く寡人は少々の身を以て兵革を興して暴亂の諸侯を誅せるは、是れ全く我が宗廟の神靈の冥助に頼らずんばあらず、さて六國の王皆其の罪に伏して我に降り、天下始めて大い

地を平定し、又東して越の君を降し、此に會稽郡を置
けり、

五月、天下大酺、

【講義】 秦既に韓・趙・魏・燕・楚の五國を并し平げた
れば、五月に天下に令して歡樂して大いに飲酒せし
む、

【字解】 酺、布なり、王徳天下に徧く布きたる時、衆
人合聚歡樂して飲酒するをいふ、

二十六年、齊王建與其相后勝
發兵、守其西界、不通秦、秦使將
軍王賁、從燕南攻齊、得齊王建、

【講義】 二十六年、六國の中にて秦に亡されざるは
獨齊あるのみ、故に齊王建は其の相后勝と兵を發し
て其の西方の境界を守備して、秦に通ぜざらしむ、秦
は將軍王賁をして燕の南より齊を攻めしめて之に勝
ち遂に齊王建を得たり、是に於て六國盡く亡び、秦卒
に天下を一統せり、

秦初并天下、令丞相御史曰、異
日韓王納地效璽、請爲藩臣、已
而倍約、與趙魏合從、畔秦、故興
兵誅之、虜其王、寡人以爲善、庶
幾息兵、革趙王使其相李牧來
約盟、故歸其質子、已而倍盟、反
我太原、故興兵誅之、得其王、趙
公子嘉、乃自立爲代王、故舉兵
擊滅之、魏王始約、服入秦、已而
與韓趙謀襲秦、秦兵吏誅、遂破
之、荊王獻青陽以西、已而畔約、
擊我南郡、故發兵誅、得其王、遂
定其荊地、燕王昏亂、其太子丹、

る、是歲大いに雪ふりて深き二尺五寸に及ぶ、

二十二年、王賁攻^ム魏、引^{キテ}河溝、灌^グ大梁、大梁城壞、其王請^フ降、盡取^ル其地、二十三年、秦王復召^シ王翦、彊起^{シテ}之、使^シ將擊^ク荆、取^リ陳以南、至^リ平輿、虜^ス荊王、秦王游^ビ至^リ郢陳、荊將項燕立^テ昌平君爲^シ荊王、反^ス秦於淮南、二十四年、王翦蒙武攻^ム荆、破^レ荊軍、昌平君死、項燕遂自^ラ殺^ス。

【講義】二十二年、王賁魏を攻めて其の都に迫り、河溝の水を引きて大梁城中に灌ぎ入る、大梁城遂に崩れ壞れたれば、魏王の假降らむことを請ふ、因つて盡く魏の地を取れり、二十三年、秦王復王翦を召し出し、彊ひて之を起たしめ、軍に將として楚を撃たしむ、王

翦乃ち陳より以南楚の平輿に至るまでの地域を取^ルり、楚王負芻を虜にす、かく東南の地已に平定したれば秦王出游して郢陳に至る、しかるに是歲楚の將の項燕は昌平君を立て、楚王と爲し、秦に江南に反せり、二十四年、王翦蒙武の二將楚軍を攻めて之を破り、昌平君は此に死し、項燕は遂に自殺せり、

【字解】河溝、黄河の水を引きたるほりなり、大梁、魏の都なり、其王、魏王假なり、荊、楚のことなり、秦の莊襄王の名は子楚なり、故に楚を諱みて荆と稱す、淮南、淮一本に江に作る、是なり、

二十五年、大興^ス兵、使^シ王賁將^シ攻^ム燕遼東、得^テ燕王喜、還^{リテ}攻^ム代、虜^ス代王嘉、王翦遂定^ム荊江南地、降^シ越君、置^ク會稽郡、

【講義】二十五年、大いに兵を興す、即ち王賁をして兵に將として遠く東の方燕の遼東を攻めしむ、王賁燕王喜を捕虜と爲す、還つて代を攻め、又代王嘉を捕虜と爲す、一方南方に向へる王翦は遂に楚の江南の

【講義】

十八年、大いに兵を興して趙を攻む、即ち王翦は上地の軍に將として井陘山より下り、楊端和は河内軍に將となり、羌痲も亦趙を伐つ、端和遂に進みて趙都の邯鄲城を圍みたり、十九年、王翦羌痲等盡く趙の地を取りて之を平定し、東陽に趙王を捕ふ、勢に乗じて尙兵を引きて燕を攻めむと欲し、中山に屯營す、さて秦王の邯鄲城に行くや、昔時王が趙に生れし時、母方の家と仇怨ありし諸人を捕へて皆之を阬埋アノウレにせり、而して其の歸還は太原上郡よりせり、始皇帝の母太后崩じぬ、趙王已に秦に捕はれしを以て、公子嘉は其の宗族數百人を率ゐて代の地に行き、自ら立ちて代王と爲る、而して東の方燕と兵を合して上谷に陣す、是歲大いに饑う、二十年、燕の太子丹は秦兵の燕を伐たむとして已に中山に屯營せるを聞き、間も無く其の國に至らむことを思へ、荆軻をして秦王を刺さしむ、軻咸陽に至り地圖を披きて匕首現る、秦王之を覺りて之を撃ち軻の體を解きて衆に徇へ、王翦辛勝をして燕を攻めしむ、燕代共に兵を發して秦軍を撃つ、秦軍燕を易水の西に破れり、二十一年、王賁荆を攻む、是の時王翦未だ盡く燕薊を取らず、由つ

て益、卒を發して王翦の軍に至らしめて之を援く、遂に燕の太子軍を破りて燕都の薊城を取り、太子丹の首を得たり、是に於て燕王逃れて東の方遼東を收めて其の地に王たり、王翦軍中にて病に罹りければ、賁を貰ひ、歸國して其の老を養ひたり、

【字解】

上地、上都上縣の軍なり、井陘、山の名なり、河内、河内の軍なり、邯鄲城、趙の都なり、嘗、昔なり、阬、坎なり、あなうめにするこ、始皇帝母太后崩、此の時秦王未だ帝と稱せず、且つ前後書して秦王と爲す、此に限りて始皇帝と書すべからず、恐らくは秦王母太后薨と書すべきものならむ、王賁攻、薊、王賁は王翦の子なり、薊は荆の誤ならむ、何となれば下文に卒を發して王翦が燕の薊城を攻むるを援けしむとあり、且つ年表及び王翦傳には二十一年王賁撃、楚とあればなり、謝、病、疾病の爲に暇を貰ふこと、老歸、歸國して老を養ふこと、

新鄭反、昌平君徙於郢、大雨雪、

深二尺五寸、

【講義】

新鄭反す、昌平君之に坐して楚の郢に徙さ

【講義】十五年、大いに兵を興す、一軍は鄴に至り、一軍は太原に至りて狼孟を取る、是歲地震す、十六年、九月に卒を發して韓の南陽の地を受け、内史騰をして假に守たらしむ、是歲初めて令して男子に年を書さしむ、魏より地を秦に獻す、秦其の地を麗邑と爲す、十七年、南陽の假守たる内史騰は韓を攻めて韓王安を虜にし、盡く韓の地を秦に納る、秦其の地を郡と爲して潁川と名づく、是歲亦地震す、華陽太后卒しぬ、民大いに饑ゑたり、

【字解】狼孟、太原の地名なり、地動、地震なり、太后卒、表には薨と書せり、是なり、

十八年、大興兵攻趙、王翦將上地、下井陘、端和將河內、羌瘃伐趙、端和圍邯鄲城、十九年、王翦羌瘃盡定取趙地、東陽得趙王、引兵欲攻燕、屯中山、秦王之邯鄲、諸嘗與王生趙時、母家有仇

怨、皆阬之、秦王還從太原上郡歸、始皇帝母太后崩、趙公子嘉率其宗數百人代之、自立爲代王、東與燕合兵、軍上谷、大饑、二十年、燕太子丹患秦兵至國、恐使荆軻刺秦王、秦王覺之、體解軻、以徇、而使王翦辛勝攻燕、燕代發兵擊秦軍、秦軍破燕、易水之西、二十一年、王賁攻薊、乃益發卒、詣王翦軍、遂破燕太子軍、取燕薊城、得太子丹之首、燕王東收遼東、而王之、王翦謝病、老歸、

者を復す、是の時天下に大旱打ち續きぬ、即ち六月より八月に至りて始めて雨降りしなり、

【字解】死、鳩毒を飲みて死にしなり、葬、洛陽の北芒山に葬りしなり、臨、衆人の喪哭なり、遷、蜀の房陵に遷すなり、籍、其門、籍は録すなり、其の一族の者を記録して假令後世秀才出づるとも官に仕ふることを得ざらしむるをいふ、視、此、視は比なり、ナヅラフと訓む、此は糞毒不韋の一門を罪せしことを指す、

十三年、桓齮攻_二趙_一、平陽、殺_二趙將扈輒_一、斬_レ首_二十萬_一、王之_二河南_一、正月、彗星見_二東方_一、十月、桓齮攻_レ趙、十四年、攻_二趙軍_一於平陽、取_二宜安_一、破_レ之、殺_二其將軍_一、桓齮定_二平陽_一、武城、韓非使_レ秦、秦用_二李斯_一謀、留_レ非、非死_二雲陽_一、韓王請_レ爲_レ臣、

【講義】十三年、桓齮趙の平陽を攻め、趙の將の扈輒

を殺し、首十萬を斬る、王河南に行きぬ、是歲正月に彗星東方に見れたり、十月に將軍桓齮又趙を攻む、十四年、趙の軍を平陽に攻む、宜安城を奪取し、趙軍を破りて其の將軍を殺す、桓齮遂に平陽武城の二地を平定したり、是歲韓非秦に使す、秦は李斯の謀を用ひて非を留む、非雲陽に毒殺せらる、韓王遂に秦に臣たらむことを請へり、

十五年、大興_二兵_一、一軍至_レ鄴、一軍至_二太原_一、取_二狼孟_一、地動、十六年、九月、發_二卒_一受_二地_一、韓、南陽、假_二守_一、騰、初、令_二男子_一書_二年_一、魏獻_二地_一於秦、秦置_二麗邑_一、十七年、內史騰攻_レ韓、得_二韓王安_一、盡納_二其地_一、以_二其地_一爲_二郡_一、命曰_二潁川_一、地動、華陽太后卒、民大饑、

を并合せむと欲し一時東帝と稱せしことありき、後燕の樂毅に伐たれ、出奔して遂に弑せられたり、愛惜むなり、賂、まひなひ、其豪臣、諸侯の重臣なり、其謀、秦を弱むるの謀なり、諸侯可盡、諸侯を盡くして秦の配下に致す可しとの意なり、亢禮、亢は高ぶるなり、臣高ぶりて君と對當たらむとするをいふ、此にては君謙して臣と同等たらむとするなり、蜂準、高鼻なり、鶩、鳥膺、鶩は鷹タカ、鶩鶩ハヤブサワシクマタカ等の猛き鳥の總名なり、膺は胸なり、虎狼心、厭くこと無きの心なり、約、窮約なり、輕食、輕蔑して虐ぐるること、上文の虎狼に應じて食とせしなり、布衣、士庶人の仕へざる者の稱なり、常に布の衣を著くるを以て名づく、尉、秦官の名なり、漢の太尉若しくは大將軍の比なり、皆并、三將の兵を合併すること、斗食、一日に一斗の粟の秩を受くる賤吏の稱なり、鄴、安陽、安陽は椋楊の誤ならむ、

十二年、文信侯不韋死、竊葬、其舍人臨者、晉人也、遂出之、秦人六百石以上奪爵遷、五百石以

下不臨、遷勿奪爵、自今以來操國事不道、如嫪毐不韋者、籍其門視此、秋復嫪毐舍人遷蜀者、當是之時、天下大旱、六月至八月、乃雨、

【講義】十二年、文信侯呂不韋嫪毐を仰いで死にぬ、其の賓客内々に洛陽の北芒山に葬る、而して其の舍人衆く哭泣せり、此の事何時しか表沙汰となりて各罪せられたり、即ち三晉の人は逐ひ出して其の本國に歸らしめ、秦人は六百石より以上の者は其の官爵を奪ひて蜀の房陵に遷し、五百石より以下の臨哭せざるものは官爵を其のまゝにして房陵に遷せり、而して天下に令して曰く、今より以後は國事を操りて不道なること嫪毐不韋の如き者あらば、其の門を籍録して子孫に秀才出づるとも官に仕ふることを得ざらしむること嫪毐不韋の一門を罪せしに比すべしと、秋に至り嫪毐の舍人にして蜀の房陵に遷されし

縣の君と臣との如し、されど如何に強大なりと雖、但恐るゝは衆の諸侯が合従の約を結び、翕つて不意に出でむとなり、此れ昔日智伯・夫差・湣王の亡びたりし所以なり、故に願くは大王は財物を愛むと無くして、敵國の重臣に賂ひて其の秦を伐たむとするの謀を亂さしむべし、此に要する金額は僅に三十萬金を失ふに過ぎずして、諸侯を盡して秦の配下となすを得べしと、秦王其の計に従ふ、これより尉繚を見るに對等の禮を執りて、衣服食飲に至るまで皆繚と同一にせり、繚嘗て秦王を評して曰く、秦王の人と爲りは、高鼻にして長目、鷲鳥の如く前方に突き出でたる胸を備へて其の聲は豺の如く、恩愛の情に乏しく虎狼の如き心にして厭き足ることを知らず、窮約に居ては人の下になることを恥と思はざれば、若し天下を取るの志を得れば亦人を輕蔑して殘虐にすべけむ、我は元より布衣たり、然るに我を遇するに常に身自ら我に下れり、誠に秦王をして志を天下に得しめなば、天下の人皆虜の如く取り扱はれむ、かゝる人と與に久しく遊ぶべからずとて亡げ去らむとす、秦王之を覺りて強ひて之を止めて秦國の尉と爲し、卒に

其の計策を用ふ、而して李斯其の事に與る、十一年、王翦・桓騎・楊端和の三人鄴を攻めて九城を取る、王翦別れて闕與檉楊を攻む、後皆并せて一軍と爲す、さて翦の將たるや、軍の精銳を貴び、十八日にして軍中の斗食以下の功無き者を歸へし、十人の中に二人を推して軍に従はしめて鄴及び安陽を取りしなり、後に桓騎將軍と爲る、

【字解】方、方今なり、當時なり、マサニと訓む、名、風聞なり、倍、反なり、ソムクと訓む、甘泉宮、咸陽の南宮なり、索、搜し出すなり、モトムと訓む、客、説客なり、恐、威壓なり、おどすなり、韓非、韓の公子なり、非は其の名なり、尉繚、兵學者なり、以秦之強諸侯、諸侯の上當に視の字あるべし、太平御覽之を引きて視の字あり、視は比なり、合従、韓魏趙燕楚齊の六國同盟して秦に當ると、翕、あつまるなり、智伯、夫差、湣王之所、以亡也、智伯は晉の六卿の筆頭なり、戰國策に「昔者六晉之時、智氏最強、滅破范・中行氏、又帥韓魏、以圍趙襄子于晉陽、而身死國亡、爲天下笑、」是なり、夫差は吳の君にして越王勾踐に敗られしと人の知る所なり、湣王は齊の君なり、周末に當りて天下

智伯・夫差・潘王之所以亡也、願
大王母愛財物、賂其豪臣、以亂
其謀、不過亡三十萬金、則諸侯
可盡、秦王從其計、見尉繚、亢禮、
衣服、食飲、與繚同、繚曰、秦王爲
人、蜂準、長目、鷲鳥、鷹豹、聲、少恩
而虎狼心、居約易出人下、得志
亦輕食人、我布衣、然見我、常身
自下、我誠使秦王得志於天下、
天下皆爲虜矣、不可與久游、乃
亡去、秦王覺固止、以爲秦國尉、
卒用其計策、而李斯用事、十一
年、王翦・桓齮・楊端和、攻鄴、取九

城、王翦攻闕與、檇楊、皆并爲一
軍、翦將十八日、軍歸斗食以下、
什推二人從軍、取鄴、安陽、桓齮
將、

【講義】齊人の茅焦といへる者來りて秦王に説きて
曰く、秦は當時天下を并せ取るを以て事となす、而る
に大王は母太后を雍に遷せるの悪しき風聞あり、か
くては諸侯にして之を聞かば、此の一事に由つて秦
に倍かむことを恐るゝなりと、秦王乃ち太后を雍よ
り迎へて咸陽に入れ、復甘泉宮に居らしむ、秦王大い
に國中に居る説客を求めて之を國外に逐はしむ、是
に於て李斯上書して其の非を説く、王乃ち説客を逐
ふの令を止めたり、李斯因つて秦王に説きて先づ韓
を取りて他の諸侯を恐さむと請ふ、是に於て李斯を
して韓を下さしむ、韓王之を憂ひて、如何にもして此
大患を免れむとし、公子の韓非と秦を弱めむことを
謀れり、時に大梁の兵學者の尉繚來りて秦王に説き
て曰く、今秦の強大を以て諸侯に比ぶるに、譬へば郡

首車裂、梟は首を木に懸けて晒すこと、車裂は體を兩車に繋げて雙方に引裂く刑なり、共に極刑なり、之は車裂して梟首したるものにして、梟首して車裂したるに非ず、徇、遍く示すなり、トナフと訓む、鬼薪、今の徒刑なり、其の勞役は薪を取りて宗廟に給するなり、故に此の名あり、家、住ふなり、

四月、寒凍有死者、楊端和攻衍氏、彗星見西方、又見北方、從斗以南八十日、

【講義】 四月に至るも寒凍厳しくして死する者あり、將軍楊端和魏の衍氏を攻む、是歲彗星西方に見れ、又北方に見る、而して北斗星より南の方は八十日間見れたり、

十年、相國呂不韋、坐嫪毐、桓齮爲將軍、齊趙來置酒、

【講義】 十年、相國の呂不韋嫪毐母の亂に關係ありと

て罪せられて其の官を免ぜらる、桓齮を將軍と爲す、是歲齊趙の二君來りたれば置酒して之を饗應しぬ、【字解】 坐、罪するなり、置酒、酒宴を開くことなり、

齊人茅焦說秦王曰、秦方天下爲事、而大王有遷母太后之名、恐諸侯聞之、由此倍秦也、秦王乃迎太后於雍、而入咸陽、復居甘泉宮、大索逐客、李斯上書說、乃止逐客令、李斯因說秦王、請先取韓、以恐他國、於是使斯下韓、韓王患之、與韓非謀弱秦、大梁人尉繚來說秦王曰、以秦之彊、諸侯譬如郡縣之君臣、但恐諸侯合從、翕而出不意、此乃

萬、殺之五十萬、盡得毒等、衛尉、竭、內史、肆、佐、弋、竭、中大夫、令、齊、等二十人、皆梟首車裂、以徇、滅其宗、及其舍人、輕者爲鬼薪、及奪爵、遷蜀、四千餘家、家房陵、

【講義】 魏の垣、蒲陽の二城を攻む、四月に秦王出でて雍の斬年宮に宿る、己酉の日に王冠禮を行ひて劔を帶ぶ、此の時長信侯の毒謀反を作したれども發覺せられたり、そは毒が王の御璽と太后の璽とを偽り用ひて縣卒・衛卒・官騎及び戎翟の君公の舍人をも徵發して、將に雍の斬年宮を攻めて亂を爲さむとせしを、秦王之を前知せしなり、由つて相國の昌平君と昌文君とに命じて卒を發して、燔毒を攻めしむ、昌平君等毒と咸陽の都に戰ひて大勝し、首を斬ること數百に及ぶ、首を斬りし者には皆爵を賜ひ、又宦者にして戰場に加はれる者にも亦爵一級を賜ふ、毒等敗れ走る、王直に國中に布令して毒を生ながら捕へたる者

あらば之に錢百萬を賜ひ、之を殺さば五十萬の賞金を與へむと、是に於て毒等衛尉の竭、內史の肆、佐、弋、竭及び中大夫令の齊等凡て二十人を盡く生捕れり、由つて二十人を車裂の刑に處し、其の首を晒して國人に之を示し、且つ其の宗族を残らず滅し、及び其の舍人の罪の輕き者を徒刑と爲す、又位を奪ひて蜀に遷したる者四千餘家あり、此等は皆蜀の房陵に住はしめたり、

【字解】 上、秦王を指す、按ずるに上は尊者を尊ぶの語にして自ら其本朝の君を尊びて稱すべき也、而るに今太史公秦王を稱して上と爲すは謬に似たり、恐らくは秦史の元文を未だ改易せざるものならむ、冠、冠禮也、禮記には年二十而冠とあり、而るに秦王今年二十二なり、秦は必しも周禮に據らざる者にや、先の惠文王昭襄王共に二十二歳にして冠禮を行へり、矯、偽り用ふるなり、タムと訓む、御璽、御は進むなり、衣服、飲食・車馬等凡て天子に進むる物に添ふる語なり、璽は印信なり、天子の璽は白玉にして其の鈕は螭虎なり、斬年宮、雍に在り、宦者、男勢を去られて宮門を守る者、衛尉・內史・佐、弋、中大夫令、皆秦官なり、梟

【講義】 河水汎濫して魚の大きい平地に上るあり、秦人輕車肥馬にて東に到りて之を食へり、是れ水害ありしをいふ、

【字解】 河魚大上、河水溢れて魚の平地に上りしをいふ、重馬、重は大なり、重馬は猶肥馬と云ふに同じ、

嫪毒封爲長信侯、予之山陽地、令毒居之、宮室車馬衣服苑囿、馳獵恣毒、事無大小、皆決於毒、又以河西太原郡更爲毒國、

【講義】 嫪毒は太后と通ず、故に太后之を封じて長信侯と爲し、又毒に山陽の地を予へて之に居らしめ、宮室車馬衣服より苑囿馳獵に至るまで、皆毒の欲するまゝにまかせ、天下の政事も小大と無く皆毒の思ふまゝに決せしめ、又河西の太原郡を以て之を更めて毒の領國となしぬ、

【字解】 苑囿、苑は禽獸を養ふ所なり、囿は苑に垣あるものなり、その、馳獵、馬をはせ又かりすること、

事、政事なり、

九年、彗星見、或竟天、

【講義】 九年、彗星見れて或る時は天一面にわたることあり、

【字解】 竟、窮るなり、ワタルと訓む、

攻魏垣、蒲陽、四月、上宿雍、己酉、王冠帶劍、長信侯毒作亂、而覺、矯王御璽及太后璽、以發縣卒、及衛卒、官騎、戎翟、君公、舍人、將欲攻、斬年宮爲亂、王知之、令相國昌平君、昌文君、發卒、攻毒、戰咸陽、斬首數百、皆拜爵、及宦者、皆在戰中、亦拜爵一級、毒等敗走、即令國中、有生得毒、賜錢百

王の山を阻て、魏の河内の地を恃みとして僅に其の居處に安んぜり、

【字解】 壽陵、本趙邑なりしが、當時秦の領有たりしなり、拔、衛、衛を抜かむと欲すの意なり、其君角、其は衛を指す、此の時衛は元君にして角に非ず、支屬、血統つゞきのやからなり、野王、地名なり、保、恃むなり、

七年、彗星先出、東方見、北方五月見、西方將軍鰲死、以攻龍孤、慶都、還兵攻汲、彗星復見、西方十六日、夏太后死、

【講義】 七年、彗星先づ東方に出で、次に北方に見れ、五月に西方に見れたり、將軍蒙鰲死にぬ、龍孤、慶都の三地を攻めて還れる兵を以て復汲を攻む、彗星復西方に見るゝこと十六日に及ぶ、是歲夏太后薨じぬ、

【字解】 彗星、は、きばし、汲、年表には及に作れり、

夏太后、莊襄王の母なり、

八年、王弟長安君成蟜、將軍擊趙、反、死、屯留、軍吏皆斬死、遷其民於臨洮、將軍壁死、卒屯留、蒲鄙反、戮其屍、

【講義】 八年、王の弟の長安君成蟜は軍に將として趙を撃ち、未だ歸らざるに屯留の民を従へて謀反す、秦兵之を伐つ、成蟜屯留に死に、軍吏は皆斬死せらる、因つて屯留の民を臨洮に遷せり、さて將軍成蟜の死狀は、秦兵に伐るゝや壁壘の内にて自殺せしなり、又兵卒の成蟜に従ひて屯留・蒲鶮の二地にて反したる者には、其の屍に尙誅戮の刑を加へしなり、

【字解】 屯留、地名なり、壁死、壁壘の内にて自殺せるをいふ、一説に壁は將軍なりと、今は正義の説に従ふ、蒲鶮、地名なり、鶮は古の鶴の字なり、一説に姓名なりと、今は索隱の説に従ふ、

河魚大上、輕車重馬、東就食、

蔽^フ天^ヲ、天下^ス疫、百姓^ノ内^ニ粟[、]千石^ヲ、拜^ス爵^一級^ヲ、

【講義】二年、庶公兵卒を率ゐて卷を攻め、善戦して首三萬級を斬る、三年、蒙鶯韓を攻めて其の十三城を取る、將軍王齮死にぬ、十月に將軍蒙鶯魏氏の囑有詭を攻む、是歳五穀實らずして大いに饑ゑたり、四年、囑有詭を抜き取りたれば三月に至りて其の軍退きたり、秦の質子は趙より歸り、趙より秦に來りて質子となれる太子は出でて其の國に歸れり、十月の庚寅の日に蝗蟲^{イナムシ}東方より飛び來りて秦の天を蔽ふ、かゝる氣候の變態なるにや、是歳天下に惡疫流行せり、秦是の歳に始めて百姓の粟千石を獻納したる者を公士に取り立てたり、

【字解】將、率あるなり、罷、止むなり、退くなり、十月、表には七月に作れり、是なり、蝗、稻を食ひて災をなす蟲なり、いなご、いなむしなり、疫、惡病なり、はやりやまひ、内、納なり、上納なり、イル、と訓む、爵一級、秦爵の最下級の公士なり、

五年、將軍鶯攻^メ魏^ヲ、定^メ酸棗[、]燕虛[、]長平[、]雍丘[、]山陽[、]城[、]皆拔^キ之^ヲ、取^ル二^ニ十城^ヲ、初置^ク東郡[、]冬雷^{ナル}、

【講義】五年、將軍蒙鶯魏を攻めて其の酸棗の地を平定し、又燕虛・長平・雍丘・山陽の諸城をも皆抜きて凡て二十城を奪ひ取り、初めて此に東郡を設置せり、此の冬雷鳴ありたり、

六年、韓[・]魏[・]趙[・]衛[・]楚^共擊^キ秦^ヲ、取^ル二^ニ壽陵[、]秦[、]出兵^シ、五國^兵罷^シ、拔^キ衛[、]迫^ル二^ニ東郡[、]其^ノ君^角、率^テ其^ノ支屬^ヲ、徙^リ居^ル野王[、]阻^リ其^ノ山[、]以^テ保^ル二^ニ魏[、]之^ノ河[、]内^ニ、

【講義】六年、韓・魏・趙・衛・楚の五國、共に秦を撃ちて其の壽陵の邑を取る、秦是に於て兵を出して之に對すれば、五國の兵懼れて退きぬ、秦兵勢に乗じて衛を抜かむとして東郡に肉迫す、衛君其の敵に非ざるを知り、其の支屬を率ゐて徙りて野王の地に居り、野

【講義】 秦の始皇帝は秦の莊襄王の子なり、莊襄王
まだ若かりし時秦の爲に趙に人質となりて其都の邯
鄲に居たりき、其折呂不韋の家に居りし美女を見、之
を悦びて妻と爲し始皇を生みしなり、始皇帝は秦の
昭王の四十八年正月邯鄲に生れたり、生るゝに及び
て政と名づけたり、姓は趙氏なり、年十三歳の時父の
莊襄王死にぬ、因つて政代り立ちて秦王と爲る、是の
當時は秦の領域廣まりて、南の方は巴に巴蜀漢中を
并合し、宛を越えて楚の郢を有ちて南郡を置き、北の
方は上郡以東を收めて、河東・太原・上黨の三郡を并
有し、東の方は滎陽に至り東西二周を滅して三川郡
を置けり、又呂不韋を丞相と爲し、十萬戸に封じて文
信侯と號し、天下より賓客游説の士を招き寄せて天
下を并吞せむと欲し、李斯を舍人と爲し、蒙驁・王齮・
麃公等を將軍と爲せり、王年少くして初めて位に即
きたれば國政は一に大臣に委任せり、是の歲晉陽反
したれば、元年に將軍蒙驁擊ちて之を平定せり、

【字解】 始皇帝、第一世の皇帝といふに同じ、詳しき
は二十六年の條を見るべし、莊襄王子、實は莊襄王の
子に非ず、呂不韋傳に詳なり、呂不韋姫、姫は婦人の

美稱なり、これは邯鄲の豪家の美女にして舞に堪能
なるものなり、呂不韋嘗て邯鄲の諸姫の中より之を
擇びて其の家に居らしめしなり、名爲政、政の字一
本に正に作る、是なり、正月の元旦に生る、故に正と
名づけしなり、姓趙氏、秦は嬴姓にして趙に非ず、さ
れど造父が趙城に封ぜられて世に時めきしより秦の
一族皆趙を冒し、とあり、故に趙氏となししのみ、二
周、東周と西周と也、游士、游説の士なり、舍人、賓客
を接待する官なり、麃公、麃は其の人の姓なり、史官
其の名を失す、故に公といふ、

二年、麃公將卒攻卷、斬首三萬、
三年、蒙驁攻韓、取十三城、王齮
死、十月、將軍蒙驁攻魏氏、賜有
詭、歲大饑、四年、拔陽有詭、三月、
軍罷、秦質子歸、自趙、趙太子出
歸國、十月庚寅、蝗蟲從東方來

趙城爲趙氏

【講義】太史公曰く、秦の先祖の伯翳が舜に仕へし時始めて姓を嬴と賜はりたり、其の後分れ封ぜられて各、其の國號を以て姓と爲せり、即ち徐氏・鄭氏・高氏・終黎氏・運奄氏・菟裘氏・將梁氏・黃氏・江氏・修魚氏・白冥氏・蜚廉氏・秦氏等あり、然るに秦は其の先造父が趙城に封せられて時めきしことありしかば、一族の者趙氏を冒せし、ことありき、

【字解】以國爲姓、司馬遷常に姓氏を混合せり、此に姓と爲すとは其の實は氏なり、而して國を以て姓と爲すと雖、其の擧ぐる所悉く國に非ず、即ち蜚廉は人名にして終黎・菟裘は邑名なり、

秦始皇本紀第六

秦始皇帝者、秦莊襄王子也、莊襄王爲秦質子於趙、見呂不韋、

姬悅而取之、生始皇、以秦昭王

四十八年正月、生於邯鄲、及生

名爲政、姓趙氏、年十三歲、莊襄

王死、政代立爲秦王、當是之時、

秦地已并巴蜀漢中、越宛、有郢

置南郡矣、北收上郡、以東、有河

東、太原、上黨郡、東至滎陽、滅二

周、置三川郡、呂不韋爲相、封十

萬戶、號曰文信侯、招致賓客游

士、欲以并天下、李斯爲舍人、蒙

鶩王齮、庶公等爲將軍、王年少、

初、卽位、委國事大臣、晉陽反、元

年、將軍蒙鶩擊定之、

五國の精兵に破られ河内より河外に退卻し、遂に大敗し、其の軍を解きて去りぬ、五月丙午の日に莊襄王卒しぬ、子の政立つ、是を秦の始皇帝と爲す、

【字解】 骨肉、血統を引きたる親類なり、陽人、聚の名なり、聚は村落なり、三川郡、此の地河洛伊の三川あり、故に名とす、即ち後世の河南郡なり、攻上黨、韓の上黨は昭王四十八年に秦の有と爲る、しかるに此に至りて又秦に反す、故に之を攻めしなり、無忌、信陵君なり、五國、燕・趙・韓・楚・魏なり、河外、河南なり、

秦王政立、二十六年、初并天下、

爲三十六郡、號爲始皇帝、始皇

帝五十一年而崩、子胡亥立、是

爲二世皇帝、三年、諸侯竝起、叛

秦、趙高殺二世、立子嬰、子嬰立

月餘、諸侯誅之、遂滅秦、其語在

始皇本紀中、

【講義】 秦王政立ちて二十六年に初めて天下を并せて三十六郡と爲し、自ら號して始皇帝と爲す、始皇帝五十一年にして崩じぬ、子の胡亥立つ、是を二世皇帝と爲す、二世皇帝の三年に諸侯竝び起りて秦に叛きぬ、趙高二世皇帝を殺して子嬰を立つ、子嬰立ちて一月餘にして諸侯之を誅し、遂に秦を滅したり、其の語は詳に始皇本紀の中に在り、

【字解】 五十一年、始皇十三年にして位に即き、在位三十七年にして崩す、故に崩する時歳五十なり、五十一年當に五十年に作るべし、

太史公曰、秦之先爲嬴姓、其後

分封、以國爲姓、有徐氏・郟氏・莒

氏・終黎氏・運奄氏・菟裘氏・將梁

氏・黃氏・江氏・修魚氏・白冥氏・蜚

廉氏・秦氏、然秦以其先造父封

むること、即ち庶民に自由を與へて之を愛撫するの意なり、

莊襄王元年、大赦罪人、修先王功臣、施德厚骨肉、而布惠於民、東周君與諸侯謀秦、秦使相國呂不韋誅之、盡入其國、秦不絕其祀、以陽人地賜周君、奉其祭祀、使蒙騫伐韓、韓獻成臯・鞏、秦界至大梁、初置三川郡、二年、使蒙騫攻趙、定太原、三年、蒙騫攻魏、高都・汲、拔之、攻趙榆次・新城、狼孟、取三十七城、四月、日食、四年、王齮攻上黨、初置太原郡、魏

將無忌、率五國兵擊秦、秦卻於河外、蒙騫敗解而去、五月、丙午、莊襄王卒、子政立、是爲秦始皇帝、

【講義】 莊襄王元年に大いに罪人を赦し、先王の功臣に夫々恩賞を與へ、厚德を骨肉に施し恩惠を民に布く、東周の君諸侯と秦を亡さむと謀る、秦之を知り相國の呂不韋をして東周の君を誅せしめ、盡く其の國を秦に入る、されど其の周祀を絶たしめずして陽人の地を周君の後に賜ひて其祭祀を繼がしむ、蒙騫をして韓を伐たしむ、韓は成臯・鞏の二地を獻じて和を請ふ、是に於て秦の領域は東の方魏の大梁にまで至る、因つて初めて三川郡を置く、二年に蒙騫をして趙を攻めしめて太原を平定す、三年に蒙騫魏の高都・汲の二地を攻めて之を抜き、又趙の榆次・新城・狼孟を攻めて三十七城を取る、四月に日蝕あり、四年に王齮上黨を攻め、初て太原郡を置く、魏の將無忌は燕・趙・韓・楚・魏の五國の兵を率ゐて秦を撃つ、秦の蒙騫

侯皆秦に來りて賓服す、獨り魏後れたり、秦よつて將軍摻をして魏を伐たしむ、摻魏を伐ちて吳城を取る、韓王入朝す、魏も亦勢の趨く所を察して遂に國を秦に委ねて其令を聽く、五十四年に昭王上帝を雍に祀り見えて天下に王たるを告ぐ、五十六年の秋に昭襄王卒しぬ、子の孝文王立つ、孝文王母の唐八子を尊びて唐太后と稱し、昭襄王と合葬す、韓王衰經サイケツの喪服を著けて入りて弔辭を申す、諸侯は皆其の將相を使者として來りて弔辭を呈して喪事に與らしめたり、

【字解】士伍、爵ある者の罪によりて之を奪はれたる者の稱なり、即ち士分の仲間の意なり、軍、戰ふなり、イクサスと訓む、流、死、河、死は尸なり、河は汾河なり、河橋、黃河に架する橋なり、負黍、亭の名なり、首虜、斬首と捕虜となり、西周君、西周の武公なり、從、合從なり、三十六城、城の字恐らくは衍ならむ、周紀には之無し、器九鼎、器は寶器なり、九鼎は夏殷周に傳はれる天子の寶器なり、即ち夏の禹の時九州より九枚の黃金を貢がしめ、之にて九つの鼎を荆山下に鑄て、各九州の物を象りしなり、故に九鼎といふ、來賓、來朝して賓服するをいふ、郊見、天を祀りて

上帝に見えむとするをいふ、唐八子、孝文王の生母なり、唐は姓にして八子は妾媵の號なり、即ち皇后を除きて、昭儀より以下其の秩百石に至るまで凡て十四等あり、而して八子は秩千石にして中更の官に比す、先王、父の昭王を指す、衰經、衰は貫布の喪服なり、經は首と腰とに著くる麻なり、視、其の事に與るなり、

孝文王元年、赦罪人、修先王功臣、褒厚親戚、弛苑囿、孝文王除喪、十月己亥、卽位、三日辛丑卒、子莊襄王立、

【講義】孝文王元年に罪人を赦し、先王の功臣に夫恩賞を與へ、又親戚をほめてあつくし、苑囿の禁を弛めて民を撫す、孝文王父の喪を除き、十月己亥の朔に卽位の式を擧げ、三日の辛丑に卒しぬ、在位僅に三日間なりき、子の莊襄王立つ、

【字解】修、先王功臣、先王は昭王を指す、昭王の功臣に夫々恩賞を與ふること、弛、苑囿、苑囿の禁を弛

西周、西周君走來自歸、頓首受罪、盡獻其邑三十六、城、口三萬、秦王受獻、歸其君於周、五十二年、周民東亡、其器九鼎入秦、周初亡、五十三年、天下來賓、魏後秦使摎伐魏、取吳城、韓王入朝、魏委國聽令、五十四年、王郊見上帝於雍、五十六年、秋、昭襄王卒、子孝文王立、尊唐八子爲唐太后、而合其葬於先王、韓王衰經入弔祠、諸侯皆使其將相來弔祠、視喪事、

【講義】五十年の十月に武安君白起罪ありて土伍と爲り、陰密城に遷さる、張唐鄭を攻めて之を抜く、十

二月に益、兵卒を發して汾城の旁に戰ふ、武安君白起罪ありて遂に死を賜ふ、王、趙の邯鄲を攻むれども拔かれざるを以て、去りて還つて汾城の張唐の軍に奔る、其後二月餘を経て晉軍を攻めて首六千を斬る、晉楚の軍敗れて死尸を汾河に流すと二萬人に及び、張唐王、酈遂に汾城を攻め取る、酈は即ち唐に從ひて趙の寧新中の邑を抜く、秦乃ち寧新中を更めて安陽と名づく、是歲始めて黃河に橋を架す、五十一年に將軍摎は韓を攻めて陽城の負黍亭を取り、首四萬を斬る、又趙を攻めて二十餘縣を取り、斬首捕虜合して九萬人に達す、西周の武公秦に背き、諸侯と合從を約し、天下の銳兵を率ゐて伊闕を出でて西の方秦を攻め、秦をして再び韓の陽城に通ずることを得ることなからしむ、是に於て秦も亦將軍摎をして西周を攻めしむ、西周の武公走り來りて自ら秦に歸服し、頓首して其の罪を受け、盡く其の邑三十六と其の民三萬とを獻す、秦王其の獻物を受け、武公を西周に歸らしむ、五十二年に周の民秦に從ふことを愧ぢて東の方に亡げぬ、而して西周の寶器九鼎は并に秦に入れり、是に於て周室初めて亡びたり、五十三年に天下の諸

行かむとし、未だ行付かずして死にぬ、四十七年に秦韓の上黨を攻めしに、上黨趙に降れり、秦因つて趙を攻む、趙も亦兵を發して秦軍を撃ちて相距ぐ、是に於て秦更に武安君白起をして之を援けしむ、白起大舉して撃ちて大に趙を長平に破り、趙の四十餘萬人を盡く殺せり、四十八年の歳首に韓は垣と雍城とを獻す、秦軍分れて三軍と爲る、武安君趙より歸る、王齕は兵に將として趙の武安皮牢を伐ちて之を拔き、司馬梗は北の方太原を平定して盡く韓の上黨を領有す、正月に兵漸く罷みぬれば、復上黨を守備す、其の歳の十月に五太夫の陵は趙の邯鄲を攻む、四十九年の正月に益、兵卒を發して陵を佐けしかど、陵の邯鄲攻撃の作戦の善からざりしかば、之を免す、由つて王齕代りて將と爲る、其の歳の十月に將軍張唐魏を攻む、此の時蔡尉が要塞を捐て、守備せざりしかば戰利あらず、故に還りて之を斬罪に處せり、

【字解】免臣、免官の臣、客卿、他國より來り仕へて卿となれる者、中更、秦官の名、十月、秦の歳首なり、故に後に九月と書す、葉陽、一に華陽に作る、公子悝、其の十月、其の歳の十月なり、歳首の十月に區別せり、

五十年、十月、武安君白起有罪、爲士伍、遷陰密、張唐攻鄭、拔之、十二月、益發卒軍汾城旁、武安君白起有罪死、齕攻邯鄲、不拔、去、還奔汾軍、二月餘、攻晉軍、斬首六千、晉楚流死河二萬人、攻汾城、卽從唐拔寧新中、寧新中更名安陽、初作河橋、五十一年、將軍摎攻韓、取陽城、負黍、斬首四萬、攻趙、取二十餘縣、首虜九萬、西周君背秦、與諸侯約從、將天下銳兵、出伊闕、攻秦、令秦毋得通陽城、於是秦使將軍摎攻

年、武安君白起攻韓、拔九城、斬首五萬、四十四年、攻韓南郡、取之、四十五年、五大夫賁、攻韓、取十城、葉陽君悝出之國、未至而死、四十七年、秦攻韓、上黨、上黨降趙、秦因攻趙、趙發兵擊秦、相距、秦使武安君白起擊大破趙於長平、四十餘萬盡殺之、四十八年、十月韓獻垣雍、秦軍分爲三軍、武安君歸、王齮將伐趙、武安、皮牢、拔之、司馬梗北定太原、盡有韓、上黨、正月、兵罷、復守上黨、其十月、五大夫陵、攻趙、邯鄲、

四十九年、正月、益發卒、佐陵、戰、不善、免、王齮代將、其十月、將軍張唐攻魏、爲蔡尉捐弗守、還斬之、

【講義】三十四年に秦は魏に韓の上庸の地を與へて一郡と爲し、南陽の免官の臣を遷して之に居らしむ、三十五年に韓・魏・楚の三國を佐けて燕を伐つ、初めて南陽郡を置く、三十六年に客卿の寵兵に將となりて齊を伐ちて剛壽を取る、昭王之を穰侯に予ふ、三十八年に中更の胡傷趙の閔與を攻むれども之を取ると能はざりき、四十年に悼太子魏に於て死にぬ、歸りて芷陽に葬る、四十一年の夏魏を攻めて邢丘・懷を取る、四十二年に安國君を太子と爲す、正月に宣太后薨じぬ、芷陽の鄴山に葬る、九月に穰侯出でて其封地の陶に行く、四十三年に武安君白起韓を攻めて九城を拔き、首を斬ると五萬に及ぶ、四十四年に韓の南郡を攻めて之を取る、四十五年に五大夫の賁は又韓を攻めて十城を取る、葉陽君悝は出でて其封地の鄆に

朝す、王楚王と襄陵に會す、白起を封じて武安君と爲す、三十年に蜀郡の守の張若といふ者伐ちて巫郡及び江南を取りて黔中郡と爲す、三十一年に白起は魏を伐ちて兩城を取り、楚人は我に江南を反へせり、三十二年に宰相の穰侯魏冉魏を攻めて大梁にまで至り、暴驚の軍を破りて首を斬ること四萬人に及ぶ、鳶は敗走し、魏は三縣を秦に入れて和平を請ふ、三十三年に客卿の胡傷兵に將となり、魏の卷・蔡陽・長社を攻めて之を取り、又芒卯を華陽に撃ちて之を破り、首を斬ること十五萬の多きに達す、是に於て魏又南陽を入れて和平を請ふ、

【字解】 軹、鄧、共に魏邑なり、冉、免、冉は穰侯魏冉なり、免は宰相の官を退くなり、穰侯傳に據るに十五年に相を免じ、十六年に復相となりしなり、然らざれば下文二十四年の魏冉免相の四字衍文となさざるべからず、公子市、涇陽君なり、公子悝、高陵君なり、其人、安邑の民なり、爵、秦の爵には公士より徵侯に至る數十級あり、以て功有る者に恩賞す、涇陽君封宛、涇陽君は公子市なり、公子市の宛に封せられしこと上文十六年にあり、故に此の五字恐くは衍文ならむ、

尉斯離、尉は都尉なり、斯離は名なり、大梁、魏の都なり、郢、楚の都なり、楚王走、楚の頃襄王の陳に亡げ走れるをいふ、蜀守若、蜀郡の守の張若なり、芒卯、魏將の孟卯なり、華陽、亭の名なり、

三十四年、秦與魏韓上庸地爲一郡、南陽免臣遷居之、三十五年、佐韓魏楚伐燕、初置南陽郡、三十六年、客卿竈攻齊、取剛壽、予穰侯、三十八年、中更胡傷攻趙、闕與不能取、四十年、悼太子死、魏歸葬芷陽、四十一年、夏攻魏、取邢丘、懷、四十二年、安國君爲太子、十月、宣太后薨、葬芷陽、鄠山、九月、穰侯出之陶、四十三

萬、鳶走、魏入三縣、請和、三十三年、客卿胡傷攻魏卷、蔡陽、長社、取之、擊芒卯、華陽、破之、斬首十五萬、魏入南陽以和、

【講義】十六年に左更の司馬錯魏邑の軹及び鄧を取る、魏冉病を以て宰相を免せらる、公子市を宛に公子悝を鄧に魏冉を陶に封じて各、諸侯たらしむ、十七年に城陽君入朝し、又東周の君來朝す、秦往年魏より取りたる垣の地を改めて蒲坂皮氏と爲す、王宜陽郡に行く、十八年に蒲坂皮氏復魏に歸して故の垣となしたれば、司馬錯復垣・河雍・決橋を攻めて之を取る、十九年に昭王は西帝と稱し、齊の湣王は東帝と稱す、されど月餘の後皆帝號を去りて復王と爲る、呂禮來りて自ら秦に歸服す、齊の師宋を破りしかば、宋王奔りて魏に逃れ、遂に魏の温に死にぬ、是歲漢中郡守任鄙卒しぬ、二十年に王漢中郡に行き、又上郡の北河に行く、二十一年に司馬錯魏の河内を攻めしかば、魏河東の安邑を獻じて和を請ふ、秦安邑の魏民を出し、其

の後へ秦民を募りて河東へ移住させ、之に恩賞として公士といふ爵を賜ひ、又罪人を赦して之に遷したり、涇陽君宛に封ぜらる、二十二年に蒙武齊を伐つ、河東を分ちて九縣と爲す、楚王と宛に會し、趙王と中陽に會す、二十三年に都尉の斯離と三晉及び燕と俱に齊を伐ちて之を濟西に破る、王魏の昭王と宜陽に會し、韓の釐王と新城に會す、二十四年に楚の頃襄王と鄆に會し、又穰に會す、秦魏の安城を取りて大梁に至る、燕趙之を救ひしかば秦軍退却す、是歲魏冉復宰相の位を退く、二十五年に趙の二城を抜き、王韓王と新城に會し、魏王と新明邑に會す、明二十六年に罪人を赦して新明邑に遷せり、穰侯魏冉後宰相と爲る、二十七年に司馬錯楚を攻めて南陽を取り、罪人を赦して之に遷す、白起趙を攻めて代の光狼城を取る、又司馬錯をして隴西より兵を發し、蜀道に因りて楚の黔中を攻めしめて之を抜き、二十八年に大良造の白起は楚を攻めて鄆鄧を取り、罪人を赦して此の兩地に移住せしむ、二十九年に大良造の白起は楚を攻めて其の都の郢を取り、更に東して竟陵を攻めて南郡と爲す、是に於て楚の頃襄王亡げて陳に走る、周の君來

卒二十年王之漢中又之上郡北河二十一年錯攻魏河內魏獻安邑秦出其人募徙河東賜爵赦罪人遷之涇陽君封宛十二年蒙武伐齊河東爲九縣與楚王會宛與趙王會中陽二十三年尉斯離與三晉燕伐齊破之濟西王與魏王會宜陽與韓王會新城二十四年與楚王會鄢又會穰秦取魏安城至大梁燕趙救之秦軍去魏冉免相二十五年拔趙二城與韓王會新城與魏王會新明邑二十六

年赦罪人遷之穰侯冉復相二十七年錯攻楚赦罪人遷之南陽白起攻趙取代光狼城又使司馬錯發隴西因蜀攻楚黔中拔之二十八年大良造白起攻楚取鄢赦罪人遷之二十九年大良造白起攻楚取郢爲南郡楚王走周君來王與楚王會襄陵白起爲武安君三十年蜀守若伐取巫郡及江南爲黔中郡三十一年白起伐魏取兩城楚人反我江南三十二年相穰侯攻魏至大梁破暴鳶斬首四

せしかば、秦これを留む、薛文は金受が丞相の官を奪はれたるを以て樓緩を丞相と爲す、十一年に齊・韓・魏・趙・宋・中山の五國聯合して秦を攻め、鹽氏に至りて還る、秦是に於て韓魏に河北及び封陵の地を與へて和解す、彗星亦見る、楚の懷王出奔して趙に行く、趙之を禮遇せざれば、還りて秦に行き、遂に秦に死にぬ、由つて屍を楚に歸して葬る、十二年に樓緩亦丞相の官を免ぜられしかば、穰侯魏再代りて相と爲る、是歲楚に粟五萬石を予ふ、十三年に向壽は韓を伐ちて武始の地を取り、左更の白起は新城を攻め、五大夫の禮は出亡して魏に奔り、任鄙は漢中の郡守と爲る、十四年に左更の白起は韓魏を伊闕に攻め、首を斬ること二十四萬人、公孫喜を虜にして五城を抜きぬ、十五年に大良造の白起は魏を攻めて垣を取り、復之を返還す、又楚を攻めて宛を取れり、

【字解】 嚴君疾、穽里子なり、蜀の嚴道縣に封ぜらる、故にいふ、彗星、は、きばしなり、良死、天命を終へて死ぬること、楚王、楚の懷王なり、黃棘、楚の地名なり、上庸、韓の地名なり、蒲坂、魏の地名なり、新城、新市唐昧、皆楚の地名なり、中山、國の名なり、金受、

秦の丞相の名なり、免、免官なり、即ち丞相の官を奪はれしをいふ、一説に秦の丞相に金受といふ者此紀以外に見えず、疑らくは受金の誤か或は錯簡ならむと、今は正義の説に従ふ、齊・韓・魏・趙・宋・中山・五國、是れ凡て六國なり、されど此の時中山國は趙に屬せり、故に五國と稱す、鹽氏、秦の司鹽城のことなり、鹽池を掌る者の居城なれば鹽氏と稱す、左更・五大夫・大良造、皆秦官の名なり、

十六年、左更錯取軹及鄧、冉免、封公子市宛、公子慳鄧、魏冉陶、爲諸侯、十七年、城陽君入朝、及東周君來朝、秦以垣爲蒲坂、皮氏、王之宜陽、十八年、錯攻垣、河雍、決橋、取之、十九年、王爲西帝、齊爲東帝、皆復去之、呂禮來自歸、齊破、宋王在魏、死、溫、任鄙

免樓緩爲丞相、十一年、齊・韓・魏・趙・宋・中山五國共攻秦、至鹽氏而還、秦與韓魏河北及封陵以和、彗星見、楚懷王走之趙、趙不受、還之秦、卽死歸葬、十二年、樓緩免、穰侯魏冉爲相、予楚粟五萬石、十三年、向壽伐韓、取武始、左更白起攻新城、五大夫禮出、亡奔魏、任鄙爲漢中守、十四年、左更白起攻韓魏於伊闕、斬首二十四萬、虜公孫喜、拔五城、十五年、大良造白起攻魏、取垣、復予之、攻楚、取宛、

【講義】 昭襄王元年に嚴君疾を相と爲す、甘茂出で去りて魏に之を、二年に彗星見る、庶長壯と大臣諸侯公子等と反逆を爲して皆誅せらる、而して其の罪惠文后にまで及ぶ、由つて皆天命を終ること能はざりき、悼武王后は子無きを以て出でて復魏に歸る、三年に王冠禮を行ふ、是歲楚の懷王と黃棘に會し、楚に上庸の地を與ふ、四年に魏の蒲坂を取る、是歲又彗星見る、五年に魏の哀王應亭に來朝せしかば、復之に蒲坂の地を與ふ、六年に蜀侯の輝反亂を企てしかば、司馬錯行きて之を定む、庶長奐は楚を伐ちて首を斬ること二萬人に及ぶ、涇陽君齊に至りて人質と爲る、是歲日蝕ありて晝も尙晦かりき、七年に新城を伐ちて抜く、同年宰相穰里子卒しぬ、八年に將軍芊戎をして楚を攻めて新市の地を取らしむ、此の時齊は章子を魏は公孫喜を韓は暴鳶をして共に楚の方城を攻めて唐昧を取らしむ、趙は中山國を破りしかば中山の君亡げて齊に至り、つひに齊に死にぬ、魏の公子勁と韓の公子長と同時に諸侯と爲る、九年に孟嘗君薛文來りて秦に相たり、庶長奐は楚を攻めて其の八城を取り、其の將景快を殺しぬ、十年に楚の懷王秦に入朝

を昭襄王と爲す、さて昭襄王の母は楚人にして姓は芊氏なり、宣太后と號す、武王の死ぬる時、昭襄王は燕に人質となりて彼の地に在りき、武王の死を聞き燕人送り歸したれば位に立つことを得たるなり、

【字解】 魏惠王、惠王は哀王の誤なり、丞相、官名なり、宰相に同じ、丞は承くなり、相は助くなり、王命を承けて之を助くるの意なり、容車、車を牽ぬ入るなり、三川、韓の地名なり、河洛伊の三川あり、故にいふ、窺周室、周の王室をうかがふなり、是れ周を滅して己れ天子と爲らむとするの意を婉曲にいひしなり、宜陽、韓の大郡なり、武遂、韓の邑名なり、臏、膝蓋骨なり、ひざかしらのほね、

昭襄王元年、嚴君疾爲相、甘茂出之魏、二年、彗星見、庶長壯、與大臣諸侯公子爲逆、皆誅、及惠文后、皆不得良死、悼武王后出歸魏、三年、王冠、與楚王會黃棘、

與楚上庸、四年、取蒲坂、彗星見、五年、魏王來朝、應亭復、與魏蒲坂、六年、蜀侯輝反、司馬錯定蜀、庶長奐伐楚、斬首二萬、涇陽君質於齊、日食晝晦、七年、拔新城、穽里子卒、八年、使將軍芊戎攻楚、取新市、齊使章子、魏使公孫喜、韓使暴鳶、共攻楚方城、取唐昧、趙破中山、其君亡、竟死齊、魏公子勁、韓公子長爲諸侯、九年、孟嘗君薛文來相秦、奐攻楚、取八城、殺其將景快、十年、楚懷王入朝秦、秦留之、薛文以金受

南公揭卒、樛里疾相韓、武王謂甘茂曰、寡人欲容車通三川、窺周室、死不恨矣、其秋使甘茂、庶長封伐宜陽、四年、拔宜陽、斬首六萬、涉河、城武遂、魏太子來朝、武王有力、好戲、力士任鄙、烏獲、孟說、皆至大官、王與孟說舉鼎、絕臙、八月、武王死、族孟說、武王取魏女爲后、無子、立異母弟、是爲昭襄王、昭襄母楚人、姓芊氏、號宣太后、武王死時、昭襄王爲質於燕、燕人送歸、得立。

【講義】武王元年に魏の惠王と臨晉城中に會見す、

同年に蜀の宰相の壯を誅す、張儀と魏章とは皆東に出でて魏に之く、又戎の義渠・丹・犂を伐つ、二年に初めて丞相の官を置く、樛里疾と甘茂と左右の丞相と爲る、去年魏に行きし張儀は彼の國に於て死にぬ、三年に韓の襄王と臨晉城外に會す、是歲南公揭といふ者卒しぬ、樛里疾去りて韓に相たり、武王甘茂に謂つて曰く、寡人豫てより思へるとあり、そは戎車を牽つて韓の三川の地を通過し周の王室の模様をうかがはん、此れだに出來なば死ぬるとも恨まじと、是れ周室を滅して己れ天下を取らむとするの下心なり、故に其の秋に至り甘茂と庶長の封とをして韓の宜陽を伐たしむ、是れ宜陽を陥れなば三川の路自ら通ずればなり、四年に宜陽を抜き首を斬ると六萬人、黄河を渡りて韓の武遂の邑に城く、魏の太子來朝す、さて武王は大力あるを以て力競べの戲を好み、故に力士の任鄙・烏獲・孟說等皆大官に任ぜらる、王嘗て孟說と鼎を舉げんとして過ちて膝蓋骨を斷ち、之が爲に八月に武王死にぬ、孟說と俱にしてかゝる災害を蒙りしを以て孟說の一族を處刑したり、武王魏の女を娶りて后と爲し、かど子無し、故に異母弟を立つ、是

す、三年に韓と魏との太子來朝す、是の歲張儀秦を去りて魏の相と爲る、五年に惠文王遊びて戎地の北河に至る、七年に樂池秦に入りて相と爲る、韓・趙・魏・燕・齊の五箇國合從して匈奴の兵をも併せ率の共に秦を攻む、秦是に於て庶長の疾といふ者をして五國と與に韓の修魚に戰はしむ、秦軍勝を得て韓將申差を虜にし、趙の公子渴、韓の太子奂の軍をも敗り、凡て首を斬ること八萬二千に達せり、八年に張儀復秦に相たり、九年に司馬錯蜀を伐ちて之を滅したり、又討伐して趙の中都と西陽との二地を奪ひ取る、十年に韓の太子蒼來りて人質となる、是歲伐ちて韓の石章を取り、又伐ちて趙の將軍泥といふ者を敗り、又伐ちて戎の義渠の二十五城を取る、十一年に樛里疾魏の焦を攻めて之を降し、又韓を岸門に敗りて首を斬ること一萬に及ぶ、此の時其の將の犀首敗走せり、秦の公子通蜀に封ぜらる、燕の君其位を其臣の子之といふ者に讓る、十二年に惠文王は梁王と臨晉に會し、庶長疾は趙を攻めて趙の將の莊を虜にし、張儀は出でて楚に相たり、十三年に庶長章は楚を丹陽に撃ちて其將の屈匄を虜にし、首を斬ると八萬に達す、又楚

の漢中を攻め地を取るに六百里に及ぶ、因つて漢中郡を設置す、楚は韓の雍氏を圍む、秦は庶長疾をして韓を助けて東方齊を攻めしめ、又別に到滿をして魏を助けて北方燕を攻めしむ、十四年に秦軍楚を伐ちて召陵を取る、是歲戎の丹犁二國蜀に臣伏す、蜀の宰相の壯蜀侯を殺して秦に來り降る、惠文王卒して子の武王立つ、韓魏齊楚趙の五國皆來りて服從す、
 【字解】 鬻桑、魏の地名なり、北河、戎の地名なり、修邑、韓の邑名なり、其將、韓將なり、其將犀首走、一説に此の五字上文の降之の下に在るべしと、丹犁、戎の二國の名なり、相壯、相は宰相なり、壯は其の名なり、即ち陳壯のことなり、賓從、服從に同じ、
 武王元年、與魏惠王會臨晉、誅蜀相壯、張儀、魏章、皆東出之、魏伐義渠、丹犁、二年初置丞相、樛里疾、甘茂爲左右丞相、張儀死於魏、三年、與韓襄王會臨晉外、

り、臘、歳の終に禽獸を獵して祖先を祭る禮なり、夏には嘉平といひ、殷には清祀といひ、周には蜡といひ、漢には臘といふ、陝、魏の地名なり、

二年、張儀與齊楚大臣會齧桑、
三年、韓魏太子來朝、張儀相魏、
五年、王游至北河、七年、樂池相秦、
韓趙魏燕齊帥匈奴共攻秦、
秦使庶長疾與戰、修魚、虜其將、
申差、敗趙公子渴、韓太子奐、斬首八萬二千、
八年、張儀復相秦、
九年、司馬錯伐蜀、滅之、伐取趙、
中都、西陽、十年、韓太子蒼來質、
伐取韓石章、伐敗趙將泥、伐取義渠、
二十五城、十一年、樛里疾

攻魏焦、降之、敗韓岸門、斬首萬、
其將犀首走、公子通封於蜀、燕君讓其臣子之、
十二年、王與梁王會臨晉、庶長疾攻趙、虜趙將、
莊、張儀相楚、十三年、庶長章擊楚於丹陽、虜其將屈匄、斬首八萬、
又攻楚、漢中、取地六百里、置漢中郡、
楚圍雍氏、楚使庶長疾助韓而東、
攻齊、到滿、助魏、攻燕、十四年、伐楚、取召陵、
丹犁、臣蜀相壯、
殺蜀侯來降、惠王卒、子武王立、
韓魏齊楚越皆賓從、

【講義】二年に張儀と齊楚の大臣と魏の齧桑に會見

卬與魏戰虜其將龍賈斬首八萬八年魏納河西地九年渡河取汾陰皮氏與魏王會應圍焦降之十年張儀相秦魏納上郡十五縣十一年縣義渠歸魏焦曲沃義渠君爲臣更名少梁曰夏陽十二年初臘十三年四月戊午魏君爲王韓亦爲王使張儀伐取陝出其人與魏十四年更爲元年

【講義】 惠文王元年に楚韓趙蜀の四國來朝せり、二年に天子賀す、三年に王歳二十になりしかば冠禮を行ふ、四年に天子文王武王に祭りたる肉を頒ち賜ふ、是歳齊の威王魏の惠王始めて王號を稱す、五年に陰晋の人の公孫衍といへる者犀首の官より大良造と爲

る、六年に魏より秦に陰晋の地を納れて和を結ぶ、秦之を更めて寧秦といふ、七年に公子卬は魏と戦ひて其の將の龍賈を虜にし、首を斬ること八萬の多きに達す、八年に魏又河西の地を納る、九年に河を渡りて東し、汾陰と皮氏との二地を奪取し、魏の惠王と應城に會見す、又魏の焦城を圍みて之を降す、十年に張儀秦に宰相たり、魏又上郡の十五縣を秦に納る、十一年に戎の義渠の地を縣と爲す、曩に取りたる所の焦及び曲沃の二地を魏に歸す、義渠の君其の地を秦の縣とせられたるを以て秦の臣と爲る、又少梁の地名を變更して夏陽といふ、十二年に秦初めて臘祭の禮を行ふ、十三年四月戊午の日に魏君王と稱し、韓も亦王と爲る、是歳張儀をして魏の陝の地を伐ちて之を取らしめ、其の住民を出して魏に與ふ、十四年に更めて元年と爲す、是れ改元の初めなり、

【字解】 惠文君、君の字は王の誤なり、冠、冠禮を行ふなり、年二十にして冠するは禮なり、カンムリスと訓む、文武、文王武王なり、齊魏爲王、齊の威王魏の惠王なり、犀首、官名なり、汾陰・皮氏、二地の名なり、應、國の名なり、焦、魏の地名なり、義渠、戎の國名な

行^{ハント}法^ヲ、先^ニ於^テ太子^ヲ、太子^ハ不可^ラ黥^ス、黥^ニ其^レ傅^ヲ師^ヲ、於^レ是^ニ法^ヲ大^ニ用^ス、秦^ノ人^ヲ治^ス、及^ニ孝^{スル}公^ニ卒^ニ、太^{スル}子^ニ立^ツ、宗^ノ室^ヲ多^ク怨^ム鞅^ヲ、鞅^亡、因^テ以^テ爲^ス反^{スト}、而^{シテ}卒^ニ車^ヲ裂^シ、以^テ徇^{トナフ}秦^ノ國^ニ。

【講義】二十一年に齊の軍魏を馬陵に敗る、二十二年に衛鞅魏を撃ちて魏の公子卬を虜にす、秦鞅を商に封じて列侯と爲し、商君と號す、二十四年に晉と鴈門に戦ひて其の將の魏錯といふを虜にす、孝公卒して子の惠文君立つ、是の歲に秦衛鞅を誅す、鞅の初め秦の爲に新法を施すや、其の法一向に行はれざるなり、たましく太子法禁を犯せり、鞅曰く、さて法の行はれざるは貴族を處刑せざるに原因せるなり、君必ず吾が立てたる法を行はむとせば先づ太子を刑して天下に示すべし、されど太子をば墨刑に爲すべからずとて其のおもり役を墨刑にす、是に於て天下其の法の峻嚴なるに懼れて大に行はれ、秦人よつて治

まれり、しかるに孝公卒して太子の立つに及びて宗室の人々多く鞅を怨む、鞅由つて此に止まること能はずして亡ぐ、怨める者其の亡げたるを以て謀反せりと爲し、之を捕へて車裂きにして徇く秦國に示したり、

【字解】商君、商の地に封ず、故にいふ、二十四年、與晉戰、鴈門、表には二十三年に在り、鴈門は岸門の誤なり、索隱曰く「紀年云、與魏戰、岸門、此云鴈門、恐聲悞也、又下云敗韓岸門、蓋一地也、尋秦與韓魏戰、不當遠至鴈門也、鯨、墨刑なり、いれずみ也、傅師、おもり役なり、車裂、體を兩車に繋ぎ、之を雙方に引き裂く刑なり、徇、徧く示すなり、トナフと訓む、

惠文(君)元年、楚韓趙蜀人來朝、二年、天子賀、三年王冠、四年、天子致文武胙、齊魏爲王、五年、陰晉人犀首爲大良造、六年、魏納陰晉、陰晉更名寧秦、七年、公子

公に説きて、從來の典法を變じ新に刑律を修め、内には農業を獎勵し、外には戰死したるもの、賞罰を明かにして之を勸む、孝公此を善しとなす、しかるに甘龍杜摯の二人は之に反對して相與に之を爭ふ、孝公終に鞅の立案したる法を採用したり、百姓初は之を苦みしが、施行後三年を経て百姓之を便利なりとす、由つて鞅を拜して左庶長と爲す、此の事は商君傳の語中に詳なり、七年に魏の惠王と杜平の地に會合す、八年に魏と元里の地に戰ひて勝てり、十年に衛鞅大良造と爲り、兵に將として魏都の安邑を圍みて之を降す、十二年に咸陽の都を作りて高大なる樓門を築き、秦櫟陽より徙りて之に都す、是に於て諸の小さき郷黨村落を并合して大縣と爲し、縣ごとに一令を置きて之を司らしむ、凡て四十一縣あり、田地に阡陌を開き始めて井田の法を廢す、河東の地より洛水を渡る、十四年に始めて賦税の法を定む、是れ井田の法を廢したればなり、十九年に天子伯の爵號を賜ひしかば、二十年に諸侯皆之を奉賀せり、是に於て秦は公子の少官をして師を率ゐて諸侯を逢澤の地に會して悉く天子に謁見せしむ、

【字解】昨、祭祀に供へたる肉なり、ひもろぎなり、耕稼、農業なり、商君語中、商君傳の語中なり、有功、戰に勝ちしこと、大良造、秦の官名なり、安邑、魏の都なり、冀闕、冀は高大なり、闕は門觀なり、即ち宮門外に二つの臺を設けて上に樓觀を作れるもの、聚、村落といふに同じ、四十一縣、年表及び商君傳には三十一縣と爲す、四の字三の誤ならむ、阡陌、南北の道を阡といひ、東西の道を陌といふ、賦、賦税なり、朝、天子に謁見すること、

二十一年、齊敗魏馬陵、二十二年、衛鞅擊魏、虜魏公子卬、封鞅爲列侯、號商君、二十四年、與晉戰鴈門、虜其將魏錯、孝公卒、子惠文君立、是歲、誅衛鞅、鞅之初爲秦、施法、法不行、太子犯禁、鞅曰、法之不行、自於貴戚、君必欲

の土地を分たむと、是に於て兵を出して東の方は陝城を圍み、西の方は戎の獯王を斬れり、衛鞅は孝公の令下れるを聞き、西の方秦に入り宦官の景監を介して孝公に見えむことを求めたり、

【字解】 河山、龍門河と華山となり、燕、悼、韓、哀、按ずるに此の時燕は文公にして悼公にあらず、韓は懿侯にして哀侯にあらず、淮、泗、二水の名なり、小國十餘、宋・魯・鄆・滕・薛・邾等の國なり、鄭、縣の名なり、濱、沿ふ也、洛、水の名なり、力政、兵力を以て相攻伐して政事を行ふをいふ、僻、遠ざかるなり、サカリテと訓む、夷、翟、翟は狄に同じ、振、救ふなり、岐、雍、岐山と雍州となり、以レ河爲レ界、河は即ち龍門河なり、三、晉、韓、魏趙なり、醜、はぢなり、衛鞅、商鞅のことなり、景監、宦官の名なり、

二年、天子致胙、三年、衛鞅說孝公、變法脩刑、內務耕稼、外勸戰死之賞罰、孝公善之、甘龍・杜摯等弗然、相與爭之、卒用鞅法、百

姓苦之、居三年、百姓便之、乃拜鞅爲左庶長、其事在商君語中、七年、與魏惠王會杜平、八年、與魏戰元里、有功、十年、衛鞅爲大良造、將兵圍魏安邑、降之、十二年、作爲咸陽、築冀闕、秦徙都之、并諸小鄉聚、集爲大縣、縣一令、四十一縣、爲田、開阡陌、東地渡洛、十四年、初爲賦、十九年、天子致伯、二十年、諸侯畢賀、秦使公子少官率師會諸侯逢澤、朝天子、

【講義】 二年に天子祭肉を秦に頒つ、三年に衛鞅孝

意、常痛於心、賓客羣臣有能出奇計、疆秦者、吾且尊官、與之分土、於是乃出兵、東圍陝城、西斬戎之獠王、衛鞅聞是令下、西入秦、因景監求見孝公、

【講義】 孝公元年には龍門河華山より東に於て疆國六つあり、即ち齊の威王楚の宣王魏の惠王燕の悼公韓の哀侯趙の成侯相並びて互に鄰接せり、而して淮水泗水の間には小國十餘あり、六國の中に於て楚と魏とは其の境を秦に接せり、よつて魏は秦との界に長城を築き、鄭縣より洛水に沿ひて北の方上郡を有てり、楚は漢中より南の方巴蜀黔中を有てり、此の時周室は衰微し、諸侯は兵力を以て相凌ぎて政を爲し、互に相爭奪して強き者は弱き者を併吞す、秦獨中國より遠かりて西の方雍州に在るを以て中國諸侯の會盟に與らざるなり、是を以て皆夷狄の如くに秦を遇せり、孝公是に於て恩惠を民に施し布き、孤寡の馮る

べなき者を救ひ、戰士を招致して其の功賞を明にし、令を國中に下して曰く、昔我が先世穆公は岐山雍州の間より起り、徳を修め武を行ひ、晉の亂を平げて龍門河を以て晉秦の界と爲し、西の方戎狄に霸たり、其の地を廣め有てること千里に及べり、故に天子伯の爵號を賜ひ、諸侯皆賀せり、此の如く穆公が後嗣の爲に業を開けること甚だ光輝ありて善美なりき、而るに其後厲公躁公簡公出子の世に至りて安寧ならざるに會ひ、國家は内憂ありて未だ外に出でて事を成すにひまなかりき、故に其の間に三晉は我が先君が廣めたまへる河西の地を攻め奪ひ、諸侯は皆秦を卑みて畏れざるに至れり、我が國家の醜態之れより大いなるは莫し、其の後我が父獻公位に即き給ひてより、かたほとりの亂を鎮め平げ都を櫟陽に徙して政治を行ひ、且つ東の方を伐ちて穆公の故き土地を取り復し、穆公の政令を修めむと思ひ給へり、しかるに事未だ成らざるに世を去り給ひしかば、寡人先君の意思を念ひて常に心中安からざるなり、由つて賓客及羣臣の中に能く奇妙なる計略を出して我が國家を強くする者あらば、吾は之を尊びて顯官に任じ、又之と秦

て秦未だ別に封ぜられざるをいふ、別は襄公に至りて始めて諸侯に列せられしをいふ、五百歳、大數を擧ぐ、實は五百十六歳なり、復合、昭王五十二年に西周の君臣邑を秦に獻せしをいふ、七十七歳、周紀及び封禪書には十七歳と爲す、上の七の字衍文ならむ、即ち周王邑を秦に獻ぜしより始皇九年に至り親ら政を執るまで正に十七年なり、此の間は太后嫪毐攝政せり、霸王、始皇一人を指す、雨、アメフランスと訓む、黼黻、禮服なり、黼は斧の模様ありて其色白と黒となり、黻は兩己相戻る模様ありて其の色は黒と青となり、

孝公元年、河山以東疆國六、與齊威・楚宣・魏惠・燕悼・韓哀・趙成侯並、淮泗之間小國十餘、楚魏與秦接界、魏築長城、自鄭濱洛以北、有上郡、楚自漢中南有巴黔中、周室微、諸侯力政、爭相併、

秦僻在雍州、不與中國諸侯之會盟、夷翟遇之、孝公於是布惠、振孤寡、招戰士、明功賞、下令國中曰、昔我穆公自岐雍之間、修德行武、東平晉亂、以河爲界、西霸戎翟、廣地千里、天子致伯、諸侯畢賀、爲後世開業、甚光美、會往者厲、躁簡公、出子之不寧、國家內憂、未遑外事、三晉攻奪我先君河西地、諸侯卑秦、醜莫大焉、獻公卽位、鎮撫邊境、徙治櫟陽、且欲東伐、復穆公之故地、修穆公之政令、寡人思念先君之

る、十三年に蜀を伐ちて南鄭を取る、惠公卒しぬ、出子立つ、出子二年に庶長の改といふもの靈公の子の獻公を河西の地より迎へて之を立て、出子及び其の母を殺して之を淵の旁に沈めたり、さて秦は往年より數、君を易ふるを以て君臣の義をむきみだれて國務漸く衰へたり、故に晉復彊大となりて河西の地を奪ひぬ、

【字解】 庶長、秦の官名なり、乖亂、そむきみだるなり、

獻公元年、止從死、二年、城櫟陽、四年正月庚寅、孝公生、十一年、周太史儋見獻公、曰、周故與秦國合、而別、別五百歲、復合、合十七歲、而霸王出、十六年、桃冬花、十八年、雨金櫟陽、二十一年、與晉戰于石門、斬首六萬、天子

賀以黼黻、二十三年、與魏晉戰、少梁、虜其將公孫痤、二十四年、獻公卒、子孝公立、年已二十一歲矣、

【講義】 獻公元年に死者に従ふの制度を禁止したり、二年に櫟陽に城を築く、四年正月庚寅の日に孝公生る、十一年、周の大史の儋といふ者獻公に見えて曰く、周は故秦國と祖を同じくして秦未だ別に封ぜられざりしが、襄公に至りて始めて列して諸侯と爲りて別れたり、向後凡そ五百歳を経ば周秦復合併せむ、合併して十七歳にして霸王出でむと、十六年に桃花冬期に咲く、十八年に櫟陽に於て黄金を雨らす、二十一年に晉と石門に戦ひ、首を斬ること六萬に達す、天子秦の大勝を賀するに黼黻を賜へり、二十三年に魏晉と少梁に戦ひて、其の將の公孫痤を虜にす、二十四年に獻公卒しぬ、子の孝公立つ、年已に二十一歳になりぬ、

【字解】 從死、殉死なり、合而別、合は周秦同祖にし

伐ちて渭水の南にまで至る、十四年に躁公卒しぬ、其の弟の懷公を立つ、懷公四年に庶長の鼂といへる者大臣と俱に懷公の宮を包围しければ懷公自殺しぬ、さて懷公の太子を昭子といふ、昭子早く死にたり、大臣よつて太子昭子の子を立て、是を靈公と爲す、靈公は即ち懷公の孫なり、

【字解】 賂、財物を遺るなり、マヒナフと訓む、壘、城を繞る壕を掘るなり、河旁、黄河の近旁なり、大荔、國の名なり、與、趙韓魏、趙韓魏の三氏自ら分配せしをいふ、智開、智伯の子なり、義渠、戎國の地なり、日食、日蝕なり、南鄭、楚の屬地なり、渭南、渭水の南の地なり、庶長、秦の官名なり、

靈公六年、晉城少梁、秦擊之、十三年、城籍姑、靈公卒、子獻公、不得立、立靈公季父悼子、是爲簡公、簡公、昭子之弟、而懷公子也、

【講義】 靈公六年に晉少梁に城を築く、秦之を撃つ、

十三年に秦籍姑に城を築く、此の歳靈公卒しぬ、子の獻公立つことを得ざるを以て、靈公の季父の悼子を立て、是を簡公と爲す、簡公は昭子の弟にして懷公の子なり、

簡公六年、令吏初帶劍、塹洛城、重泉、十六年卒、子惠公立、惠公十二年、子出生、十三年、伐蜀、取南鄭、惠公卒、出子立、出子二年、庶長改迎靈公之子獻公于河西而立之、殺出子及其母、沈之淵旁、秦以往者數易君、君臣乖亂、故晉復疆、奪秦河西地、

【講義】 簡公六年に官吏をして初めて劍を帶ばしむ、洛の地に城壕を掘り、重泉に城を築く、十六年に簡公卒しぬ、子の惠公立つ、惠公十二年に子の出子生

公立ちて十四年にして卒しぬ、子の厲共公立つ、さて孔子は悼公の十二年に卒したり、

【字解】 吳敗齊師、吳齊の兩世家及び春秋哀公十年の左傳に據るに、吳と魯と齊の南方を伐ちて反つて齊師に敗られしなり、故に敗の字ヤブラルと訓むべし、爭長、長は盟主の地位なり、先吳、吳王をして先づ血を敵らしめしをいふ、即ち吳を盟主となし、ことなり、而るに吳世家には「乃長晉定公」とありて此の紀と同じからず、

厲共公二年、蜀人來賂、十六年、

湟河旁、以兵二萬、伐大荔、取其

王城、二十一年、初縣、頻陽、晉取

武成、二十四年、晉亂、殺智伯、分

其國、與趙、韓、魏、二十五年、智開

與邑人來奔、三十三年、伐義渠、

虜其王、三十四年、日食、厲共公

卒、子躁公立、躁公二年、南鄭反、

十三年、義渠來伐、至渭南、十四

年、躁公卒、立其弟、懷公、懷公四

年、庶長毚與大臣圍懷公、懷公

自殺、懷公太子曰昭子、蚤死、大

臣乃立太子昭子之子、是爲靈

公、靈公懷公孫也、

【講義】 厲共公二年に蜀人來りて財物を遺る、十六

年に黃河の旁に城壕を掘る、又兵二萬を以て大荔を

伐ちて其の王城を取る、二十一年に初めて頻陽を縣

となす、晉は武成の地を取る、二十四年に晉に内亂あ

り、即ち趙韓魏の三氏智伯を殺し、其の國を三分して

自ら之を分配す、二十五年に晉の智開其の領邑の民

と奔り來る、三十三年に戎の義渠を伐ちて其の王を

虜にす、三十四年に日輪蝕せり、厲共公卒しぬ、子の

躁公立つ、躁公二年に南鄭謀反す、十三年に義渠來り

り、國將に亡びんとす、故に七日間飲食せずして哭泣せしなり、此の時秦の哀公無衣三章を賦し、出兵して仇を同じうせむことを誓ひしなり、

惠公元年、孔子行魯相事、五年、晉卿中行范氏反、晉使智氏趙簡子攻之、范中行氏亡奔齊、惠公立十年卒、子悼公立、

【講義】 惠公元年に孔子魯の宰相の事を行ふ、五年に晉の六卿の中の中行氏と范氏と俱に晉に反く、晉是に於て智氏と趙簡子とをして之を攻めしむ、范氏中行氏亡げて齊に奔る、惠公立ちて十年にして卒しぬ、子の悼公立つ、

【字解】 相事、宰相の事なり、中行、范氏、中行氏と范氏となり、

悼公二年、齊臣田乞弒其君孺子、立其兄陽生、爲悼公、六年、吳

敗齊師、齊人弒悼公、立其子簡公、九年、晉定公與吳王夫差盟、爭長於黃池、卒先吳、吳疆陵中國、十二年、齊田常弒簡公、立其弟平公、常相之、十三年、楚滅陳、秦悼公立、十四年卒、子厲共公立、孔子以悼公十二年卒、

【講義】 悼公二年に齊の臣の田乞といふ者其君孺子を弒して孺子の兄の陽生を立つ、是を悼公と爲す、六年に吳と魯と齊の南方を伐ちて反つて齊の師に敗らる、齊人悼公を弒して其の子簡公を立つ、九年に晉の定公と吳王夫差と黃池に會して盟主の地位を争ふ、晉の定公卒に吳王夫差をして先づ血を敵らしむ、是に於て吳益、強大となりて遂に中國を陵ぐに至れり、十二年に齊の田常簡公を弒して其の弟の平公を立て、自ら之が相と爲る、十三年に楚陳を滅す、秦の悼

【字解】好、美貌なり、カホヨシと訓む、建亡、太子建亡げて鄭に行き、遂に鄭人に殺されしをいふ、

晉公室卑、而六卿彊、欲内相攻、是以久秦晉不相攻、

【講義】哀公十五年頃に至り晉の公室漸く衰へたり、而して其の六卿は次第に彊大となりて國內に於て互に相攻めむとするの勢となりぬ、是を以て景公十八年の役より始皇の天下を統一するまで、久しく秦晉の間に相攻むることなかりしなり、

【字解】卑、勢力の衰へたるをいふ、六卿、六人の大臣なり、此にては六晉のことなり、即ち晉の六卿にして智氏・范氏・中行氏・韓氏・魏氏・趙氏はなり、後に韓魏趙の三氏晉を三分して獨立す、之を三晉といふ、

三十一年、吳王闔閭、與伍子胥伐楚、楚王亡奔隨、吳遂入郢、楚大夫申包胥來告急、七日不食、

日夜哭泣、於是秦乃發五百乘救楚、敗吳師、吳師歸、楚昭王乃得復入郢、哀公立、三十六年卒、太子夷公、夷公蚤死、不得立、立夷公子、是爲惠公、

【講義】三十一年に吳王闔閭は伍子胥と謀りて楚を伐つ、楚王逃れ亡げて隨國に奔る、吳王遂に楚の都の郢に入伐す、楚の大夫申包胥は秦に來りて其の國家の急を告げ、七日間飲食せず庭牆に依つて哭泣して救を求む、是に於て秦の哀公其の情に堪へず五百乘の兵を發して楚を救ひ、吳の師を軍祥の地に敗る、吳師歸り退きければ昭王復郢に入ることを得たり、哀公立ちて三十六年にして卒しぬ、太子夷公あり、夷公早く死にければ立つことを得ざりき、故に夷公の子を立つ、是を惠公と爲す、

【字解】隨、國名なり、郢、楚の都なり、清の湖北省荊州江陵縣に當る、日夜哭泣、楚の昭王出でて隨國に奔

是の時晉の悼公は諸侯の盟主たり、十八年に至り晉の悼公益、彊大となりたれば、諸侯を會合し之を率ゐて秦を伐つて之を敗る、秦軍敗走す、晉兵之を追撃して遂に涇水を渡り械林に至りて引き還せり、二十七年に景公晉に行き平公と同盟して善鄰の宜を結ぶ、已にして復之に背けり、三十六年に楚の公子圍其の君を弑して自立す、是を靈公と爲す、さて景公の同母弟に后子鍼といへる者あり、景公に寵愛せられて且つ富めり、或る人之を景公にそしり告ぐ、后子鍼誅せられむことを恐れて晉に出奔す、此の時車に載せたる物貨千乗の多きあり、晉の平公曰く、后子の富めること此の如し、しかるに何の故に自ら其の國を亡げたるぞと、對へて曰く、秦公無道なり、故に容易に讒者の言を信じて小子を誅せむとす、小子之を畏る、を以て、其後嗣の世となりなば歸らむとすと、三十九年に楚の靈王彊大となりて諸侯を申の地に會して其の盟主と爲り、齊の慶封を殺す、景公立ちて四十年にして卒しぬ、子の哀公立つ、晉に走れる后子鍼復秦に來り歸る、

【字解】 櫟、晉の地名なり、盟主、同盟の主宰者なり、

霸者之を爲す、械林、秦の地名なり、母弟、同母の弟なり、景公母弟、下の此の四字恐くは衍文ならむ、講、惡口いふこと、そしるなり、車重、重は車に載する貨物のことなり、後世、後嗣の代をいふ、哀公、始皇本紀には畢公に作れり、

哀公八年、楚公子弃疾、弑靈王而自立、是爲平王、十一年、楚平王來求秦女爲太子建妻、至國、女好、而自娶之、十五年、楚平王欲誅建、建亡、伍子胥奔吳、

【講義】 哀公八年に楚の公子弃疾は靈王を弑して自ら立つ、是を平王と爲す、十一年に楚の平王使を秦に來らしめて秦の女を求めて太子建の妻と爲さむとす、秦女楚國に入りしに平王其の美女なるに惑ひ、自ら之を娶りて妃と爲す、十五年に楚の平王遂に太子建を誅せむとせしかば建は亡げて鄭に行き、伍子胥は吳に奔れり、

秦、秦軍敗走、追至涇而還、桓公立、二十七年卒、子景公立、

【講義】 桓公三年に晉軍我が一將を敗る、十年に楚の莊王は鄭を服従せしめ、又北の方晉兵を河上に敗る、是の時楚は彊大にして諸侯のはたがしらとなり、盟を爲すに諸侯を會合せり、二十四年に晉の厲公初めて立ち、秦の桓公と黄河を夾みて盟ふ、歸るとき秦は盟に反きて翟と謀を合して晉を撃つ、二十六年に至り、晉は諸侯を率ゐて秦を伐つ、秦軍敗走す、晉之を追撃し涇水に至りて還る、桓公立ちて二十七年にして卒しぬ、子の景公立つ、

【字解】 倍、反なり、ソムクと訓む、涇、涇水なり、

景公四年、晉欒書弑其君厲公、十五年、救鄭、敗晉兵于櫟、是時晉悼公爲盟主、十八年、晉悼公、彊、數會諸侯、率以伐秦、敗秦軍、

秦軍走、晉兵追之、遂渡涇、至棫林而還、二十七年、景公如晉、與平公盟、已而背之、三十六年、楚公子圍弑其君而自立、是爲靈王、景公母弟后子鍼有寵、景公母弟富、或譖之、恐誅、乃奔晉、車重千乘、晉平公曰、后子富如此、何以自亡、對曰、秦公無道、畏誅、欲待其後世、乃歸、三十九年、楚靈王彊、會諸侯于申、爲盟主、殺齊慶封、景公立、四十年卒、子哀公立、后子復來歸秦、

【講義】 景公四年に晉の欒書は中行偃と俱に其の君厲父を弑す、十五年に秦鄭を救ひて晉兵を櫟に敗る、

會遂歸晉、康公立、十一年卒、子

共公立、

【講義】 康公二年に、秦又晉を武城に伐ちて令狐の

敗戦に報ゆ、四年に晉復秦を伐ちて少梁を取る、六年に秦又晉を伐ちて羈馬を取る、次で河曲に戰ひて大いに晉軍を敗る、晉人は隨會が秦に在りて亂を爲さむことを思ふ、故に計略を以て會を晉に歸らしめむと欲し、乃ち魏讐餘をして伴りて晉に反せしめ、以て晉を害ふの謀を會に合せしむ、魏讐餘由つて伴り反して會を味方に引き入れたり、會是に於て遂に晉に歸る、康公立ちて十二年にして卒しぬ、子の共公立つ、

【字解】 武城、一に武平城といふ、城の名なり、少梁羈馬河曲、皆地名なり、詳、伴るなり、反、謀反なり、

共公二年、晉趙穿弒其君靈公、三年、楚莊王彊北兵至、雜問周鼎、共公立、五年卒、子桓公立、

【講義】 共二年に晉の趙穿其の君靈公を弒す、三年に楚の莊王其の國強大となりければ、兵を北に發して雜邑に至り、周の鼎の輕重を問ひて天下を取らむとす、共公立ちて五年にして卒しぬ、子の桓公立つ、

【字解】 趙穿弒其君靈公、趙穿は趙盾の從父昆弟の子なり、靈公は夷皐なり、春秋宣公二年には「趙盾弒其君夷皐」と書せり、史記は三傳に據りて趙穿となす、問、周鼎、周鼎は周の王室に傳はれる九鼎にして天子の寶器なり、臣下の敢て其の輕重を問ふべきに非ず、之を問ふは天下を取らむとするの下心なり、

桓公三年、晉敗我一將、十年、楚莊王服鄭、北敗晉兵於河上、當是之時、楚霸爲會盟、合諸侯、二十四年、晉厲公初立、與秦桓公夾河而盟、歸而秦倍盟、與翟合謀擊晉、二十六年、晉率諸侯伐

人良臣を奪ふことをせんや、しかるに繆公は之を敢てせり、是を以て秦の復東征して諸侯の盟主と爲ること能はざりしを知るべきなりと、

【字解】 雍、地名なり、子輿氏、詩經及び左傳には子車に作る、秦の大夫なり、黃鳥之詩、詩經秦風にあり、良臣、奄息・仲行・鍼虎の三人を指す、

繆公、子四十人、其太子瑩代立、是爲康公、康公元年、往歲繆公之卒、晉襄公亦卒、襄公之弟名雍、秦出也、在秦、晉趙盾欲立之、使隨會來迎雍、秦以兵送、至令狐、晉立襄公子、而反擊秦師、秦師敗、隨會來奔、

【講義】 繆公の子四十人あり、其の太子瑩代りて立つ、是を康公と爲す、康公元年、去年繆公の卒せし時、晉の襄公も亦卒したりき、襄公の弟に雍といふ者あり、

り、此は秦の甥なり、故に秦に在りて、亞卿と爲る、晉の趙盾雍を立てむと欲し、隨會をして秦に來らしめて雍を迎へしむ、秦護衛兵を附けて令狐に至る、此の時晉は已に襄公の子を立て、反つて秦の師を擊退す、秦の師敗れて隨會は遂に秦に來り奔れり、

【字解】 秦出、出は男子が姉妹の子を呼ぶの稱なり、即ち甥なり、雍の母は秦の女なり、故にいふ、春秋文公六年の左傳を按ずるに公子雍の母は杜祁なり、杜注に杜祁は杜伯の後、祁は姓なりとあり、然れば雍の母は杜伯の女にして秦の女に非ず、史記と左傳と異れり、孰か是なるを知らず、隨會、晉の正卿の士會のことなり、令狐、地名なり、

二年、秦伐晉於武城、報令狐之役、四年、晉伐秦、取少梁、六年、秦伐晉、取羈馬、戰於河曲、大敗晉軍、晉人患隨會在秦爲亂、乃使魏雝餘詳反合謀會、詐而得會、

びなり、

三十七年、秦用由余謀、伐戎王、益國十二、開地千里、遂霸西戎、天子使召公過賀繆公、以金鼓、

【講義】三十七年に、秦由余の謀を用ひて西戎の王を伐つ、勝ちて國を益すこと十二、地を開き領すること千里に及び、遂に西戎のはたがしらとなれり、周の天子召公過をして金鼓を贈りて繆公を賀せしめたり、

三十九年、繆公卒、葬雍、從死者百七十七人、秦之良臣子輿氏、三人、名曰奄息、仲行、鍼虎、亦在從死之中、秦人哀之、爲作歌、黃鳥之詩、君子曰、秦繆公、廣地、益國、東服彊晉、西霸戎夷、然不爲

諸侯盟主、亦宜哉、死而奔民、收其良臣、而從死、且先王崩、尙猶遺德、垂法、況奪之善人良臣、百姓所哀者乎、是以知秦不能復東征也、

【講義】三十九年に繆公卒して、雍に葬りぬ、其の死に從ふもの百七十七人あり、秦の良臣に子輿氏の三人あり、其の名を奄息・仲行・鍼虎といふ、此の三人も亦殉死者の中にありき、秦人其の善良の大夫を喪へるを哀みて、之が爲に黃鳥の詩を作りて歌へり、君子繆公を評して曰く、秦の繆公は地を廣め國を益し、東方は彊大の晉を屈服せしめ、西方は戎夷に霸たり、然れども諸侯の盟主と爲らざること亦宜なるかな、即ち其の死ぬる時に多くの民を棄て其の良臣をも收めて俱に死に從はしめしこと是れなり、且つ先王の崩するや、生前已に德を施したるに、尙後世にまで德を遺し法を垂れたりき、況んや百姓が惜み哀む所の善

自茅津渡河、封殺中尸、爲發喪、哭之三日、乃誓於軍、曰、嗟、士卒聽無譁、余誓告汝、古之人謀黃髮番番、則無所過、以申思、不用蹇叔百里傒之謀、故作此誓、令後世以記余過、君子聞之、皆爲垂涕、曰、嗟乎、秦繆公之與人周也、卒得孟明之慶、

【講義】 三十六年に繆公復益、孟明等を厚く遇し、兵に將として晉を伐たしむ、秦軍河を渡り、船を焚き棄て、必死の覺悟を決めて、大いに晉人を敗り、容易に王官と郃との二地を奪取し、以て往年殺にて敗れたるに仕反したり、晉人皆固く城守して、敢て出でて戰はざるなり、是に於て繆公茅津より河を渡りて、殺に至り、曩に殺中に遺棄したる軍士の尸を葬り埋め、之がために喪を發して、三日間哭泣の禮を爲し、軍に誓

ひて曰く、嗟、士卒等能く我が言ふところを聽きてかまびすしくすることなかれ、余今誓ひて汝等に告ぐ、古の人の大事を爲すには先づ黃髮の幡々たる老成人に謀りて、然る後に著手するを以て過つところ無きなり、然るに余は申ね、往年蹇叔百里傒の謀を用ひざりしを思ひて、慚愧に堪へざるなり、故に此の誓を作りて、後世をして余が一生の過を記らしめむと、當時の君子之を聞きて皆爲に涕を垂らして曰く、嗟、秦の繆公の人に與みして人の氣を反さるること備はれりと謂ふべし、故に卒に孟明が晉に克ちし慶を得たりしなりと、

【字解】 焚、船を燒き棄て、復還らざるの意を示すなり、即ち必死の覺悟なり、王官、郃、俱に地名なり、郃は左傳に郊に作る、封、殺中尸、封は葬り埋むなり、殺中尸は往年殺の敗陣に戰死したる軍士の屍なり、譁、諠なり、カマビスシと訓む、黃髮、番々、番々は幡々に作るべし、白頭のさまなり、髮白くなれば更に黄色を帶ぶ、故に黃髮幡々といふ、老成人のことなり、申、カサネテと訓む、此誓、秦誓なり、尙書の末篇なり、周、備はるなり、孟明之慶、孟明が晉に克ちしよろこ

國の憂なりと、今由余の言を聞くに賢者なり、是れ寡人の安心出來ざる所なり、將に之を奈何せむと、内史廖曰く、戎王は僻遠幽陰の處に居れば、未だ中國の歌舞音曲を聞くまじ、君試みに彼に女樂を遣りて其の志を奪へ、一方由余は此の地にて厚く遇して戎王との間を疏遠にし、久しく留めて彼の地に遣ること無くして、其の歸國の期を失はしめよ、此くせば戎王は之を怪みて必ず由余を疑はむ、君臣間隙あらば乃ち虜にすべし、且つ戎王樂を好みて政事に怠らむと、繆公曰く、善しと、因つて由余と曲席して坐し、食器を互に取り交して快食し、充分由余に安心させ、然る後に戎の地形と其の兵勢とを問ひて、盡く之を察す、後に内史廖をして女樂二八を以て戎王に遣らしむ、戎王女樂を受けて大いに悦び、其の歳の暮るゝまで還さざるなり、是に於て秦由余を歸す、由余歸れば戎王女樂に耽れるを以て數、之を諫む、されど之を聽かざるなり、繆公之を察して又數、人をして戎王のすきまを測りて由余を求めしむ、由余遂に戎を去りて秦に降る、繆公賓客の禮を以て之を厚遇し、而して後に戎を伐つの形勢を問ふ、

【字解】彭衝、地名なり、積聚、たくはへあつめたる財物なり、阻、恃むなり、責督、督も責むるなり、罷極、つかれきはまるなり、篋獄、うばひ殺すなり、此類、禮樂法度を持つをいふ、淳德、清くすなほなる徳なり、内史廖、内史は國の典法を司る官なり、廖は名なり、寡人、諸侯の謙稱なり、德寡き人の意なり、辟匿、辟は僻に同じ、僻遠の地なり、匿は幽陰の處なり、聲、歌舞音曲なり、女樂、うたひめなり、疏其間、戎王と由余との間をうとんせしむるをいふ、其期、戎に歸る期なり、有間、なかがひあるをいふ、曲席、一縦一横の席の相連りて矩形を爲すをいふ、筥、察すなり、二八、十六人なり、説、悦ぶなり、閒要、閒はひまなり、要は求むるなり、即ち戎王のすきまに乘じて求むることなり、形、形勢なり、

三十六年、繆公復益厚孟明等、使將兵伐晉、渡河焚船、大敗晉人、取王官及郃、以報殺之役、晉人皆城守、不敢出、於是繆公乃

令内史廖以女樂二八遺戎王、
 戎王受而說之、終年不還、於是
 秦乃歸由余、由余數諫不聽、繆
 公又數使人閒要由余、由余遂
 去降秦、繆公以客禮禮之、問伐
 戎之形、

【講義】 三十四年に、楚の太子商臣其の父成王を弑して代り立つ、繆公是の歳復孟明視等をして兵に將として晉を代たしむ、彭衙に合戦し、秦軍利あらずして兵を引きて歸る、戎王由余をして秦に使せしむ、由余は其の先祖は晉人にして亡げて戎に入りし者なれば元より晉言を能くせり、戎王繆公の賢なるを聞けるを以て、由余をして秦に遣はして其の國情を觀察せしめしなり、秦の繆公よつて宮室及び倉庫に蓄積したる財物を示す、由余之を觀て曰く、若し鬼神をして之を爲らしめしかば、必ずや鬼神を勞らしめたりけむ、若又人をして之を爲らしめしかば、亦民を苦し

めたりけむと、繆公其の言に感じ、戎狄は元より禮樂制度無きに能くも其の民を治むるものかなと怪みて問ひて曰く、中國は詩書禮樂法度を以て政を爲すに、然も尙時あつて亂るゝことあり、今戎夷は此れ無きに何を以て治むることを爲すや、此れ無くむば亦治むるに難からずやと、由余笑ひて曰く、此れあるが故に中國亂るゝなり、夫れ上古の聖人黃帝の禮樂法度を作爲せしより、身親ら之を行ひて民に先だちしかば僅に少しく治まれり、其後世に及びては上たる者日々にみだれおごり、法度の威を恃みて下を責め、下も亦つかれ極まれれば仁義を施し吳るゝものなりとて上を怨み望み、上下交るゝ争ひ怨みて相篡ひて弑殺し、遂に其の宗家を滅すに至れることは此の詩書禮樂法度を恃むを以てなり、夫れ戎夷は之と反對なり、即ち上たる者は清きすなほなる徳を含みて其の下をあひしらひ、下はまごころを以て其の上に事ふ、是を以て一國の政を行ふは、恰も一身を治むるが如く、如何にして治まりしか其の理を知らざるなり、此れぞ眞に聖人の治なりと、是に於て繆公退きて内史廖に問ひて曰く、孤聞けり、鄰國に聖人あるは其の敵

公示以宮室積聚由余曰使鬼爲之則勞神矣使人爲之亦苦民矣繆公怪之問曰中國以詩書禮樂法度爲政然尙時亂今戎夷無此何以爲治不亦難乎由余笑曰此乃中國所以亂也夫自上聖黃帝作爲禮樂法度身以先之僅以小治及其後世日以驕淫阻法度之威以責督於下下罷極則以仁義怨望於上上下下交爭怨而相篡弑至於滅宗皆以此類也夫戎夷不然上含淳德以遇其下下懷

忠信以事其上一國之政猶一身之治不知所以治此眞聖人之治也於是繆公退而問內史廖曰孤聞鄰國有聖人敵國之憂也今由余賢寡人之害將柰之何內史廖曰戎王處辟匿未聞中國之聲君試遺其女樂以奪其志爲由余請以疏其間留而莫遣以失其期戎王怪之必疑由余君臣有間乃可虜也且戎王好樂必怠於政繆公曰善因與由余曲席而坐傳器而食問其地形與其兵勢盡答而後

て卿等三人を辱めたり、卿等には何の罪も無し、卿等其れ此より心を盡して此の恥を雪ぐことに怠ること勿れと、遂に三人の官秩を元通りにして愈、之を厚遇せり、

【字解】 賣、鄭、於、秦、賣は物を與へて其の利を得ることとなり、鄭を秦に賣るとは秦軍を鄭の城内に導き入れて之を撃たしめ、以て其の恩賞を利せむとするをいふ、所謂賣國なり、徑、行き過ぐるなり、ワタルと訓む、庸、何ぞなり、子、敬語なり、猶卿といふが如し、孤、王侯の謙辭なり、猶寡人といふが如し、又諸侯喪中に在りて孤と稱す、下文に晉の襄公の秦侮我孤とあるは即ち是なり、是れ父死して孤獨なるの意なり、沮、止むなり、ハムムと訓む、殺阨、殺山の狭道也、晉此に要塞を設く、更、晉地、晉の地を通過すること、を變更するをいふ、周北門、周の王城の北門なり、無禮、周の王城の門前を過ぐるとき、甲を卷き兵器を束ぬるの禮を爲さず、兵車に飛び乗りて其の勇を示したるをいふ、滑、小國なり、當時晉の邊鄭の領邑となれり、販賣、此の二字恐らくは衍ならむ、晉世家には此の二字無し、賈人、商人なり、弦高、商人の名なり、

勞、慰むなり、いたはるなり、ネギラフと訓む、墨、衰經、衰經は凶服なり、さて軍敗れば喪服を著くるは古の禮なり、晉の襄公今父の喪中に在りて兵を發せむとす、而るに喪服のまゝにては敗軍の嫌ひあり、故に之を墨染にして別ちしなり、遮、遏なり、サヘギルと訓む、怨入、於骨髓、髓は骨中の脂なり、怨骨髓に入るとは怨みの甚しきをいふ、我君、秦の繆公を指す、我が父の謂なり、素服、喪服なり、軍敗績す、故に喪服を著るなり、雪恥、雪は除くなり、洗ふなり、ソ、グと訓む、

三十四年、楚太子商臣弒其父成王、代立、繆公於是復使孟明視等將兵伐晉、戰于彭衙、秦不利、引兵歸、戎王使由余於秦、由余其先晉人也、亡入戎、能晉言、聞繆公賢、故使由余觀秦、秦繆

を知らざるなり、吾は已に決心せりと、遂に兵を發して百里侯の子の孟明視と蹇叔の子の西乞術と白乙丙とをして將たらしむ、兵の出發する日に、百里侯と蹇叔との二人は軍に向ひて哭泣す、繆公聞きて怒りて曰く、寡人の兵を發するに臨み卿等之を沮みて吾が軍に哭するは何ぞやと、二老曰く、臣等強ひて君の軍を沮むに非らず、此の度の軍行には臣が子等も往くに與れり、而して臣等は已に老いたり、今別れて子等の還ること遅からば、父子の對面叶ふまじ、故に哭するのみと、二老退きて其の子に謂つて曰く、汝が軍勢若し敗れなば、必殺山の狭道に於てならむと、三十三年の春、秦兵遂に東に進み、晉の地を通過するを變更して周の王城の北門を過ぐ、此の時甲を卷き兵器を束ぬるの禮をなさざりしかば、周の王孫滿曰く、秦の師は無禮なり、敗れずして何をか待たむと、秦兵滑國に至る、鄭の商人の弦高といへるもの十二牛を牽ひて將に之を周に賣らむとして滑國に至る、秦兵の前進するを見て必ず殺さるゝか虜にせらるゝか二者其の一を免れずと恐れ、因つて決意して其の牛を秦兵に獻じて曰く、大國の將に鄭を誅せむとするを聞き

しかば、鄭の君は謹みて已に守禦の備を修めたり、而して臣をして牛十二頭を以て秦の軍士をねぎらはしむと、秦の三將相謂つて曰く、今將に鄭を襲はむとするに、鄭已に覺りて之が防備をなせりと聞く、假令往くとも勝つこと能ふまじと、遂に滑を滅す、滑は周と鄭との間に介在せる小國にして當時は晉の附庸國なり、而して此の時は恰も晉の文公卒して尙未だ葬らざるに會す、よつて太子襄公怒りて曰く、秦は我が孤獨なるを侮りて、喪中に乘じて我が滑を破れり、是れ看過すべからざるなりと、遂に喪服を墨染にして之を著け、兵を發して秦兵を殺道に遮りて撃ち、大いに秦兵を破る、秦軍敗績して一人の脱るゝもの無し、晉軍秦の三將を虜にして歸る、さて文公の夫人は秦の繆公の女なり、よつて囚れたる秦の三將の爲に襄公に請ひて曰く、父繆公が此の三人を怨めること骨髓に入れり、故に願くは此の三人を秦に歸らしめて、我父をして此の度の大敗を口實として自ら快く烹殺さしめよと、晉君之を許して秦の三將を歸す、三將國に至るとき繆公喪服を著て郊外に迎へ、三人に向ひて哭して曰く、寡人百里侯蹇叔の言を用ひざるを以

王孫滿曰、秦師無禮、不敗何待、
 兵至滑、鄭販賣賈人弦高、持十二牛、將賣之、周見秦兵、恐死虜、因獻其牛、曰、聞大國將誅鄭、鄭君謹修守禦、備使臣以牛十二、勞軍士、秦三將軍相謂曰、將襲鄭、鄭今已覺之、往無及已、滅滑、滑、晉之邊邑也、當是時、晉文公喪尙未葬、太子襄公怒曰、秦侮我孤、因喪破我滑、遂墨衰絰、發兵遮秦兵於殽、擊之、大破秦軍、無一人得脫者、虜秦三將以歸、文公夫人秦女也、爲秦三囚將

請曰、繆公之怨此三人、入於骨髓、願令此三人歸、令我君得自快烹之、晉君許之、歸秦三將、三將至、繆公素服郊迎、嚮三人哭曰、孤以不用百里傒、蹇叔言、以辱三子、三子何罪乎、子其悉心雪耻、毋怠、遂復三人官秩如故、愈益厚之、

【講義】 鄭人に鄭を秦に賣る者あり、秦に告げて曰く、我れは鄭の城門を主れり、故に貴國若し鄭を襲はば我れ之が嚮道たらむと、繆公之を蹇叔と百里傒とに問ふ、對へて曰く、數國をわたり千里を越え人の國を襲ひて、古來利を得たる者希なり、且つ鄭人にして鄭を賣る者あれば、何ぞ我が國人にして亦我が國情を以て鄭に告ぐる者あらざること知らむや、故に鄭を伐つこと不可なりと、繆公曰く、卿等は此の好期

山東省曹州府濮州に當る、

三十年、繆公助^ニ晉文公^ヲ圍^ム鄭、鄭使人^ヲ言^フ繆公^ニ曰^ク、亡^レ鄭厚^シ晉^ニ於^テ晉而得^ル矣、而秦^ニ未^ダ有利^シ、晉之彊^キ、秦之憂^ヒ也、繆公^乃罷^シ兵歸^ル、晉亦罷^シ、三十二年冬、晉文公卒^シ、

【講義】三十年に繆公晉の文公を助けて鄭を圍む、是れ文公が鄭を過ぎし時鄭之に禮せざりしを以てなり、鄭人をして秦の繆公に言はしめて曰く、今鄭を亡ぼして晉を厚くするは、晉に於ては得策なれども、而かも貴國は未だ之を以て利なりとすべからず、何となれば、晉の彊大となるは貴國の憂なればなりと、繆公乃ち兵を罷めて歸る、晉も亦罷め退きぬ、三十二年の冬に晉の文公卒しぬ、

鄭人有^リ賣^ル鄭^ヲ於^テ秦^ニ曰^ク、我^レ主^ス其^ノ城^ヲ門^ヲ、鄭可^シ襲^フ也、繆公問^フ蹇叔^ニ、百里

奚^ト對^シ曰^ク、經^ニ數^ク國^ヲ、千^ニ里^ニ而襲^フ人^ヲ、希^ナ有^ル得^ル利^ヲ者[、]且^ツ人^ヲ賣^リ鄭^ヲ、庸^ニ知^ル我^ノ國^ガ人^ニ不^レ有^ル以^テ我^ノ情^ヲ告^ル鄭^者乎[、]不^レ可^ナ繆公曰^ク、子^ニ不^レ知^ラ也、吾^レ已^ニ決^シ矣、遂^ニ發^シ兵^ヲ、使^シ百^ニ里^ノ奚[、]子^ニ孟[、]明[、]視[、]蹇[、]叔[、]子^ニ西[、]乞[、]術[、]及[、]白[、]乙[、]丙[、]將[、]兵^ヲ行[、]日[、]百^ニ里^ノ奚[、]蹇[、]叔[、]二^ニ人^ノ哭[、]之[、]繆[、]公[、]聞[、]怒[、]曰^ク、孤[、]發[、]兵[、]而[、]子[、]沮[、]哭[、]吾[、]軍[、]何[、]也[、]二^ニ老^ノ曰^ク、臣[、]非[、]敢[、]沮[、]君[、]軍[、]軍[、]行[、]臣[、]子[、]與[、]往[、]、臣[、]老[、]、遲[、]還[、]、恐[、]不[、]相[、]見[、]、故[、]哭[、]耳[、]、二^ニ老^ノ退[、]、謂[、]其[、]子[、]曰^ク、汝[、]軍[、]即[、]敗[、]必[、]於[、]二[、]殺[、]阬[、]矣[、]、三^ニ十^ニ三^ニ年[、]春[、]秦[、]兵[、]遂[、]東[、]、更[、]晉[、]地[、]、過[、]周[、]北[、]門[、]、周[、]

厚遇之、二十四年春、秦使人告
 晉大臣、欲入重耳、晉許之、於是
 使人送重耳、二月、重耳立爲晉
 君、是爲文公、文公使人殺子圉、
 子圉是爲懷公、其秋、周襄王弟
 帶、以翟伐王、王出居鄭、二十五
 年、周王使人告難於晉、秦、繆
 公將兵助晉、文公入襄王、殺王
 弟帶、二十八年、晉文公敗楚於
 城濮、

【講義】十八年に齊の桓公卒しぬ、二十年に秦の繆
 公梁芮二國を滅す、十二年に晉の公子圉晉君病むと
 聞きて曰く、梁は我が母の生家なり、而るに秦これを
 滅したり、我が兄弟多ければ、若し君の死後には秦必
 ず我を秦に留めむ、其のときは晉かろくしく亦か

はるく、他の子を立てむと、子圉之を案じて秦に留
 まること能はず、乃ち亡げて晉に歸る、二十三年に晉
 の惠公卒しぬ、子圉立ちて君と爲る、秦は圉が亡げ去
 れるを怨み、之に反對せむとて乃ち晉の公子重耳を
 楚に迎へて、故の子圉の妻を妻す、重耳初めは辭退し
 たれども後には之を受く、繆公益、重耳を厚遇す、二
 十四年の春に至り、秦は人を遣して晉の大員に告げ
 しめて重耳を入れて君と爲さむと欲す、晉之を許し
 たらば、秦人をして重耳を晉に送らしむ、二月に重耳
 立ちて晉君と爲る、是を文公と爲す、文公立ちて人を
 して子圉を殺さしむ、子圉は是の時已に懷公といひ
 しなり、其の歳の秋に、周の襄公の弟の帶は翟の兵を
 率ゐて周王を伐つ、王出奔して鄭に居る、二十五年に
 周王人をして弟の難を晉と秦とに告げて救を求めし
 む、秦の繆公兵に將として晉の文公を助けて襄王を
 周に入れ、王の弟の帶を殺す、二十八年に晉の文公楚
 を城濮に敗れり、

【字解】梁我母家、子圉の母は梁伯の女なり、故にい
 ふ、即、猶若の如し、モシと訓む、百歳後、死後といふ
 に同じ、死を諱みていふなり、城濮、衛の地なり、清の

時秦地東至河

【講義】 是に於て繆公は晉の惠公を虜にして韓原より歸る、國中に令を布きて皆齋戒して一夜を明して謹慎せよ、吾れ將に晉君を贄として上帝を祠らむとすと、周の天子之を聞きて曰く、晉は我同姓の諸侯なりと、乃ち爲に晉君の命乞を爲す、夷吾の姊も亦繆公の夫人たり、夫人弟の贄とせらるゝを聞き、直に喪服を著け跳となり哀戚の意を見て曰く、妾が兄弟相救ふと能はずして遂に君の命を辱めたりと、繆公曰く我れ戰場に於て晉君を虜としたるは大功なりと思へり、然るに今天子は晉君の爲に命乞をなし、夫人は兄弟の故を以て之を憂ふ、我れ其れ許さざるべからずと、乃ち晉君と後事を盟ひて之を歸さむとを許し、更めて上舎に徙し舍きて七牢の饗應を饋る、十一月に至り晉君夷吾を歸す、夷吾前約の通り其河西の地を獻じ、太子圉をして秦に質たらしむ、秦是に於て子圉に其の長女を妻したり、是の時秦の領土は已に東の方龍門河に至れり、

【字解】 齋宿、齋戒して一夜を明かすこと、我同姓、

同じく姬姓にして其の祖を唐叔虞といふ、叔虞は即ち周の成王の弟なり、衰経跳、衰は纒に同じ、貫布の喪服なり、経は麻を首と腰とに著く、是れ亦喪中の禮なり、跳ははだしなり、皆哀戚の意を見す所以なり、上舎、客舎なり、饋、おくるなり、七牢、牢は牛羊豕の具はれるをいふ、質、人しちなり、宗女、長女なり、

十八年、齊桓公卒、二十年、秦滅梁、芮、二十二年、晉公子圉聞晉君病、曰、梁我母家也、而秦滅之、我兄弟多、即君百歲後、秦必留我、而晉輕亦更立他子、子圉乃亡歸晉、二十三年、晉惠公卒、子圉立爲君、秦怨圉亡去、乃迎晉公子重耳於楚、而妻以故子圉妻、重耳初謝、後乃受、繆公益禮

の善馬の肉を食ひて助けられたる三百人は、真先に馳來りて晉軍を冒し撃つ、晉軍其の圍を解く、是に於て遂に繆公を脱れしめて反つて晉君を生ながら得たり、さて此の三百人とは、初め繆公其の善馬を亡ひしが、岐山の下の野人等共に此の善馬を得て其の肉を食ひし者三百餘人あり、役人馬の後を逐ひて之を捕へ皆之を法に處せむとす、繆公曰く、君子は畜類の爲に人を害せず、且つ吾れ聞けることあり、善馬の肉を食ひて酒を飲まざれば人を傷ふと、乃ち皆酒を賜ひて之を赦したりき、三百人の者秦が晉を撃つと聞き、皆從軍せむことを求めて之に従ふ、従つて繆公の危急を見て亦皆鋒を推し列べ死を争ひて曩に馬を食ひて赦されし徳に報いしなり、

【字解】 晉、旱、此の上に十三年の三字を脱す、年表を按ずるに秦の晉に粟を輸送せしは十三年なり、飢穰更事、穰は豊作なり、更事は彼此代るべくあることなり、雍、秦の都なり、相望、引き續くことなり、緝、晉の都なり、壬戌、みづのえいぬの日なり、奔、其軍、全滅を期して勝敗を賭くることなり、驚、馬の重きに苦む貌なり、即ち深泥に足を踏み込みて苦むなどの貌なり

り、ナヅムと訓む、麾下、麾下は大將の指揮する旌なり、故に麾下とは大將に直隸する者なり、窘、危急なり、たしなむなり、

於是繆公虜晉君以歸、令於國齋宿、吾將以晉君祠上帝、周天子聞之曰、晉我同姓、爲請晉君、夷吾姊亦爲繆公夫人、夫人聞之、乃衰經跣曰、妾兄弟不能相救、以辱君命、繆公曰、我得晉君、以爲功、今天子爲請、夫人是憂、乃與晉君盟、許歸之、更舍上舍、而饋之七牢、十一月、歸晉君夷吾、夷吾獻其河西地、使太子圍爲質於秦、秦妻子圉以宗女、是

君反爲晉軍所圍、晉擊繆公、繆公傷、於是岐下食善馬者三百人、馳冒晉軍、晉軍解圍、遂脫繆公、而反生得晉君、初繆公亡善馬、岐下野人共得而食之者三百餘人、吏逐得欲法之、繆公曰、君子不以畜產害人、吾聞食善馬肉、不飲酒、傷人、乃皆賜酒而赦之、三百人者、聞秦擊晉、皆求從、從而見繆公窘、亦皆推鋒爭死、以報食馬之德、

【講義】十二年に齊の管仲と隰朋と死にぬ、十三年に晉早魘して穀實らず、秦に來りて粟を請ふ、丕豹舊怨に報いんとて繆公に説きて曰く、與ふること勿れ、

其の飢ゑたるに乗じて之を伐てと、繆公之を公孫支に問ふ、支曰く、饑饉と豊稔とは彼此更々ある事なれば、彼の飢ゑたる時には此れより粟を與へずんばあるべからずと、公又百里傒に問ふ、傒曰く、夷吾こそ罪を君に得たれ、其の百姓には何の罪かあらむと、是に於て百里傒と公孫支との言を用ひて、卒に晉に粟を與ふ、而して之を運搬するに河には船を以て漕び陸には車を以て轉じ、秦の雍都より晉の絳都に至るまで引き續きしといふ、翌十四年には秦國饑饉す、因つて亦粟を晉に請ふ、晉の惠公之を羣臣に謀る、甝射曰く、秦の飢ゑたるに乗じて之を伐たば大功あるべしと、晉君之に従ふ、十五年に兵を興して將に秦を攻めむとす、秦の繆公も之に對せむとて兵を發して丕豹をして將たらしめ、自ら往きて晉の軍を撃つ、九月壬戌の日晉の惠公夷吾と韓の地に合戦す、晉君其の軍を賂して秦と勝利を争ふ、晉の軍潰えて還る時馬深泥に踏み込みて體自由を失ふ、繆公之を見て其の麾下の軍勢と馳せて之を追撃す、されど晉君を得ること能はずして、反つて晉軍に圍まる、晉軍繆公を撃ちたれば繆公傷つく、是の時前に岐山の下にて繆公

急に呂卻の二人を召せ、呂卻至らば其の虚に乗じて重耳を翟より迎へて之を晉に入れむこと至極便なりといふ、繆公之を許し、人をして丕鄭と俱に晉に歸らしめて呂卻の二人を召す、呂卻等其の秦に召されたることを以て丕鄭が離間せしと疑ひて、乃ち夷吾に言つて丕鄭を殺さしむ、丕鄭の子丕豹父の殺されしを怨み、又秦に奔りて繆公に説きて曰く、晉の君は無道にして百姓親しまざれば、今に於て之を伐つべしと勸む、繆公曰く、百姓まことに其の君を便なりとせざれば、先づ其の君を退くべきなり、何の故にか能く其の大臣を誅せむや、君能く其の邪惡の大臣を誅して忠良の大臣を用ふるを見るに、此れ其れ晉室の調和せること明かなりと、遂に丕豹の請を聽かざりき、而して晉に隠して陰に豹を用ひたり、

【字解】葵丘、地名なり、清の河南省衛輝府考城縣なり、呂甥、卻・芮、呂甥と卻稱と冀芮との三大夫なり、間、離間なり、なかがひなり、

十二年、齊管仲隰朋死、十三年、晉旱、來請粟、丕豹説繆公勿與

因其飢而伐之、繆公問公孫支、支曰、飢穰更事耳、不可不與、問百里奚、奚曰、夷吾得罪於君、其百姓何罪、於是用百里奚、公孫支言、卒與之粟、以船漕車轉、自雍相望至絳、十四年、秦飢、請粟於晉、晉君謀之羣臣、虢射曰、因其飢伐之、可有大功、晉君從之、十五年、興兵將攻秦、繆公發兵使丕豹將、自往擊之、九月壬戌、與晉惠公夷吾合戰於韓地、晉君弃其軍、與秦爭利、還而馬驚、繆公與麾下馳追之、不能得、晉

將^ト兵^ニ送^ラ夷^ヲ吾^ヲ夷^ニ吾^ニ謂^ク曰^ク誠^ニ得^レ立^ツ立^ツ請^フ割^{キテ}晉^ノ之^ノ河^ノ西^ノ八^ノ城^ヲ與^レ秦^ニ及^ニ至^リ已^ニ立^ツ而^{シテ}使^シ丕^ヲ鄭^ヲ謝^セ秦^ニ背^{キテ}約^ニ不^レ與^ニ河^ノ西^ノ城^ヲ而^{シテ}殺^ス里^ニ克^ヲ丕^ヲ鄭^ヲ聞^キ之^ヲ恐^ル因^テ與^テ繆^ニ公^ニ謀^リ曰^ク晉^ノ人^ハ不^レ欲^セ夷^ヲ吾^ヲ實^ニ欲^ス重^ニ耳^ヲ今^ニ背^キ秦^ノ約^ニ而^{シテ}殺^ス里^ニ克^ヲ皆^ク呂^ヲ甥^ヲ郤^ヲ芮^ヲ之^ノ計^也願^フ君^ヲ以^テ利^ヲ急^ニ召^セ呂^ヲ郤^ヲ呂^ヲ郤^ヲ至^ラ則^チ更^ニ入^レ重^ニ耳^ヲ便^ニ繆^ニ公^ニ許^ス之^ヲ使^シ人^ヲ與^テ丕^ヲ鄭^ヲ歸^ラ召^ス呂^ヲ郤^ヲ呂^ヲ郤^ヲ等^ヲ疑^ヒ丕^ヲ鄭^ヲ有^ル間^ヲ乃^チ言^フ夷^ヲ吾^ヲ殺^シ丕^ヲ鄭^ヲ子^ヲ丕^ヲ豹^ヲ奔^ル秦^ニ說^キ繆^ニ公^ニ曰^ク晉^ノ君^ハ無^シ道^ニ百^ノ姓^ハ不^レ親^ム可^レ伐^ツ也^ヲ繆^ニ公^ニ曰^ク百^ノ姓^ハ苟^シ不^レ便^ハ何^ヲ

故^ニ能^ク誅^シ其^ノ大^ノ臣^ヲ能^ク誅^シ其^ノ大^ノ臣^ヲ此^レ其^ノ調^也不^レ聽^カ而^{シテ}陰^ニ用^フ豹^ヲ

【講義】九年に齊の桓公盟主となりて諸侯を葵丘に會す、此の歲に晉の獻公卒しぬ、よつて驪姫の生みし所の奚齊を立つ、奚齊の臣里克其君奚齊を殺す、時に荀息は卓子を立つ、里克又卓子及び荀息を殺したり、是に於て曩に少梁に出奔せし所の公子夷吾は人を秦に往かしめて己を晉に入れむとを請はしむ、繆公之を許して百里傒をして兵に將として夷吾を晉に送らしむ、夷吾繆公に謂つて曰く、誠に本國に歸りて位に立つことを得ば、謝恩として晉の河西に在る八城を割きて秦に與へむと、至りて已に立ちて後に、丕鄭を使者として秦に謝せしむ、而るに前約に背きて河西の八城を與へざるなり、且つ丕鄭の不在中に里克を殺しぬ、丕鄭秦に在りて此のことを聞きて自らも亦其の災に罹らむかと恐る、因つて繆公と謀りて曰く、晉人は夷吾を欲せずして實は重耳を欲せしなり、今夷吾は秦の約に背き、又里克を殺せるは、是れ皆呂甥と郤稱と冀芮との計なり、故に願くは君利を食はして

し時も蹇叔又臣を止めたり、臣も亦虞君の臣を用ひざることを知れども、臣は實に私に其祿位を利として虞に留まれり、後果して晉に滅されて身は其の虜となりぬ、是れ臣が再び蹇叔の言を用ひて難に脱るゝことを得、一たび用ひずして虞君の難に遭へり、此のことを以てするも蹇叔の賢なることを知るべしと、是に於て繆公人をして幣帛を厚くして蹇叔を迎へしめて上大夫と爲しぬ、

【字解】 任好、繆公の名なり、此の二字此處にある例無し、是れ恐らくは後人索隱によつて増入せしものならむ、茅津、戎號なり、虜、とりこなり、壁馬、壁と馬となり、賂、まひなひなり、媵、嫁の從者なり、苑、縣の名なり、執、捕ふなり、贖、あがなふなり、殺、黒毛の牝羊なり、釋、ゆるすなり、とくなり、囚、とらはれなり、繩目なり、説、悦ぶなり、常、嘗なり、鉦、地名なり、收、養ふなり、干、下より上に求むるをいふ、オカスと訓む、祿爵、祿位なり、

秋、繆公自將伐晉戰於河曲、晉驪姫作亂、太子申生死新城、重

耳夷吾出犇、

【講義】 五年の秋に繆公自ら將として晉を伐ちて河曲に戰ふ、晉の驪姫亂を作し、太子申生新城に死し、重耳は翟に奔り、夷吾は少梁に出犇せり、

【字解】 秋、繆公自將伐晉戰於河曲、史記志疑は此の十一字を以て衍文と爲す、曰く、「案春秋、河曲之戰在魯文十二年、乃秦康公時事、下文書之、而此忽出斯語、相隔四十餘年、且戰在冬十二月、非秋也、蓋十一字是羨文、重耳夷吾出犇、重耳夷吾は晉の二公子なり、而して重耳は翟に夷吾は少梁に出奔せり、

九年、齊桓公會諸侯於葵丘、晉獻公卒、立驪姫子奚齊、其臣里克殺奚齊、苟息立卓子、克又殺卓子及苟息、夷吾使人請秦、求入晉、於是繆公許之、使百里奚

用^{ヒテ}其^ノ言^ヲ得^レ脱^ル、一^タ不^レ用^ヒ、及^ビ虞^ノ君^ノ難^シ、
是^ヲ以^テ知^ル其^ノ賢^ヲ、於^テ是^ニ繆^ノ公^ノ使^メ人^ヲ厚^ク、
幣^ヲ迎^フ蹇^ノ叔^ヲ、以^テ爲^ス上^ノ大^ノ夫^ト、

【講義】 繆公元年に公自ら將として茅津の戎を伐ち
之に勝つ、四年に婦を晉に迎ふ、是れ晉の太子申生の
姉なり、其の歳に齊の桓公は楚を伐ちて邵陵にまで
至る、五年に晉の獻公は虞と虢とを滅し、虞の君と其
の大夫の百里傒とを虜にす、是れ晉が壁と馬とを以
て虞人に賂ひせし故なり、晉既に百里傒を虜にした
れば、之を以て秦の繆公の夫人の爲に秦に往かしめ
て其媵臣たらしむ、百里傒秦を亡げて宛に走る、楚の
鄙人之を捕へて楚朝に引く、秦の繆公後にて百里傒
の賢人なることを聞き、重く財を投じて之を贖はむと
欲す、されど直接に交渉しては楚人の與へざらむと
を恐れ、乃ち先づ人をして楚に謂はしめて曰く、吾が
媵臣の百里傒は亡げて御地に在りと聞く、願くは五
枚の黒毛の牝羊の皮を献上すべければ百里傒を當方
に還されたしと、楚人之を許して秦に與ふ、是の時百

里傒の年は已に七十餘歳の老年なりき、繆公其の繩
目を釋きて與に國事を語り問ふ、百里傒之を謝して
曰く、臣は元より亡國の臣なれば、何ぞ君の問に對へ
奉るべけむやと、繆公曰く、卿は亡國の臣と稱すれど
も、虞君の卿を用ひざりしかば亡びたるなり、是れ卿
が罪にあらずと、固く請ひ問ふ、是に於て國事を語る
こと三日間に及ぶ、繆公其の説を聞きて大いに悦び
て之に國政を授け、號して五穀大夫といふ、百里傒之
を讓りて曰く、臣の才は臣が友の蹇叔に如かざるな
り、蹇叔は賢者なれども、世人之を知ること無し、請
ふ其の先見の明あるを例證せむ、臣嘗て齊に游歴し
大いに困却して食を饑人に乞ひしことありき、此の
時蹇叔は臣を引き取りて養ひたり、臣因りて齊君無
知に事へんと欲す、しかるに蹇叔は臣の仕官を止め
たり、是に由つて臣は彼の齊の難に脱るゝことを得
たり、其れより遂に共に周に行く、時に周の王子頰は
牛を好めり、臣元來牛を養ふに得意なれば、之に求め
て用ひられむとす、頰亦臣を用ひむとするに及びて、
蹇叔又臣を止めて仕へざらしむ、臣茲を去りて頰の
變に誅せられざることを得たり、其の後虞君に事へ

なり、

繆公任好元年、自將伐茅津、勝之、四年、迎婦於晉、晉太子申生、姊也、其歲齊桓公伐楚、至邵陵、五年、晉獻公滅虞、虢、虢、虞君與其大夫百里奚、以璧馬賂於虞、故也、既虜百里奚、以爲秦、繆公夫人媵於秦、百里奚亡秦、走宛、楚鄙人執之、繆公聞百里奚賢、欲重贖之、恐楚人不與、乃使人謂楚曰、吾媵臣百里奚在焉、請以五羖羊皮贖之、楚人遂許與之、當是時、百里奚年已七十餘、

繆公釋其囚、與語國事、謝曰、臣亡國之臣、何足問、繆公曰、虞君不用子故亡、非子罪也、固問、語三日、繆公大說、授之國政、號曰五羖大夫、百里奚讓曰、臣不及臣友蹇叔、蹇叔賢而世莫知、臣常游、困於齊、而乞食、饑人、蹇叔收臣、臣因而欲事齊君、無知、蹇叔止臣、臣得脫齊難、遂之周、周王子頹好牛、臣以養牛干之、及頹欲用臣、蹇叔止臣、臣去、得不誅、事虞君、蹇叔止臣、臣知虞君不用臣、臣誠私利祿爵、且留、再

歳の時立ち、立ちて二年にして卒しぬ、子三人を生む、長子は宣公、中子は成公、少子は穆公といふ、長子宣公立つ、

【字解】初伏、伏は三伏の節なり、周の時には此の節無し、秦の徳公二年に初めて之を設く、故に初めてといふ、さて伏とは陰氣將に起らむとすれども殘陽に迫まれて未だ升ること能はずして藏伏せるをいふ、而して陰氣の將に起らむとする時は季夏より孟秋にかけてなり、故に此の時を金氣伏藏の節となす、金は庚なり、故に陰陽家は夏至後第三庚を初伏と爲し、第四庚を中伏と爲し、立秋後の初庚を終伏と爲す、是れ所謂三伏なり、蠱、熱毒惡氣なり、

宣公元年、衛燕伐周、出惠王、立王子頹、三年、鄭伯虢叔殺子頹而入惠王、四年、作密時、與晉戰河陽、勝之、十二年、宣公卒、生子九人、莫立、立其弟成公、

【講義】宣公元年に衛と南燕と兵を合して周を伐ち、惠王を出して王子頹を立つ、三年に鄭伯と虢叔と子頹を殺して復惠王を入れる、四年に渭南の密の地に祭壇を設けて青帝を祀る、此の歳晉と河陽に戦ひて勝つ、十二年に宣公卒しぬ、子九人を生れども立つべき者無し、故に其の弟の成公を立つ、

【字解】燕、南燕なり、密時、渭南の密の地に設けたる祭壇なり、

成公元年、梁伯芮伯來朝、齊桓公伐山戎、次于孤竹、成公立、四年卒、子七人、莫立、立其弟繆公、

【講義】成公元年に梁伯と芮伯と來朝す、此歳齊の桓公山戎を伐ちて孤竹國に次る、是れ山戎が燕を侵したるを救ひしなり、成公立ちて四年にして卒しぬ、子七人あれども立つべき者莫し、故に其の弟の繆公を立つ、

【字解】山戎、北狄のことなり、次、宿なり、ヤドルと訓む、特に三日以上宿するを次といふ、孤竹、國の名

せられて立ち、立ちて六年にして復三父等に殺されしなり、三父等復故の太子武公を立つ、武公元年に彭戲氏を伐ちて華山の下にまで至る、還りて平陽の封宮に居る、三年に三父等を誅して其の罪三族に及ぼす、是れ三父等が出子を殺せるを以てなり、此の年鄭の高渠昧其の君昭公を殺す、十年に邾・冀の戎を伐ち平げて初めて之を縣となす、十一年に初めて杜・鄭の二地を縣となす、又小虢を滅す、十三年に齊人の管至父・連稱等は其君襄公を殺して公孫無知を立つ、晉は霍魏耿を滅す、齊の雍廩は無知及び管至父等を殺して齊の桓公を立つ、是に於て齊と晉とは彊國と爲る、十九年に晉の曲沃は始めて晉侯と爲る、齊の桓公は鄆に於て諸侯のはたがしらとなりぬ、二十年に武公卒しぬ、雍の平陽に葬る、此の時初めて人を以て死者に従はしむ、其の死に従ふ者六十六人ありきと、武公に子一人あり、名を白といふ、白は後嗣と爲らずして平陽に封ぜらる、而して武公の弟の德公を立つ、德公元年に初めて雍城の大鄭宮に居り、犧三百牢を以て天を廟時に祠る、此時に雍に都を奠めんとて之をトひしに吉なりしかば、其の後益、強大となりて次

第に領土を東方に擴げ馬を龍門河に飲ふに至れり、
【字解】 賊殺、そこなひころすなり、夷、平ぐ也、高渠昧、春秋魯の桓公十七年の左傳には高渠彌に作る、小虢、羌の別種なり、曲沃、晉の穆公の少子の成師のことなり、曲沃は本地名なり、成師曲沃に居る、故に曲沃の桓叔と號す、以人從死、殉死のこと、犧、いけにへなり、牢、牛羊豕の三牲具はるを一牢といふ、飲馬於河、飲は馬に水を飲ますなり、ミヅカフと訓む、河は龍門河なり、西方の秦強大となりて次第に其の領土を東方に擴げしをいふ、

梁伯芮伯來朝、二年、初伏、以狗禦、
 蠱、德公生三十三歲而立、立
 二年卒、生子三人、長子宣公、中
 子成公、少子穆公、長子宣公立、
【講義】 元年に梁伯芮伯來朝す、二年に初めて曆に三伏の節を置く、又初めて伏神社を作り狗を邑の四門に磔にして熱毒惡氣を禦げり、德公生れて三十三

男武公を太子と爲す、武公の異母弟に徳公あり、徳公の母を魯姫子といふ、魯姫子又出子を生む、寧公の卒するや大庶長の弗忌と威壘の三父とは太子を廢して出子を立て、君と爲す、

【字解】蕩社、西戎の邑の名なり、其の君を亳王と號す、蓋し成湯の胤なり、一に湯社に作る、湯邑が杜縣の界に在るの稱なり、大庶長威壘、并に官名なり、

出子六年、三父等復共令人賊殺出子、出子生五歲立、立六年卒、三父等乃復立故太子武公、武公元年、伐彭戲氏、至于華山下、居平陽、封宮、三年、誅三父等、而夷三族、以其殺出子也、鄭高渠昧殺其君昭公、十年、伐邾、冀、初、初縣之、十一年、初縣杜、鄭、滅

小虢、十三年、齊人管至父、連稱等殺其君襄公、而立公孫無知、晉滅霍、魏、耿、齊、雍廩、殺無知、管至父等、而立齊桓公、齊、晉爲疆國、十九年、晉曲沃始爲晉侯、齊桓公伯於鄆、二十年、武公卒、葬雍、平陽、初、以人從死、從死者六十六人、有子一人、名曰白、白不立、封平陽、立其弟徳公、徳公元年、初居雍城、大鄭宮、以犧三百牢、祠鄜、時、卜居雍、後子孫飲馬於河、

【講義】出子六年に三父等復共に謀りて人をして出子を賊殺せしむ、出子は生れて五歳の時三父等に擁

蟬公子立是爲寧公

【講義】 文公二十七年に南山の大梓樹を伐りしに、樹中より大牛出でて走りて豊水の中に入りしといふ、四十八年に文公の太子卒しぬ、諡を賜ひて蟬公と爲す、蟬公の長子を太子と爲す、是れ文公の孫なり、五十年に文公卒しぬ、西山に葬る、蟬公の子立つ、是を寧公と爲す、

【字解】 梓、あづさの樹なり、豊、大特、豊は川の名なり、特は牛なり、此の牛は大梓の主なり、正義曰く、「錄異傳云、秦文公時、雍南山有大梓樹、文公伐之、輒有大風雨、樹生合不絶、時有一人病、夜往山中、聞有鬼語、樹神曰、秦若使下人被髮以朱絲伐汝、汝得不困耶、樹神無言、明日病人語聞公、如其言伐樹、斷中有青牛、走出入豊水中、其後牛出豊水中、使騎擊之、不勝、有騎墮地復上髮解、牛畏之不入、故置髻頭、漢魏晉因之、武都郡立怒特祠、是、按今俗畫青牛障、是、蟬、靜に同じ、始皇紀の末に靜に作る、寧公、始皇紀の末に憲公に作る、寧は憲の謬ならむ、

寧公二年、公徙居平陽、遣兵伐蕩社、三年、與亳戰、亳王奔戎、遂滅蕩社、四年、魯公子翬弑其君隱公、十二年、伐蕩氏、取之、寧公生十歲立、立十二年卒、葬西山、生子三人、長男武公爲太子、武公弟德公、同母、魯姬子生、出子、寧公卒、大庶長弗忌威壘、三父廢太子而立出子爲君、

【講義】 寧公二年に、公徙りて平陽に居る、同年兵を遣して蕩社を伐たしむ、三年に蕩社の君の亳王と戰ふ、亳王敗れて戎に奔る、遂に蕩社を滅す、四年に魯の公子翬其の君隱公を弑す、十二年に蕩氏を伐ちて之を取る、さて寧公は生れて十歲にして立ち、立ちて十二年にして卒しぬ、西山に葬る、子三人を生む、長

【字解】西垂宮、西陲に在る宮なり、會、二水の合ふ所なり、鄜時、鄜の地に設けたる祭壇なり、三牢、牛羊豕の三牲なり、

十三年、初有^ニ史^ヲ以^テ紀^ス事^ヲ、民多^シ化^{スル}者[、]十六年、文公以^{キテ}兵伐^ツ戎^ヲ、戎敗^レ走^リ、於是^テ文公遂^ニ收^メ周餘民^ヲ、有^ツ之[、]地至^リ岐[、]岐以^テ東^ニ獻^ス之^ヲ周^ニ、

【講義】文公十三年に初めて史官を置きて事を紀^シしむ、民庶化する者多し、十六年に文公兵を率ゐて戎を伐つ、戎敗れ走る、是に於て文公遂に周の遺民が今まで戎王に支配せられし者を收めて之を有ち、地は岐に至るまで領有す、而して岐より東の方は之を周に獻じたり、

【字解】史、史官なり、周餘民、餘民は敗り遺されたる民なり、即ち周王岐周より東の方維邑に徙れり、故に岐に居る所の民を餘民といふ、

十九年、得^ニ陳寶^ヲ、二十年、法初^ニ有^リ、

三族之罪、

【講義】文公十九年に陳寶を得たり、二十年に初めて刑法に三族の罪を設けたり、

【字解】陳寶、陳倉の北坂にて獲たる一の怪物の名なり、初め二童子たりしが化して雉となり、次に化して石となりしもの、正義に曰く、「晉太康地志云、秦文公時、陳倉人獵得^レ獸[、]若^ク彘不^レ知^レ名[、]牽以獻^レ之[、]逢^ニ二童子[、]童子曰^ク、此名爲^レ媚[、]常在^ニ地中[、]食^ニ死人腦[、]即欲^ニ殺^レ之[、]拍^ニ捶^ニ其首[、]媚亦語曰^ク、二童子名^ニ陳寶[、]得^レ雄者王[、]得^レ雌者霸[、]陳倉人乃逐^ニ二童子[、]化爲^レ雉[、]雌上^ニ陳倉北坂[、]爲^レ石[、]秦祠^レ之[、]搜神記云、其雄者飛至^ニ南陽[、]其後光武起^ニ於南陽[、]皆如^ニ其言[、]也[、]」三族之罪、父族母族妻族にまで及ぼす罪なり、

二十七年伐^ル南山[、]大梓^ヲ、豐大特[、]四十八年文公太子卒[、]賜諡^ニ爲^ス、^ニ靖公[、]靖公之長子爲^ニ太子[、]是文公孫也、五十年文公卒[、]葬^ニ西山[、]

兵を以て周の平王を雒邑に送る、平王襄公の功を大いなりとして之を封じて諸侯と爲し、之に岐より以西の地を賜ふ、王曰く、西戎無道にして我岐豊の地を侵し奪へり、而るに秦能く戎を攻めて逐ひ退けたり、よつて其地を有つべしと、與に誓ひて之を諸侯に封爵す、襄公是に於て始めて一國の大名となりぬ、よつて諸侯と使聘享の禮を交換し、乃ち赤馬黑鬣の駒黄毛の牛牡羊各三を用ひて上帝を西時に祠れり、

【字解】 大父、祖父に同じ、豊王、疑らくは是戎王の號ならむ、周に豊王無し、一説に幽王なりといへども、幽王の後は申后にして繆嬴に非ず、且つ周王には皆周厲王周宣王周幽王周平王と周の字を冠らせり、此には周の字無し、周王にあらざること明なり、以、率ゐるなり、使・聘・享、使は使節を遣すなり、聘は大夫をして訪問せしむるなり、享は宴享なり、酒宴を俱にして恭儉慈惠の禮を竭すことなり、駟駒、駟は赤馬にして鬣の黒きもの、駒は小馬なり、羝羊、牡羊なり、西時、時は止なり、神靈の依り止まる所なり、即ち神靈を祭る處をいふ、秦は西方に國するを以て西時といふ、

十二年、伐戎而至岐卒、生文公、文公元年、居西垂宮、三年、文公以兵七百人東獵、四年、至汧渭之會、曰、昔周邑我先秦嬴於此、後卒獲爲諸侯、乃卜居之、占曰吉、即營邑之、十年、初爲鄜時、用三牢、

【講義】 襄公十二年に戎を伐ち岐に至りて卒しぬ、襄公文公を生む、文公元年に西陲の宮に居る、三年に文公兵七百人を率ゐて東に獵す、四年に汧渭二水の會合する地に至りて曰く、昔時周の孝王は我が先人秦嬴を此處に邑居せしめたりき、それより卒に諸侯たるを得たりと、乃ち之に居らむとを卜ひしに、其の占言に吉なりといふ、よつて宮を營みて之に居る、十年に初めて鄜の地に祭壇を設けて三年を用ひたり、

嬴爲豐王妻、襄公二年、戎圍犬丘、世父、世父擊之、爲戎人所虜、歲餘、復歸、世父七年春、周幽王用褒姒、廢太子、立褒姒子爲適、數欺諸侯、諸侯叛之、西戎犬戎與申侯伐周、殺幽王、酈山下、而秦襄公將兵救周、戰甚力、有功、周避犬戎難、東徙雒邑、襄公以兵送周平王、平王封襄公爲諸侯、賜之岐以西之地、曰、戎無道、侵奪我岐豐之地、秦能攻逐戎、卽有其地、與誓、封爵之、襄公於是始國、與諸侯通使、聘享之禮、

乃用駟駒・黃牛・羝羊各三、祠上帝西時、

【講義】 莊公は其の故の領地の西の犬丘に居る、子三人を生む、其の長男は世父なり、世父曰く、西戎は我が祖父の仲を殺せり、我れ戎王を殺すに非ざれば敢て復我が邑に入らじと、遂に將に西戎を撃たむとし、其の後嗣は弟の襄公に讓る、是に於て襄公太子と爲る、莊公立ちて四十四年にして卒しぬ、太子襄公代り立つ、襄公元年に妹の繆嬴を戎の豐王の妻と爲す、襄公二年に西戎來りて犬丘の世父を圍む、世父之を撃ちて利あらず、遂に戎人に虜とせらる、一歲餘にして戎復世父を歸し來る、七年の春周の幽王は褒姒の言を用ひて太子宜臼を廢て、褒姒が生みし所の伯服を立て、嫡嗣と爲し、又褒姒の笑を買はむとして數、烽燧を擧げて諸侯を欺けり、諸侯是に於て之に叛き、西戎犬戎は申侯と俱に周を伐ちて幽王を酈山下に殺したり、而るに秦の襄公は兵に將として周を救ひて戰甚だ力めぬ、大功あり、周是に由つて犬戎の難を避くることを得て東の方雒邑に徙れり、襄公

公伯、公伯立三年卒、生秦仲、秦仲立三年、周厲王無道、諸侯或叛之、西戎反王室、滅犬丘大駱之族、周宣王卽位、乃以秦仲爲大夫、誅西戎、西戎殺秦仲、秦仲立二十三年、死於戎、有子五人、其長者曰莊公、周宣王乃召莊公昆弟五人、與兵七千人、使伐西戎、破之、於是復予秦仲後及其先大駱地犬丘、并有之、爲西垂大夫、

【講義】 秦嬴秦侯を生む、秦侯立ちて十年にして卒しぬ、秦侯公伯を生む、公伯立ちて三年にして卒しぬ、公伯秦仲を生む、秦仲立ちて三年にして周の厲王無道なり、よつて諸侯或は叛く者あり、西戎も亦王室

に反して犬丘の大駱の一族を滅したり、周の宣王の位に卽くや、秦仲を大夫と爲して西戎を誅伐せしむ、西戎反つて秦仲を殺す、秦仲立ちて二十三年にして西戎に死にたり、秦仲に五人の子あり、其長を莊公といふ、周の宣王莊公等兄弟五人を召し兵七千人を興へて西戎を伐たしむ、莊公等兄弟は父の弔合戦なれば善く奮闘して遂に之を破りて其の仇を報じたり、是に於て宣王復秦仲が立ちてより後に領せし地と其の先人大駱の領せし犬丘とを莊公に予へて之を并有たしめ、西垂の大夫と爲しぬ、

【字解】 昆弟、兄弟なり、秦仲後、秦仲が立ちてより後に領せし地なり、

莊公居其故西犬丘、生子三人、其長男世父、世父曰戎、殺我大父仲、我非殺戎、王則不敢入邑、遂將擊戎、讓其弟襄公、襄公爲太子、莊公立、四十四年卒、太子襄公代立、襄公元年、以女弟繆

曰秦嬴、亦不廢申侯之女子爲駱適者以和西戎。

【講義】 惡來革は蜚廉の子なり、早く死にぬ、子有りて女防といふ、女防旁阜を生む、旁阜太儿を生む、太儿大駱を生む、大駱非子を生む、此時造父が周の繆王に寵幸せらるゝを以て、惡來の子孫も皆趙城の姓の趙氏を冒す、非子は犬丘に居て馬及び畜類を好みて善く之を養ひ育てり、犬丘の人此由を周の孝王に言ふ、孝王非子を召して馬を泃水渭水の間に主らしめしに、馬大いにふえませり、孝王由つて非子を以て大駱の適嗣と爲さむと欲す、時に申侯の女大駱の妻と爲りて子の成を生みて已に適子となれるあり、是に於て申侯孝王に言つて曰く、若し我が先人の酈山に居りし者の女が西戎の胥軒の妻と爲りて中濬を生めり、中濬は母親の姻戚上周に歸服して其の西方のほとりを保有せり、西垂も其の故を以て周と和睦して久しく事無きを得たりき、今我復女を大駱に與へて妻と爲し、適子成を生めり、故に申と駱とは婚を重ねて親み常ならず、是に由つて西戎皆周に服して王は

天下に王たることを得る所以なり、其れ大駱と申との關係は此の如く深ければ王宜しく之を謀れと、是に於て孝王曰く、昔時伯翳は舜の爲めに畜を主りて畜多く蕃息したり、故に舜は之に土を與へて姓を嬴と賜ひき、今其の子孫亦朕が爲に馬を養ひふやしぬ、是を以て朕も亦之に土を分ちて附庸と爲して之を秦に邑せしめむといふ、是を以て非子をして復嬴氏の祀を續がしむ、之を號して秦嬴といふ、亦申侯が女子を駱の適子たることを廢せずして西戎の心を和げり、

【字解】 蚤、死、早死なり、蒙、冒すなり、養息、やしなひふやすなり、泃、渭、二水の名なり、蕃息、ふえますなり、適嗣、嫡嗣に同じ、よつぎなり、我先酈山之女、我が先人の酈山に住まひし者の女をいふ、胥軒、中衍の曾孫なり、爲王、孝王が天下に王たることを得るをいふ、附庸、方五十里に満たざる小國なり、諸侯に附屬す、故にいふ、邑、秦、邑はむらさをさたらしむるをいふ、之は非子を指す、秦は地名なり、

秦嬴生秦侯、秦侯立十年卒、生

使命を果したることを報告する也、石棺を得たることを報ずるに非ず、故に報にて句を切るべし、處父、蜚廉の別號なり、華氏、子孫を光華ならしむるをいふ、宅阜狼、孟增の別號なり、驥・溫驪・驪驪・騶耳、是れ繆王の八駿の内の四駿なり、穆天子傳を案するに驥の上に赤の字を脱す、又溫は盜の誤なり、一説に溫を盜と讀むと、皆毛色を以て名となす、即ち赤驪は赤、盜驪は淺き青色、驪驪は花の如き赤色、騶耳は耳の色の綠なるものなり、西巡狩、繆王十七年に西の方崑崙丘に至りしをいふ、樂、西王母に見えて樂みしをいふ、救亂、反亂を平げしをいふ、五世、蜚廉・季勝・孟增・衛父・造父是なり、

惡來革者、蜚廉子也、蚤死、有子曰女防、女防生旁皐、旁皐生太几、太几生大駱、大駱生非子、以造父之寵、皆蒙趙城、姓趙氏、非子居犬丘、好馬及畜、善養息之、

犬丘、人言之周、孝王、孝王召使主馬于汧渭之間、馬大蕃息、孝王欲以為大駱適嗣、申侯之女為大駱妻、生子成、為適、申侯乃言孝王曰、昔我先酈山之女、為戎胥軒妻、生中湣、以親故歸周、保西垂、西垂以其故和睦、今我復與大駱妻生適子成、申駱重婚、西戎皆服、所以為王、王其圖之、於是孝王曰、昔伯翳為舜主畜、畜多息、故有土、賜姓嬴、今其後世亦為朕息馬、朕其分土為附庸、邑之秦、使復續嬴氏祀、號

以趙城封造父、造父族由此爲
趙氏、自蜚廉生季勝、以下五世
至造父、別居趙、趙衰其後也、

【講義】中衍の玄孫を中濶といふ、西戎に在りて西方のほとりを領有す、中濶蜚廉を生む、蜚廉惡來を生む、惡來大力ありて手もて虎兇をも裂くといふ、父の蜚廉亦善く走る、故に父子俱に其のもちまへの體力を以て殷の紂王に事ふ、周の武王の紂を伐つや、惡來をも并せ殺したり、此より先き父の蜚廉は紂の爲に使して北方に在りしかば、還り來るも殷王既に亡びぬれば、報する所無し、是に於て祭壇を霍太山に設け紂王の靈を招きて之に報じたり、此の壇を作る時に石棺を得たり、其の銘に曰く、上帝處父をして殷の亂に與らしめず、汝に石棺を賜ひて汝の子孫を光華ならしめむと、處父とは蜚廉の號なれば蜚廉が殷の亂の前に北方に使して其禍を逃れしは、是れ畢竟天命する所にして其子孫の盛大となるべき豫言なり、蜚廉死にぬ、遂に其の因縁深き霍太山に葬りぬ、蜚廉

には惡來の外に復子あり、季勝といふ、季勝孟增を生む、孟增は周の成王に事へて愛幸せらる、是を宅阜狼と爲す、阜狼衡父を生む、衡父造父を生む、造父は名高き馬使ひなれば周の繆王に事へて愛幸せられ、驥・溫驪・驪・騶耳の四馬を得て王に獻す、繆王西方に巡狩し、西王母に見えて樂みて歸ることを忘る、其の虚に乗じて徐の偃王亂を作す、造父繆王の御者となり、日々に千里を長驅して周に歸ることを得て偃王の亂を平げぬ、繆王其功を嘉して趙城を以て造父を封す、造父の一族此に由つて趙氏となる、さて蜚廉が季勝を生みてより已下五世にして造父に至る、造父の時に別れて趙城に居りて趙氏起る、趙衰は即ち其の子孫なり、故に趙と秦とは其の祖を同じくして、秦は蜚廉の子惡來より起り、趙は惡來の弟季勝より分れしなり、

【字解】其玄孫、中衍のひこまご也、西垂、垂は陲と通ず、西垂は西方のほとりなり、材力、生れ有ちたる體力なり、石北方、石の字は使の字の誤なり、御覽五百五十一に史記を引きて「時飛廉爲紂使北方」とあり、證すべし、壇、紂王を祭る壇なり、而報、報は

の子孫或る者は中國に在り、或る者は夷狄に住せり、この費昌といへる者は夏の桀生の時に當りて夏を去りて商に歸服し、湯の御者と爲りて桀王を鳴條に敗りたり、さて大廉の玄孫を孟戲中衍といふ、此人は口と手足とが鳥に似たる所あり、而も其の言ふ所は人なり、殷の帝太戊中衍のことを聞きて之を御者たらしめむとトひしに吉なりければ、遂に招きて御者と爲らしめて之に妻を與ふ、帝太戊より後は、中衍の子孫遂に世々功ありて殷の國を輔佐せり、故に嬴姓の者多く世に時めきて遂に諸侯と爲りぬ、

【字解】 苗裔、遠き子孫のこと、玄鳥、燕なり、取、娶に同じ、少典、國の名なり、玄圭、黒きしるしだまなり、吝、歎辭なり、ア、と訓む、贊、佐なり、タスクと訓む、阜游、阜は黒色なり、游は旒に同じ、はたなり、出、興る也、姚姓、帝舜の姓なり、玉女、玉は稱美の辭なり、實、是なり、コレと訓む、孟戲中衍、名と號となり、二人に非ず、致、召すなり、

其玄孫曰中湏、在西戎保西垂、生蜚廉、蜚廉生惡來、惡來有力、

蜚廉善走、父子俱以材力事殷紂、周武王之伐紂、并殺惡來、是時蜚廉爲紂石、北方還無所報、爲壇霍太山而報、得石棺、銘曰、帝令處父不與殷亂、賜爾石棺、以華氏死、遂葬于霍太山、蜚廉復有子、曰季勝、季勝生孟增、孟增幸於周成王、是爲宅阜狼、阜狼生衡父、衡父生造父、造父以善御、幸於周繆王、得驥、溫驪、驊騮、騾耳之駒、西巡狩、樂而忘歸、徐偃王作亂、造父爲繆王御、長驅歸周、一日千里、以救亂、繆王

贊禹功、其賜爾阜游、爾後嗣將
大出、乃妻之姚姓之玉女、大費
拜受、佐舜調馴鳥獸、鳥獸多馴
服、是爲栢翳、舜賜姓嬴氏、大費
生子二人、一曰大廉、實鳥俗氏、
二曰若木、實費氏、其玄孫曰費
昌、子孫或在中國、或在夷狄、費
昌當夏桀之時、去夏歸商、爲湯
御、以敗桀於鳴條、大廉玄孫曰
孟戲、中衍、鳥身人言、帝太戊聞
而卜之、使御吉、遂致使御而妻
之、自太戊以下、中衍之後、遂世
有功、以佐殷國、故嬴姓多顯、遂

爲諸侯

【講義】 秦の先祖は五帝の一たる帝顓頊の遠き子孫なり、さて其の先祖の世系を尋ぬるに顓頊の孫に女脩といへる者あり、女脩嘗て機を織りしに、燕ありて其の卵を機上に隕せり、女脩此の卵を呑みしに懐胎して子の大業を生めり、大業少典國の女を娶る、之を女華といふ、女華大費を生む、此の時は已に帝舜の世となれり、大費は禹と俱に洪水を平げ土地を開きて其の功已に成就せり、帝舜禹に玄圭を賜ふ、禹圭を受けて曰く、予れ獨能く之を成せるに非ず、亦大費の能く子を輔けしを以てなりと、帝舜曰く、ア、汝費、能く禹を輔けて功をなさしめたり、予れ汝の功を嘉す、故に其れ汝に黒き旌旄を賜ふ、汝の子孫には將に大いに世に興る者あらむとすとて、乃ち費に帝舜の身内の美女を妻す、大費之を拜し受く、大費舜を佐けて鳥獸を調へ馴す、鳥獸之に従ひて能く馴れ服す、是を栢翳と爲す、舜之に姓を嬴氏と賜ふ、大費に子二人あり、一を大廉といふ、是れ鳥俗氏なり、二を若木といふ、是れ費氏なり、若木の玄孫を費昌といふ、其

九十有餘載、天子將封太山、東巡狩、至河南、求周苗裔、封其後嘉、三十里、地、號曰周子南君、比列侯、以奉其先祭祀、

【講義】 太史公曰く、從來の學者は皆周が紂を伐ちてより後は洛邑に居りしものゝ如く稱せり、されど其事實を綜合して考ふるに然らざるなり、即ち武王の時に洛邑を營み城き、成王の時に召公をして居城を卜ひて洛邑に九鼎を居るしめて殷の頑民を徙したれども、間も無く周は復豊鎬に都を遷せり、後に犬戎の幽王を敗るに至りて、東の方洛邑に徙りしなり、其の成王の時既に鎬に都せしことは成王が周公薨すれば我が畢に葬れと謂へりしによりて明かなり、何となれば畢は鎬京の東南の甘棠の林の中に在ればなり、秦周を滅し、漢興りて九十有餘載に至り、時の天子孝武帝は將に太山に山祭せむとして、東方に巡狩して河南に至り、周の後裔を搜し出し、其の子孫の嘉といへる者を三十里の地に封じ、號して周の子南君

と曰ひ、之を列侯に比べて周の祖先の祭祀をなさしめたり、

【字解】 ト、居、居城をうらなふこと、居、九鼎、居は据なり、すゑ置くなり、鼎を据うるは都を奠むることなり、周公葬、我畢、是れ成王の語なり、尙書周官には我の字を子の字に作れり、杜、甘棠なり、一本に社に作る、苗裔、遠き子孫なり、

秦本紀第五

秦之先、帝顓頊之苗裔、孫曰女脩、女脩織、玄鳥隕卵、女脩吞之、生子大業、大業取少典之子、曰女華、女華生大費、與禹平水土、已成、帝錫玄圭、禹受曰、非予能成、亦大費爲輔、帝舜曰、咨爾費、

周公旦
召公奭
孝王

懿王七 夷王九 厲王一〇 宣王一一 幽王一二 平王一三 太子洩 桓王一四 莊王一五 僖王一六 惠王一七

襄王一八 頃王一九 匡王二〇 定王二一 簡王二二 靈王二三 景王二四 悼王二五 敬王二六 元王二七 貞定王二八 哀王二九 思王三〇 考王三一

威烈王三三 安王三三 烈王三四 顯王三五 慎靚王三六 赧王三七

貞定王二八 桓公(考王の弟河南に封ぜられて王城に都す) 威公 惠公 武公西周 文公

惠公東周

太史公曰、學者皆稱周伐紂、居洛邑、綜其實、不然、武王營之、成東徙于洛邑、所謂周公葬我畢、畢在鎬、東南杜中、秦滅周、漢興

歸其君於周、周君、王赧卒、周民遂束亡、秦取九鼎寶器、而遷西周公於黽狐、後七歲、秦莊襄王滅東西周、東西周皆入于秦、周既不祀、

【講義】五十九年に秦は韓の陽城の負黍を取る、是れより西周秦を恐れて之に倍き、齊・楚・燕・韓・魏・趙等の諸侯と攻守同盟して、秦に當らむことを約し、天下の精銳の軍師を率ゐて伊闕を出でて秦を攻撃して、秦をして負黍より陽城に通ずることを得ること無からしむ、是に於て秦の昭王大いに怒りて將軍摎をして先づ手近なる西周を攻めしむ、西周忽ち敗れ、武公は秦に奔りて頓首して其の秦に反きし罪を受け、盡く其の領色三十六と人口三萬とを秦に獻ず、秦

其の獻上物を受けて武公を周に歸す、是の歲周君武公と赧王と俱に卒しぬ、而して西周の民は秦の民たるを欲せずして遂に東方に亡げたり、是に於て秦は周の九鼎及び貴重なる寶器を取りて西周の文公を黽狐に遷す、後七歲にして秦の莊襄王は遂に東西の兩周を滅したれば、東西の周の領域は皆秦に入れり、是に於て彼の文武の建設したる周祚も凡て三十七主八百六十七年にして遂に盡き果て、宗廟を祀る主だも無きに至れり、

【字解】倍、そむくなり、從、合從連横の從なり、南北を從といひ、東西を横といふ、戰國の時南北に國する者は六國なり、六國同盟して秦に當るを合從といふ、銳師、精銳の軍師なり、西周君、武公なり、周君王赧、周君武公と赧王となり、俱に西周に居れり、周民、西周の民なり、西周公、武公の太子の文公なり、既、盡くなり、ツキテと訓む、周の世系左の如し、

帝嚳——弃(后稷)——不窳——鞠——公劉——慶節——皇僕——差弗——毀隳——公非——高圉

亞圉——公叔祖類——古公亶父——季歷——文王——武王——成王——康王——昭王——穆王——共王

秦王曰、請爲王聽東方之變、秦王必重公、重公是秦重周、周以取秦也、齊重則固有、周聚以收齊、是周常不失重國之交也、秦信周、發兵攻三晉、

【講義】五十八年に三晉力を協して秦を防ぐ、此の時周其の相國をして秦に行きて交を通せしむ、相國秦の己を輕んぜんことを思ひて途中より其の行を引き還せり、客あつて相國に謂つて曰く、秦の公を輕んずるや重んずるや未だ行かざる中は知るべからざるなり、今秦は三晉の兵を受けて其の國情を知らむと欲するの時なり、故に公急に秦王に見えて下の如くに言ふに若かず、即ち臣請ふ王の爲に東方三晉の變事を聽かしめんと、此の如くいへば秦王必ず公を重んぜん、公を重んぜば是れ秦は周を重んずるとにして、周は是を以て秦の交を取る所以なり、且つ現今天下に強國といはるゝは秦のみにあらず、東方に齊の

強國の固より在るあり、而して公子周聚は已に齊の交を收めたれば、是れ周は常に秦齊二強國の交誼を失はざることゝなるべしと、是に於て秦は相國を重んじ、并せて周を信じて兵を發して三晉を攻めたり、【字解】三晉、韓魏趙なり、秦之輕、秦の相國をかるんするをいふ、還其行、相國の一行を途中より還すことなり、三國、三晉に同じ、東方之變、東方は三晉を指す、三晉は秦より東方に位す、故にいふ、周以取秦、周は之を以て交を秦に得るをいふ、周聚、周最後に、重國、猶強國といふが如し、

五十九年、秦取韓陽城、負黍、西周恐、倍秦、與諸侯約從、將天下、銳師、出伊闕、攻秦、令秦無得通陽城、秦昭王怒、使將軍摎攻西周、西周君犇秦、頓首受罪、盡獻其邑三十六、口三萬、秦受其獻、

す喜ばん、是れ公に因つて周は秦の交を得るなり、交善ければ周君必ず之を以て公の功とせん、若し交惡しければ、周君を勸めて秦に入れし公は必ず罪せられんと、

【字解】之、行く也、周最、周の公子なり、應、周の地名なり、太后、秦の昭王の母の宣太后芈氏なり、養地、供養の地なり、即ち湯沐の用に資する地をいふ、公有、秦交、周は公の力によつて秦の交を得たるをいふ、勸、周君に入、秦者、周最を指す、

秦攻^メ周^ヲ、而^{シテ}周^ニ最^モ謂^フ秦^ヲ王^ト曰^ク、爲^シ王^ト計^シ者、不^レ攻^ム周^ヲ、攻^ム周^ニ實^ニ不^レ足^ラ以^テ利^ス、聲^ヲ畏^ル天下^ニ、天下^ニ以^テ聲^ヲ畏^ル、秦^ニ必^ズ東^ニ合^ス於^テ齊^ニ、兵^ヲ弊^ス於^テ周^ニ、合^ス天下^ニ於^テ齊^ニ、則^{シテ}秦^ニ不^レ王^ト矣[、]天下^ニ欲^ス弊^ス秦^ヲ、勸^ム王^ヲ攻^ム周^ヲ、秦^ニ與^テ天下^ニ弊^ス、則^{シテ}令^ハ不^レ行^ク矣[、]

【講義】 秦將に周を攻めむとす、而して周の周最秦

王に謂つて曰く、王の爲に計れば、周を攻めざるこそよけれ、周を攻むるとも周の地狭少なれば、其の實は利とするに足らずして反つて天子を攻むるの名あらむ、而して天下をして天子を攻むるの名を以て秦を畏れしめん、天下の諸侯此の如き名を以て秦を畏れなば必ず東の方齊に合はん、是れ秦の兵力は周に弊え、天下を齊に合はすこととなるべし、然れば秦は天下に王たること能はじ、今天下の諸侯は舉つて秦を弊さんと欲す、故に王を勸めて周を攻めしむるなり、しかるに秦之を知らずして周を攻めんとするは是れ秦は天下と與に弊えて、教命天下に行はれざらむとするなりと、

【字解】 秦攻、周、秦將に周を攻めむと欲するをいふ、聲、名に同じ、

五十八年、三晉距^ク秦^ヲ、周^ニ令^ム其^ノ相^ヲ國^ニ之^ノ秦^ニ、以^テ秦^ノ之^ノ輕^ニ也[、]還^シ其^ノ行^ヲ、客^ニ謂^フ相^曰、秦^ノ之^ノ輕^ニ重^ニ、未^レ可^ク知^ル也[、]秦^ニ欲^ス知^ル三^ノ國^ノ之^ノ情^ヲ、公^ニ不^レ如^ク急^ニ見^ル、

を受けて犯の身上に就きて謀ることあつて之を援くべしと、梁王曰く、善しと、遂に犯に卒を與へて周を守らむと宣言す、而して其の實は九鼎を取らむと欲するなり、馬犯困つて又秦王に謂つて曰く、梁の卒を出せるは周を守らむとするには非ずして將に周を伐たむとするなり、王試みに兵を境上に出して梁に兵威を示せよと、秦果して兵を出す、馬犯又梁王に謂つて曰く、曩に王に約して周王の病める間に九鼎を入れむとせしが、今周王の病癒えたれば、九鼎を搬出するに都合悪し、故に後日可なる時あるを待ちて復せむ、而るに今王の卒をして周に在らしめて、秦兵境上に在りと聞き、直に之を引き還さば諸侯皆疑心を生じて、後日事を擧ぐるも且に信ぜざらむとす、今周に在る卒をして周の爲に城を築かしめて事端を隱匿するには若かざるなりと、梁王曰く、善しと、遂に卒をして周に城かしむ、

【字解】華陽、華陽は魏の地名なり、華陽の約は秦と魏とが華陽にて結びたる盟約なり、馬犯、周の臣なり、謂、梁王、詐言を以て梁王に謂ふなり、圖、犯、圖は謀なり、犯の身の上を謀りて九鼎を入れたる報に

救援すべしとの意なり、言、伐、周、周を守ると宣言するなり、而して其の實は然らざるなり、觀、之、觀は示すなり、之れは梁を指す、梁に兵威を示すをいふ、病甚矣、甚の字戰國策には瘡の字に作れり、今之れに従ふ、後、可、而、復、之、後日都合の好き時に九鼎を梁に入れむとの意なり、生、心、疑心を生ずるをいふ、且、將なり、マサニと訓む、匿、隱すなり、

四十五年、周君之秦、客謂周最曰、公不若譽秦王之孝、因以應爲太后、養地、秦王必喜、是公有秦交、交善、周君必以爲公功、交惡、勸周君入秦者必有罪矣、

【講義】四十五年に周君秦に行く、客ありて周の公子周最に謂つて曰く、公秦王の孝を譽め、其の孝に感ずるに因つて周の應の地を以て太后の湯沐の邑と爲さむと申し出づるに若かざるなり、かくせば秦王必

兵に將として伊闕の塞を出でて兩周を過ぎ、韓に背きて梁を攻めむとす、此の事一たび擧げて成功せずんば、前功盡く棄てられむ、故に公病と稱して出づること無からむには如かざるなりと、

【字解】師武、魏の將軍犀武なり、藺、離石、趙の二地の名なり、天命、天の助なり、塞、邊障なり、とりで、伊闕のとりでを指す、釋、捨つなり、搯、握り捉るなり、トルと訓む、支、左、誦、右、支左は弓を射るとき左手の前に延べて弣を張り支ふことなり、誦は屈むなり、右手を屈めて筈を持つことなり、不、以、善息、觀る者善しと稱する時に止めざればの意なり、少、馬、少、時なり、シバラクと訓む、撥、弓反るなり、鉤、矢鋒屈まるなり、息、猶棄の如し、前射の功を并せ弃つるをいふ、倍、背くなり、

四十二年、秦破華陽、約、馬犯、謂周君曰、請令梁城周、乃謂梁王曰、周王病、若死、則犯必死矣、犯請以九鼎、自入於王、王受九鼎、

而圖犯、梁王曰、善、遂與之卒、言戍周、因謂秦王曰、梁非戍周也、將伐周也、王試出兵、境以觀之、秦果出兵、又謂梁王曰、周王病甚矣、犯請後可而復之、今王使卒之周、諸侯皆生心、後舉事、且不信、不若今卒爲周城、以匿事端、梁王曰、善、遂使城周、

【講義】四十二年に秦は魏の華陽の約を破りぬ、周の馬犯周君に謂つて曰く、秦既に華陽の約を破りて魏に背きたれば周其れ危からん、請ふ梁をして周に城かじめむと、乃ち詐言を以て梁王に謂つて曰く、周王今病む、而して強兵隣邑に迫まれり、王若し死なば國則ち敗れん、犯も亦必ず死を免れざるべし、よつて犯請ふ先づ周の九鼎を以て自ら王に入れん、王九鼎

我射乎、客曰、非吾能教子、支左、
誦右也、夫去柳葉百步而射之、
百發而百中之、不以善息、少焉、
氣衰力倦、弓撥矢鉤、一發不中、
者、百發盡息、今破韓魏、扑師武、
北取趙、蘭離石者、公之効多矣、
今又將兵出塞、過兩周、倍韓攻
梁、一舉不得、前功盡弃、公不如
稱病而無出、

【講義】三十四年に蘇厲周君に謂つて曰く、近頃秦
は韓魏を破りて魏の將軍師武を扑し、北の方趙の蘭
及び離石の地を略取せるは、是れ皆白起の力なり、彼
の白起は善く兵を用ひ、又天助ある者なり、今又兵に
將として伊闕の塞を出でて魏の都の梁を攻めむと
す、梁若し破れなば、周は危からむ、君何ぞ速に人を

遣して白起を説きて其の前進を阻まざるや、其の白
起を説くには下の如く言ふべし、そは昔し楚に養由
基といへる弓の名人あり、其の一例を擧げむに、細き
柳の葉を百歩を隔て、之を射るに百發して百中する
なり、左右の觀る者數千人皆善く射るといふ、其の中
一夫ありて養由基の旁に立ちて曰く、善し其の腕前
にて始めて射を教ふべしと、養由基之を聞き咎め、怒
つて弓を釋て劍を搯つて曰く、客は何を以て能く我
に射を教へんとするかと、客答へて曰く、吾は子に射
術の左手を張り支へ右手を屈めて筈を持つことを教
へんと云ふにはあらず、子に射の心得を教へんとす
るなり、夫れ柳の葉を去ること百歩にして之を射て、
百發百中し、觀る者は皆之を善しと褒む、此の好時期
に息めずんば、子の氣力は少時にして衰へ倦み、弓は
撥り矢は鉤らむ、此の如くなりては汝如何に名人た
りとも射損じ無しといふべからず、若し一發たりと
も中らずんば前に百發百中したる所の功一時に盡く
弃てむと戒めたりきとなり、今公の韓魏を破り師武
を扑し、北の方趙の蘭・離石を取れるは公の功多くし
て恰も養由基の百發百中せるが如し、しかるに今又

相國曰く、子の言善し、よつて使者を東周に行かしむることを止めむと、代曰く、卿何ぞ周に高都の邑を與へざるやと、韓の相國大いに怒りて曰く、吾れ甲兵と粟とを周に徴すると無きのみにて亦已に幸甚しきに、何の故ありて周に高都を與へむやと、代曰く、周に高都を與へなば、是れ周は韓に對する勢挫折して秦に反きて韓に入らむ、秦之を聞かば、必ず大いに怒りて周を惡みて周の使者を通ぜずして周秦の國交遂に斷絶せむ、是れ弊れたる高都を周に與ふることによつて完き周を得る所以にあらすや、此の如き見易き理を卿は何とてせざるかと、相國曰く、善しと、果して周に高都を與へたり、

【字解】 王赧謂成君、楚圍雍氏、文に省略ありて解し難し、今其の意を敷衍す、是れより先き兩周相敵視す、故に西周の赧王は東周を困めむとて其の臣成君に謂つて楚をして韓の雍氏の地を圍ましめたるなり、此の如くせば、韓は必ず甲兵と粟とを東周に徴すればなり、楚成君の言を用ひて韓の雍氏の地を圍みしなり、甲、甲兵なり、高都、韓の邑の名なり、苟、マコトニと訓む、以、國聽、子、國政を子に任すといふこと

なり、韓、相國、公仲侈なり、楚病、楚の兵の弊れ弱りしをいふ、告楚病、韓兵の弊れ弱りしを楚に告ぐるなり、已行、已は止むなり、行は東周に行きて甲と粟とを徴することなり、多、幸甚しの意なり、周折、周の韓に對する勢の挫くること、

三十四年、蘇厲謂周君曰、秦破韓魏、扑師武、北取趙蘭、離石者、皆白起也、是善用兵、又有天命、今又將兵出塞攻梁、梁破、則周危矣、君何不令人說白起乎、曰、楚有養由基者、善射者也、去柳葉、百步而射之、百發而百中之、左右觀者數千人、皆曰善射、有一夫立其旁、曰善可教射矣、養由基怒、釋弓、搃劍、曰、客安能教

與粟於東周、東周君恐、召蘇代而告之、代曰、君何患於是、臣能使韓、母徵甲與粟於周、又能爲君得高都、周君曰、子苟能、請以國聽子、代見韓相國曰、楚圍雍氏、期三月也、今五月不能拔、是楚病也、今相國乃徵甲與粟於周、是告楚病也、韓相國曰、善、使者已行矣、代曰、何不與周高都、韓相國大怒曰、吾毋徵甲與粟於周、亦已多矣、何故與周高都也、代曰、與周高都、是周折而入於韓也、秦聞之、必大怒、忿周、卽

不通周使、是以弊高都、得完周也、曷爲不與、相國曰、善、果與周高都、

【講義】西周と東周と已に仇あり、故に西周の赧王は東周を困めむとて其臣成君に謂つて楚をして韓の雍氏の地を圍ましむ、是れ此の如くすれば韓は必ず甲兵と粟とを東周に徵すればなり、楚是に於て雍氏の地を圍む、韓果して甲兵と粟とを東周に徵す、東周の君恐れて蘇代を召して此事を告ぐ、代曰く、王何ぞ之を患へ給ふ、臣行きて能く韓をして甲兵と粟とを周に徵すると勿らしめむ、又能く君の爲に韓の高都の邑を得んと、周君曰く、子まことに能く此の事を成せば、周の國政を以て悉く子に聽さむと、代是に於て韓に行き相國の公仲侈に見えて曰く、楚の雍氏を圍むや三箇月にして陥れんとせしに、今五箇月を費すも抜き取ること能はざるなり、是れ楚の兵の弊れ弱りし證なり、しかるに今相國は甲兵と粟とを周に徵すと聞く、若し此の事の楚に聞ゆるならば、是れ韓の弊れ弱りしことを楚に告ぐると同じきなりと、韓の

しめば、韓を伐つに道を周に借らざればなり、

秦召_二西周君_一、西周君惡_レ往_二故令_三人謂_二韓王_一曰、秦召_二西周君_一、將_二以_三使攻_二王之南陽_一也、王何_レ不出_二兵_一於南陽、周君將_二以_三爲_二辭_一於秦、周君不_レ入_二秦_一、秦必不_レ敢_二踰_レ河而攻_二南陽_一矣、

【講義】 秦、西周の君を召す、西周の君往くことを欲せず、故に人をして韓王に謂はしめて曰く、秦の西周の君を召すは、是れ將に王の南陽を攻めむとして之が郷導たらしめむとするなり、王何ぞ速に兵を南陽に出して之が防備をなさざるや、王、南陽に出兵せば此の時周君は韓兵の南陽に在るを口實として秦に往かざらむ、周君若し秦に入らずんば秦必ず敢て河を踰えて南陽を攻めざらむと、

【字解】 惡_レ往_二、心中往くことを欲せざるなり、爲_二辭_一於秦、韓兵の南陽に在ることを口實として秦に往か

ざるをいふ、

東周與_二西周戰_一、韓救_二西周_一、或爲_二東周_一說_二韓王_一曰、西周、故天子之國、多_二名器重寶_一、王案_二兵_一毋_レ出_二、可以_二德_一東周、而西周之寶、必可以_二盡_一矣、

【講義】 東周と西周と戦ふ、韓王西周を救ふ、或る人東周の爲に韓王に説きて曰く、西周はもとの天子の國なれば名高き器物貴重珍寶多し、今王兵を按へて出でて唯西周を助くるのみにして東周を伐たずんば、一は以て恩徳を東周に施すべく、一は以て西周の寶を盡して韓に歸せしめむと、

【字解】 案_レ兵、案は按なり、おさふなり、兵をおさへて東周を伐たざるをいふ、可_二以_三德_一東周、恩徳を東周に施すべしとの意なり、

王報謂_二成君_一、楚圍_二雍氏_一、韓徵_二甲_一

を并吞せむと欲す、而して外面周に睦じくせり、故に當時の諸侯皆此の如くいへり、不可解、周秦の關係の解除すべからざるをいふ、言、コ、ニと訓む、郢、楚の都なり、

秦借道兩周之間、將以伐韓、周恐借之、畏於韓、不借、畏於秦、史厭謂周君曰、何不令人謂韓公叔曰、秦之敢絕周而伐韓者、信東周也、公何不與周地、發質、使之楚、秦必疑楚、不信周、是韓不伐也、又謂秦曰、韓彊與周地、將以疑周於秦也、周不敢不受、秦必無辭、而令周不受、是受地於韓、而聽於秦、

【講義】 秦道を東西兩周の間に借りて將に韓を伐たんとす、周恐れて之を借さむとすれば韓に畏れ、借さ

ざれば秦に畏る、是に於て史厭一策を案じて周君に謂つて曰く、君何ぞ人をして韓公叔に謂つて秦の敢て周の地を横絶して韓を伐たむとするは東周を信じてなり、此の時に當り公何ぞ周に地を與へ又質と使とをして楚に行かしめざるや、さすれば秦必ず楚を疑ひ又周を信ぜざらむ、是れ韓は伐たれざるなりといひ、又人をして秦に謂つて韓の強ひて周に地を與ふるは將に周を秦に疑はしめむとするに在り、周も亦之を敢て受けずんばあらず、秦も亦必ず人を遣して巧辭を以て周をして地を受けざらしむること勿れといはしめざるや、此の如く韓と秦とを説かしめば、是れ周は地を韓に受けて命を秦に聽けるなりと、

【字解】 兩周、東西の周なり、借之不借、借は貸すなり、周君、東周の武公なり、不令、下文の七十二字を管す、絶周、兩周の間を横に渡るをいふ、信東周、東の字戰國策に於に作る、質使、人質と使者となり、辭、辭は巧辭なり、聽於秦、命を秦に聽けると同様なりとの意なり、即ち秦をして楚を疑ひ周を信ぜざら

り、庶子、妾腹の子なり、適、嫡と通ず、司馬、翦、楚の臣なり、資、給し與ふるなり、左成、楚の臣なり、

八年、秦攻宜陽、楚救之、而楚以

周爲秦、故將伐之、蘇代爲周說

楚王曰、何以周爲秦之禍也、言

周之爲秦、甚於楚者、欲令周入

秦也、故謂周秦也、周知其不可

解、必入於秦、此爲秦取周之精

者也、爲王計者、周於秦因善之、

不於秦亦言善之、以疏之於秦、

周絶於秦、必入於郢矣、

【講義】 八年に秦、韓の宜陽を攻む、楚行きて韓を救

ふ、此の時周も亦韓の爲に兵を出す、而して楚は周の

出兵を以て秦の爲にすることと疑ふ、故に楚將に周

ぞ周が秦の爲に出兵せると疑ひ給ふぞ、王にして今周を疑は、周必ず楚を懼れて却つて秦に憑らむ、是れ楚の禍にあらずや、今説客の周が秦の爲にすることの楚の爲にするよりも甚しと言ふ者は、皆是れ周を疑ひて秦に入らしめんと欲する者なり、而して周と秦とは其の地元來相近ければ、秦は常に周を并吞せむとして外面は周に睦しくせり、故に當時の諸侯は皆周秦々々といへり、是に由て周も亦周秦の此の如き關係の解除すべからざるを知りて、早晚必ず秦に入らむ、此れ秦が周を取るの精妙なる計たるなり、故に王の爲に計らば、周が秦に親しむとも之を疑はずして之を善とし、又秦に親まずとも亦コ、に之を善として事々に周を善しとせば、周は遂に秦を絶ちて楚に親しみ、必ず郢に入り來らむと、

【字解】 宜陽、韓の地名なり、救之、韓を救ふなり、

以、思ふなり、將、伐之、周を伐たんとするなり、何以、

周爲秦之禍也、何ぞ周が秦の爲にすると疑ひ給ふぞ、

今王にして周を疑ひなば周必ず楚を懼れて秦に入らむ、是れ即ち楚の禍なりとの意なり、謂、周秦也、

當時の諸侯の語なり、周と秦との地相近し秦常に周

たる肉なり、ひもろぎなり、

四十八年、顯王崩、子慎靚王定立、慎靚王立六年崩、子赧王延立、王赧時、東西周分治、王赧徙都西周、西周武公之共太子死、有五庶子、母適立、司馬翦謂楚王曰、不如以地資公子咎、爲請太子、左成曰、不可、周不聽、是公之知困、而交疏於周也、不如請周君執欲立、以微告翦、翦請令楚賀之以地、果立公子咎爲太子、

【講義】 四十八年に顯王崩じて子の慎靚王定立つ、慎靚王立ちて六年にして崩じぬ、子の赧王延立つ、赧

王の時に周は東西に分れて天下を治む、即ち惠公の長子武公は河南に居て西周と號し、少子惠公は洛邑に居て東周と號す、而して赧王は徙りて西周に都す、西周の武公の共太子死にぬ、後には五人の庶子あれども嫡として立つべき者無し、故に楚の司馬翦は楚王に謂つて曰く、今公子咎を周の太子と爲さむと請ふことに就きては種々の謀あれども、地を以て公子咎に與へて太子と爲さむと請ふには如かざるなりと、左成曰く、始より太子に地を與へて請はんとすることは不可なり、周若し聽かすんば是れ公の智略失敗し、且つ周と楚との交際を益、疏からしめん、故に先づ周の君に誰をか立てんと欲するかと其の内意を請ひ問ひ、其の公子咎に意あるを知らば其の時始めて豫め翦に含ませ置きたる楚の微意を以て直に楚をして之を賀せむに地を獻上せむと請はしむるに如かざるなりと、よつて此の謀の如くしたるに周果して公子咎を立て、太子と爲しぬ、

【字解】 東西周、平王より後の西周は豊鎬にして東周は洛陽なり、顯王より後の西周は河南にして東周は洛陽なり、西周武公、戰國策には東周武公に作れ

史儋見秦獻公曰始周與秦國合而別別五百載復合合十七歲而霸王者出焉

【講義】二十四年に威烈王崩じて子の安王驕立つ、是の歳に盜人楚の聲王を殺しぬ、安王立ちて二十六年にして崩じぬ、子の烈王喜立つ、烈王二年に周の太史儋秦の獻公に見えて曰く、始め周と秦國と合ひて後別れたり、別れて五百載にして復合はん、合ひて十七年にして霸王たる者出でんと、

【字解】始周與秦合而別、始め合ふとは秦の先祖が周に事へて未だ諸侯に封ぜられざりしをいふ、別とは秦の襄公始めて封ぜられて諸侯となりしをいふ、五百載、大數を擧げたるなり、襄公諸侯と爲りてより昭王の五十二年に西周の君臣二十六城を獻じて秦に入りしまで凡て五百十六年なりき、霸王、諸侯のかしらなり、始皇を指す、

十年、烈王崩、弟扁立、是爲顯王

顯王五年、賀秦獻公、獻公稱伯、九年、致文武胙於秦、孝公、二十五年、秦會諸侯於周、二十六年、周致伯於秦、孝公、三十三年、賀秦惠王、三十五年、致文武胙於秦、惠王、四十四年、秦惠王稱王、其後諸侯皆爲王

【講義】十年に烈王崩じて弟の扁立つ、是を顯王と爲す、顯王の五年に秦の獻公を賀す、是の歳獻公諸侯のはたがしらと稱す、九年に文王武王に祭りし胙を秦の孝公に賜ふ、二十五年に秦の孝公諸侯を周に會しぬ、二十六年に周より秦の孝公に伯の稱號を賜ふ、三十三年に秦の惠王を賀す、三十五年に文武の胙を秦の惠王に賜ふ、四十四年に秦の惠王自ら王と稱す、其の後韓魏齊趙の諸侯皆自ら王と爲る、

【字解】文武胙、文武は文王武王なり、胙は祭に供へ

疾立つ、是を哀王と爲す、哀王立ちて三箇月にして弟の叔は哀王を襲ひ殺して自立す、是を思王と爲す、思王立ちて五箇月にして少弟の鬼は思王を攻めて之を殺して自立す、是を考王と爲す、此の哀・思・考の三王は皆定王の子なり、

【字解】 后、太子、聖而、后は景王の後の穆后なり、太子は壽なり、春秋昭公十五年の左傳に「六月乙丑王太子壽卒、八月戊寅王穆后崩」とあり、又同二十六年の左傳に王子朝の諸侯に告げしむる語に「穆后及太子壽早夭卽世」とあれば、聖而の二字は乃ち壽の一字の誤ならむ、然らざれば穆后と太子と俱に聖なること經傳に考ふる所なきなり、澤、周の地名なり、三晉、韓・魏・趙なり、

考王十五年崩、子威烈王午立、考王封其弟于河南、是爲桓公、以續周公之官職、桓公卒、子威公代立、威公卒、子惠公代立、乃

封其少子於鞏、以奉王、號東周、惠公、威烈王二十三年、九鼎震、命韓魏趙爲諸侯、

【講義】 十五年に考王崩じて、子の威烈王午立つ、初め考王其の弟を河南に封じて是を桓公と爲し、以て周公の官職を續がしめたり、桓公卒して子の威公代り立つ、威公卒して子の惠公代り立つ、惠公其の少子を鞏に封じて王室に奉事せしむ、是を東周の惠公と號す、威烈王二十三年に周の九鼎鳴動す、韓魏趙の三氏に命じて諸侯と爲す、

【字解】 桓公、名は掲といふ、河南に居城す、鞏、地名なり、東周、惠公、名は班といふ、采を鞏に食み政を洛陽に執る、故に東周といふ、惠公は父の號を襲ひしなり、震、鳴動なり、

二十四年崩、子安王驕立、是歲盜殺楚聲王、安王立、二十六年崩、子烈王喜立、烈王二年、周太

入敬王于周、三十九年、齊田常殺其君簡公、四十一年、楚滅陳、孔子卒、四十二年、敬王崩、子元王仁立、元王八年崩、子定王介立、定王十六年、三晉滅智伯、分有其地、二十八年、定王崩、長子去疾立、是爲哀王、哀王立三月、弟叔襲殺哀王而自立、是爲思王、思王立五月、少弟嵬攻殺思王而自立、是爲考王、此三王皆定王之子、

【講義】二十一年に定王崩じて子の簡王夷立つ、簡王の十三年に晉其の君厲公を殺して子周を周より迎へ、立て、悼公と爲す、十四年に簡王崩じて子の靈王

泄心立つ、靈王の二十四年に齊の崔杼其の君莊公を弑しぬ、二十七年に靈王崩じて子の景王貴立つ、景王の十八年に穆后と太子壽と早く卒したれば、二十年に至り景王は其の長庶子の子朝を愛して之を立てんと欲す、而るに此の歳景王會崩じたれば、子丐の黨も丐を王位に立てんと欲して子朝の黨と争ふ、茲に又國人は長子の猛を立て、王と爲す、子朝よつて猛を攻めて之を殺しぬ、猛は悼王のことなり、晉人は子朝を攻めて丐を立て、是を敬王と爲す、さて敬王元年に晉人の敬王を周に入れて位に即かしめんとするや、子朝は已に自ら立ちたれば敬王は入ること能はずして周の澤の地に居れり、四年に至り晉諸侯を率ゐて敬王を周に入れしかば、子朝は臣と爲り、諸侯は周に城を築きぬ、十六年に子朝の徒復亂を起したれば敬王晉に奔れり、十七年に晉の定公遂に敬王を周に入れぬ、三十九年に齊の田常其の君簡公を殺しぬ、四十一年に楚陳を滅す、此の歳孔子卒しぬ、四十二年に敬王崩じて子の元王仁立つ、元王八年にして崩じぬ、子の定王介立つ、定王十六年に三晉智伯を滅して其の地を分ち有てり、二十八年に定王崩じて長子去

年、楚莊王卒、

【講義】定王元年に楚の莊王陸渾に居る所の戎を伐ち、遂に洛水のほとりに次りて兵を周郊に示し、人をして周室の九鼎の小大輕重を問はしむ、是れ莊王が周室を覆して天下を奪はんとするの下心なり、定王乃ち大夫の王孫滿をして之に應へしむ、王孫滿辭を設けて楚服を説服す、楚兵乃ち去りぬ、十年に楚の莊王鄭を圍む、鄭伯降服す、已にして舊に復る、十六年に楚の莊王卒しぬ、

【字解】陸渾之戎、此は洛の西南陸渾の地に居る尹姓の戎なり、次、洛、次は軍隊の二日以上宿營することにいふ、ヤドルと訓む、洛は洛水のほとりなり、問、九鼎、九鼎は夏殷周三代に傳はりし天子の寶器なり、此の九鼎の小大輕重を問ふは周室を覆さんとするの下心なり、設以辭、楚の世家に詳なり、

二十一年定王崩、子簡王夷立、
簡王十三年、晉殺其君厲公、迎子周於周、立爲悼公、十四年、簡

王崩、子靈王泄心立、靈王二十四年、齊崔杼弑其君莊公、二十七年、靈王崩、子景王貴立、景王十八年、后太子聖而蚤卒、二十一年、景王愛子朝、欲立之、會崩、子丐之黨與爭立、國人立長子猛爲王、子朝攻殺猛、猛爲悼王、晉人攻子朝而立丐、是爲敬王、敬王元年、晉人入敬王、子朝自立、敬王不得入、居澤、四年、晉率諸侯入敬王于周、子朝爲臣、諸侯城周、十六年、子朝之徒復作亂、敬王犇于晉、十七年、晉定公遂

會^ス之^ニ河陽^ノ踐^ニ土^ニ諸侯畢朝^ク書諱^シ
曰^ク天王狩^{スト}于河陽^ニ二十四年^ニ晉
文公卒^シ

【講義】十七年に汜に在る襄王は叔帯が王と爲りし
を聞き、急を晉の文公に告ぐ、晉の文公襄王を周室に
納れて叔帯を誅したり、襄王是に於て晉の文公の功
を嘉みし、之に珪玉香酒弓矢を賜ひて諸侯の長と爲
し、河内の地を以て晉に與へたり、二十年に晉の文公
襄王を召す、襄王出でて文公に河北の踐土に會す、諸
侯畢く來り朝せり、是れ臣を以て君を召したること
なれば後世の訓となすべからず、故に魯の春秋に之
を諱みて天王河陽に狩すと書せり、二十四年に晉の
文公卒しぬ。

【字解】急、叔帯の王と爲りしことなり、珪、鬯、珪は
圭に同じ、諸侯の天子に見ゆる時に執る所の玉なり、
格式によりて異れり、鬯は香酒なり、伯、霸に同じ、は
たがしらなり、河内地、楊樊・溫原・攢茅の田なり、河
陽、河北なり、書諱、魯の春秋に書して諱みしなり、

狩^リ于河陽^ニ襄王は河陽に狩せざれども、晉の文公が
臣を以て君を召したるを以て、分明に此の事を記せ
ば後世の訓とならざるを慮りて此く書せしなり、

三十一年^ニ秦穆公卒^シ三十二年^ニ
襄王崩^ジ子頃王壬臣立^ツ頃王六
年^ニ崩^ジ子匡王班立^ツ匡王六年^ニ崩^ジ
弟瑜立^ツ是爲^ス定王^ト

【講義】三十一年に秦の穆公卒しぬ、三十二年に襄
王崩じぬ、子の頃王壬臣立つ、頃王六年にして崩じ
ぬ、子の匡王班立つ、匡王六年にして崩じぬ、弟の瑜
立つ、是を定王と爲す、

定王元年^ニ楚莊王伐^ツ陸渾之戎^ト
次^リ洛^ニ使人^ハ問^フ九鼎^ヲ王使^シ王孫滿^ヲ
應^ヘ設^テ以^テ辭^ス楚兵乃去^リ十年^ニ楚莊
王圍^ム鄭^ヲ鄭伯降^リ已^ニ而復^ス之^ヲ十六

ふ、是れ從ふ可からずと、王亦聽かざりき、

【字解】降、招き下すなり、其女、翟の國君の女なり、即ち叔隗なり、

十六年、王緄翟后、翟人來誅殺

譚伯、富辰曰、吾數諫不從、如是

不出、王以我爲懟乎、乃以其屬

死之、初、惠后欲立王子帶、故以

黨開翟人、翟人遂入周、襄王出

犇鄭、鄭居王子汜、子帶立爲王、

取襄王所緄翟后、與居溫、

【講義】王は富辰の諫を用ひず、遂に翟の叔隗を娶り

て后となしぬ、されど叔隗は王子帶と通ぜしかば、十

六年に至り王は翟后を黜けたり、是に於て翟人兵を

帥るて來り責め、王の大夫の譚伯を殺せり、富辰曰く、吾れ昔一數、王を諫めたれども、王從ひ給はざりしかば此の難起れり、されど是の時に當りて我れ若

し出でて敵に當らずんば、王我を以て諫の用ひられ

ざるを怨みたりとなし給はむかと、乃ち其の部下の

兵を率ゐて翟の難に討死せり、初め惠后は其の子の

叔帶を立てむと欲したりき、此の難の起るに及び、叔

帶の手兵を帥ゐて竊に翟人を誘ひて道を開きたるを

以て、翟人は遂に容易に周に入りたるなり、襄王敵す

べからざるを知り、乃ち鄭に出奔す、鄭人王を汜の地

に居らしむ、是に於て子帶立ちて王と爲り、襄王の黜

けたる所の翟后を娶りて與に溫に居れり、

【字解】緄、翟后、緄は黜に同じ、しりぞくなり、翟后

は叔隗なり、叔隗と王子帶と通ぜしを以てしりぞけ

しなり、誅、責むなり、譚伯、周の大夫なり、不出、出

でて寇を防がずんばの意なり、懟、怨むなり、其屬、其

の手兵なり、開、誘ひて道案内するをいふ、

十七年、襄王告急于晉、晉文公

納王而誅叔帶、襄王乃賜晉文

公珪、鬯、矢、爲伯、以河內地、與

晉、二十年、晉文公召襄王、襄王

之東徙、晉鄭焉依、子頹之亂、又鄭之由定、今以小怨弃之、王不聽。

【講義】 九年に齊の桓公卒しぬ、十二年に王の異母弟の叔帶は齊より周に復歸す、十三年に鄭は滑人が鄭に叛きて衛に服従したるを怨みて之を伐つ、是に於て襄王は其の大夫の游孫と伯服とをして鄭に往きて滑を衛に復へさしめむことを請ふ、鄭人二大夫を囚へて還さるなり、是れ鄭の文公は、昔し惠王の復辟の時、父の厲公與りて力ありしに、惠王は虢公にのみ爵を與へて父に爵を與へざりしを怨みとせり、而して今又襄王が衛に滑を與へたるを怨みとす、故に伯服を囚へたるなり、王よりて怒りて翟の兵を以て鄭を伐たむとす、富辰諫めて曰く、凡そ我が周の都を東の方洛陽に徙し、時は晉鄭の二國に是れ依り、子頹の亂にも又鄭の力によりて平定せり、而るに今少しの怨を以て大いなる功を弃てむとし給ふは、乃ち不可なること無からむやと、されど王聽き入れざり

き、【字解】 鄭、伐滑、滑は小國にして初め鄭に屬せり、後之に叛きて衛に服す、故に之を伐ちしなり、游孫、伯服、周の二大夫なり、囚之、二大夫を囚へしをいふ、爵、さかづきなり、囚、伯服、左傳僖公二十四年に「執二子」とあれば伯服の上に游孫の二字を脱せしならむ、東徙、都を東の洛陽に徙し、をいふ、

十五年、王降翟師、以伐鄭、王德翟人、將以其女爲后、富辰諫曰、平桓、莊、惠、皆受鄭勞、王弃親親、翟不可從、王不聽。

【講義】 十五年に王は鄭の罪を問はんとて翟の兵を招き下して之を率ゐて鄭を伐ちたり、王翟人の度々王命に従ひて功を樹てたるを徳と爲し、將に其の女を娶りて后と爲さむとす、富辰之を諫めて曰く、平桓・莊・惠の四王は皆鄭の功勞を受けたり、而るに王今此の親しき鄭を弃て、彼の疏き翟を親まむとし給

朋平戎于晉、王以_二上卿禮_三管仲、
管仲辭曰、臣賤有司也、有_二天子
之_二守國高在_三、若節_三春秋來承_二
王命、何以禮焉、陪臣敢辭、王曰、
舅氏、余嘉_二乃勳_三、毋逆_三朕命、管仲
卒受_二下卿之禮_三而還、

【講義】叔帶の亂に戎翟中國に侵入したれば、齊の桓公は其の臣管仲をして戎を周に平げしめ、隰朋をして戎を晉に平げしむ、襄王管仲の武功を大なりとなし、上卿を以て管仲を禮遇せむとす、管仲之を辭して曰く、臣は賤しき役人なり、齊には已に天子の命を受けて其の守臣となれる二人の國子と高子との在りありて、何れも皆上卿の禮遇を承けり、若し春秋を以て聘享の時となし、二子の來りて王命を承くる時は王何を以て之を禮せむとするや、陪臣敢て辭すと、王曰く、伯舅の使臣、余れ汝が武勳を嘉して上卿の禮を採らむとす、朕が命に逆ふことなかれと、されど管仲

は之を辭し、卒に下卿の禮遇を受けて還れり、
【字解】上卿、三卿の上位なり、即ち執政大臣のことなり、有司、役人なり、天子之_二守_三、天子の命を受けて齊の守臣となれる二人なり、國高、國子と高子となり、節_三春秋、節は時なり、春秋の二季を聘享の時となすの意なり、來、國高二子の來朝するをいふ、陪臣、陪は重なり、諸侯の臣は天子より見れば二重の臣なり、故に諸侯の臣を陪臣といふ、またけらいなり、舅氏、伯舅の使臣のことなり、伯舅とは天子が異姓の諸侯を尊稱する語なり、乃、汝なり、

九年齊桓公卒、十二年叔帶復
歸于周、十三年鄭伐滑、王使游
孫、伯服請滑、鄭人囚之、鄭文公
怨惠王之入、不與厲公爵、又怨
襄王之與衛滑、故囚伯服、王怒、
將以翟伐鄭、富辰諫曰、凡我周

伐殺^{チテ}王頹^ニ復入^ル惠王^ヲ、惠王十年、

賜^{ヒテ}齊桓公^ニ爲^ス伯、

【講義】十五年に莊王崩じぬ、子の釐王胡齊立つ、釐

王三年に齊の桓公始めて諸侯に長たり、五年に釐王

崩じぬ、子の惠王闔立つ、惠王二年に王温に奔る、初

め莊王姫妃姚氏をかたより愛して子の頹を生む、頹

莊王に寵せられたり、惠王の位に即くに及び、王は其

の大臣の園を奪ひて園と爲しぬ、故に大夫の邊伯等

五人相俱に亂を起し、謀りて燕衛の師を召して惠王

を伐つ、是によつて惠王温に犇りしなり、王已にして

鄭の櫟の地に遷り居りぬ、是に於て五大夫は釐王の

の、多くは禽獸を飼育す、共にソノと訓む、五人、鶯

國・邊伯・詹父・子禽・祝跪なり、犇、奔るなり、櫟、地名

なり、徧舞、樂に舞のある所のものを周く舞ふをい

ふ、伯、霸に同じ、

二十五年惠王崩、子襄王鄭立、

襄王母蚤死、後母曰惠后、惠后

生叔帶、有寵於惠王、襄王畏之、

三年叔帶與戎翟謀伐襄王、襄

王欲誅叔帶、叔帶犇齊、

【講義】二十五年に惠王崩じぬ、子の襄王鄭立つ、襄

王の母蚤く死にたれば惠王後妃を迎ふ、之を惠后と

いふ、惠后叔帶を生みて惠王に寵せらる、よつて襄王

は己れの地位を奪はれんことを畏れたり、三年に至

り案の如く叔帶は戎翟と謀反して襄王を伐つ、襄王

叔帶を誅せむとせしかば叔帶逃れて齊に奔れり、

齊桓公使管仲平戎于周、使隰

【字解】霸、諸侯の長なり、はたがしらのこと、嬖、か

たより愛するなり、園囿、園は苑に籬を設けたるも

の、多くは草果を樹う、囿は苑の外園に垣のあるも

り、故に、莊公は之を己の所領と爲して桓王の禮せざりしに報いしなり、

【字解】 怨、一説に怨は宛の誤なり、宛は鄭の大夫なりと、此の説は春秋隱公八年に「鄭伯使宛來歸」_レとあるに據る與魯易許田、魯の許田と鄭の祊の地とを易へしをいふ、

八年魯殺隱公、立桓公、十三年伐鄭、鄭射傷桓王、桓王去歸、二十三年桓王崩、子莊王佗立、莊王四年、周公黑肩欲殺莊王、而立王子克、辛伯告王、王殺周公、王子克犇燕、

【講義】 八年に魯の子允公子翬をして隱公を殺さしめて桓公を立つ、十三年に王親ら鄭を伐つ、鄭王師と縑葛に戦ひて桓王の肩を射て傷つく、桓王去り歸る、二十三年に桓王崩じて子の莊王佗立つ、莊王四年に周公黑肩は莊王を殺して莊王の弟の王子克を立てん

と欲す、辛伯此の陰謀を王に告げければ、王周公を殺したり、王子克は逃れて燕に出奔せり、

【字解】 魯殺隱公、魯の子允が公子翬をして隱公を殺さしめしをいふ、射傷桓王、桓王の肩を射て傷けしなり、是れ桓公五年の左傳にある縑葛の役なり、王子克、莊王の弟なり、

十五年莊王崩、子釐王胡齊立、釐王三年、齊桓公始霸、五年釐王崩、子惠王闔立、惠王二年、初、莊王嬖姫姚、生子頹、頹有寵、及惠王即位、奪其大臣、園以爲囿、故大夫邊伯等五人作亂、謀召燕衛師、伐惠王、惠王犇溫、已居鄭之櫟、立釐王弟頹爲王、樂及徧舞、鄭虢君怒、四年、鄭與虢君

【講義】幽王は虢石父を卿と爲して政事を行はしむ、國人皆王を怨む、何となれば石父の人と爲りは便佞巧智にして善くへつらひ利を好む、而るに王之を用ひ、且つ申后を廢し太子を去てたればなり、王の申后を廢し太子を去つるや、申侯怒りて繒、西夷、犬戎の兵と與に幽王を攻めたり、幽王寇の至れるを以て烽火を擧げて諸侯の兵を徵せども、諸侯は之を信ぜずして至らざるなり、申侯遂に幽王を驪山の下に殺し、褒姒を虜にし、盡く周の財寶を取りて去りぬ、是に於て諸侯乃ち申侯につきて共に故の幽王の太子の宜臼を立つ、是を平王と爲して周の祀を奉ぜしむ、平王立ちて都を東の方維邑に遷して戎狄の寇を辟けたり、此の平王の時に周室衰微し權威無く、諸侯の強きは弱きを并合す、就中齊・楚・秦・晉の諸國始めて強大となり、天下の政權は諸侯の旗頭に由つて左右せらるゝなり、

【字解】佞、巧、便佞巧智なり、即ちへつらひ上手のこと、諛、へつらふなり、申侯、申國の君なり、即ち申后の父なり、繒、國の名なり、賂、財寶なり、タカラと訓む、方伯、一方の諸侯の長なり、はたがしらなり、

四十九年、魯隱公即位、五十一年、平王崩、太子洩父蚤死、立其子林、是爲桓王、

【講義】四十九年に魯の隱公位に即く、五十一年に平王崩じぬ、太子の洩父早く死にければ洩父の子の林を立つ、是を桓王と爲す、

【字解】蚤死、蚤は早と通ず、蚤死は平王の崩せざる前に早く死にしをいふ、

桓王平王孫也、桓王三年、鄭莊公朝、桓王不禮、五年、鄭怨與魯易許田、許田天子之用事太山田也、

【講義】桓王は平王の孫なり、桓王三年に鄭の莊公始めて來朝せしに、桓王は之に禮せざりき、五年に至り鄭の莊公之を怨みて鄭國に近き魯の許田と魯國に近き鄭の祊とを易ふ、さて此の許田とは許の地に在る田にして天子の太山を祭る時に用ふる所の田なり、

至、則舉燧火、諸侯悉至、至而無寇、褒姒乃大笑、幽王說之、爲數舉燧火、其後不信、諸侯益亦不至、

【講義】褒姒は性笑ふことを好まざるなり、幽王は之を物足らず思ひ、如何にもして其の笑はむことを欲して、萬方手を盡せども故に笑はざるなり、時に幽王は燧燧大鼓を設けて豫め諸侯と相約して、寇の來るあれば燧火を舉げ大鼓を撃ちて、其の兵を徵すこととなしぬ、而るに幽王故無くして燧火を舉げければ、諸侯之を實となして悉く來り援けむとす、來れば寇無し、是に於て褒姒始めて大いに笑ふ、幽王其の笑顔を見て數、燧火を舉ぐ、諸侯初の中は其の度毎に馳せ參じたれども、其の後之を信せず、遂に愈、來らざるやうになれり、

【字解】萬方、種々の方法を以てすること、故、故意なり、コトサラニと訓む、燧燧、燧は高處に桔槔を設け其の端に著けたる薪を燃すことなり、此は寇の來

れるを知らず爲めに晝間に用ふるなり、燧は夜間に炬火を燃して寇の來れるを知らすなり、のろしなり、幽王以虢石父爲卿、用事、國人皆怨、石父爲人佞巧、善諛、好利、王用之、又廢申后、去太子也、申侯怒、與繒西夷犬戎、攻幽王、幽王舉燧火、徵兵、兵莫至、遂殺幽王、驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去、於是諸侯乃即申侯而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、以奉周祀、平王立、東遷于雒邑、辟戎寇、平王之時、周室衰微、諸侯彊并弱、齊楚秦晉始大、政由方伯、

れて其の女子を弃てたり、而るに宣王の時に當りて
 童女ありて謠ひて曰く、山桑の弧箕木の矢房を賣る
 者實に周國を亡さむと、是に於て宣王之を聞くに夫
 婦にして是の弧と矢房とを賣る者ありといふ、宣王
 よつて之を執へて戮殺せしめむとす、夫婦の者之を
 聞き逃亡せむとする途次に、郷に後宮の童妾の弃て
 たる所のあやしき兒の路に出でたるを見、其の夜啼
 を聞き、不閔に思ひて之を拾ひ上げ、夫婦は遂に亡げ
 て褒國に奔れり、此の棄子長じて美女となれり、時に
 褒の君罪あり、よつて童妾の弃てたる所の女子を王
 に入れて褒君の罪を贖はんと請ふ、さて此の弃てら
 れたる所の女子は元褒國より出でしなり、よつて是
 を褒嬖と爲すと、幽王の三年に當り、王後宮に行きて
 褒嬖を見て之を愛し、子の伯服を生む、是に於て竟に
 申后及び太子宜臼を廢し、改めて褒嬖を后妃と爲し、
 伯服を太子と爲し、なり、太史伯陽曰く、周室を禍せ
 むとするや遠き昔より既に此の如く成れり、今に至
 りて之を奈何ともすべき無しと、

【字解】 嬖愛、嬖はかたよりいつくしむなり、褒嬖、
 褒は國の名なり、嬖は夏と同姓なり、神龍の沫より化

して生れたる美女を褒人より幽王に納れたるを以て
 其の名と爲す、史記、當時諸侯の國に史官ありて各、
 其の地の出來事を記せり、故に此の史記は古記録の
 ことなり、二君、二人の先君なりの意なり、赧、龍の吐
 く所の沫なり、是れ龍の精氣なり、布幣、幣帛をしき
 陳ぶなり、策告、策文を以て龍に告ぐるなり、憤、ひつ
 なり、厲王之末、厲王の堯に出奔せし歳を指す、裸、は
 だかなり、諫、さわぎ呼はるなり、玄龜、蜥蜴のことな
 り、既亂、既は盡なり、コトククと訓む、亂は齒の抜
 けかはることなり、女子は七歳にしてかはるなり、
 筭、簪をさすこと、女子許嫁して後に簪をさすなり、
 孕、はらむなり、麋弧、麋は山桑なり、弧は弓なり、箕
 服、箕は木の名なり、服は矢房なり、是器、麋弧箕服な
 り、戮、罪するなり、郷、向なり、妖子、妖は一に天に作
 る、天は幼少なり、褒人、褒國の君なり、贖、あがなふ
 なり、

褒嬖不好笑、幽王欲其笑萬方
 故不笑、幽王爲燧燧大鼓、有寇

於路者聞其夜啼哀而收之夫婦遂亡犇于褒褒人有罪請入童妾所弃女子者於王以贖罪弃女子出於褒是爲褒姒當幽王三年王之後宮見而愛之生子伯服竟廢申后及太子以褒姒爲后伯服爲太子太史伯陽曰禍成矣無可奈何

【講義】三年に幽王褒國より納れたる美女褒姒をかたより愛す、褒姒は子の伯服を生む、是に於て幽王は嬖妾褒姒の生みたる伯服を愛するの極、太子を廢せむと欲す、さて太子の母は申侯の女にして正に后妃たるなり、而るに王は後に褒姒を得て之を愛するを以て、申后を廢し并せて太子宜臼をも去て、改めて褒姒を后妃と爲して伯服を太子と爲さむと欲す、周の太史の伯陽此の事を聞き、古記録を讀みて歎じて

曰く、周は將に滅亡せむとすと、さて其の記事に云く、昔し夏后氏の衰へしより後に、二つの神龍ありて夏帝の庭に止まり、自ら言つて曰く、余は褒國の二先君なりと、夏帝之を殺さむと之を去てむと之を止めむと三者孰れか吉なるかを卜ひしに、何れも吉ならず、よつて其の吐く所の沫を請ひ受けて之を藏めむと卜ひしに、乃ち吉なりき、是に於て幣帛を布き陳ね、策文を以て龍に告げければ、龍うせて其の吐きし沫のみ残り、よつて之を櫃に藏めたり、夏の亡びし時は此の器を般に傳へ、般の亡びし時は此の器を周に傳へて、夏般周の三代の頃は敢て之を發き見ることなかりき、而るに厲王の末に至りて此の櫃を發きて之を観るに、龍の沫庭中に流れて除ひ去るべからざるなり、厲王是に於て婦人をして裸にして之に向ひさわぎ呼ばしむ、蓋し不淨を以て之を厭ひ去らしめむとせしなり、しかるに沫は化して蜥蜴と爲りて愈、王の後宮に入り込めり、此の時後宮の童妾の未だ齒の盡く抜け變らざる者之に遭へり、既にして此の童妾は笄して孕みぬ、蓋し蜥蜴の精に感じたるなり、是れ夫無くして子を生みたるものなれば、不祥を懼

烝、上升するなり、填、塞なり、トザサルと訓む、在、陰、陰の下に在りの意なり、原、水源なり、演、潤ふなり、伊洛、二水の名なり、竭、涸るゝなり、二代之季、夏商二代の季世の王、即ち夏の桀王殷の紂王を指す、徵、徵候なり、紀、極なり、數は一に始まりて十に終る、故に十を數の極と爲す、

三年、幽王嬖愛褒姒、褒姒生子、伯服、幽王欲廢太子、太子母申侯女、而爲后、後幽王得褒姒、愛之、欲廢申后、并去太子宜臼、以褒姒爲后、以伯服爲太子、周太史伯陽讀史記曰、周亡矣、昔自夏后氏之衰也、有二神龍止於夏帝庭、而言曰、余褒之二君、夏帝卜殺之、與去之、與止之、莫吉、

卜請其禋而藏之、乃吉、於是布幣而策告之、龍亡而禋在、櫝而去之、夏亡、傳此器、殷亡、又傳此器、周比三代、莫敢發之、至厲王之末、發而觀之、禋流于庭、不可除、厲王使婦人裸而譟之、禋化爲玄黿、以入王後宮、後宮之童妾、既戲而遭之、既笄而孕、無夫而生子、懼而弃之、宣王之時、童女謠曰、檠弧箕服、實亡周國、於是宣王聞之、有夫婦賣是器者、宣王使執而戮之、逃於道、而見鄉者、後宮童妾所弃妖子出、

山川、山崩川竭、亡國之徵也、川
竭必山崩、若國亡不過十年、數
之紀也、天之所弃、不過其紀、是
歲也、三川竭、岐山崩、

【講義】四十六年に宣王崩じぬ、子の幽王宮涅立つ、
幽王即位の二年に地震ありて西周の涇・渭・洛の三川
皆震ひ動きて水溢れ出でぬ、伯陽父は是を以て周は
將に亡びんとすとせり、其の説に曰く、夫れ天地の氣
は其の序を失はざるを以て常と爲す、若し其の序を
過つことあるは、是れ民の暴亂を行ひて之をみだす
が爲めなり、其の序亂れば陽氣は屈み伏して地上
に出づること能はず、されど陽氣は常に機を得て上
升せむとするも、陰氣之に迫りて上升すること能はざ
らしむるなり、是に於て二氣地中に於て相戦ひて地
を震はすなり、今三川の實に震ひ動くは、是れ陽氣其
の所を失ひて陰氣にとざるゝが爲めなり、かく陽
氣其の所を失ひて陰氣にとざるゝされて陰の下に在ると
きは、則ち地震ひて川源必す塞がる、川源塞がれば則

ち國必ず亡ぶ、其の理次の如し、夫れ土中に水の潤ふ
ことによりて萬物生育し、民之を用ふることを得る
なり、若し土中に水の潤ふこと無ければ萬物生育せ
ず、從つて民其の財用に乏し、此の如くんば國は滅亡
せずして何をか待たむや、昔し伊洛の二川の水涸れ
て夏亡び、黄河の水涸れて商亡びたり、今周王の徳も
亦夏商二代の末季の王の如し、而して其の川源又塞
がれり、川源塞がれば水必ず涸るゝなり、夫れ國家は
必ず山川に依つて立つなり、而して其の依る所の山
崩れ河涸るゝ時は、是れ國家滅亡の徵候なり、川水涸
るれば山は必ず崩るゝものなれば、今度幾年を経ず
して山崩れむ、若し此の如くんば國の亡びんこと其
れ十年を過ぎざらむ、是れ十は數の極なればなり、而
るに天命の弃つる所のものは其の數の極を過ぎずし
て亡びんと、案の如く是の年に三川の水は涸れ、岐山
は崩れたり、

【字解】西周、鎬京なり、武王以來の都なり、今の陝
西省西安府に屬す、三川、涇・渭・洛の三川なり、伯陽
父、周の太史なり、民之亂之、實は「王之亂之也」と
いふべきをかく婉曲にいへるは恭敬の意より出づ、

曰く、不可なりと、王諫を聽かず、遂に親耕せざりき、三十九年に至り王千畝といふ地に戦ふ、是れ姜氏の戎の來り寇するに遭ひしを以てなり、而して王師姜氏の兵に大敗す、宣王既に南國より參加したる軍兵を失ひて兵勢頓に手薄となりければ、更に新兵を徵集せむとて民數を太原に計へむとす、仲山甫之を諫めて曰く、人君たる者は親ら民の數を計へて兵を募るべきにあらずと、宣王聽かず、卒に民を數へて新兵を徵集せり、

【字解】籍、籍田なり、籍は借るなり、天子は親ら天地又は先祖の祭祀に供ふる所の穀を作るを禮となす、然るに天子は政事を親裁すれば田を耕すに暇無し、故に唯鋤入れの禮を爲すのみに止め、後は民力を借りて田を耕すなり、故に之を籍田といふ、而して其の廣きは千畝なり、よつて天子の籍田を千畝と稱す、諸侯は百畝なり、千畝、籍田のことなり、上に詳なり、號文公、號は國の名なり、文公は諡なり、戰_ニ于_一千畝、此の千畝は地名なり、前の千畝と同じからず、敗績、大敗なり、姜氏戎、西戎の別種なり、堯の時の四岳の後なりといふ、料_レ兵、料は數ふなり、兵の數を計へて

新兵を徵集するをいふ、

四十六年、宣王崩、子幽王宮涅立、幽王二年、西周三川皆震、伯陽甫曰、周將亡矣、夫天地之氣不_レ失_ニ其_一序、若_レ過_ニ其_一序、民亂之也、陽伏而不能_レ出、陰迫而不能_レ蒸、於是_ニ有_ニ地_一震、今三川實震、是陽失_ニ其_一所、而填陰也、陽失而在陰、原必塞、原塞必亡、夫水土演而民用也、土無所_レ演、民乏財用、不_レ亡何待、昔伊洛竭、而夏亡、河竭而商亡、今周德若_ニ二代之季_一矣、其川原又塞、宥必竭、夫國必依

て此く爲したると思ひ給ふらむ、夫れ諸侯に事ふる者すら危険の中に在りとも、之を讐として怨みず、假令之を怨むるとも怒らざるなり、況んや王に事ふる者に於てをや、乃ち其の子を以て王の太子の身代りと爲して國人を退かしむ、是に於て太子竟に難を脱るゝことを得たり、

【字解】太子静、宣王なり、驟、數なり、シバ／＼と訓む、王、厲王を指す、以下同じ、懟、怨むなり、事、君、君は諸侯を指す、險、危険の中に在るをいふ、

召公周公二相行政、號曰共和、
共和十四年、厲王死于彘、太子
静長於召公家、二相乃共立之、
爲王、是爲宣王、宣王卽位、二相
輔之、修政、法文武成康之遺風、
諸侯復宗周、

【講義】厲王彘に出奔せしを以て召公周公の二相王に代りて國政を行ふ、號して共和といふ、二相の共和

してより十四年にして厲王彘の地に死にぬ、此の間太子の静は召公の家に成長せり、二相是に於て共に静を立て、王と爲す、是を宣王と爲す、宣王の位に卽くや、二相之を輔けて政を修め、文王武王成王康王の遺風に法りしかば、諸侯復周を宗室となして尊べり、

【字解】共和、召周の二相共に和して政を行ふの意なり、宗、宗室なり、歸向する所をいふ、

十二年、魯武公來朝、宣王不修、
籍於千畝、虢文公諫曰、不可、王
弗聽、三十九年、戰于千畝、王師
敗績于姜氏之戎、宣王既亡、南
國之師、乃料民於太原、仲山甫
諫曰、民不可料也、宣王不聽、卒
料民、

【講義】宣王の十二年に魯の武公來り朝す、宣王籍田を千畝に親耕せざりしかば、虢の文公之を諫めて

めくらなり、誦は箴諫の語をそらんずるをいふ、傳語、他人の褒貶の語言を傳へ誦するをいふ、盡規、規正の道をつくすをいふ、瞽史、此の瞽は樂太師なり、

即ち樂官の長なり、史は太史なり、此の二人は陰陽禮法の書を掌りて其の義を王に教ふるなり、耆父、耆は六十歳以上の老人の稱なり、艾は五十歳以上の者の稱なり、此にては師傅のことなり、師傅は耆艾の者を以て之に任ず、故にいふ、修之、之は前文を承く、即ち公卿以下のことなり、原隰衍沃、原は廣平の地なり、隰は低くしてしめりけある地なり、衍は下く平なる地なり、沃は肥えたる地なり、其與能幾何、與は語助なり、最後に据ゑて「カ」と訓むに同じ、即ち「其能久幾何與」の文に同じ、

王不聽、於是國莫敢出言、三年乃相與畔、虜王、厲王出犇於

斃

【講義】 王遂に召公の言を聽かずして相變らず民の口を防ぎしかば、國人敢て言を出す者無かりき、され

ど三年の後民の怨恨破裂し、相與に畔きて厲王を襲ふ、厲王遂に斃の地に出奔せり、

厲王太子靜匿、召公之家、國人聞之、乃圍之、召公曰、昔吾驟諫王、王不從、以及此難也、今殺王太子、王其以我爲讐而對怒乎、夫事君者、險而不讐、對怒而不怒、況事王乎、乃以其子代王太子、太子竟得脫、

【講義】 斃の亂に厲王の太子の靜は召公の家に匿る、國人之を聞き知りて召公の家を圍みて太子を殺さむとす、召公其の家臣に謂つて曰く、昔し吾れ數、王を諫めて利を専らにするの害を力説せり、而るに王之に従ひ給はざりしを以て此の大難に及べり、今吾れ國人の請をいれて王の太子を殺さば、王は其れ我を以て諫の用ひられざるを讐として怨み且つ怒り

に叛亂を企て、天下を騷擾せしむるに至らむ、是の故に水を治むる者は、水を決して能く流通せしめて氾濫の災無からしむ、民を治むる者は、民の自由に放任して能く其の思想を吐露せしめて怨恨の弊無からしむ、故に天子の政を聴くや、公卿より上士に至るまでの臣をして詩を獻じて政の得失を言はしめ、樂師をして樂曲を作りて和平の氣を調べしめ、史官をして書を上りて諫めしめ、樂太師をして箴戒の文を上らしめ、瞽をして公卿上士の獻じたる詩を賦せしめ、朦をして箴諫の語を諷誦せしめ、百工をして其の技を以て上の玩物を諫めしめ、庶人をして自由に他人の褒貶の語言を傳誦せしめ、近臣をして規正の道を盡さしめ、親戚をして己が足らざる所を察して補はしめ、瞽史をして陰陽禮法の義を教誨せしめ、師傅をして以上の事を修めて己を補佐せしむるなり、此の如くして而る後に王は之を取捨選擇して之を行ふなり、是を以て政事能く行はれて些しも悖らず、世治まりて擾亂の憂無きなり、夫れ民の口有あるは、猶土地に山川あるが如し、土地に山川あるが故に財物始めて是より出づるなり、又猶土地に原隰衍沃あるが如

し、土地に原隰衍沃あるが故に衣食始めて是より出づるなり、故に民の口あるや、其の口より自由に其の思想を吐露するが故に民の善敗始めて是より起るなり、故に天子は民の善とする所を行ひて民の敗る所の者に備へなば、民の財物衣食を豊にする所以の道なり、夫れ民は之を心に慮りて之を口に宣べ、遂に之を成就して實行せむとす、而るに若し之が口を塞ぎ防げば、民の怨恨益、積りて何日しか爆發の期來らむ、此の如くむば、其れ如何ぞ久しく安寧を保つべむやと、

【字解】 鄣、防ぐなり、壅、ふさがるなり、潰、壞るなり、ツヒユと訓む、爲、水、爲は治むるなり、導、通じて流れしむるなり、宣、放つなり、自由にさすなり、使、此の字以下の四十三字に係るなり、列士、上士なり、瞽、めくらなり、樂師は瞽を用ふ、故に樂師のことを瞽といふ、獻、典、典は曲の誤なり、曲は樂曲なり、史、史官なり、師、箴、師は樂太師なり、樂師の長なり、箴は戒めなり、樂太師は箴戒の文を上るをいふ、瞽、賦、瞽は眸子無きめくらなり、賦は公卿上士の獻じたる詩を賦するをいふ、朦、誦、朦は眸子あれど視力無き

のと思ひ、喜びて召公に告げて曰く、吾能く誘りを止めたり、民敢て言はずし、

【字解】 侈、傲、侈は奢侈なり、おごりなり、傲は傲慢なり、ほこりあなどるなり、誘、そしるなり、命、政令なり、衛巫、衛國の巫なり、巫はみこなり、巫は神に事へて其の神靈を承け、見聞せざることを察知す、故に之を召して誘る者を監察せしむるなり、以、目、目を見あはせて怨みの情を表すなり、王を怨む情を目にてしらすこと、弭、止むなり、

召公曰、是、郭之也、防、民之口、甚於防、水、水壅而潰、傷、人必多、民亦如之、是、故爲、水者、決之、使、導爲、民者、宣之、使、言、故、天子聽、政、使、公卿至、於、列士、獻、詩、瞽、獻、典、史、獻、書、師、箴、瞽、賦、矇、誦、百工諫、庶人傳語、近臣盡規、親戚補察、

瞽史教誨、耆艾修之、而後王斟酌焉、是以事行而不悖、民之有口也、猶土之有山川也、財用於是乎出、猶其有原隰衍沃也、衣食於是乎生、口之宣言也、善敗於是乎興、行善而備敗、所以產財用衣食者也、夫民慮之於心、而宣之於口、成而行之、若壅其口、其與能幾何、

【講義】 召公王の言を聞き又諫めて曰く、是れ民の誘りの止みたるには非らず、王の強ひて之を防ぎしなり、さて民の口を防ぐことの危きは水を防ぐよりも甚しきなり、川ふさがりて一時に水の潰え決する時は、其の人を傷め害ふこと必ず莫大なり、民の口を防ぐも亦此の如し、即ち上を怨み恨むることの極、遂

て、猶且つ大難の來らむことを懼るゝにあらざるや、故に后稷と文王とは能く周道の基を成して、以て今日の周室を成すに至りしなり、而るに今王利を専有することを榮公より學びて可ならむや、彼の匹夫の利を専有する者にて、猶之を盜と稱するなり、而るに今王にして之を行ひ給はば、其れ歸服する者鮮少となりなむ、榮公若し引き續きて重く用ひらるれば周は必ず衰へ敗れむと、厲王聽かず、卒に榮公を用ひて卿士と爲して政事を用ひしめたり、

【字解】 榮、夷公、榮は國の名なり、夷は諡なり、名を終といふ、芮、良夫、芮は國の名なり、良夫は字なり、名を伯といふ、卑、衰微なり、載、成すなり、怒、怨み怒るなり、上下、天地なり、極、中なり、天性をいふ、怵惕、おそれつゝしむなり、頌、詩經周頌思文の篇なり、文、美德なり、蒸、民、衆庶なり、莫、匪、爾極、匪は非なり、爾は汝なり、衆庶を指す、句意は衆庶をして其の天性を充分に盡し得ずといふことなからしむとなり、大雅、詩經大雅文王の篇なり、陳錫、布き賜ふなり、載、周、周道の本を成すをいふ、卿士、公卿にして政事に參與する者の稱なり、

王行暴虐、侈傲、國人謗王、召公諫曰、民不堪命矣、王怒、得衛巫、使監謗者、以告、則殺之、其謗鮮矣、諸侯不朝、三十四年、王益嚴、國人莫敢言、道路以目、厲王喜、告召公曰、吾能弭謗矣、乃不敢言、

【講義】 厲王は利を好むのみにあらず、暴虐の政を行ひて奢侈傲慢なり、よつて國人は皆之を怨みて王を謗れり、召公王を諫めて曰く、庶民王の政令に堪へずと、王怒りて衛國の巫を召して謗る者を監察せしむ、巫監察して告ぐれば王則ち之を殺すなり、是に於て謗る者鮮くなりぬ、諸侯も亦朝せざるなり、三十四年に至り王益、政令を厳しくす、されど國人敢て言ふ者無く、道路に相會ふ者目を見あはせて其の怨恨の情を表はせり、厲王は之を以て己が令の行はれしも

百物、無^レ不^レ得^レ極、猶^レ日^ニ怵^レ惕^レ懼^レ怨^レ之^ニ來^レ也、故^ニ頌^レ曰^ク、思^レ文^ニ后^ニ稷^ニ克^レ配^ニ彼^ニ天^ニ、立^レ我^ニ烝^ニ民^ニ、莫^レ匪^レ爾^ニ極^ニ、大^ニ雅^ニ曰^ク、陳^レ錫^ニ載^レ周^ニ、是^レ不^レ布^レ利^ニ而^レ懼^レ難^ニ乎^ニ、故^ニ能^レ載^レ周^ニ以^テ至^レ于^ニ今^ニ、今^ニ王^ニ學^レ專^レ利^ニ其^レ可^レ乎^ニ、匹^ニ夫^ニ專^レ利^ニ、猶^レ謂^レ之^ニ盜^ニ、王^ニ而^レ行^レ之^ニ、其^レ歸^レ鮮^ニ矣^ニ、榮^ニ公^ニ若^レ用^レ、周^ニ必^レ敗^レ也、厲^ニ王^ニ不^レ聽^レ、卒^ニ以^テ榮^ニ公^ニ爲^レ卿^ニ士^ニ、用^レ事^ニ、

【講義】厲王位に即きて三十年の間、利を好みて榮國の夷公を親み近けり、大夫の芮良夫厲王を諫めて曰く、王室は其れ將に衰微せむか、夫の榮公は自ら利を專有することを好みて、其れが爲に大難の生ずる所のことを知らざるなり、さて利とは百物の生ずる所の基本なり、又天地の萬物を成す所の泉源たり、而るに

之を專有すると有らば、其の害毒や少からじ、如何となれば天地の百物は人々皆之を取りて己が用となさむとすればなり、何ぞ榮公獨り之を專有すべけむや、故に之を專有すれば、之を怨み怒る所の者甚だ多し、怨み怒る所の者多ければ大難の生ずること必然なり、然るに榮公は此の大難に備ふることを知らざるなり、榮公は之を己に爲すのみならず、是を以て王に教へなば、王の運命も其れ能く久しからむや、夫れ人に王たる者は將に利を開き導きて之を天地に布き弘めて、萬民と共に便とせざるべからざるなり、かくして神も人も百物も皆其の天性を得すと云ふこと無きに至らしめて、猶且つ日々恐れつゝしみて怨の來らむことを懼るべきなり、故に周頌に曰く、彼の美德ありし後稷を思ふに、其の徳の大且つ美なる彼の上天に配合せり、即ち後稷は利を遍く布きて我が衆庶を立て、以て衆庶をして其の天性を充分に盡し得ずといふことなからしめたりと、又大雅の詩に曰く、文王は利を布き弘めて之を衆庶に施し、かば、遂に周道の基礎を成したりきと、この頌といひ大雅といひ何れも皆己れ利を專有せずして之を衆庶に布き施し

嫁するを奔るといふ、不_レ取_レ羣、取り盡さるるをいふ、公行、公は諸侯なり、諸侯の巡行するをいふ、不_レ下_レ衆、不の字衍文なり、國語周語には不の字無し、下衆とは衆庶に下りて虐げざるをいふ、御、女官なり、不_レ參_二族_一、參は三なり、一族は一父の子なり、言は一父の女子三人を納れて女官となさるるをいふ、歸_レ女、歸は贈るなり、女は汝なり、而、汝なり、小醜、醜は類なり、小醜は小身の類なり、

共王崩、子懿王躋立、懿王之時、

王室遂衰、詩人作刺、

【講義】 共王崩じて子の懿王躋立つ、懿王の時に周の王室遂に衰へぬ、故に詩人始めて詩を作りて之を刺れり、

【字解】 作_レ刺、刺は諷刺の刺なり、そしるなり、諷刺の詩を作るをいふ、

懿王崩、共王弟辟方立、是爲_二孝王_一、孝王崩、諸侯復立、懿王太子

燹、是爲_二夷王_一、夷王崩、子厲王胡立、

【講義】 懿王崩じて共王の弟辟方立つ、是を孝王と爲す、孝王崩じて諸侯復懿王の太子燹を立つ、是を夷王と爲す、夷王崩じて子の厲王胡立つ、

厲王卽位三十年、好_レ利近_二榮夷公_一、大夫芮良夫諫_二厲王_一曰、王室其將_レ卑乎、夫榮公好_レ專利而不_レ知_二大難_一、夫利百物之所_レ生也、天地之所_レ載也、而有_レ專_レ之、其害多矣、天地百物、皆將_レ取_レ焉、何_レ可_レ專也、所_レ怒甚多、而不_レ備_二大難_一、以_レ是_レ教_レ王、王其能_レ久乎、夫王人者、將_レ導_レ利而布_レ之、上下_レ者也、使_レ神人

倍差、倍は二百率の倍なり、即ち二千四百兩なり、差は罪の輕重によりて差等を附くるなり、即ち輕きは二千四百兩より減じ、重きは之に増すなり、宮辟、淫刑なり、男は其の勢を斷ち、女は幽閉するなり、五百率、五は一本に六に作れり、尙書呂刑にも六に作れり、從ふべし、即ち三千六百兩なり、屬、犯罪の種類なり、甫刑、甫侯の作修したる刑法の意なり、尙書には呂刑に作れり、

穆王立、五十五年崩、子共王瓘扈立、共王游於涇上、密康公從、有三女犇之、其母曰、必致之王、夫獸三爲羣、人三爲衆、女三爲粲、王田不取羣、公行不下衆、王御不參一族、夫粲美之物也、衆以美物歸女、而何德以堪之、王猶不堪、況爾之小醜乎、小醜備

物終必亡、康公不獻、一年共王滅密、

【講義】 穆王立ちて五十有五年にして崩じぬ、子の共王瓘扈立つ、共王或る時涇水のほとりに遊ぶ、密國の康公王に扈從す、此の時三女ありて康公に犇り從ひぬ、康公の母之を案じて康公に謂つて曰く、汝必ず此の三女を王に獻ぜよ、さて獸の三匹以上を羣といひ、人の三人以上を衆といひ、女の三人以上を粲といふ、王の田獵には羣を盡して取らざるなり、諸侯の巡行には衆庶に下りて之を虐げざるなり、王の婦官には一族の女三人を用ひざるなり、さて粲とは美麗の物なり、然るに今衆此の美麗の物を以て汝に贈れり、汝何の徳ありて之を納るゝに堪へんや、王だも猶之を納るゝに堪へざるなり、況んや汝の如き小身の類に於てをや、小身の類にして物を備ふるときは終に必ず亡びむと、されど康公は三女の色に惑ひて遂に王に獻ぜざりき、後一年にして共王は密を滅せり、

【字解】 涇上、涇水のほとりなり、密、國の名なり、三女、同姓の三女なり、犇、奔るなり、媒介を待たずして

【講義】五刑の疑しきは赦すこと有れ、五罰の疑しきも亦赦すこと有れ、凡べて疑しき罪は赦すことあるも、之を爲すにはよく／＼吟味して然る後に決すべきなり、又審に吟味して事實明かとなり、且つ衆人より彼はかく／＼なりとて其の素行を上申するとも、尙重ねて訊問して其の言ふ所を稽へて決すべきなり、さて又審に吟味すると無くんば、始めより其の獄を聽き治むることをなされ、當に敬みて天の威光を恐れて軽々しく刑を用ふること勿れ、又墨刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金六百兩を出さしむ、而して之をなすにはよく／＼吟味して其罪狀を明かにすべきなり、截鼻の刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金千二百兩を出さしむ、而して之をなすにはよく／＼吟味して其の罪狀を明かにすべきなり、截足の刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金二千四百兩を出さしむ、而して此の罪に限りは其の輕重により規定の二千四百兩より減ずることもあり、又増すこともあるべし、而して其の慎重に吟味することは各刑の如し、淫刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金三千六百兩を出さしむ、而し

て之をなすにはよく／＼吟味して其の罪狀を明かにすべきなり、死刑の疑しきは赦して、其の罪に相當する罰金六千兩を出さしむ、而して之をなすにはよく吟味して其の罪狀を明かにすべきなり、さて墨罰に處する犯罪の種類は一千箇條あり、劓罰に處する犯罪の種類は一千箇條あり、宮罰に處する犯罪の種類は五百箇條あり、大辟の罰に處する犯罪の種類は三百箇條あり、故に五刑の疑しきを赦して之に罰金を科する犯罪の種類は三千箇條なり、以上の刑法を名づけて甫刑といふ、又一に呂刑とも稱するなり、

【字解】簡信、審に吟味して事實を明にすることなり、有衆、衆人より上申して彼は平常かく／＼の素行ある者なりと申し立つることなり、訊、問ふなり、不疑、不聽の誤なり、尙書呂刑には疑を聽に作れり、黥、黥は墨刑なり、辟は罪なり、劓、劓を裂きて墨を入る、刑なり、いれずみなり、百率、率は銜に同じ、鍍なり、重さ六兩の稱なり、故に百率は黄金六百兩なり、劓、劓、鼻を截る刑なり、倍灑、灑は衍文なり、倍は百率の倍なり、即ち千二百兩なり、墮、墮、足を截る刑なり、

時は獄官にも其の科を同じくせしめよ、

【字解】 甫侯、穆王の相なり、初は呂侯たりしが後に甫侯と爲る、刑辟、刑罰なり、吁、歎辭なり、ア、と訓む、有國、有土、國土を有つ諸侯なり、祥刑、善く刑を用ふるの道なり、何擇、非其人、擇は選ぶなり、何擇とは當に選ぶべき所のものは何ぞやの意なり、非其人とは賢人を選びて之を用ふるに非ずやの意なり、居、處置なり、オクと訓む、兩造、兩は囚人と證人となり、造は至るなり、師、衆の獄官なり、五辭、五刑に入るべきの辭なり、簡信、簡は簡核なり、詳に吟味するとなり、エラブと訓む、信は證據充分なるをいふ、五刑、墨、劓、剕、宮、大辟是なり、墨は入れずみなり、劓ははなきるなり、剕は足きるなり、宮は淫刑なり、大辟は死刑なり、不簡、吟味するも五刑に應ぜざるをいふ、五罰、五等の罰金刑なり、即ち五刑に處すべきを、證據不充分の爲に各、一等を減じて、黄金を出して其罪を贖はしむるをいふ、不服、罰金刑に應ぜざるをいふ、五過、五等の過失罪なり、官獄、内獄、官獄は嘗て同官たりし者を裁きて罪を軽くすることなり、内獄は女より取り入りたる爲に其の罪を軽くす

ることなり、閱實、吟味して罪を明かにするをいふ、
五刑之疑有赦、五罰之疑有赦、
其審克之、簡信有衆、惟訊有稽、
無簡不疑、共嚴天威、黥辟疑赦、
其罰百率、閱實其罪、劓辟疑赦、
其罰倍、灑閱實其罪、臙辟疑赦、
其罰倍差、閱實其罪、宮辟疑赦、
其罰五百率、閱實其罪、大辟疑赦、
其罰千率、閱實其罪、墨罰之屬、
千、劓罰之屬、千、臙罰之屬、五
百、宮罰之屬、三百、大辟之罰、其
屬二百、五刑之屬三千、命曰甫
刑、

睦者、

【講義】 穆王は祭公の諫を聽き納れず、遂に犬戎を征したり、されど犬戎の君能く之を禦ぎたれば王何の得る所無く、惟四匹の白狼と四匹の白鹿とのみを得て歸りたり、是より後荒服の者來朝せず、又諸侯にも周に服事せざる者あるに至れり、

【字解】 不睦者、睦は和ぎ親むなり、ヤハラグと訓む、不睦は和ぎて周に服事せざるをいふ、

甫侯言於王、作修刑辟、王曰、吁、來、有國有土、告汝祥刑、在今爾安百姓、何擇非其人、何敬非其刑、何居非其宜、與、兩造具備、師聽五辭、五辭簡信、正於五刑、五刑不簡、正於五罰、五罰不服、正於五過、五過之疵、官獄內獄、閱

實其罪、惟鈞其過、

【講義】 甫侯王に申して刑罰を作り修めぬ、よつて王曰く、ア、來れ國土を有てる諸侯、予れ汝に善く刑を用ふるの道を告げむ、今爾等百姓を安んぜむと欲せば、當に選ぶべき所のは何ぞや、是れ賢人を選びて之を用ふるにあらずや、當に敬むべき所のものは何ぞや、是れ刑罰を恐れつゝしむにあらずや、當に處置すべきことは如何にせむ、是れ其の宜しきに從ふに非ずや、凡て刑獄を決するには囚人と證人と雙方俱に至らしめて之を取り調べ、衆の獄官は五刑の何れに入るべきか、其の入るべき辭を聽かざるべからず、而して其の五刑に入るべき辭の詳に吟味して證據充分なれば、則ち之を五刑に處斷すべきなり、而るに五刑に處する證據未だ充分ならざれば、五罰に正して金を以て其の罪を贖はしむべきなり、若し又五罰に處するまでの科にあらざれば、五過に正して其の罪を赦免すべきなり、さて五過を行ふときの病害は嘗て同官に在りし者に對すると女より取り入りて赦すとにあるなり、故にかゝる情實の明かとなる

年々に高祖の祖以上の靈を合祀す、王、來朝して王事に服すること、終王、天子の新に即位したる時と己れが新に立ちて父に代りし時に來朝服事すること、先王之順祀也、國語に「先王之訓也」に作る、從ふべきなり、順は訓と通す、教法なり、祀は恐らくは衍文ならむ、言、號令なり、法令なり、修文、文は禮法なり、修名、名は尊卑職貢の名號なり、讓、譴責なり、セムと訓む、告、告げ諭すなり、辟、罪なり、威讓、權威を以て責むるなり、勤、勞なり、ツカラスと訓む、

今自^リ大畢^リ伯士^ノ之終^リ也、犬戎氏以其^ノ職^ヲ來^ス王^ス、天子曰^ク、予必^ズ以^テ不享^ス、征^シ之^ヲ、且^ツ觀^ニ之^ノ兵^ヲ、無^ク乃^チ廢^ス先王之訓^ヲ、而^モ王幾^ク頓^ル乎[、]吾聞^ク犬戎樹^ル敦^ニ、率^テ舊^ニ德^ニ、而^{シテ}守^リ終^ニ、純^ニ固^ニ、其有^リ以^テ禦^ル我^ヲ矣、

【講義】 先王之制其れ此の如し、然るに今犬戎の大

畢伯士の二君の卒せしより、現今の犬戎氏は其の職務を以て來朝し、能く王事に服して其の荒服の責を盡せるなり、而るに我が天子は予れ必ず彼の犬戎が天子の命に従はざるといふの理由を以て之を征伐せむといひ、且つ將に之に兵を示して威嚇せむとしたまふ、かくては乃ち先王の教法を廢棄して、王も亦殆ど敗ること無からむや、吾れ聞く、犬戎の國民性は皆篤實にして、今の君は能く舊德に循ひて、其の職を守ること終始專一なりと、故に今王之を征し給ふも彼れ必ず能く我軍を禦ぐことあらむと、此まで祭公謀父の諫言なり、

【字解】 大畢伯士、犬戎の二君の名なり、不享、天子の命に従はざるをいふ、幾頓、幾は殆なり、頓は敗るるなり、樹敦、樹は立つるなり、敦は篤きなり、樹敦は國民性の懇篤なるをいふ、純固、純は專なり、固は一なり、

王遂^ニ征^ス之^ヲ、得^テ四^ノ白^ノ狼^ノ、四^ノ白^ノ鹿^ノ、以^テ歸^ル、自^レ是^レ荒^ノ服^者不^レ至^テ、諸^ノ侯^ニ有^リ不^レ

し時に來朝す、是れ先王の教法なり、若し甸服の者に
して日祭の供物を貢がざる者あれば、則ち天子は自
ら己が意志を修めて、其の不徳を責むるなり、侯服の
者にして月祭の供物を貢がざる者あれば、則ち天子
は法令を修め正すなり、賓服の者にして四時祭の供
物を貢がざる者あれば、則ち天子は禮法を修め正す
なり、要服の者にして歲祭の供物を貢がざる者あれ
ば、則ち天子は名號を修め正すなり、荒服の者にして
來朝して王事に従はざれば、則ち天子は自ら徳を修
めて之を待ち、毫も之を責めざるなり、此の五つの法
を序で成すも尙來貢せざる者あれば、始めて刑戮の
法を適用するなり、即ち日祭の供物を貢がざる者は
刑し、月祭の供物を貢がざる者は伐ち、四時祭の供物
を貢がざる者は征し、歲祭の供物を貢がざる者は謹
責し、來朝せざる者は告げ諭すなり、是に於て不祭の
者には刑罰の罪科あり、不祀の者には攻伐の兵あり、
不享の者には征討の備あり、不貢の者には權威を以
て譴責するの法令あり、不王の者には告諭の文辭あ
るなり、さて要服荒服の者には法令を布き文辭を陳
べて之を教へ諭すも尙來貢せざる者ある時は、天子

は己が徳を増し修めて、自然に心服し來るを待ちて、
民をして遠征の勞につからしむること無し、是を以
て近き者は其の徳に従はざること無く、遠き者は服
せざること無きなり、

【字解】 邦内、畿内なり、甸服、甸は田なり、服は事な
り、畿内は田賦を以て王に服事す、故にいふ、邦外、畿
内の外方五百里の地なり、侯服、侯は斥候なり、斥候
の務を以て王に服事す、故にいふ、侯衛、侯圻・甸圻・
男圻・采圻・衛圻の略なり、侯衛二圻は其の始と終と
を爲す、故に之を以て此の五圻を總ぶ、邦外の外方二
千五百里の地なり、而して各圻方五百里なり、賓服、
貢する毎に賓禮を以て王に服事す、故にいふ、禹貢の
綏服に相當す、要服、要は要束なり、要束するに文教
を以てするの地なり、荒服、荒は荒忽なり、政教荒忽
として遍く布き及ばず、故に其の故俗に因りて之を
治むるの地なり、祭、天子日祭の供物を貢ぐこと、天
子は日々に祖考を祭るなり、祀、天子月祭の供物を貢
ぐこと、天子は月々に曾祖高祖を祭る、享、天子四時
祭の供物を貢ぐこと、天子は春夏秋冬に高祖の祖と
考とを祭る、貢、天子歲祭の供物を貢ぐこと、天子は

つゝしみつとむる也、教篤、あつき心なり、奕世、累世
なり、載、成すなり、忝、辱むるなり、帝辛、殷の紂王な
り、惡、子民、民に暴惡を加ふるをいふ、訶戴、訶は悅
ぶなり、訶戴は悦びて天子と戴くなり、商牧、商の近
郊の牧野なり、勤恤、いたはりあはれむなり、民隱、民
の苦痛なり、

夫先王之制、邦内甸服、邦外侯
服、侯衛賓服、夷蠻要服、戎翟荒
服、甸服者祭、侯服者祀、賓服者
享、要服者貢、荒服者王、日祭、月
祀、時享、歲貢、終王、先王之順〔祀〕
也、有不祭、則修意、有不祀、則修
言、有不享、則修文、有不貢、則修
名、有不王、則修德、序成而有不
至、則修刑、於是、有刑不祭、伐不

祀、征不享、讓不貢、告不王、於是
有刑罰之辟、有攻伐之兵、有征
討之備、有威讓之命、有文告之
辭、布令陳辭、而有不至、則增修
於德、無勤民於遠、是以近無不
聽、遠無不服、

【講義】 さて先王の諸侯及び蠻夷に對する制は、畿
内の諸國は甸服なり、畿内外の諸國は侯服なり、侯衛
の諸國は賓服なり、夷蠻の諸國は要服なり、戎翟の諸
國は荒服なり、甸服の者は天子の日祭の供物を貢ぎ、
侯服の者は天子の月祭の供物を貢ぎ、賓服の者は天
子の四時祭の供物を貢ぎ、要服の者は天子歲祭の供
物を貢ぎ、荒服の者は來朝したる時に王事に從ふな
り、故に甸服の者は日々に日祭の供物を貢ぎ、侯服の
者は月々に月祭の供物を貢ぎ、賓服の者は春夏秋冬
に其の供物を貢ぎ、要服の者は年々に歲祭の供物を
貢ぎ、荒服の者は嗣王の即位又は己れ新に國を繼ぎ

其緒、修其訓典、朝夕恪勤、守以敦篤、奉以忠信、奕世載德、不忝前人、至于文王、武王、昭前之光、明而加之以慈和、事神保民、無不欣喜、商王帝辛、大惡于民、庶民不忍、訴戴武王、以致戎于商、牧、是故先王非務武也、勤恤民隱、而除其害也、

【講義】昔し我が周の先王は世々后稷の官に在りて、虞と夏との天子に従ひ事へたり、夏の衰ふるに及び、稷官を弃て、農事を務めざりしかば、我が先王の不窳は其の官を失へるを以て、自ら戎狄の間に竄れたり、されど敢て其の業を怠らず、以て民を導けり、其れより以來の王は世々其の徳を整へ、従つて其の事業を修め、其の教法を正し、朝夕つゝしみ勤め、あつき心を以て之を守り、まごころを以て奉行せり、此

の如くして累世徳を修め耀して先祖を辱しめざりき、其の後文王武王の世に至りて、前代の王の光明の徳を昭にし、其の上に慈愛和暢の徳を加へ、神に事へ民を保んじ養ひしかば、神も民も皆欣喜せざること無かりしなり、此の時に當りて殷の紂王は大いに民に暴惡を加へて苦めしかば、庶民之に忍びず、武王の徳を慕ひて悦び戴きて、兵を商の近郊なる牧野に出して紂王を滅したり、是の故に先王は自ら好みて兵を妄に動かしたるには非ざるなり、是れ畢竟民の痛苦をいたはりあはれみて其の害毒を除きたるのみなり、故に我が周の先王は先づ徳を耀して妄に兵を示して民を威嚇することはなさざりしなり、

【字解】世、后稷、后稷は農事を司る官なり、此の官を代々勤めしをいふ、即ち周の先祖の弃は舜帝の時の后稷となり、不窳亦夏の啓王の時の后稷となりしをいふ、及、夏之衰、夏の大康の世を指す、竄、匿る、なり、戎狄之間、不窳の封地の部は戎狄の地に在り、故にいふ、時、不窳以後代々の王の時を指す、序、秩序を立つるなり、と、のふるなり、遵、従ふなり、先王の心に従ふをいふ、緒、事業なり、訓典、教法なり、恪勤、

如くすれば其の兵に正名ありて向ふ所風靡せざる所無きものなり、故に民真に其の兵威に懼るゝなり、而るに之に反して妄に兵を動せば、兵に正名無くして汗るゝなり、兵汗るれば民之に狎れて懼るゝ所無きに至る、是の故に周文公の頌にもいへることあり、武王の殷を伐ち給ひし後は兵を用ふるの用無ければ、干戈を庫に藏め、弓矢をゆみぶくろに包みて、民に之を用ひざることを示されたり、而して武王は専ら美德を求めて之を實行したり、故に其の美しき功德を此の夏歌にうたひ陳ぶるなり、誠に王は此の美德を保有して民に耀したまひしなりと、是れ先王が民に臨むに先づ徳を耀して妄に兵を用ひざるの證なり、此の如く先王の民に於けるや勉めて民の徳を正しくし、民の生命を厚くし、民の財物を豊にし、民の器具を製して便利にし、民の利害の向ふ所を明にし、禮法を以て民を修め、民をして利を務めて害を辟け、徳に懷きて威を畏れしめしなり、故に能く民の心服する所となりて子孫世々相繼ぎて天下に君臨し、益、盛大となりしなり、

【字解】 犬戎、西方の蠻族なり、祭公謀父、祭は國號

なり、公は諸侯の稱號なり、謀父は字なり、一説に名なりと、觀兵、觀は示すなり、觀兵は妄に兵を示して威嚇することなり、戢、藏むるなり、玩、驕なり、けがるゝ也、狎れ侮るの意なり、震、懼るゝなり、周文公、周公旦の稱なり、頌、詩の一體なり、天子の功德を稱へ神明に告ぐる樂歌なり、此に引く所は詩經周頌の時邁に在るなり、載、スナハチと訓む、囊、弓袋なり、此には弓矢を包むことなり、ツ、ムと訓む、我、武王を指す、懿徳、美德なり、時夏、時は是なり、夏は大いなる樂章なり、允、誠なり、マコトニと訓む、茂、勉むなり、其徳、其の字以下皆民を指す、其性、民の生命なり、阜、豊なり、財求、求は財と通ず、昧は財なり、故に財求は財物なり、器用、日常に用ふる器具なり、郷、方なり、方向をいふ、以文、文は禮法なり、

昔我先王世后稷以服事虞夏、及夏之衰也、弃稷不務、我先王不窋、用失其官、而自竄於戎狄之間、不敢怠業、時序其徳、遵修

るなりと、

立^ツ昭^ニ王^ヲ子^ト滿^ヲ、是^ヲ爲^ス穆^ニ王^ト、穆^ニ王^ト即^レ位^ニ、春秋^ニ已^ニ五^ニ十^ニ矣[、]王^ノ道^ニ衰^{セリ}微^シ、穆^ニ王^ト閱^レ文^ニ武^ノ之^ノ道^ニ缺^ク、乃^チ命^シ伯^ニ槩^ト申^シ誠^ニ太^ニ僕^ト國^ノ之^ノ政^ヲ、作^ル槩^ニ命^ヲ、復^シ寧^シ、

【講義】 昭王の子の滿を立つ、是を穆王と爲す、穆王の王位に即く時は齡已に五十になりぬ、而して周の王道衰微せるを以て、穆王は文王武王の道の缺けたるを閱ひ、乃ち伯槩に命じて太僕に國の政を申べ誠しめて槩命を作れり、是に於て天下復安寧となりぬ、
【字解】 春秋、年齢なり、閱、うれふなり、文武、文王武王なり、伯槩、臣の名なり、槩は古文の罔の字なり、太僕、官名なり、周の穆王始めて之を置く、尙書の序には伯罔を周の太僕正と爲すとありて此の文と異れり、槩命、罔命に同じ、尙書の篇名なり、

穆^ニ王^ト將^シ征^シ犬^ニ戎^ヲ、祭^ニ公^ト謀^シ父^ト諫^メ曰^ク、

不^レ可^ク、先^ニ王^ノ耀^リ德^ヲ、不^レ觀^シ兵^ヲ、夫^レ兵^ヲ戰^ハ而^シ時^ニ動^ク、動^ク則^チ威^ヲ、觀^シ則^チ玩^ル、玩^ル則^チ無^シ震^ル、是^レ故^ニ周^ノ文^ノ公^ノ之^ノ頌^ニ曰^ク、載^シ戢^シ干^ヲ、戈^ヲ、載^シ橐^ヲ、弓^ヲ、矢^ヲ、我^レ求^フ懿^ニ德^ヲ、肆^ニ于^ニ時^ニ、夏^ニ、允^ニ王^ト保^フ之^ヲ、先^ニ王^ノ之^ノ於^テ民^ニ也[、]茂^ク正^シ其^ノ德^ヲ、而^シ厚^ク其^ノ性^ヲ、阜^ク其^ノ財^ヲ、求^フ而^シ利^シ其^ノ器^ヲ、用^シ明^ニ利^ニ害^ノ之^ノ鄉^ヲ、以^テ文^ヲ修^メ之^ヲ、使^シ之^ヲ務^メ利^ヲ、而^シ辟^リ害^ヲ、懷^ニ德^ヲ、而^シ畏^レ威^ヲ、故^ニ能^ク保^レ世^ヲ、以^テ滋^ク大^{ナリ}、

【講義】 穆王將に犬戎を征伐せむとす、祭公謀父之を諫めて曰く、王の犬戎を征し給ふは不可なり、請ふ其の不可なる所以を述べむ、先王の民に臨むや、徳を耀すを専務として妄に兵力を以て之を威嚇せざるなり、さて兵は平時に於ては之を藏めて用ひず、若し一朝事あらば始めて之を動かし用ふるものなり、此の

【字解】頌聲、太平を謳歌するの聲なり、賄息、愼之命、佚書の篇名なり、不任、天子の事に任へざるをいふ、顧命、尙書の篇名なり、

太子釗遂立、是爲康王、康王卽位、徧告諸侯、宣告以文武之業、以申之、作康誥、

【講義】太子釗遂に立つ、是を康王と爲す、康王位に卽き、徧く諸侯に文王の業を宣へ告げて康誥を作れり、

【字解】康誥、康王之誥の誤なり、

故成康之際、天下安寧、刑錯四十餘年不用、康王命作策、畢公

分居里、成周郊、作畢命、

【講義】故に成王康王の際は天下安らかにして、刑罰を措きて用ひざると四十餘年に及べり、康王命じて策書を作らしむ、畢公をして洛邑の居里を分別し

て民俗の善惡を分ちて居らしめ、以て東周の郊境を定めて保護せしめたり、畢命を作る、

【字解】成康、成王康王なり、錯、措と通ず、おきて用ひざるなり、分居里、洛邑の居里を區別して民俗の善惡を分ち置くことなり、畢命、尙書の篇名なり、

康王卒、子昭王瑕立、昭王之時、王道微缺、昭王南巡狩、不返、卒于江上、其卒不赴告、諱之也、

【講義】康王卒しぬ、子の昭王瑕立つ、此の昭王の時に至りて周の王道少しく衰へたり、昭王南に巡狩して返らず、遂に江上に卒しぬ、其の卒せることを天下に赴げ知らさざるは王者の終を全くせざりしを諱みてなり、

【字解】康王卒、康王は賢にして成王と並び稱せらる、宜しく崩と書すべき也、然るに卒と貶書せるは義例を誤りたるなるべし、微缺、少しく衰へたるをいふ、赴告、天下に告知するなり、卒于江上、江水に溺れて卒したるをいふ、一説に漢水を渡る時に溺死せ

【講義】 召公は成王の保と爲り、周公は其の師と爲りて、東の方淮夷を伐ち、尙北に進みて奄を殘ひ、其の君の薄姑を遷したり、是れ淮夷と奄とが殷の武庚の亂に與したるを以てなり、成王奄より歸りて宗周に在り、諸邦の諸侯に誥げて多方を作る、周公攝政の時東征して既に殷の命を黜け、成王自ら政を行ふに至りて淮夷を襲ひたれば、歸りて豊に在りて周官を作れり、

【字解】 保、師、保はかしづきまもる人、つきそひ、師は教を垂るゝ人、殘、そこなふ也、宗周、鎬京なり、多方、尙書の篇名なり、緇、しりぞくなり、周官、尙書の篇名なり、

興^シ正^シ禮^ヲ樂^ヲ、度^テ制^ス於^テ是^ニ、改^リ而^シ民^ヲ和^ス睦^シ、頌^シ聲^ヲ興^ル、成^王既^ニ伐^チ東^ニ夷^ヲ、息^慎來^テ賀^ス、王^ヲ賜^フ榮^ヲ伯^ニ、作^ル賄^ニ息^慎之^ノ命^ヲ、成^王將^ニ崩^レ懼^レ太^子釗^ノ之^ノ不^レ任^ハ、乃^チ命^シ召^シ公^ヲ、畢^シ公^ヲ、率^テ諸^侯以^テ相^シ太^子、

而^チ立^テ之^ヲ、成^王既^ニ崩^リ、二^ノ公^ヲ率^テ諸^侯、以^テ太^子釗^ヲ見^シ於^テ先^王廟^ニ、申^シ告^ス以^テ文^王武^王之^ノ所^ヲ以^テ爲^シ王^ノ業^ヲ、之^ノ不^レ易^シ、務^シ在^リ節^儉、毋^ク多^ク欲^ス、以^テ篤^シ信^ヲ臨^ム之^ヲ、作^ル顧^命、

【講義】 周の代と爲りて禮樂を興し正したれば、制度是に於て全く改まり、人民皆和睦し、太平を謳歌するの聲滿ち興りぬ、成王既に東夷を伐ち平げたれば、息慎來り賀す、此の時恰も成王は榮伯に賜せる折なり、乃ち賄息慎之命を作れり、成王の將に崩せんとするや、太子釗の天子の事に任へざらむかと心痛し、乃ち召公畢公に命じて諸侯を率ゐて太子を輔佐して之を立てんとを屬せり、成王既に崩じぬ、二公是に於て諸侯を率ゐて太子釗を先王の廟に見えしめ、且つ申べ告ぐるに、文王武王の王業を爲しし所以の易からずして、務めは節儉にして多欲無く、篤信を以て民に臨むに在りしことを以てす、乃ち顧命を作れり、

微子之命、次に歸禾、次に嘉禾、次に康誥・酒誥・梓材を作れり、而して是等の事は魯の世家に記すべし、
【字解】大誥・微子之命、皆尙書の篇名なり、歸禾・嘉禾、皆佚書の篇名なり、康誥・酒誥・梓材、皆尙書の篇名なり、周公之篇、魯周公世家を指す、

周公行政七年、成王長、周公反政、成王北面就羣臣之位、成王在豊、使召公復營洛邑、如武王之意、周公復卜、申視、卒營築、居九鼎焉、曰、此天下之中、四方入貢、道里均、作召誥・洛誥、成王既遷殷、遺民、周公以王命告、作多士・無佚、

【講義】周公政を攝り行ふこと七年にして成王長じぬ、よつて周公は政を成王に反し、北面して羣臣の

位に就きたり、二月成王豊に在りて召公をして再び洛邑に都を營ましめて、武王の意の如くせむとす、三月周公復た卜ひて吉なりしかば、之を伸べ視して卒に洛邑に都を營み築きて九鼎を据ゑたり、曰く、此れ天下の中央にして四方の諸侯より入貢する道里相均しと、乃ち召誥・洛誥を作る、成王既に殷の遺民を洛邑に遷したれば、周公之に王命を告げて多士・無佚を作れり、

【字解】申視、卜の吉事を伸べ示すなり、九鼎、宗廟に供ふる鼎にして夏殷周三代の寶物なり、此は夏禹の時九州より貢ぎたる黄金にて鑄たる鼎なり、故に九鼎と名づく、召誥・洛誥、共に尙書の篇名なり、殷遺民、殷の餘民なり、就中其の頑迷にして徳義の經に従はざる者を指す、多士・無佚、共に尙書の篇名なり、

召公爲保、周公爲師、東伐淮夷、殘奄、遷其君薄姑、成王自奄歸、在宗周、作多方、既緹殷命、襲淮夷、歸在豊、作周官、

成王少、周初定天下、周公恐諸侯畔、周公乃攝行政、當國、管叔、蔡叔羣弟疑周公、與武庚作亂、畔周、周公奉成王命、伐誅武庚、管叔、放蔡叔、以微子開代殷、後國於宋、頗收殷餘民、以封武王少弟、封爲衛、康叔、晉、唐叔得嘉穀、獻之成王、成王以歸周公于兵所、周公受禾、東土、魯、天子之命、

【講義】 成王のまだ少かりし時、周は初めて天下を平定したり、されど周公は尙諸侯の周に畔かむことを恐るゝを以て、自ら成王に代りて政を統べ行ひて國に當れり、時に管叔蔡叔等の羣弟は周公の攝政を疑ひて武庚と亂を作して周に畔く、周公乃ち成王の

命を奉じ、伐ちて武庚管叔を誅し、蔡叔を放逐し、微子開を以て殷の後に代らしめて宋國に封じ、又頗る殷の餘民を收めて武王の少弟の封を封じて衛の康叔と爲す、此の時晉の唐叔といへる人嘉禾を得て之を成王に獻じたり、成王之を周公に其の陣所に饒る、周公之を東土に受けて天子の命を軍中に陳べたり、

【字解】 晉唐叔、唐叔は成王の弟にして名を虞といふ、晉の字恐らくは衍ならむ、魯世家には晉の字無し、嘉穀、芽出度き穀物なり、即ち二苗にして一穗を出せるものなり、歸、饒るなり、魯、旅に同じ、陳ぶるなり、

初管蔡畔、周公討之、三年而畢定、故初作大誥、次作微子之命、次歸禾、次嘉禾、次康誥、酒誥、梓材、其事在周公之篇、

【講義】 初め管叔蔡叔の周に畔くや、周公之を討伐し三年にして畢く定りぬ、故に初に大誥を作り、次に

を望み北の方嶽鄙を望み、又顧みて有河を瞻て、こゝに此の維伊二水の間を瞻るに、是れ亦商邑の天室に遠かること無し、故に周室の都を此の維邑に營みて而して後に去り、馬を華山の南に縦ち、牛を桃林の丘に放ち、干戈を伏せ、兵士を收め整へ軍旅を釋き放ちて、天下に再び兵を用ひざることを示せり、

【字解】 汭、水の北涯なり、三途、地名なり、嶽鄙、嶽は太行山なり、鄙は嶽に近き邑なり、粵、審に慎むの辭にして凡て事の發端句首に在り、コ、ニと訓む、縦、馬放、牛、戰陣に用ひたる馬牛を牧野に放つなり、偃、干戈、たて、ほこを伏せて用ひざるなり、振、兵、振は收め整ふるなり、振兵は兵士を退けと、のふるをいふ、

武王已克殷、後二年、問箕子殷所以亡、箕子不忍言、殷惡、以存亡國、宜告、武王亦醜、故問、以天道、武王病、天下未集、羣公懼、穆

ト、周公乃被齋、自爲質、欲代武王、武王有瘳、後而崩、太子誦代立、是爲成王、

【講義】 武王已に殷に克ちて、其の後二年にして箕子に殷の亡びし所以を問ふ、箕子は殷人なれば殷の惡事を言ふに忍びず、國家を存亡するの義を以て告げ答ふ、武王箕子の言に恥ぢて更に天道を問へり、武王其の後病に罹りて重し、而るに天下未だ全く集り服せざれば、群公懼れ敬みて之をトふ、周公は神に祈りて不祥を被ひ身を慎みて齋し、自ら贊と爲りて武王の身代にならむとす、此效にや武王病瘳えたり、其後武王崩じぬ、太子誦代りて立つ、是を成王と爲す、【字解】 存、亡國、宜、宜は義なり、國家を隆盛にし又は滅亡する所以の義なり、醜、恥ぢなり、未、集、未だ悉く服せざるをいふ、穆、敬むなり、被、齋、被は神に祈りて不祥を被ひ福を求むるなり、齋は身を清潔にして謹直にすること、ものいみなり、質、贊に同じ、にへなり、

如く天は殷に享けざるを以て、今や我が周は之に代りて王業を成せり、されど願ふに天の始めて殷を建つるや、名賢の人三百六十夫を登用したり、而るに命の廢るゝに及びては名賢を登用せず、又之を擯け滅さずして今に至れり、而して今我れ未だ天命を保んじ定めざれば、天下の民其の歸向する所を知らず、我れ何ぞ寐ぬるに暇あらむやと、王又曰く、天命を保んじ定めば、商の天室の邑に至りて夫の惡人の天命を知らずして周家に順はざる者を悉く求めて、之を貶し責めて殷王紂と同罪にせむ、又日夜來者を勞ひて我が西土を安んじ、又我が事と徳とを顯にして教を四方に施して明かとなれば、其の時こそ始めて安眠せらるべけれと申されけり、

【字解】 九牧、九州の長官なり、自夜、夜は宵なり、夜の字の下至、旦の二字を附けて讀むべし、不饗、殷の祭祀を受けざるをいふ、麋鹿在、牧蜚鴻滿、野、麋は水牛に似たる鹿なり、なれしか、蜚は飛の古字なり、鴻は大鳥なり、兩句の意は世亂れて田野荒廢し、人民流離の慘狀をいへるなり、有成、周の王業を成せるをいふ、登、登用なり、名民、名賢の人なり、不

顯、名民を登用せざるをいふ、賓滅、賓は擯なり、しりぞけ絶つなり、天室、商邑の名なり、夫惡、惡人の天命を知らずして周家に順はざる者なり、貶、おとし責むるなり、從殷王受、受は紂なり、紂に從はしむとは紂と同罪にすることなり、服、事なり、方明、教を四方に施して明かにすることなり、

自洛汭延于伊汭、居易毋固、其有夏之居、我南望三途、北望嶽鄙、顧瞻有河、粵詹雒伊、毋遠天室、營周居于雒邑、而後去、縱馬於華山之陽、放牛於桃林之虛、偃干戈、振兵釋旅、示天下不復用也、

【講義】 洛水の北涯より伊水の北涯に及ぶまでは、居所とするに其の地勢平易にして周圍に險峻の固無きなり、斯れ古有夏の居りし所なり、我今南の方三途

管、弟叔度於蔡、餘各以次受封。

【講義】 殷紂已に滅びぬれば諸侯を封じ、宗廟の酒樽を班ち賜ひて分般之器物を作れり、即ち武王は古の聖王を追思し、其の徳を贊美して神農の後を焦に、黃帝の後を祝に、帝堯の後を薊に、帝舜の後を陳に、大禹の後を杞に封じたり、次に般を平げたる功臣謀士を封ず、而して師尙父を第一位と爲す、即ち尙父を營丘に封じて齊といひ、弟の周公旦を曲阜に封じて魯といひ、召公奭を燕に封じ、弟の叔鮮を管に、弟の叔度を蔡に封ず、其の他は次ぎ／＼に封を受けたり、
【字解】 宗彝、宗廟の酒樽なり、分般之器物、佚書の篇名なり、褒、贊美なり、

武王徵九牧之君、登幽之阜、以望商邑、武王至于周、自夜不寐、周公旦即王所、曰、曷爲不寐、王曰、告女、維天不饗殷、自發未生、

於今六十年、麋鹿在牧、蜚鴻滿野、天不享殷、乃今有成、維天建殷、其登名民三百六十夫、不顯、亦不賓滅、以至今、我未定天保、何暇寐、王曰、定天保、依天室、悉求夫惡、貶從殷王受、日夜勞來、我西土、我維顯服、及德方明、

【講義】 武王又九州の長官を召して、幽の阜に登りて商邑を望ましめ、以て般の餘民の動靜を窺はしむ、それより武王は岐周に歸るも、夜より旦に至るまで寐ねられざるなり、弟の周公旦之を案じて王の寢所に至りて、何故に寐ねられざるかと問ふ、王曰く、我汝に告げむ、さて天が殷の享祀を饗げざること久し、即ち發が未だ生れざる前より、天命已に廢れて今に至るまで大凡六十年に達せり、其の間世亂れて山野荒廢し、麋鹿は牧に在り、飛鴻は野に滿てり、此の

已而命召公、釋箕子之囚、命畢公、釋百姓之囚、表商容之閭、命南宮括、散鹿臺之財、發鉅橋之粟、以振貧弱、萌隸、命南宮括、史佚、展九鼎、保玉、命閔天、封比干之墓、命宗祝、享祠于軍、乃罷兵西歸、行狩、記政事、作武成。

【講義】 管蔡をして殷を治めしめてより後、召公に命じて箕子の囚を釋し、畢公に命じて百官の囚を釋し、又商容の門閭に旌表して其の德を表し、南宮括に命じて鹿臺の財物を散じ、鉅橋の粟を發きて貧窮羸弱の人民に賑し、又南宮括と史佚とに命じて九鼎寶玉を陳ね、閔天に命じて比干の墓を封じ、宗祝に命じて軍神に享祠せしむ、是に於て兵を罷め武器を偃せて西周に歸る、其の歸途行くく巡狩し、又殷の政事の善きものを記して武成を作れり、

【字解】 釋、ゆるすなり、表、德を表すなり、閭、里門なり、振、にぎはすなり、萌隸、萌は氓に通ず、民なり、隸は奴なり、萌隸は人民なり、展、陳ぶるなり、保玉、保は一に寶に作れり、又史記には寶の字を皆葆に作れば、此も葆の誤ならむ、封墓、墓の土を益し疆界を畫るをいふ、享祠、まつるなり、軍、軍神なり、行狩、行くく巡狩すること、尙書の序には歸獸に作れり、武成、尙書の篇名なり、

封諸侯、班賜宗彝、作分殷之器物、武王追思先聖王、乃褒封神農之後於焦、黃帝之後於祝、帝堯之後於薊、帝舜之後於陳、大禹之後於杞、於是封功臣謀士、而師尙父爲首封、封尙父於營丘、曰齊、封弟周公旦於曲阜、曰魯、封召公奭於燕、封弟叔鮮於

從、毛叔鄭奉明水、衛康叔封布
 茲、召公奭贊采、師尚父牽牲、尹
 佚筮祝曰、殷之末孫季紂、殄廢
 先王明德、侮蔑神祇、不祀昏暴
 商邑、百姓、其章顯聞于天皇上
 帝、於是武王再拜稽首曰、膺更
 大命、革殷、受天明命、武王又再
 拜稽首、乃出、封商紂子祿父、殷
 之餘民、武王爲殷初定、未集、乃
 使其弟管叔鮮、蔡叔度、相祿父
 治殷。

【講義】 武王既に入城して社の南に立てば、中軍の
 左右の將卒は畢く從へり、毛叔鄭は明水を奉り、衛の
 康叔封は茲といふ席を布き、召公奭は幣を供ふるを

佐け、師尚父は牲を牽る、尹佚は筮に書したる祝文を
 讀みて曰く、殷の末孫の季紂は先王の明德を絶ち廢
 て、天神地祇を侮り蔑にして祭祀せず、商邑の百姓を
 亂し荒してしへたげければ、其の罪惡明に顯れて遂
 に天皇上帝に聞えたり、是の時武王再拜稽首す、尹佚
 尙言を繼ぎて曰く、天の大命を更るに當りて、先づか
 かる虐暴の殷を革めて天の明命を受けよと、是の時
 武王又再拜稽首して出づ、是に於て武王は商紂の子
 の祿父を殷に封じて其の餘民を附せしむ、されど武
 王は殷の地初めて定まれど其の餘民未だ集り來らざ
 れば、其の弟の管叔鮮と蔡叔度とをして祿父を佐け
 て殷の地を治めしめたり、

【字解】 大卒、中軍なり、明水、玄酒に同じ、祭祀に用
 ふる水のことなり、茲、籍物の名なり、贊采、贊は佐
 くるなり、采は幣なり、筮祝、筮は策に同じ、ふだな
 り、祝は祝文なり、ふだに書きたる祝文なり、殄廢、た
 ちすつるなり、侮蔑、あなどりないがしろにするな
 り、昏暴、みだしあらずなり、章顯、明にあらはるゝな
 り、天皇上帝、天の神なり、膺更、膺は當るなり、更は
 一に受到作る、

遂入至紂死所、武王自射之、三發而後下車、以輕劍擊之、以黃鉞斬紂頭、縣大白之旗、已而至紂之嬖妾、二女、二女皆經自殺、武王又射三發、擊以劍、斬以玄鉞、縣其頭、小白之旗、武王已乃出復軍、其明日、除道修社、及商紂宮、及期、百夫荷罕旗、以先驅、武王弟叔振鐸、奉陳常車、周公旦把大鉞、畢公把小鉞、以夾武王、散宜生、太顛、閔天、皆執劍、以衛武王、

【講義】武王遂に殷の都に入り、紂が死にたる所に至り、自ら紂を射るに三矢を發ち、而る後に車より下

りて、劍を以て之を撃ち、黃鉞を以て其の頭を斬り、之を太白の旗に懸けて衆に示したり、已にして紂が嬖妾の二女の居る所に至れば、二女は已に經れて自殺せり、武王又之を射るに三矢を發ち、劍を以て之を撃ち、玄鉞を以て二女の頭を斬り、之を小白の旗に懸けたり、武王已にして都を出でて己が軍營に復れり、其の明日には道を除ひ社を修めて商紂の宮に至りて其の入城式を了れり、其の入城の期に及びて、百夫は罕旗を荷ひて前騎と爲り、武王の弟の叔振鐸は儀裝車を奉じ陳べ、周公旦は大鉞を把り、畢公は小鉞を把り、各、武王を夾み、散宜生・太顛・閔天は、皆劍を執りて武王を守護せり、

【字解】輕劍、輕呂と稱する劍なり、經、縊死なり、くびるなり、殷紀には武王旦己を殺すとありて此の紀と異なり、玄鉞、鉞なり、修社、土神を祀れる祠を修むるなり、罕旗、罕は旌旗なり、罕旗は前騎の把るはたなり、先驅、さきのりなり、常車、儀裝車なり、畢公、魯世家には召公に作れり、

既入立于社南、大卒之左右畢、

師、紂師雖衆、皆無戰之心、心欲
 武王亟入、紂師皆倒兵以戰、以
 開武王、武王馳之、紂兵皆崩、畔
 紂、紂走、反入、登于鹿臺之上、蒙
 衣其珠玉、自燔于火而死、武王
 持大白旗、以麾諸侯、諸侯畢拜
 武王、武王乃揖諸侯、諸侯畢從
 武王、至商國、商國百姓咸待於
 郊、於是武王使羣臣告語商百
 姓曰、上天降休、商人皆再拜稽
 首、武王亦答拜、

【講義】 牧野の誓已に終りし時、諸侯の兵の會せる者四千乗の多きに達したれば、其の軍勢を牧野に配置して陣所を固めたり、殷の帝紂武王の攻め來れる

を聞き、殷も亦兵七十萬人を發し、武王の軍を距ぐ、武王乃ち師尙父と百夫とをして必戰の意を致さしめ、中堅を以て帝紂の師に突入せしむ、紂の師衆しと雖、皆戰ふの心無く、心中竊に武王の速に入り來らむとを希へるなり、故に紂の師は皆兵器を倒にして戰ひて、武王の來る道を開けり、武王の軍勢之に馳せ向ひたれば、紂の兵は皆崩れ立ちて、反つて紂に叛きたり、紂敗走して反りて城中に入りて鹿臺の上に登り、其の藏せる所の珠玉を蒙り著て、自ら火中に投じて燔け死にたり、是に於て武王大自の旗を持ちて諸侯を麾きて戰勝を告ぐ、諸侯畢く武王を拜して其の成功を祝す、武王乃ち諸侯にゑしやくして其の勞を謝す、是より諸侯畢く武王に従ひて商國に至れば、商國の百姓皆之を郊外に待てり、是に於て武王は群臣をして商の百姓に告げ語らしめて曰く、上天慶を降すと、商人皆再拜稽首す、武王も亦答拜す、

【字解】 致、師、必戰の志を示すことなり、大卒、猶中軍といふが如し、亟、速なり、揖、手をこまぬきて禮するなり、ゑしやくすること、休、慶なり、

于爾身有戮

【講義】王曰く、古人已に言へることあり、牝雞は晨の時を告ぐる者に非ず、しかるに牝雞晨の時を告ぐれば、其の家は家運傾きて遂に盡くるに至るべしと、是れ婦人を戒むるの言なり、而るに今般の紂王は婦人の言をのみ用ひて、自ら其の先祖の祭祀を棄て、之に報恩を竭さず、其の國家を亂し棄て、其の祖父母の一族及び同母弟を遺して用ひず、罪多くして四方に逃れたる者を召して、是を崇び是を長と爲し、是を信じ是を使ひ、百姓をあらくしへたげて商の國家を内外より搔き亂せり、よつて今予發は茲に共みて天の罰を行ふなり、故に今日の軍略は一時に多く進むとを爲さざれば、即ち六歩七歩に過ぎずして、止まりて其の隊伍を齊ふるを例とせよ、夫子其れ之を勉めて忘れざれば、又敵を撃つにも一時に多くなさざれば、即ち少くして四伐五伐、多くして六伐七伐を過ぎずして、止まりて其の隊伍を齊へて堅固にせよ、之を勉めて忘るゝこと勿れ夫子、希くは桓々たる武者振を發揮して虎の如く、熊の如く、豹の如く、螭の如くして、我が

周軍の武威を商郊に揚げよ、又強きに乗じて般の敗走せる兵士を暴殺すること勿れ、之を捕虜として西土に使役せむ、之を勉めて忘るゝこと勿れ夫子、若し爾等以上數箇條の命に反きて勉めざる所あれば、其れ爾の身に誅戮を加ふることあらむと、

【字解】無晨、あかつきの時を告ぐること無きをいふ、索、盡くるなり、肆、祭の名なり、答、報恩なり、昏、亂しつるなり、遁逃、のがれにぐる者なり、姦、軌は外より亂すなり、軌は宄と通ず、内より亂すなり、共、つゝしむなり、尙、希ふなり、桓々、威武のさまなり、離、螭と通ず、みづちなり、不禦、克、不禦、禦克は強ひて暴殺するをいふ、犇は敗走する者なり、以役、西土、捕虜として西土に使役するをいふ、

誓已諸侯兵會者、車四千乘、陳師牧野、帝紂聞武王來、亦發兵七十萬人、距武王、武王使師尙父、與百夫致師、以大卒馳、帝紂

げ、爾の干を比べ、爾の矛を立てよ、予れ今汝等に誓はむと、

【字解】二月、一に正月に作る、是なり、殷の正月は周の二月なれども、此の時未だ周の正朔を用ひず、況んや上文の十二月は殷の十二月なるに於てをや、昧爽、夜の引き明けなり、あけぼのなり、杖、黄鉞、杖はつゑつくなり、黄鉞は黄金にて飾りたるまさかりなり、秉、白旄、秉は執るなり、白旄は犛牛の白尾を竿頭に注げて指麾するものなり、さいはいなり、麾、さしまねくなり、遠矣、遠方より能く來れりとして之を勞る辭なり、即ち遠方の出陣大儀なりの意、有國、冢君、冢は大なり、諸侯を親愛したる敬語なり、司徒、文教を司る官なり、司馬、軍事を司る官なり、司空、土地民事を司る官なり、亞旅、亞は次ぐなり、旅は衆大夫なり、大夫は卿に次ぐ、故にいふ、師氏、大夫の兵を以て門を守る者なり、庸、蜀、羌、髳、微、緄、濮、八國の名なり、皆蠻夷戎狄に在る國なり、戈、干、矛、戈は柄の短きほこなり、てぼこなり、干はたてなり、矛は柄の長きほこなり、

王曰、古人有言、牝雞無晨、牝雞之晨、惟家之索、今殷王紂、維婦人言、是用、自弃其先祖、肆祀、不答、昏弃其家國、遺其王父母弟、不用、乃維四方之多罪逋逃、是崇是長、是信、是使、俾暴虐于百姓、以姦軌于商國、今予發、維共行天之罰、今日之事、不過六步七步、乃止齊焉、夫子勉哉、不過於四伐五伐六伐七伐、乃止齊焉、勉哉夫子、尚桓桓如虎、如熊、如豺、如離于商郊、不禦克、犇以役西土、勉哉夫子、爾所不勉、其

ら天命に戻りて之を絶ち、天地人の三つの正道を毀ち壞り、其の祖父母の族及び同母弟を離ち遠け、其の祖先の雅樂を斷ち弃て、みだらなる流行謠を作りて正しき歌を亂し、以て其の婦人を怡はしむるなり、故に今予れ發は茲に共みて天の罰を行はむとす、勉めよや汝等、此の好期を迭して此の次にし又其の次にせむとすべからずと、

【字解】 昏亂暴虐、昏亂はみだるゝなり、暴虐はあらくしへたぐるなり、即ち政をみだして民をしへたぐるをいふ、犇、走るなり、遵、文王、文王の木主を奉じて其に従ふことなり、戎車、兵車なり、虎賁、三千人、虎賁は勇士なり、千の字一に百の字の誤なりといふ、甲士、よろひ著たる兵士なり、孳々、勉むるさまなり、太誓、尙書の篇名なり、現存のものは僞作にして太史公が今茲に引ける所と大いに異なれり、其婦人、其の鍾愛する所の婦人なり、即ち妲己を指す、絶、于天、天の命に反するをいふ、三正、天地人の三の正道なり、離邊、放ち遠くるなり、王父母弟、王父は祖父母の族なり、母弟は同母弟なり、皆親むべき者をいふ、淫聲、みだらなる流行謠なり、怡説、よろこぶなり、共、つゝし

むなり、夫子、丈夫の稱なり、不可、再不可、三、此の好期を迭すべからざるの意なり、

二月甲子、昧爽、武王朝至于商郊、牧野、乃誓、武王左杖黃鉞、右秉白旄、以麾曰、遠矣西土之人、武王曰、嗟、我有國家、君司徒、司馬、司空、亞旅、師氏、千夫、長、百夫、長、及庸、蜀、羌、髳、微、纘、彭、濮、人、稱爾戈、比爾干、立爾矛、予其誓、

【講義】 十二年二月甲子の日の夜の引き明けに、武王は早くより商の南郊の牧野に至りて其の軍士に誓ふ、左手には黄金にて飾りたる鉞を杖き、右手には白旄の采配を執りて衆を麾きて曰く、遠方の出陣大儀に存するぞ西土の人と、武王又曰く、ア、我が親愛する所の有國の大君・司徒・司馬・司空・亞旅・師氏、及び庸・蜀・羌・髳・微・纘・彭・濮の八國の人、爾の戈を舉

復、反るなり、上りしもの、再び下にかへるをいふ、
 王屋、王の陣所の屋根なり、流、行くなり、飛び去るな
 り、魄、鳴き聲の安定なるをいふ、ゆるやかに鳴く聲
 なり、

居二年、聞紂昏亂暴虐滋甚、殺
 王子比干、囚箕子、太師疵、少師
 彊、抱其樂器而奔周、於是武王
 徧告諸侯、曰、殷有重罪、不可
 不畢伐、乃遵文王、遂率戎車三
 百乘、虎賁三千人、甲士四萬五
 千人、以東伐紂、十一年十二月
 戊午、師畢渡盟津、諸侯咸會、曰、
 孳孳無怠、武王乃作太誓、告于
 衆庶、今殷王紂、乃用其婦人之

言、自絶于天、毀壞其三正、離邊
 其王父母弟、乃斷弃其先祖之
 樂、乃爲淫聲、用變亂正聲、怡說
 婦人、故今予發、維共行天罰、勉
 哉夫子、不可再、不可三、

【講義】 武王周に歸り、居ること二年にして、紂の
 昏亂暴虐なる行迹の益甚しくして、王子の比干を殺
 し箕子を囚へ、太師疵と少師彊とは其の樂器を抱き
 て周に走り來れることを聞きぬ、是に於て武王は徧
 く諸侯に通告して曰く、殷に重罪あれば、今之を畢く
 伐たずんばあるべからずと、乃ち文王の木主に遵ひ
 て、遂に戎車三百乘、虎賁三千人、甲士四萬五千人を率
 ゐて東の方紂を伐つ、十一年十二月戊午の日に軍師
 畢く盟津を渡りて河北に上陸す、諸侯も咸來り會す、
 武王諸侯を戒めて曰く、孳々として怠ること勿れと、
 武王是に於て太誓を作りて衆庶に告ぐ、其の言に曰
 く、今殷王紂は其の愛する所の婦人の言を用ひて自

火自^リ上^{カヘリ}復^ニ于^ニ下^ニ、至^ニ于^ニ王屋^ニ、流^{ユキテ}爲^ル鳥^ト、其^ノ色^ハ赤^ハ、其^ノ聲^ハ魄^ト云^フ、是^レ時^ニ諸^ノ侯^ト不^レ期^セ、而^モ會^{スル}盟^ニ津^ニ者[、]八^ノ百^ノ諸^ノ侯^ト、諸^ノ侯^ト皆^ク曰^ク、紂^ヲ可^シ伐^ツ矣[、]武^ノ王^曰、女^{ナシテ}未^レ知^ラ天^ノ命[、]未^レ可^ク也[、]乃^チ還^シ師^ヲ歸^ル、

【講義】 九年に武王は天の畢星を祭りて武運を祈る、東の方に兵威を示さむとて盟津に至り、文王の木主を作りて之を兵車に載せて中軍と爲し、武王は自ら太子發と稱せり、是れ文王を奉じて征伐に出で、敢て自ら專斷するに非ざることを示せるなり、武王乃ち司馬・司徒・司空等の諸の符節を有てる有司に告げて曰く、汝等^{ウヤク}しくつ、しみて信なれ、予は無知なれども今茲に先祖の有徳の臣を用ふるなり、但だ小子は先祖の功を受けて天子の位に在れば、畢く賞罰を立て、汝等の功績を定めむと、遂に師を興す、師尙父軍中の司令に號令して曰く、爾が衆庶と爾が舟楫とを總べよ、若し後れて至らむ者は斬らむと、武

王河を渡る時に、河の中流に白魚の躍りて王の舟中に入るあり、さて魚は介鱗の物にして兵の象あり、白は殷家の正色なり、白魚の舟中に入りしは是れ殷の兵衆の周に與するの瑞兆なりとて、武王は之を俯して取りて天に祭れり、既にして河を渡る、次に火ありて立ち昇り、上より復下に反りて王の陣屋の棟に至り、又飛び去りて鳥と爲る、其の色は赤く、其の鳴き聲はゆるやかなり、さて鳥は孝鳥にして亦是れ周家の正色なり、是れ武王が父の文王の大業を繼ぎて兵を興すに當りて之を祝福するの瑞兆たるなり、是の時天下の諸侯は兼て約束もせざるに、盟津に會するもの八百諸侯あり、諸侯皆紂を伐つべしといふ、武王曰く、汝等未だ天命の歸する所を知らざるなり、今は未だ其の時期に非ずとて、乃ち師を還して歸りたり、

【字解】 上祭^ニ于^ニ畢^ニ、畢は畢星なり、兵を主るの星なり、故に師を出す時之を祭るなり、觀^ニ示^スなり、盟津、孟津に同じ、木主、位牌なり、諸節、諸の符節を受くる有司なり、齊栗、ウヤク、しくつ、しむことなり、先功、先祖の功なり、師尙父、太公望のことなり、號、軍の重き者に號令するなり、楫、舟のかちなり、

しなりと、其の後十年にして崩じぬ、諡して文王と爲す、武王は法度を改め周の正朔を制定したり、又古公を追ひ尊びて太王と爲し、公季を王季と爲す、蓋し周の玉瑞は太王が豳より岐下に徙りし時より興れるなり、

【字解】 道、道は言ふなり、受命之年、天命を受けて天下に君たるの年なり、受命の年より十年の後の九十七才にして崩じたれば、其の受命の年は八十八才なり、一説に八十九才なりといふ、稱王、文王に受命稱王の事無しとて後世の儒者は頻に之を論辨すれども、殷周の過渡期に於て前朝に代らむとする者の自ら王と稱すること敢て難事にてあらざりしならむ、況んや此は太史公が詩人の一説を記したるまでに於てをや、正朔、曆なり、

武王即位、太公望爲師、周公旦爲輔、召公畢公之徒、左右王師、修文王緒業、

【講義】 武王位に即きて、太公望を師父と仰ぎ、周公

を輔佐と爲し、召公畢公の徒は王の軍師を左右して、文王の基を始めし業を修めぬ、

【字解】 左右、佐けなり、緒業、基を始めしことなり、

九年武王上祭于畢、東觀兵、至于盟津、爲文王木主、載以車中軍、武王自稱太子發、言奉文王以伐、不敢自專、乃告司馬、司徒、司空、諸節、齊栗信哉、予無知、以先祖有德、臣小子受先功、畢立賞罰、以定其功、遂興師、師尙父號曰、總爾衆庶、與爾舟楫、後至者、斬、武王渡河、中流白魚躍入王舟中、武王俯取以祭、既渡、有

【字解】決平、曲直を決することなり、虞芮、皆地名なり、獄、訴訟なり、畔、あぜなり、くろなり、砥、まことなり、受命之君、天命を受けて天下に臨む所の君なり、

明年伐犬戎、明年伐密須、明年敗耆國、殷之祖伊聞之、懼以告帝紂、紂曰、不有天命乎、是何能爲、明年伐邠、明年伐崇、侯虎、而作豊邑、自岐下而徙都豊、

【講義】 虞紂の事ありし明年に、西伯犬戎を伐つ、其の明年に密須を伐つ、又其の明年に耆國を敗る、殷の祖伊之を聞き、懼れて帝紂に告ぐ、紂曰く、天命あらざらむや、予に天命の存するあり、彼れ西伯何をか能く爲さむやとて、之を意に介せざりき、明年西伯邠を伐つ、其の明年崇侯虎を伐つ、此の年豊邑を作り、岐山の下より徙りて豊に都を定めたり、

【字解】 犬戎、昆夷なり、即ち後世の長沙武陵郡の大

半に居りし苗族なり、密須、耆、皆國の名なり、耆は殷紀に飢に作れり、邠、崇、皆諸侯の國名なり、

明年西伯崩、太子發立、是爲武王、西伯蓋卽位五十年、其囚羸里、蓋益易之八卦、爲六十四卦、詩人道、西伯蓋受命之年稱王、而斷虞芮之訟、後十年而崩、諡爲文王、改法度、制正朔矣、追尊古公爲太王、公季爲王季、蓋王瑞自太王興、

【講義】 都を豊に徙し、其の明年に至りて西伯崩じぬ、太子の發立つ、是を武王と爲す、西伯は蓋し位に卽きてより崩するに至るまで五十年間なりき、其の昔羸里に囚はれし時に、蓋し易の八卦を益して六十四卦と爲しぬ、又詩人の言によれば、西伯は蓋し天命を受けたる年に自ら王と稱して虞芮の訟を判斷せ

まだ善馬奇物の在るあり、何ぞ赦さざらむやと、乃ち西伯を放免して之に弓矢斧鉞を賜ひて、征伐することを得しめ、且つ曰く、予れ元より西伯を捕へむとせしにあらず、敢て之を爲し、は崇侯虎の誹に因りしなりと、西伯是に於て洛西の地を獻じて紂に炮烙の刑を廢せむことを請ひしに、紂は直に之を許したり、

【字解】 諧、誹り告ぐるなり、そしるなり、嚮、向ふなり、歸服するをいふ、有莘、諸侯の國號なり、驪戎、國の名なり、文馬、毛に文ある馬なり、一説に駿馬の赤き鬣タテガキの身に目は黄金の如きものなりと、有熊、國の名なり、九駟、駟は四頭の馬なり、九駟は三十六匹の馬なり、嬖臣、君の氣に入りの臣なり、此一物、美女を指す、斧鉞、をのとまさかりとなり、俱に武器なり、

西伯陰行善、諸侯皆來決平、於是虞芮之人、有獄不能決、乃如周、入界耕者皆讓畔、民俗皆讓長、虞芮之人、未見西伯、皆慙、相

謂曰、吾所爭、周人所恥、何往爲、マコトニラン 祇取辱耳、遂還、俱讓而去、諸侯聞之、曰、西伯蓋受命之君、キテ

【講義】 是れより西伯陰に善を行ひ仁を施しければ、天下の諸侯皆來服して是非曲直の平を西伯によりて決するに至れり、或る時虞芮グゼイの人に訴訟ありて、何れとも決すること能はざれば、周に行きて西伯の裁決によらむとして其の界に入りしに、周民の耕す者は皆田のあぜを譲り合ひて取らず、他の民俗も皆長者に譲りて自ら先んずることを爲さざるなり、虞芮の人之を見て、未だ西伯に見えざるに、皆自ら心に慙ぢて相俱に謂つて曰く、吾等互に爭ふ所は周人の恥づる所なれば、何ぞ往きて裁決を取ることせむや、往けば實に反つて辱を取るのみなりと、遂に引き還して俱に訴訟を讓歩して去れりといふ、諸侯此の事を聞きて曰く、西伯は實に天命を受けて此の天下に臨む所の君なれば、我等は之に歸服せざるべからざるなりと、

徒、皆往歸之、

【講義】 公季卒して子の昌立つ、是を西伯と爲す、西伯は即ち文王なり、文王は祖先の後稷公劉の業に遵ひ、古公公季の法に則り、仁を篤くし、老人を敬ひ幼少を慈み、賢者にへりくだり、日中まで樂々と食せずして士を待つなり、此を以て士多く之に歸服す、此の時伯夷叔齊は孤竹國に在りて、西伯の善く老を養ふことを聞き、盍ぞ往きて歸せざるやとて之に歸しぬ、其の他太顛・閔天・散宜生・鬻子・辛甲大夫の徒、皆往きて文王に服せり、

【字解】 曰文王、曰の字衍文なり、禮下、へりくだるなり、孤竹、國の名なり、

崇侯虎譖西伯於殷紂曰、西伯積善累德、諸侯皆嚮之、將不利於帝、帝紂乃囚西伯於羑里、閔天之徒患之、乃求有莘氏美女、驪戎之文馬、有熊九駟、他奇怪

物、因殷嬖臣費仲、而獻之、紂、紂大說曰、此一物足以釋西伯、況其多乎、乃赦西伯、賜之弓矢、斧鉞、使西伯得征伐、曰譖西伯者、崇侯虎也、西伯乃獻洛西之地、以請紂去炮烙之刑、紂許之、

【講義】 時に崇侯虎といへる諸侯ありて、西伯が勢力の次第に加はるを知り、之を殷の紂王に誹り告げて曰く、西伯は近頃善を積み徳を累ねて衆庶を懐け、諸侯も多く之に歸服せり、かゝる有様を其まゝに放任すれば、是れ將に帝に不利ならんとすと、帝紂之を信じて乃ち西伯を羑里に囚へたり、西伯の臣の閔天の徒は之を患ひ、其の君の災を助けむとて、有莘氏の美女と驪戎國の文馬と有熊國の九駟と其の他の奇怪の物品とを求めて、之を殷の嬖臣の費仲といへる者を介して紂王に獻せしめたり、紂大いに悦びて曰く、此の美女のみにても西伯を釋すに足るに、其の他に

髮、以讓季歷、

【講義】古公に長子あり、太伯といふ、次子を虞仲といふ、太姜又少子の季歷を生めり、季歷太任を娶る、此の太任も太姜も皆賢婦人なり、太任の昌を生みし時に聖人となるべき吉瑞ありき、故に古公曰く、我が世繼ぎに當に興る者あるべし、其れは必ず昌ならむと、故に長子太伯と次子虞仲とは父が季歷を立て、世を昌に傳へむと欲することを知れり、是に於て二人逃亡して荆蠻に至り、身に入墨し髮を斷ちて、君と爲らざるの意を明かにして世を季歷に讓れり、

【字解】太姜、古公の妃にして有郃氏の女なり、太任、摯任氏の女なり、聖瑞、聖人と爲るべき吉兆なり、即ち九月の甲子の日に赤き雀が丹書を銜みて昌の産舎に止まりたるをいふ、其の丹書に敬義仁の三道を以て世に臨まば其の祚萬世に續ぐべきことを記せりといひ傳ふ、亡、亡命なり、逃ぐるなり、如、行くなり、荆蠻、荆は楚にして後世の吳越の地なり、蠻は北人が史を書するに荆に添加したるまでの字なり、文身、入墨なり、

古公卒、季歷立、是爲公季、公季修古公遺道、篤於行義、諸侯順之、

【講義】古公卒して少子の季歷立つ、是を公季と爲す、公季は古公の遺道たる稼穡の道を修め、行義を篤くしたり、是に於て諸侯之に順へり、

【字解】古公遺道、古公の修めたる后稷公劉の業なり、即ち稼穡の業なり、

公季卒、子昌立、是爲西伯、西伯曰、文王遵后稷公劉之業、則古公公季之法、篤仁、敬老、慈少、禮下賢者、日中不暇食、以待士、士以此多歸之、伯夷、叔齊在孤竹、聞西伯善養老、盍往歸之、太顛、閔天、散宜生、鬻子、辛甲大夫之

室屋、而邑別居之、作五官有司、民皆歌樂之、頌其德、

【講義】古公亶父に至り、復后稷公劉の務めたりし耕種の業を修め、徳を積み義を行ひければ、國人皆古公を戴けり、此の時に當りて薰育戎狄等攻め來りて財物を得んと欲す、古公は彼等が欲するまゝに之を予へぬ、已にして復攻め來りて地と民とを得んとす、是に於て鬪の民皆怒りて戰はむとす、古公之を制して曰く、國に民ありて君を立つるは、是れ民を利せむとするが爲めなり、今戎狄の攻戰を爲さむとする主旨は、吾が地と民とを欲してなり、そもく民の我を君とするも、彼を以て君となすも、君たるに於て何の異なる所無し、畢竟民を利する者ならば何人が君に立つも差支なきなり、しかるに我の故を以て戰はむと欲し、人の父子を殺してまでも此の國の君たらむことは子の忍びざる所なりと、乃ち其の從者と俱に遂に鬪を去り、漆沮の二水を渡り梁山を踰え岐山下の周原に止まりぬ、鬪人は其の徳を慕ひ、國を擧つて老人を扶け少弱を攜へて、盡く古公に歸して岐下

に従へり、而して鬪人のみならず他の隣の國々の人までも古公の仁を聞きて亦多く之に歸したり、是に於て古公は戎狄の俗習を黜けて中國の風と爲し、城郭宮室を營み築き、村落を區別して民を居らしめ、五官の有司を作る、是に由つて民皆歌ひ樂みて古公の徳をほめたゝへたり、

【字解】后稷公劉之業、耕種の業なり、薰育、殷紀の葷粥と同じ、匈奴の古名なり、岐下、岐山の麓なり、即ち其處は周原の地なり、貶、黜くなり、五官、此の時の五官の名稱詳ならず、或は殷時の制に據りて司徒・司馬・司空・司士・司寇なりといふ、

古公有長子、曰太伯、次曰虞仲、太姜生少子季歷、季歷娶太任、皆賢婦人、生昌有聖瑞、古公曰、我世當有興者、其在昌乎、長子太伯虞仲、知古公欲立季歷、以傳昌、乃二人亡、如荊蠻、文身斷

をいふ、

公劉卒、子慶節立、國於豳、慶節卒、子皇僕立、皇僕卒、子差弗立、差弗卒、子毀隄立、毀隄卒、子公非立、公非卒、子高圉立、高圉卒、子亞圉立、亞圉卒、子公叔祖類立、公叔祖類卒、子古公亶父立、

【講義】 公劉卒して子の慶節立つ、此の時豳に居る、慶節卒して子の皇僕立つ、皇僕卒して子の差弗立つ、差弗卒して子の毀隄立つ、毀隄卒して子の公非立つ、公非卒して子の高圉立つ、高圉卒して子の亞圉立つ、亞圉卒して子の公叔祖類立つ、公叔祖類卒して子の古公亶父立つ、

【字解】 國、於、豳、豳は即ち邠なり、詩經大雅公劉篇に據れば、公劉の時已に豳に舍れり、此に慶節の時と爲すは誤に似たり、

古公亶父復修后稷公劉之業、積德行義、國人皆戴之、薰育戎狄攻之、欲得財物、予之、已復攻、欲得地與民、民皆怒、欲戰、古公曰、有民立君、將以利之、今戎狄所爲攻戰、以吾地與民、民之在我、與其在彼、何異、民欲以我故、戰殺我父子、而君之、予不忍爲、乃與私屬遂去豳、渡漆沮、踰梁山、止於岐下、豳人舉國扶老攜弱、盡復歸古公於岐下、及他旁國聞古公仁、亦多歸之、於是古公乃貶戎狄之俗、而營築城郭、

まめ、稼穡、種をまくを稼といひ、收穫するを穡といふ、農師、農官の長なり、黎民、衆民なり、后稷、稷は農官なり、后は君長なり、農官の長となるをいふ、播時、時は蒔に同じ、ほどこしまくなり、

后稷卒、子不窋立、不窋末年夏后氏政衰、去稷不務、不窋以其官而犇戎狄之間、

【講義】 后稷卒して子の不窋立つ、不窋の末年に夏后氏の政衰へぬ、即ち稷官を發して農事を務めざるなり、故に不窋は其の官を失へるを以て戎狄の間に逃げ走れり、

【字解】 犇、走るなり、戎狄、西戎北狄の地なり、

不窋卒、子鞠立、鞠卒、子公劉立、公劉雖在戎狄之間、復修后稷之業、務耕種、行地宜、自漆沮度渭、取材用、行者有資、居者有畜

積、民賴其慶、百姓懷之、多徙而保歸焉、周道之興自此始、故詩人歌樂思其德、

【講義】 不窋卒して子の鞠立つ、鞠卒して子の公劉立つ、公劉戎狄の間に在りと雖、其處にて復后稷の業を修め、耕耘種樹を務めたり、其れより地の宜しき所を巡り行きて、漆沮の二水より渭水を渡りて南山に至り、材木を取りて萬の用と爲す、故に外に行く者は資本あり、内に居る者は畜積あるに至りければ、民其の慶に賴り、百姓之に懷き、多くは公劉の居る地に徙りて保んじ歸するなり、周道の興れるは蓋し此の時より始りしなり、故に詩人は歌ひ樂みて其の徳を思へるなり、

【字解】 鞠、國語の韋注・酒誥の釋文・路史の世本を引ける所によるに、鞠の下に陶の字あるべし、即ち鞠陶なり、漆沮、二水の名なり、渭、水の名なり、材用、材木を取りて萬の用と爲すをいふ、詩人、召康公なり、歌樂、召康公が成王を戒めむとて公劉の徳を歌ひし

を覆ひ薦きて保護せるなり、姜原之を見て此は神なりと思ひ、遂に抱き上げて之を養ひ成長せしめたり、是れ即ち后稷なり、其の初め母之を弃てんとしたるに因り名けて弃といひしなり。

【字解】周、古公亶父の舊邑なり、武王天下を平げて之を以て國號と爲したるなり、姜原、姜は姓なり、原は字なり、元妃、第一位の妃なり、即ち正妃なり、巨人、猶大人の如し、即ち神人をいふ、蹟、足あととなり、説、悦ぶなり、期、一箇年なり、隘巷、狭きちまた、辟、さくるなり、渠、みぞなり、覆薦、覆は上よりおほふなり、薦は下に敷くなり、

弃爲兒時、屹如巨人之志、其游戲好種樹麻菽、麻菽美、及爲成人、遂好耕農、相地之宜、宜穀者稼穡焉、民皆法則之、帝堯聞之、舉弃爲農師、天下得其利、有功、帝舜曰、弃黎民始饑、爾后稷播

時百穀、封弃於郟、號曰后稷、別姓姬氏、后稷之興、在陶唐虞夏之際、皆有令德、

【講義】弃のまだ小兒たりし時、其の志氣は已に屹然として神人の如くなりき、従つて其の游戲するにも、好みて麻菽などを種ゑて、其が立派に成熟するなり、成人と爲るに及びて、遂に農事を好み、土地の肥瘠を察し、五穀に適する所には耕し種ゑて收穫するなり、故に民皆之に法りて農事を勵むに至れり、帝堯之を聞き、弃を擧げ用ひて農官の長と爲す、此より天下其の利を得て大いなる功績ありたり、帝舜之を稱へて曰く、弃は庶民が始めて飢ゑしとき、農官の長となりて百穀を播し蒔きて之を救ひたりきと、是に於て弃を郟に封じ、號して后稷といふ、別姓は姬氏なり、さて后稷の興れるは陶唐虞夏の際に在りて、其の間は何時も皆令徳ありき、

【字解】屹、山の時ゆるさまなり、一に屹に作るは非なり、種樹、たねまきうゝなり、菽、衆豆の總稱なり、

尙^{カント}白^ハ

【講義】太史公曰く、余商頌を引きて契^セの事を記し、成湯より以來は書經詩經に取りしなり、さて契は子姓たり、其の後は分れ封ぜられし所の國を以て其の姓と爲す、即ち殷氏・來氏・宋氏・空桐氏・稚氏・北殷氏・目夷氏等あり、孔子曰く、殷の路車は質堅くして飾無きを以て善しと爲すと、而して殷は白色を尙べり、

【字解】頌、詩經の商頌なり、書詩、書經詩經なり、路車、輅に同じ、天子の車なり、

周本紀第四

周后稷名弃^キ、其母有邰氏女^{ナリ}、曰姜原^{キヤウ}、姜原爲^リ帝嚳元妃^ニ、姜原出^テ野^ニ、見^ニ巨人蹟^ヲ、心欣然^{トシ}、欲踐^ム之^ヲ、踐^ム之^ヲ而身動^ス、如^シ孕^ル者^ノ、居期^ニ而生^ム。

子^ヲ、以爲^ス不祥^ト、弃^リ之^ヲ隘巷^ニ、馬牛過^リ者^ノ、皆辟^ク不踐^ム、徙^シ置之^ヲ林中^ニ、適會^フ山林^ニ多人^ト、遷^シ之^ヲ而弃^リ渠中^ニ、冰上^ニ飛鳥^ト以^テ其翼^ヲ覆^フ之^ヲ、姜原以爲^ス神^ト、遂收^メ養^フ長^シ之^ヲ、初欲^ス弃^リ之^ヲ、因名^シ曰^ク弃^ト、

【講義】周の後稷は名を弃といふ、其の母は有邰氏の女にして姜原といふ、姜原は帝嚳の元妃たり、姜原或日野に出でて大人の足跡を見、心に之を欣びて踐まむと欲す、之を踐めば身震ひして孕める者の如し、胎内に居ること一箇年にして子を生めり、凡そ人は十箇月にして生るゝに、十二箇月を要したるを以て不祥なりと思ひ、之を狭きちまたに弃てたるに、馬牛の過ぐるもの皆之を辟けて踐まざるなり、由つて之より徙して林中に弃てんとしたるに、たま〜山林に人多きに出會ひたれば、又遷して渠中の氷の上に弃てたり、しかるに此には鳥が其の翼を以て其の子

比干之墓、表商容之闕、封紂子、武侯祿父、以續殷祀、令修行盤庚之政、殷民大說、于是周武王爲天子、其後世、貶帝號、號爲王、而封殷後爲諸侯、屬周、

【講義】 周の武王此の時に至り、遂に諸侯を率ゐて紂を代つ、紂も亦大兵を發して、武王の軍を牧野に距ぐ、甲子の日に紂の兵敗れたれば、紂は走り入りて鹿臺に登り、其の藏むる所の寶玉の衣を著、火中に投じて死にぬ、周の武王遂に紂の頭を斬り、之を白旗の端に懸けて衆に示したり、又妲己を殺し、箕子の囚れを釋し、比干の墓を立て、商容の闕門に旌表し、紂の子の武庚祿父に地を與へて殷の祭祀を續がしめ、其の祖先盤庚の政を修め行はしめたれば、殷の民大いに說べり、是に於て周の武王天子と爲る、其の後世々帝號を貶して王號を稱せり、是れ帝徳の次第に薄くなりしを以てなり、さて殷の子孫を封じて諸侯と爲し、

之を周に附屬せしめたり、

【字解】 牧野、殷の南郊の地名なり、今の河南省衛輝府淇水の南に當る、表、旌表なり、功徳をあらはすことなり、說、悦ぶなり、貶、下ぐるなり、おとすなり、

周武王崩、武庚與管叔蔡叔作亂、成王命周公誅之、而立微子於宋、以續殷後焉、

【講義】 周の武王崩じぬ、殷の武庚は周の管叔蔡叔と亂を作して周に叛く、成王周公をして之を誅せしむ、而して微子を宋に封じて殷の後に續がしめたり、太史公曰、余以頌次契之事、自成湯以來、采於書詩、契爲子姓、其後分封以國爲姓、有殷氏、來氏、宋氏、空桐氏、稚氏、北殷氏、自夷氏、孔子曰、殷路車爲善、而色

皆曰、紂可伐矣、武王曰、爾未知天命、乃復歸、

【講義】西伯既に卒しぬ、周の武王の東伐して盟津に至る時に、諸侯の般に叛きて周の軍に會する者八百諸侯あり、皆紂を伐つべしといふ、武王獨曰く、爾等未だ天命の歸する所を知らざるなりとて、盟津より引き返したり、

紂愈淫亂不止、微子數諫、不聽、乃與太師少師謀、遂去、比干曰、爲人臣者、不得以死爭、乃強諫、紂怒曰、吾聞聖人、心有七竅、剖比干、觀其心、箕子懼、乃詳狂爲奴、紂又囚之、殷之太師少師、乃持其祭樂器奔周、

【講義】其後紂の淫亂は愈々甚しくして止まざるな

り、微子數諫むれど聽かざりければ、太師少師等と謀りて遂に般を去りぬ、比干は止まりて曰く、人臣たる者は君の惡事を見ては死を以て争ひて之を善に導かすんばあるべからずとて、強ひて紂を諫めたり、紂怒りて曰く、吾れ嘗て聖人の胸には七つの穴ありと聞けり、試に比干に於て之を見むと、乃ち比干を殺し、剖きて其の胸を觀たり、箕子は懼れて佯り狂ひて奴と爲る、紂又之を囚へて獄に投ず、殷の樂官の太師疵と少師彊とは其の樂器を持ちて周に奔れり、

【字解】太師少師、皆樂官なり、疵と彊とをいふ、心、胸なり、竅、穴なり、詳、古の佯の字なり、祭、衍文なり、周紀には此の字無し、

周武王于是遂率諸侯伐紂、紂亦發兵距之、牧野、甲子日、紂兵敗、紂走入登鹿臺、衣其寶玉衣、赴火而死、周武王遂斬紂頭、縣之白旗、殺妲己、釋箕子之囚、封

既訖我殷命、假人元龜、無敢知
 吉、非先王不相我後人、維王淫
 虐用自絶、故天弃我、不有安食、
 不虞知天性、不迪率典、今我民
 罔不欲喪、曰、天曷不降威、大命
 胡不至、今王其奈何、紂曰、我生
 不有命在天乎、祖伊反曰、紂不
 可諫矣、

【講義】西伯が飢國を伐ちて之を滅したるを以て、
 紂の賢臣の祖伊といへる者、此の事を聞きて周の振
 舞を惡み、將來を恐れて奔りて紂に告げて曰く、上天
 は既に我が殷に下したる所の大命を終へたり、故に
 至人も元龜も敢て吉を知ること無きなり、是れ先王
 の我等後人を相けざるには非らざるなり、畢竟王が
 淫亂暴虐なる結果にて自ら天命を絶ちしなり、故に
 上天は我等を弃て、安穩に食することあらざらし

めむとす、且つ王は天性を度り知らず、先王の典に迪
 み率はざるなり、是を以て現今の我が民は皆王の喪
 びむことを欲せずと云ふこと無し、其の言に曰く、天
 何ぞ威力を下して王を滅さるや、大命何ぞ後王に
 至りて殷に代らざるやと、此くの如く民は王を怨め
 り、今王其れ奈何にせむと、紂曰く、汝は頻に天命を
 云々すと雖、我の生るゝや既に天の命する所ありて
 其の命は恆に天に在るに有らずや、何ぞ自ら天命を
 絶つことあらむやと、所謂知と言とを以て諫を距ぎ
 非を飾りしなり、祖伊其の詭辯に驚き家に反りて曰
 く、紂は諫む可からずと、

【字解】飢國、飢の字一に肌に作り、又者に作る、祖
 伊、祖己の後にして賢臣なり、咎、惡むなり、訖、終ふ
 なり、假人、大人なり、至人なり、元龜、大龜なり、長さ
 尺二寸なるをいふ、卜に用ふる龜なり、自絶、自ら天
 命を絶つなり、虞知、虞は度るなり、迪率、ふみしたが
 ふなり、反、家に歸るなり、

西伯既卒、周武王之東伐、至盟
 津、諸侯叛殷、會周者八百、諸侯

きて内々君の殘虐なるを嘆息せり、之を崇侯虎が知りて紂王に告ぐ、紂又西伯が己れに違ふものと爲して之を羑里の地に囚へたり、是に於て西伯の臣の閔天の徒は美女奇物善馬を求めて之を紂王に獻じて西伯を赦されんことを請ふ、紂乃ち西伯を赦しぬ、西伯獄より出でて洛西の地を獻じて炮烙の刑を除かむことを請ふ、紂又之を許し、特に弓・矢・斧・鉞を賜ひて征伐することを得しめ、西方の諸侯の長と爲して西伯と呼ばしむ、而して費中を登用して政をなさしむ、此の費中の人と爲りは善く諛ひて私利を好みければ、般人々に親まざるなり、紂又惡來を用ふ、此の惡來は善く惡言を以て人をおとしいれきすつくる者なり、此を以て諸侯は益、紂を疏んずるに至れり、

【字解】西伯昌、文王のことなり、九侯、九の字一に鬼に作る、意、好むなり、醢、肉にて作れるひしほなり、肉醬なり、辨、別つなり、道理を分けて陳ぶるなり、脯、乾したる肉なり、ほじ、なり、羑里、地名なり、洛西、洛水の西なり、斧鉞、斧はをのなり、鉞はまさかりなり、毀讒、人を惡しざまにいひておとしいること、

西伯歸、乃陰修德行善、諸侯多叛紂、而往歸西伯、西伯滋大、紂由是稍失權重、王子比干諫、弗聽、商容賢者、百姓愛之、紂廢之、

【講義】西伯周に歸りて陰に徳を修め善政を行ふ、諸侯之を聞き多くは紂に叛き周に往きて西伯に歸服す、よつて西伯の勢力滋、大となれり、紂是に於て稍、其の權勢の重きを失へり、王子の比干頻に紂を諫むれども聽かざるなり、又商容といへる賢者ありて政を佐けたれば、百姓多く之を愛せり、しかるに紂は遂に之をも廢したり、

【字解】西伯歸、文王の周に歸るをいふ、陰、修徳、陽に徳を修めなば紂の怒を買ふを以て陰に修むるなり、滋、益なり、

及西伯伐飢國滅之、紂之臣祖伊聞之而咎周、恐奔告紂曰、天

ず、撃つなり、手格は無手にて撃つなり、飾、非、自ら
の悪事を言ひくるめること、矜、ほこるなり、聲、ほま
れなり、娼、己、有種氏の女なり、師、涓、樂師の名なり、
涓は延の誤ならむ、韓子釋名水經の注皆師延に作れ
り、新淫聲、みだらなる流行謠なり、北里之舞、淫靡な
る舞の名なり、靡々之樂、みだらなる音樂の名なり、
鹿臺、臺の名なり、鉅橋、倉の名なり、仍、滿つなり、沙
丘、地名なり、蜚鳥、飛鳥なり、最、一に聚に作る、俛、
はだかなり、長夜之飲、晝夜の別無く打ち續きての酒
宴なり、辟刑、死刑なり、炮烙之法、銅柱に油を注ぎ、
之を熾なる炭火の上に互し、罪ある者をして行かし
む、進む中に足滑りて火中に墮ちて焚死す、極めて殘
酷なる刑なり、

以^テ西伯昌・九侯・鄂侯、爲^ス三公、九
侯有^リ好女、入^ル之^ヲ紂、九侯女不^レ意^コ、
淫^ヲ紂怒^リ殺^シ之^ヲ、而^{シテ}醢^ス九侯、鄂侯爭^ヒ
之^ヲ、彊^シ辨^シ之^ヲ疾、并^{シテ}脯^ス鄂侯、西伯昌

聞^キ之^ヲ竊^ニ歎^ズ、崇侯虎知^リ之^ヲ、以^テ告^グ紂、
紂囚^フ西伯、姜里、西伯之臣闕天^{クワウ エウ}
之徒、求^メ美女奇物善馬、以^テ獻^ス紂、
紂乃^チ赦^ス西伯、西伯出^テ而獻^ジ洛西
之地、以^テ請^フ除^ク炮烙之刑、紂乃^チ許^ス
之、賜^フ弓矢斧鉞、使^レ得^テ征伐、爲^ス西
伯、而用^シ費中、爲^ス政、費中善諛、好^ム
利、殷人弗^レ親、紂又用^シ惡來、惡來
善毀讒、諸侯以^テ此益^シ疏、

【講義】 帝紂は西伯昌と九侯と鄂侯とを以て三公と
爲す、九侯に美女ありて之を紂に入る、しかるに此の
九侯の女は淫事を好まざりしかば、紂は怒りて之を
殺し、且つ九侯をも殺して其の肉を醢となす、鄂侯
其の無道を責め、之を争ひ諫めて陳辨すること急な
り、紂又怒りて鄂侯をも殺して脯にす、西伯昌之を聞

樂、嬖於婦人、愛姐己、姐己之言、
是從、於是使師涓作新淫聲、北
里之舞、靡靡之樂、厚賦稅、以實
鹿臺之錢、而盈鉅橋之粟、益收
狗馬奇物、充伾宮室、益廣沙丘
苑臺、多取野獸蜚鳥、置其中、慢
於鬼神、大最樂戲於沙丘、以酒
爲池、縣肉爲林、使男女僕相逐
其間、爲長夜之飲、百姓怨望、而
諸侯有畔者、於是紂乃重辟刑、
有炮烙之法、

【講義】 帝紂は天性能辯にして行動すばやく、聞見甚だ敏く、體力人に過ぎて無手にて猛獸を撃ち、其の智は臣下の諫を拒ぐに足り、其の言は自らの非を飾

るに足り、才能ありとて入臣に矜り、名聲ありとて天下に高ぶり、世の中の者は皆己れの下風に立つものと思ひ、酒を好みてたはれ樂み、婦人を近づけて姐己を愛し、姐己の言ふ所は如何なること、雖悉く之に従ふなり、是に於て師涓をして新淫聲と北里の舞と靡靡の樂とを作らしむ、又賦税を重くして民より米錢を多く取り立て、錢を鹿臺に實滿し、粟を鉅橋に蓄積し、まだ之のみならず狗馬より珍奇なる財寶に至るまで收斂して宮室に充たし、益、沙丘に在る園と高臺とを擴張し、其の中に多くの野獸飛鳥を放飼す、又敬神の念は微塵も無く、唯大いに美女嬖臣を沙丘に聚めて樂みたはむれ、酒を溜めて池と爲し、肉を懸けて林の如くし、男女をして僕にして其の間に相逐はしめ、日夜の別無く打ち續きて酒宴を開きて淫樂するのみなり、此の如く全く政事を放棄して顧ること無ければ、百姓は上を怨み、諸侯は之に畔く者あるに至れり、されど紂はまだ刑の輕きが故に反く者ありと爲し、死刑の法を重くして炮烙の刑を設けたり、

【字解】 資辯、天性能辯なるをいふ、捷疾、すばやきこと、材力、うまれつきの力なり、手格、格は格に通

帝武乙無道、爲偶人、謂之天神、與之博、令人爲行、天神不勝、乃僂辱之、爲革囊盛血、仰而射之、命曰射天、武乙獵於河渭之間、暴雷、武乙震死、子帝太丁立、帝太丁崩、子帝乙立、帝乙立、殷益衰、

【講義】 帝武乙は無道にして政事を治めざるなり、人形を造りて之を天神なりと謂ひ、之と博奕し、臣下をして天神に代りて博奕を行はしめ、天神勝たざれば、之を辱しめ侮るなり、又革の囊を造りて血を盛り、之を高處に懸け、仰ぎて之を射て天を射るといへり、かゝる無道を爲したる報にや、武乙が河渭の間に獵したる時、暴に雷鳴り、之に打たれて死にけり、子の帝太丁立つ、帝太丁崩じて子の帝乙立つ、帝乙立ちて殷道益衰へぬ、是より後竟に復振はざるなり、

【字解】 偶人、土木にて造りたる人形なり、博、博奕

なり、ばくちなり、僂辱、はづかしめ侮るなり、帝乙長子曰、微子啓、啓母賤、不得嗣、少子辛、辛母正后、辛爲嗣、帝乙崩、子辛立、是爲帝辛、天下謂之紂、

【講義】 帝乙の長子を微子啓といふ、啓の母は賤ければ啓は嗣ぐことを得ざりき、而して帝乙の少子を辛といふ、辛の母は正后なり、故に辛を嗣と爲す、帝乙崩じて子の辛立つ、是を帝辛と爲す、天下之を紂と謂ふ、

【字解】 微子啓、微は國號なり、子は爵なり、啓は名なり、

帝紂資辯捷疾、聞見甚敏、材力過人、手格猛獸、知足以拒諫、言足以飾非、矜人臣以能、高天下以聲、以爲皆出己之下、好酒淫

の禮を爲すこと勿れと、武丁乃ち政を修め徳を行ひければ、天下皆悦びぬ、是に於て殷道復興れり、是にて五興なり、

【字解】 登_三鼎_三耳_二、宗廟の鼎の耳に上るなり、雉は野に棲むべきものなるに宗廟の中に来るは、是れ宗廟を野に變するの凶兆なり、故に武丁之を懼れしなり、响、鳴くなり、祖己、賢臣の名なり、其の名より察するに殷の王族なるべし、典_三厥_三義_二、典は常なり、天は義を以て常法と爲すとの意なり、降_レ年_二、齡を下すなり、天、災なり、不_レ若_レ徳_二、若は順ふなり、徳に順はずとは義無きをいふ、不_レ聽_レ罪_二、罪を改めて善を修めざるをいふ、正_三厥_三徳_二、民の不徳を正すことなり、天繼、天嗣なり、母_レ禮_二、厚薄の禮を爲すこと勿れとの意なり、驩、悦ぶなり、

帝武丁崩_レ子_二帝祖庚立_一祖己嘉_レ武丁之以_レ祥雉爲_レ徳立_レ其廟爲_レ高宗_二遂作_レ高宗彤日及訓_一

【講義】

帝武丁崩じて子の帝祖庚立つ、祖己は武丁

が凶兆の雉の鼎耳にて鳴きしより徳を修めて殷道を復興せしことを嘉び、其の廟を立て、高宗と爲す、遂に高宗彤日及び高宗之訓を作れり、

【字解】 祥雉、祥は凶兆なり、雉の宗廟の鼎耳に上りて鳴きしをいふ、高宗彤日及訓、彤は祭の明日なり、殷に彤といひ、周に繹といふ、高宗彤日は尙書の篇名なり、訓は高宗之訓なり、散佚して傳らず、

帝祖庚崩_レ弟_二祖甲立_一是爲_レ帝甲_二帝甲淫亂_レ殷復衰_レ帝甲崩_レ子_二帝廩辛立_一帝廩辛崩_レ弟_二庚丁立_一是爲_レ帝庚丁_二帝庚丁崩_レ子_二帝武乙立_一殷復去_レ亳徙_レ河北_一

【講義】 帝祖庚崩じて弟の祖甲立つ、是を帝甲と爲す、帝甲淫亂にして殷道復衰へぬ、是にて五衰なり、

帝甲崩じて子の帝廩辛立つ、帝廩辛崩じて弟の庚丁立つ、是を帝庚丁と爲す、帝庚丁崩じて子の帝武乙立つ、此の時殷復亳を去りて河北に徙れり、

り、宰は治なり、大臣の長にして即宰相のことなり、百工、百官なり、營求、容貌を繪に畫きて搜し求むるをいふ、傳險、險一に巖に作る、地名なり、胥靡、胥は相なり、靡は隨ふなり、胥靡は相連繫せられて役に服するの意にして徒刑のことなり、築、道普請を爲すなり、

帝武丁祭成陽、明日有飛雉、登鼎耳而响、武丁懼、祖己曰、王勿憂、先修政事、祖己乃訓王曰、唯天監下典、厥義降年、有永、有、不永、非天、天民中絶、其命、民有、不若德、不聽罪、天既附命、正厥德、乃曰、其奈何、嗚呼、王嗣敬民、罔非天、繼常祀、毋禮、于弃道、武丁修政行德、天下咸驩、殷道復興、

【講義】 帝武丁先祖の成湯を祭る、其の明日に一羽の雉ありて飛びて宗廟の鼎の耳に登りて鳴きたり、武丁之を怪みて懼れ憂ふ、祖己曰く、王憂ふること勿れ、かゝる怪事ありとも先づ政事を修めなば、毫も懼るゝに足らざるなりとて、祖己は更に王に訓へて曰く、抑も上天の下民を視給ふは唯義を以て其の常法となせり、故に民に齡を降すにも永きあり、又永からざるあり、是れ皆民の義と不義とに因るなり、天の徒に民を災害し、中途に其の生命を絶つにはあらざるなり、故に民の義を輕んじて德に順はず、罪を改めて善を修めざること有れば、天は既に其の常法とせる所の命を附して民の不徳を正すなり、故に人に君たる者も亦義を重んぜざるべからざるなりと、武丁曰く、されば奈何にせば可ならむと、祖己曰く、嗚呼、王の天位を嗣ぎて民事を敬するは、是れ當に然るべきことなり、而して先代の天子皆天の後嗣に非らざるは無し、故に常の祀には彼には厚くし、此には薄くするといふが如き禮を爲すべからず、若しかゝる片落の禮を爲さば、是れ常道を弃つるを以て此の如き妖變あるに至れるなり、故に民事を敬みて祭祀に厚薄

り、而るに今此の文に據るに、帝小辛の世に百姓盤庚の徳を追慕して作りしもの、如し、是れ恐らくは記文に錯誤あらむ、

帝小辛崩、弟小乙立、是爲帝小乙、帝小乙崩、子帝武丁立、帝武丁卽位、思復興殷而未得其佐、三年不言、政事決定於冢宰、以觀國風、武丁夜夢得聖人、名曰說、以夢所見視羣臣百吏、皆非也、於是乃使百工營求之野、得說於傅險中、是時說爲胥靡、築於傅險、見於武丁、武丁曰、是也得而與之語、果聖人、舉以爲相、殷國大治、故遂以傅險姓之、號

曰傅說、

【講義】 帝小辛崩じて弟の小乙立つ、是を帝小乙と爲す、帝小乙崩じて子の帝武丁立つ、帝武丁位に卽きて、復び殷を興さむことを思ふ、而れども未だ其の輔佐の臣を得ざるなり、故に三年の間親ら政令を布かず、皆宰相をして代りて國政を決定せしめ、以て國風を觀察せり、武丁或夜夢に聖人を得たり、其の名を説と曰ふ、故に夢中に見たる所の容貌を以て羣臣百吏を索め視るに皆之に似たる者無し、是に於て百官をして其の容貌を繪に畫きたるものを持ちて、遍く之を天下に求めしめしに、説を傅險の中に得たり、説は是の時徒刑に代りて傅險にて道普請を爲して自ら其の食を得つゝありしなり、かゝる卑賤の者なれども天子の召聘に接したれば、都に上りて武丁に見ゆ、武丁之を見て是れなりといひ、與に政事を語るに案の如く聖人なりき、直に之を登用して宰相と爲して政を佐けしめしに、殷國果して大いに治りぬ、故に遂に傅險を以て其の姓と爲し、號して傅說といふ、

【字解】 佐、輔佐の臣なり、たすけ、冢宰、冢は長な

天下、法則可修、舍而弗勉、何以成德、乃遂涉河南、治亳、行湯之政、然後百姓由寧、殷道復興、諸侯來朝、以其遵成湯之德也、

【講義】帝陽甲崩じて弟の盤庚立つ、是を帝盤庚と爲す、帝盤庚の時までは般已に河北に都せり、盤庚に至りて河を渡りて南し、復成湯の居りし故都の西亳に遷りたり、さて成湯が南亳より西亳に遷りてより後凡て五度遷りて定まれる處無きなり、故に盤庚の遷らむとするや般の民は皆咨き怨みて西亳に徙ることを欲せざるなり、盤庚乃ち諸侯大臣に告げ諭して曰く、昔し高后の成湯は爾が先祖と俱に天下を定めたり、故に其の子孫たる我及び爾等は其の法則を修めて之に順ふべきなり、しかるに之を捨て、勉めざれば、何を以て徳を成さむやと、遂に河南に涉り西亳にて政令を布きて湯の政を行ふ、此くして後始めて百姓安寧に、殷道復興り、諸侯來朝す、是れ盤庚が成湯の徳に遵ひしを以てなり、是にて四興なり、

【字解】成湯之故居、成湯の都なり、即ち西亳にして一に般と稱す、故に盤庚より以後は商を殷ともいふ、五遷、契より湯までは八たび遷り、其の後盤庚に至るまでの間に五たび國都を遷せるをいふ、故に湯と盤庚とは其の數に入らざるなり、即ち仲丁六年に隣に遷り、河亶甲元年に相に遷り、祖乙元年に耿に遷り、二年に耿を河水に圯られて庇に遷り、南庚三年に奄に遷りしをいふ、胥、相與になり、高后、高德の君にして成湯の尊稱なり、治、亳、西亳にて政令を布きしをいふ、

帝盤庚崩、弟小辛立、是爲帝小辛、帝小辛立、殷復衰、百姓思盤庚、乃作盤庚三篇、

【講義】帝盤庚崩じて弟の小辛立つ、是を帝小辛と爲す、帝小辛立ちて殷道衰へぬ、是に由て百姓盤庚の徳を思ひ、乃ち盤庚三篇を作れり、是にて四衰なり、【字解】盤庚三篇、尙書の篇名なり、現存の盤庚三篇は帝盤庚が民に誥げし所の詞を史臣の録せし所なり、

【字解】巫賢、巫咸の子なり、任、職、此にては宰相の任を竭したるをいふ、

祖乙崩、子帝祖辛立、帝祖辛崩、弟沃甲立、是爲帝沃甲、帝沃甲崩、立沃甲兄祖辛之子祖丁、是爲帝祖丁、帝祖丁崩、立弟沃甲之子南庚、是爲帝南庚、帝南庚崩、立帝祖丁之子陽甲、是爲帝陽甲、帝陽甲之時、殷衰、自中丁以來、廢適而更立諸弟子、弟子或爭相代立、比九世亂、於是諸侯莫朝、

【講義】祖乙崩じて子の帝祖辛立つ、帝祖辛崩じて弟の沃甲立つ、是を帝沃甲と爲す、帝沃甲崩じて沃甲

の兄たる祖辛の子の祖丁を立つ、是を帝祖丁と爲す、帝祖丁崩じて祖辛の弟たる沃甲の子の南庚を立つ、是を帝南庚と爲す、帝南庚崩じて帝祖丁の子の陽甲を立つ、是を帝陽甲と爲す、帝陽甲の時に殷道復衰へぬ、さて中丁より以來其の適子を廢して更に諸弟及び其の子を立てたるを以て、諸弟及び其の子は或は位を争ひ互に相代りて立ち、九世に至るまで亂れたり、是に於て諸侯の朝する者無きに至る、是にて三衰なり、

【字解】比、至るなり、

帝陽甲崩、弟盤庚立、是爲帝盤庚、帝盤庚之時、殷已都河北、盤庚渡河南、復居成湯之故居、乃五遷無定處、殷民咨胥皆怨、不欲徙、盤庚乃告諭諸侯大臣曰、昔高后成湯與爾之先祖俱定

伊陟贊言於巫咸、巫咸治王家、有成、作咸艾、作太戊、帝太戊贊伊陟于廟、言弗臣、伊陟讓作原命、殷復興、諸侯歸之、故稱中宗、

【講義】伊陟は巫咸に告げて其の及ばざる所あるを言ふ、故に巫咸は王家を治めて成就する所ありき、よつて咸艾を作り、又太戊を作れり、帝太戊は伊陟の功を嘉稱し、之を廟に告げ臣下と爲さずして特別の待遇をなさむとす、伊陟之を辭退して原命を作れり、是に於て殷道復興り、諸侯之に歸したり、故に太戊を中宗と稱す、是にて再興なり、

【字解】贊言、贊は告ぐるなり、巫咸、臣の名なり、咸艾、太戊原命、皆逸書の篇名なり、

中宗崩子、帝仲丁立、帝仲丁遷于隰、河亶甲居相、祖乙遷于邢、帝仲丁崩、弟外壬立、是爲帝外

壬、仲丁書闕不具、帝外壬崩、弟河亶甲立、是爲帝河亶甲、河亶甲時、殷復衰、

【講義】中宗崩じて子の帝仲丁立つ、帝仲丁は都を隰に遷し、河亶甲は相に居り、祖乙は邢に遷れり、帝仲丁崩じて弟の外壬立つ、是を帝外壬と爲す、仲丁の書ありしかど今は闕けて具はらざるなり、帝外壬崩じて弟の河亶甲立つ、是を帝河亶甲と爲す、河亶甲の時に殷道衰へぬ、是にて再衰なり、

【字解】隰、相、邢、皆地名なり、邢一に耿に作る、書闕、仲丁の書散佚せるをいふ、蓋し太史公は舊より仲丁の書あることを知れり、故にしかいふ、

河亶甲崩、子、帝祖乙立、帝祖乙立、殷復興、巫賢任職、

【講義】河亶甲崩じて子の帝祖乙立つ、帝祖乙立ちて殷道復興り、巫賢其の職に任へたり、是にて三興なり、

伊尹卒、既葬伊尹于亳、咎單遂訓伊尹、事作沃丁、沃丁崩、弟太康立、是爲帝太康、帝太康崩、子帝小甲立、帝小甲崩、弟雍己立、是爲帝雍己、殷道衰、諸侯或不

至、
【講義】 太宗崩じて子の沃丁立つ、帝沃丁の時に伊尹卒しぬ、既にして伊尹を亳に葬りたり、咎單遂に伊尹の事を陳べ訓へて沃丁を作れり、沃丁崩じて弟の太康立つ、是を帝太康と爲す、帝太康崩じて子の帝小甲立つ、帝小甲崩じて弟の雍己立つ、是を帝雍己と爲す、是の時に至り殷道漸く衰へて諸侯或は朝せざる者あるに至れり、

【字解】 作沃丁、沃丁は逸書の篇名なり、
帝雍己崩、弟太戊立、是爲帝太戊、帝太戊立伊陟爲相、亳有祥、

桑穀共生於朝、一暮大拱、帝太戊懼、問伊陟、伊陟曰、臣聞妖不勝德、帝之政其有闕與、帝其修德、太戊從之、而祥桑枯死而去、

【講義】 帝雍己崩じて弟の太戊立つ、是を帝太戊と爲す、帝太戊立ちて伊陟之に相たり、亳に妖怪ありて桑の木と穀の木と抱き合ひて朝の庭に生じ、一暮にして大いさ兩手にて握る程に成れり、帝太戊之を懼れて伊陟に其の所以を問ふ、伊陟曰く、臣の聞ける所によれば、妖怪は徳に勝たざるなりと、今かゝる凶變あるは是れ畢竟帝の政に闕けたる所あつて然るならむ、故に帝是れより徳を修めなば妖怪自然に消滅せむと、太戊乃ち之に従ひて徳を修めたり、案の如く妖怪の桑穀は自然に枯れて何處とも無く消え去りしといふ、

【字解】 祥、妖怪なり、凶兆なり、桑穀、桑はくはの木、穀はかうぞの木なり、共生、合生なり、拱、兩手にて握るをいふ、

弟の中壬を立つ、是を帝中壬と爲す、帝中壬位に即き四年にして崩じぬ、伊尹迺ち太丁の子の太甲を立つ、太甲は成湯の適長孫なり、是を帝太甲と爲す、帝太甲の元年に伊尹は伊訓を作り、肆命を作り、祖后を作れり、

【字解】 適長孫、適は嫡に通ず正室なり、適長孫は正室の生みたる第一の孫なり、伊訓、尙書の篇名なり、肆命祖后、俱に逸書の篇名なり、肆命は政教の當に爲すべきことを陳べ、祖后は湯の法度を言へるものなりといふ、

帝太甲既立、三年、不明暴虐、不遵湯法、亂德、於是伊尹放之於桐宮、三年、伊尹攝行政、當國、以朝諸侯、帝太甲居桐宮、三年、悔過、自責、反善、於是伊尹乃迎帝太甲、而授之政、帝太甲修德、諸

侯咸歸殷、百姓以寧、伊尹嘉之、乃作太甲訓三篇、褒帝太甲、稱太宗、

【講義】 帝太甲既に立ちて三年間、伊尹の訓を用ひず、才能暗き上に暴虐の政を爲し、成湯の法に遵はずして徳を亂すなり、是に於て伊尹は之を桐宮に放ち遣りて政事に與らしめず、三年の間伊尹は自ら天子に代りて政を統べ行ひて國務に當り、以て諸侯を朝せしめたり、帝太甲桐宮に居ること三年、過去の過失を悔い自ら責めて善道に反れり、伊尹其の悔悟の態を見て迺ち帝太甲を迎へて、之に政を復し授けたり、帝太甲是れより徳を修めければ諸侯皆般に歸服し、萬民以て安寧なり、伊尹之を悦びて太甲訓三篇を作れり、而して帝太甲を褒めて太宗と稱せり、

【字解】 暴虐、あらくしへたぐるなり、遵、順ふなり、桐宮、地名なり、攝行、代りて統へ行ふことなり、太甲訓、尙書の篇名なり、

太宗崩、子沃丁立、帝沃丁之時、

或は孔壁中の眞の古文なるやも知るべからず、東郊、郊は國都を距る百里の地の稱なり、東郊は亳の都の東郊なり、東爲江南爲淮、東爲淮南爲江の誤ならむ、農殖、耕作してふやすことなり、三公、禹・皐陶・后稷をいふ、后、其の子孫なり、帝弗予、帝は上帝なり、天なり、予は佑けて土地を與ふることなり、有狀、罪狀の著しきをいふ、

伊尹作咸有一德、咎單作明居、
【講義】 伊尹は咸有一德を作り、咎單は明居を作れり、

【字解】 咸有一德、尙書の篇名なり、君臣皆純一の徳あるべきことを戒め陳べり、咎單、湯の司空たりし人の名なり、明居、逸書の篇名なり、民の法を述べたるものなりといふ、

湯乃改正朔、易服色、上白、朝會、
以書、

【講義】 湯已に夏に代りて天下に王たれば、曆數を改め、服色を易へて白きを上げ、朝會には晝を以て行

ふこととなしぬ、

【字解】 正朔、正は年の始なり、朔は月の始なり、故に曆數のことなり、王者代れば前朝の曆數を改むるなり、

湯崩太子太丁未立而卒、於是乃立太丁之弟外丙、是爲帝外丙、帝外丙卽位三年崩、立外丙之弟仲壬、是爲帝中壬、帝中壬卽位四年崩、伊尹乃立太丁之子太甲、太甲成湯適長孫也、是爲帝太甲、帝太甲元年、伊尹作伊訓、作肆命、作徂后、

【講義】 湯崩じぬ、太子の太丁未だ立たずして卒しぬ、是に於て太丁の弟の外丙を立つ、是を帝外丙と爲す、帝外丙位に卽き三年にして崩じぬ、よつて外丙の

罰殛女、母予怨、曰古禹、皐陶久勞於外、其有功乎民、民乃有安、東爲江、北爲濟、西爲河、南爲淮、四瀆已修、萬民乃有居、后稷降播、農殖百穀、三公咸有功于民、故后有立、昔蚩尤與其大夫、作亂百姓、帝乃弗予、有狀、先王言不可不勉、曰不道、母之在國、女母我怨、以令諸侯、

【講義】 既にして夏の王命を退け、毫に歸りて湯誥を作れり、即ち其の辭に曰く、維れ三月王自ら毫の東郊に至りて、諸侯及び衆の後に告ぐ、汝等民に功あらずと云ふこと勿れ、汝の職務を勤め力めて其の績を成すべし、若し之を勤めずして民を苦めば、予乃ち大いに汝等を罰し殛さむ、汝等罪を犯して刑を受くる

とも、決して予を怨むること勿れ、是れ皆古より例あり、曰く、古禹と皐陶とは久し、外に辛勞して民に功有りしかば、民乃ち安居することを得たり、即ち水を治めて東を江と爲し、北を濟と爲し、西を河と爲し、南を淮と爲す、此の四瀆已に修まりて萬民邑居に安んずることを得たるなり、又后稷は種子を降し播きて百穀を耕殖したり、以上の三公は威民に功ありき、故に其の子孫封ぜられて其の國を建立せり、之に反して昔黃帝の時に蚩尤といふ者其の大夫と俱に亂を百姓に作し、かば、上帝乃ち之を佑けずして其の子孫に地を予へざりき、是れ其の罪狀顯著なりしを以てなり、故に先王の言は勉めざるべからず、其の言に曰く、無道なれば行きて國に在らしむること無れと、是を以て道を修め民を安んぜざるべからざるなり、故に民に功あらざれば予汝等を罰すとも我を怨むること無れとて諸侯に令したり、

【字解】 紂、夏命、紂は黜に同じ、退くなり、夏命は夏後の王命なり、湯誥、尙書の篇名なり、而して此文百三十字は今の尙書の文と全く異れり、今の湯誥の偽作なること已に定説あり、太史公の見る所の此の文、

む、犇、走るなり、鳴條、地名なり、

夏師敗績、湯遂代三、サウヲ三、トル俘厥寶

玉、義伯仲伯作典寶

【講義】夏の軍勢大いに敗る、湯遂に三、サウ三、トル國を伐ちて桀が保てる寶玉を取れり、よつて義伯仲伯の二臣典寶の一篇を作れり、

【字解】敗績、軍の大いに敗るゝをいふ、即ち敗れて功績の滅亡することなり、三、サウ三、トル國の名なり、桀走りて此の國に至りしなり、俘、取るなり、典寶、逸書の篇名なり、國の常寶を言へるなりといふ、

湯既勝夏、欲遷其社、不可作夏

社、

【講義】湯既に夏に勝ちぬ、衆議して夏の社稷を商の地に遷さむと欲す、湯之を不可なりとなして夏社を作れり、

【字解】欲、遷、衆議して商の地に遷さむとするをいふ、不可、湯之を不可とするなり、夏社、逸書の篇名なり

り、夏の社稷は遷すべからざることを言へりといふ、

伊尹報、於是諸侯畢服、湯乃踐

天子位、平定海內、湯歸至於泰

卷陶、中、キ作誥、

【講義】伊尹政を報す、是に於て諸侯皆心服す、湯乃ち天子の位を踐み、海内を平定せり、さて湯の夏に勝ちて三、サウ三、トルより歸りて泰、キ陶に至る時に、中、キ誥を作りて夏を伐ちし所以と天下に君たる者は日に徳を新にすべきことゝを述べたり、

【字解】報、政を報するなり、泰、キ陶、地名なり、一本に陶の字無し、尙書には大、キ坳に作る、中、キ誥は、キ虺に同じ、湯の左相にして伊尹に亞ぐ賢臣なり、誥、中、キ虺之誥にして尙書の篇名なり、

既、ニ細、ニ夏、ニ命、ニ還、ニ毫、ニ作、ニ湯、ニ誥、ニ維、ニ三、ニ月、

王自、ニ至于、ニ東、ニ郊、ニ告、ニ諸、ニ侯、ニ羣、ニ后、ニ母、

不、ニ有、ニ功、ニ於、ニ民、ニ勤、ニ力、ニ乃、ニ事、ニ予、ニ乃、ニ大、

夏王率止衆力、率奪夏國、有衆
 率怠不和、曰、是日何時喪、予與
 女皆亡、夏德若茲、今朕必往、

【講義】 夏の桀王の君臣は衆力を止めて農事を爲さざらしめ、相率ゐて夏の國邑を割き剝げり、是を以て衆民相率ゐて和同せずして曰く、是の日何れの時にか喪びん、予れ女と皆亡びむと、夏の徳は其れ茲の如く衰へたり、今朕必ず往きて之を伐たむと、

【字解】 止、衆力、民衆の力を止めて農耕を事とせざらしむるをいふ、奪、夏國、夏の國邑を割き剝ぎて次第に亡國の域に達せしむるをいふ、是日何時喪、云、桀常に天の日あるは猶吾の民あるが如し、日亡ぶることあらむや、日亡びなば吾も亦亡びむと云へり、故に民衆は是日を以て民に譬へ、我等民衆は何時亡びむ、我等亡びなば桀王も與に亡びむとて、桀王の速に亡びむことを希へるなり、

爾尙及予一人、致天之罰、予其

大理女、女母不信、朕不食言、女
 不從誓言、予則帑僂女、無有攸
 赦、以告令師、作湯誓、于是湯曰、
 吾甚武、號曰武王、桀敗於有城
 之虛、桀犇於鳴條、

【講義】 汝等こひねがはくは予一人と與に天の罰を行へ、されば予大いに汝等を理めむ、汝等朕が言を信ぜざること母れ、朕は決して吾が言を食まざるなり、汝等若し此の誓言に従はざれば、予汝等を辱めて奴となし、赦す所なけむと、因つて之を師に告令して湯誓を作りたり、是に於て湯曰く、吾甚だ武勇なり、故に是より號して武王と號せむと、桀有城の大丘に敗れ、鳴條に走れり、

【字解】 尙、庶幾なり、理、をさむるなり、食言、前言を履行せざるなり、僂、僞なり、帑、僂は奴に通ず、辱めて奴と爲すをいふ、師、軍勢なり、湯誓、尙書の篇名なり、虛、大丘なり、桀、下の桀の字恐くは衍文なら

當^{リテ}是^ニ時^ニ夏^ノ桀^ハ爲^シ虐^ク政^ヲ淫^ニ荒^ニ而^{シテ}諸^侯昆^吾氏^ハ爲^シ亂^ヲ湯^ハ乃^チ興^シ師^ヲ率^キ諸^侯伊^尹從^ヒ湯^ニ湯^ハ自^ラ把^リ鉞^ヲ以^テ伐^チ昆^吾遂^ニ伐^リ桀^ヲ湯^ハ曰^ク格^ヲ汝^ノ衆^ヲ庶^ク來^ニ女^ヲ委^テ聽^テ朕^ガ言^ヲ匪^ニ台^ニ小子^ハ敢^テ行^フ舉^グ亂^ヲ有^リ夏^ノ多^シ罪^ヲ予^ハ維^レ聞^ク女^ノ衆^ハ言^フ夏^ノ氏^ハ有^リ罪^ヲ予^ハ畏^ル上^ニ帝^ヲ不^レ敢^テ不^レ正^ス今^ハ夏^ノ多^シ罪^ヲ天命^ニ殛^ル之^ヲ今^ハ女^ノ有^リ衆^ヲ女^ハ曰^ク我^ハ君^ハ不^レ恤^マ我^ガ衆^ヲ舍^テ我^ノ嗇^ク事^ヲ而^{シテ}割^リ政^ヲ女^ハ其^レ曰^ク有^リ罪^ヲ其^レ奈^ク何^カ

【講義】是の時に當りて夏の桀王は殘虐の政事を爲して酒色におぼれすさめり、而して諸侯の昆吾氏といへる者亂を爲す、是に於て湯師を興して諸侯を率ゐる、伊尹湯に従ふ、湯自ら鉞を把りて昆吾を伐ち、遂

に桀を伐たむとす、湯衆の誤解あらむことを恐れ之に誓ひて曰く、來れ汝衆庶、女悉く朕が言を聽け、朕今桀を伐たむとするは小子の敢て行きて亂を擧げむとするに非ず、有夏の既に罪多きことは予れ女等衆の言を聞きて知れり、今夏氏の罪有るを捨て、誅せざれば、予れ上帝より何を以て罪ある夏氏を伐たざるかとの答を受けむ、故に予れ上帝の命を畏れ敬みて敢て桀が罪を正さずんばあらざるなり、今夏氏は此の如く罪多ければ天子に命じて之を誅せしむるなり、今又女等有衆は我が君桀は我等を恤まずして田獵を事とし、我が農功を捨て、割き劊ぐの政を爲すといへり、此の如く女等は既に有夏は罪ありと言へり、然れば愈々天の命する所を奉じて有夏を伐たざるべからざるなり、其れ女等奈何せむやと、

【字解】虐、政、しへたぐる政事、淫荒、酒色におぼれすさむこと、鉞、まさかりなり、格、來るなり、來、恐くは衍文ならむ、台、我なり、小子、湯自らの謙辭なり、殛、誅するなり、我君、桀を指す、嗇事、穡事に同じ、農事なり、割政、民事を割き劊ぐの政なり、

【講義】 伊尹を阿衡と名づく、阿衡湯の賢を聞き、見えて求むる所あらむとすれども因縁無し、乃ち有莘氏の女の湯に嫁するを幸として其の附き人と爲り、鼎俎を負ひて其の宮に従ひ、滋味を進めて近寄るを得、湯に説きて遂に王道を致し、なり、或人の曰く、伊尹は處士なり、湯其の賢を聞き、人をして聘して之を迎へしめ、五度反覆す、然る後に伊尹往きて湯に従ひて素王と九主との事を言ふ、湯之を擧げ用ひて任ずるに國政を以てす、伊尹湯を去りて夏に適き、既にして有夏の無道を惡みて復毫に歸り、北門より入る、此にて女鳩女房に遇ひ、女鳩女房の二篇を作りて夏の醜惡を惜みて還る所以の意を述べたり、

【字解】 阿衡、伊尹の官號なり、阿は倚るなり、衡は平なり、依り倚りて平を取るの意なり、干、下より上に向ひて求むることなり、おかすなり、由、因縁なり、ゆかりなり、媵臣、嫁入を送る附き人なり、滋味、美味なり、處士、士の未だ官に仕へざる者の稱なり、聘、幣を備へて賢者を召すことなり、めすなり、素王、王德ありて王位に在らざる者をいふ、九主、三皇五帝と夏禹となり、醜、惡むなり、女鳩女房、湯の二人の賢臣な

り、而して下文の女鳩女房は逸書の篇名なり、

湯出、見野張網四面、祝曰、自天
下四方皆入吾網、湯曰、嘻、盡之
矣、乃去其三面、祝曰、欲左左、欲
右右、不用命、乃入吾網、諸侯聞
之曰、湯德至矣、及禽獸、

【講義】 湯嘗て外出す、野に網を四面に張りて、神に祈りて天より降るものも地より昇るものも四方より來るものも皆吾が網に入れといへる者あるを見たり、湯曰く、嘻、かくては禽獸の種盡きなんと、乃ち其の三面の網を去りて改め祈りて曰く、左せむと欲するものは左せよ、右せむと欲するものは右せよ、我が命を用ひざるものは吾が網に入れと、諸侯此のことを聞きて曰く、湯の德の至りて其の博愛なること、其れ禽獸に及べりと、

【字解】 祝、神に祈ることなり、天下、猶上下の如し、嘻、歎辭なり、ア、

人視^テ水見^ル形^ヲ視^テ民知^ル治不^ラ伊尹
曰^ク明哉^カ言能^ク聽^{カレ}道乃進^ム君國子^{トシ}
民爲^レ善^{セバ}者皆在^{ラン}王官^ニ勉哉^カ勉哉^カ
湯曰^ク汝不能^ク敬^ム命^ヲ予大罰^ニ殛^ル之^ヲ
無^ク有^レ攸^コ赦^ス作^ル湯征^ヲ

【講義】 契より湯に至るまで十四世の間に都を八度遷したり、湯は始めて亳に居る、此處は先王帝嚳の嘗て都せし所なるを以て、其の居に従ひしなり、故に帝誥を作りて已來亳に居るべきことを先王に告げしなり、湯は夏の方伯と爲りて諸侯を征す、鄰地の葛伯祭祀を奉ぜずして道を亂る、故に湯第一に之を伐つ、湯曰く、予れ嘗て言へること有りき、人は水を視て始めて己れの形を見るなり、之と同じく其の民を視て其の政の治まるか否かを知るべしと、伊尹曰く、明かなるかな、女の言へることは民能く之を聽かむ、女の道乃ち益進まむ、國に君として民を子の如く愛して善政を爲すものは皆遂に王位に在るべし、勉むべし勉

むべしと、湯曰く、汝等我が命を敬むと能はざれば、予れ大いに之を罰して拘禁し、赦す所あることなけむと、湯征を作る、

【字解】 成湯、此の二字衍文なり、從^ニ先王^居、先王は帝嚳を指す、帝嚳亳に都せしことあり、故に先王の居に従ふといふ、帝誥、逸書の篇名なり、不^レ祀、諸侯の祭祀を奉ぜざること、治不^レ、治否に同じ、王官、猶王位の如し、湯征、逸書の篇名なり、

伊尹名^ク阿衡^ト阿衡欲^シ干^ク湯而無^シ
由^リ乃爲^リ有莘氏^ノ媵^ト臣^ト負鼎俎^ヲ以^テ
滋味^ニ說^キ湯^ヲ致^ス于王道^ヲ或曰^ク伊尹^ハ
處^リ士^ト湯使^シ人^ヲ聘^シ迎^ヘ之^ヲ五反^ス然後^ニ
肯^テ往^キ從^ヒ湯^ニ言^フ素王^ト及^リ九主^ノ之事^ヲ
湯舉^ゲ任^ズ以^テ國政^ヲ伊尹去^リ湯適^ク夏^ニ
既醜^ニ有夏^ヲ復歸^リ于亳^ニ入^リ自北門^ニ
遇^ヒ女鳩^ト女房^ト作^ル女鳩^ト女房^ト

土立、相士卒、子昌若立、昌若卒、子曹圉立、曹圉卒、子冥立、冥卒、子振立、振卒、子微立、微卒、子報丁立、報丁卒、子報乙立、報乙卒、子報丙立、報丙卒、子主壬立、主壬卒、子主癸立、主癸卒、子天乙立、是爲成湯。

【講義】 殷の契は、母を簡狄といふ、簡狄は有娥氏の女にして帝嚳の次妃と爲り、宗婦と三人行きて川に浴し、燕の卵を懼せるを見て、簡狄取りて之を呑みたり、之に因つて懷妊して契を生みしなり、契長じて禹を佐け水を治めて功ありき、帝舜乃ち契に命じて曰く、百官親まず、五品したがはず、故に汝司徒と爲りて敬みて五品の教を天下に敷け、而して之を布くには寛にすべしと、是に於て契を商に封じ、姓を子氏と賜ふ、契は唐虞大禹の間に興り、其の功業百官に著れ

たり、故に百官是を以て平げり、契卒して子の昭明立つ、昭明卒して子の相土立つ、相土卒して子の昌若立つ、昌若卒して子の曹圉立つ、曹圉卒して子の冥立つ、冥卒して子の振立つ、振卒して子の微立つ、微卒して子の報丁立つ、報丁卒して子の報乙立つ、報乙卒して子の報丙立つ、報丙卒して子の主壬立つ、主壬卒して子の主癸立つ、主癸卒して子の天乙立つ、是を成湯と爲す、

【字解】 殷、一に商といふ、これは殷の祖先の契が始めて商に封ぜられ、其の後盤庚に至りて殷に遷りしを以て遂に天下を有つの號と爲しなり、三人、宗妃次妃等と三人なり、玄鳥、燕なり、孕、はらむなり、百姓、百官なり、五品、父母兄弟子なり、五教、五品の教なり、成湯、湯は王號なり、湯は武功を成就す、故に時人之を尊びて成湯といふ、

〔成湯〕自契至湯、八遷、湯始居亳、從先王居、作帝誥、湯征諸侯、葛伯不祀、湯始伐之、湯曰、予有言、

用國爲姓、故有夏后氏、有扈氏、有男氏、斟尋氏、彤城氏、褒氏、費氏、杞氏、繒氏、辛氏、冥氏、斟氏、戈氏、孔子正夏時、學者多傳夏小正云、自虞夏時、貢賦備矣、或言禹會諸侯江南、計功而崩、因葬焉、命曰會稽、會稽者會計也、

【講義】太史公曰く、禹を姒姓と爲す、其の子孫分れ封ぜられて國を以て姓と爲す、故に夏后氏・有扈氏・有男氏・斟尋氏・彤城氏・褒氏・費氏・杞氏・繒氏・辛氏・冥氏・斟氏・戈氏あり、孔子は夏の曆を正しとしたり、故に學者多く夏小正を傳ふと云ふ、さて貢賦のことには虞及び夏の時より備れるなり、或人の説に、禹が南に巡狩し、諸侯を江南に會して其の功を計へたる時崩じたり、因つて之を江南に葬る、故に其の地を命けて會稽と曰ふ、會稽とは即ち會計のことなりと、

【字解】夏時、夏の曆なり、夏小正、大戴記の篇名にして夏の月令を記したるものなり、

殷本紀第三

殷契、母曰簡狄、有娥氏之女、爲帝嚳次妃、三人行浴、見玄鳥墮其卵、簡狄取吞之、因孕生契、契長而佐禹治水、有功、帝舜乃命契曰、百姓不親、五品不訓、汝爲司徒、而敬敷五教、五教在寬、封於商、賜姓子氏、契興於唐、虞大禹之際、功業著於百姓、百姓以平、契卒、子昭明立、昭明卒、子相

肉を求めしめしをいふ、

孔甲崩、子帝皐立、帝皐崩、子帝發立、帝發崩、子帝履癸立、是爲桀、

【講義】 孔甲崩じて、子の帝皐立つ、帝皐崩じて、子の發立つ、帝發崩じて、子の帝履癸立つ、是を桀と爲す、

帝桀之時、自孔甲以來、而諸侯多畔、夏桀不務德、而武傷百姓、百姓弗堪、乃召湯、而囚之、夏臺已而釋之、湯修德、諸侯皆歸、湯遂率兵以伐夏桀、桀走鳴條、遂放而死、桀謂人曰、吾悔不遂殺湯於夏臺、使至此、湯乃踐天

子位、代夏朝天下、湯封夏之後、至周封於杞也、

【講義】 帝桀の時は、孔甲より以來天下の諸侯既に多く畔けるなり、此の時に當りて夏桀は其の徳を務めず、武威を以て百官を傷害せり、故に百官之に堪へざるなり、桀迺ち湯を召して之を夏臺の獄に囚ふ、已にして湯を釋したり、湯是れより徳を修めければ、諸侯皆湯に歸服す、湯遂に兵を率ゐて夏の桀を伐つ、桀破れて鳴條に走る、遂に南巢に放たれて死にぬ、桀將に死なむとする時人に謂つて曰く、吾れ遂に湯を夏臺に殺さずして今此の有様に至らしめしを悔ゆるなりと、湯乃ち天子の位を踐み、夏に代りて天下の諸侯を朝せしむ、湯は夏の子孫を封ず、其の後周に至りて杞に封ぜられたり、

【字解】 武傷、武威を以て傷害すること、百姓、百官なり、夏臺、獄の名なり、釋、ゆるすなり、鳴條、南夷の地名なり、杞、國の名なり、

太史公曰、禹爲姒姓、其後分封

【字解】失國、羿に逐はれて都に反ること能はざりしをいふ、昆弟、兄弟なり、太康の弟をいふ、洛汭、洛水の北涯なり、五子之歌、尙書の篇名なり、義和、義氏和氏なり、即ち天文曆數を司る官なり、湎淫、酒におぼるゝことなり、胤、胤國の君なり、胤征、尙書の篇名なり、

帝孔甲立、好方鬼神、事淫亂、夏后氏德衰、諸侯畔之、天降龍、一有雌雄、孔甲不能食、未得豢龍氏、陶唐既衰、其後有劉累、學擾龍于豢龍氏、以事孔甲、孔甲賜之姓、曰御龍氏、受豕韋之後、龍一雌死、以食夏后、夏后使求、懼而遷去、

【講義】帝孔甲立ちて好みて自ら鬼神に方べ、女色

におぼれ亂れて國政を忽にせり、かくて夏后氏の徳衰へぬれば諸侯之に畔きて其の命を奉ぜざるなり、時に天より雌雄の二龍を降す、孔甲之を飼養すること能はず、且つ未だ龍を飼養する者を得ざるなり、さて陶唐氏既に衰へて、其の後裔に劉累といへる者あり、此の者龍を手懐くることを豢龍氏に學べるを以て孔甲に事ふ、孔甲之に姓を賜ひて御龍氏と曰ふ、此の劉累の子孫は商に至りても絶えず、豕韋の後を受けしといふ、さて二龍の中雌龍死にければ、劉累之を庖丁して夏後に食はしむ、夏后之を知らずして之を美しとし又求めしむ、劉累再び得べからざれば、懼れて他に遷り去れり、

【字解】方鬼神、方は比なり並なり、たくらぶるをいふ、鬼神、常識を以て律すべからざる不思議の力を有する者をいふ、畔、そむくなり、食、飼養するなり、豢龍氏、豢は養ふなり、龍を飼養する者なり、陶唐、堯帝の國號なり、擾、馴すなり、御龍氏、御は馭するなり、一に養ふなり、受豕韋之後、豕韋は地名なり、祝融の後胤の封ぜられし所なり、殷の武丁祝融の後を滅して其の地を劉累の後に授けしをいふ、使求、再び

むなり、左、兵車の左に乗るものなり、不_レ攻_ニ子_一左_ニ攻は治むるなり、左は左乗の務めなり、即ち弓を射ることなり、御、兵車の中央に乗れる馭者なり、祖、遷廟の祖主の前なり、天子親征する時は必ず宗廟の祖主を車に載せて行く、之を遷廟の祖といふなり、僂、辱しむるなり、社、社主の前なり、祭、僂、祭は奴に通ず、辱しめて之を奴と爲すをいふ、

帝啓崩_{ジテ}子_ノ帝太康立_ツ帝太康失_レ國_ヲ昆弟五人_ヲ須_ニ于洛汭_ニ作_ル五子之歌_ヲ太康崩_{ジテ}弟中康立_ツ是爲_ニ帝中康_ト帝中康時_ヲ義和_{メシ}湏淫_{メシ}廢_レ時亂_ス日胤_ヲ往_{キテ}征_ス之_ヲ胤胤征_テ中康崩_{ジテ}子_ノ帝相立_ツ帝相崩_{ジテ}子_ノ帝少康立_ツ帝少康崩_{ジテ}子_ノ帝予立_ツ帝予崩_{ジテ}子_ノ帝槐立_ツ帝槐崩_{ジテ}子_ノ帝芒立_ツ帝芒

崩_{ジテ}子_ノ帝泄立_ツ帝泄崩_{ジテ}子_ノ帝不降立_ツ帝不降崩_{ジテ}弟_ノ帝局立_ツ帝局崩_{ジテ}子_ノ帝厘立_ツ帝厘崩_{ジテ}立_ツ帝不降之子_ノ孔甲_ト是爲_ニ帝孔甲_ト

【講義】帝啓崩じて、子の帝太康立つ、帝太康遊田に耽り、羿_イに逐はれて都に反ることを得ず、帝の弟五人洛水の北涯に待ち、其の反らざるを怨みて五子之歌を作る、太康崩じて、弟の中康立つ、是を帝中康と爲す、帝中康の時に天地四時を司る所の義和の二氏相與に酒におぼれて天時を廢て日の甲乙を亂したり、是に於て胤國の後王命を受けて往きて之を征す、乃ち胤征を作る、中康崩じて、子の帝相立つ、帝相崩じて、子の帝少康立つ、帝少康崩じて、子の帝予立つ、帝予崩じて、子の帝槐立つ、帝槐崩じて、子の帝芒立つ、帝芒崩じて、子の帝泄立つ、帝泄崩じて、子の帝不降立つ、帝不降崩じて、弟の帝局立つ、帝局崩じて、子の帝厘立つ、帝厘崩じて、帝不降の子の孔甲を立つ、是を帝孔甲と爲す、

絶其命、今予維共行天之罰、左不攻于左、右不攻于右、女不共命、御非其馬之政、女不共命、用命賞于祖、不用命、僂于社、予則帑僂汝、遂滅有扈氏、天下咸朝夏后、

【講義】有扈氏上の命に服せずして亂を起す、帝啓よつて之を伐ちて大いに甘の野に戰ふ、將に戰はんとして甘誓を作り、乃ち六卿を召して之を申ぶ、啓曰く、ア、軍事を司る六卿及び其に従ふ將卒よ、予今誓ひて汝等に告げむ、彼の有扈氏は我が有夏が五行の運行の徳を相承けて天下に君臨せるにも拘らず、之をおどしあなどり、又天地人の正道を怠り棄て、常を亂したれば、天は其の命を截り絶たんとし給ふ、由つて今予は恭みて天に代りて其の罰を行はむとするなり、故に汝等は皆我が命令を奉せざるべからず、而るに兵車の左乗にして其の左の職なる射殺を治め

ず、右乗にして其の右の職たる戈撃を治めざれば、是れ汝等は我が命令をつゝしまざるものなり、又兵車の中央に在る馭者にして其の馬の進退を正しくせざれば、是れ汝等は我が命令をつゝしまざるものなり、能く命を用ひて軍功を立てなば、遷廟の祖主の前にて之を賞せむ、若し命を用ひずして北走すれば、捕へて社主の前にて之を辱しめん、帝に之を辱しむるのみならず、予は汝等を奴とせむと、遂に有扈氏を滅したり、是に於て天下皆夏後に朝す、

【字解】有扈氏、扈國の后にして夏と同姓なり、甘、扈國の地名なり、甘誓、尙書の篇名なり、帝啓が有扈氏を伐たんとして、有扈の南郊の甘の野に於て其の將士に誓ひしことを記したるものなり、六卿、天子の六軍の將なり、卿を以て之に任ずるが故に六卿といふ、嗟、歎辭なり、ア、六事之人、六卿各軍事あり、故に六事といふ、而して六事の人といふは六軍に従屬する所の將士をいふ、威侮、おどしあなどるなり、五行、五行の運行によりて天下に君臨したるものをいふ、即ち夏后を指す、三正、天地人の正道なり、剿絶、剿は截るなり、剿絶はきりたやすをいふ、共、つゝし

薦めて將に政を授けむとす、而るに會、阜陶卒しぬ、故に阜陶の子孫を英の地の六縣に封じたり、其の子孫或は許の國に在りといふ、

而后舉益、任之政、十年帝禹東巡狩、至于會稽而崩、以天下授益、三年之喪畢、益讓帝禹之子啓而辟居箕山之陽、禹子啓賢、天下屬意焉、及禹崩、雖授益、益之佐禹日淺、天下未洽、故諸侯皆去益、而朝啓曰、吾君帝禹之子也、於是啓遂即天子之位、是爲夏后帝啓、夏后帝啓禹之子、其母塗山氏之女也、

【講義】 阜陶卒しければ其の後益を舉げて之に政を

任す、それより十年の後、帝禹東に巡狩し、會稽に至りて崩じぬ、是に於て天下を以て益に授く、三年の喪畢りて益は天下を以て帝禹の子の啓に譲り、辟けて箕山の南に居る、禹の子の啓は賢人なりしかば、天下の諸侯は皆意を之によせたりき、故に禹の崩じて益に天下を授くると雖、益が禹を佐くるとの日尙淺きを以て、天下皆益の徳を洽く知らざるなり、是の故に諸侯皆益を去りて啓に朝して曰く、吾が君は帝禹の子なりと、是に於て啓遂に天子の位に即きたり、是を夏后帝啓といふ、夏后帝啓は禹の子なり、其の母は塗山氏の女なり、

【字解】 屬意、屬は附くなり、屬意は意を寄するなり、洽、あまねきなり、

有扈氏不服、啓伐之、大戰於甘、將戰、作甘誓、乃召六卿申之、啓曰、嗟六事之人、予誓告女、有扈氏威侮五行、怠棄三正、天用勦

元首を先にして股肱を後にするは禮なり、起哉、治功の起るをいふ、百工、百官なり、熙哉、業務の廣まるをいふ、拜手、稽首、拜手は人に禮して頭の手に至るをいふ、稽首は頭の地に至るをいふ、興事、國を興す事業なり、舜又歌曰、舜の字衍文なり、叢脞、瑣細なる事に心を碎きて大略無きことなり、墮哉、廢れ絶ゆるをいふ、欽、つゝしむなり、

於是天下皆宗禹之明、度數聲樂、爲山川神主、

【講義】 是に於て天下皆禹が度數聲樂に明かなるを尊びて山川の神の主と爲したり、

【字解】 度數、計算なり、即ち計算を以て九州の山川を開きて水を治めたるをいふ、聲樂、音樂なり、即ち舜の爲に九韶の樂を作りたるをいふ、

帝舜薦禹於天、爲嗣、十七年而帝舜崩、三年喪畢、禹辟舜之子、商均於陽城、天下諸侯皆去商

均而朝禹、禹於是遂即天子位、南面朝天下、國號曰夏后、姓姒氏、

【講義】 帝舜は禹の徳を認め、之を天に薦めて己が嗣と爲す、十七年の後に帝舜崩じぬ、三年の喪畢りければ、禹は舜の子の商均を後嗣と爲さむとして陽城に避け居たり、しかるに天下の諸侯は皆商均を去りて禹に朝す、禹止むを得ず遂に天子の位に即き、南面して天下の諸侯を朝せしめ、國號を夏后と曰ふ、姓は姒氏なり、

【字解】 薦、天、天に告げて之をして位を嗣がしむるをいふ、天下、天下の諸侯なり、

帝禹立、而舉皐陶薦之、且授政焉、而皐陶卒、封皐陶之後於英、六或在許、

【講義】 帝禹天子の位に立ちて皐陶を擧げ之を天に

の九篇を奏し了れば、鳳皇も來り舞ひて儀容あり、百獸も相率ゐ來り舞ひ、百官も信に和ぎ樂めり、

【字解】夔、人の名なり、樂師なり、行樂、音樂を奏すること、祖考、祖先及び父の神靈なり、簫韶、舞の樂なり、九篇あり、來儀、來り舞ひて儀容あるをいふ、諧、和ぐなり、

帝用^レ此^ヲ作^リ歌^ヲ曰^ク、陟^ニ天^ノ之^命、維^レ時^ヲ維^レ幾^ヲ、乃^{ヒテ}歌^ク曰^ク、股^肱喜^哉、元^首起^シ哉[、]百^工熙^哉、皐^陶拜^手稽^首揚^言曰^ク、念^哉、率^ニ爲^ニ興^ニ事^ヲ、慎^ニ乃^ニ憲^ヲ、敬^哉、乃^ニ更^ニ爲^ニ歌^ヲ曰^ク、元^首明^哉、股^肱良^哉、庶^シ事^シ康^哉、〔舜〕又^{ヒテ}歌^ク曰^ク、元^首叢^脞哉[、]股^肱惰^哉、萬^事墮^哉、帝拜^シ曰^ク、然^リ、往^ケ欽^哉、

【講義】百官より鳥獸に至るまで皆太平を喜びて相

和ぎ樂みしかば、帝も悦びの餘り歌を作りて曰く、天命を正しくして民に臨むには、時節を失はざるこそ大事なれ、幾微を察して慎むこそ大切なれと、又歌ひて曰く、股肱喜びて忠を盡さば、元首の治功は盛んに起り、百官の務は廣まらむと、皐陶帝の歌を聞き、拜手稽首して大聲を揚げ帝を戒めて曰く、天下を治むるには帝の歌の如くすべきものなれば、能く此の事を念ひて忽にすべからざるなり、天子は躬親ら先に立ちて衆を率ゐて興國の事を爲し、汝の法度を慎みて其の天職を敬むべしと、よつて更に歌を作りて曰く、元首の徳明かなれば、股肱は忠良なるべく、萬事は安穩なるべしと、又歌ひて戒めて曰く、元首に大略無く細事を事とせば、股肱惰らむ、萬事廢れむと、帝皐陶を拜して曰く、然り、汝等皆往きて其の職をつしむべしと、

【講義】陟、正すなり、維時、時節に順ふをいふ、時を失へば政事亂る、故にいふ、維幾、事の未だ見れざる幾微を察して慎むをいふ、股肱、輔弼の臣なり、喜哉、喜びて忠を盡すをいふ、元首、天子なり、帝の歌は股肱を先にして元首を後にするは謙なり、皐陶の歌は

水土の功を成就し、五服を輔け成して五千里の遠きに至り、九州の州毎に十二の諸侯を立て、之を師と爲し、九州の外の四海に至るまで、咸くに五人の長を建てたれば、各、土功に従ひて其の功績を著しぬ、惟三苗のみは頑固にして土功に就かざりき、予其れ此の如く孜々たり、何ぞ彼の丹朱を學ばんや、帝其れ之を念へと、帝曰く、吾が徳を導きて天下の諸侯をして吾に歸服せしめしは是れ乃ち汝が天下を次第したればなりと、皐陶是に於て禹の徳を敬ひ、庶民をして皆禹を手本となさしめ、若し命を用ひざる者あれば之を刑罰に處せんといへり、

【字解】丹朱、堯の子なり、慢遊、惡遊なり、母、水行舟、水無きに舟をやるは理に反れり、故に道理に反する行爲の喩なり、朋淫、群淫なり、誰れ彼れの差別無くみだらなる行を爲すをいふ、辛壬、妻塗山、辛はかのととなり、壬はみづのえなり、塗山は塗山國の國君の女なり、辛の日に塗山氏の女を娶りしをいふ、壬の字は下文の癸の字と辛より甲に至るまでの經過の日數を示し下の甲が久しき後の甲に非ざることを知らさんが爲に添へたるなり、癸甲、癸はみづのととなり、

甲はきのえなり、辛の日より四日目の甲の日に往きて水を治めしをいふ、故に癸甲の下に往の字を添へて讀むべし、不子、子として慈愛を盡くすこと能はざりしをいふ、五服、甸服、侯服、綏服、要服、荒服、是なり、五千里、五服各方五百里あり、故に王畿より東へ二千五百里、西へ二千五百里、合して五千里なり、薄、四、海、薄は迫るなり、至るなり、四海は九州の外なり、即ち九夷八狄七戎六蠻なり、道有功、道は行き蹈むなり、即ち土功に従ふをいふ、有功は功績の擧がりしをいふ、苗、三苗なり、道吾徳、道は輔けみちびくなり、

舜徳大明、於是夔行樂、祖考至、羣臣相讓、鳥獸翔舞、簫韶九成、鳳皇來儀、百獸率舞、百官信諧、

【講義】帝舜の徳大いに明かとなりぬ、是に於て夔は音楽を奏して其の徳を稱へしかば、虞舜の祖先の神靈も之に應じて來り、群后も朝會して相讓り、鳥獸までも其音に感じて翔り舞ふ、次に舜の樂たる簫韶

の讒佞嬖幸の臣と雖、君徳誠に施さるゝを以て皆清廉となるべしと、禹曰く、然り、帝若し此の如くならずして善惡を混同して布き施さば其の功無からむと、

【字解】 休、慶なり、股、肱、耳目、股はもゝなり、肱はひぢなり、股、肱、耳目は身體中にて尤も樞要の部分なり、故に轉じて輔佐の義と爲す、左右、助くるなり、古人之象、古人の象服なり、文繡、文はあやなり、繡はぬひなり、六律、六律六呂也、五聲、宮・商・角・徵・羽、是なり、八音、金・石・絲・竹・匏・土・革・木、是なり、來、始滑、未だ詳ならず、索隱曰、於義無所不通、即、若しなり、辟、違ふなり、匡拂、正し矯むるなり、諛、へつらふなり、諂、そしるなり、四輔臣、古の天子に四鄰あり、前を疑といひ、後を承といひ、左を輔といひ、右を弼といふ、是れ即ち四輔の臣なり、讒、嬖、讒は惡言を以て人を陥ること、嬖はへつらひて氣に入るもの、不、時、時は是なり、是の如くならざるをいふ、

帝曰、母若丹朱傲、維慢游是好、
母水行舟、朋淫于家、用絶其世、

予不能順是、禹曰、予辛壬娶塗山、癸甲生啓、予不子、以故能成水土功、輔成五服、至于五千里、州十二師、外薄四海、咸建五長、各道有功、苗頑不即功、帝其念哉、帝曰、道吾徳、乃女功序之也、皐陶於是敬禹之徳、令民皆則禹、不如言、刑從之、

【講義】 帝舜禹を戒めて曰く、丹朱が傲りて惡遊を好み、暴にして理に順はず、家に在りて群淫を事として妻妾を亂し、以て堯の世を絶ちしが如くなること母れ、予は是の如き行ひの者に順ふこと能はざるなりと、禹答へて曰く、予れ辛の日に塗山氏の女を娶り、四日目の甲の日に已に往きて水を治めたり、故に啓を生めども予は之を子として慈愛を盡さざりき、是の如く私事を抛ちて治水に勤めたりしを以て能く

り、浩々、廣く盛んなるさまなり、懷山、懷は包むなり、カヌと訓む、襄陵、襄は上るなり、服、水に溺れ陥るなり、櫓、そりなり、權、榻に同じかんじきなり、栒、木、木を刊りて道を通するなり、鮮、鳥獸を新に殺したる肉なり、決、川の壅塞を開きて流通せしむること、浚、畎澮、浚は水底を深くするなり、さらふなり、畎澮は田間の溝なり、

禹曰、於、帝、慎、乃、在、位、安、爾、止、輔、德、天、下、大、應、清、意、以、昭、待、上、帝、命、天、其、重、命、用、休、帝、曰、吁、臣、哉、臣、哉、臣、作、朕、股、肱、耳、目、予、欲、左、右、有、民、女、輔、之、余、欲、觀、古、人、之、象、日、月、星、辰、作、文、繡、服、色、女、明、之、予、欲、聞、六、律、五、聲、八、音、來、始、滑、以、出、入、五、言、女、聽、予、卽、辟、女

匡、拂、予、女、無、面、諛、退、而、謗、予、敬、四、輔、臣、諸、衆、讒、嬖、臣、君、德、誠、施、皆、清、矣、禹、曰、然、帝、卽、不、時、同、善、惡、則、毋、功、布

【講義】禹曰く、ア、帝汝は汝の在位を慎みて、爾が止まりとする所の至善に安んぜよ、又爾が徳を輔け益さば天下は大いに爾に應ぜむ、又爾の意を清くして昭に上帝の命を待たば、天は重ねて命するに大いなる慶を以てせむと、帝曰く、ア、汝は臣なるかな臣なるかな、臣は朕が股肱耳目にして離すべからざるものなり、予れ有民を助けむと欲すれば汝予を輔けよ、余又古人の象服及び日月星辰を觀察して當代の服色文繡を制作せむと欲すれば、汝之を明かに調査して之を制すべし、予れ又六律五聲八音を聞きて五徳の言を出納せむと欲すれば、汝之を聴け、予れ若し汝に辟は、予を正し矯めよ、汝面前にて諛ひ退きて予を謗ること勿れ、是れ獨禹のみならむや、四輔の臣も同様に敬みて予が過を正すべし、しかすれば諸衆

を治むるなり、擾而毅、擾は順ふなり、毅は果斷なり、直而溫、直は梗直なり、たゞしきなり、溫は溫和なり、簡而廉、簡はおほまかなり、廉は廉隅なり、小節のこ
と、剛而實、實は思慮を充實にするなり、彊而義、彊は強勇なり、章三其有常、章は明かなり、九德を常に
ひて明かにするをいふ、

日宣三德、蚤夜翊明有家、日嚴振敬六德、亮采有國、翁受普施、九德咸事、俊乂在官、百吏肅謹、毋教邪淫奇謀、非其人、居其宮、是謂亂天事、天討有罪、五刑并用哉、吾言底可行乎、禹曰、女言致可績行、皐陶曰、余未有知、思贊道哉、

【講義】 皐陶尚言を續けて曰く、日に三德を宣べ布

きて早くより晩くまで政事を輔け明かにすれば卿大夫と爲るべし、日に嚴に整へて六德を敬みて政事を明かにすれば諸侯と爲るべし、三德の人と六德の人とを合せ受けて之を用ひ、政教を普く天下に施し、自ら九德を悉く備へて政事を施せば天子と爲るべし、此の如き高德の天子の下には必ず俊德賢才の士皆官に在りて太平を致すべきなり、又百吏は謹みて民に邪淫奇怪の謀を教ふることなく、又其の人に非ずして其の官に居るは、是を天子の事を亂すと謂ふべし、故に罪ある者は天の命を承けて之を討伐し、五刑は五つながら適當に用ひんことを要す、以上吾が言は之を行へば實行せらるべきかと、禹曰く、汝の言は之を行へば其の功績見るべきものあらむと、皐陶曰く、余未だ之を行ひてしかく功績あらんことを知らざるなり、されど思を盡して古人の道を贊けんかなと、

【字解】 蚤夜、蚤は早朝なり、夜は夜遅く迄なり、翊、輔くるなり、有家、卿大夫のことなり、亮采、政事を明かにするなり、有國、諸侯のことなり、翁受、翁は合すなり、三德の人と六德の人とを合せ受くるをいふ、俊、俊は千人に秀でたる者の稱なり、乂は賢才の稱なり、

善色、佞人、言葉を飾り、顔色を善くして内心は邪にして人にへつらふ人なり、此には其工を指す、

皐陶曰、然、於、亦、行、有、九、德、亦、言、其、有、德、乃、言、曰、始、事、事、寬、而、栗、柔、而、立、愿、而、共、治、而、敬、擾、而、毅、直、而、溫、簡、而、廉、剛、而、實、彊、而、義、章、其、有、常、吉、哉、

【講義】 皐陶曰く、汝の言の如く人を知り民を安んずるは難きなり、されど人君たる者は諸徳を綜べて之を爲さざるべからざるなり、ア、總べて徳の行に見はるゝものは九つあるなり、すべて其人を有徳なりと言はんには、乃ち先づ言つて曰へ、其人の行爲の實際に徴して某事某事を行ひしとに始まるなりと、さて九徳とは、第一に度量の寛弘の人は或は其の寛容に過ぎて懼れ栗むの念に乏しきの弊あり、故に寛にして栗めば其の弊無し、第二に柔和なる者は獨立の氣象を缺くの弊あり、故に柔にして獨立すれば其

の弊無し、第三に質朴の人は不恭に陥り易きの弊あり、故に質朴にして恭めば其の弊無し、第四に事を始め得る所の才ある者は兎角事を輕んずるの弊あり、故に事を治めて敬めば其の弊無し、第五に従順なる人は習慣に囚はれて決斷力に乏しきの弊あり、故に順にして果敢なれば其の弊無し、第六に梗直の人は或は溫和の氣を缺くの弊あり、故に直にして溫和なれば其の弊無し、第七に物事を簡大に爲す者は小節を顧みざるの弊あり、故に簡にして意を細事に用ふれば其の弊無し、第八に剛氣にして果斷なる人は思慮の充實に缺くの弊あり、故に剛にして思を實さば其の弊無し、第九に彊勇の人は其の力に任して上下の義を顧みざるの弊あり、故に彊にして義あれば其の弊無し、以上の九徳人能く之を行ひて明かにすれば無上の吉事なるべし、

【字解】 事、事、上の事は動辭にしてコト、ヌと訓む、事を事とすとは某々の事を實行せしをいふ、寛而栗、寛は度量の弘きをいふ、栗は懼れつゝしむなり、柔而立、柔は柔和なり、立は獨立なり、愿而共、愿は朴訥にして文なきなり、共は恭に同じ、治而敬、治は事

長、敦、序、九族、衆、明、亮、翼、近、可、遠、
在、己、禹、拜、美、言、曰、然、

【講義】 皐陶士と爲りて刑罰を司り民の曲直を治む、帝舜朝廷に出御の時、禹・伯夷・皐陶等相與に參向して帝の前に語る、皐陶は其の懷包せる謀を述べて曰く、君たるものは其の道徳を信にし、人臣をして謀を公明にして其政を輔け和げしめよと、禹曰く、然り、之を行ふと如何と、皐陶曰く、ア、慎みて己が身を修め、長久の道を爲さんと思ひ、厚く九族の次第を明かにして親疎の序あらしめば、百官其の化を蒙りて己が勤務を明かにして天下の政教を輔翼せん、此の如く近きよりして遠きに及ぼすべきは、畢竟己が其の徳を信に、するに在るなりと、禹は此の美言を拜聽して汝の言ふ所の如しと贊同せり、

【字解】 士、獄官の長なり、大理卿の如し、如何、行ひの如何なり、思、長、長久の道を爲さんと思ふ也、敦、序、九族、敦は厚なり、序は親疎の次第を立つるなり、九族は高祖・曾祖・祖父・父・己・子・孫・曾孫・玄孫、是なり、美言、善き言葉なり、

皐陶曰、於、在、知、人、在、安、民、禹曰、
吁、皆、若、是、惟、帝、其、難、之、知、人、則、
智、能、官、人、能、安、民、則、惠、黎、民、懷、
之、能、知、能、惠、何、憂、乎、謹、兜、何、遷、
乎、有、苗、何、畏、乎、巧、言、善、色、佞、人、

【講義】 皐陶曰く、ア、君たるもの、務は人を知るに在り、又民を安んずるに在るなりと、禹曰く、ア、皆此の如くなすは帝堯と雖難しとせられたり、そも人の善惡邪正を知るは智の明かなる也、智明かにして人を知れば能く人を官に任するなり、又民の疾苦を救ひて之を安んずるは惠の至れる也、惠至りて民を安んずれば庶民之に懐くなり、此の如く能く人を知り能く民を惠めば何ぞ謹兜の如き人を憂へんや、又何ぞ有苗を遷さんや、又何ぞ言葉を巧みにし顔色を善くして内心邪なる共工の如き佞人を畏れんやと

【字解】 於、歎辭なり、ア、と訓む、吁、疑ひ怪むの辭なり、ア、と訓む、帝、帝堯なり、黎民、衆民なり、巧言

の王畿に近き三百里は之を待つに怠慢にして拘束を加へざるなり、即ち來り服する者は拒まず、去り遠ざかる者は止めざるなり、次の三百里は城郭常居無く、時に隨ひて轉々として處を變へ、恰も水の流れ行くが如くするなり、此の如くにして天子の國より以外の地を五服に區別せしめたり、是にて東の方は海に流入し、西の方は流沙に被り、北南より風教を及ぼして四海に至れり、

【字解】天子之國、王畿なり、即ち王城の四方千里の地をいふ、甸服、甸は田なり、服は事に従ふなり、甸服は田賦の事に従ふの地なり、總、禾の全きものなり、即ち穗より藁の本に至るまでの全きもの、稱なり、銍、禾を刈る短き鎌なり、よつて鎌にて刈りたる禾穗の稱なり、秝、藁なり、粟、米の甲あるものなり、もみ也、侯服、侯は候ふ也、斥候の事に服する所の地なり、采、事なり、常に王者の事に従ふ所の地なり、任國、時として王者の事に任ずる國なり、諸侯、王者の爲に斥候する所の地なり、綏服、綏は安んずる也、安んじて王者の政教に従ふ所の地なり、揆、度るなり、要服、要は約束なり、しはるなり、要束して文教に従はしむる

所の地なり、夷、簡易なり、細剉を省きて治むる所の地なり、蔡、放つなり、罪人を放ちやる所の地なり、荒服、地荒漠にして政教達せざれば其の故俗に従ひて之を治むる所の地なり、蠻、慢なり、之を待つに怠慢にして中國の如く嚴正に制せざる所の地なり、流、水の流るゝが如く常居無き所の地なり、漸、流れ入るなり、暨、及ぶなり、訖、至るなり、

於是帝錫禹玄圭以告成功于天下、天下於是太平治、

【講義】是に於て帝舜は禹に赤黒き玉を賜ひて洪水を治めたる功を賞し、又天下にも其の成功を告げぬ、是に於て天下太だ平ぎ治りたり、

【字解】錫ニ玄圭、錫は賜ふ也、玄圭は赤黒き玉なり、

皐陶作士以理民、帝舜朝禹、伯夷、皐陶相與語、帝前、皐陶述其謀、曰、信其道德、謀明、輔和、禹曰、然、如何、皐陶曰、於、慎其身、修、思

土を賜ひて國を建て姓を賜ひて各、其の宗を立てしむ、此の如く天子は我が徳を敬みて之を先にすれば、天下は天子の政教に違はざるべし、
【字解】 祗、敬むなり、台、我なり、距、違ふなり、朕、天子の政教なり、

令天子之國以外五百里甸服、
百里賦納總、二百里納銓、三百里納緡服、四百里粟、五百里米、甸服外五百里侯服、百里采、二百里任國、三百里諸侯、侯服外五百里綏服、三百里揆文教、二百里奮武衛、綏服外五百里要服、三百里夷、二百里蔡、要服外五百里荒服、三百里蠻、二百里流、東漸於海、西被于流沙、朔南

暨聲教訖于四海

【講義】 天子の國より以外の四方五百里は甸服といふ、其の中王畿に近き百里の地の賦は禾の穂より粟の本に至るまでの全きを納れ、次の二百里は禾穂を納れ、次の三百里は粟のみを納る、而して其の米を己が有と爲すを以て勞役に服するなり、次の四百里は粟を納れ、次の五百里は米を納る、是れ遠き者は運送に不便なれば次第に其の嵩を減ぜり、甸服以外の四方五百里を侯服といふ、其の中王畿に近き百里の民は常に王事に従ふなり、次の二百里の民は時として王事に任ずるなり、次の三百里より五百里までの民は斥候の役を勤むるなり、侯服以外の四方五百里を綏服といふ、其の中王畿に近き百里より三百里までは王者の文教の中を度りて之を行ひ、盡く之を行はざるなり、次の四百里五百里は武術を奮ひて天子を衛るなり、是れ蠻夷に近きを以てなり、綏服以外の四方五百里を要服といふ、其の中王畿に近き三百里は政教を簡易に爲すなり、次の二百里は罪人を流す地となすなり、要服以外の四方五百里を荒服といふ、其

【字解】涓、水の名なり、鳥鼠同穴、二山の名なり、澧・涇・漆・沮、皆水の名なり、

道クニヲクテ雒、自リス熊耳、東北シ會于澗瀍、又東會于伊、東北入于河、

【講義】雒水を導くに熊耳山よりす、東北に流れて澗瀍の二水に會し、又東流して伊水に會し、又東北して河に入る、

【字解】雒、水の名なり、熊耳、山の名なり、澗瀍、二水の名なり、伊、水の名なり、

於是九州攸同、四奧既居、九山カン棐旅、九川滌原、九澤既陂、四海會同、六府甚修、衆土交正、致慎財賦、咸則三壤、成賦中國、

【講義】禹は此の如くにして洪水を治めれば、九州遍く其の恩恵を受けたり、即ち四方の邑には住居すべく、九州の山々は木を判り道を通じ、又山祭を爲

し、九州の川々は源を洗ふが如く除き去りければ水の壅フサガる所無く、九州の澤には既に隄を築きたれば決溢の患無く、四海の者悉く京師に會同し、金木水火土穀は甚しく修まり、四方の土地は夫々美惡高下の品定まりて正しくなり、財寶年貢は其の地の等級に應じて納め、慎みて其の制を越ゆることなく、皆上中下の三等の階級に則りて賦を京師に致すやうになれり、

【字解】攸、同、遍く恩恵を受くるをいふ、四奧、奥は隄澳に通ず、四方の住居し得らるべき地なり、棐旅、棐は木を伐りて道しるべとなすこと、旅は山まつりなり、滌原、滌はそゞなり、水源を開き除き洗ふが如くして壅塞なからしむるをいふ、六府、金木水火土穀なり、三壤、上中下の三等に別ちたる土地なり、上中下に又各上中下の三等あれば、實は九等なり、中國、帝王の都とする所を中と爲す、故に中國は京師のことなり、

賜土姓、祗台德、先不距朕行、

【講義】禹は已に水土を平げぬれば、天子は諸侯に

皆水の名なり、大別、山の名なり、匯、回るなり、

汝山道江、東別爲沱、又東至于醴過九江、至于東陵、東池北會

于匯、東爲中江、入于海、

【講義】 梁州の汝山より江を導く、東に分流して沱

水と爲り、又東して醴水に至り、九江を過ぎて東陵の

地に至る、此の地より東方に溢れたる水は北流して

彭蠡澤に會す、此より東して中江と爲りて海に入る、

【字解】 沱、水の名なり、醴、水の名なり、一に陵の名

なりといふ、東陵、地名なり、池、溢るゝなり、匯、彭蠡

澤なり、

道沱水、東爲濟、入于河、洸爲滎、

東出陶丘北、又東至于荷、又東

北會于汶、又東北入于海、

【講義】 沱水を導く、東流して濟水と爲り、河に入

り、溢れて滎水と爲る、此より東して陶丘の北に出

で、又東して荷澤に至り、又東北に流れて汝水に會

し、又東北して海に入る、

【字解】 沱水、河東の王屋山より發する川なり、濟、

水の名なり、洸、溢るゝなり、滎、水の名なり、陶丘、丘

の再成せるものゝ稱なり、濟陰の陶丘なり、荷、澤の

名なり、

道淮自桐柏、東會于泗沂、東入

于海、

【講義】 淮水を導くに桐柏山よりす、東流して泗水

沂水に會し、又東流して海に入る、

【字解】 淮、水の名なり、桐柏、山の名なり、泗沂、二

水の名なり、

道渭自鳥鼠同穴、東會于灃、又

東北至于涇、東過漆沮、入于河、

【講義】 渭水を導くに鳥鼠同穴の二山よりす、東流

して灃水に會し、又東北に流れて涇水に至り、東して

漆沮の二水を過ぎて河に入る、

道^キ黑^ニ水^ヲ至^リ于^三危^ニ入^ラ于^南海^ニ

【講義】 雍州の黒水を導きて三危山の下に至り、此れより南流して南海に入らしむ、

【字解】 三危、山の名なり、

道^キ河^ヲ積^ル石^ニ至^ル于^龍門^ニ南^ニ至^リ華^陰

東^ニ至^リ砥^柱又^東至^リ于^盟津^ニ東^ニ過^キ

雒^水至^ル于^大邳^ニ北^ニ過^キ降^ル水^ニ至^ル于

大陸^ニ北^ニ播^ス爲^リ九^河同^ニ爲^リ逆^河入^ル

于^海

【講義】 河を導くに功を積石の地に起し、此より中國に入りて龍門に至る、龍門より南して華陰山に至り、華陰より東折して砥柱山に至り、又東して盟津の湊に至り、又東して雒水の北涯を過ぎて大邳に至る、此より北折し降水を過ぎて大陸澤に至り、又北に分れて九河と爲り、九河又合同して逆河と爲りて渤海に入れり、

【字解】 道、河積石、河を道くに積石の地より始め

しをいふ、華陰、山の名なり、盟津、孟津に同じ、洛陽の北に在る湊なり、過、大川が小川の在る所を流れ過ぐるをいふ、大邳、山の名なり、大陸、澤の名なり、播、布くなり、分るゝなり、爲、自然になるをいふ、逆河、九河の合して一大河と爲りしもの、稱なり、海、渤海なり、

嶧^冢道^ヲ澆^ニ東^ニ流^ル爲^リ漢^ト又^東爲^リ蒼

浪^ノ水^ト過^キ三^澁入^ル于^大別^ニ南^ニ入^ル

于^江東^ニ匯^ス澤^ニ爲^リ彭^蠡東^ニ爲^リ北^江

入^ル于^海

【講義】 梁州の嶧冢山より澆水を導く、東に流れて漢水と爲り、又東して蒼浪の水と爲る、それより三澁水を過ぎて大別山に至り、大別山の南に回るものは江に入り、東に回るものは彭蠡の大澤と爲る、彭蠡より江は分れて三道と爲りて震澤に入り、遂に北江と爲りて海に入る、

【字解】 嶧冢、山の名なり、澆、水の名なり、漢、三澁、

山より太嶽に至る一脈あり、又冀州の南方の砥柱シ析城の二山より王屋山に至る一脈あり、又冀州の北方の太行山常山より礪石山に至りて海に入れる一脈あり、

【字解】道ニ九山一、道は導なり、九州の山脈に随ひて水を通ぜしこと、九山は九州の山脈の起點たる汧・壺口・砥柱・太行・西傾・熊耳・蟠冢・内方・汝山をいふ、汧岐、二山の名なり、踰ニ于河一、河は西河なり、即ち梁山龍門西河を踰ゆるをいふ、壺口雷首、山の名なり、砥柱析城王屋、三山の名なり、太行礪石、二山の名なり、

西傾・朱圉・鳥鼠ヨリ至于太華・熊耳
外方・桐柏ヨリ至于負尾・道キ蟠冢チヨウカ至ニ
于荆山、内方ヨリ至于大別、汝山ビシ之
陽ヨリ至于衡山、過ギテ九江、至于敷淺
原、

【講義】雍州の南方の西傾山朱圉山鳥鼠山より太華

山に至る一脈あり、豫州の熊耳山外方山桐柏山より負尾山に至る一脈あり、梁州の蟠冢山チヨウカを導きて荆州の荆山に至る一脈あり、又荆州の内方山より大別山に至る一脈あり、梁州の汝山ビシの南より荆州の衡山に至り、九江を過ぎて豫章の敷淺原に至る一脈あり、

【字解】西傾・朱圉・鳥鼠・太華、四山の名なり、熊耳・外方・桐柏・負尾、四山の名なり、負尾は尙書に陪尾に作る、蟠冢、山の名なり、内方・大別、二山の名なり、
道ニ九川一、弱水ヨリ至于合黎、餘波ニ入ル
于流沙、

【講義】是より九州の大川を導きて或は下流に或は海に注ぎしことを記す、雍州の弱水を導きて西に流し流沙の東なる合黎水に至らしむ、其の餘波は溢れて流沙に入るなり、

【字解】道ニ九川一、九川は九州の大川なり、即ち弱・黑・河・潏・江・沔・渭・洛、是より、合黎、水の名なり、餘波、あまりの水なり、流沙、水の名なり、一に地名なりといふ、

の三山は相望めるなり、又原濕の地を治めて耕種の績を致し、次に都野の地に至る、三危山も已に平ぎて住居すべく、三苗の族も大いに秩序あるに至れり、其の土は黄色にして塊無し、田は上の上にして九州の第一位なり、賦は中の下にして第六位に在り、貢物は璆琳キョリンと稱する二種の美玉、琅玕と稱する珠に似たる石なり、而して此の州より京師に至るには積石山の麓より船を浮べて龍門の西河に至るなり、此にて渭水の北涯に會するなり、

【字解】 黒水、此の黒水は西方に在りて梁州の黒水と別なり、西河、黄河の上流にして冀州の西に在り、故にいふ、屬、入るなり、渭、渭は水の名なり、汭は水の北涯なり、漆沮、二水の名なり、從、渭水に從ひ入るをいふ、所、同、同じく渭水に入るをいふ、荆岐、二山の名なり、荆は岐山の東に在りて荆州の荆山と別なり、旅、山まつりなり、終南、敦物・鳥鼠、三山の名なり、原濕、都野、共に地名、三危、山の名、度、尙書には宅に作る、住居なり、璆琳、皆美玉の名なり、琅玕、珠に似たる石なり、積石、山の名なり、龍門、山の名なり、禹此の山を鑿りて河水を通ぜしなり、其の間八十

歩許、急湍懸るが如く、魚鼈能く上る莫し、若し之を上れば龍と爲るといふ、故に龍門と名づく、

織皮、昆侖、析支、渠搜、西戎、卽序、

【講義】 毛布を貢するあり、此は昆侖・析支・渠搜の西戎なり、禹の水普請の功顯れて、かゝる邊境の戎まで秩序立ちて京師に貢獻するやうになれり、

【字解】 織皮、毛布なり、昆侖、析支・渠搜、西戎の三の國名なり、

道九山、汧及岐、至于荆山、踰于

河、壺口、雷首、至于太嶽、砥柱、析

城、至于王屋、太行、常山、至于碣

石、入于海、

【講義】 洪水の爲に舊川故瀆は浸没して見るべからず、禹是に於て九州の高山巨鎮を目標と爲し、其の山脈に隨ひて水を決して海に注ぎたり、故に是より九州の山脈を記すなり、雍州の汧山より岐山に及び荆州に至る一脈は河を蹠ゆるなり、冀州の壺口山雷首

入_ニ于_ニ渭_ニ亂_ニ于_ニ河_一

【講義】東の方華山の南より西の方黒水に至るまでは惟れ梁州なり、汝山嶓山の山間の地も既に耕作し得るやうになれり、陀水沔水の源も既に開けぬ、蔡山蒙山も旅祭を行ふべく平治し、和夷の地も耕種の績を致す迄平げり、其の土は青黒く、田は下の上にして第七位なり、賦は下の中にして下の上と下の下との三等相雜れり、貢物は黄金の美なるもの、鐵・銀・剛鐵・矢の根石・磬の石、及び熊・羆・狐・狸の皮、毛布等なり、西傾山地方の民の京師に至らむとする者は桓水に因りて此の梁州に来るなり、さて梁州の貢物を京師に運漕するには潜水に浮び、それより沔水に至るまでは山を踰え、沔水より渭水に入り、河をよぎりて達するなり、

【字解】華陽、華山の南なり、汝嶓、汝は岷に通ず、汝嶓は二山の名なり、蕝、種をうるゝと、蔡蒙、二山の名なり、旅平、旅は山を祭ること、平は治功の成りしをいふ、和夷、地名なり、底績、耕種の成績をいたすをいふ、驪、純黒の色なり、三錯、三等相雜れるをいふ、

繆、尙書に繆に作る、黄金の美なるもの、稱なり、鏤、剛鐵なり、織皮、毛布なり、西傾、山の名なり、桓、水の名なり、一に泉といふ、是、梁を指す、潛沔渭、皆水の名なり、亂、流を絶ちて渡る、よこぎりわたるなり、

黒水西河惟雍州弱水既西涇屬渭汭漆沮既從豐水所同荆岐已旅終南敦物至于鳥鼠原隰底績至于都野三危既度三苗大序其土黃壤田上上賦中下貢繆琳琅玕浮于積石至于龍門西河會于渭汭

【講義】西の方黒水より東の方西河迄は惟れ雍州なり、弱水既に西に流れて合黎に至り、涇水は渭水の北涯に入り、漆沮の二水は既に渭に從ひ、豐水も亦同じく渭に入るなり、荆岐の二山已に平ぎて旅の祭を爲す、終南山と敦物山とを治めてより鳥鼠山に至る、此

用ふるを以て、之を重んじて包みてはこに入る、なり、玄纁、薄赤に黒みが、りたる幣なり、璜組、珠を貫きたるくみいとなり、入賜、常に用ひざる品なれば命を賜はりて之を納むるとの意なり、大龜、大さ一尺二寸を大龜といふ、蹠、こゆなり、水路通ぜざれば陸上を車馬にて運搬し然る後復水路に従ふをいふ、

荆河惟豫州、伊雒澗既入于河、滎播既都、道荷澤被明都、其土壤、下土墳壚、田中上、賦雜上中、貢漆、絲、絺、紵、其筐、織、絮、錫、貢磬、錯、浮於雒、達於河、

【講義】西南荆山より北河水迄は惟れ豫州なり、伊・雒・澗の四水は皆既に河に入りぬ、滎播の澤も既に水停りたり、又荷澤の氾濫する時には其の餘波を導きて明都澤に入らしむるやうにしたり、其の土は塊無し、されど下土は墳ちて疏し、田は中の上にして第四位なり、賦は上の上と上の中と相雜れり、貢物は

漆・絲・枲、細き葛布・麻布なり、其の筐は細綿なり、又臨時に命を承けて磬石を治むるやすりを貢ぐことあり、而して此等の貢物を京師に運漕するには雒水に浮び直に河に達するなり、

【字解】伊雒澗、四水の名なり、滎播、滎は澤の名なり、播は水の溢れたるものなり、一に波に作る、被、覆ふなり、入らしむることなり、即ち荷澤氾濫せば其の餘波を導きて明都澤に入らしむるをいふ、壚、塊無きなり、ハラ、グと訓む、墳壚、墳はうごもつなり、墟は疏きなり、絺、紵、絺は細き葛布なり、紵は麻布なり、織絮、細綿なり、磬錯、錯は玉石を治むるやすりなり、磬錯は磬を治むるやすりなり、

華陽黑水惟梁州、汶嶓既蒞、沔涔既道、蔡蒙旅平、和夷底績、其土青驪、田下上、賦下中三錯、貢璆、鐵、銀、鏤、柶、磬、熊、羆、狐狸、緘、皮、西傾、因桓、是來、浮于潛、蹠于沔、

【講義】北は荆山より南は衡山の南までは維れ荆州なり、江水と漢水とは此の州を貫通して海に注ぎ入る、而して江水は此の州界に於て九道に分れて九江と爲り、甚だ地勢の宜しきを得たり、沔沔の二水も已に故道に流れ通ぜり、雲の地は卑濕にして土漸く見え、夢の地は稍高くして耕作し得る所あり、其の土は水びたりのどろ地なり、田は下の中にして第八位なり、賦は上の下にして第三位に在り、貢物は孔雀翡翠の羽・旄牛の尾・象牙・犀革・金・銀・銅・礪・砥・矢鏃アラトホトヤヤジリに中つる石・朱の類・籩籥と稱する美竹・矢幹ヤサに中つる一種の木等なり、而して籩籥楛の二物は三國より其の目録を上りて、何時にても命の下りし節には献上すること爲す、其の他に包みて匣に入れたる菁茅あり、其の籩は薄赤に黒みがかりたる幣と珠を貫きたる綬クミヒモとなり、又九江より産する大龜は常に用ふべきものに非ざれば、此も命を賜はり次第に納むるなり、而して此等の貢物は江・沔・沔より漢水に渡り、それより洛水までは陸上を車馬にて運搬し、又雒水を経、南河に至りて京師に達するなり、

【字解】荆、衡、二山の名なり、江、漢、二水の名なり、朝、

宗、朝は來朝の朝なり、宗は尊きなり、百川は海を尊しとなす、百川の海に注ぎ入るを諸侯の天子に朝するに譬へていへり、九江、江水の此の州界にて九道に分れ、又東にて合して大江となる迄の間をいふ、即ち烏江・蚌江・烏白江・嘉靡江・沙江・畎江・廩江・隄江・箇江、是なり、甚中、中はあたるなり、甚だ地勢の宜しきを得たるをいふ、沔沔、沔は江の別名なり、沔は水の名なり、雲土、雲は江北に在る地なり、地勢卑濕にして僅に土を見るのみなり、夢爲治、夢は江南に在る地なり、地勢差高くして耕作し得る所あるなり、此の二地は禹の時未だ澤とならず、殷周の世に至りて大澤となりしなり、椀幹楛、柏、椀は椿楸に同じ、琴材と爲る木なり、幹は柘の木なり、楛は楡ビヤクシの木なり、柏はこのてがしはなり、礪砥、といしなり、粗きを礪といひ、精きを砥といふ、簪丹、簪は矢鏃と爲す石なり、丹は朱の類なり、籩籥、美竹の名なり、楛、矢幹に中つる一種の木なり、致貢其名、其の名とは籩籥と楛との目録なり、此の目録を上りて何時にても入用の節は献上致すべしとの意なり、包匭、包みて匣に入ること、菁茅、茅の毛刺あるもの、稱、此は宗朝に

如く水運開けて大水退き去りければ大小の竹既に布き生じ、其の草は少くしてのび生ひ、其の木は高くそびゆ、其の土は水びたりのどろ地なり、田は下の下に於て第九位に在り、賦は下の上にして第七位なり、而して第六位のものをを難ふ、貢物は金銀銅の三品より美石竹箭及び象の牙犀の革孔雀翡翠の羽旄牛の尾等なり、南海の島民は葛布芭蕉布等の草衣を服せり、其の筐ゴウチは錦なり、其の包ホウは橘と柚子となり、而して此の包は上より命を錫はれば貢し、若し命を錫はらざれば貢せざるなり、以上の貢物を京師に運漕するに於ては江に沿ひて海に出で、又淮水に入りて泗水に通じ、後河に達するなり、

【字解】 彭蠡、澤の名なり、陽鳥、鴻鴈の屬なり、鴻鴈は太陽に隨ひて其の居を遷す、故にいふ、三江、南江中江北江なり、震澤、太湖の名なり、竹箭、箭は小竹なり、篠シウなり、矢竹なり、天、少くして長きなり、ワカシと訓む、喬、高き也、塗泥、水びたりのどろ地なり、三品、金銀銅なり、瑤琨、皆美玉なり、齒草、羽毛、齒は象牙なり、革は犀の革なり、羽は孔雀翡翠の羽なり、毛は旄牛の尾なり、島夷、南海の島民なり、卉服、卉は衆

草の總名なり、くさ、卉服は草を製して作れる衣服なり、即ち葛布芭蕉布の如きをいふ、織貝、貝は錦の名なり、詩經に貝錦の語あり、貝一字にては貝類に誤り易し、故に織の字を添へて其の織物なるを知らしめしなり、包、つゝみものなり、橘柚、たちばなとゆすとなり、錫貢、錫は命を承くるなり、たまはるなり、此の包は上の命をたまはりて貢し、若し命無ければ貢せざるをいふ、均、沿ふなり、水の流に順ひて行くこと、荆ヨリ及フ衡陽フヤデ維ニ荊州ニ江漢ナリ朝宗ス于海ニ九江ニ甚ダ中ナリ沱ダ沔シ已ニ道ク雲ハ土ツチ夢ノ爲ス治チ其レ土ハ塗泥ナリ田ノ下ハ中ニ賦ハ上ニ下ニ貢ハ羽旄バウ齒草キソウ金三品キンサンヒン純チユン榦カン栝クツ栢ハク礪リ砥ト碣ト丹ト維レ篋ケン籛コ楛コ三國サンクワク致シ貢ス其名ヲ包キ匭キ菁茅キョウマウ其レ筐ヘ玄纁ケン璣組レ九江ニ入リ賜ス大龜トウキ浮ビ於ニ江ニ沱ト沔ト於ニ漢ニ踰エ於ニ雒ラク至ル于ニ南河ニ

り出づる浮磬ケイと、淮水の上に住む民の漁る珠と魚とあり、其の籛ハシは黒の細縊ゴズなり、而して此等の貢物を京師に運漕するには淮水と泗水とに浮び河に通するなり、

【字解】 淮、沂、二水の名なり、蒙羽、二山の名なり、羽は絳を殛したる地なり、藝、種をうゝるなり、大野、澤の名なり、都、尙書に豬に作る、水の停まる所をいふ、底、致すなり、埴、黏土ネバツチなり、漸包、漸は秀で長するなり、包は叢り生ずるなり、土五色、太社の封に用ふるなり、天子の社は廣さ五丈にして東方は青、南方は赤、西方は白、北方は黒、上を冒ふに黄土を以てす、而して將に諸侯を封ぜんとするときは、各、其の方の土を分ち白茅にて直ツみて之に與へ、以て其の國々の社と爲さしむるなり、故に諸侯に茅土を錫タテマツふといふことは此の五色の封土を分ち與へて、其の國に主たらしむることなり、羽畎、羽山の谷なり、夏翟、五采の羽を備へたる雉なり、嶧陽、嶧山の南なり、孤桐、一本立の桐なり、琴瑟の材と爲すなり、泗濱、泗水のほとりなり、浮磬、此の浮は水上に浮ぶことにあらず、水中の石浮ぶが如く見ゆるより浮と名づく、磬は樂器の

名なり、即ち泗水の水中に浮ぶが如く見ゆる石を以て作りたる磬なり、淮夷、淮水の上の民なり、蠙珠、蠙は蚌の異名なり、眞珠を出す貝なり、泉、古文の暨なり、與なり、トと訓む、玄、織縞、玄は黒なり、織縞は細縊ゴズなり、

淮海維揚州、彭蠡既都、陽鳥所居、三江既入、震澤致定、竹箭既布、其艸惟夭、其木惟喬、其土塗泥、田下下、賦下上、上雜、貢金三品、瑤琨竹箭、齒革羽毛、鳥夷卉服、其筐織貝、其包橘柚、錫貢均、江海通淮泗、

【講義】 北の方は淮水より南の方は海に至るまでは維れ揚州なり、彭蠡澤は既に治まりて水たまり、冬月に至れば鴻鴈の屬此に止まるなり、三江も夫々皆海に注ぎ入り、震澤も定りて震ひあふれざるなり、此の

濟

【講義】東は海より西は岱山に至るまでは維れ青州なり、東表の地の嶋夷は功を用ふること少くして既に治まれり、濰水も淄水も既に導きぬ、其の土は白くして墳り、三方の海濱には廣き潟あり、田は上の下にして九州に於て第三位に在り、賦は中の上にして第四位に存す、其貢は鹽・細葛・一切の海産物及び岱山の谷より出づる生絲・あさ絲・鉛・松・怪石等あり、又萊夷の地は放牧に適せり、其の筐は山繭絲なり、而して此等の貢物を京師に運漕するには汶水に浮びて濟水に通じ、それより河に及ぶなり、

【字解】略、功を用ふること少きをいふ、濰、淄、二水の名なり、潟、潮のさす鹵地シホなり、かた、ひかた、厥、田斥鹵、此の四字衍文なり、絺、精細の葛布クズヌなり、海物、維錯、錯は雜るなり、海産の魚類貝類藻類の種々相雜りて一種に非ざるをいふ、岱、岫、岱山の谷なり、棗、麻の實らざるもの、をあさなり、怪石、石英・水晶等の如く玉に似たるものをいふ、衾、絲、衾は尙書に屨に作る、山桑を食ふ蠶の絲なり、やままゆいと、

海・岱ヨリ及フ淮フ維ニ徐州ナリ・沂フ其治レ・蒙羽其藝ウ・大野既都シ・東原底平イ・其土赤埴墳シ・艸木漸包ス・其田上中・賦中中・貢維土五色・羽畎夏翟ク・嶧陽孤桐泗濱浮磬・淮夷蠙珠ト・魚其筐・玄纁縞・浮于淮泗・通于河

【講義】東の方海・北の方泰山より南の方淮水迄の間は維れ徐州なり、淮沂二水の水治まりて大水減じたり、故に蒙山羽山の谷間に在る山田も種を藝うるを得、大野澤も既に水たまり、東原も平かになりて耕種に適せり、其の土は色赤く質ねばりてうごもてり、草木は秀で長じて叢生せり、其の田は上の中にして第三位に在り、賦は中の中にして第五位なり、貢は土の五色なると、羽山の谷に産する五采の羽を備ふる雉と、嶧山の南に生ずる一本立の桐と、泗水の濱よ

濟^{ヨリ}河^{マデ}維^{ハレ}沅^ニ州^{ナリ}九^ニ河^ニ既^ニ道^ニ雷^ニ夏^ニ既^ニ
 澤^{トナリ}雍^{シヨハ}沮^{シタリ}會^{シタリ}同^{シタリ}桑^ハ土^ハ既^ニ蠶^ス於^テ是^ニ民^ニ
 得^{タリ}下^リ丘^ヲ居^ル土^ニ其^ハ土^ハ黑^ク墳^ム草^ニ絲^ニ木^ハ
 條^{ナガシ}田^ニ中^ニ下^ニ賦^ハ貞^ハ作^ル十^ニ有^ニ三^ニ年^ニ乃^ニ
 同^ジ其^ハ貢^ハ漆^ト絲^ト其^ハ筐^ハ織^ハ文^{ナリ}浮^ニ于^ニ濟^ニ
 潔^ニ通^ニ于^ニ河^ニ

【講義】 濟水より黄河までは維れ沅州なり、此の州

は河の末流に在るを以て其の水難殊に甚しければ九
 河を通じて之を海に導きぬ、雷夏は既に澤となり、雍
 沮の二水も會同し、桑土は既に蠶を養ふに足るべく
 乾きたり、是に於て民の水難を丘に避けたる者は皆
 平土に居ることを得たり、沅州の土は色黒くしてポコ
 ポコとうごもてり、草は茂り木はズキ／＼と長くの
 びるなり、田は中の下にして九州に於て第六位に在
 り、賦は第九等の下の下の割合に取るを以て正しき
 なり、如何となれば此の地は水害甚しければ耕作す
 ること十有三年にして後始めて八州と同じく賦を取

らる、やうになりしを以てなり、其の貢は漆と絲と
 なり、其の筐は文ある織物なり、此等の貢物を京師に
 運漕するには濟水潔水に浮びて河に通ずるなり、

【字解】 濟河、濟水と黄河との間なり、九河、徒駭・太

史・馬頰・覆釜・胡蘇・簡・潔・鉤盤・南津、是なり、雷夏、
 澤の名なり、雍沮、二水の名なり、墳、土龍のもたげた
 る土の如くポコ／＼とうごもてるをいふ、絲、茂るな
 り、條、長きなり、賦貞、貞は正しきなり、賦は第九等
 の下下の割合に取るを以て正しきなりとの意、作、耕
 作することなり、同、他の八州と同じく賦を出さるべ
 くなりしをいふ、筐、圓形の竹器なり、ハコモノと訓
 む、織文、文ある織物なり、

海^{ヨリ}岱^{マデ}維^{ハレ}青^ニ州^{ナリ}岨^ハ夷^ハ既^ニ略^シ淮^ニ溜^ニ既^ニ
 道^{キズ}其^ハ土^ハ白^ク墳^ム海^ニ濱^ニ廣^ク潟^ニ厥^ハ田^ハ斥^ト
 鹵^ハ田^ハ上^ニ下^ニ賦^ハ中^ニ上^ニ厥^ハ貢^ハ鹽^ニ絺^ニ海^ニ
 物^ハ維^レ錯^レ岱^ニ畎^ニ絲^ニ泉^ニ鉛^ニ松^ニ怪^ニ石^ニ萊^ニ
 夷^ハ爲^リ牧^ト其^ハ筐^ハ畜^ハ絲^ニ浮^ニ於^ニ汶^ニ通^ニ於^ニ

ふなり、事を行ふに四時の宜しきに違はざるをいふ、
 岐、隄を築くなり、卑濕、濕地なり、給、相足すなり、

禹乃行相地宜所有以貢及山

川之便利禹行自冀州始冀州

既載壺口治梁及岐既修太原

至于嶽陽覃懷致功至於衡漳

其土白壤賦上上錯田中中常

衛既從大陸既爲鳥夷皮服夾

右碣石入于海

【講義】禹乃ち行く、地質の宜しくして貢物の産
 出する所と山川の通行に便利なる所とを視察す、而
 して其の巡廻するに先づ冀州より始む、さて冀州は
 堯の時より已に都とせし所の地方なれば、貢物賦役
 の詳細は既に調査して記録に記載しあれば、此には
 敢て贅せざるなり、よつて先づ壺口山より治めて梁
 山より岐山に及ぼし、既にして太原の地を修めて太

嶽の南に至り、覃懷の地より土功を起して衡水漳水

に至るまで掘り割りて水を通せしめたり、さて此の

冀州の土は色白くして質に塊無きを以て、其の産物

の天子に奉る所のものは上の上なり、されど第二等

のものも雜れり、田は中の中にして九州にては第五

位に在るなり、常水と衛水との水運も既に開けて河

に通じ、大陸澤も既に爲りぬ、鳥夷の民は皮服を以て

來貢す、其の途次に碣石山を南に見又西に見て之を

右にして一先づ海に入り、それより又河を溯りて都

に朝するなり、

【字解】既載、冀州は堯の都とせし所なれば貢物賦

役の數は既に記載しあるをいふ、壺口・梁・岐、皆山の

名なり、太原、地名なり、嶽陽、嶽は太嶽にして冀州の
 鎮なり、陽は山の南なり、覃懷、地名なり、致功、土功
 を起すこと、衡漳、二水の名なり、壤、塊無きをいふ、
 錯、極上に第二等の賦の雜れるをいふ、常衛、二水の
 名なり、常は本恆なり、漢の文帝の諱を避けて常とな
 し、なり、鳥夷、東北の民なり、夾右、鳥夷より都に上
 るに碣石山を南に見又西に見て右にす、故に夾右と
 いふ、碣石、山の名なり、

卑濕令后稷予衆庶難得之食、
食少調有餘相給以均諸侯、

【講義】禹乃ち遂に益と后稷と共に帝舜の命を奉
げ、禹は司空と爲り、益は虞と爲り、弃は后稷と爲り
ぬ、禹是に於て諸侯と百官とに命じて人民より役徒
を募り集めしめ、衆多の人夫を従へて、九州の水土を
布き治め、九州の山々を行き廻り、木を刊りて夫々山
の名を表記し、高山大川を定めて其の祀禮の差等を
次第したり、禹は先人の洪水を治めむとして、其の功
の成らずして遂に誅を受けしことを傷み、己れは父
が失敗を贖はむとて、身を勞し思を焦し、外に居るこ
と十三年の久しきに及び、縦ひ家門を過ぐるゝある
も、敢て門に入らず、己が衣食は薄くすとも、鬼神の
供物は豊潔にして孝を之に致し、己が宮室を卑くす
とも溝域を通ずる費用は吝まずして民に水利を便に
し、陸を行くには車に乗り、水を渡るには船に乗り、
泥を進むには橇に乗り、山を上下するには橇に乗り、
常に準繩と規矩とを離さず、至る所に於て平直方圓
を測量し、事を行ふに四時の宜しきに従ひ、以て九州

の境界を劃し、九州の道を通じ、九州の澤に隄防を築
き、九州の山々を度りたり、又益をして衆庶に稻の
濕地に種うべきものを予へしめ、又后稷をして衆庶
に得難き所の食物を予へしめ、食物少き時は餘りあ
る所を調査して少き方の者に足し與へしめ、以て諸
侯に片落なく豊凶を平均にしたり、

【字解】百姓、百官なり、人徒、役徒なり、人夫といふ
に同じ、傅土、傅は尙書に敷に作る、分ち布くなり、
敷土は九州の水土を布き治むることなり、表木、木
を刊りて表記と爲すをいふ、父繇、此二字衍文なり、
溝洫、田間に通ずるみぞなり、小を溝といひ、大を洫
といふ、洫は古文の洫の字なり、橇、音ゼイ、形船の如
くにして兩頭少しく起れり、泥上を踏みすべらして
行くもの、そり、橇、音キョク、橇に同じ、裏に半寸許
の釘を數多附けたる履物、山を上下するに蹉跌せざ
る爲に著くるものなり、上る時は後方の釘を長くし、
下る時は前方を長くす、かんじき、左右、常に用ふる
をいふ、準繩、準は平を爲すもの、みつもり、繩は直を
爲すもの、すみなは、規矩、規は圓を爲すもの、ぶんま
はし、矩は方を爲すもの、さしがね、載四時、載は行

功績を成就せむと、舜曰く、ア、然り禹に命ぜむ、女
水害を除きて土地を平かにし以て堯帝の遺業を續ぐ
べし、此の事たるや至大至難の任なれば、之を勉めて
忽にすべからずと、禹拜稽首して契と后稷と皐陶と
に讓る、禹曰く、已に女に命じて司空たらしめたれ
ば、往きて爾の事に當るべしと、

【字解】 堯之事、堯の遺業なり、即ち洪水を治むる事
業なり、居官、官は司空の官なり、視、其の事に當る
をいふ、

禹爲人、敏給克勤、其德不違、其
仁可親、其言可信、聲爲律、身爲
度、稱以出、聲、聲、穆、爲綱、爲紀、

【講義】 禹の人と爲りはずばやくして克く勤む、其
の徳は事に違はず、其の仁は親むべく、其の言は信す
べく、聲は之を量りて出せば其の高下疾徐は律に協
ひ、身は之を量りて出せば其の動作威儀は度と爲る、
かくて倦まず和ぎて事を行ふを以て、事々に皆綱と
爲り紀と爲るなり、

【字解】 敏、給、敏捷に同じ、すばやくきこと、稱、以、出、稱
は量るなり、此の句上文の聲と身とに係る、聲々、倦
まざるさまなり、穆々、和ぐさまなり、綱、紀、典、章、法、度
の大なるを綱といひ、小なるを紀といふ、

禹乃遂與益后稷奉帝命命諸
侯百姓興人徒以傅土行山表
木定高山大川禹傷先人父鯀
功之不成受誅乃勞身焦思居
外十三年過家門不敢入薄衣
食致孝于鬼神卑宮室致費於
溝洫陸行乘車水行乘船泥行
乘橇山行乘橰左準繩右規矩
載四時以開九州通九道陂九
澤度九山令益予衆庶稻可種

ひ、昌意の父を黄帝といふ、故に禹王は黄帝の玄孫にして帝顓頊の孫なり、而して禹の曾祖父の昌意と父の鯀とは皆帝位に在ることを得ずして人臣たりき、さて帝堯の時に當りて鴻水汎濫して天にはびこり、水勢浩浩として山を包み陵に上りて其の災害久しきに及びければ、下民皆之を憂ふ、堯是に於て能く此の大水を治むべき者を求めしに、群臣四嶽皆鯀を薦めて可なりと曰ふ、堯曰く、鯀の人と爲りは上の命に負き善類を毀れるを以て此の大任に就かしむるは不可なりと、四嶽曰く、今在朝の臣に等級を附くるに、未だ鯀より賢なる者あらざるなり、故に、願くは帝之を試み用ふべしと、是に於て堯は四嶽の言を聽して鯀を用ひて大水を治めしむ、而るに鴻水依然として息まず、其の功績遂に成らざりき、是に於て帝堯は更に人を求めて舜を得たり、舜登用せられて帝堯に代りて天子の政を統べ行ひ、天下を巡狩して鯀が治水の跡の功狀無きを視察し、乃ち鯀を羽山に拘禁して死なしめたり、されど天下の人皆舜が鯀を誅せしを以て公平なりと爲せり、是に於て舜は鯀の子の禹を舉げて鯀の事業を續がしめたり、

【字解】夏、禹が始めて封ぜられたる國なり、後に天下を有つに至り遂に之を以て其の國號となす、文命、尙書に據るに文德敎命の意にして禹の名に非ず、然れど太史公は放勳重華文命を以て堯舜禹の名と爲す、玄孫、孫の孫なり、やしやごなり、曾大父、曾祖父に同じ、祖父の父なり、ひいぢ、鴻水、鴻は大なり、洪水に同じ、等之、等級を附くること、無狀、功狀無きをいふ、

堯崩、帝舜問四嶽曰、有能成美堯之事者、使居官、皆曰、伯禹爲司空、可成美堯之功、舜曰、嗟然、命禹、女平水土、維是勉之、禹拜稽首、讓於契、后稷、臯陶、舜曰、女其往視爾事矣、

【講義】堯崩じぬ、舜代りて帝と爲り、四嶽に問ひて曰く、能く堯帝の遺業を成就する者あれば、司空の官に居らしめむと、皆曰く、伯禹を司空と爲さば堯帝の

帝本紀を作り、故に著して本紀の書の首と爲す、
【字解】太史公、司馬遷の自稱なり、遷は太史公の官
たりき、故にいふ、雅馴、正しく穩當なること、薦紳、
縉紳に同じ、高位高官の人をいふ、先生、學を教ふる
人の稱、五帝德帝繫姓、大戴禮及び孔子家語の篇名な
り、古文、五帝德・帝繫姓を指す、近是、聖人の説に近
しとの意なり、書缺、尙書の殘缺せるをいふ、有間、
年數の經過せるをいふ、軼、迭に同じ、散りうすなり、
他説、他書の説なり、即ち帝德帝繫等の書を指す、

夏本紀第二

夏禹、名曰文命、禹之父曰鯀、鯀
之父曰帝顓頊、顓頊之父曰昌
意、昌意之父曰黃帝、禹者、黃帝
之玄孫、而帝顓頊之孫也、禹之
曾大父昌意、及父鯀、皆不得在

帝位、爲人臣、當帝堯之時、鴻水
滔天、浩浩懷山襄陵、下民其憂
堯求能治水者、群臣四嶽、皆曰
鯀可、堯曰、鯀爲人負命、毀族、不
可、四嶽曰、等之未有賢於鯀者、
願帝試之、於是堯聽四嶽、用鯀
治水、九年而水不息、功用不成、
於是帝堯乃求人、更得舜、舜登
用、攝行天子之政、巡狩、行視鯀
之治水、無狀、乃殛鯀於羽山、以
死、天下皆以舜之誅爲是、於是
舜舉鯀子禹、而使續鯀之業、

【講義】夏の禹王は名を文命と曰ふ、禹の父を鯀といひ、鯀の父を帝顓頊といひ、顓頊の父を昌意といひ、

浮江^レ淮^ニ矣、至^ル長^ニ老^ニ、皆^レ各^レ往^レ往^レ稱^ス
黃^ニ帝^ニ堯^ニ舜^ニ之^レ處^ニ、風^ニ教^ニ固^ニ殊^ニ焉、總^ル
之^レ不^レ離^レ古^ニ文^ニ者^ニ近^レ是^ニ、予^レ觀^レ春^ニ秋^ニ
國^ニ語^ニ、其^レ發^ル明^ス五^ニ帝^ニ德^ニ、帝^ニ繫^レ姓^ニ、章^ニ
矣、顧^ル第^ニ弗^レ深^ク考^ヘ、其^レ所^ニ表^ル見^ス皆^レ不^レ
虛^ニ、書^ニ缺^ク有^レ間^{アリ}矣、其^レ軼^ル乃^レ時^ニ時^ニ見^ス
於^レ他^ニ說^ニ、非^レ好^ク學^ク深^ク思^ク、心^ニ知^ル其^レ意^ヲ、
固^ニ難^ク爲^ス淺^ク見^ス寡^ク聞^ス、道^ニ也、余^レ并^{セテ}論^ス
次^ニ、擇^ル其^レ言^ヲ尤^モ雅^ク者^ヲ、故^ニ著^ス爲^ス本^ニ紀^ト、
書^ニ首^ト、

【講義】太史公曰く、學者多く五帝を稱ふること久
しき以前よりせり、然れども尙書には唯堯より以來
のことを載せて其の上を省けり、且つ百家が黃帝の
事蹟を言へる文章は甚だ穩當を缺けり、故に高位高
官の人々及び凡ての學者は之を言ふことを難れり、

又孔子の傳へたる所の宰予問・五帝德及び帝繫姓等
に至る迄、儒者の中には或は之を事實として傳へざ
るなり、此の如く今の學者は多くは堯以前の事を信
せずと雖、余嘗て西の方は空峒に至り、北の方は涿鹿
を過ぎ、東の方は渤海に漸り、南の方は江淮に浮びた
り、其の間長老の各、往々黃帝堯舜の德を稱讚せるの
處に至るに、其の地の風教は固に他と殊れり、此等の
ことを總括するに、其の事蹟の帝德帝繫の二篇に記
す所を離れざるものあれば、此の二篇は蓋し聖人の
說に近かるべしと思ふなり、予又春秋國語を觀るに、
其の文によりて五帝德帝繫姓を發明すると章かなる
ものあるなり、顧ふに學者第之を深く考證せずして
初より之を信ぜざらむとせるなり、之を仔細に觀れ
ば二篇に表見する所の記事は皆虛妄にはあらざるな
り、尙書殘缺して久しく年載を経て讀むべからず、さ
れど其の軼せる所は乃ち時々帝德帝繫等の如き他書
の說によりて補正するを得るなり、故に學を好み
思を深くして心に其文意を知るに非ずんば、固に淺
見寡聞の者の爲に道ひ難きなり、故に余諸子百家の
書を并せて論次し、其言の尤も正しき者を擇びて五

歸す、禹是に於て天子の位を踐みたり、さて堯の子の丹朱も舜の子の商均も皆疆土を有ちて先廟を奉祀す、其の服装は元通りにし、禮樂も天子の如くにし、天子の賓客たるの資格を以て天子に見ゆ、天子も亦之を臣とせざるは敢て天子の權力を專にせざることを示せるなり、

【字解】 薦_ニ於_一天_一、天に告げ之をして代りて天子の事を統べ行はしむるをいふ、以_レ客、天子の賓客の資格を以てするの意なり、

自_ニ黃_一帝_一至_ニ舜_一禹、皆同姓、而異_ニ其_一國號、以_ニ章_一明德、故黃_ニ帝_一爲_ニ有_一熊_一、帝顓_ニ頊_一爲_ニ高_一陽、帝嚳_ニ爲_ニ高_一辛、帝堯_ニ爲_ニ陶_一唐、帝舜_ニ爲_ニ有_一虞、帝禹_ニ爲_ニ夏_一后、而別_ニ氏_一、姓姒_ニ氏_一、契_ニ爲_ニ商_一、姓子_ニ氏_一、弃_ニ爲_ニ周_一、姓姬_ニ氏_一、

【講義】 黃帝より舜禹に至るまで皆同姓なり、而し

て其の國號を異にせるは、各、其の明德を明かに區別せむが爲なり、故に黃帝を有熊と爲し、帝顓頊を高陽と爲し、帝嚳を高辛と爲し、帝堯を陶唐と爲し、帝舜を有虞と爲し、帝禹を夏后と爲す、而して氏を別にす、夏は本姬姓なりしが後に姒氏と改む、契を商と爲す、姓は子氏なり、弃を周と爲す、姓は姬氏なり、

【字解】 同姓、同じく姬姓なるをいふ、黃帝本姓は公孫なり、後に姬水の上にて成長す、故に姬に改む、姓姒氏、禹本は姬姓なり、禹の母修已_ニ薏_一以_レを呑みて禹を生む、因つて姒と改めしなり、

太史公曰、學者多稱_ニ五_一帝、尙矣、然尙書獨載_ニ堯_一以來、而百家言_ニ黃_一帝、其文不_ニ雅_一馴、薦紳先生難_ニ言_一之、孔子所傳、宰予問_ニ五_一帝、德及_ニ帝_一繫姓、儒者或不_ニ傳_一、余嘗西_ニ至_一空峒、北_ニ過_一涿鹿、東_ニ漸_一於海、南

踐^ニ帝位^ヲ三十九年、南巡狩、崩^ニ於蒼梧之野、葬^ル於江南、九疑、是爲^ニ零陵、

【講義】 舜年二十の時に孝を以て其の名天下に聞え、年三十の時に堯に舉げられ、年五十の時に天子の事を代り統べ行ひ、五十八の時に堯崩じ、三年の喪を終へて年六十一にして始めて堯に代りて帝位を踐めり、帝位を踐むこと三十九年にして南に巡狩し、蒼梧の野に崩じぬ、江南の九疑山に葬る、是を零陵と爲す、

【字解】 九疑、山の名なり、

舜之踐^ニ帝位^ヲ、載^ニ天子旗^ヲ、往朝^ニ父瞽叟、夔夔唯謹、如^ニ子道^ノ、封^ニ弟象爲^ニ諸侯、

【講義】 舜の帝位を踐むや、天子の旗を車に載せ故郷に往きて父の瞽叟に見ゆ、其の状夔々として唯謹

むのみにして子の道の如くす、弟象を封じて諸侯と爲す、

【字解】 朝、訪れ見ゆるなり、夔々、和ぎ敬ふさまなり、封、弟象、孟子に「封之有庠」とあるは是なり、舜、子商均、亦不肖、舜乃豫薦、禹於天、十七年而崩、三年喪畢、禹亦乃讓、舜子、如、舜讓、堯子、諸侯歸之、然後禹踐、天子位、堯子丹朱、舜子商均、皆有疆土、以奉先祀、服其服、禮樂如之、以客見、天子、天子弗臣、示不敢專也、

【講義】 舜の子の商均亦不肖にして帝位を嗣ぐべき資質無し、舜之を知れるを以て豫め禹を天に薦めて天子の事を統べ行はしむ、十七年にして崩じぬ、三年の喪畢りて禹亦舜の子に讓る、恰も舜が堯の子に讓りしが如くす、されど諸侯は商均に歸せずして禹に

を得たり、伯夷は禮を主りて上下皆讓れり、垂は工師を主りて百工功を致せり、益は虞を主りて山澤開けたり、弃は稷を主りて百穀是れ茂れり、契は司徒を主りて百官親み和げり、龍は賓客を主りて四遠の人來り朝せり、十二の諸侯の命行はれて九州の民敢てそむき違ふとなし、唯禹の功のみ大いなりとなす、九州の名山を開きて道を通じ、九澤を疏通し、九河の水を流して水害を防ぎて九州を定めたり、是に於て九州の諸侯は各其職分を以て朝廷に來貢するに、皆其の天子に奉ずるの義を失はざるなり、又王畿を中心として四方各五千里を隔つる所の荒服の間は勿論、南方は交趾・北發、西方は戎・析枝・渠廋・氏・羌、北方は山戎・發・息慎、東方は長・島夷に至る迄を撫で鎮め、四海の内皆帝舜の功を戴けり、是に於て禹は乃ち九招の樂を興して帝舜の德を頌し、地は珍異の物を產出し、鳳凰は來り翔ぶ、此の如く天下の帝德を明かにしりいたいくとは蓋し皆虞帝より始まりしなり、

【字解】大理、獄官の長なり、平、判決の公平なるをいふ、伏、平伏するなり、得、實、民上を欺かざれば其の事情を誤らざるをいふ、辟、開くなり、司徒、文教を

主る官なり、九州、揚・荆・豫・青・兗・雍・冀・徐・梁、是なり、辟、違、そむきたがふなり、句意は禹の九州の民が舜の十二牧にそむきたがはざるをいふ、披、九山、披は山邊にそひて道を通ずるをいふ、九山は泮、壺口、砥柱、太行、西傾、熊耳、幡冢、内方、汝、是れなり、九澤、大野、彭蠡、震澤、雲夢、滎波、荷澤、盟豬、豬野、適符、是れなり、九河、九川に同じ、弱、黑、河、澆、江、沈、淮、渭、洛、是なり、方五千里、王畿を中心として四方に五百里づつの地を甸服といひ、甸服より又五百里を侯服といひ、侯服より又五百里を綏服といひ、綏服より又五百里を要服といひ、要服より又五百里を荒服といふ、之を五服といふ、故に荒服の四方相距ること五千里なり、荒服、前條に詳なり、九招之樂、招は韶なり、虞舜の樂の名なり、簫韶を九たび奏す、故に九招といふ、

舜年二十、以孝聞、年三十、堯舉之、年五十、攝行天子事、年五十八、堯崩、年六十一、代堯踐帝位、

【講義】 舜曰く、ア、汝等二十有二人、各職務を分擔せしめられたれば、敬みて其の事に従ひ、惟れ時に順ひ天の宜しき所を視て事を行ふべし、三歳には一たび功績を調査し、三たび調査して始めて退くべき者は退け、進むべきものは進めよと、是に於て遠近の衆功皆興れり、獨三苗の民のみは前に三危に遷したるに、尙不善をなす者あり、故に善者と不善者とを分ち、不善者を更に他に遷し遠けたり、

【字解】 二十有二人、其誰々なるか詳ならず、或はいふ伯禹以下十人と十二牧と、相三事、相は視るなり、時に順ひ天の宜しき所を視て事を行ふべしとの意なり、紂、陟、紂は黜に同じ、退くなり、陟は進むなり、分北、分は分ち、析は分ちなり、北は遠ざくなり、善者と不善者とを分ちて遠け居らしむること、

此二十二人、咸成厥功、皐陶爲大理、平民各伏得其實、伯夷主禮、上下咸讓、垂主工師、百工致功、益主虞、山澤辟、弃主稷、百穀

時茂、契主、司徒、百姓親和、龍主、賓客、遠人至、十二牧行、而九州莫敢辟違、唯禹之功爲大、披九山、通九澤、決九河、定九州、各以其職來貢、不失厥宜、方五千里、至于荒服、南撫交趾、北發西戎、析枝、渠廋、氏、羌、北山戎、發、息慎、東、長、鳥夷、四海之內、咸戴帝舜之功、於是禹乃興九招之樂、致異物、鳳皇來翔、天下明德、皆自虞帝始、

【講義】 此の二十二人の者咸夫れ、其の功績を成したり、皐陶は獄官の長と爲りて判決公平なり、よつて民各、心服して其の事情を欺かざれば悉く其の實

百官を振ひ驚すことを畏れ忌むなり、よつて今汝に命じて納言たらしむれば、夙夜に謹みて朕が命の宜しきは出し、悪しきは諫めて之を還し入れ、上下の言を受納するに必ず信實なるべしと、

【字解】三禮、天事地事人事の禮なり、秩宗、郊廟を掌る官なり、靜潔、靜は清きなり、潔は明かなり、心を清く明かにして物慾に掩はれず、よく三禮を事とするをいふ、典樂、音樂を掌る官なり、穉子、國子なり、即ち公卿大夫の子弟をいふ、栗、謹み深くして戰栗の態なるをいふ、詩言、意、尙書に意を志に作れるは是なり、疑らくは後人後漢の桓帝の諱を避けて志を意に改めたるならむ、志は意の行く所なり、即ち詩とは意の趨く所を言ひ表したるものとの義なり、歌長、言、歌とは詩の言に調子を附けて聲を長く引けるものとの義なり、聲依、永、聲とは宮商角徵羽の五音をいふ、大抵歌の聲は長くして濁れるを宮と爲す、其より商角徵羽と次第に清く短くなるなり、故に聲は永きに依るといふ、律和、聲、律は六律六呂にして十二月の音氣をいふ、此律によりて五聲を和ぐるものとの義なり、八音、金・石・絲・竹・匏・土・革・木の八種

の樂器より發する音をいふ、諧、和くなり、倫、五聲の理なり、孟子萬章に「金聲也者、始三條理也、玉振之也者、終三條理也」とある理に同じ、擊石拊石、擊は重く擊つなり、拊は軽く擊つなり、石は磬なり、磬に大磬あり小磬あり、故に之を擊つにも輕重の差あるなり、而して八音の中唯石のみを擧げたる所以は、石は八音中にて最も和ぎ難き樂器にして、此の石だに和げば他の七音は容易に和げ得るを以てなり、故に石のみを云ひて他を省けるなり、百獸、諸の禽獸なり、讒說、人を惡しざまに言ひ譏ること、殄僞、殄は絶つなり、僞は便程南譌の譌と同じく爲の字の誤にして行爲のことなり、殄爲とは善き行爲を傷け絶つの意なり、衆、衆臣なり、納言、喉舌の官なり、即ち下の言を聽きて上に納れ、上の言を受けて下に宣ぶるなり、

舜曰、嗟、女二十有二人、敬哉、惟時相天事、三歲一考功、三考、緇陟、遠近衆功咸興、分北三苗、

舜曰、嗟、四嶽、有能典朕三禮、皆曰、伯夷可、舜曰、嗟、伯夷、以汝爲秩宗、夙夜維敬、直哉維靜、潔、伯夷讓夔、龍、舜曰、然、以夔爲典樂、敎、耨子、直而溫、寬而栗、剛而無虐、簡而無傲、詩、言、意、歌、長、言、聲、依、永、律、和、聲、八、音、能、諧、母、相、奪、倫、神、人、以、和、夔曰、於、予、擊、石、拊、石、百獸率舞、舜曰、龍、朕、畏、忌、讒、說、殄、僞、振、驚、朕、衆、命、汝、爲、納、言、夙、夜、出、入、朕、命、惟、信、

【講義】舜又曰く、ア、四嶽、能く朕が三禮を典る者あらむやと、四嶽皆曰く、伯夷こそよけれと、舜曰く、ア、伯夷よ、朕れ汝を以て秩宗と爲さむ、汝夙夜に敬

みて正直なれ、又心を清明にして物慾に汚されず、能く三禮を事とすべしと、伯夷之を夔と龍とに讓る、舜曰く、汝の讓りて賢者を推し進むるはさることながら、汝宜しく此の官に居るべしとて乃ち伯夷を秩宗と爲す、又夔を以て典樂と爲して國子に敎へしむ、而して之を戒めて曰く、人は己れ正直なれば他の非を面折するの缺點あり、故に心正直にして顔色を溫和になすべし、又胸中寛大なれば物事に大まかにして恭敬の念少し、故に胸中寛大にして謹み深く戰栗の態あるべし、又心剛健なれば従つて人を虐ぐるの失あり、故に剛なるとも虐ぐるべからず、又物事を簡易にすればあなどりおろそかにするの失あり、故に簡易にして傲るべからず、又詩は意の趨く所を言ひ表し、歌は詩の言に調子を附けて長くうたひ出し、五聲は調子を永く引くに依つて調ひ、六律六呂は以て五聲を和ぐるなり、故に八音よく和げば、五聲の理を奪ふこと無くして、神も人も之を聞きて皆和ぎ樂むなりと、夔曰く、ア、予大磬を撃ち小磬を拊てば諸の禽獸に至るまで皆其の調に感して率ゐ來り舞ふなりと、舜又曰く、龍よ朕は彼の讒言の善行を絶ちて朕が

し、又五刑の疑はしきものにて流罪にすべきものあれば、各其の居る所に差等を附くべし、而して其の五宅は遠中近の三居と爲すべし、此の如くして其の罪を明かにすれば、能く民をして信服せしめんとて、皐陶を士と爲す、舜又曰く、誰か能く予が工に順はんと、四嶽皆曰く、垂こそよけれと、是に於て垂を以て共工と爲す、舜又曰く、誰か能く予が上下の草木鳥獸を治むるに順はんと、四嶽皆曰く、益こそよけれと、是に於て益を虞と爲す、益拜稽首して朱・虎・熊・鰥の諸臣に讓る、舜曰く、往けよ汝虞と爲りて和ぐべしと、遂に朱・虎・熊・鰥を以て其の輔佐と爲す、

【字解】奮庸、奮は明かにするなり、庸は功なり、拜稽首、首を地に附けて禮するをいふ、然往、然とは他を舉げて其の人を得たるを首肯する辭なり、往とは行きて其の官に居れとなり、而して汝の讓る所は聽さざるなりとの意を含めり、稷、農官なり、時、蒔に同じ、たねまくなり、五品、五常なり、即ち父・母・兄・弟子なり、不馴、馴は順ふなり、猾、夏、中國を侵し亂すをいふ、姦軌、凶惡なる者なり、内より亂を起すを姦といひ、外よりするを軌といふ、作士、士は獄官の

長なり、五刑、一に墨とて額を傷けて墨を入る、なり、二に劓とて鼻を截るなり、三に剕とて足を削るなり、四に宮とて男は勢を割き女は幽閉するなり、五に大辟とて死刑に處するなり、服、従はしむるを也、即ち刑を處するに輕重の中正を執て心服せしむるをいふ、五服、五刑を吟味して各、其の罪に服従せしむるをいふ、三就、大罪は屍を原野に曝し、次罪は市朝に曝し、天子の同族は旬に適きて人の知れざる所に刑するをいふ、五流、五刑の疑はしきものにて當に流刑にすべきものをいふ、有度、度は尙書に宅に作る、是なり、流放せられたる者の居場所なり、五度、三居、五度は尙書に五宅に作る、五刑を寛めて流放に處するは、五つ通りの差ある筈なれども、其の實は遠中近の三居にすべしとの意なり、即ち大罪は四裔に流し、次は九州の外に流し、次は中國の外に流すをいふ、工、共工の略稱にて共工は百工を掌るの官なり、治水官の共工と異なり、上下、上は原なり、下は隰地なり、朕、虞は山澤を掌る官なり、朕は舜自ら親みいへる語なり、之を連文にして朕虞を以て官名となすは非なり、朱・虎・熊・鰥、四臣の名なり、

百穀、舜曰契、百姓不親、五品不
馴、汝爲司徒、而敬敷五教、在寬、
舜曰、皐陶、蠻夷猾夏、寇賊姦軌、
汝作士、五刑有服、五服三就、五
流有度、五度三居、維明能信、舜
曰、誰能馴予工、皆曰、垂可、於是
以垂爲共工、舜曰、誰能馴予上
下草木鳥獸、皆曰、益可、於是
以益爲朕虞、益拜稽首、讓於諸臣
朱虎熊羆、舜曰、往矣、汝諧、遂以
朱虎熊羆爲佐、

【講義】舜は禹以下の者に職を分たんと欲し、四嶽
に謂つて曰く、誰か能く功を明かにして堯帝の遺業
を美くする者あらば、官に任じて其の事を相けしめ

んと、四嶽皆對へて曰く、伯禹を擧げて司空と爲し、
以て土地民事を掌らしめば、必ず堯帝の功を美くす
べけむと、舜曰く、さなり、嗟、禹汝司空と爲りて水土
を平げよ、此の事たるや堯帝の時より頗る難しとせ
し所なれば、慎重に慎重を重ねて勉め勵むべしと、禹
拜稽首して稷と契と皐陶とに讓る、舜曰く、汝辭退し
て稷契と皐陶とに讓れるは、寔に其の人を得たり、さ
れど汝には若かざるべければ、汝往きて此の官に居
るべしとて禹を司空と爲す、舜又曰く、弃よ今や庶民
始めて飢る苦めり、汝稷に后と爲りて百穀を布き蒔
きて民に食を與ふべしとて弃を后稷と爲す、舜又曰
く、契よ今や百官親します、父母兄弟子の五品順はざ
るなり、汝司徒と爲りて敬みて五教を敷くべし、而し
て之を敷くには寛にして急にすべからずとて契を司
徒と爲す、舜又曰く、皐陶よ今や蠻夷中國を亂し、寇
賊姦軌内外に跋扈す、汝士と作りて之を正すべし、而
して士と作りて五刑を處するには輕重の中正を得
て、民をして服する所あらしむべし、又五刑を處斷す
るには、大罪は屍を原野に曝し、次罪は市朝に曝し、
天子の同族は旬に適き人の知れざるやうに刑すべ

龍・僮・益・彭祖、自堯時而皆舉用、
未有分職、於是舜乃至於文祖、
謀於四嶽、辟四門、明通四方、耳
目、命十二牧、論帝德、行厚德、遠
佞人、則蠻夷率服、

【講義】 舜は人の行かぬ大山の麓に入りて、烈風雷雨の如き非常の變に遇ふとも、心迷はざりければ、堯は益、舜の徳の天下を授くるに足ることを知れり、堯の年老いぬれば、舜に天子の政を代り統べしめたり、舜是に於て四方に巡狩す、さて舜が擧げらるゝことを得て事を用ふること二十年にして堯は政を代り統べしめたるなり、政を攝してより八年にして堯遂に崩じぬ、三年の喪畢りて位を堯の子の丹朱に譲りしに、天下丹朱に歸せずして舜に歸服す、是に於て天下全く舜の代と爲りしが、禹・皐陶・契・后稷・伯夷・夔・龍・僮・益・彭祖の十人は堯の時より已に皆擧げ用ひられたる者なるに、未だ夫々分擔の職務あらざりき、

故に舜は此等のの人々に職務を分たむとす、而して先づ堯の文祖に至り、四嶽に謀りて第一に徳を布かむとす、故に四門を開放して四方の視聽を疏通し、十二州の長官に命じて堯帝の徳を論贊し、又厚德を民に行ひて佞人を遠けしめたり、かくて蠻夷悉く率ゐ來りて其の徳に服しぬ、

【字解】 大麓、麓は山足なり、ふもととなり、分職、分擔の職務なり、文祖、堯の太祖の廟なり、辟、開くなり、耳目、視聽なり、十二牧、十二州の長官なり、帝徳、堯帝の徳なり、

舜謂四嶽曰、有能奮庸美堯之事者、使居官相事、皆曰、伯禹爲司空、可美帝功、舜曰、然、嗟、禹、汝平水土、維是勉哉、禹拜稽首、讓於稷、契與皐陶、舜曰、然、往矣、舜曰、弃、黎民始飢、汝后稷播時

言を知らず、天下之を稱して橈杓カウゴツといへり、此の三族は世々世に害毒を流すを以て世人之を憂ひと爲す、しかるに堯の時に至るも堯は之を去る能はざりき、又縉雲氏に不才子ありて、飲食を貪り、貨賄を貪る、天下之を稱して饕餮カウナツといへり、天下の人之をも惡みて前の三凶に比ナゲラへたり、されど舜が四門を開放して世の賢者を賓禮し、四凶の族を流し四邊の地に遷して山林の怪物を禦がしめしかば、四門は開けて賢者を以て充すに至れり、楮四門開けたりとは、四凶を四邊に遷して四門に凶人の無くなりしを言ふなり、

【字解】帝鴻、帝嚳に同じ、凶慝、凶惡なり、慝は惡、渾沌、開通せざるさまなり、謹兇が凶惡を好みて世の開明を好まざる故に世人之に此の異名を附けしなり、毀言、毀は敗るなり、言ふ所信を敗るをいふ、崇飾、あがめかざるなり、窮奇、常行窮まりて諂諛ヘツラヒを好み、遂に人に向ひて奇異の行をなすをいふ、當時共工氏惡言を飾れり、故に世人之に此の異名を附けしなり、語言、善言なり、橈杓、頑凶にして放縱なるさまを橈杓カウゴツといふ、當時鯀の性之に似たり、故に世人之に此の異名を附けしなり、三族、渾沌(謹兇)窮奇(共工)橈

杓(鯀)の三族なり、冒、貪るなり、饕餮、財を貪るを饕といひ、食を貪るを餮といふ、當時三苗之に類す、故に世人之に此の異名を附けしなり、比ナゲラ之、三凶、三凶は三族の人々なり、是等は皆帝皇の子孫なり、唯獨饕餮(三苗)のみは帝系にあらず、故に之を別ちて三凶に比ナゲラへしなり、賓ナゲラ三子、四門、賓は賓に同じ、客をあひしらふなり、四門を開放して衆賢を賓禮するをいふ、四凶、共工、謹兇、鯀、三苗なり、四裔、四邊の地にして王城を去ること各、四千里の地をいふ、御、魑魅、御は禦ぐなり、魑魅は山林の異氣によりて生ずる所の怪物にして、よく人を惑すものなりといふ、

舜入ニ于大麓、烈風雷雨不迷、堯乃知ニ舜之足授ニ天下、堯老、使舜攝行ニ天子政、巡狩、舜得ニ舉用事、二十年、而堯使攝政、攝政八年、而堯崩、三年、喪畢、讓ニ丹朱、天下歸ニ舜、而禹、皐陶、契、后稷、伯夷、夔

かるに堯の世に至るも堯は未だ之等を擧げ用ふるこ
と能はざりき、舜に至り八愷を擧げて土地を主らし
め、以て百事を授らしめしに、皆舜を以て其の次序を
得ざることを無きなり、又八元を擧げて五教を四方に
布かしめしに、父は義に母は慈に兄は友に弟は恭に
子は孝にして、五常の教遍く行きわたり、中國の太平
となりしのみならず、外夷の邊に至るまでも皆其の
化に霑ウルホひたり、

【字解】 八愷、愷は和ぐなり、八人の和げる才子な
り、高陽氏の八愷は、蒼舒・隕皚・檮戡・大臨・龐降・庭
堅・仲容・叔達是なり、而して舜の八愷は詳ならず、八
元、元は善なり、八人の善き才子なり、高辛氏の八元
は伯奮・仲堪・叔獻・季仲・伯虎・仲熊・叔豹・季狸是な
り、而して舜の八元は詳ならず、濟、成すなり、隕、墜
すなり、后土、地なり、揆、度るなり、五教、五常の教な
り、即ち父は義に母は慈に兄は友に弟は恭に子は孝
なるをいふ、内、中國なり、外、夷狄なり、

昔帝鴻氏有不才子、掩義隱賊、
好行凶慝、天下謂之渾沌、少皞

氏有不才子、毀信惡忠、崇節惡
言、天下謂之窮奇、顓頊氏有不
才子、不可教訓、不知話言、天下
謂之檮杌、此三族、世憂之、至于
堯、堯未能去、縉雲氏有不才子、
貪於飲食、冒于貨賄、天下謂之
饕餮、天下惡之、比之三凶、舜賓
于四門、乃流四凶族、遷于四裔、
以御魍魎、於是四門辟言、毋凶
人也、

【講義】 昔帝鴻氏に不才子ありて、正義を掩ひ、姦賊
を隠し、好みて凶惡を行ふ、天下之を稱して渾沌とい
へり、又少皞氏に不才子ありて、信義を敗り、忠直を
惡み、惡言を崇め飾る、天下之を稱して窮奇といへ
り、又顓頊氏に不才子ありて、教へ諭すべからず、善

上より土を下して井を填めたり、舜よつて抜穴より
 抜け出で去りたり、しかるに瞽叟と象とは遂に之
 を知らず喜びて舜は已に死にたるものと思へり、象
 父に謂つて元來此の事を謀りしは象なりとて、し
 たり顔なり、よつて象と其の父母とにて舜の財を
 分配せむとす、是に於て象又曰く、舜の妻たる堯の
 二女と琴とは象の所有とせむ、其の他の牛羊と倉廩
 とは父母に予へむと、象乃ち舜の室に止まり居て其
 の琴を鼓けり、舜琴の聲を聞き誰ならむとかへりて
 之を見るに、象なりき、象は舜のまだ死せざるに打ち
 愕きて悦びざれども、さあらぬ態にて曰く、我は舜の
 安否を憂ひて氣分も爲に伸びざるなりと、舜之を善
 意に解して、さなり、爾の真情は寔に友悌の義に近か
 らむといへり、かゝる事件の後と雖、父に事へ弟を愛
 すること彌、謹めり、是に於て堯は益、其の聖德に感
 じて舜を五典百官に試みしに、是れ亦皆治まりぬ、

【字解】 絺衣、細葛の布なり、倉廩、米穀を納る、藏
 なり、扞、ふせぐなり、匿空、抜穴なり、實、填むるな
 り、分、財を分配するなり、宮、室なり、鄂、愕に同じ、
 おどろくなり、鬱陶、思ふ所甚しくして氣分の伸びざ

るさまなり、其、庶矣、友悌の情義あるに近しとの意
 なり、

昔高陽氏有才子八人、世得其
 利、謂之八愷、高辛氏有才子八
 人、世謂之八元、此十六族者、世
 濟其美、不隕其名、至於堯、堯未
 能舉舜、舉八愷、使主后土、以揆
 百事、莫不時序、舉八元、使布五
 教于四方、父義、母慈、兄友、弟恭、
 子孝、内平外成、

【講義】 昔高陽氏の代に才子八人ありて天子を輔佐
 せしかば、世は其の利を得て太平となれり、世この八
 人を八愷と稱せり、又高辛氏の代にも才子八人あり
 て世之を八元といふ、此の十六人の一族は世々皆其
 の美名を成して其の祖先の名譽を隕さるるなり、し

内の取締なり、外、外行なり、即ち外にての交際なり、舜親戚、舜の父母及び弟を指す、苦愆、苦はゆがみなり、愆はいしまなり、陶器の焼き損じをいふ、聚、村落なり、邑、聚より稍大いなる村落なり、周禮の郊野法によれば九夫を井と爲す、四井を邑となす、とあり、即ち三十六夫の村落なり、

堯乃賜舜絺衣與琴爲築倉廩予牛羊瞽叟尙復欲殺之使舜上塗廩瞽叟從下縱火焚廩舜乃以兩笠自扞而下去得不死後瞽叟又使舜穿井舜穿井爲匿空旁出舜既入深瞽叟與象共下土實井舜從匿空出去瞽叟象喜以舜爲已死象曰本謀者象象與其父母分於是曰舜

妻堯二女與琴象取之牛羊倉廩予父母象乃止舜宮居鼓其琴舜往見之象鄂不懌曰我思舜正鬱陶舜曰然爾其庶矣舜復事瞽叟愛弟彌謹於是堯乃試舜五典百官皆治

【講義】 堯は舜の聖徳を認め、乃ち舜に細葛の布と琴とを賜ひ、又舜の爲に米倉を築き、牛羊を予へたり、然るに父の瞽叟は尙復舜を殺さむとし、舜をして廩に上りて壁を塗らしめ、瞽叟は下より火を放ちて廩を焚きぬ、舜は豫め此の事あらんかと二つの笠を用意したりき、由つて笠を以て鳥の兩翼の如くにして飛び下り之を扞ぎ去りて死せざることを得たり、其の後瞽叟は又舜をして井を穿らしむ、舜亦危険なることあらむと察し、豫め抜穴を井の側面に設け置きて旁より出でむとせり、舜は父の命を奉じ井を穿り既に穿り入ること漸く深き頃、瞽叟と象とは共に

竈、一年而所居成聚、二年成邑、

三年成都、

【講義】舜は冀州の人なり、また若かりし時は、歷山に耕作し、雷澤に魚漁し、陶器を河濱に焼き、什器を壽丘に作り、又時に乘じては負夏に到りて利を益することもありき、舜は此の如くにして家計を援けたりしに、舜の父の瞽叟はかたくなに、母はひすかし、弟はおごりたかぶりて、皆舜を殺さむと欲せり、されど舜は父母に順ひて其の心に適はむことを希ひて子たるの道を失はず、兄弟仲よくして弟には慈みを垂れたれば、流石の親子も之を殺すことを得ざりき、又かゝる危険なる父母なりと雖、決して之を疏外して遠ざからず、父母の要求することあれば、常に其の側に在りて其の命に従ふなり、故に舜の二十歳の時には孝行の名天下に聞えたり、其の後十年経ちて三十歳の時には、恰も朝廷にては頻に有徳者を求むるに際會す、即ち帝堯は將に位を譲らむとして天子と爲るべき者を四嶽に問ふ、此の時四嶽は皆虞舜を薦めて此の者こそ眞に天位を踐ましむべき後繼者と

なすべけれといふ、是に於て堯は其の二女を舜に妻せて其の内行を觀察し、其の九男をして舜と與に處らしめて其の外行を觀察す、舜は帝の二女を娶り、媯汭に居て内行彌々謹みければ、堯の二女も己れ帝女なりといふ貴顯を以て、敢て驕らず、よく舜の父母及び弟に事へて、甚だ婦道を行ひたりき、又堯の九男は舜と與に處りて皆益々其の交誼を篤くしたりとなり、又舜の歷山に耕さる前は、歷山の人皆他人の畔を侵略せしが、舜の耕すやうになりては皆其の畔を譲り合ひしといふ、又雷澤に漁してよりは、雷澤の上の人は皆其の漁の場所を譲り合ひしといふ、又河濱に陶器を焼きてより皆舜の技巧に習ひて苦窳あらざるやうになれりといふ、此の如き高德の人なれば舜の居る所一年にして村落を成し、二年にして邑を成し、三年にして都を成し、なり、

【字解】漁、魚を捕ふるなり、すなごるなり、陶、瓦器を焼くなり、するものづくるなり、什器、什は數なり、人家常用の器具は一に非らず、十を以て數ふ、故に一切の家具を什器什物といふ、就時、時に乘じて利を益するをいふ、子道、孝道なり、内、内行なり、即ち家

窮蟬の父を帝顓頊といふ、顓頊の父を昌意といふ、此の昌意より舜に至るまでは七世を経過せり、而して帝顓頊の子の窮蟬より帝舜に至るまでの間の五世は皆微賤にして庶人たりき、舜の父の瞽叟は盲なり、而して舜の生母死にたれば、瞽叟は更に妻を娶りて象といへる弟を生めり、象の性は傲慢にして悌順ならず、然るに父の瞽叟は後の妻の子を愛して常に舜を殺さむとするを以て、舜は之を避けて逃れて父に悪名の懸からざらむことを欲せり、又假令僅少の過失ありとも自ら其の罪を引き受けて弟を回護ひ、父と後母と弟とに順ひ事へ、日に手あつく謹みて懈りなまけることあらざるなり、

【字解】虞舜、虞は國名なり、舜は帝號なり、風俗通に「舜者推也、循也、言推行道徳、循堯之緒也」とあり、即ち舜はよく徳を行ひて堯帝の道に循ひしを以て帝號となし、也、重華、目に重瞳あり、故に名と爲す、瞽叟、瞽は目無きの稱なり、叟は長老の稱なり、舜の父は盲目なり、故に名と爲す、懈、おこたるなり、舜、冀州之人也、舜耕歷山、漁雷

澤、陶河濱、作什器於壽丘、就時於負夏、舜父瞽叟頑、母嚚、弟象傲、皆欲殺舜、舜順適、不失子道、兄弟孝慈、欲殺不可得、即求常在側、舜年二十、以孝聞、三十、而帝堯問可用者、四嶽咸薦虞舜、曰、可、於是堯乃以二女妻舜、以觀其内、使九男與處、以觀其外、舜居媯汭、内行彌謹、堯二女不敢以貴驕、事舜親戚甚有婦道、堯九男皆益篤、舜耕歷山、歷山之人皆讓、畔、漁雷澤、雷澤上人皆讓居、陶河濱、河濱器皆不苦

ど諸侯の朝覲する者は、丹朱に行かずして舜に行き、獄訟する者は、丹朱に行かずして舜に行き、賞め歌ふ者は、丹朱を賞め歌はずして舜を賞め歌へり、此の如き有様なれば、舜は是れ實に天の命する所なりと思ひ、遂に京都に行きて天子の位を踐みたり、是を帝舜と爲す、

【字解】 薦_ニ之_ヲ於_テ天_ニ、舜を帝位に即かしめんとすることを天の神に推し進むるなり、即ち帝位を舜に譲らむとするの意なり、辟_レ位、辟は避くるなり、二十八年、舜紀を案するに、始めて舜を擧げ事を用ひしめしより政を攝せしむるまでの二十年と、政を攝せしめてより崩するまでの八年とを合算したる年數なり、故に上に凡てといふ、不肖、肖は似るなり、不肖とは才の人に如かざることをいふ、權、經の道に反すれども而も道に合ふをいふ、所謂權道なり、即ち父子相繼ぐは常道なり、而るに賢者を求めて禪るは權道なり、ハカリテと訓む、之、行くなり、謳歌、賞めうたふこと、中國、帝王の都とする所を天下の中と爲す、故に中國とは京師のことなり、

○虞舜者、名曰重華、重華、父曰瞽叟、瞽叟、父曰橋牛、橋牛、父曰句望、句望、父曰敬康、敬康、父曰窮蟬、窮蟬、父曰帝顓頊、顓頊、父曰昌意、以至舜七世矣、自從窮蟬以至帝舜、皆微爲庶人、舜父瞽叟盲而舜母死、瞽叟更娶妻而生象、象傲、瞽叟愛後妻、子常欲殺舜、舜避逃、及有小過、則受皐順事、父及後母與弟、日以篤謹、匪有懈、

【講義】 虞舜は名を重華といふ、重華の父を瞽叟といふ、瞽叟の父を橋牛といふ、橋牛の父を句望といふ、句望の父を敬康といふ、敬康の父を窮蟬といふ、

令舜攝行天子之政、薦之於天、堯辟位凡二十八年而崩、百姓悲哀、如喪父母、三年、四方莫舉樂、以思堯、堯知子丹朱之不肖、不足授天下、於是乃權授舜、授舜則天下得其利、而丹朱病、授丹朱、則天下病、而丹朱得其利、堯曰、終不以天下之病、而利一人、而卒授舜、以天下、堯崩、三年之喪畢、舜讓辟丹朱於南河之南、諸侯朝覲者、不之丹朱、而之舜、獄訟者、不之丹朱、而之舜、謳歌者、不謳歌丹朱、而謳歌舜、舜

曰天也夫、而後之中國、踐天子位焉、是爲帝舜、

【講義】堯の位に立てること七十年にして舜を得たり、其の後二十年にして年老いたりとて舜をして代りて天子の政を行はしめ、遂に之を天に薦めて位を讓らむとす、さて堯の位を避くること凡て二十八年にして崩ぜり、帝堯の崩するや百官悲み歎くこと父母の喪に遇ひし如く、三年の間四方に音樂の聲を舉ぐるもの無くして帝堯の徳を思へり、堯の未だ崩ぜざる前、堯は子の丹朱の不才にして天下を授くるに足らざることを知れり、故に權りて舜に授けむとす、舜に授くれば天下は其の利を得るも、丹朱は定めて心病みて樂まざらむ、然るに之を丹朱に授くれば、天下の民は苦み病みて丹朱獨其の利を得ん、此の二者何れにか決せむ、堯自ら斷じて曰く、假令我が子は如何に成り行くとも、終に天下の民の病めるを見捨てて何とて一人を利せしむることをせんやと、卒に舜に授くるに天下を以てせり、堯崩じて三年の喪畢りし時、舜は位を丹朱に讓りて南河の南に退きぬ、され

雁を執る、羔は群集して其の類を失はざるの義に取
り、雁は時を知りて行くの義に取る、一死、死したる
雉のとなり、士の執る所たり、雉は死して其の節を失
はざるの義に取る、爲_レ擊、擊は執るなり、致すなり、
執りて自ら致す所以のものといふ、にへなり、五器、
五瑞五玉に同じ、祖禰、祖は祖父なり、禰は父のとな
り、生時は父といひ、死ぬれば考といひ、其の廟を禰
といふ、特牛、牡牛なり、群后四朝、四方の諸侯の交、
京師に來朝するをいふ、即ち巡狩の明年には東方
の諸侯來朝し、其の明年には南方の諸侯來朝し、又其
の明年には西方の諸侯來朝し、又其の明年には北方
の諸侯來朝するをいふ、告_レ以_レ言、地方の民情治績を
奏上するをいふ、明試_レ以_レ功、諸侯の奏上せる所と其
の治績とを試み驗するをいふ、車服_レ以_レ庸、庸は民功
なり、民を治めたる功あれば車服を賜ひて之を賞す
るをいふ、肇、始むるなり、十有二州、冀_ニ兗_ニ青_ニ徐_ニ荆_ニ
揚_ニ豫_ニ梁_ニ雍_ニ幽_ニ并_ニ營_ニ是なり、決_レ川、決は水を導き
流すなり、決川とは即ち水害を防ぐことなり、象_レ以_レ
典刑、象は法なり、典刑は常刑なり、法は常刑を用ひ
假令大罪を犯すとも常刑以外の極刑に處せざるをい

ふ、流宥_ニ五刑_ニ、流は流罪なり、宥は寬_ニむ_ニなり、五刑は
墨_ニ劓_ニ剕_ニ宮_ニ大辟_ニ是なり、幼少老耄_ニ蠢愚_ニの罪を犯し
て五刑に當る者は寬めて流罪に處するをいふ、鞭作_ニ
官刑_ニ、鞭は革のむちにて擊つ刑なり、官刑は官吏の
不勤者を懲す刑なり、扑作_ニ教刑_ニ、扑は、板_ニの楚_ニにて
擊つ刑なり、教刑は教官の不勤者を懲す刑なり、金
作_ニ贖刑_ニ、金は黄金なり、贖はあがなふなり、意不善に
はあらざれども、其の爲す所の結果惡しき時は、黄金
を出さしめて其の罪を贖はしむるをいふ、青莪過赦、
青莪は人の爲に止むを得ずして害を作すとなり、過
はあやまちなり、怙終賊刑、怙はわざと爲すとなり、
終は身を終るまでなり、賊は人を害ふことなり、刑は
罪するなり、工師、大匠卿なり、淫辟、みだりてよこし
まなるなり、百姓不便、百姓は百官なり、不便は不安
なり、三苗、國の名なり、變、其の形と衣服とを更めて
夷狄の如くにするをいふ、三危、山の名なり、殛、拘囚
して苦むることなり、四皐、皐は古の罪の字なり、四
罪とは共工_ニ讙兜_ニ三苗_ニ鯀_ニを罪したるをいふ、

堯立七十年得舜、二十一年而老、

六宗は星・辰・司中・司命・風師・雨師なり、星とは五星の緯をいひ、辰とは日月の會する所の十二次をいひ、司中と司命とは文昌の第五四星をいひ、風師とは箕星をいひ、雨師とは畢星をいふ、望山川、望は祭の名なり、遙に望みて祀るをいふ、山川は五嶽四瀆なり、五嶽は岱山(東)華山(西)嵩山(中央)衡山(南)恆山(北)なり、四瀆は江水・河・淮水・濟水なり、辯ニ於群神、辯はあまねく群神を祭るをいふ、群神は丘陵水邊廣野等に祀れる古の聖賢の靈をいふ、揖ニ五瑞、揖は歛むるなり、五瑞は五色の玉なり、此は公侯伯子男の諸侯が天子に見ゆる時に執る所の信の玉にして公は蒼・侯は赤・伯は黃・子は白・男は玄なり、四嶽諸牧、四嶽の配下なる諸侯なり、班ニ瑞、班は分つなり、改めて信玉を諸侯に分ち與ふることなり、歲二月、舜が堯の終を受けてより後五年の二月なり、巡狩、天子の諸侯の地を巡行して民の疾苦を問ふとなり、岱宗、岱は泰山なり、宗は長なり、泰山は五嶽の長なり、故にいふ、柴、柴を積み牲を其の上に加へ焼き、以て天を祀ると望秩、望は遙に望み祭るなり、秩は順序を立つるなり、即ち山川の神にも位の序ありて尊きより順次に

卑きに及ぼす、即ち五嶽を三公に四瀆を諸侯に比したるが如し、合ニ時月、正日、合は協へ正すなり、四時の氣節月の大小日の甲乙を協へ正すとなり、律度量衡、律は音律なり、音律に十二あり、陽六を律といひ、陰六を呂リョといふ、六呂は林鍾・南呂・應鍾・太呂・夾鍾・中呂にして六律は黃鍾・太簇・姑洗・蕤賓・夷則・無射なり、度はものさしなり、分寸尺丈引の別あり、單位の分は中式の秬黍コロキの横の廣さに起原す、是より十進法にて寸尺丈引と爲す、量はますめなり、侖レン合升斗斛の別あり、單位の侖は中式の秬黍一千二百粒の積に起原す、是より十進法にて合升斗斛と爲す、衡ははかりなり、銖兩斤鈞石の別あり、單位の銖は中式の秬黍一百粒の重さに起原す、而して二十四銖を一兩と爲し、十六兩を一斤と爲し、三十斤を一鈞と爲し、四鈞を一石と爲す、五禮、吉(祭禮)凶(葬禮)賓(賓客)軍(軍旅)嘉(冠婚)なり、五玉、五瑞に同じ、諸侯の之を執る時には瑞といひ、之を陳列する時には玉といふ、三帛モ、イロク、纁シと立タテと黃との帛なり、諸侯の世子は纁を執り、三公の世子は玄を執り、附庸の君は黃を執る、二生、生は牲なり、羔コヒツジと雁との牲なり、卿は羔を執り大夫は

所と、其の地方の事實とを明かに調査して、民功の著しく擧がりし者には車服を下し賜ひて其成績を賞せり、舜は又始めて天下を十有二州に分ち、各州に在る大川に隄防を築きて水を疏通せしめ、以て水害を防ぎたり、又刑法は専ら常刑を用ひ、假令非常の大罪を犯すものありと雖、常刑以外の極刑に處することを爲さず、情狀酌量すべき者には五刑を科せずして流放に處し、官吏の不勤者には鞭刑を作り、教官の不勤者には扑刑を作り、心不善にあらずして其の功果惡しき者には黄金を出さしめて刑を贖はしめ、人の爲に止むことを得ずして患害をなしたる者及び過失によりて罪を犯したる者は之を赦免し、故意に惡事を爲して終身改めずして人を賊ふ者は正規の刑に處するなり、此の如く刑法を設けたりと雖、刑を司る者は慎重深慮、欽みたる上に欽み冤罪なからしめ、刑を執行するに成るべく靜にして疾く急ぐべからざるものなりと戒めたり、前に記したるが如く、謹兇は共工を進め、堯は之を不可なりとせしに、強ひて之を工師に試みしに、果して亂りて邪なりき、又四嶽は鯀を擧げて鴻水を治めしめんとせしに、堯は不可なりと

なす、而るに嶽の強ひて試みんことを請ひしかば、之を試みしに、是亦其の功績無かりき、故に百官安からざるなり、此の時三苗は江淮荊州に在りて數々亂を爲して庶民を苦めたり、是に於て舜は巡狩より歸りて堯帝に奏し請ひて、其工を幽陵に流し、其の形と衣服とを變へて北狄の風俗と等しからしめ、謹兇を崇山に放ちて南蠻の風俗に變ぜしめ、三苗を三危山に遷して西戎の風俗に變ぜしめ、鯀を羽山に拘禁して東夷の風俗に變ぜしむ、此の四凶を罪に處して天下皆其の刑を用ふるの公平なるに心服せり、

【字解】 在、明かにするなり、璿璣玉衡、璿は美珠なり、璣は機なり、衡は横にして横簫のとなり、美珠にて飾りたる璣を運轉し、玉を以て管としたる横簫を横へて璣を窺ひ、以て天文の運行を觀測する器械なり、後世の渾天儀の類ならむ、齊七政、齊はと、のへ正すなり、七政は日月と五星となり、五星とは木（東方歲星）火（南方熒惑星）金（西方太白星）水（北方辰星）土（中央鎮星）是なり、類上帝、類は祭の名なり、天を祀る常祭を郊祀といふ、臨時に天を祭るを類といふ、上帝は天の神なり、禋子六宗、禋は祭るなり、

刑、青、裁、過、赦、怙、終、賊、刑、欽、哉、欽、
 哉、惟、刑、之、靜、哉、謹、兜、進、言、共、工、
 堯、曰、不、可、而、試、之、工、師、共、工、果、
 淫、辟、四、嶽、舉、緜、治、鴻、水、堯、以、爲、
 不、可、嶽、彊、請、試、之、試、之、而、無、功、
 故、百、姓、不、便、三、苗、在、江、淮、荆、州、
 數、爲、亂、於、是、舜、歸、而、言、於、帝、請、
 流、共、工、于、幽、陵、以、變、北、狄、放、讜、
 兜、於、崇、山、以、變、南、蠻、遷、三、苗、于、
 三、危、以、變、西、戎、殛、緜、於、羽、山、以、
 變、東、夷、四、皐、而、天、下、咸、服、

【講義】舜は堯に代りて天子の政を行はざるべからず、故に先づ天體を觀測する所の璿璣玉衡を明かにして、日月五星を齊へ正し、以て政の大本を建て、そ

れより遂に上帝を祭り、潔齊して六宗を祭り、遂に山川の神を祭り、遍く丘陵墳衍の群神を祭れり、又堯は將に位を舜に禪らむと欲するを以て、先づ諸侯の五瑞を斂め、吉月日を擇びて、四嶽の群牧を見えしめ、改めて舜をして親しく之等に瑞を班ち與へしむ、舜は堯の終を受けてより後五年の二月に東方に巡狩して泰山に登り柴を燒きて天神を祭り、東方諸侯の境域に在る名山大川を順次に望祭し、遂に東方の君長を引見し、四時の氣節・月の大小・日の甲乙などを協へ正し、律度量衡を平均にし、五禮を修む、又天子に見ゆる摯の制を定む、即ち諸侯は五玉、諸侯の世子と公の孤と附庸の君とは三帛、卿大夫は二生、士は一死を以て摯と定めたり、而るに諸侯の五器のみは禮畢れば之を諸侯に還し、其の他のものは還さざるなり、五月に南に巡狩し、八月に西に巡狩し、十一月に北に巡狩す、而して其の禮は皆東方の如くす、巡狩より歸れば祖父の廟に至り牡牛の牲を供へて無事に巡狩を終へしことを報ず、かくて天子は五歳に一たび巡狩し、其の間の四年には群后四方より交るべく來朝して、徧く其の地方の政事を奏上せしめ、其の言ふ

り、疏遠、帝系に縁遠き者なり、隱隱、世に隠れて未だ著れざる者なり、矜、妻無き者の稱、やもを、母、舜の後母なり、鬻、忠信の言をいはざることを、ひすかし、かたまし、傲、驕慢なり、おごるなり、烝々、善に進むるのさまなり、妻、二女、妻はめあはずなり、二女は堯の二女にして娥皇と女英となり、飭、下、二女於媯、媯、飭は整ふるなり、媯は水の名なり、汭は水涯なり、言は能く義を以て二女の心を整へ下して其の居所たる媯水のとりに居らしむるなり、如、婦禮、婦道を妻に行はしむるをいふ、五典、五常の教なり、時、是なり、序、順序ありて整理すること、賓、憤なり、賓客を導くなり、穆々、和ぐるさまなり、女、汝なり、三年、四門に賓してより後三年なり、讓、於德、德に於て堪へざるを辭退せしことなり、不、懌、懌は悦ぶなり、上、日、朔日なり、受、終、終は堯親ら天子の事を統べ行はざるやうになりしをいふ、大祖、堯の始祖の廟なり、何人を祀りたるか詳ならず、攝行、代りて統べ行ふこと、

舜乃在璿璣玉衡、以齊七政、遂

類于上帝、禋于六宗、望于山川、
 辯于群神、摯五瑞、擇吉日、見
 四嶽、諸牧、班瑞、歲二月、東巡狩、
 至於岱宗、柴、望秩于山川、遂見
 東方、君長、合時月、正日、同律度
 量衡、修五禮、五玉、三帛、二生、一
 死、爲摯、如五器、卒乃復、五月南
 巡狩、八月西巡狩、十一月北巡
 狩、皆如初、歸至祖禰廟、用特牛、
 禮、五歲一巡狩、群后四朝、徧告
 以言、明試以功、車服以庸、肇十
 有二州、決川、象以典刑、流宥五
 刑、鞭作官刑、扑作教刑、金作贖

應へて曰く、我等の如き鄙俚にして徳無き者、何とて帝位に上らるべき、上れば必ず帝位を辱しむるなりと、堯曰く、然れば貴顯の族にても、帝系に縁遠き者にても、又は世に隠れて未だ著れざる者にても、徳だにある者なれば登用すべければ、其の人を擧げ薦むべしと、是に於て衆皆堯に奏して、茲に未だ妻無き若者ありて今は民間に在りて高德の聞えある人あり、其の名を虞舜といふ、此の者こそは帝の意に協ふべけれどと答ふ、堯曰く、さなり朕も夙く之を聞き及べり、されど其の人と爲りは如何と、四嶽對へて曰く、虞舜は盲者の子にして父は頑固にして繼母は心歪みてかだましく、弟は驕慢にして兄に従はざるなり、かかる家族の内にとるとも、舜は能く家内を和げて孝を盡し、且つ此等の人々をして善に進めて姦惡に至らしめざるなりと、堯曰く、吾れ先づ之を試みむとて、其の二女の娥皇と女英とを舜に妻せて舜の徳が果して天子と爲り得るかを二女に於て觀察せむとす、舜二女を娶り、義を以て二女の心を整へ下して、之を己の居所たる媯汭に置きて婦道を己れに行はしめたり、堯之を觀て其の所置を善しと爲し、乃ち舜を

して慎みて五常の教を和げしめしに、其の教能く行はれたり、次に徧く百官の中に入らしめて試みしに、是れ亦規律正しく整へり、次に上僮と爲して四方の門にて諸侯群臣を迎へしめしに、四門の賓悉く和ぎ諸侯は勿論遠方の賓客に至る迄皆舜を敬ひ尊べり、堯は尙之を試みむとて舜を山林川澤に入らしめしに、暴風雷雨に遭遇すると雖、行き過ぎて迷はざるなり、是に於て堯は遂に舜を聖人なりと思ひ、舜を召して曰く、汝が事を謀れること至れり盡せり、而して其の言ふ所にして功績ありしこと已に三年に及べり、汝こそ實に帝位に登るべき徳ある者なれば、宜しく其の位に即くべしと、されど舜は未だ以て其の徳に非ずして之をうくるを悦ばず辭退し之れを他の徳ある人に譲れり、正月の朔日に舜は遂に堯の終を文祖に受けぬ、さて文祖とは堯の太祖を祀れる廟なり、是に於て帝堯は老衰しければ、舜に命じて天子の事を代りて統べ行はしめ、以て天の命する所に叶ふや否やを觀察せり、

【字解】庸、命、天命を承けて天子の事を治むるをいふ、鄙徳、鄙俚にして徳無きこと、貴戚、貴顯の族な

繇を用ふること宜しく止むべきかなとの意なり、試
不可用而已、退くべしと雖、其の才能に惜むべき所
あれば、先づ試に用ひて其の功顯れざる時に始めて
退くべしとの意なり、

堯曰、嗟、四嶽、朕在位七十載、汝
能庸命、踐朕位、嶽應曰、鄙德、忝
帝位、堯曰、悉舉貴戚及疏遠隱
匿者、衆皆言於堯曰、有矜、在民
間、曰、虞舜、堯曰、然、朕聞之、其何
如、嶽曰、盲者子、父頑、母嚚、弟傲、
能和以孝、烝烝治、不至姦、堯曰、
吾其試哉、於是堯妻之二女、觀
其德於二女、舜飭下二女於滌
汭、如婦禮、堯善之、乃使舜慎和

五典、五典能從、乃徧入百官、百
官時序、賓於四門、四門穆穆、諸
侯遠方、賓客皆敬、堯使舜入山
林川澤、暴風雷雨、舜行不迷、堯
以爲聖、召舜曰、女謀事至、而言
可績、三年矣、女登帝位、舜讓于
德、不懌、正月上日、舜受終於文
祖、文祖者、堯大祖也、於是帝堯
老命舜攝行天子之政、以觀天命、

【講義】 堯又位を譲らむとて四嶽に諮ひて曰く、嗟、
四嶽、朕天子の位に在ること七十載の長きに達し、今
は八十有餘の高齡となりねれば、早く帝位を退かむ
と欲す、汝等の中に能く天命を承け用ふる者あれば、
朕が位を踐みて天子の事を統べ治むべしと、四嶽皆

開けて物事に達するをいふ、吁、其の然らざるを歎ず
るの辭なり、ア、と訓む、頑凶、頑は徳義の經に則ら
ざるをいふ、かたくななるなり、凶は争訟を好むをい
ふ、共工、共は洪に通ず、水を治むる官の名なり、旁
聚、庶民の遍く集まることなり、僻、心の邪なるをい
ふ、ひがみなり、漫天、漫ははびこるなり、天は天下
なり、罪惡の天下に廣まれるをいふ、

堯又曰、嗟、四嶽、湯湯、洪水滔天、
浩浩懷山襄陵、下民其憂、有能
使治者、皆曰、鯀可、堯曰、鯀負命
毀族、不可、嶽曰、异哉、試不可用
而已、堯於是聽嶽用鯀、九歲、功
用不成、

【講義】 堯又洪水の氾濫するを憂ひ嘆きて四嶽に謂
つて曰ふに、彼の湯々たる洪水は已に天にはびこり
て、浩浩として山を包み陵に襄りて、下民は其の憂に

堪へざるなり、今の時に當りて能く此の洪水を治む
る者あらむや、若しあらば登用して治めしめむと、四
嶽皆鯀ならば能く治めむと答ふ、堯曰く、鯀は上の命
令に違背して善類を毀敗せる者なれば、用ふべから
ずと、四嶽皆曰く、さらば之を用ひずして退くべし、
されど其の才能に惜むべき所ある者なれば、先づ試
に之を用ひて、畢に其の用ふべからざるを見て、然る
後に退くるとも可ならずやと、是に於て堯は四嶽の
言を聽して鯀を用ふることとなしぬ、鯀は此の大洪
水を治めむとして九歳を経過したれども、遂に其の
功成らざりき、

【字解】 嗟、嘆く辭なり、ア、と訓む、四嶽、官名にし
て此處にては四方の諸侯を分掌する所の義和の四子
をいふ、湯々、廣く盛なるさまなり、滔天、滔は漫る
なり、洪水天に漫るとは其の大洪水たるを形容せる
なり、懷山、懷は包なり、ツ、ムと訓む、襄陵、襄は
上るなり、陵は大阜なり、鯀、臣の名にして禹の父な
り、負命、上の命に違ひ背くこと、毀族、毀は敗るな
り、族は類なり、鯀の性衆と和せず善類を傷害するを
いふ、异哉、异は已の煩文なり、止むなり、退くなり、

在は察するなり、伏物、蓄積藏伏したる物なり、日短、冬至のことなり、星昴、昴は白虎の中星なり、燠、煖なり、民室に入りて煖かなるをいふ、氄毛、細毛生じて自然に温かなるをいふ、以閏正四時、大陰曆にて三箇年に一度の閏月を設けて四時の氣節の調和を整ふるをいふ、即ち周天の度は三百六十五度と四分の一にして、日は一日に一度づつを行き、月は一日に十三度と十九分の七を進む、故に月は二十九日半強にして周天を一匝して又日に逐ひ附くなり、之を一箇月と爲す、此の如くして十二回日月相會すれば、日は周天を一匝するなり、然るに此の十二箇月の中には月の進み早きを以て十一日弱の差を生ずるなり、故に三歳に満たずして一箇月の餘を生ず、由つて三歳に一の閏を設けざれば、正月の氣節に二月となり、九年に三度の閏を設けざれば、春の氣節に夏の月至るの現象となりて四時皆成らざるなり、故に閏月を以て四時を正すなり、飭、整ふなり、

堯曰、誰可順此事、放齊曰、嗣子丹朱開明、堯曰、吁、頑凶不用、堯

又曰、誰可者、謹兜曰、共工旁聚布功、可用、堯曰、共工善言其用、僻、似恭、漫、天、不可、

【講義】 堯は天子の位を譲らむとて、誰か此の天子の事に任ふべきぞ、あらば登用して位を嗣がしめむといふ、放齊といへる臣奏して嗣子の丹朱は才智開けて物事に明達なれば、之に位を譲り給ふこそよけれと答ふ、堯之を然らずとして曰く、朱は頑にして争訟を好む者なれば、兎ても之を用ひられざるなりと、堯又群臣に誰か此の天下の政事に順ふべきぞと諮ふ、謹兜奏して共工こそよけれ、彼の政を行ふや庶民子の如く集りて、大いに其の功を布きたりければ、之を用ひらるべしと答ふ、堯曰く、共工は善く言語すれども、心中邪惡なるを以て、之を用ふれば定めて天下に害を成さむ、表面は恭敬に似たれども、其の罪惡は已に天下に漫りぬ、故に亦不可なりとて遂に之を退けたり、

【字解】 此事、天子の爲すべき政事なり、開明、才智

は、白虎の中星の昴が昏に眞南に見るゝを以て正確なる冬至と爲し、以て仲冬を正せり、其の民は皆室内に籠居して暖まるなり、鳥獸は細毛生じて自然に暖まるなり、又一歳は大凡三百六十六日と言ふと雖、其の實は一歳に十一日弱を餘すなり、故に三歳に一度の閏月を設けて四時の調和を計り正せり、此の如くして義和の四人に命じて、四時を正し民に時を授けたるのみならず、信に百官を整へて、各其の職に任せしかば、百功皆興りて天下は益々太平となりぬ、

【字解】 義和、義氏と和氏となり、共に世々天文地理を掌るの官なり、昊天、昊は廣大なるなり、昊天は單に天といふに同じ、其の元氣昊然として廣大なるより名づく、授、民時、民に五穀を植うる時節を教ふること、義仲、東方を主る官なり、周禮の春官の如し、郁夷、東表の地なり、陽谷、日の出づる所の稱なり、道、導くなり、東方にては導き迎ふるの意にして、西方にては導き送るの意なり、便程、別ち序づるなり、即ち順序を立て、亂れざらしむるをいふ、東作、耕作のことなり、耕作の始めは春（五行にて東に配す）に於てす、故に東作といふ、日中、春分のことなり、春分には

晝夜の時平分なり、故にいふ、而して春分に日中と記し、秋分に夜中と記したるは、春は陽にして秋は陰なればなり、星鳥、星は南方の朱鳥の七宿にして、其の中の柳・星・張の三宿が、昏に眞南に見るゝといふことなり、殷、正すなり、析、分れ居るの意なり、字微、字は乳化すること、微は交接することなり、申、重ぬるなり、カサネテと訓む、義叔、南方を掌るの官なり、周禮の夏官の如し、南交、交趾のことなり、鄭玄の説に南交の下に曰三明都の三字あるべしと、さもあるべし、南譌、譌は爲の誤字なり、南爲は南方の耕作營爲をいふ、日永、夏至のことなり、星火、火は蒼龍の中星にして心宿のことなり、一に大火ともいふ、囚、老弱が田に在るの壯丁に因り就きて農事を助くるをいふ、希革、夏期には鳥獸の羽毛の希少となりて改まり易るをいふ、和仲、西方を掌るの官なり、周禮の秋官の如し、西成、秋月に物の成るをいふ、夜中、秋分のことなり、星虛、虚は玄武の中星なり、夷易、平易なるをいふ、暑氣退きて人氣の平易となりしをいふ、毳、毛の更り生ふるをいふ、おひとゝのふ、和叔、北方を掌るの官なり、周禮の冬官の如し、便在、便是辨つなり、

西土、曰昧谷、敬道、日入、便程、西成、夜中星虛、以正中秋、其民夷易、鳥獸毛毳、申命和叔、居北方、曰幽都、便在伏物、日短星昴、以正中冬、其民燠、鳥獸毼毛、歲三百六十六日、以閏月正四時、信飭百官、衆功皆興、

【講義】萬國和合して能く治まりければ、天地を掌る所の義氏和氏の官に命じて、彼の廣大無邊なる昊天に敬み順ひて、日月星辰を數へ法りて四時の氣節を度り、敬みて民に種植收穫の時を授けしむ、即ち之を四方に分派するに、先づ義仲に命じて郁夷に居らしむ、其の地を陽谷といふ、義仲陽谷に至り、敬みて日の出づるを導き迎へて農作の事を辨ち序でて誤なからしむ、而して春の氣節を察するには、朱鳥の七宿の中の鶉火(柳・星・張の三宿)が昏に眞南に見るゝを

以て正確なる春分と爲し、以て仲春の氣節を正せり、此の氣節の民は老弱は内に在り、壯丁は之に折れて外に行きて農事に従はず、鳥獸は兒を乳化し、又交尾するなり、次に重ねて義叔に命じて南方の交趾に居らしむ、義叔交趾に至り、南方の耕作營爲の事を辨ち序でて、敬みて民に農を致さしむ、而して夏の氣節を察するには、火(心星)が昏に眞南に見るゝを以て正確なる夏至と爲し、以て仲夏の氣節を正せり、此の氣節の民は老弱共に田に出でて壯丁に因り就きて其の農事を助くるなり、鳥獸は其の毛羽を希薄に改め易はるなり、次に重ねて和仲に命じて西土に居らしむ、其の處を昧谷といふ、和仲昧谷に至り、敬みて日の入るを導き送りて萬物の成就せるを辨ち序どり、而して秋の氣節を察するには、玄武の中星の虛が昏に眞南に見るゝを以て正確なる秋分と爲し、以て仲秋の氣節を正せり、此氣節の民は暑熱漸く退きぬれば、人氣平かにして過し易し、鳥獸は其羽毛更り生ふるなり、次に重ねて和叔に命じて北方に居らしむ、其處を幽都といふ、和叔幽都に至り、財物を蓄積藏伏して冬籠の備を辨ち序でしむ、而して冬の氣節を察するに

乘^リ白^ニ馬^ニ能^ク明^ニ馴^レ德^ヲ以^テ親^ム九^ニ族^ヲ九^ニ族^ニ既^ニ睦^ク便^ニ章^ス百^ク姓^ヲ百^ク姓^ニ昭^ニ明^ク合^ニ和^ス萬^ニ國^ヲ

【講義】 帝堯は名を放勳といふ、其の恵み心の大いなるは天の萬物を涵養するが如く、其の智慧の秀でたるは神の微妙にして測り知るべからざるが如く、人の之に依り就きて慕ひ懐くとは物の日に向ふが如く、其の徳化の大いなることは雲の天を覆ふが如し、富むとも驕らず、貴けれども慢らず、黃冠と士服とを着け、丹車に駕し白馬に乗りて毫も奢侈に駛らず、能く人に順ふの徳を明かにして先づ九族の間柄を親睦にし、九族既に親睦になれば、次に百官の才能を別ち明かにして其の職に就かしむ、百官各其の職を昭かにするを以て萬國従つて和合したり、

【字解】 放勳、放は致すなり、勳は一に助に作る、功なり、一代の功を致し、を以て名と爲す、如、天、天の物を養ふが如きをいふ、如、日、日の物を照し物の日に向ふが如きをいふ、如、雲、雲の天を覆ふが如く高

大なるをいふ、不、舒、舒は猶慢の如し、あなどらざる、黃、收、純衣、收は冕の名なり、其の色黄なり、故に黃收といふ、純衣は士の祭服なり、形、車、形は赤色なり、馴、德、馴は順ふなり、馴、德、は能く人に順ふの徳なり、九、族、高祖・曾祖・祖父・父・己・子・孫・曾孫・玄孫是なり、便、章、便は別つなり、章は明かにするなり、即ち才能を別ち明かにして各其の職に就かしむるをいふ、百、姓、百官なり、

乃^レ命^ジ義^ニ和^ニ敬^ニ順^ニ昊^ニ天^ヲ數^ニ法^ニ日^ニ月^ヲ星^ニ辰^ヲ敬^ニ授^ニ民^ニ時^ヲ分^ニ命^ニ義^ニ仲^ニ居^ニ郁^ニ夷^ニ日^ニ暘^ニ谷^ニ敬^ニ道^ニ日^ニ出^ニ便^ニ程^ニ東^ニ作^ニ日^ニ中^ニ星^ニ鳥^ニ以^テ殷^ニ中^ニ春^ニ其^ニ民^ニ析^ニ鳥^ニ獸^ニ字^ニ微^ニ申^ニ命^ニ義^ニ叔^ニ居^ニ南^ニ交^ニ便^ニ程^ニ南^ニ譌^ニ敬^ニ致^ニ日^ニ永^ニ星^ニ火^ニ以^テ正^ニ中^ニ夏^ニ其^ニ民^ニ因^ニ鳥^ニ獸^ニ希^ニ革^ニ申^ニ命^ニ和^ニ仲^ニ居^ニ

【講義】 帝嚳高辛は黃帝の曾孫なり、高辛の父を蟠極といひ、蟠極の父を玄囂といひ、玄囂の父を黃帝といふ、故に玄囂と蟠極との二人は帝位に即くを得ず、其の間は顓頊之に代れり、而して高辛に至り又帝位に即く、此の高辛は顓頊よりいへば同族の子なり、さて高辛は生れて神秀靈異にして自ら其の名を言へりとぞ、位に即きてより普く徳を施して物を利し、決して其の身を利することを爲さず、耳敏くして遠きことを知り、心明かにして微なることを察し、天の道に順ひ民の急を知りて之を救ひ、仁ありて權威あり、惠ありて信義あり、身を修めて天下服従し、土地の財物を取りてほどくに用ひ、萬民を撫て教へて利益を得しむるやうに諭し、日月の運行を推し數へて之を迎へ送り、鬼神を明かに識りて之に敬み事ふ、其の顔色は和ぎて郁々たり、其の徳は高くして巒々たり、其の動作は天時に順ひ、其の衣服は士服を着て公にして廉なるを貴べり、帝嚳は既に此の如き中正を執り行へるを以て其の德澤は天下に徧く、日月の照す所、風雨の至る所として悉く従服せざること莫し、帝嚳は陳鋒氏の女を娶りて放勛を生む、又娥訾氏の女を

娶りて華を生む、帝嚳崩じぬ、而して華代りて立ちしかど徳善ならず、崩じぬ、よりにて其の弟の放勛立つ、是を帝堯と爲す、

【字解】 曾孫、孫の子なり、ひまご、ひこ、族子、同族の子なり、此にては即ち高辛は高陽よりいへば從兄弟の子なり、故にいふ、聰以明以、以の字は而の字に讀むべし、天之義、天の道なり、地之財、土地より産出する財物なり、曆、日月、曆は算ふるなり、日月の運行を推し算ふるをいふ、迎送、曆を作りて豫め望望晦朔を知るを迎ふといひ、豫定の曆に違はずして之を経過するを送るといふ、其色、顔色なり、郁々、和げるさまなり、巒々、高きさまなり、其動也時、其の動作は凡て天時に叶ふをいふ、其服也士、士とは士服のことなり、士服は公にして廉なり、故に之を用ふ、漑、古文の既の字なり、執、中、中正を行ふことなり、

○帝堯者、放勳、其仁如天、其知如神、就之如日、望之如雲、富而不驕、貴而不舒、黃收純衣、彤車

以象天、載は行ふなり、天時に順ひて事を行ふことなり、即ち春は賞を行ひ、秋は刑を行ふが如きをいふ、依鬼神以制義、制は古文の制なり、鬼神に事ふるの心に依りて尊卑の義を制し得との意、即ち神に事ふるには心を正直にして謹み敬ふべきなり、此の心を以て事に當れば則ち義を制し得となり、治氣以教化、四時五行の氣を理めて萬民を教へ導くをいふ、濟、渡るなり、動靜、動は鳥獸の類なり、靜は草木の類なり、大小神祇、大は五嶽四瀆を指し、小は丘陵墳衍を指す、砥屬、砥は平かなり、屬は従ふなり、四遠皆平穩にして來り服従するをいふ、

○帝嚳高辛者、黃帝之曾孫也、高辛父曰蟠極、蟠極父曰玄囂、玄囂父曰黃帝、自玄囂與蟠極皆不得在位、至高辛、即帝位、高辛於顓頊爲族子、高辛生而神

靈、自言其名、普施利物、不於其身、聰以知遠、明以察微、順天之義、知民之急、仁而威、惠而信、修身而天下服、取地之財而節用之、撫教萬民而利誨之、曆日月而迎送之、明鬼神而敬事之、其色郁郁、其德嶷嶷、其動也時、其服也士、帝嚳溉執中而徧天下、日月所照、風雨所至、莫不從服、帝嚳娶陳鋒氏女、生放勳、娶嬭訾氏女、生摯、帝嚳崩而摯代立、帝摯立不善崩、而弟放勳立、是爲帝堯、

爲す、

【字解】西陵、國の名なり、降、天子の子下りて諸侯と爲るをいふ、

○帝顓頊高陽者、黃帝之孫、而昌意之子也、靜淵以有謀、疏通而知事、養材以任地、載時以象天、依鬼神以副義、治氣以教化、潔誠以祭祀、北至于幽陵、南至交趾、西濟于流沙、東至于蟠木、動靜之物、大小之神、日月所照、莫不砥屬、帝顓頊生子、曰窮蟬、顓頊崩、而玄囂之孫高辛立、是爲帝嚳、

【講義】帝顓頊高陽は黃帝の孫にして昌意の子な

り、性靜に奥ゆかしくして深き謀あり、物事に博く通じて百般の事を知れり、又材物を成長せしむるに土地の宜しき所に從ひて適當の種子を播る、天時に順ひて事を行ひ、鬼神に事ふるの心を以て尊卑の義を制し、四時五行の氣を治めて萬民を教へ導き、身を潔め心を誠にして祭祀を行ふ、又天下を安撫せむとして、北の方は幽陵に至り、南の方は交趾に至り、西の方は流沙を渡り、東の方は蟠木に至りて、遍く德澤を垂れたるを以て鳥獸草木は勿論、五嶽四瀆丘陵墳衍の大小の神祇より、凡て日月の照す所の遠き四邊の地に至るまで、四海悉く平定して皆來り順はざるは無きなり、帝顓頊子を生めり、窮蟬と名づく、顓頊崩じぬ、而して其の次は窮蟬立たずして玄囂の孫の高辛立てり、是を帝嚳と爲す、

【字解】顓頊高陽、顓頊は名にして高陽は天下を有つ號なり、蓋し其の起りし地名なり、さて顓は專なり、頊は正すなり、即ちよく天人の道を專正せしより名と爲し、なり、靜淵、靜にして奥ゆかしきをいふ、以、而と通ず、養材、材物を成長せしむるとなり、任、地、土地の宜しきに應じて種子をまくをいふ、載、時、

のならむ、此二字無ければ下文の迎日推筴に續かざるなり、迎日推筴、筴は策に同じ、めどぎなり、日を迎へて策を推すとは、未だ其の時節來らざるに豫め曆數を推し數へて氣節朔望を知るとをいふ、擧、任用することなり、天地之紀、天地四時の大法なり、幽明之占、幽は陰なり、明は陽なり、占は數ふるなり、存亡之難、存亡は猶安危の如し、難は猶説の如し、播、布き種うるなり、淳化、厚德に懐くこと、蛾、音ギ、蟻に同じ、旁羅、遍く布くことなり、節用、ほどく用ふることなり、土徳之瑞、黃龍地蟻の見れたるをいふ、黃は土色なり、蟻はみゝすなり、みゝすは土精にして此の時見れたるは大小五六圍長さ十餘丈ありしといふ、故に此の二つのものを以て土徳の瑞兆となし、なり、

黃帝二十五子、其得姓者十四人、黃帝居軒轅之丘、而娶於西陵之女、是爲嫫祖、嫫祖爲黃帝正妃、生二子、其後皆有天下、其

一曰玄囂、是爲青陽、青陽降居江水、其二曰昌意、降居若水、昌意娶蜀山氏女、曰昌僕、生高陽、高陽有聖徳焉、黃帝崩、葬橋山、其孫昌意之子高陽立、是爲帝顓頊也、

【講義】 黃帝に二十五人の子あり、其の中にて姓を賜はり得たる者は十四人なり、黃帝は軒轅の丘に居りしを以て軒轅を名づく、西陵國君の女を娶りて正妃と爲す、是を嫫祖といふ、嫫祖二子を生めり、其の二子の子孫後に至りて各天下を有てり、其の一を玄囂といふ、是を青陽と爲す、青陽は天子の子より降りて諸侯と爲りて江水に居れり、其の二を昌意といふ、是れ亦降りて若水に居れり、昌意は蜀山氏の女を娶る、之を昌僕といふ、昌僕、高陽を生む、高陽聖徳ありしかば後に帝位に即けり、黃帝崩じぬ、橋山に葬る、其の孫にして昌意の子なる高陽立つ、是を帝顓頊と

こと無きなり、即ち東の方は渤海の邊まで至り、丸山に登り又岱山に及び、西の方は空桐山に至り、又雞頭山に登り、南の方は長江に至りて熊山湘山に登り、北の方は葦粥を逐ひて中國に入らしめず、又諸侯を釜山に會して各其持てる符を合さしめて命に差はざるを證せしめたり、而して涿鹿山の下に都を定め、又其れより他所に遷り徙り往來して常の居處無く、至る所に於て師兵を營所の守衛と爲したり、黃帝には景雲の瑞ありければ、官の名は皆雲を附け、其の長官を雲師と爲す、又左右の大監を置きて萬國を監治せしめしかば、萬國咸和ぎ平げり、而して萬國和平の後天地山川の鬼神を祭りて封禪するとは古來の帝皇衆しと雖、就中黃帝を推して尤も盛大なりと爲すなり、又天子の寶と爲すべき鼎と神策とを獲たり、此の神策を推し數へて豫め氣節朔望を知るとを發明したり、又風后・力牧・常先・大鴻等を任用して民を治めしむ、さて其の施政の大綱は天地四時の大法に順ひて、陰陽の數を明かにし、死生安危の道を説き明かにするに在るなり、而して人生安危の繫りて大いなる所ものは衣食住より外なきなり、故に四時の宜しき

時に順ひて百穀草木を布き種るしむ、かくて萬民を德化するのみならず、鳥獸蟲蛾に至るまで其の厚き德澤に化せられ、又日月星辰に災異無く、水波土石に別害無く、且つ山よりは金玉の如き珍寶を出す程、其の恩澤は遍く廣く行き渡りたり、かゝる高德の上心力耳目を惜まず勞り勤め、河川に隄を築き、山野に火を禁じ、材物をほどくに用ひて民に其の利を得しめしかば、天下太平國土安全となりぬ、此の時代に當りて黃龍地螾の如き土德の瑞兆見れしを以て、軒轅を稱して黃帝と名づけたり、

【字解】披、開くなり、寧居、安居に同じ、岱、宗、岱は泰山なり、宗は長なり、泰山は五嶽の長なり、故にいふ、空桐雞頭、皆山の名なり、熊・桐、二山の名なり、葦粥、匈奴の古名なり、符、諸侯のわりふなり、邑、人の聚會する所の稱なり、此にては一時的の都となし、となり、涿鹿之阿、涿鹿は山の名なり、阿は山曲なり、營衛、軍營を守る者なり、封禪、封禪書に據るに黃帝は泰山に封じ、亭々山に禪せしなり、與、許すなり、多、稱美の語なり、獲三寶鼎、封禪書には寶鼎神策を得たりといへり、此處には神策の二字を略したるも

の八代の孫の榆罔の時を指す、不享、享は上に奉することなり、不享とは入朝貢獻せざる諸侯をいふ、咸皆なり、賓從、賓は從ふなり、德に懷きて從ふを賓從といふ、炎帝、炎帝の子孫なり、侵陵、おかし平ぐることなり、振兵、兵備を整ふるなり、五氣、五行の氣なり、藝、三種、藝は植うるなり、五種は黍・稷・菽・麥・稻なり、度四方、度ははかり見るなり、四方は四方の民の安危なり、熊羆貔貅貙虎、熊はくまなり、羆はしぐまなり、貔は豹の屬なり、貅は一種の猛獸なり、貙は虎の屬なり、虎はとらなり、古は此の六つの猛獸を馴して戰を教へ戰爭に使役せしものなり、禽殺、禽は古の擒の字なり、とりこにして殺すこと、

天下有不順者、黃帝從而征之、
平者去之、披山通道、未嘗寧居、
東至于海、登丸山、及岱宗、西至于空桐、登雞頭、南至于江、登熊湘、北逐葷粥、合符釜山、而邑于

涿鹿之阿、遷徙往來無常處、以師兵爲營衛、官名皆以雲命、爲雲師、置左右大監、監于萬國、萬國和而鬼神山川封禪與爲多焉、獲寶鼎、迎日推筴、舉風后力牧、常先大鴻、以治民、順天地之紀、幽明之占、死生之說、存亡之難、時播百穀、艸木淳化、鳥獸蟲蛾、旁羅日月星辰、水波土石金玉、勞勩心力耳目、節用水火材物、有土德之瑞、故號黃帝、

【講義】 天下に順はざる者あれば、黃帝親ら征伐し、賊徒平ぎぬれば其軍を退け去りて民を安んず、又山林を開きて道路を通じなどして未だ一日も安居する

之野、遂禽殺蚩尤、而諸侯咸尊軒轅爲天子、代神農氏、是爲黃帝、

【講義】黃帝は少典國君の子なり、姓は公孫といひ、名は軒轅といふ、生れながらにして神の如き威靈を備へ、また幼弱にして言ふこと能はざる時に於て已にもの言ひ、幼年の頃より才智勝れてすばしこく、長じては物事に手あつくしてさとく、成人となりては耳さとく事理に明白にして既に聖域に達せり、軒轅の將に與らむとする時は神農氏八代の後裔榆罔の代にして、其の治世は漸く衰運に向へり、由つて諸侯は天子の命を奉ぜず、互に相侵し伐ちて百姓を苦めり、されど神農氏は之を征服すること能はざりき、是に於て軒轅は民の疾苦を救はむとて、先づ干戈を用ふることを演習して戰爭の準備を爲し、以て朝廷に貢獻せざる所の諸侯を征伐したり、諸侯は其の勢に畏れて皆來りて服従す、而るに此の時蚩尤といへる諸侯ありて最も暴虐を逞しくして歸服せざれども、

之を伐つこと能はざるなり、此の時に當りて炎帝の子孫は頻に諸侯を侵し平げて朝廷に歸順せしめむと欲すれども、諸侯は皆軒轅に歸順す、軒轅是に於て徳を修め兵を整へ、五行の氣を治め四時の節を和げて五穀をうるしめ、萬民を撫育し四方の民の安危を度り察て之を綏からしめたり、かくて天下己れに歸するを察し、乃ち熊・貔・貅・貙・虎などの猛獸に戰を教へ、此等を使役して炎帝の子孫と阪泉の野に戰ひ、三たび戰ひて遂に其の志を得たり、されど蚩尤は尙亂を爲して帝の命に従はざるなり、是に於て帝は軍師を諸侯より徵し集めて蚩尤と涿鹿の野に戰ひ、遂に之を擒にして殺したり、是に由りて諸侯は皆軒轅を尊びて天子と爲す、軒轅乃ち神農氏に代る、是を黃帝と爲す、

【字解】少典、諸侯の國號なり、人名に非ず、神靈、神の如く威靈あること、弱、幼弱の弱にして弱冠の弱に非ず、蓋し普通人のまだ言ふこと能はざる時を指す、徇齊、才智徧く廻りてすばやきことなり、敦敏、心あつくしてさときなり、神農氏世衰、神農氏の後裔の治世の衰へしことをいふ、即ち炎帝の時に非ずして其

三は攝提紀といひ四は合雒といひ五は連通紀といひ六は序命といひ七は循飛紀といひ八は回提といひ九は禪通紀といひ十は疏佗といふ、蓋し末紀の疏佗は恰も黃帝の時に當る、黃帝より司馬遷の史記已に詳記したれば、今は其れ以前の九紀の間の事を古書に據りて節録し、其の足らざる所を補紀せし所以なり、
【字解】 載籍、書籍なり、禪、山に登りて地を清め山川を祭ると、仲尼、孔子の字なり、悠逸、久遠なり、獲麟、春秋魯の哀公十四年に西の方に狩して麟を獲しと、此處にては其の年を指す、韓詩、前漢灌嬰の詩經の解の名、管子、春秋時代齊の桓公の臣管仲のと、此にては其著書をさす、夷吾、管仲の名、仲は字なり、昇而告、王位に昇りて天下に法令を發し告ぐ、春秋緯、識緯學者の手になる書物の名、漢代の作なるべし、

五帝本紀第一

○黃帝者、少典之子、姓公孫、名

曰軒轅、生而神靈、弱而能言、幼而徇齊、長而敦敏、成而聰明、軒轅之時、神農氏世衰、諸侯相侵伐、暴虐百姓、而神農氏弗能征、於是軒轅乃習用干戈、以征不享、諸侯咸來賓從、而蚩尤最爲暴、莫能伐、炎帝欲侵陵諸侯、諸侯咸歸軒轅、軒轅乃修德振兵、治五氣、藝五種、撫萬民、度四方、教熊羆貔貅猛虎、以與炎帝戰於阪泉之野、三戰然後得其志、蚩尤作亂、不用帝命、於是黃帝乃徵師諸侯、與蚩尤戰於涿鹿

二家、夷吾所識十有二焉、首有無懷氏、然則無懷之前、天皇已後、年紀悠邈、皇王何昇而告、但古書亡矣、不可備論、豈得謂無帝王耶、故春秋緯稱、自開闢至于獲麟、凡三百二十七萬六千歲、分爲十紀、凡世七萬六百世、一曰九頭紀、二曰五龍紀、三曰攝提紀、四曰合雒紀、五曰連通紀、六曰序命紀、七曰循飛紀、八曰回提紀、九曰禪通紀、十曰疏乞紀、蓋疏乞當黃帝時、制九紀之間、是以錄於此補紀之也、

【講義】 人皇氏より已後に五龍氏・燧人氏・大庭氏、栢皇氏・中央氏・卷須氏・栗陸氏・驪連氏・赫胥氏・尊盧氏・渾沌氏・昊英氏・有巢氏・朱襄氏・葛天氏・陰康氏・無懷氏等あり、蓋し是等は皆三皇より已來天下を有ちし者の號なり、されど圖書に是等の事蹟を記載しあらざれば、姓王年代及び都は何處なりしかは知るに由無き也、而して韓詩には古より太山に封じ梁甫に禪せし者一萬有餘家ありしと云ふと雖、仲尼は之を觀て盡く識ると能はざりきといへり、管子にも亦古より太山に封ぜし者七十二家ありしと云ふと雖、管子が識れる所の者は唯僅に十有二家のみにして首に無懷氏ありといへり、然れば則ち無懷氏の前と天皇氏已後との年代は久遠にして其の間の王者は誰々が王位に昇りて天下に令を告げたるものか、古書亡びぬれば備に論すべからざるなり、されど其の間全く帝王無くして經過したるものとも思はれざるなり、故に春秋緯には、開闢より春秋魯の哀公十四年に至る迄は、凡て三百二十七萬六千歳を經過し、此の間分れて十紀と爲り、世の代りしと七萬六千歳といへり、其の十紀とは一は九頭紀といひ二は五龍といひ

皇氏といへるありて、其の王となりしもの十二人あり、其の頃は開闢草創のとなれば、王者は無慾にして何の作爲する所無けれども、其の俗自ら王化に霑ツルひて太平に治まれり、此の王は開闢第一の王者なれば五行の首なる木徳の王なり、歳は甲寅の歳を以て紀元と爲す、兄弟十二人、各一萬八千歳づつ世を治めたりといふ、地皇氏は十一人なり、天皇氏に繼げるを以て火徳の王たり、兄弟十一人ありて熊耳龍門等の山に興れり、是亦各一萬八千歳づつにして代を譲れり、人皇氏は九人なり、雲に乗り又六羽の鳥に駕して谷口を出でて天下に王たりしなり、兄弟九人分れて九州に長と爲れり、此の時に至りて人文漸く開けて各城邑を立つるに至る、凡て一百五十世、合して四萬五千六百年を経たりといふ、

【字解】 開闢、天地の開け初めなり、圖緯、圖は河圖なり、緯は五行説を記したる書なり、春秋緯・三五曆等を指す、澹泊、無慾にしてさつぱりしたると、頭、人といふに同じ、攝提、大歳星が寅の方角に在る歳を攝提格といふ、故に攝提とは寅歳のことなり、而して此處にては上元太初の歳にして甲寅の歳なり、雲車、雲と

いふに同じ、之れに乗るより車の字を添へたるなり、六羽、六羽の鳥にて日中にある鳥ならん、故に日輪の意なるべし、九州、冀・兗・青・徐・揚・荆・豫・梁・雍是なり、

自_二人皇已後_一有五龍氏・燧人氏・大庭氏・栢皇氏・中央氏・卷須氏・栗陸氏・驪連氏・赫胥氏・尊盧氏・渾沌氏・昊英氏・有巢氏・朱襄氏・葛天氏・陰康氏・無懷氏・斯蓋三皇已來有_二天下_一者之號、但載籍不_レ紀、莫_レ知_二姓王年代所_レ都_一之處、而韓詩以爲、自_レ古封_二太山_一禪_二梁甫_一者、萬有餘家、仲尼觀之不能_二盡識_一、管子亦曰、古封_二太山_一七十

れり、周室の時に當りて甫侯と申伯とは竝に周王の賢相と爲り、齊と許とは相列りて諸侯と爲り、中國に霸權を振へり、蓋し聖人神農氏の德澤廣大なりしかば、其の後胤繁昌して此の如く後世に至るまで、それぞれ名高く顯れしなりと云ひ傳ふ、

【字解】有嬌氏、諸侯の國號なり、神龍、龍なり、其神變不可思議のはたらきあるより神龍と云ふ、斲、斫なり、耜、鋤なり、揉、木を屈むるなり、たむ也、耒、耜の柄なり、耨、鋤なり、蜡祭、十二月に萬の農作物を聚め田に報ゆる祭なり、夏に清祀といひ、殷に嘉平といひ、周に大蜡といひ、秦に臘といふ、始皇後に至り復嘉平と改む、赭、赤色なり、左氏、春秋左氏傳なり、禮、禮記なり、四岳、方伯なり、四人あるより四岳といふ、甫・申・齊・許は蓋し其後あり、祚胤、天子の子孫なり、

一説三皇謂天皇地皇人皇爲三皇、既是開闢之初、君臣之始、圖緯所載不可全弃、故兼序之、天地初立有天皇氏十二頭、澹

泊無所施爲、而俗自化、木德王、歲起攝提、兄弟十二人、立各一萬八千歲、地皇十一頭、火德王、姓十一人、興於熊耳龍門等山、亦各萬八千歲、人皇九頭、乘雲車、駕六羽、出谷口、兄弟九人、分長九州、各立城邑、凡一百五十五世、合四萬五千六百年、

【講義】一説に三皇とは前の伏羲女媧神農に非ずして天皇氏・地皇氏・人皇氏を謂つて三皇と爲すといふ、既に此の天地が開けたる上は其の頃よりして君臣の始まりは無くて叶はざる所なり、故に河圖及び緯書の如き神怪の事を記載したる書と雖、其の記事を悉く信すべからずとして之れを弃つべきものにあらざるべし、故に今茲に其の説を併記することとなしぬ、さて其の説によれば、天地開闢の初に當りて天

姜姓之後、竝爲諸侯、或分四岳、當周室甫侯、申伯爲王賢相、齊許列爲諸侯、霸於中國、蓋聖人、德澤廣大、故其祚胤繁昌久長云、

【講義】 炎帝神農氏は姜姓なり、母の名は女登といひ、有嬌氏の女なり、少典の妃と爲り神龍に感應して炎帝を生みたり、炎帝は首に肉角ありて牛首の如く常人に異なる相貌ありしといふ、姜水の上に生長しければ姓を姜といふ、此の王は火徳を以て天下に君臨したれば炎帝と號し、火を貴ぶ所より火を以て官の名に附けたり、此の時代の民は未だ耕作する術を知らざりしかば、帝自ら木を斫りて耜を爲り、木を揉めて耒を爲りて、鋤鎌を用ふることを發明し、始めて民に耕作を教へたり、故に神農氏といふ、是に由りて農作物を得て穀食を始めしかば、歳末に種々の農産物を聚めて田に報ゆるの祭を行ふことを教へたり、又

當時未だ疾病を療治する方法を知らざりしかば、帝自ら赤色の鞭を以て山野の草木を鞭ち、始めて百草を嘗め試みて各種の薬を製せしかば、始めて世に醫薬といふもの有るに至れり、又五弦の瑟を作り、又人人に日中に市を爲し、貨物の有無を交易し、夕方に至れば各其の家に退くことを教へたり、此の如く種々の事を發明したるが、皆萬民の喜びて便利とする所なりき、又遂に庖犧氏の八卦を重ねて六十四卦と爲したり、初は陳に都を定めしが、後に曲阜といふ地に徙りたり、王位に即きて百二十年にして崩御し、長沙に葬れり、さて神農氏は本烈山に起りしを以て左氏傳には烈山氏の子を柱を曰ふと稱せり、亦厲山氏ともいふ、禮記に厲山氏の天下を有てると云へるは、即ち此の神農氏のことを云へるなり、神農氏は奔水氏の女をめとれり、其の名を聽訖といふ、之を妃と爲し帝の哀を生む、哀は帝の克を生む、克は帝の楡罔を生む、凡て八代五百三十年にして黄帝軒轅氏興りて之に代れり、其後に州・甫・甘・許・戲・露・齊・紀・怡・向・申・呂等の國あり、是皆姜姓の子孫の治めし地にして是等は何れも諸侯と爲り、或は分れて四岳の官とな

して太皞(木)炎帝(火)黃帝(土)小昊(金)顓頊(水)帝
嚳(木)唐(火)虞(土)夏(金)商(水)の如きをいふ、相
克は木土水火金の順にして上なるもの下なるものに
打ち勝ちて王となるなり、即ち秦の水は周の火に克
ち、漢の土は秦の水に克ちしが、如きをいふ、金木輪
環、金木は五行の金木なり、單に金木といへば他の火
土水を含めり、五行の運行は車輪玉環の如く周り廻
りて復本の所に來るをいふ、頻、重ねての意なり、智
刑、智謀刑戮なり、五色、青・赤・黃・白・黑なり、舊物、
まだ天柱折け地維缺けざる以前の狀態をいふ、

○炎帝神農氏、姜姓、母曰女登、
有嬌氏之女、爲少典妃、感神龍
而生、炎帝、人身牛首、長於姜水、
因以爲姓、火德王、故曰炎帝、以
火名官、斲木爲耜、揉木爲耒、耒
耨之用、以教萬人、始教耕、故號

神農氏、於是作蜡祭、以楮鞭、
草木、始嘗百草、始有醫藥、又作
五弦之瑟、教人日中爲市、交易
而退、各得其所、遂重八卦爲六
十四卦、初都陳、後居曲阜、立一
百二十年、崩、葬長沙、神農本起
烈山、故左氏稱烈山氏之子曰
柱、亦曰厲山氏、禮曰厲山氏之
有天下是也、神農納奔水氏之
女、曰聽訖、爲妃、生帝哀、哀生帝
克、克生帝榆罔、凡八代、五百三
十年、而軒轅氏興焉、其後有州
甫、甘、許、戲、露、齊、紀、怡、向、申、呂、皆

【講義】 女媧氏も亦庖犧氏と同じく風姓にして蛇身人首なり、神聖の徳ありしかば庖犧氏に代りて天下に王たり、號して女希氏といふ、此の王は制度を革め造ることをなさず、多くは前代の政を踏襲したり、其の創作に係るものは唯笙簧を作りしのみなり、故に易の繫辭に古の列聖の功を擧げたる中に女媧氏のみは載せざるなり、又此の王は五行の運行を承けずして王たりしを以て其の徳を五行に配せざるなり、一説に女媧氏も亦木徳を以て天下に王となれりとあり、蓋し考ふるに庖犧氏の後已に五六代を経過して五行の金木等相運り周りて復初めの木に還りしならむ、而して特に此の女媧氏を擧げたるは其の功績高大にして三皇に充當するを以てなり、故に庖犧氏の木徳に繼ぐに復木徳を以て王たりしなり、さて其の功績の高大なりといふは天地の破壊せるを舊體に復歸せしめしことなり、それは女媧氏の末年に當りて諸侯に共工氏といへる者あり、智謀刑戮に任じ強力を以て諸侯の旗頭となりたれども未だ王たること能はざりしなり、されどかゝる勢權ある諸侯なれば、將に天下を覆さんとして先づ大洪水を起して山上の

木にまでも達せしめたり、是に於て火の神といはるる祝融は之を鎮定せんとて共工氏を討伐したり、共工氏は戦利あらず、大いに怒りて此度は頭を不周山に觸れしかば、不周山は忽に崩壞したり、此の不周山は天を支ふる柱なるに、之が折れたれば從つて地を維持せる綱も亦缺けて、天地は傾き全く晦冥暗黒となりぬ、是の時に當り女媧氏は五色の石を鍊りて天柱の折けたるを補ひ、鼇の足を斷ちて地の四方の綱を立て、蘆灰を聚めて大洪水を止め、以て冀州の災害を濟ひたり、是に於て地は平かとなり、天は全く蓋の如く圓く成りて舊物を改めず、天下太平となりたり、女媧氏没して神農氏作れり、

【字解】 革造、改め作ること、笙簧、笙は樂器の名なり、瓢を匏と爲し、其の中に大は十九本、小は十三本の管を環に立て竝ぶ、管毎に簧ありて律を異にす、匏に孔ありて吹けば簧を鼓動して音を發するなり、シヤウ、シヤウノフエ、簧は紙の如き薄き金葉なり、吹く毎に鼓動して音を發す、シタ、五運、五行の運行なり、帝世相承くるを五行の運行に配せり、之に二説あり、即ち相生と相克となり、相生は木火土金水の順に

小繩を結びて記憶に便せしことをいふ、佃漁、佃は鳥獸を狩ることなり、かりなり。漁は魚鼈を捕ふることなり、すなどりなり、儼皮、儼は對なり、儼皮は二枚の皮なり、瑞、目出度き兆なり、木徳王、五行説によるに萬物の生育するは木火土金水の五行の運行するに依るなり、而して太古の王者の交るゝ代を繼ぐは猶五行の氣の交代するが如し、由つて王者の徳を五行に配して第一に木徳、第二に火徳、第三に土徳と、次第に相繼續するものとなせりと、故に庖犧氏は三皇の第一位たるを以て其の徳を木に配したるなり、注、春令、注は記すなり、春令は春時に行ふべき政令なり、易、周易なり、震、易の卦名なり、方位にて東に當る、月令、禮記の篇名なり、孟春、春三箇月の初の月、卦、高山に登り土を高く盛りて壇を爲り天を祀ることとなり、庖犧氏の太山に封ぜしより後世の帝王多くは此處に封せり、

○女媧氏、亦風姓、蛇身人首、有神聖之徳、代必犧立、號曰女希

氏、無革造、惟作笙簧、故易不載、不承五運、一曰、女媧亦木徳王、蓋必犧之後、已經數世、金木輪環周而復始、特舉女媧以其功高而克三皇、故頻木王也、當其末年也、諸侯有共工氏、任智刑以強霸、而不王、以水乘木、乃與祝融戰、不勝而怒、乃頭觸不周山、崩、天柱折、地維缺、女媧乃鍊五色石以補天、斷鼈足以立四極、聚蘆灰以止洎水、以濟冀州、於是地平天成、不改舊物、女媧氏沒、神農氏作、

の種々のあやもやうと地の方位高低等を觀察し、近くは象を人の身に取り、遠くは萬物に取り、此の如く天地人の三才を觀察して始めて八卦を畫して能く神明の徳に感通し、能く萬物の情に適合して治めたり、又文書契約の制を作りて結繩の政に代へ以て民に便益を與へたり、又始めて嫁入り嫁取りの儀を定め、一對の皮を互に取換ふるを以て結婚の禮と爲したり、又鳥獸魚鼈を捕獲する網罟を作りて、民に狩獵漁業を教へて肉食せしめたり、かゝる聖智の君なれば庶民皆之に歸服す、故に宓(伏)犧氏といひしなり、又犧牲を養ひて之を庖廚にて料理し天神地祇及び祖先の靈に供へ祭るとを教へたれば又一に庖犧氏ともいへり、此の代に當り龍馬の圖を負ひて河水より出でたる吉瑞ありしを以て、龍を此上無き目出度きものとして官名に悉く龍の字を附けたり、されば又號して龍師といへり、又三十五弦の瑟を作れり、さて庖犧は五行の第一なる木徳の王にて春の時に行ふべき政令の次第を記せり、故に易の繫辭傳には帝・震に出づといへり、蓋し震は方位にて東に當り、五行にて木に當る、故に此の皇のことをいへるなり、又禮記の月

令篇には孟春其の神は太皞といへり、亦此の皇のことをいへるなり、都を陳に奠む、東の方太山に登りて天神を祀り以て範を後世の帝王に垂る、王と爲り十有一年にして崩す、其の子孫春秋の時に任宿・須句・顓臾等あり、皆風姓の後胤なり、

【字解】 皇、天なり、君なり、大なり、美なり、光なり、

弘なり、畢竟治世の君の徳澤の弘大無邊なる猶天の神の如しといふことなり、即ち至極至大の尊號なり、太皞、皞は明なり、一に昊に作る、庖犧氏は木徳の王たるを以て其の位は東方に在りて日の大明に象れり、故にいふ、繼天、天位を繼ぐなり、大人、神人なり、象、天象なり、日月星辰の屬なり、法、地形なり、山川高卑の類なり、文、外表に見れたる形象模様なり、あやなり、地之宜、宜は義なり、地の義とは土地の形勢をいふ、即ち山川丘陵池澤等なり、八卦、乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤是なり、類萬物之情、類は同じなり、萬物の情意に適合して治むるをいふ、書契、書は文字なり、契は約束なり、木を刻み其側に文字を書して事を約束するをいふ、結繩之政、太古未だ文字あらざりし時の政をいふ、即ち大事には大繩を結び小事には

三皇本紀

此の紀は上古荒遼の世の事なれば往々神話的の
記事ありて常識を以て判断すること能はず、今
は唯本文の文面のみに據り、敢て牽強の説を採
らざるべし、

○太皞庖犧氏、風姓、代燧人氏
繼天而王、母曰華胥、履大人迹
於雷澤而生、庖犧於成紀、蛇身
人首、有聖德、仰則觀象於天、俯
則觀法於地、旁觀鳥獸之文、與
地之宜、近取諸身、遠取諸物、始
畫八卦、以通神明之德、以類萬
物之情、造書契、以代結繩之政、
於是始制嫁娶、以儷皮爲禮、結

網罟、以教佃漁、故曰宓犧氏、養
犧牲、以庖廚、故曰庖犧、有龍瑞
以龍紀官、號曰龍師、作三十五
弦之瑟、木德王、注春令、故易稱
帝出乎震、月令孟春其帝太皞
是也、都於陳、東封太山、立一十
一年崩、其後裔當春秋時、有任
宿、須句、顓臾、皆風姓之胤也、

【講義】太皞庖犧氏は風姓なり、先代燧人氏に代り
天位を繼ぎて王となれり、母の名を華胥といふ、華胥
嘗て雷澤に往きて神人の迹を履み、之に感應して妊
娠し、遂に庖犧を成紀といふ處に生みたり、庖犧の容
貌は常人と異りて頭部は人なれども體軀は蛇の如く
なりしといふ、成長して聖人の德ありて創制の才に
富む、即ち天を仰ぎ視ては日月星辰の現象を觀察し、
地を俯し視ては山川高卑の形勢を觀察し、徧く鳥獸

纂釋史記讀本百三十卷

同

安藤定格

標註史記讀本百三十卷

同

廣部鳥道

此の外衛颯の史要、劉知幾の史通、蘇轍の古史贊、呂

祖謙の十七史詳節、倪思の史漢異同、王鳴盛の十七史商榷、錢大昕の二十二史考異、趙翼の二十二史劄記等の中には別に史記の部ありて各、有益なる評論あり、

史記考五卷

明

陳仁錫

史記百三十卷(標評)

同

同

史記評林百三十卷

同

凌雅
李光耀增補

史記測義百三十卷

同

陳子龍

史記彙評百三十卷

同

葛鼎

史記輯評二十四卷

同

鄧以讚

史記論文百三十卷

清

吳齊賢

史記補正一卷

同

方苞

史記註補正一卷

同

程峯

讀史記十表十卷

同

汪克范增補
徐克范增補

史記疑問一卷

同

邵泰衢

史記菁華錄六卷

同

芋田民

史記蠡測一卷

同

林伯桐

讀史記筭記一卷

同

潘永季

史記毛本正誤一卷

同

丁儉鄉

史記三書正譌三卷

同

王元啓

史記三書釋疑三卷

同

錢塘

補史記註百三十卷

同

錢坫

史記天官書考證十卷

同

孫星衍

史記志疑三十六卷

同

梁玉繩

校刊史記集解索隱正義札記五卷

同

張文虎

史記抄十九卷

日本

釋瑞仙

史記雋十卷

同

岡伯駒

史記律六卷

同

清田絢

史記文訣二卷

同

菊地武矩

史記解

同

戶崎允明

史記助字法二卷

同

皆川愿

史記辯誤五卷

同

恩田維周

史記補正五卷

同

同

史記雕題二十三卷

同

中井積德

史記律曆補正一卷

同

松永德永

史記碑解

同

塚田虎

史記文評十五卷

同

齋藤象

史記糾謬稿一卷

同

古賀煜

史記助語衡七卷

同

佐和鼎

史記辯解一卷

同

香川蓋臣

史記攷文一卷

同

岡本保孝

史記傳本考一卷

同

同

史記列傳啓蒙十卷

同

太田秀敬

もの相ついで出づるも、これによらざるものなし、

註解參考書類

史記の註解は宋(六朝)の徐廣の音義ハイン裴駙の集解を以て初とし、歴代之を試みるもの多く數十家あり、左に年代順に排列す、

史記音義十二卷	宋(六朝)	徐廣
史記集解八十卷	同	裴駙
史記音三卷	梁	鄒誕生
史記註百三十卷	唐	王元感
同	同	許子儒
史記音義三十卷	同	劉伯莊
史記地名二十卷	同	李鎮
同	同	徐堅
同	同	陳伯宣
同	同	李鎮
史記義林二十卷	同	同
史記新論五卷	同	強蒙
太史公史記問一卷	同	無名氏
史記索隱三十卷	同	司馬貞

史記正義百三十卷	同	張守節
史記名臣疏三十四卷	同	竇羣
史記纂訓百二十卷	同	裴安時
史記正傳九卷	宋	張瑩
史記註百卷	金	蕭貢
史記題評百三十卷	明	楊慎
史記考要	同	柯維騏
史記選要	同	唐順之
監本史記	同	余有丁
史記評抄	同	王鏊
同	同	陳沂
同	同	何孟春
同	同	王韋
同	同	茅瓚
同	同	董份
同	同	凌約言
同	同	王維楨
同	同	茅坤
同	同	張之象
同	同	王慎中

なり、
 史記の我國に傳來せるは、シモツキ下道眞備が之れを大學に講ぜるより見るも其古くより既に渡來せるを知るべし、王朝時代は唐の影響をうけて漢書と共に之れを尊びて士大夫の必修書たりき、足利時代に至り僧徒之れを喜ぶもの多く、瑞仙は講解をつくれり、徳川時代に至りては學者之れを尊び註解又は文評をつくるもの數十家、就中皆川淇園、恩田仲任、中井履軒、岡伯駒、頼山陽等最も名あり、

次に史記の刊行につきて略叙せん、史記の刊行は宋の太宗の淳化年間の刊本を以て最初となすことは前にのべたり、其の本文のみなりしか又註本なりしか詳ならず、神宗の元豊年中の刊本は裴駰（イイ）の集解、司馬貞の索隱、張守節の正義を各本文下に按排して合刻せり、其の後明代に至るまで刊行絶えず、或は以上の三註を合刻するものあり、或は別々に刊行するものありて其の種類數十種の多きに至れり、其の順序も亦異同あり、明の凌稚隆・李光縉の評林本は宋本（元豊本の覆刻本）を祖とし史公自序傳の順序により、司馬貞の三皇本紀を卷首に補入し定本とせるより、

學者多く之れによるに至れり、而して前述以外其刊本の重なるものをあぐれば宋に在りては元祐、紹興、乾道、淳熙、蜀等の諸刊本あり、元（シ）に在りては至元、中統等の諸刊本あり、明に在りては葛氏、陳明卿、陳以子、馮應榴、鍾人傑、萬卷樓、汲古閣、正徳、南監、北監、汪諒等の諸刊本あり、清に在りては武英殿、江寧、蘇州、揚州、杭州、武昌、掃葉山房等の諸刊本あり、我國の刊行は二種あり、左に表示す、

宋元豊刊本——元至元彭寅翁刊本——朝鮮本（朝鮮にて覆刻せしもの）——活字板——嵯峨本

活字板とは活字にて印行せるよりいふ、吉田素庵（元和九年歿）の刊する所なり、世に之れを嵯峨本といふ、我國史記刊行の嚆矢なり、

宋本（何板なるか詳ならず多分元豊本の覆刻ならん）——評林本——八尾板
汪本（明汪諒の刊本蓋宋本）——紅屋板

八尾板は寛永十三年京都三條の八尾助左衛門の刊行せしもの、紅屋板は寛文十三年京都の紅屋といへるもの、刊行せるものなり、

以上我國に翻刻せし活字板、八尾板、紅屋板三種の中、八尾板最も盛に行はる、是より後史記を刊行する

明の茅坤曰く、

屈宋以來、渾々噩々、長川大谷の如く、之れを探れども窮らず、之れを攪れども竭きず、百家を蘊藉し萬代を包括する者は、司馬子長の文なり、

又曰く、

太史公の記、其の二三千言の文を讀めば、堪輿の家千里來龍到頭只一穴を求むるが如く、其の小論或は斷言隻簡の文を讀めば、蜉蝣蟻蝶の生種も形神備はらざる所なきが如し、前段を讀めば便ち後段按を結ぶの處を識る可く、後段を讀めば便ち前段按を起すの處を追ふ可し、中に於て一句一字を損益せんと欲するの處は、便ち疋練中に於て一縷を抽くが如し、自ら手を下し難し、此れ皆太史公のみ獨り其の至を得る所にして後人の及ぶ所に非ざるなり、風調の道逸、摹寫の玲瓏、神髓の融液、情事の悲憤なるは、則ち又千年以來絶えて無きものなり、

明の王世貞曰く、

太史公は文に聖なるものか、其の文數端あり、帝王紀は己を以て尙書を釋く者なり、其の文衍にして

虚なり、春秋諸世家は己を以て諸史を損益せる者なり、其の文暢にして雜なり、儀・秦・鞅・晁・諸傳は己を以て戰國を損益せる者なり、其の文雄にして肆なり、劉項紀信越傳は聞く所を志すなり、其の文宏にして壯なり、河渠・平準・諸書は見る所を志すなり、其の文核にして詳に婉にして諷多し、刺客・游俠・貨殖・諸傳は寄する所を發するなり、其の文精嚴にして工篤く磊落にして感慨多し、

以上諸家の評誠に其の肯綮を得たり、宋の蘇轍、遷の文章は其の優越なる志氣の發露なるを以て此の絶調を得たるを説きて、

太史公天下を行りて周く四海の名山大川を覽、燕趙間の豪俊と交游せり、故に其の文疎蕩にして頗る奇氣あり、これ豈嘗て筆を執りて此の如きの文を爲ることを學ばんや、其の氣其の中に充ちて其の貌に溢れ其の言に動き其の文に見れて自ら知らざるなり、

といへるは、誠に能く其の心を知るものといふべし、史記の文は此の如し、故に歴代の史家は皆其の叙次文法を學びて史を作れり、又唐の韓愈・柳宗元・二文宗

の四長をあげて曰く、

隠にして彰に、直にして寛に、簡にして明に、微にして切なり(中略)、噫、隠にして彰なれば則ち善を爲すの利を得るを樂しみ、直にして寛なれば則ち後人過を悔ゆるの漸あり、簡にして明なれば則ち人君中國禮義の貴きを知り、微にして切なれば則ち人君強臣專制の患たるを知る、力を用ふること寡くして功を成すこと博し、其の能く春秋の繼を爲して後の史をして及ぶなからしむるは是れを以てなるか、

宋の呂祖謙又曰く

太史公の書法は豈拘儒曲士の能く其の説に通ずる所ならんや、其の指意の深遠なる、寄輿の悠長なる、微にして顯に、絶えて續ぎ、正にして變なり、文此に見れて而して意を起す彼に在り、魚龍の變化得て蹤跡すべからざるあるがごとし、是の書を讀むものは參考互觀して以て其の大指の歸する所を究めざる可けんや、

と、能く史記を讀むものといふべきなり、

文學上の價值

次に史記の文學上に於ける價值を見ん、史記の文章は古今獨歩と稱せらる、其の筆力の勁健にして摹寫の神に入ること支那數千年また之れあるなし、宋の馬才子曰く、

子長の文、其の奔放にして浩漫なるは、狂瀾警波陰風怒逆し號走して横擊するが如し、停蓄にして淵深なるは、煙波千里太虚を含混し萬壑を呼吸して介量を見ざるが如し、妍媚にして蔚紆ウツクなるは、靡曼綽約として春粧の濃きが如く、秋飾の薄きが如し、感憤にして傷激なるは、貞女の恨を呑み忠臣の血に泣くが如し、雄勇にして猛健なるは、龍跳虎躍、千軍萬馬の馳驅するが如し、斬絶峻拔なるは、斷崖絶壁の攀躋すべからざるが如し、曲重溫雅なるは、正人君子の容貌の如し、凡そ天地の間、萬物の變、驚く可く愕く可く以て心を娛ましめ人をして憂へしめ人をして悲しましむるもの盡くとりて文章と爲す、是れを以て變化出沒、萬象の四時に供はりて窮りなきが如し、

廬山、巴蜀、邛、笮、昆明、(以上四川省)

涿鹿、(直隸省)

九江、汝、泗、(以上安徽省)

會稽、(浙江省)

姑蘇、彭城、(以上江蘇省)

齊、魯、泰山、琅邪、勃海、鄒嶧、鄒薛、(以上山東省)

九疑、沅湘、(以上湖南省)

楚、(湖北省)

朔方、(蒙古)

黃海、揚子江、淮水の流域、

萬里長城、

これによりて之れをみれば司馬遷は殆ど支那全國より蒙古の一部を一周せしものなり、獨力を以て不充分なる史籍により苦辛して資料を收拾し公平なる態度を以て取捨して正確の史實(所々に誤謬あるは未定稿の爲なれば深く告むべからず)を傳へたる功績は實に偉とすべし、史記以後の正史は多くは官撰になり、而も之れに及ぶ能はず、其の正史の冠冕たる亦此にあるなり、

三、論斷の公平

後漢の班固其の著漢書に於て

司馬遷を論じて曰く、

遷は其の是非すること頗る聖人に繆モトれり、大道を論ずれば則ち黃老を先にして六經を後にし、游侠を序すれば則ち處士を退けて姦雄を進め、貨殖を述ぶれば即ち勢利を崇タトんで賤貧を羞づ、これ其の蔽はるところなり、

と、何ぞ其の言の淺薄なるや、固はもと儒教的見地より史なるものを解釋し且つ自ら其の業を伸ばさんと欲して故らに其の瑜瑕をあげ之れを譏るのみ、史なるものは此の如き狹隘なるものに非ず、遷の識見の卓絶にして眼光の燃犀なる、早く史なるもの、如何なるものなるかを知る、故に筆を黃帝に起して其の以前は之れを傳へず、項羽を本紀に列し、孔子を世家に加へ、子貢を以て孔子輔佐の主腦となすが如き、其の識見卓拔公平にして、少しも成敗を以て事を論ぜず、心を虚しくして洽アヘネく材料をとり、其の信すべきによりて直書し、以て一部の史記をなせり、故に遷は黃老の學に通じ刑名の學を習ひ儒墨の學に深し、されば後世の史家が儒教的見地より史をみて自ら其の範圍を狭くするが如きことなし、是れ史記の價值ある所にして正史の冠冕たる所以なり、宋の蘇老泉、史記

赤の三子之が傳を作れり、左氏傳・公羊傳・穀梁傳是なり、其の中公羊穀梁二傳は義理を説くを主とするを以て史書の價值なし、左氏傳は之れと異なり事實の叙述を主としたれば史書として充分の價值あり、左丘明また一書を著して其の闕を補ふ、國語是れなり、是れより楚の樛杓晉の乘は亡びて存せず、春秋と共に左氏傳・國語のみ獨り著はれたり、此の後黃帝以後春秋の時に至るまでの帝王公侯卿大夫の祖先の出づる所を録したるもの世本あり（作者不明）、戰國の初より秦の始皇天下を統一するに至る迄の事を記したるもの戰國策あり（作者不明）、漢の天下を一統するや、太中大夫陸賈時功を録して楚漢春秋を作れり、此れ三皇以後漢初に至る迄の歴史の略沿革なり、而して此の間になれる史書は一時代又は一部分の事を記したるものなれば、時代史・部分史として見るべきのみ、總史としては此の價值なきものなり、司馬遷の史記は此の闕陥を満さんが爲に著されたるものにして、支那に於ける總史の嚆矢たり、其の記する所は太古の黃帝より今代（司馬遷の時代）に及び、帝王諸侯より英雄偉人一技に秀出せる士に至るまで

網羅し傳へて殘す所なく、禮樂刑政貨殖の沿革亦記して漏さず、後の正史をつくるもの皆之れに倣ひて而も其の上に出づる能はず、故に史記は正史の嚆矢にして亦正史の冠冕なり、

二、史實の正確　漢は秦火の後をうけたれば載

籍甚乏しく、惠帝挾書の律を除くと雖未だ集らず、武帝に至り五經博士を置き盛に天下の遺記を集めしも亦未だ悉く世に出でず、されば司馬遷が史記を編纂するにも甚困難を極めしものなり、後漢の班固、遷の著作の資料を擧げて左氏傳・國語・世本・戰國策・楚漢春秋の數種に過ぎずとせり、こは其の主要なるものをあげしものにて、此の外六經論孟を始めとし先秦漢初の諸子雜記などは悉く參考したるものなり、又太史令たりしかば朝廷の祕密文書よりも幾多の材料を得たるは明なり、又好んで平日四方に遊び逸事傳聞の資料に資すべきものを收拾したり、今五帝本紀・河渠書・齊世家・蒙恬列傳・自序傳等によりて其の遊歴せる地名をあぐれば左の如し、

空洞、泃、（以上甘肅省）

龍門、梁、（以上山西省）

照)より成る、

一、本紀 帝王の事跡を編年體に叙述したるもの

なり、此れ以前に禹本紀・尚書世紀の書あり、之れに本づきて作りたるものなり、

二、表 史上の事跡を一目の上に瞭然たらしむるもの即ち年表なり、此れより以前に周室の譜牒あり、之れに本づきて作りたるものなり、

三、書 禮樂刑政天文貨殖の沿革史なり、之れは遷の創作にして歷代の史之れによりて志をつくれり、

四、世家 諸侯王の事跡を編年體に叙述したるものなり、此より先き既に世家の一體あり、諸侯の事を記す、之れに本づきて作りたるものなり、

五、列傳 英雄豪傑學者文人忠臣義士循吏姦人より一技一藝に秀でたるもの、一代記なり、之れは遷の創作なり、

此の體裁は紀傳體と稱し歷代の史皆之れによる、史記が正史の祖と稱せらるゝは主として之れによる、

史學上の價值

史記の史學上に於ける價值は之れを正史の祖、史實の正確、論斷の公平の三項に分ちて叙述す、

一、正史の祖 正史とは紀傳體の史にして司馬

遷の創作にかゝる、之れを叙ぶるにあたりては少しく史記以前の歴史の沿革につきて説かざるべからず、抑も支那にて歴史の最も古きものは三墳五典なり、三墳は三皇の書にて五典は五帝の書なり、これは春秋時代までは存せしものにて、左傳に楚の左史倚相といふ人よく三墳五典を讀むと見えたり、今はともて亡びて傳はらざれども書經の堯典・舜典は實に其の一部なりといふ、此れより後三代に至りては各、史官ありて左史は言を記し右史は事を記すことを掌り、春秋以後は諸侯の國亦史官あり、孟子にいふ所の楚の檮杌ケウコン、晉の乘、魯の春秋は皆其の國の史官の手になれる史なり、孔子魯の史記によりて春秋を著し褒貶の意を寓して世人を匡戒す、是れ蓋し現存する最古の史乘なり、されど語の簡約なるため其の意と事實とを得るに苦しむを以て、左丘明・公羊高・穀梁

財に臨んで廉なり、取與義に従ひ分別讓るあり、恭儉にして能く人に下り、常に奮つて身を顧みず、以て國家の急に徇せんことを思へり、其は素蓄積する所あればなり、僕以爲らく國士の風ありと、以て其の推服することの深きを知るべし、是に至り其の罪に陥るを聞き、書を上りて之れを救解す、帝大に怒り捕へて獄に下せり、遷獄に下るも家貧にして貨賂以て自ら贖ふに足らず、交友救ふ者なく左右親近亦爲に一言せず、遂に腐刑にかゝれり、乃ち喟然として歎じて曰く、此れ余の罪なるか、身毀れて用ひられずと、退きて深く惟ひて曰く、夫れ詩書の隱約なるは其志を遂げんと欲するなり、昔し西伯は萋里イカリに拘はれて周易を演べ、孔子は陳蔡に厄せられて春秋を作り、屈原は放逐せられて離騷を著し、左丘は明を失ひて國語あり、孫子は脚を腫キられて兵法を論じ、呂不韋は蜀に遷されて呂覽を傳へ、韓非は秦に囚はれて說難・孤憤あり、詩三百篇大抵聖賢憤を發するの作なり、これ人皆意鬱結する所あり、其道を通ずるを得ず、故に往事を述べて來者を思ふなりと、是に於て上は黃帝より下は武帝に至る迄、天下の遺文故事殆ど之れを網羅

して叙次す、史記是なり、

是れより先き遷は刑せられて後、中書令となり、尊寵せられたり、其の年月は詳ならざれども、征和二年（五七〇）友なる益州の刺史任安が遷に書を與へて古賢臣の義を述べて其の任官の非を責めしに答へたる文によれば、其の時は既に史記は脱稿し居りたるなり、これより見れば再任は征和一・二年の頃にして史記の脱稿も亦再任前なるべく、從つて再任も亦史記脱稿の賜ならざるかを推知せらるゝなり、

征和三年（五七二）以後は中書令として官務をつくすの暇、史記の添削修正に従事せしならんも其の詳得て知る能はず、從つて其の歿年も孝昭帝（孝武帝の子）の時なることは推知し得らるゝも、其の何年なりしかは得て知る能はず、たゞ現存せる史記の誤謬あるより見れば削正を全うせずして未定稿のまゝに歿したることを知り得べきのみ、

體裁

史記は黃帝より漢の孝武皇帝までの史にして、十二本紀・十表・八書・三十世家・七十列傳（以上目次參

略して歸れり、

遷の祖は世々周の太史なり、父を談といふ、天官を唐都に學び、易を楊何に受け、道論を黃子に習ひ、孝武帝に仕へて太史公となる、太史公は位丞相の上にありて天下の文書は先づ太史公に上り其の副書を丞相に上り最も貴重の官なりき、故に太史公の所には天下の遺文故事畢く備はらざるなし、談は著史の志ありて未だ果さず、將に死せんとするとき遷の手を取り泣きて曰く、余が先は周室の太史なり、上古より曾て功名を虞夏の世に著はし天官の事を掌りしも、後世に至り衰微せり、夫れ孔子舊を修め廢を起し詩書を論じ春秋を作る、學者今に至るまで之に則れり、獲麟以來四百餘年而して諸侯相兼ね史記放絶す、今漢興りて海内一統す、其の間明主賢君忠臣義士あり、余太史となりて論載せずんば、これ天下の史文を廢するなり、余甚之れを懼る、汝其れ之れを念へや、余死せば汝必ず太史とならん、太史とならば吾論著せんと欲する所を忘るゝ勿れ、且つ夫れ孝は親に事ふるに始まり、君に事ふるに中し、身を立つるに終る、名を後世に揚げ以て父母を顯はすは孝の大なるものなり

と、遷首を俯し涕を流して曰く、小子不敏なれども請ふ悉く先人次し給ふ所の舊聞を論じて敢て闕かずと、談元封元年(五五〇)を以て卒す、後三歳にして遷太史公となれり、是に於て石室、金匱(共は皇室の藏書の所)の書を抽讀し、孔子の意を稽へ、詩書の源を會し、左氏傳・國語・戰國策・世本・楚漢春秋等によりて、接するに後事を以てし、大に其の文を論次す、後十年(天漢三年即ち五六四)にして偶、李陵の事に坐し縲紲(ネ)に幽せらる、初め武帝の匈奴を撃つや、李陵をして大將軍李廣利に従ひ往きて之れを征せしむ、匈奴兵八萬を以て急に陵の軍を圍む、陵の軍僅に五千人、以て當るに足らず、兵つき矢きはまり士卒死するもの過半、而して匈奴を殺すとも亦萬餘人に及べり、陵援兵を請へども朝廷許さず、陵且戰ひ且退き連戰八日還りて未だ居延の地に至らず、匈奴急に其の路を絶ち追撃して陵を招降す、陵食乏しく救兵到らず、面目の以て陛下に報ゆるなきを以て遂に出でて降れり、帝大に怒り其の籍を削り妻孥を收捕せり、遷も陵と俱に郎中たり、深く其の人と爲りに服す、曰く、陵は自ら守るの奇士にして、親に事へて孝、士に交はるに信あり、

史記國字解第一卷

湖村 桂 五十郎 講述

史記解題

名 義

史記はもと太史公書といふ、故に自序傳に、

凡そ百三十篇、五十二萬六千五百字、太史公書と爲す、

とあり、古人の著書は多くは其の姓又は官を以て名づくる例なり、此の書の作者司馬遷は太史公の官なりしかば之れをとりて其の著書に命ぜしなり、漢書後漢書ともに太史公書といひ史記といはず、其の史記といひしは蓋し三國に始まる、三國志魏志王肅傳、始めて史記と稱せり、故に隋書經籍志以後の書目には皆史記と著録せり、
史記の意義に就ては唐の張守節の言之れをつくせり、曰く、

古は帝王、右史ありて言(帝王の言)を記し、左史ありて事(帝王の行事)を記す、言を尙書と爲し、事を春秋と爲す、太史公之れを兼ね、故に名づけて史記と曰ふ、(史記正義卷首)

即ち史記とは右史左史——史官の記録の義なり、太史公書は史官の記録を集大成せるものなるより、此く命名したるものならん、

史記は又略して史といふ、此れも亦三國に始まる、三國志蜀志張裔傳に「博く史漢に渉る」といへるを見て知るべし、

作 者

史記は前漢の司馬遷の著なり、遷字は子長、孝景帝中元五年(紀元五一六)を以て龍門(山西省河東道絳縣)に生まる、年十歳にして能く古文を誦す、孝武帝の元朔三年(五三五)二十歳にして天下を周遊し郎中に拜せらる、使を奉じて巴蜀の地を征し邛笮昆明の地を

孝文本紀第十……………五三三
孝景本紀第十一……………五七三
孝武本紀第十二……………五六四

(目錄終)

史記國字解第一卷 目錄

史記解題	一
名義	一
作者	一
體裁	三
史學上の價值	四
文學上の價值	七
傳來	九
註解參考書類	二
三皇本紀	一五
太皞庖犧氏	一五
女媧氏	一七
炎帝神農氏	一九
五帝本義第一	二四

黃帝	二四
帝顓頊	二九
帝嚳	三〇
帝堯	三三
帝舜	四五
夏本紀第二	六二
殷本紀第三	九五
周本紀第四	一一九
秦本紀第五	一九二
秦始皇本紀第六	二五四
項羽本紀第七	三五六
高祖本紀第八	四三九
呂后本紀第九	五〇四

せるは當出版部の竊に自ら誇とする所なり。

大正八年五月

早稻田大學出版部

ず。是れ當出版部の巨資を投じ多年を費して古來何人も企圖せざりし史記國字解を大成せる所以なり。講述者は漢文界に令名嘖嘖たる四教授にして其分擔左の如し。

十二本紀、十表、八書

本大學教授

桂湖村

三十世家

同

菊池晚香

七十列傳上

同

松平康國

七十列傳下

同

牧野藻洲

史記の八書は制度・法律・風俗・音樂の沿革より治水史・經濟史・古代の曆制・天文學等を網羅せる者なれば、古代の社會・古代の文化を詳にすべき貴重の記述たるに拘らず、其極て難解なるが爲に、之を讀むもの甚だ稀なり。世家の如きは、讀んで甚だ興味あるものなれども、未だ一の和解書を見ず。故に今日に必要なる部分は却て閑却せられたる觀なきに非ず。此時に當りて史記全部の和解を完成

天才にして、史を論ずるの體制に於ても文章に於ても皆その創意に出で、前に古人なく今も尙ほ之を軼するものなきことを。此書の永久に文學界の珍寶とせらるゝもの決して偶然に非ず。史記の眞價は上述の如し。故を以て學校に於ても、個人に於ても、漢文を修むるには必ず此書を選ぶを例とし、古來殆ど冷熱あることなし。然るに史記の本文には錯簡・衍字・脫字・誤字の散點せるものあるを以て、群籍を参照し幾多の考證を経て之を校訂するに非ざれば、文義の通ぜざるもの尠からざるに拘らず、史記註釋書の完璧大成を以て稱せらるゝ史記評林すらも殆ど之を顧みず、誤脫本に基きて牽強附會の註釋を施したり、況んや其他の註釋書をや、又況んや坊間發行の和解説をや。されば史記は、嘗に全部に互れる和解説なきのみならず、其一部を和解説せる書も孟浪杜撰ならざるなし。故を以て讀書界の完全なる和解説を望むや一朝一夕に非

良の風姿あり、陳平には陳平の風姿あり。勇者を叙するに廉頗には廉頗の面目あり、樊噲には樊噲の面目あり。同じく刺客を叙するに、豫讓と專諸と聶政とは纔に一語を出せば口氣已に各、同じからざるを覺ゆ。高祖本紀は寛仁の氣、紙上に動くを見、項羽本紀は暗啞叱咤、人に迫るを見る。故に一部の史記を讀めば直ちに當時の人に接して親しく其事を見、親しく其語を聞くが如く、人をして忽ち喜び忽ち愕き、忽ち懼れ忽ち泣き、自ら已む能はざらしむ。是れ史記の文章の古今獨歩と稱せられ、韓・柳・歐・蘇等の大文豪も亦之を崇拜せる所以なり。我が賴山陽の如きも、特に史記を嗜讀し、その日本外史を著すや、毎旦必ず之を讀み、然る後に執筆せりと傳へらる。日本外史が今日尙ほ家傳戶誦の書となれるは、其文章の史記より出でて、善く人を動せるに由るなり。史記の文章が文章家千古の軌範たる多辯を要せず。見るべし、史記の著者は稀有の大

楊・墨・申・韓を説き、貨殖を論じ、姦人・刺客・游俠・佞幸の事蹟をも大切な
る社會記事として傳へて漏さゞりしが如きは、非凡の大天才に非
ざれば敢て試み得ざる破天荒の壯舉たり。當時の學者の驚倒せ
る亦宜ならずや。後漢の班固は曰く「遷は其是非するところ頗る
聖人に繆れり。大道を論ずれば則ち黃老を先にして六經を後に
し、游俠を序すれば則ち處士を退けて姦雄を進め、貨殖を述べれば
則ち勢利を崇んで賤貧を羞づ。これ其蔽はるゝ所なり」と。是れ
寧ろ其固陋を自白して司馬遷の大史才を激賞せるに齊し。
史記の文章は古今獨歩と稱せらる。史記の史實に對して異論を
挾む者と雖も、其文章に對しては衽を斂めて再拜せざるを得ず。
其雄渾雅健の筆は千歲の下に於て墨痕尙ほ淋漓たるを覺ゆ。蓋
し叙事の變化、精に入り微を穿ち、善く形を離れて神を寫すの妙は、
史記の獨り擅にせる所なり。均しく智者を叙するに、張良には張

等(八書)に至るまで、亦記して漏さず。而して史上の事蹟を一目瞭然たらしめんが爲に、別に十種の年表(十表)を作りて之に添へたり。修史上に本紀・世家・列傳・書・表等の部門を分てるは私撰史たる史記の初めて試みしものにして、漢書以下、歷代官撰の歴史何れも之に則らざるなく、我が大日本史の如きも亦之に據れり。則ち史記は總史の嚆矢たると共に、永く修史の模範となれるものなり。

今日の進歩せる史學より見れば、歴史は治亂興敗以外、一切の社會事項に互りて、事實その儘を記述すべきものにして、著者の道德觀を以て取捨變改すべきものに非ずと雖も、歴史の記事が概して治亂興敗の事蹟に局限せられたる二千餘年以前の往時に在りて、司馬遷の史記が八書に於て文化史・經濟史等の記述の端を開けるは一大卓見たり。特に支那の如く倫理と歴史とを混同し、儒教的僻見を以て何事をも律せんとせし陋習を打破し、儒教に違へる黃老・

初學に誤を傳ふるに過ぎず。其全部に及べる和解の如きは、現代は勿論、往時に於ても絶對に有ることなし。支那正史の嚆矢冠冕たる史記の如く、古今獨歩の名文章として、文章家の理想典型とせる史記の如き名著に對して、尙ほ一部完璧の和解書なきは大正聖代の一大缺陷と謂はざるべからず。

史記一百三十卷は今より二千年前、前漢の太史公司馬遷の著す所なり。史記以前の著述たる左氏傳・國語・戰國策の如きは何れも一時代、一部分の事を記せるに過ぎざれば、時代史・部分史と見るべき者にして總史として見るべからず。司馬遷の史記は此缺陷を補はんが爲に著せる者にして、支那に於ける總史の嚆矢たり。其記する所は太古の黃帝より當代に及び、帝王(本紀)諸侯王(世家)英雄豪傑・姦人・刺客より一技一能に傑出せる者(列傳)に至るまで、善となく惡となぐ、一切之を網羅して殘す所なく、法制・經濟・治水・音樂・風俗・曆制・天文

史記國字解

發行要旨

過ぎし漢學隆盛期には漢文研究には自ら漢文の註釋書行はれ、國字の註釋書は初學の用に供せられしに過ぎず。然るに現代に在りては、國字の註釋に非ざれば殆ど用を爲さざるに至り、曩の補助的書籍は今却て本幹書籍に變じ、國字の註釋なき漢籍は今や高閣に束ねられんとす。近時漢籍國字解書の廣く行はるゝに至れるもの洵に偶然に非ざるなり。然るに國字註釋の未だ曾て史記に及ばざるは何ぞや。他なし、其極て浩瀚なるが爲なり、其或部分は專攻の漢學者と雖も容易に之を解釋する能はざるが爲なり。故に史記の和解の偶存するものは斷片的にして解釋杜撰を極め、

DS
748
S745
1919
v.1

卷 一 第

本

桂 紀

湖

村

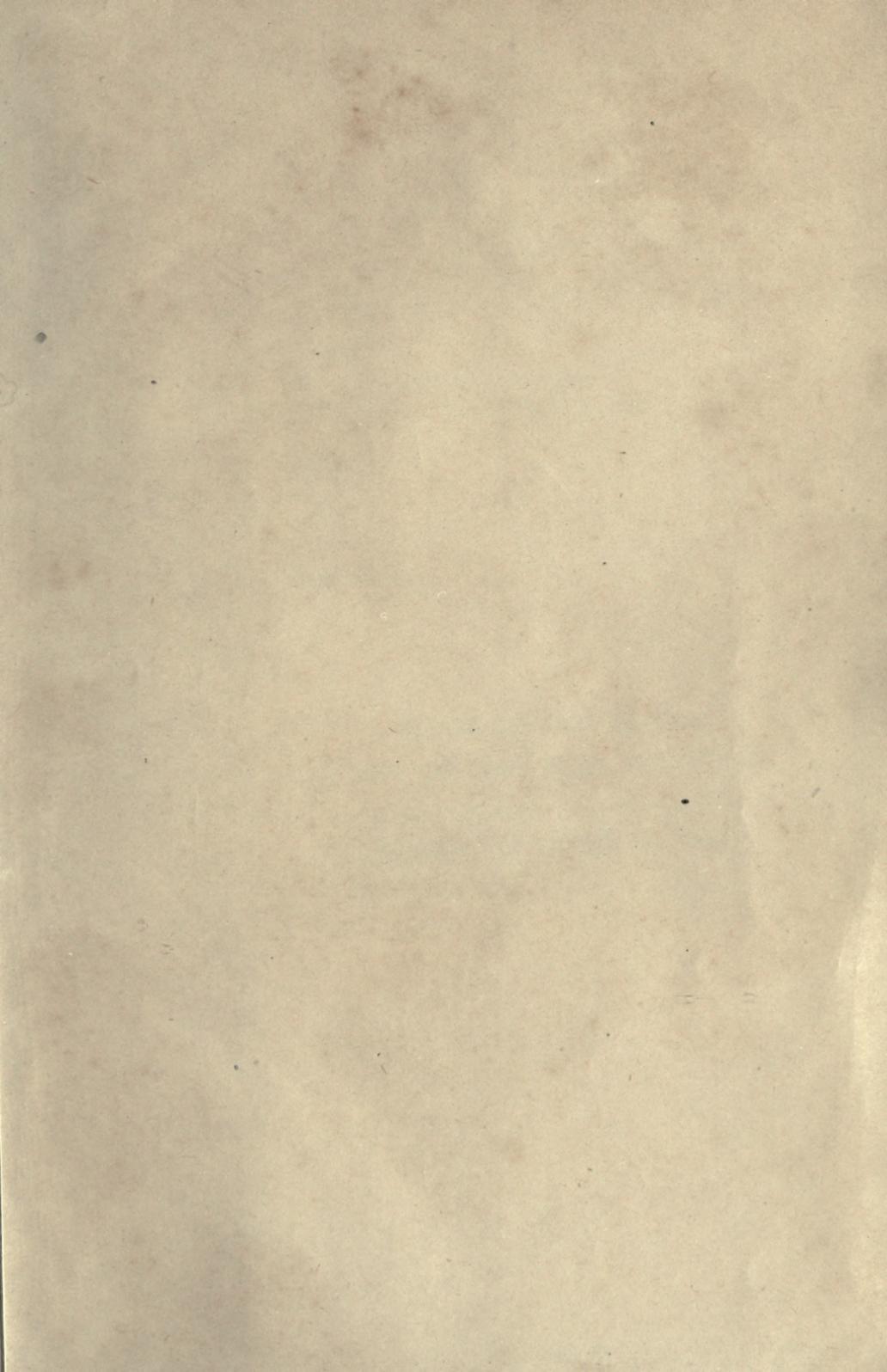
講

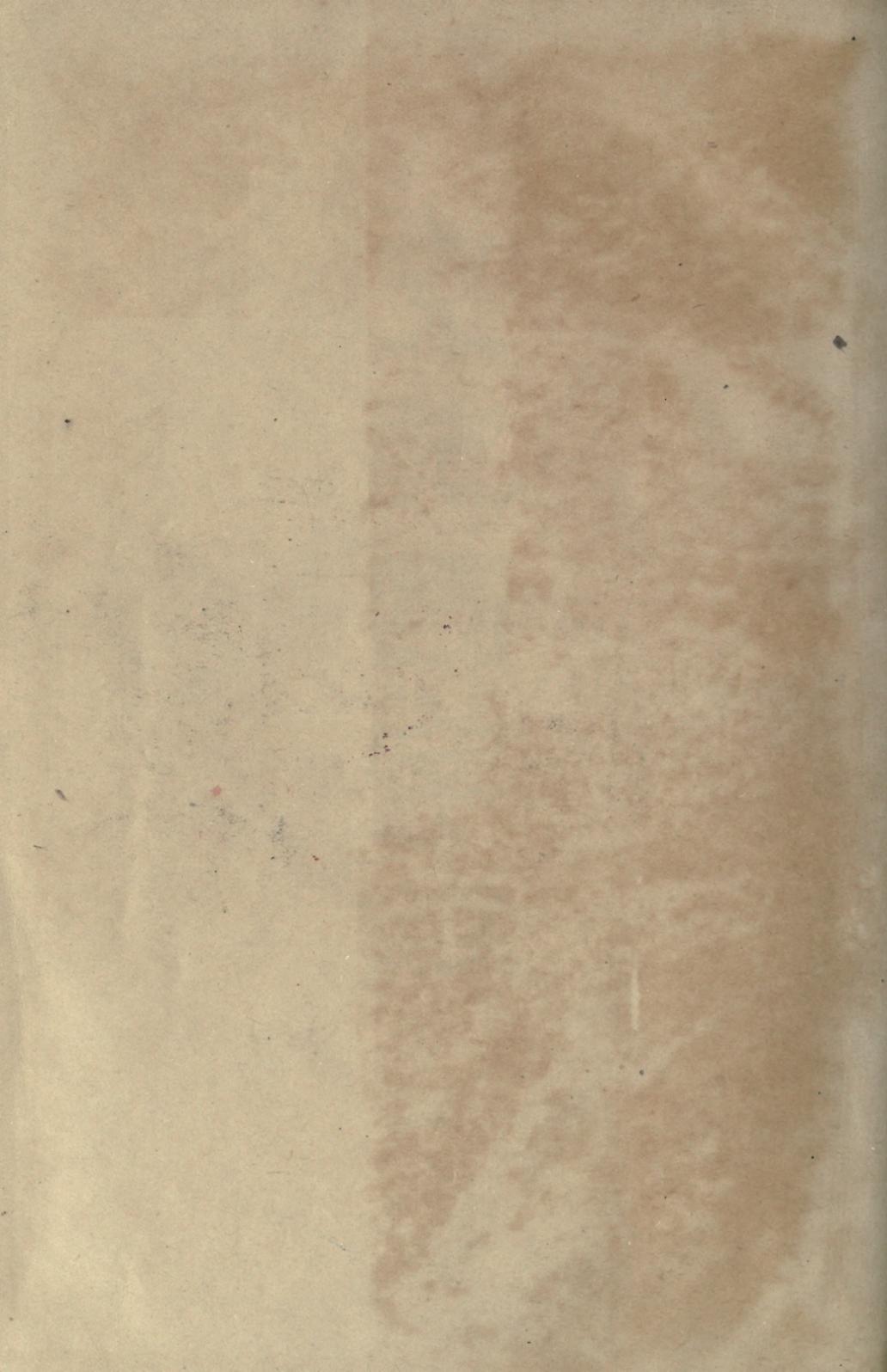
述



史記國字解

一





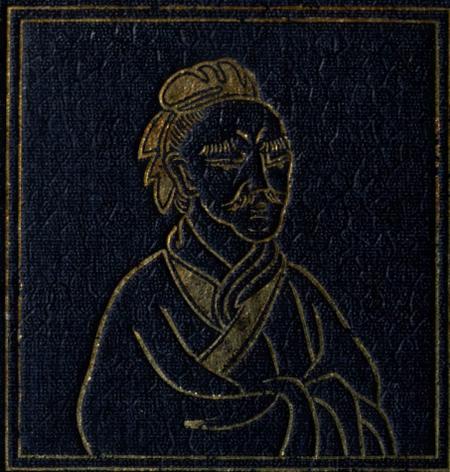
DS
748
S745
1919
v.1

Ssú-ma, Ch'ien
Shiki kokujikai

East Asia

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY



史記國字解